神戸市史

別録

二

緒言

神戸市五十年の進運は主として其貿易の發展に由り貿易の發展は海運の隆昌と相伴ひ海運の隆昌は港灣修築の進捗と相待ち而して神戸の氣象は實に其港灣修築の有力なる基礎條件たり是を以て理學士堀口由己氏に「神戸の氣象」工學博士森垣龜一郎氏に「神戸の港灣」神戸海運業組合に「神戸海運五十年史」文學博士石橋五郎氏に「神戸港外國貿易の變遷」の編述を依囑し此四編を收めて以て別錄第二卷となす

大正十二年三月

神戸市史編纂監修文學博士　原　勝　郎

神戶市史 別錄二

目次

神戶の氣象

神戶の港灣

神戸の港灣

神戸海運五十年史

神戸港外國貿易の變遷

神戸市史 別錄二

神戸の氣象

第一章　神戸氣象事業沿革附神戸平年氣象

神戸氣象事業沿革

氣象の事は古來人の注目したるものにして、東洋にては堯舜禹湯の頃已に其觀測利用の唱道されたるあり。我國にても往古陰陽寮の官制に之が編入されたるを見る。神戸の氣象に關しても古記錄等を溫ぬれば必ずや何等かの典據無きにあらざらんも、夫等は皆氣象思想蒙昧時代のものに屬し、多くは漠然たる記事に過ぎず。然るに明治初年神戸港の開發せらるゝに至るや、必然の要求に迫られて氣象觀測は開始せられ、海岸通の港務所に於て、英人ジョン・マルシャルをして港長の職を執らしめし傍ら、天測及氣象觀測に從事せしむ。是卽ち本港に於ける氣象觀測の嚆矢なり。當時本邦に於ける氣象事業の狀態を見るに、二

三外人の手によりて其觀測の實施せられたるものありと雖も永續せず、多くは湮滅に歸し、唯北海道函館に於て明治五年七月より、又武藏國東京に於て明治八年六月より繼續施行せられあるに過ぎず。されば本港に於ける觀測の記錄は本邦氣象觀測上有數の古き經歷を有し、創設順に於ては實に第三位を占むるものなり。斯くてマルシャルは氣象器械若干を英國より購入し、港務所に於て每日一回（午前九時）の觀測を開始せり。時に明治八年十月なり。之と同時に兵庫和田岬燈臺の建設ありて、同臺規定の下に每日二回の氣象觀測を施行せり。同臺は明治五年の創設にして、元工務省所管に屬し、當時は其機器觀測等稍〻精確を缺く所ありしも、明治十五年來測候所同樣成規の觀測を遂げ、本港兩所の記錄は爾來年々缺漏無きを得るに至りたり。之より先、港長の執れる觀測事務は本縣に於て之を管理し、其結果を內務部農商課に報告せしめ、同時に各國氣象臺竝に必要の箇所に報告せり。而して燈臺の觀測は遞信省に於て之を管理し、中央氣象臺に報告せり。明治十一年內務省地理局に於て、暴風警報事業準備の爲、地方測候所建設の計畫あり。此年國費を以て數ケ所に測候所を設置し、愈〻氣象事業擴張の緖を開けり。明治十六年五月中央氣象臺に於て暴風警報發布の事開始

せらるゝや、本港海岸通水上警察署内に信號柱を建設し、風雨の虞ある毎に一定の信號標を掲揚して船舶に告知せり。明治二十年八月勅令を以て氣象臺測候所條例の發布あり。當時内務大臣は本縣測候所の位置を神戸に指定したるを以て、本縣に於ける從前の觀測所を同測候所條例の下に置かんとするの議ありたるも未だ其運びに至らざりしが、明治二十七年一月港務所内に於て採れる觀測を市内中山手通四丁目なる當時の港長マールマンの自邸に移し、諸般の設備を整ふると同時に、精良なる測器を用ひて觀測を續行せり。越えて明治二十八年八月本縣測候所設置の議愈〻確定せらるゝや、其新設位置を宇治野山に撰定し、同二十九年十一月建築落成、同年十二月より觀測を開始せり。明治三十一年七月港務局設置の勅令ありて新たに本港港務局は設置せられ、同時に前港長の職を解かるゝに及び、港務局に於ける氣象觀測も遂に廢止せらるゝに至れり。然れども當時已に神戸測候所の開設ありたるを以て、其觀測は更に繼承せられ、些も遺憾なきを得て今日に至れり。

神戸市氣象事業の沿革概要斯の如し。斯くして擧げ得たる觀測成績により、以下章を逐ひ天變地異及氣候變遷推移の跡を尋ね、神戸市自然史の一斑を窺は

んと欲す　然るに一地方に於ける個々の氣象現象を論ぜんには、先づ其地の平均氣象を知りて之れと相對比して考へざるべからず。仍て左に明治三十年以降大正六年迄の二十一ヶ年間神戸測候所に於ける觀測の累年平均氣象表の中、氣候觀察上必要なるものを拔萃して掲ぐべし。僅々二十一ヶ年の成績なれども、之れ神戸測候所創立以來の觀察成績の累積より算出したるものにして、各氣象要素の標準平年値に近きものたるを失はず。

第一表　累年平均氣象表

	氣溫								
	平均（攝氏）	最高平均（攝氏）	最低平均（攝氏）	較差 最大	較差 起日	極 最高	極 起日	極 最低	極 起日
一月	四・六五	八・九四	一・〇九	一四・〇	明治四一年十八日	一九・三	大正五年廿二日	(一)五・五	明治[illegible]七年廿六日
二月	四・五四	九・一三	〇・七四	一五・六	同三五年廿七日	一八・九	同元年廿九日	(一)五・八	大正九年十一日
三月	七・九三	一二・四三	三・二五	一六・五	同三一年廿五日	二三・七	明治三五年十三日	(一)四・二	明治三四年四日
四月	一三・三	一八・三三	八・六五	一七・三	大正七年十六日	二五・三	大正九年廿九日	(一)〇・六	同三五年十一日
五月	一七・四五	二三・五三	一三・〇三	一六・五	同三年廿五日	三〇・三	明治三三年廿三日	五・二	同四〇年一日
六月	二一・三九	二五・八六	一七・八七	一五・一	明治三九年一日	三三・九	大正六年廿九日	一〇・〇	同三九年一日
七月	二五・七九	二九・七九	二三・〇八	一四・三	大正二年十二日	三六・三	同六年廿八日	一五・二	同四二年四日
八月	二六・六六	三一・五五	二三・一六	一三・九	同二年七日	三七・六	同三年六日	一七・九	大正六年廿一日
九月	二三・二三	二七・五七	一九・七三	一三・〇	明治三七年十五日	三四・三	明治三五年六日	一〇・五	明治三八年三十日
十月	一七・三八	二一・八〇	一三・七一	一三・〇	同四四年廿四日	二八・八	大正四年八日	五・三	同四二年三十日
十一月	一一・九八	一六・三五	八・三三	一四・四	大正元年十八日	二五・九	同三年四日	〇・五	同四一年廿八日
十二月	六・八三	一一・一三	三・一五	一四・八	明治三八年廿四日	二〇・五	明治三七年八日	(一)四・三	同三四年廿九日
全年	一五・〇〇	一九・六二	一一・三三	一七・三	大正七年四月十六日	三七・六	大正三年八月六日	(一)五・八	大正九年二月十一日

濕度 平均（百分率）	濕度 極 最少	濕度 極 起日	降水量 總計（粍）	降水量 最大 一日間	降水量 最大 起日	降水量 最大 一時間	降水量 最大 起日	雲量（十分率）	風 平均速度（一秒間米）	風 最大	風 同方向	風 起日
六八・一	一二	大正六年 十日	五二・二	四一・五	明治三九年 十日	一四・五	明治三四年 廿一日	五・三七	三・四九	一八・七	西	大正三年 十四日
六六・二	二〇	明治三八年 九日	五二・三	五七・九	大正四年 四日	二七・八	大正四年 四日	五・六八	三・四二	二〇・四	東	明治三二年 廿三日
六七・七	一九	大正二年 五日	九五・九	六四・一	明治三二年 一日	一三・五	明治三二年 一日	六・一八	三・四三	二三・八	北々西	同四二年 十三日
六八・五	二四	明治三三年 二日	一二五・五	六六・七	同三〇年 十五日	二三・五	同三八年 廿日	六・三八	三・二九	二〇・九	北西	同四二年 七日
七〇・一	二四	大正四年 六日	一一二・一	八一・二	同三五年 五日	一九・五	大正九年 七日	六・四八	三・二二	二七・八	東北東	大正九年 七日
七七・三	二七	明治三三年 一日	二一〇・三	一四八・八	同三二年 八日	三〇・三	明治四四年 十九日	七・七四	二・九七	二四・二	北東	同九年 三日
七七・九	二九	大正七年 一日	一四五・〇	一二六・五	同三六年 八日	三五・〇	同四一年 二日	七・二三	三・〇〇	二七・八	北東	同九年 廿四日
七四・四	三四	明治四二年 四三年 廿五日	一二七・〇	一二六・五	大正四年 九日	四七・八	大正四年 九日	六・〇六	三・二四	二九・九	北東 東北東	同九年 二十日
七四・九	二三	明治四一年 大正二年 廿三日	一九一・五	一九九・四	明治四三年 七日	四三・七	明治四三年 七日	六・九三	三・一七	二八・二	北東	明治三七年 十七日
七二・一	三〇	明治三四年 二日	一二五・三	一〇〇・二	同四一年 七日	二三・八	同四一年 七日	六・〇一	三・一七	二三・五	北々西	大正二年 三日
七〇・四	二三	同四四年 廿六日	六三・七	七六・三	同三三年 十七日	一九・五	大正四年 廿六日	五・〇三	三・二八	一八・四	北々西	同九年 十二日
六八・〇	一七	同三〇年 十七日	四九・三	四四・五	大正二年 十二日	二一・八	明治四一年 廿二日	四・七五	三・六九	一七・九	北々西	明治三五年 十四日
七一・三	一七	同三〇年 十二月十七日	一三五〇・一	一九九・四	明治四三年 九月七日	四七・八	大正四年 八月九日	六・二四	三・二八	二九・九	北東 東北東	大正九年 八月廿日

	天氣日數									地震回數
	降水	雪	電雷	濃霧	霜	快晴	曇天	不照	暴風	
一月	九・九	六・七	〇・一	〇・六	一五・一	三・三	六・三	二・九	五・五	一・〇
二月	一〇・〇	七・八	〇・一	〇・二	一五・〇	二・五	六・二	二・五	三・九	一・一
三月	一四・一	三・五	〇・二	〇・五	八・三	二・七	一〇・一	四・二	四・六	一・〇
四月	一三・七	〇・〇	〇・六	〇・四	〇・八	三・五	一一・六	四・六	四・一	〇・六
五月	一一・八	—	〇・八	〇・五	—	三・八	一三・〇	三・七	三・三	〇・七
六月	一五・一		〇・八	一・〇	—	一・〇	一七・八	五・五	二・三	〇・八
七月	一一・八	—	二・二	〇・二	—	一・四	一四・三	三・二	二・〇	〇・七
八月	一〇・六	—	二・八	〇・一	—	二・六	九・八	一・五	二・五	二・〇
九月	一四・三	—	二・二	〇・一	—	一・九	一四・二	三・九	二・八	〇・八
十月	一〇・七	—	〇・四	〇・五	〇・一	四・二	一〇・八	四・一	二・八	一・〇
十一月	九・四	〇・一	〇・四	〇・八	一・九	五・九	六・六	三・八	三・五	一・四
十二月	九・二	二・九	〇・二	一・〇	一〇・三	五・〇	四・七	二・三	五・五	〇・三
總計	一四〇・六	二〇・六	一〇・八	五・九	五一・五	三七・八	一二五・四	四二・二	四二・八	一一・四

注意

一、表中全年欄の數字は氣溫、濕度、雲量、風速度の平均にありては年平均値、降水量にありては其總計、各要素の極又は最大にありては年中の極數を示す。

二、攝氏の度を華氏の度に換算するには攝氏の度を二倍しその一割を減ぜしものに三十二度を加ふべし。

三、氣溫最高平均及最低平均とは毎日の最高及最低溫度の平均なり。

四、降水量とは雨の外雪、霰其他水の變形せるもの〻降下せしを融解せしめ水として計りしものな

り。

五、降水日數とは前記降水量の一日間に〇・一粍以上ありし日なり。

六、雲量とは雲の種類濃淡に關係なく空を蔽ふ面積の十分率を言ふ。

七、雪、雹、雷、濃霧及霜日數は量又は强に關係なく起し日の數なり。

八、快晴日數とは一日間雲量平均二以下曇天日數とは一日間量八以上の日數なり。

九、不照日數とは一日間全く日照のなかりし日數なり。

十、暴風日數とは一日間の內に風速度一秒間十米以上の風の吹きし事ある日數なり。

十一、地震回數は測候所に於て人體に感覺ありし回數なり。

第二章　氣候の推移

（明治九年より同二十九年迄は港務局に於ける觀測により、明治三十年以後は神戸測候所の觀測成績による。）

明治九年。　一月は平年と略〻相等しかりしも、二・三月は氣溫稍〻高く、溫度及雨量稍〻少く、四月となりて氣溫は平度に復せしも、降雨甚少く、僅に平年の一割强に過ぎず。　五月に入りて寡雨は稍〻緩和せられたるも、六月は再び著しき旱天を呈し、全月概ね晴燥して梅雨の出現を見ず。　七月亦稍〻寡雨なりしも、溫度は割合に大にして氣溫高く蒸暑甚だしかりしが、八月に入りて暑氣益〻酷烈、平年よりも三度の過高を呈し、最高氣溫三十二度（華氏九十度）以上の日數二十二日に及べり。　加ふるに旱天連續して雨量殆んど皆無なりき。　此の旱魃は九月の中旬まで繼續したりしが、之より漸く潤雨を見るの日多く、雨量平年と大差無き迄に至りたるも、氣溫の過高は依然として繼續し、殘暑著しかりしが、十月以後漸く平溫に復したり。　降雨復非常に少く、十月以後三ヶ月間は雨らしき雨殆んど無く、殊に十一月、十二月は溫度著しく減少して晴燥の裡に年を終れり。　要するに本年は夏季

明治九年

の高溫著しく、全年を通じて非常の寡雨なりき。

明治十年

明治十年。　年初四ヶ月間は雨量非常に少なく、概ね平年の三分の一にも足らず、濕度亦減少を繼續す。　氣溫は概して平年に等しかりしが、晩春五月となるや、俄かに昇高して夏季早來の感あり。　濕度も稍過高を呈し、雨量漸く平年量に達せり　然るに六月は再び寡雨甚しく、所謂カラ梅雨の狀態を現はし、氣溫の過高依然たり。　七月となるや七日に大雨あり、引續きて中旬の前半概ね多雨にして、全月を通ずれば平年の一倍半量を測りたり。　而して氣溫の過高は此月を以て絕頂となし平年より三度餘高く、暑氣甚だしき事八月を凌駕し、下旬の後半には雷鳴頻繁なりき。　八月以後年を終る迄に於ては、十月に颱風一過し稍多雨なりしと、八・九月が稍多濕なりしとを異とするのみにて、概ね平年と大差無き氣候なりき。

明治十一年

明治十一年。　本年は概して平調に始終せりと雖も、唯三月及六月の降雨量平年の約半ばに過ぎず、從つて春霖及梅雨の現象發露せず。　爲めに六月は日照多くして氣溫の昇高著しかりき。

明治十二年

明治十二年。　一月は平年と等しき狀態にありしも、二月は異常に溫暖にして

殆んど三月に相似たる氣溫を示したり。其後平調に復したりしが、五月となりて多雨多濕、雨量は平年の倍量に達し、春霖晩現又は梅雨早現の狀態となりたり。然るに六月以後十一月迄は概ね平年量の半分に減じ、濕度亦過少を呈したりしが、十二月に入りて平調に復せり。氣溫は夏期三ヶ月間炎暑著しく、殊に八月は約三度の過高にして、華氏九十度以上に昇りたる日數二十三日に及べり。されど秋季は平年と殆んど相等しく經過し、十二月となりて再び過高の溫度を示せり。

明治十三年

明治十三年。一月の氣溫稍〻過低なりしに反し、二月は異常に溫暖にして三度弱の過高を示し、且雨量頗る多かりしが、三月以後は平調に復し、四月、五月は天氣比較的良好にして春霖を見ず、六月亦梅雨の徵候不鮮明にして、雨量平年の半ばにも達せず、其後に於ては九月の降雨が異常に少なかりしを除けば、餘は略〻平年氣候と大差無かりき。要するに本年の特徵は二月の過暖多雨と、六・九兩月に於て雨季の現象著はれざりし事のみなり。

明治十四年

明治十四年。降雨は四月まで平調にして寧ろ過少の方なりしが、五・六月は非常に多く、殆んど平年の倍量に達し、殊に六月は梅雨霪霖を極めたりしも、七月は

平年と略〻相等し。然るに八月の雨量殆んど皆無にして、微量の驟雨以外に雨日無し。秋季三ヶ月亦寡雨なりしが、十二月に至りて漸く平年に復せり。氣溫は一月に稍〻過低を示し、二・三・四月平溫なりしが、五月以後十一月迄は常に一度乃至二度の過高を示したりしも、極めて著しき過高を示す月は無かりき。此外本年の特徵として擧ぐべきは、年初四ヶ月間濕度非常に少なかりし事なり。

明治十五年

明治十五年。一・二月は稍〻低溫にして乾燥したりしが、三月に至り氣溫は平度に復せしも、乾燥著しく、雨量過少を示せり。其後年を終るまで概ね順調に經過し、梅雨も顯著ならず、例年多雨なる九月も寡雨晴燥なりき。要するに本年は何等特異の點無かりし年なり。

明治十六年

明治十六年。五月までは平年と大差なく、唯三月が雨量過少なりしのみにて、概ね順調に經過したりしが、六月以後は氣溫過高、雨量過少となり、殊に七月は平年より三度餘の氣溫過高を示して、七・八月共降雨を見る事稀にして、旱天炎暑烈しかりしが、十月に入りて天氣頓に變じて秋霖顯著となり、殊に中旬の雨量多かりしため、月量三百十粍を計り、平年より二百粍弱の過多となれり。之より後は天候平常に復せり。

明治十七年

明治十七年。　一・二月は氣溫稍〻過低にして、二月は雨量皆無なりしが、三・四・五の三ヶ月はすべて平年と差異少なし。　然るに六月には梅雨顯はれず、氣溫稍〻過高を呈し、却つて七月に入りて雨天多く、梅雨稍〻晩現せり。　八月は平調に經過し、九月に入るや月央より降雨饒多にして秋霖顯著なりしが、十月は秋晴連續して雨量殆んど無く、氣溫平年と大差なかりしも、十一月となりて冷氣頓に加はり、平年より著しく過低を示せるまゝ年を終れり。

明治十八年

明治十八年。　前年末よりの寒氣に引續き、一・二月氣溫過低雨量稀少、三月亦春寒料峭たりしが、四・五月の雨量稍〻豐富にして、溫度も亦緩和されて、略〻平年と相等しくなりたり。　然るに六月に入るや霪霖又霪霖、且其雨量頗る大にして、全月總量は五百粍にも垂んとせり。　太氣又甚しく濕潤して稀有の顯著梅雨を示せり。されど七月となりて全く恢復して、八月は雨日僅かに一日、雨量僅少溫度過高を以て終始せり。　其後は十月に雨量稍〻多かりしのみにて、概ね平調を持したり。

明治十九年

明治十九年。　一・二月は雨量殆んど皆無にして、寒氣異常に酷しかりしが、三月よりは氣候順調となる。　六月に入りては梅雨を見ず、七・八月も旱天炎暑殊に著しく、雨日僅かに一・二日に過ぎず。　九月は雨日打續きたりしも、雨量割合に少な

く、十月に至るも殘暑減退せず、稍〻多雨なりしが、十二月に至りて漸く平調に復せり。

明治二十年

明治二十年。一月稍〻多雨にして寒氣緩和されしも、二月は全く雨天を見ず、其後も概ね寡雨なりしが、氣溫は至極適順にして、春暖早來は四月氣溫の過高となりて現はれたり。然るに七月は雨天殆んど皆無なりき。されど微量の驟雨時時來りて暑氣を緩和し、八月亦斯くの如く經過し、十月は上旬の終りに稍〻多量の降雨ありしも、餘は概ね好晴にして溫暖に年を終れり。

明治二十一年

明治二十一年。一・二月は氣候適順なりしが、三月より溫度の過高雨量の過多を示し始め、四月となるや春雨豐かに降灑ぎて平年より八十粍の過多を示したり。五月は雨量少なきも雨日多く、溫度の過高稍〻著しく頗る暖濕なりしが、六月は雨量少くして梅雨顯現せず。七・八月は氣溫の過高稍〻著しく、其後は殆んど平年と大差無く經過したり。

明治二十二年

明治二十二年。氣溫は全年を通じ平年と大差無かりしも、四月の雨量平年の倍量以上に達し、春霖濛鬱を極め、梅雨晩現して七月全月の雨量又平年の倍量に達して、降水日數十七日に及びたり。之れ以外本年はさしたる氣候の變調を呈

せざりき。

明治二十三年

明治二十三年。氣溫は一月及十・十一月が平年と大差無かりしのみにて、其他の月は概ね二度内外の過高を示し、殊に二月及十二月は平年より約四度の過高にして異例の暖氣を催せり。降雨狀態亦頗る變調にして、春季三ヶ月共平年の倍量に達し、春霖著しく、之に反して夏季は雨少く、梅雨顯現せず、八月は殊に晴燥せり。然るに九月となりて稍〻潤澤なる降雨を見るに至り、十月は上旬に於て大雨ありしため雨量の過多を來したるも、概ね晴天多く、十一月亦適順に經過せり。十二月となりて冬には稀なる豊かなる雨降る事屢〻にして、雷鳴時々之に加はり、頗る變調なる年末なりき。

明治二十四年

明治二十四年。氣溫全年を通じて稍〻過高なりしが、特に九月の殘暑著しくして、平年より三度餘の過高を示せり。雨量は常に平年以下に在り、殊に四月、六月、十月の雨少なく、春霖、梅雨、秋霖皆其特徵を示す事無く、十月などは殆んど雨量皆無なりき。

明治二十五年

明治二十五年。五月の雨量稍〻過多なりしのみにて、年初より六月までは至極適順なる氣候を保持したりしが、七月に至りて氣溫俄かに急昇し、平年より高き

事三度餘に及び、八月、九月亦一般に過高にして炎暑著しく、殊に八月は雨日僅かに一日に過ぎず、雷鳴の起る事頻繁なりき。　其後は概ね順調に經過せしが、十二月となりて氣温急降し、雨量稀少にして寒氣甚しかりき。

明治二十六年

明治二十六年。　一・二月の寒氣稍〻酷しく、其後は平調に復せしが、五月に至り陰濕の日多く、雨量殆んど平年の倍量に達したり。　六月は之に反して梅雨の特徴も顯はれず、七月に入りて旱天連續雨量皆無を呈し、氣温非常に高く、暑氣酷烈平年より四度弱の過高を示せり　八・九月亦暑氣著しく、十月は氣温平度に復せしも、雨量多く秋霖の特徴顯著なりき。　其後は略〻平年と等しくなれり。

明治二十七年

明治二十七年。　五月までは頗る順調に經過したりしが、六月に至りて氣温の過高稍〻著しきを見たり。　之れ雨量の過少に依るものなるべし。　七月となりて雨量又々減少して氣温急昇し、平均二十九度二は平年より高き事四度にして、華氏九十度以上の日數二十日に及びたり。　八月に入りて降雨は殆んど皆無の狀態となり、氣温愈〻上昇して平均氣温三十度を突破し、全月を通じて最高氣温九十度を降る事殆んど無く、實に稀に見るの酷暑旱魃を見、九月に入りても尚殘暑甚だ酷しく、雨量寡少の裡に十月に入るや、茲に漸く平年と大差無き迄に氣候の恢

復を見たり。要するに本年の酷暑と旱天は非常のものなりき。

明治二十八年

明治二十八年。本年は平年と頗る相似たる年にして、全年を通じて殆んど何等の變調を見ず、唯七月が比較的多雨にして冷涼なりしのみなり。

明治二十九年

明治二十九年。六月迄は至極順調に經過したりしが、七月に至りて雨量平年の倍量に達し、八月も亦一般には天氣良好なりしも、日量百粍以上の降雨ある事二回に及び、其總量亦平年の倍額なり。然るに九月となりて上旬十日間連日大雨降續きて總量三百粍に及び、本月の雨量をして平年の倍量に達せしめたるは此の十日間の降雨の所爲なり、之が爲め當市湊川の堤防決潰して、市内に非常なる慘害を釀せり。以上三ヶ月の大雨後は氣候概ね順調に復せり。

明治三十年

明治三十年。一月は曇天多く、稍〻多雨濕潤にして、其後も概して陰曇の日多かりしが、六月に至り晴燥して雨日少なく、却つて七月に入り曇雨の天氣多くなりたり。八月亦雨模樣の日多かりしも、雨量は平年と大差無かりき。然るに九月に入り多雨濕潤を極め、雨日二十四日雨量五百十八粍に及び、稀有の霪霖を呈せり。十月以後は平調に復せしが、十二月となりて晴天多く、乾燥して氣溫の過低稍〻著しかりき。其他の月には氣溫概ね平調にして風も弱かりき。

明治三十一年

明治三十一年。一・二・三月は曇天多く稍〻多雨なりしも、四月は晴燥に經過し、五・六月亦平順なりしが、七月以後は雨量の過少著しく、晴天多く氣温稍〻過高を示せり。然るに十月となりて雨は依然少量なるも太氣異常に濕潤となり、十一及十二の兩月に至りて稍〻多雨となりたり。風は二月及八月に稍〻強く、強風日數も多かりしが、其餘の月は平穩にして、殊に七月は一回も暴風に達せざりき。

明治三十二年

明治三十二年。一月は晴天頗る多く、太氣乾燥して氣温稍〻低かりしが、二月以後は概ね順調となり、五月に至りて雨少なきも陰曇の日頗る多くなり、六月亦比較的濕潤なりしが、七月となりて雨量及雨日の過多を來し、八月も曇天多く濕潤の裡に九月に入り、秋冷早來して氣温は過低となり、雨量平年の倍量を示し、暴風日數も五日を算し、陰曇多雨なりき。十月以後は概して順調なりしも、氣温は依然稍〻過低の内に年を終れり。

明治三十三年

明治三十三年。三月までは順調に經過したりしが、四月となりて春霖濛鬱雨量雲量の過多を示し、五月、六月は之に反し、殊に六月は平年梅雨季にも拘らず晴天頗る多く、雨日僅かに六日に過ぎず、異例の乾燥を示せり。其後は概ね平年と大差無く、唯十一月が平年好晴多き月なるに、曇雨の天氣稍〻多かりしのみなり。

明治三十四年

明治三十四年。一月は平調なりしも、二月は晴天多く乾燥して寒氣著しかりき。三月亦異常に好晴の日多く、其後も降雨概して多からず、平年と大差無き氣候を保ち、唯七月が曇天の日多かりしため、氣溫に稍〻過低顯はれたると、九月及十二月が頗る好晴なりしとのみなり。

明治三十五年

明治三十五年。一・二月乾燥寡雨晴天多かりしも、其後順調に經過し、七月となりて曇天頗る多かりし爲め、比較的冷涼、八月も亦雨量雲量多く氣溫稍〻過低にして濕潤なりしが、其後平調に復し、十二月は溫暖なる日多かりき。

明治三十六年

明治三十六年。年初より五月迄は稍〻濕潤多雨なりしも、先づ順調に經過したるが、六月は雨量甚だ少なく、梅雨全く顯はれざりき。然るに七月となりて濕氣雲量大に增加して、全月を通じ雨曇の天氣二十四日に達し、氣溫の過低を來し、陰鬱冷涼、加之大雨降る事多かりし爲め、雨量莫大となり、六百二十八粍といふ稀有の月量を示せり。然るに八月となりて天候俄に變轉し、好晴乾燥、雨量十粍にも達せず、旱天連續せり。其後は概ね順調に經過したり。

明治三十七年

明治三十七年。一・二月は風強き日無く、好晴寡雨氣溫も適順なりしが、三月より曇天の日多く、六月の梅雨も稍〻顯著にして、一般に平年氣候の儘推移し來りし

か、八月は旱天多く、雨量激減して暑氣酷しかりき。　されど其後は順調に經過し、唯十一月のみ風強き日多かりき。

明治三十八年

明治三十八年。　一月は曇天多く、濕潤にして風弱かりし爲め温暖なりしが、二月は乾燥寡雨にして寒氣稍〻嚴し。　三・四月は陰曇なりしも雨多からず、五月も平調なりしが、六月に入りて梅雨頗る顯著となり、雨天日數二十二日を算し、雨量亦平年の倍量となり、非常に濕潤なる氣候を呈し、七月は略〻平調なりしも、八月に入りて又々六月に劣らぬ多雨多濕を起し、爲めに氣温高まらず、陰冷なる夏を現したり。　其後は概ね平年と大差無く、十一月は秋空頗る晴朗の日多く、之に反して十二月は曇天多く多濕なりしため、寒氣大に緩和せられたり。

明治三十九年

明治三十九年。　二・三月に風強き日稍〻多かりしも、概ね順調なる氣候を保ち、四月は天氣頗る良く、快晴日數十日を算し、其後概ね平年と大差無く經過し、七月に至り大に濕度の増大を見たれども雨多からず、依然平調を保ちたりしが、十二月に至り風頗る強く、暴風日數十二日を算し、而も雨天多く稍〻温潤なりき。

明治四十年

明治四十年。　二月に降雨甚だ少なく寒氣稍〻強かりしと、四・五月及十二月に風強き日多く晴燥したりしとを除けば、全年を通じて頗る平調に經過したり。　但

夏秋の交は風強き日稍〻多かりき。

明治四十一年

明治四十一年。本年も全年を通じて氣候頗る順調、平年と大差無き儘に推移したり。强ひて特異を求むれば、四月及十月に雨量稍〻多かりしと、秋冷少しく著しかりしとのみなり。

明治四十二年

明治四十二年。一・二月平調に過ぎ、三月は風強き日多く、四月、五月は晴燥したり。六月に入りて梅雨の顯度著しく陰濕多雨なりしが、七・八月は寡雨晴燥の裡に過ぎ、九月となるや秋霖顯著に現はれたれども、暴風日數少なく、十月は平穩寡雨冷涼なりき。十一月は天氣良好なりしも、風強き日多く、暴風日數九日を算せり。

明治四十三年

明治四十三年。一月は陰曇多濕なりし爲め寒氣稍〻緩和され、二月は晴燥したる爲め寒氣稍〻著しかりしが、其後は概ね平調に經過し、六月の雨期も相當に顯現したり。七月に入りて晴燥の日多く、降雨平年の半量に過ぎざりしも、八月は驟雨時々來りて暑氣稍〻緩和され、九月に入りては秋霖著しく、雨量四百粍を超過し、頗る陰曇多濕なりしが、其後平調に復し、十一・十二月は大に晴燥したり。

明治四十四年

明治四十四年。二・三・四月に風強き日多かりしも、他に認むべき變調もなく、六

月に入り二雨季の特徴顯著に現はれ、七・八・九月とも概して濕潤なりしが、十月以後は著しく晴燥したり。

大正元年

明治四十五年
大正元年一月は風強き日多く寡雨晴燥なりしため、氣溫稍〻過低なりき。然るに二月は風力に於ては一月と大差無きも、陰曇多雨多濕なりしため寒氣大に緩和され、稀に見る溫暖となり、平年より過高三度餘の氣溫を示せり。其後概ね順調に經過し、次第に晴燥して六月に入るも梅雨顯はれず、寡雨晴燥なりき。然るに七月となりて雨量は平年と大差無きも、全月を通じ天氣陰鬱にして濕度高く、小雨屢〻降りて曇天日數二十二日を算し、雨季晚現を示せり。それが爲め盛夏三旬陰冷なりしが、八月に入りて旱天連續し雨日少なく、炎暑稍〻著しかりき。されど九月となりて潤雨を見、概ね順調に復し、十一月は晴燥冷涼なりき。

大正二年

大正二年。年始より概して平調に經過し、四月の春暖稍〻著しく、六月に入るも多雨ならず、其後も一般に晴燥寡雨にして、而も氣溫却つて多少の過低を示し、秋冷早く來りて九月の氣溫は平年より約二度低し。十月の雨量稍〻多かりしも、雨天却つて少く、概して順調なる氣候を保ちたり。

大正三年

大正三年。本年は平年に比し何等の特異もなく經過したる年なり。唯幾分

の相違は五月が稍〻多雨多濕なりしと、七・八・九月が晴燥したる爲め其三ヶ月間氣溫稍〻過高を示したるのみなり。

大正四年　大正四年。一月は平常なりしも、二月は多雨多濕にして雨量平年の倍量以上に達したり。其後略〻順調に經過したりしが、六月の雨季に入りて梅雨現象稍〻顯著となりたり。されど七月は之に反して旱天多く、雨量僅少にして暑熱著しかりき。其後は八月が稍〻多雨にして陰曇なりしのみにて、概ね順調なりき。但し十月は雨天稍〻多く、高溫にして風強き日多かりき。

大正五年　大正五年。一月は晴燥して比較的溫暖なりき。三月も等しく晴燥したれども、風強き日多くして春寒著しかりき。其後は概ね平年と等しき氣候を保持して推移したりしが、九月は殘暑比較的に強く、十月以後は多雨多濕に經過したり。

大正六年　大正六年。一月は暴風日數十四日に及び、頗る晴燥して雲量非常に少なく、寒氣強かりしが、二月となりて稍〻緩和され、其後略〻順調に復したりしが、五月となりて再び寡雨乾燥の天候となり、六月亦梅雨の現象不鮮明に過ぎ、七月となるや旱天著しく、無雨繼續二十四日に及び、炎暑酷しかりき。八月は略〻平調に復し、九月、十月は從前の傾向に反し頗る陰濕多雨となり、兩月とも雨日約二十日を算せり。

十一月は比較的好晴に經過せしが、冷氣著しく平年より三度の過冷を示し、十二月となるや暴風日數十五日に及び、太氣乾燥して寒氣甚だ酷しかりき

大正七年　大正七年　一月が晴燥寡雨にして寒氣酷しかりしのみにて、其後平年と大差無く、頗る順調に經過し、何等他奇なかりき。されど一年を通じ風強き日比較的多かりき。

大正八年　大正八年　一月は風強き日多く比較的陰曇なりき。二月に入り風は弱かりしも陰濕の日多く、三月は平調なりしも、四・五月は著しく晴燥し、殊に五月は好晴の日頗る多く寡雨甚だしかりき　六・七月は平調に復したるも、八月に至り又々晴燥して旱天多かりき。九・十月は平年と大差無き氣候なりしも、十一月は曇雨天多く秋晴を見る事少なく、十二月に至り全く平順に復せり

第二表　平均氣溫表

（明治九年より同二十九年迄は港務局の觀測明治三十年以後は神戸測候所に於ける觀測）

年　月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
明治九年	四・八	五・七	八・九	一四・三	一九・二	二一・七	二七・三	二九・七	二五・四	一七・九	一一・〇	六・八	一六・一
同十年	五・一	四・六	七・三	一四・二	二〇・三	二三・四	三一・二	二六・八	二三・八	一七・二	一一・三	七・四	一六・〇

明治十一年	三・八	三・七	七・一	一三・二	一八・一	二二・七	二五・八	二七・八	二五・三	一八・七	一三・一	六・四	一五・四
同　十二年	四・八	六・四	七・六	一二・七	一三・二	二二・八	二七・四	二九・四	二四・〇	一七・五	一一・三	九・八	一五・六
同　十三年	三・八	六・九	一〇・三	一三・二	一八・六	二二・一	二七・一	二七・三	二四・三	一八・七	一一・三	五・五	一五・八
同　十四年	二・九	四・〇	六・九	一三・八	一九・三	二三・六	二六・七	二八・七	二五・二	一七・七	一三・五	七・一	一五・八
同　十五年	六・六	六・九	七・九	一五・九	一八・二	二一・六	二五・九	二六・六	二三・四	一八・六	一三・〇	五・六	一五・八
同　十六年	四・一	四・六	六・八	一二・三	一七・三	二三・六	二八・六	二八・七	二四・五	一九・三	一一・九	六・六	一五・六
同　十七年	三・九	三・二	七・八	一二・七	一七・八	二三・二	二五・八	二六・七	二四・七	一七・四	九・五	五・六	一四・六
同　十八年	二・九	三・三	五・八	一三・五	一七・四	二二・五	二五・四	二八・〇	二四・四	一八・五	一六・九	七・二	一五・五
同　十九年	三・五	二・五	八・一	一三・五	一七・七	二三・四	二七・〇	二八・一	二四・九	二〇・五	一三・〇	六・九	一五・七
同　二十年	五・七	五・七	七・八	一四・七	一八・一	二三・六	二五・八	二七・八	二四・七	二〇・一	一三・八	八・三	一六・一
同　廿一年	五・三	四・一	一〇・三	一四・六	一九・四	二一・六	二七・五	二八・四	二三・四	一七・四	一三・九	七・九	一六・一
同　廿二年	三・九	四・三	八・五	一三・六	一七・四	二三・二	二六・二	二八・五	二三・四	一七・二	一一・八	七・〇	一五・三
同　廿三年	四・九	八・一	九・九	一五・二	一八・八	二三・八	二七・〇	二八・六	二六・二	一八・三	一三・四	一一・三	一七・一
同　廿四年	四・〇	四・四	九・四	一四・二	二〇・〇	二三・七	二五・〇	二九・三	二六・四	一九・〇	一三・二	八・〇	一六・三
同　廿五年	五・五	四・八	六・五	一四・〇	一八・二	二三・一	二八・五	二八・七	二五・二	一八・〇	一一・三	五・二	一五・六
同　廿六年	四・五	三・四	七・六	一四・三	一七・七	二〇・九	二八・九	二九・一	二五・九	一八・五	一一・三	六・八	一五・七
同　廿七年	四・九	四・七	九・八	一五・六	二〇・三	二四・八	二八・九	三〇・一	二五・三	一八・一	一三・八	七・二	一六・九
同　廿八年	三・九	四・一	七・九	一四・三	一八・五	二一・三	二四・七	二八・五	二四・七	一八・六	一三・一	六・九	一六・五

年 月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
明治廿九年	四・七	四・六	六・四	一五・〇	一七・三	二三・五	二五・五	二八・六	二四・二	一九・〇	一四・六	六・五	一五・七
同　三十年	五・六	三・九	七・三	一二・〇	一七・四	二〇・四	二五・一	二七・七	二二・八	一六・四	一三・八	五・二	一四・七
同　卅一年	五・七	五・六	六・八	一二・二	一七・七	二一・四	二五・九	二七・九	二三・九	一八・四	一三・六	七・九	一五・六
同　卅二年	四・四	五・九	八・九	一三・八	一九・一	二三・八	二五・五	二六・四	二一・四	一五・〇	一〇・四	八・〇	一五・二
同　卅三年	三・二	四・一	六・九	一三・六	一八・四	二二・三	二四・三	二七・五	二三・九	一七・七	一三・七	六・七	一五・〇
同　卅四年	六・三	三・二	七・一	一四・三	一七・三	二一・四	二三・九	二六・九	二三・五	一八・九	一一・六	六・〇	一五・〇
同　卅五年	四・一	四・三	九・五	一二・二	一七・四	二二・二	二三・七	二五・四	二三・二	一七・四	一三・五	九・二	一五・一
同　卅六年	五・九	五・〇	九・八	一四・二	一六・五	二一・〇	二三・五	二七・五	二四・七	一七・四	一〇・九	五・七	一五・二
同　卅七年	三・四	五・七	七・三	一四・五	一七・三	二三・三	二六・三	二七・三	二三・七	一六・九	一〇・一	七・二	一五・一
同　卅八年	六・三	三・七	七・四	一二・三	一七・七	二一・五	二五・八	二四・五	二三・一	一七・八	一二・三	九・一	一五・一
同　卅九年	三・六	四・一	七・七	一三・一	一七・三	二〇・四	二五・二	二六・六	二一・八	一七・一	一〇・七	六・八	一四・五
同　四十年	五・八	三・九	七・〇	一三・一	一七・三	二〇・二	二四・七	二六・七	二一・五	一七・二	一二・九	六・二	一四・七
同　四十一年	五・二	四・四	七・四	一三・五	一七・二	二一・六	二四・二	二六・二	二一・八	一七・七	一〇・四	七・三	一四・七
同　四十二年	四・三	四・四	六・六	一三・七	一七・四	二一・八	二五・六	二七・一	二三・七	一六・二	一一・九	六・二	一四・八
同　四十三年	六・一	三・四	六・一	一二・三	一七・九	二二・五	二五・七	二五・九	二三・三	一七・二	一一・九	五・七	一四・七
同　四十四年	四・四	五・二	八・五	一二・九	一七・二	二二・三	二五・三	二六・三	二四・二	一六・七	一三・一	六・七	一五・二

大正元年	四・一	七・四	八・二	一三・五	一七・二	二二・二	二四・五	二六・九	二一・八	一六・九	一〇・六	六・九	一四・九
同二年	三・六	四・六	六・三	一四・七	一六・七	二一・〇	二四・六	二五・九	二一・三	一七・三	一一・七	六・五	一四・五
同三年	五・〇	五・〇	九・九	一一・九	一八・二	二一・五	二七・三	二七・九	二四・三	一七・一	一三・五	七・五	一五・八
同四年	四・五	五・〇	六・四	一三・三	一七・四	二三・三	二六・一	二六・九	二四・六	一九・三	一三・一	七・四	一五・五
同五年	六・八	五・六	五・八	一三・三	一八・二	二三・五	二五・八	二七・四	二五・〇	一七・八	一三・六	七・八	一五・九
同六年	二・七	四・一	六・八	一二・九	一六・五	二一・一	二七・〇	二六・一	二四・〇	一七・九	九・二	四・三	一四・四
同七年	二・三	四・二	六・九	一三・一	一七・〇	二〇・七	二六・〇	二六・四	二三・五	一七・四	一一・三	六・一	一四・五
同八年	四・二	四・七	八・四	一三・七	一七・五	二一・二	二四・七	二六・二	二三・五	一七・六	一三・六	六・三	一四・九
同九年	四・四	三・八	七・八	一三・三	一七・一	二一・八	二六・三	二六・二	二三・二	一七・六	一三・四	七・三	一五・二

備考　明治九年より同二十九年迄は最高、最低の平均、同三十年より大正六年迄は二十四回観測の平均、大正七年以後は六回観測の平均値なり

第三表　降水量表

（明治九年より同二十九年迄は港務局の観測 明治三十年以後は神戸測候所に於ける観測）

年 ＼ 月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	總量
明治九年	二八・四	一四・〇	七七・五	一五・〇	八三・一	三〇・五	一〇九・七	七・六	一九四・〇	一六・五	三・〇	二二・四	六〇二・六

年/月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	總量
明治十年	一一・七	二・三	一五・五	四〇・九	九九・八	五八・四	二七一・九	六四・八	一七一・五	一八六・二	四八・五	五三・一	一〇二四・二
同　十一年	七〇・四	六九・八	五一・〇	一〇九・二	一六一・三	一二三・九	一二六・七	一〇一・八	三二一・八	一六五・六	六七・三	一七・八	一三七二・六
同　十二年	三八・九	五一・六	九七・八	一四五・六	二一九・六	一三四・六	二八・三	五一・三	一一四・〇	四四・四	三〇・二	三八・三	一〇〇六・五
同　十三年	三〇・五	一二七・五	五六・四	五三・一	一一九・二	一二〇・二	一七一・二	五九・七	五八・九	七九・〇	三三・三	一・〇	九一八・八
同　十四年	三八・九	二四・九	八六・九	九四・五	二七九・四	三六〇・一	一四二・三	二・三	一三七・五	七二・一	三八・六	五一・八	一三三〇・二
同　十五年	五八・四	七二・一	三八・三	一七六・五	七六・七	一三〇・五	一四三・二	一〇六・七	五七・一	九五・〇	六三・〇	三・八	一〇一八・三
同　十六年	六六・五	六九・一	五二・八	六三・五	一二四・七	一〇六・二	三七・三	二一・六	五六・六	三〇九・六	三三・〇	一〇・二	九五一・一
同　十七年	五八・九	一八・八	一二六・五	八二・五	一二二・八	一一九・九	二二六・六	一二七・〇	二七七・三	六・三	七六・七	二七・四	一二六〇・七
同　十八年	一五・五	六・一	五三・一	一九九・一	八〇・三	五五九・六	一六二・〇	二三・一	一六二・三	一九四・五	五六・四	五六・九	一五六八・九
同　十九年	一六・五	七・六	八八・九	九六・八	二六〇・一	一一八・六	一六五・一	六八・六	一六一・八	一七五・六	一七一・五	二六・七	一三五七・八
同　二十年	九二・七	〇・〇	三七・六	一一〇・二	一三八・〇	一七六・八			—	—	—		
同　廿一年	二六・七	二五・一	一三一・〇	二一〇・三	九六・五	九七・八	一五四・九	一六二・〇	二〇九・六	六〇・七	一〇三・七	五八・七	一三三六・九
同　廿二年	一二・七	六一・五	七七・二	二九九・〇	八九・九	一六一・三	二九一・八	一五二・二	二〇八・六	一五九・五	一一六・八	七一・九	一七〇二・四
同　廿三年	五一・六	七九・五	二一〇・六	一八七・二	二四七・七	一二〇・六	一二〇・六	三一・七	三三四・八	一三七・七	六三・〇	一八七・四	一七六一・一
同　廿四年	二〇・三	五六・四	七九・八	四九・八	六一・〇	七二・六	八二・三	一六七・四	一九一・〇	二・〇	一八・三	六二・〇	八六一・九
同　廿五年	一〇・二	九四・五	八四・六	一七九・〇	二〇六・七	二三六・七	一七九・一	三・八	一四五・三	一三九・〇	一一七・一	一六・八	一四〇八・八
同　廿六年	三三・三	三九・八	七三・九	八〇・八	二三三・八	一二六・五	〇・〇	一一〇・二	一六九・六	一九〇・〇	五九・九	一一・四	一一二九・二

同廿七年	一七・〇	五四・三	九七・八	一四七・六	六八・三	一四四・五	七八・〇	三・八	七四・九	一〇五・七	四八・八	四六・〇	八八六・七
同廿八年	三三・八	一〇九・七	一〇四・六	六二・〇	九三・七	二五二・〇	三七七・〇	一一五・八	一三三・四	一五五・九	五五・四	五六・六	一五四九・九
同廿九年	一三・五	四六・七	一四四・〇	一六一・八	八五・一	一四二・二	三〇七・八	一七〇・五	二一五・四	一五二・七	一三三・六	六一・〇	一八三四・三
同三十年	七七・七	二六・四	一五九・二	一七七・六	一六三・一	一七八・〇	二五四・三	二四・七	五一七・九	七一・三	七三・二	一二・八	一七三六・二
同卅一年	一〇〇・六	六五・四	六一・〇	七三・六	一五四・八	一六八・五	五五・三	二九・一	八二・四	三七・八	一〇一・五	六九・二	九九九・二
同卅二年	四〇・五	六〇・一	一四一・九	一六〇・一	六九・六	二四四・一	二三五・三	一三一・九	三五二・六	一一五・九	三三・〇	五一・四	一六三六・四
同卅三年	五二・六	二九・九	六七・七	一八二・五	五八・〇	七三・〇	一七三・二	八八・一	一七四・三	一五六・二	一二八・一	三五・六	一二一九・二
同卅四年	六七・〇	二〇・八	八七・五	一三六・六	三八・三	二八六・七	一四二・一	五〇・一	四七・九	一一六・〇	四二・〇	五三・二	一〇八八・二
同卅五年	二一・五	六・五	九七・九	九七・九	二一五・二	一四九・五	一六〇・五	二七三・〇	一一八・七	一〇九・九	六七・三	五六・〇	一三七三・九
同卅六年	六四・八	四一・六	一二三・五	一五二・二	二一〇・八	六〇・三	六二八・〇	九・一	一七〇・二	一五二・六	七四・一	五六・三	一七四三・五
同卅七年	二二・〇	三三・二	一二三・一	一二五・〇	一二三・四	二五三・九	一八六・六	九三・四	一〇七・三	一六五・一	二六・九	三六・九	一二九六・八
同卅八年	六四・七	一七・四	一〇三・七	一四九・九	一一五・八	四二五・八	一七七・〇	三〇四・三	四九・七	九二・〇	二一・三	五七・六	一五七八・二
同卅九年	八三・〇	一〇二・七	六〇・七	六八・二	一三〇・三	一六三・一	一二五・六	四八・九	二五三・一	一二五・四	三三・三	四九・六	一二四一・九
同四十年	四七・八	二四・一	七八・五	一一一・一	一四〇・三	一七九・〇	一五一・三	二〇七・六	一六四・二	一一七・〇	七九・六	六・七	一三〇七・二
同四十一年	三三・七	二七・四	九二・七	二二六・四	五八・九	一五六・七	六一・五	一二一・〇	一一七・八	一八七・一	二三・〇	六〇・二	一一五九・四
同四十二年	六五・九	三一・八	九四・〇	一三六・七	六九・三	三七七・一	四八・〇	二七・五	二二六・〇	六四・五	五三・四	一三・八	一二〇八・〇
同四十三年	七八・四	四八・〇	九〇・七	一〇三・三	六二・五	二〇三・八	二五・一	一四三・八	四二三・七	一三二・五	五四・六	七・三	一三七二・六

年／月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	總量
明治四十四年	五八・九	四八・二	八九・三	一四五・四	八一・九	二四一・六	一八六・二	一九六・九	一七六・五	九六・四	五七・一	一二四・〇	一五〇〇・四
大正元年	三八・四	一一九・〇	一〇一・五	一三四・九	八七・八	一〇八・一	一七七・一	二一四・一	一五四・八	五〇・六	四六・一	九五・二	一三二七・六
同二年	五七・七	四六・七	五二・六	九七・五	七四・五	二三一・九	四四・四	一三一・九	六一・三	二一九・五	一二一・六	九八・二	一二三七・八
同三年	三四・六	六三・二	一四三・二	一〇〇・三	一二七・二	三六六・六	七七・八	一三三・九	一五六・六	九七・二	五三・三	四四・五	一四〇五・五
同四年	六一・九	一一九・七	五三・〇	一九六・八	一一六・四	三六七・三	五二・一	二四四・八	一六七・二	一五三・九	九一・二	三〇・一	一五六四・四
同五年	二一・五	一一七・二	五四・六	一一九・一	九一・九	二一〇・六	六六・五	一〇三・六	一六五・一	一七八・〇	一五一・二	六六・六	一四七七・九
同六年	九八	一二五・六	二一八・四	八〇・七	四六・四	一四七・四	六〇一・一	一四四・九	三一五・八	二七四・三	三〇・〇	一八・三	一三六二・七
同七年	三九	四〇・六	二一六・九	一〇八・〇	一〇八・七	一九四・九	八〇〇	一五四・三	二〇八・六	一二四・七	七三・五	九四・一	一三一七・九
同八年	八一・七	五三・六	一〇七・九	七二・九	四七・八	一六八・三	二三〇・四	一一四・九	一五八・八	一〇一・三	六五・〇	四四・七	一一五七・三
同九年	六二・三	六八・八	八四・	五五・一	八六・四	一九〇・八	九一・四	一三九・八	一二七・〇	四七・四	四一・四	九九・六	一一九四・〇

第三章　異常現象（暴風雨。旱魃。地震。其他）

（明治九年より同二十九年迄は港務局に於ける觀測により明治三十年以後は神戸測候所の觀測による）

明治九年

明治九年、旱魃。高温。　七月八日より八月二十八日迄前後五十二日間雨天を見ず、氣溫高昇して毎日最高氣溫攝氏三十度を下る事無く、華氏九十度（攝氏三十二度）以上を示したりし日三十七日を算し、殊に八月十七日より二十日迄は連日三十五度（華氏九十五度）以上を示し、十九日の三十五度六を以て高極となす。

明治十年

明治十年、大豪雨。　七月七日に大雨あり、雨量百九粍二なりき。　又十月十一日より十二日にかけ颱風通過し、雨量百十九粍九を測り、十二日午前十一時三十分氣壓の最低七百三十五粍八を示せり。

明治十三年

明治十三年、大豪雨。　七月一日及二日にかけて雨量百五十四粍二の大雨を觀測したり。

旱魃。　十一月二十八日よりは旱天連續して、翌年一月八日迄四十二日間雨量少しも無かりき。

明治十四年

明治十四年、大豪雨。霖雨。五月五日より七日に亙り大雨あり、六日、七日殊に烈しく、雨量百九十三粍五なりき。又六月六日より二十七日迄に雨天十四日を算し、總雨量三百六十一粍なりしは稀有の霪霖なり

旱魃。然るに七月二十日より九月八日迄の五十一日間は雨天なく、頗る晴燥して唯時々微量の驟雨ありしに過ぎず、之亦稀有の旱魃と言ふべし。

明治十六年

明治十六年、旱魃。高溫、七月十日より八月十九日迄四十一日間に雨天全く無かりき。而して氣溫異常に高く、七月二十三日より二十七日迄は毎日三十五度以上を示し、殊に二十五、二十六兩日は三十六度一を示し、旱魃炎暑極めて著しかりき。

明治十八年

明治十八年、霖雨。五月二十五日より七月十一日迄四十八日間は殆んど雨天のみにして、雨量六百九十粍七を測り、頗る顯著なる梅雨を見たり。其間降雨の最も著しかりしは五月二十五日以後三日間の八十四粍六、六月十六日以後三日間の百四十四粍八及び六月三十日と七月一、二日の三日に降りたる合量二百十九粍二なり。

乾燥。十二月二十六日より旱天連續して、翌年二月二十一日迄の五十八日

間降雨無かりき。

明治二十年 明治二十年、豪雨。 十月七日に豪雨あり、雨量百二十四粍。

明治二十一年 明治二十一年、豪雨。 九月十一日に豪雨あり、雨量百三十八粍七。

明治二十二年 明治二十二年、豪雨。 四月十九日豪雨あり、午後七時より夜半に至る五時間の雨量八十五粍六。 同月二十六日午前の降雨も頗る烈しくして、約十二時間に九十粍を測れり。

明治二十三年 明治二十三年、大雨。 十月五日に大雨あり、雨量九十粍二、其前日には五十粍八、翌日は十二粍七にして合計百五十三粍七なり。 而して五日の平均氣壓七百五十二粍八なるより推せば、顯著なる低氣壓の襲來ありたるものゝ如し。

明治二十四年 明治二十四年、地震。 十月二十八日濃尾の激震あり。 當地にも强震を感じ、餘震數十四。 十二月四日まで繼續す。

明治二十五年 明治二十五年、大雨。 七月二十三日午前六時より翌日午後七時迄の三十七時間に百五十五粍の大雨ありたり。 二十三日の平均氣壓七百五十粍なり。

明治二十六年 明治二十六年、旱魃。 六月二十三日より八月十六日迄五十五日間に、八月一日に十二粍の降雨ありたる外雨天を見ず。 著しき旱魃と言ふべし。 而して氣溫

亦概して高く八月十五日には最高氣溫三十五度を示せり

明治二十八年

明治二十八年、低溫。　二月は寒氣異常に嚴しく、殊に二十一、二十二の兩日は最低氣溫氷點下五度に下れり

明治二十九年

明治二十九年、大雨。水害。　七月二十一日に雨量百六粍二の大雨あり、此前日も亦雨量大にして六十四粍を測り、水害を蒙りたり。　八月九日に至り又もや豪雨暴注し、雷鳴烈しく午前二時より九時までの七時間に百四粍の雨量を測りたるは實に稀有の現象なり。　然るに八月三十日より九月十一日迄の十三日間に雨日十一日を算し、其間の雨量も四百二十九粍二にして、殊に八月三十日は雨量百十六粍八、九月七日は八十一粍三の大雨なりき。　斯く大雨に次ぐに大雨を以てし、且山地の降雨激甚なりし結果、池川氾濫し、非常の慘害を蒙りたり。　而して八月三十日の豪雨は南海岸沖より襲來したる颱風に依るものにして、同颱風は紀伊半島に殺到して大に深厚となり、日本海に出でたり。　當地の水害は主として本颱風に因る暴風雨の爲めにして、同夜湊川堤防決潰し、福原に氾濫し、夜中の俄洪水とて狼狽一方ならず、死傷者多數を出せり。

明治三十年

明治三十年、大雷雨。　七月一日午後一時四十分頃に降初めたる降雨は次第に

烈しくなり、夕刻には猛烈なる雷雲天頂を東走し、午後七時より十一時迄の四時間に雨量五十一粍の豪雨となり、午後十時より十一時に至る間最も强く、一時間雨量二十粍三なりき。而して二日午前一時に雨止み、總雨量六十六粍四なりき。同月十五日午前十一時より又もや雷電烈しく豪雨暴注し、翌日午前三時までの總雨量九十九粍六にして、正午より午後四時迄の四時間には五十三粍七を測り、午後四時に測りたる一時間の雨量二十二粍四なりき、

霖雨。九月一日より十六日迄は連日雨天にして總雨量三百八粍を測り、甚だ顯著なる秋霖を呈し、殊に五日午前南西方より襲來したる優勢なる雷雨は、午前九時に於て一時間二十七粍七の豪雨を降らせたり。

暴風雨。九月二十九日優勢なる颱風襲來し、氣壓七百四十粍九に低下し、風勢は割合弱かりしも雨勢强く、二十八日夜半より三十日午前一時まで一晝夜連續して百三十粍を降らし、殊に二十九日夕刻より最も烈しく、午後五時より九時迄の四時間は六十四粍三、午後八時より九時迄の一時間は二十四粍二の豪雨なりき。此颱風はマニラ附近に現れ、二十七日臺灣の東より琉球を經て二十九日九州西方沖に來り、熊本の南より北東に轉向して內海を過ぎ、東海道を縱貫したる

ものなり。十月下旬となりて頗る晴燥し、二十四日より翌十一月十五日迄雨天を見ざる事二十三ヶ日に及び、著しき旱天を呈せり。

明治三十一年

明治三十一年。旱魃。　七月二十七日より八月二十四日に至る二十九日間に雨天を見る事無く、唯時に微量の驟雨を見たるのみにして顯著なる旱魃を起せり。

明治三十二年

明治三十二年。暴風。　二月二十三日顯著なる低氣壓の襲來ありて、最低氣壓七百五十二粍三に低下し、二十二日午前八時より二十三日午後十一時迄暴風吹荒み、最強風速二十米三に達したり。　此の風位は東にして二十三日午前九時及午後二時の兩度之を觀測す。　降雨は比較的少なく、二十二日午後一時より降初め、二十三日午前二時迄に十七粍を降らしたるに過ぎず。

地震。　三月七日午前九時五十四分五十秒強震あり。　震源地は熊野沖にして、當地には被害と稱する程のものなかりしも、紀伊、大和に於ては人畜の死傷、營造物の被害尠からず。　當日午後三時四十一分十秒再び微震あり。

大雨。　六月七日午後十一時より八日午後十一時迄の二十四時間雨量百四十八粍九にして、八日午後二時より六時迄の四時間量七十八粍九、同午後六時最も烈しくして一時間量二十九粍八を測れり。　此雨は七日午後八時より八日夜半

まで繼續したるものにして、總雨量百五十三粍三なり。當日風勢は槪して弱かりしも、氣壓は七百五十一粍七に低落して、比較的顯著なる低氣壓の襲來を示せり。

大雨。七月九日再び大雨降る。此雨は優勢なる低氣壓が當地の稍南方を通過したるが爲めに起りたるものにして、當地の氣壓は九日午前十時七百四十四粍に低下し、暴風八日午前六時より九日午後八時まで吹續き、其最强は八日午後二時の東風十八米二にして、風位は逆轉したり。雨量は八日午後二時より十日午前十時までの總量百四十二粍三にして、九日午前五時より十日午前五時までの二十四時間には百十八粍一、九日正午より午後四時までに於て最も强く、四時間量五十九粍七、就中午後三時の一時間量は二十二粍九なりき。

地震(六甲山鳴動)。七月二十八日午後七時三十八分五十六秒弱震あり。同三十日午前十一時十三分又弱震あり。其後も微震稍頻繁なりしが、八月二十四日午後零時三十三分又弱震あり。續いて十一月十六日迄に十四回の微震を感じ、同十七日午前九時二十二分及午前十一時一分の二回弱震あり。之と相前後して五回の微震を感じたり。而して七月二十八日よりの總回數三十三回なり。

斯く頻繁に地震を感ずるは稀有の事にして、震源地は有馬町南方六甲山中にありて、當時六甲山鳴動として物情騷然たりしものなり。

暴風雨。　九月八日颶風襲來して氣壓は七百四十一粍四(午後一時)に低下し、同時刻に最强風速二十七米七(北風)を觀測し、風位は逆轉し、暴風は午前十時より午後四時迄吹續きたり。　雨は比較的弱かりしも、尙七日午前四時より八日午後四時迄降續きて、其合量百二十一粍を測り、七日夜半前後最も强かりき。

明治三十三年

明治三十三年、低溫。　二月七日朝異常の寒氣を覺え、最低氣溫は零下五度二を示せり。

旱魃。高溫。　七月十九日より八月十七日迄は雨天を見ず。　唯數日微量の降水を測りたるに止まり、無慮三十日間の旱天連續を見たり。　其間炎暑著しく、八月十五日には氣溫異常に昇騰して、最高溫度三十五度三に達せり。

明治三十四年

明治三十四年、低溫。　二月々初に異常の寒氣現れ、二日は氷點下五度、三日は氷點下五度四の最低氣溫を示せり。

旱魃。　七・八月に旱魃起り、七月十八日より八月十九日迄三十三日間雨天を見ざりき　又十二月も甚だ晴燥して、三日より二十四日に至る二十二日間雨を見

ず。而も二日に降りたる九粍弱の小雨を除外すれば、此旱天は十一月二十日より繼續したるものにして、前後三十五日間に亙るものなり。

地震。十月に二回の弱震ありたり。一は九日の午前十一時三十一分、一は十七日の正午なり。

明治三十五年

明治三十五年、暴風雨。八月十一日に襲來したる颱風は氣壓より言へば餘り深厚ならず、最低七百四十六粍まで低下したるに過ぎざりしも、雨勢猛烈にして十日午後八時より十一日正午まで十六時間に百十二粍の豪雨を降らし、十一日午前三時より七時迄最も強く、四時間の量六十八粍五を測り、殊に六時及七時の二時間量四十二粍一に達せり。風勢亦強くして、十日午後七時より十一日午前五時迄暴風吹續き、風位は順轉し、十一日午前一時には最強風速十三米三(東風)を測れり。

明治三十六年

明治三十六年、大雨。七月七日より九日に亙りて非常なる大雨ありたり。降り初めたるは七日午前四時にして、歇みたるは九日午前なり。而して八日午前九時より九日午前九時迄の二十四時間には二百二粍一を降らし、殊に午前四時より八時迄の四時間量は六十七粍七、午前六時の一時間量は二十五粍四の豪雨

なりき。當時氣壓に大に低下して九日午前八時には最低七百四十八粍三を示し、優勢なる颱風の襲來を示せしも、風勢弱くして暴風には達せざりき。されど雨勢斯の如く激甚なりしを以て、當地附近の池川は數日來の降雨と此豪雨にて急劇なる增水を起し、殊に市內を貫通する宇治川の氾濫は市街を浸し、其被害最も甚しく、死者四名、傷者五名を出し、家屋の流失倒潰二十七に及び、其他家屋建造物の半潰浸水、道路堤防等の破壞損害莫大なりき。本颱風は呂宋東方洋上に顯れ、琉球を經て北東に進み、九日朝土佐沖に達し、それより和歌山附近に上陸し、本州を縱斷したるものなり。同月十四日、十五日又もや大雨あり、十四日午前八時以後二十四時間に百二十六粍四の大量を降らし、十五日午前三時より七時迄最も強く、四時間量七十二粍六を測り、就中午前五時の一時間量は二十八粍に達せり。此雨は十三日午後三時より始まりたるものにして、十五日午前九時に止み、總量百七十一粍なりき。

旱魃、雷雨。　七月下旬に至り異常の旱魃現れたり。即ち七月二十七日より九月十日迄五十六日間に於て、時に微量の驟雨あるの外雨天を見ざりき。此旱魃は九月十一日夜の豪雨によりて破られたり。此豪雨は雷雨にして電雷を伴

ひ、午後五時より十時迄に二十六粍六を降らせたり。されど其大部分は午後八時より九時迄の降雨にして、此一時間に二十三粍八を測りたり。然るに同月十九日夜又もや猛烈なる雷雨あり、午後七時より翌二十日午前四時迄に五十九粍三を測り、午前一時に於ける一時間量は二十一粍なり。此時風力は暴風に達し、午前四時に最强風速十二米二(北風)を觀測したり。

明治三十七年

明治三十七年、低溫。一月二十六日は寒氣異常に嚴しく、最低氣溫氷點下五度五を示せり。之れ測候所開設以來大正八年に到る迄の最低記錄なり。(因に明治四十三年二月に同じく最低氣溫氷點下五度五を觀測し、共に長く最低記錄なりしが、大正九年二月に氷點下五度八を觀測し、其記錄は破られたり)。

暴風雨。七月上旬の末に襲來したる颱風は頗る優勢なるものにして、當地の氣壓は十日午前二時に最低七百三十八粍九を示し、八日朝より暴風となり、九日夜より十日未明にかけて最も烈しく、風向は逆轉し、九日午後十一時四十分に測りたる風速二十米が今回の最强なり。雨は八日夕より驟雨的に斷續し來りしが、九日午後三時より十日午前九時迄降續きたるも、雨量は僅かに二十一粍四に過ぎざりき。然るに一日を隔てゝ十一日午後八時より降出したる雨は比較的

大雨にして、十二日午後五時までに八十四粍三を測り、就中十二日午前七時より十一時迄最も強烈にして、四時間量五十一粍二の豪雨なりき。

暴風雨。八月三十一日當地の北方を颱風通過し、氣壓は午後一時及二時に七百四十二粍一に低下し、暴風起れり。強風に達したるは三十日午後三時にして、次第に風勢募り、三十一日午前十時には最強風速二十一米(北東の風)を觀測せり。斯くて午後三時迄暴風の域を脫せざりき。降雨は極めて少なく、二十九日夜より微量の驟雨斷續し、三十日は終日雨天なりしも、其量僅かに九粍なりしに過ぎず。此暴風中に二回の微震ありたり。一は二十九日午後二時四十分、一は三十日午後五時七分に起りたり。

暴風雨。九月十七日頗る深厚なる颱風襲來し、氣壓は急激に低下して午前四時には七百二十八粍三といふ稀有の低度を示し、暴風十六日午後一時より十七日午前八時まで吹續き、風位は逆轉し、午前三時には北東風二十八米二を觀測し、風速の最大記錄を作れり。降雨は比較的弱く、十六日午前五時より十八日午前八時迄斷續して總雨量四十六粍一を測りたるに過ぎず。本颱風は小笠原島南方洋上に顯れ、北々西に進みて十六日夜紀州沖に達し、茲より北進し當地を通過

して本縣を北上し、翌午前日本海に出でたるものなり。當時市内の風害著しく、港内船舶破壞十七、沈沒四隻に及べり。

明治三十八年

明治三十八年、豪雨。四月二十日午後豪雨あり、總雨量は午前十一時より午後十一時迄の十二時間に五十六粍九に過ぎざれども、午後五時より九時迄の四時間量には四十九粍六にして、殊に午後八時に於ける一時間量は二十三粍五なりき。此時氣壓稍〻急降して、午後九時には最低七百四十八粍四となり、其後急昇せり。風は最初東風なりしが、午後八時突然南西風に變りて、九時には强風十米九を觀測したり。されど暴風は此一時間のみにて、其後西の疾風となりて止みたり。

霖雨。六月七日午後二時四十二分弱震ありたるが、其後頗る霪霖多雨を極め、十日より二十四日まで十五日間降續き、其總量三百二十五粍なりき。此霖雨中十二日午後一時十六分弱震あり。又十四日未明强風を伴ふ雷雨あり、午前零時より四時までに四十六粍四、午前二時の一時間量二十四粍五の豪雨なりき。此雨は十三日午後五時より十六日午前四時迄降續き、其總雨量百二十三粍なり。

豪雨。八月十七日豪雨あり、午前四時より八時迄の四時間雨量五十一粍にして、同五時最も烈しく、一時間二十六粍三を測る　此降雨は十六日午後二時より

二十五時間降續きたるものにして、總雨量九十粍一なり。

豪雨。八月二十五日深更の豪雨は頗る著しきものにて、實に測候所開設以來の最高記錄なりとす。午後十一時三十分頃より降り初めたる雨は四十分頃より俄然勢を增し豪雨となり、約一時間にしてその勢衰へたり。此間の雨量實に七十三粍三にして、二十分間に三十九粍以上を計れり。斯くの如き異常の豪雨なりしも、氣壓の變化少く、風も亦弱かりき。此の雨の爲に被れる市内の損害頗る大にして、倒家二戸、死傷者三、浸水家屋一萬餘と註せらる。

明治三十九年

明治三十九年、弱震。本年は異常現象甚だ少く、唯三回の弱震ありたるのみ、其一は一月五日午後六時一分に、其二は同月七日午後八時五十二分に起り、其三は五月五日午前八時九分に起れり。最後の分には其餘震らしき微震一回(同八時五十四分)を伴ひたり。

明治四十年

明治四十年、豪雨。七月二日午後四時より降り出したる雨は、午後六時に至り一時間雨量三十五粍の豪雨となり、午後八時止みて其總量は四十八粍一なりき。又八月七日午前九時にも一時間雨量二十二粍の强雨ありたり。

暴風雨。八月二十五日深更の降雨も亦著しき强雨にして、夜半には一時間量

二十二粍六を測り、其後四時間の雨量四十四粍三なりき。此雨は二十三日午前九時より始まり、二十四日午後九時一旦歇みたりしも同夜半より又降出で、二十六日午前十時まで降續き、總雨量百二十五粍八を測りたり。當時氣壓の低下著しく、二十四日午後三時乃至五時には最低七百四十一粍八となり、暴風又稍〻強く、二十三日午後十一時より二十四日午後五時まで吹荒び、最強は二十四日朝の北風十四米一なりき。而して此雨の止まんとする頃、卽ち二十六日午前八時五十五分微震ありたり。

明治四十一年

明治四十一年、高溫。七月の終より八月の初にかけて氣溫異常に高く、七月二十七・二十八、八月一・二・三日は孰れも最高氣溫三十五度以上に昇り、暑氣酷烈なりき。

暴風雨。八月七日優勢なる颶風襲來して、氣壓は午後六時及七時に最低となり七百三十六粍五を示したりしも、暴風時間甚だ短かく、午後七時乃至十時の四時間なりき。當時の風向變化は逆轉にして、最強風速は午後八時に於ける北風十八米六なり。降雨は比較的弱く、前日正午より降出したる雨は夜半までに四十四粍三を降らして一旦歇みしが、當日午前六時より再び降初め、午後十時迄に

三十一粍八を測りたり。

大雨。十月七日大雨降る。當時風は東北東の風位に於て概ね弱かりしも、雨は前夜七時より當日正午までの十七時間に百一粍五の大量を降らし、午前十時には一時間雨量二十三粍を測り、此時の四時間雨量は實に六十四粍四の豪雨なりき。

明治四十二年

明治四十二年、暴風雨。四月六日夜來雨天にして南方に雷鳴殷々たりしが、氣壓劇降して深厚なる低氣壓の襲來を示し、翌午前一時には七百三十四粍九の最低氣壓を觀測し、風位逆轉して風勢猛烈、午前三時には最强風速二十米三(北西風)に達し、此時氣溫異常に低くして霰及雪を降らし、暴風・低壓・電雷・雪・霰・雨等種々の現象を網羅せり。雨量は六日午後四時より七日午前九時迄に四十六粍八を測りたり

豪雨。六月五日非常なる豪雨あり。午後二時より降初め翌午前四時迄の十五時間に百二十三粍四を降らし、午後七時乃至十一時の四時間量は實に七十九粍七の大量にして、午後十時最も烈しく一時間二十八粍八を測る。同月二十七日朝の豪雨亦著しきものにして、午前七時の一時間量二十九粍二、同四時乃至八

時の四時間量四十四粍五なりき。此雨は二十五日午前七時より二十七日午後三時迄降續きたるものにして、其總量としては僅か六十五粍に過ぎず

地震。八月七日午前三時四十二分弱震あり。越えて同十四日午後三時三十一分强震あり。本地震は近江北東部の大震を感じたるものにして、當日は其餘震として三回、翌日は四回の微震あり、其後九月二日迄に九回の微震ありたり。十一月十日午後三時十五分にも弱震ありたり。

明治四十三年

明治四十三年、低溫。二月一日夜より二日朝にかけての寒氣は異常に嚴しきものにして、最低氣溫零下五度五を示し、明治三十七年一月と共に最低記錄たり。

暴風。五月十一日襲來したる低氣壓は頗る深厚なるものにして、最低氣壓七百三十七粍三を觀測せり。當時風向は逆轉して、前夜十一時より當日午後一時まで暴風吹荒び、最强風速は午前二時に於ける二十一米(北東風)なりき。然れども降雨は僅かに十八粍を測りたるに過ぎず。

大雨。豪雨。九月七日非常なる大雨ありたり。降初めたるは六日午前十時にして、止みたるは八日午前八時なり。此の間の總雨量二百五十一粍八なり。中にも六日午後八時以後の二十四時間雨量は二百四粍七にして、七日午前四時

以後四時間の雨量は無慮百二十三粍七と註せらる。而して午前八時最も烈しく、一時間量四十三粍七を測りたり、當時氣壓は比較的高く、午後一時の七百五十粍九が最低なりしのみ。而も七日夕刻には殷々たる雷鳴南方を東進せり。此雨量は當地に於ての最大記錄にして、市内は多大の水害を蒙りたり。本豪雨は呂宋東方洋上より來りし颱風に由るものにして、七日夜九州を襲ひ、八日朝内海西部に至り、更に東に轉向し、四國及紀州を經て東に去りしものなり。本颱風は九州に接近するまでは非常に優勢なりしも、其の東に轉向したる頃より頓に衰弱して小低氣壓となりたり。當地の雨勢激甚なりし頃は其中心九州南西沖に在りしなり。

旱魃。十二月二日より翌年一月四日迄三十四日間雨天を見ず、唯數時間の驟雨ありたるのみ。稀有の旱天といふべし。

明治四十四年

明治四十四年、大雨。六月十五日大雨暴注し、午前十一時の一時間雨量二十五粍四なるを中心として前後四時間に八十粍七を測り、午前二時以後二十四時間には百三十九粍一を降らせたり。此雨は十四日午後六時より十六日午前五時迄降續きたるものにして、總雨量百五十三粍なりき。當時氣壓には大したる變

調も現れず、風勢亦弱かりき。

暴風雨。同月十九日頗る深厚なる低氣壓襲來して、當地の氣壓は午前五時に七百三十一粍八に急降し、午前三時より八時迄暴風吹荒び、其最も强かりしは午前七時に於ける西南西風十五米九なりき。降雨又强烈にして、午前零時より七時間に七十一粍五を降らし、就中午前五時には一時間量三十粍二、其前後四時間には六十六粍四の豪雨なりき。

暴風雨。八月十六日深厚なる颱風襲來し、當地は午前四時に最低氣壓七百三十九粍五を示し、暴風は十五日午後五時より十六日午後一時迄吹續き、午前十一時頃最强にして秒速十五米三(西南西風)に達し、風位は順轉なりき。雨は前日午後一時より當日正午まで降續き、總雨量五十二粍六を測る。就中午前三時より七時までの四時間には三十九粍、午前五時には一時間量十四粍三を測りたり。

地震。九月一日午後六時十分弱震あり、其後約六時間內に微震三回を續發せり。

大正元年

大正元年、暴風雨。九月二十三日非常に深厚なる颱風襲來して、氣壓は七百十七粍八に低下して、當地に於ける氣壓の最低記錄を作れり。二十二日午後七時

より暴風となりて、翌日午前十時まで吹荒び、其最强は午前三時に於ける北東風十七米七にして、風位は逆轉せり。降雨亦莫大にして、二十一日午後五時より二十三日午前六時迄に總雨量百五十九粍七を測れり。本颱風は十六日朝グアム島の南方に顯れたるものにして、西北西に進み、臺灣東方より北東に轉向して、二十二日午後土佐沖に達し、それより四國東端を掠めて大阪灣を過ぎ、近畿を突破し、二十三日朝能登半島を跦つて北東に去れり。當時當市は其衝に當りたるがため、多大の風水害を蒙りたり。

大正二年

大正二年、暴風雨。十月三日暴風烈しく、終始北風にして、午後六時最も强く、其速度は二十三米五なり。氣壓亦稍〻低落して、午後五時の七百四十四粍五が最低なりき。雨は午前三時より降初め、夜半まで降續き、總雨量六十三粍五を測りたり。

大正三年

大正三年、酷暑。七月三十一日以後八月八日迄は暑氣異常に酷しく、常に三十五度以上の最高氣溫を觀測し、殊に六日の三十七度六は當地に於ける氣溫の最高記錄たり。其後も月を終るまで異例の高溫を持續し、八月二十二日又三十五度以上を示し、八月全月の日々最高氣溫を平均すれば實に三十三度三なり。稀

有の酷暑なりしと言ふを得べし。

大正四年、暴風雨。　二月四日、豪雨あり、午前三時より午後三時まで五十七粍九を降らせたるが、之れは主に午前十時より午後二時までに降りたる量にして、其四時間量は四十四粍二に及び、正午に於ける一時間量二十七粍八と註せらる。冬期に於ける雨量としては稀に見る所なり。　當時風位は逆轉し、午前十時より午後二時まで暴風となり、正午には北々西風十七米の速度を觀測せり。

旱魃。高溫。　七月十四日より八月三日迄二十一日間降雨一滴も無く、加ふるに暑氣異常に酷しく、稀に見る旱天酷暑を示し、七・八月中に最高氣溫三十五度以上の日六日を算し、中にも八月二日は三十六度一に昇りたり。

暴風雨。　八月五日、朝深厚なる颱風襲來して、氣壓は七百三十八粍九に低落し、暴風三日午前十一時より五日午前七時まで吹續き、其最强は十八米八に達せり。雨勢は比較的弱かりしと雖も、尙ほ七十一粍三(四日午前十時より六日午前三時迄の總量)を測りたり。

豪雨。　八月九日又もや豪雨あり、午前十時より降初め、翌十日午前三時迄十七時間に百三十四粍六を暴注し、午後十時の一時間量は實に四十七粍八にして、其

前後四時間には七十九粍五の大量を降らせたり
暴風雨。　十月七日夜半深厚なる颱風襲來して、最低氣壓七百三十八粍三を示し、暴風は七日午前三時より八日午前十時迄吹續き、八日午前六時の西風秒速十五米九を以て最强となす。　降雨は比較的弱く、午前一時より翌八日午前三時まで斷續して、總雨量四十粍を測りしに過ぎざりき。

大正五年

大正五年、地震。　十一月二十六日午後三時七分四十二秒强震あり。　以後三日間に二回の弱震及八回の微震を續發せり。　此强震は當地に於ける地震の最大記錄にして、震源は明石海峽の東方に在り。　震域は東信濃より西安藝、伊豫に及ぶ。　市内に於ける震災の概況左の如し。
(一)人畜の被害。
瓦葺庇約三尺墜落の爲め老人一名下敷となり、左足に挫骨傷。　屋根亞鉛葺に從事中壯者一名左足に負傷。
(二)家屋の破損。
庇墜落五、土塀破壞六、其他屋根瓦及煉瓦の墜落等。
(三)煙突の損害。

崩壞一、破損二、切斷一、龜裂一。
(四)地盤の龜裂一、其他橋下流崖十坪崩壞。
(五)水道管破壞一。
大正六年、旱魃。高溫。七月九日より八月一日まで二十四日間降雨無く、且つ氣溫劇昇して三十五度乃至三十六度の最高氣溫を觀測したる日數十三日を算し、稀に見るの旱天炎暑を呈したり。
暴風雨。八月三日大雨あり、降初めたるは二日午後三時にして、四日午前二時迄降續き、總雨量百十九粍九を測り、三日午後二時には一時間量十八粍五及四時間量五十六粍四を測りたり。氣壓はさしたる低落を見ざりしも、尙七百四十三粍五の最低氣壓を三日午前九時に觀測す。風勢强烈にして二日午前八時より三日正午まで暴風吹續き、三日午前五時に於ける東風秒速十八米二を最强となし、風位は順轉したり。
暴風雨。九月三十日深厚なる颱風襲來し、同夜半最低氣壓七百三十八粍九を示し、風雨亦强烈にして最强風速二十米三(北風)に達したり。降雨は二十九日午前二時より始まり、十月一日午前一時に止み、其間の總量百五十六粍に達し、三十

日の日量は百二十一粍六にして、同日夜半前後に於て風勢雨勢共に強かりき。

暴風雨。　十月十日より十一日に亙り暴風雨あり。　十日午前九時より雨降出で、同午後三時より暴風となり、同夜半前後には四時間量五十二粍一の豪雨となり、風勢亦此時を以て最強となり、秒速二十一米二を觀測し、氣壓の最低は十一日午前一時の七百四十一粍九なり。　同三時には風勢稍〻衰へ、雨も午前七時に止み、總雨量八十七粍三に達したり。

大正七年

大正七年、**旱魃**。　一月三日より二十四日まで旱天連續して降雨無し。

暴風雨。　七月十二日優勢なる颱風襲來し、午前十時七百三十八粍の最低氣壓を示したり。　然れども風雨比較的弱く、十二日は暴風時數二十二時間に達せしも、其最強速度僅かに十二米六にして、雨量亦四粍弱に過ぎざりき。

暴風雨。　八月三十日優勢なる颱風紀州半島に上陸、北東に進めり。　當地同日朝七百三十七粍九の最低氣壓を觀測し、前日午後七時より降初めたる雨は同夜半頗る強烈となり、三十日午前二時より六時までの四時間には五十九粍七の大量を測り、一時間最二十一粍二に達せり。　風勢亦強大にして、暴風十四時間吹續き、其最強は二十一米三(東北東風)に達せり。

暴風雨。九月十四日深厚なる颱風再び紀州に上陸して、近畿地方を蹂躪せり。本颱風が神戸に最も近接したるは午後六時にして、氣壓七百三十六粍一に低下し、朝五時より夜十一時まで暴風吹續き、最强風速十六米三(東風)にして、總量三十四粍四の降雨ありたり。當地方は斯く風雨の程度甚しからざりしも、但馬地方に大水害ありたり。

暴風雨。九月二十四日又もや深厚なる颱風襲來し、暴風午前四時より午後一時迄吹續きて、最强風速二十二米三(北々西風)に達し、午前十一時最低氣壓七百三十九粍を觀測せり。降雨は餘り甚だしからず、總量五十三粍に過ぎざりき。

大正八年、低溫。二月四日朝來北西の寒風增勢すると共に氣溫の遞減著しく、五日朝に至り最低氷點下五度一を示したり。

暴風。三月十九日大陸高氣壓の發達に伴ひ西風の增勢を告げ、正午より夜半に至るまで烈風吹續けり。其最强は午後四時に於ける十八米三なり。

霖雨。本年梅雨の末期に於て稍〻顯著なる霖雨を催し、七月一日より七日に至るまで降雨連續し、其總量百五十一粍に及び、五日の總量五十九粍三、四時間の最大は三十五粍八にして、一時間にては十三粍四を最大とす。

暴風雨　九月十三日夜四國沖より中國東部を北上して日本海に出でたる颱風は、其通路附近殊に備前地方に異常の大雨洪水を誘起せるが、神戸地方に於ては割合に甚しからず。　十三日早朝より降雨稍々強く、一日中の總量八十九粍三に達し同日午後二時に於ては一時間十九粍四を測り、風は同日夜半より强風となり、十四日午後七時十四米八に達せるを最强とし、午後十時殆んど平穩に復せり。

第四表　異常現象一覽表

年月日	事項	摘要
明治九年七月八日ヨリ同年八月廿八日マデ	旱魃高溫	前後五十二日間無雨最高氣溫三十五度六
同十年七月七日	豪雨	日量百九粍二
同年十月廿一日	大雨	降雨總量百十九粍九
同十三年七月二十一日	豪雨	總量百五十四粍二
同年十一月廿八日ヨリ同十四年一月八日マデ	旱魃	四十二日間降水皆無

同年五月五日ヨリ 同年同月八日マデ	大雨	總量百九十三粍五
同年六月七日ヨリ 同年同月廿七日マデ	霖雨	二十一日間降雨繼續其總量三百六十粍
同年七月二十日ヨリ 同年九月八日マデ	旱魃	前後五十一日間ニ少量ノ驟雨一回アリタル外全ク降雨ナシ
同十六年七月十日ヨリ 同年八月十九日マデ	旱魃高温	前後四十一日間無雨最高氣温三十六度一
同十八年五月廿五日ヨリ 同年七月十一日マデ	霖雨	前後四十八日間霖雨其總雨量六百九十粍七
同年十二月廿六日ヨリ 同十九年二月廿一日マデ	旱魃	此間五十八日微量ノ雨雪ヲ見ルコト僅ニ十日
同二十年十月七日	豪雨	日量百二十四粍
同廿一年九月十一日	豪雨	日量百三十八粍七
同廿二年四月十九日	豪雨	五時間ニ八十五粍
同年同月廿六日	豪雨	十二時間ニ九十粍
同廿三年十月四日ヨリ 同年同月六日マデ	大雨	三日間ノ總量百五十三粍七
同廿四年十月廿八日	强震	濃尾ノ激震ニシテ餘震十四回十二月四日ニ及ブ

年月日	事項	摘要
明治廿五年七月二十三日	大雨	三十七時間ノ降雨量百五十五粍
同廿六年六月廿二日ヨリ 同年八月十六日マデ	旱魃	前後五十五日間ノ內一回ノ驟雨アリタルノミ
同廿八年二月二十二日	低溫	兩日ノ最低氣溫氷點下五度華氏二十三度
同廿九年七月二十一日	大雨水害	兩日ノ總雨量百七十粍二
同年八月九日	大雷雨	降雨百四粍
同年同月三十日ヨリ 同年九月十一日マデ	大雨水害	前後十三日間連日降雨其總量四百二十九粍二
同三十年七月一日	大雷雨	
同年同月十五日	大雷雨	
同年九月一日ヨリ 同年同月十六日マデ	霖雨	十五日間繼續降雨總量三百八粍
同年同月廿九日	暴風雨	降雨總量百三十粍
同卅一年七月廿七日ヨリ 同年八月廿四日マデ	旱魃	前後二十九日間微雨五回

同　卅二年二月二十三日	暴風	最強風速東二十米三
同　年三月七日	強震	熊野沖地震
同　年六月八日	大雨	總量百四十八粍九一時間最大二十九粍八
同　年七月九日	暴風雨	最強風速東十八米二降雨總量百十八粍一
同　年同月廿八日ヨリ 同　年十一月十六日マデ	地震（六甲山鳴動）	七月二十八日午後七時三十八分五十六秒弱震ヲ感ジタルヲ始メトシテ弱震微震總數三十三回ニ及ブ
同　年九月八日	暴風雨	最強風速北二十七米七降雨總量百二十一粍
同　卅三年二月七日	低溫	最低氣溫氷點下五度二（華氏二十二度六）
同　年七月十九日ヨリ 同　年八月十七日マデ	旱魃高溫	微雨二回ヲ計リタルノミニテ前後三十日間無雨最高氣溫三十五度三
同　卅四年二月二三日	低溫	二日ハ最低氣溫氷點下五度三日ハ氷點下五度四（華氏二十二度三）
同　年七月十八日ヨリ 同　年八月十九日マデ	旱魃	一回微量ノ驟雨ヲ見タル外無雨前後三十三日間
同　年十月九日	地震	弱震
同　年同月十七日	地震	弱震

年月日	事項	摘要
明治卅五年八月十一日	暴風雨	最強風速東十三米三降雨總量百十二粍
同　卅六年七月七日ヨリ 同　年同月九日マデ	大雨	降雨總量二百二粍七、一時間最大二十五粍四
同　年同月十四、十五日	大雨	總量百七十一粍一時間最大二十八粍
同　年同月廿七日ヨリ 同　年九月十日マデ	旱魃	前後五十六日間微雨僅ニ二回
同　卅七年一月廿六日	低溫	最低氣溫氷點下五度五（最低記錄）（華氏二十二度一）
同　年七月八日ヨリ 同　年同月十一日マデ	暴風雨	最強風速東北東十七米七降雨總量百二十八粍四
同　年八月三十、三十一日	暴風雨	最強風速二十一米（北東）
同　年九月十七日	暴風雨	最低氣壓七百二十八粍三最強風速二十八米二（北東）（最強記錄）
同　卅八年四月二十日	豪雨	一時間最大二十三粍五
同　年六月七日ヨリ 同　年同月廿四日マデ	霖雨	前後十五日間其總量三百二十五粍
同　年八月十七日	豪雨	一時間最大二十六粍三

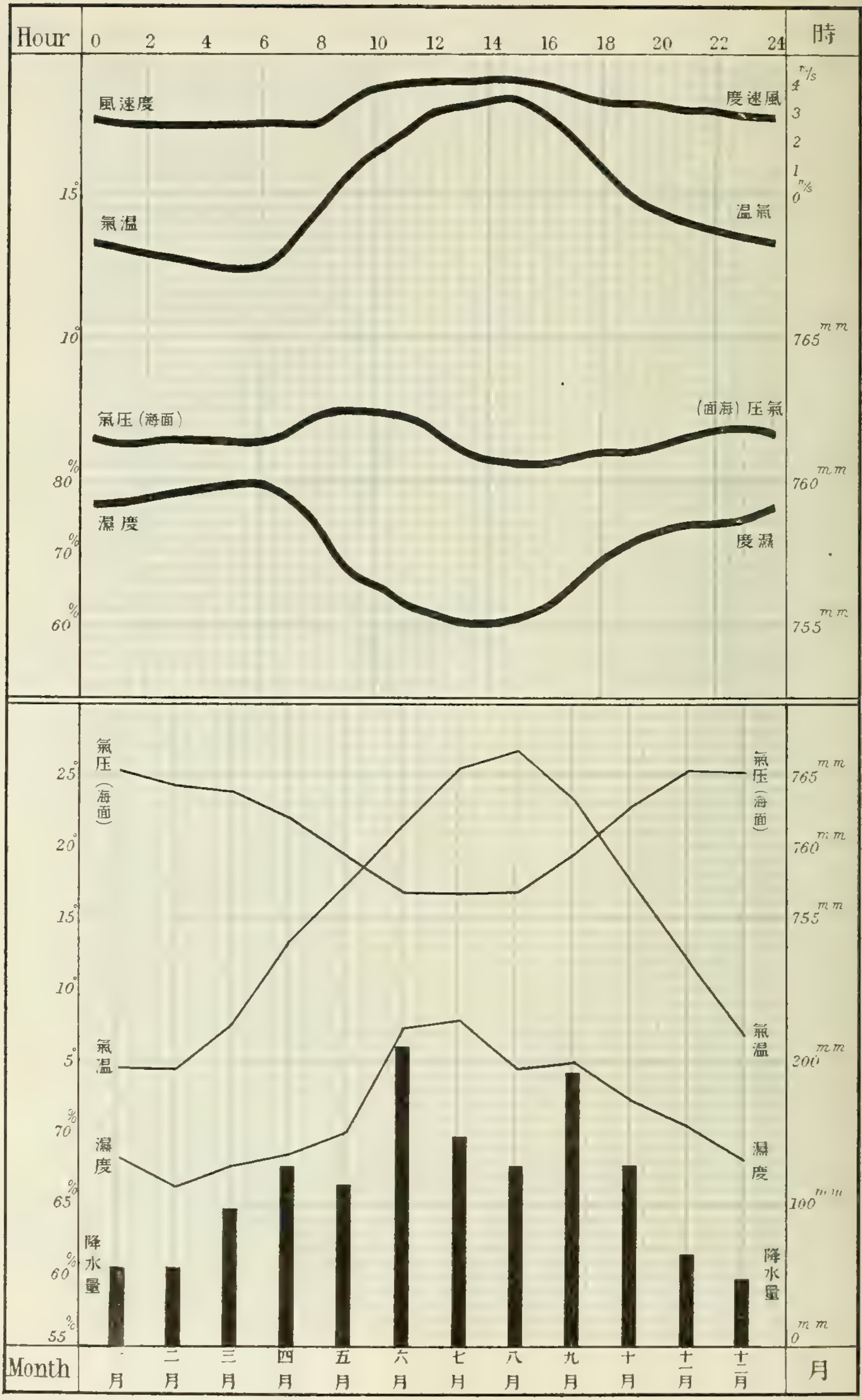
同　年同月廿五日	豪雨	降雨一時四十一分間ニ七十三粍二十分間ニ三十九粍（最大記録）
同　卅九年一月五日	弱震	
同　年五月五日	弱震	
同　四十年七月二日	豪雨	一時間最大三十五粍
同　年八月廿五日	暴風雨	最强風速北十四米一降雨總量百二十五粍八
同四十一年七月廿七日ヨリ 同年八月三日マデ	高温	三十五度以上ヲ示スコト五日共高極ハ三十五度八
同　年八月七日	暴風雨	最强風速北十八米六降雨量七十五粍八
同　年十月七日	大雨	十七時間百一粍五
同　四十二年四月六日	暴風雨	最强風速北西二十米三降雨總量四十六粍八
同　年六月五日	豪雨	十五時間百二十三粍四一時間最大二十八粍八
同　年同月廿七日	豪雨	一時間最大二十九粍二
同　年八月七日	弱震	

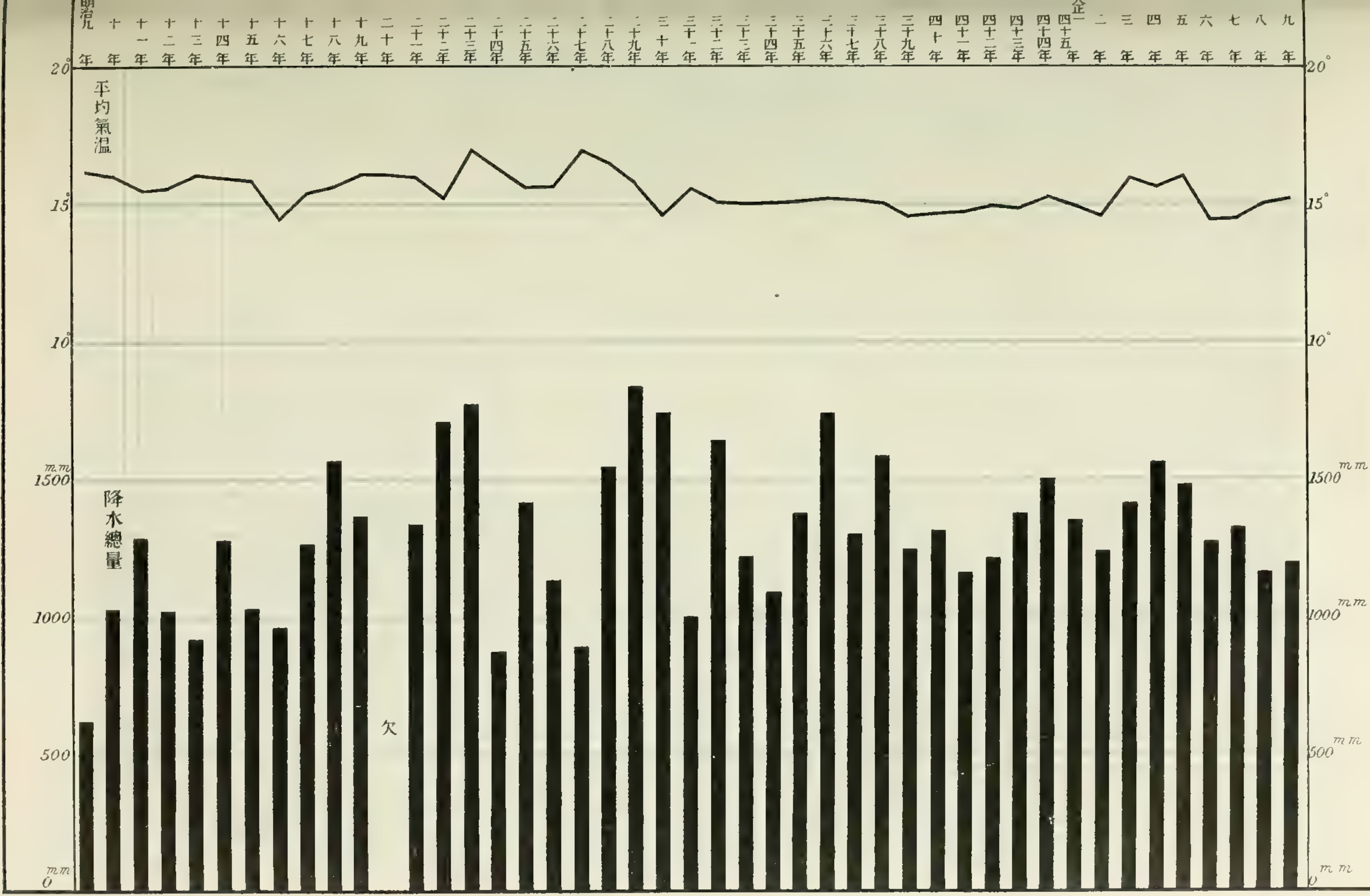
年月日	事項	摘要
明治四十二年八月十四日	強震	近江北東部ノ大震
同　四十三年二月一日	低温	最低氣温氷點下五度五（最低記錄）（華氏二十二度一
同　年五月十一日	暴風	最強風速二十六米 北東
同　年九月六日ヨリ 同　年同月八日マデ	大雨	四十六時間降雨量二百五十一粍八一時間最大四十三粍七、七日總量百九十九粍四（一日間最大記錄）
同　年十二月二日ヨリ 同　四十四年一月四日マデ	旱魃	三十四日間
同　年六月十五十六日	大雨	總量百五十三粍
同　年同月十九日	暴風雨	最強風速十五米九（西南西）降雨量七十一粍五
同　年八月十六日	暴風雨	最強風速十五米三（西南西）降雨量五十二粍六
同　年九月一日	弱震	
大正元年九月廿三日	暴風雨	最強風速十七米七（北東）降雨量百五十九粍七最低氣壓七百十七粍八（最低記錄）
同　二年十月三日	暴風雨	最強風速二十三米五（北々西）降雨總量六十三粍五

同三年八月	酷暑	毎日最高氣溫月平均三十三度三最高氣溫極三十七度六（華氏九十九度七）（最高記錄）
同四年二月四日	暴風雨	最强風速十七米（西）降雨總量五十七粍九
同年七月十四日ヨリ 同年八月三日マデ	旱魃高溫	前後二十一日間無雨最高氣溫三十五度以上六日
同年八月五日	暴風雨	最强風速十八米八（東北東）降雨總量七十一粍三
同年同月九日	豪雨	十七時間百三十四粍六一時間最大四十七粍八（一時間最大記錄）
同年十月七日	暴風雨	最强風速十五米九（西）降雨總量四十粍
同五年十一月廿六日	强震	神戸地震（震源地明石海峽東方）
同六年七月九日ヨリ 同年八月一日マデ	旱魃高溫	前後二十四日間無雨最高氣溫三十五度以上十三日
同年八月三日	暴風雨	最强風速十八米二（東）降雨總量百十九粍九
同年九月三十日	暴風雨	最强風速二十米三（北）降雨總量百五十六粍
同年十月十一日	暴風雨	最强風速二十一米二（東北東）降雨總量八十七粍三
同七年一月三日ヨリ 同年同月廿四日マデ	旱魃	二十二日間

年月日	事項	摘要
大正七年七月十二日	暴風雨	最強風速十二米六（東北東）
同　年八月三十日	暴風雨	最強風速二十一米三（東北東）降雨總量九十四粍七
同　年九月十四日	暴風雨	最強風速十六米三（東）降雨總量三十四粍四
同　年同月廿四日	暴風雨	最強風速二十二米三（北々西）降雨總量五十三粍
同　八年二月四日	低温	最低氣温氷點下五度一（華氏二十二度八）
同　年三月十九日	暴風	吹續十三時間ニシテ最強風速十八米三（北）
同年七月一日ヨリ 同年同月七日マデ	霖雨	七日間連日降雨其總量百五十一粍
同　年九月十三日	暴風雨	最強風速十四米八（東北東）降雨總量八十九粍三

神戸氣象圖
（累年平均）　其一





明治九年
十年
十一年
十二年
十三年
十四年
十五年
十六年
十七年
十八年
十九年
二十年
二十一年
二十二年
二十三年
二十四年
二十五年
二十六年
二十七年
二十八年
二十九年
三十年
三十一年
三十二年
三十三年
三十四年
三十五年
三十六年
三十七年
三十八年
三十九年
四十年
四十一年
四十二年
四十三年
四十四年
四十五年
大正一年
二年
三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年
平均氣溫
降水總量
欠
20°
15°
10°
1500 mm
1000 mm
500 mm
0 mm

神戸の港灣

第一編　兵庫及神戸港の沿革

第一章　開港前後の兵庫及神戸港

兵庫津

兵庫は大阪灣の西北攝津國の西南に位し、北は六甲、摩耶、再度の諸山を負ひ、西及南は海に面し、和田と湊川の突洲によりて兵庫の灣を、又湊川と生田川の出洲は神戸の灣を形成す。殊に和田の出洲は能く西及南に偏する風波を遮斷するを以て、兵庫灣は波靜に水深く、船舶の出入碇繋に比較的安全の錨地となり、平相國清盛遷都の事ありし以來、時に消長あれども船舶の往來漸く多きを加へ、商港として重きをなせしが如し。其後天正年間豐臣秀吉大阪城を築くに當り、物資供給の諸船舶競うて大阪港に集ると雖も、同港の海底淺淤にして航運に不便なるのみならず、往々災厄を免れざりしを以て、諸國廻送の諸船は兵庫の津に來りて碇泊するもの多く、大阪の繁盛と相俟つて兵庫は益々殷賑を呈し、百貨輻湊、街

衢の體裁亦備はるに至れり。當時兵庫の津と稱する區域は、明治初年と甚だしき變更なきもの丶如く、其沿海一里四町餘、街衢の南北十九町、東は湊川西は柳原を以て界限となし、其延長九町餘なりと謂ふ。又津を分つて南北の兩濱及岡方の三區とし、街區の周邊には外廓と稱する溝渠(下水溝の類)を廻らす。其北方溝渠の海に注ぐ處は西出町と川崎町の間にありて、此所に入江を存し、其南は和田崎町の南端に當る。南北兩溝の海に連る兩端の中位に船入場を設け、其左右を南北兩濱となせり。以上二個所の船入場は、荷扱場の用を便せしは勿論、暴風高浪に際し船舶唯一の避難場となり、頗る繁榮を極めたるが如し。

神戸港

湊川の東部なる走水、二ッ茶屋及神戸の三村は、往時西國街道に當り、人馬の往來盛なりしも、兵庫に比しては寂寥たる寒村に過ぎざりしが、慶應三年四月(西暦千八百六十七年)兵庫開港の勅許あり、次で居留地設定の爲め外人に土地の檢分をなさしめたるに、當時神戸村なる生田川以西の海濱には既に船入場の設備あり、其地亦廣漠たるものありしを以て、遂に此處を居留地と定むるに及び、貿易機關の備はると共に、大船の來りて居留地沖に投錨するもの愈々多きを加へ、神戸港は兵庫港に比し對外貿易上樞要の地となるに至れり。後明治十二年神戸兵

庫を合して神戸區とし、同二十二年市制實施と共に兵庫は神戸市に編入せられ、同二十五年港界線擴張せられて兵庫を包含するに至り、茲に全く兵神兩灣は神戸港の名稱に包括せらるゝに至れり。後節記する所の神戸港亦此意義に外ならず。

因に明治元年十一月前記走水、二ッ茶屋及神戸の三村を合せて神戸町と唱へ、後更に近接村を合併して今の神戸となせり。

第一章　自開港至明治三十年兵庫及神戸港

運上所開局

慶應三年十二月七日兵庫開港の式擧げらるゝや、神戸稅關の前身たる運上所を神戸村に建設し、倉庫三棟及波止場三個所の築造に著手し、又居留地域決定せられて、外人此所に來り居住する者漸く多く、貿易の端緒始めて開けたり。然れども維新の革命に遭遇し、朝野騷然として未だ對外貿易の取引起らざるに、神戸村に於て内外兵士の衝突あり。開港は僅かに其名に過ぎざりしが、翌年王政復古となるや、政府は佛・英・蘭・米・伊・普の六個國公使を神戸運上所に會せしめ、舊約を訂し、明治元年二月神戸運上所の開局を見るに至れり。之を東運上所と稱す。即ち現今の神戸稅關是なり。又西の町海岸に西運上所を新設す。即ち現今の第三波止場位置に當る。但し西の町の一部は明治七年其名稱を改め、海岸三丁目となせり。

東運上所前灣浚渫

東運上所の前灣は當時神戸港の東端に在り。舊幕府の海軍營所を置きたる船入場とす。灣内は東西約六十二間七分、南北七十二間半、總て石垣を繞らす。

即ち現今の第一波止場是なり。其南に突出する出洲上に借庫二棟あり。他の一棟は運上所の西隣に設く　此時居留地の東渠は此灣内に注げるを以て、砂石塡埋し、潮波は灣口を梗塞し、船舶の出入不便にして、外人の浚渫を請ふ事頻なりしを以て、明治元年二月工事請負入札をなす。其仕樣に曰く、

一、橋より外干潮平均深五尺一體堀取、

入堀の口右同斷に堀取候事、

當時灣の東南隅なる沮澤の地に小き船入場あり、溝渠によりて運上所前灣と通す。之に橋を架し、海濱への交通に便じ、小船は運上所船入口より來りて橋下を通航せしが、明治四年七月生田川附替と同時に之を取拂へり。

一、五百石積船荷積の儘海岸迄相著候事、

一、右淺瀨の坪數相調請負の事、

一、堀内有之候杭不殘取除の事、

本工事は同年五月二十四日竣功せり。

波止場築造

明治三年英人ウキノルなる者、兵庫福原町海濱へ川浚蒸汽器械(型樣不明)を設置す。因て本器を使用して、同年九月十一日灣內疎浚をなし、同年十月五日終る。工費百八十兩餘を要せしと云ふ。其後屢々灣內浚渫を爲せしと雖も、直に塡埋

し、隨て浚へば隨て塞ぎ、物議已む時なし。於此明治四年五月居留地東渠を移して直に海に注がしめ、土砂の流入を防止せしも、東南の猛波に際しては澪口土砂を逆致し、水深の維持困難なりしを以て、木檻に砂礫を詰め、澪口突出の所に沈置し、以て風浪を防遮し、土砂の侵入を沮止せしめんとしたりしも、激浪は容易に之を破壞して、忽ち土砂を灣內に散敷するに至りしを以て、明治六年三月工費二千五十八圓餘を投じて砂除堤石垣を增築し、次で灣內の浚渫を行ひ、同年七月竣功せしも、灣內の疎浚は其後も頻々として起りたるが如し。東運上所の波止場は一部改築せられしも、場所狹隘貨物の揚卸不便なるが故に、明治元年四月西運上所海岸に假波止場を設けて貨物の揚卸を許可せり。卽現今の輸出波止場是れなり。當時開港日尙ほ淺くして、諸般の設備未だ完からず。貨物荷捌所の增設及運搬の通路改良の急を告ぐるものあり。因て翌月鯉川口及宇治川尻の二ヶ所に波止場を增設し、波止場規則を公布す。其一項に曰く、

一、運上所前波止場を第一。西運上所前波止場を第二(今の第三波止場)。米國領事館前波止場を第三(今の米利堅波止場)。宇治川尻波止場を第四と相定め候事。

以上は波止場築造の順序により附せられたる名稱にして、之を位置より云ふ時は順序の顛倒せるものあるを以て、明治七年一月左の如く改稱せり。

元第一波止場を第一號波止場
元第三波止場を第二號波止場
元第二波止場を第三號波止場
元第四波止場を第四號波止場

明治四年二月西運上所海岸波止場の築造に著手す。其内容左の如し。

一、浪除石垣	三百五間	馬踏六尺 内面法高根入共九分三厘 外法高二間九分七厘
一、荷置場	二個所	荷揚場の左右 長三十五間半宛 幅七間
一、荷揚場	一個所	長五十間 幅五間半 高平均二間半
一、荷揚場	一個所	長二十五間 幅七間 法高二間
一、波止	二個所	馬踏三間 直高三間七分五厘

但　五十間　一個所
　　百五十七間　一個所
　　内法高六間二分五厘
　　外法高七間
　　根敷十三間二尺

然るに同年五月十八日に至り、海嘯の爲め將に成らんとする石垣悉く破壞す。因て七月復舊工事に著手すると共に、波除石垣の勾配を四十五度に改め、工費を追加し、總費拾壹萬七百七拾八兩餘を以て、同年十月工事を完成せり。之と同時に外國人より居留地海岸石垣復舊改造を請うて已まざるを以て、居留地地圍浪除長百七十間、東運上所借庫圍浪除石垣百六間半、鯉川荷揚場長七間三分幅六間半、其他二廉の工事を起し、工費壹萬貳千七百七拾六兩餘を投じて、五年三月竣功す。又辨天入江一部を埋立て、道路擴張の工を起し、同年五月全部完成するに至り、各波止場の形體始めて具はる。以上波止場の築造、石垣の改築及復舊に要せし工費は、總額拾壹萬七千六百九拾壹兩に達せり。

明治五年以前の海岸石垣

試に開港當時より明治五年頃に至る神戸海岸の石垣延長を擧ぐれば、東運上所前灣借庫所在地の南邊石垣百六間五分、其尾西に突出し東運上所以西鯉川荷揚場（今の米利堅波止場）迄外國人居留地海岸通と稱せし部分石垣百八十三間三分三厘、又鯉川以西西運上所に至る石垣百四十二間三分三厘、該所に於て東西二

個所の波止場あり、即ち東は百五十四間六分一厘、西は三十四間七分にして、西運上所左右を荷置場とし、中央を荷揚場とす、延長百十九間七分五厘なり。　西運上所より西辨天濱荷揚場に至る延長百六十六間六厘、又折曲して延長四十七間三分三厘の石垣を設く。　即宇治川流末に當れる所にして、雜居地海岸の極西とす。石垣の築設は此所に到つて止む。　其總延長九百五十四間六分一厘なり。

風波の石垣に及ぼす被害

當時の石垣は其構造今日の如く堅牢ならざりしを以て、明治六年七・八月暴風俄に起り、護岸石垣を崩壞し、翌七年一月之が修繕工事を竣了せしも、同年八月怒濤再び襲來して、前記石垣の大部を破碎し、同年末漸く之が復舊の工を遂げしも、爾來偏南の風波は常に海岸石垣に累を及ぼしたる事鮮少ならざりしが如し。

生田川附替

生田川附替。　明治初年の交霖雨荐りに至り、覆盆の猛雨は諸川の增水を來たし、生田川の如き濁流滔々として堤外に氾濫する事屢々なり。　之が爲め其西堤下なる居留地外國商館には汚水浸入して軒下の往來遮斷せられ、東堤下の地亦濁流砂礫を洗うて沿堤外國人墓地を沒し、新葬の屍を曝さんと氣遣はるゝに至り、外人囂々として官憲の注意を促す事切なり。　其後海岸石垣改築の工起るや、生田川附替の議亦興り、其流路を熊內村字馬淵より脇濱村地先字小野濱海岸に

轉せしめ、以て多年暴漲の患を除かんと欲す。依て明治四年二月縣廳の上申せし所左の如し。

（前略）生田川の儀は平生一滴水も無之、霖雨の節は一時に出水、堤防を溢れ越し候義度々に有之、修理を加へ候も、砂地之儀故、保ち方不宜、忽ち破損致し、水害方の手當行屆兼候場所に付、外國人に於ても其邊兼ねて聞き及び、同所堤は堅固に築造有之度旨申聞候得共、場所廣の堤防外國人の適意に任かせ候はゞ、數拾萬金を費し候共充分には行屆申間敷に付、右生田川を以て別紙圖面之甲線（略す）に移換候積り、右に付寺島外務大輔、吉井民部少輔、井上大藏少輔先般當港出張の節、實地見分の上、右見込の外良策有之間敷申聞有之、尤も其節之見込は水源より灣形に乙線海邊へ落す積りに候得共、左候ては多分の田畝筋違に潰れ、下方苦情も不少、其上砂地にて保ち方も不宜哉に付、猶又今般取調直し、水源より甲線通り一直線に海濱へ落し候積りを以て、場所點檢致し候處、今般引移候見込之場所は地勢及土質も可なりにて、堤防築造も手輕に出來可申、殊に多分の町數相減じ候に付、別紙積の通り凡四萬參千八百兩にて成就可致、尤田畑分水之儀は從前之通り村方無間樣致置候積りに有之、且元來外國人居留地の儀

も僅かに生田川・鯉川間にて至て狹隘に付、神戸町雜居地及山手之方相對借を以て追々館舍相建罷在候程の儀に付、外國人に於ては生田川附替之儀は希望罷在、見込通り成就の上羅貸候はゞ、彼方適意の海岸且平坦の地に付爭て借受、前書御入用仕埋方は勿論、永世の御益に可相成、右川附替之義は外國人引受造營の見込も有之由に候得共、外國人相雇候ては給料も多分、且總て手重の仕樣のみにて莫大の御入費相掛可申に付、土木司へ被仰付、村方人足等にて成功相成候樣致候はゞ實地之爲可然云々。

於此大阪より土木官吏實地檢分をなし、工費參萬六百七拾貳兩を以て、同年三月十日起工六月九日落成す。依て同年十月舊川磧地延長約六割三分に當る上流川床の地を拂下ぐ。又生田川流末に當れる敷地七千二百餘坪を稅關用地となせり。後市街開發の工起り、明治八年現今の加納町を形成するに至れり。

西運上所棧橋の架設

西運上所棧橋の架設。貿易開始に伴ひ當時最も不便を感じたりしは交通運輸機關の不備なり。故に明治初年には早くも海上貨客の輸送に從來の猪牙船に代ふるに小蒸汽船を用ひ、阪神間の運送を開始するに至れり。爾來貿易の進展と共に海運事業益々繁盛を來し、外航船舶の出入愈々殷賑となり、明治四年に

は定期外航船の寄港するあり、貨客の運輸一層の繁劇を加ふ。然れども小蒸汽船碇泊地は海岸を距ること纔かに數十尺に過ぎざるも、一々小舟を用ひざれば一物一人も濟渡し難きを慨し、明治六年島田重五郎なる者西運上所前に自費にて長十五間幅三間の木造棧橋を架し、一般乘降船客の利便に資せしを以て、爾來大阪往復の小蒸汽船其他は同棧橋西側に繫留するの便を得るに至りしも、棧橋の規模餘りに小なりしを以て、翌年三月貿易會社は之を取毀ちて同所に船棧橋を架し、同時に橋錢取立法を設けて費用回收を計れり。其後明治十五年神戸船橋會社興り、第三波止場なる前記貿易會社既設船橋の西隣に工費貳萬餘圓を投じて長九十間の船橋を新設し、大型蒸汽船四艘又は小型蒸汽船六艘を繫留せしむるに適せしむ。後明治二十六年會社法實施により、船橋會社組織を變更して神戸送迎株式會社となし、更に事業を擴張して、一般の沖合船客の送迎並に貨物積卸をなすに至れり。

小野濱船溜の開設

小野濱船溜の開設。明治六年加納宗七なる者工費貳萬餘圓を投じて舊生田川尻なる小野濱に船溜を開鑿す。其水面積五萬五千餘坪なり。後明治十六年波止場を增築せしが、翌十七年小野濱海軍造船所の設置に方り、政府の買上る所

となり、海軍省主船局附屬小野濱造船所と稱せり。亞で明治二十三年吳鎭守府の管轄に屬し小野濱分工場と改稱せしが、二十八年工場閉鎖に因り、船渠は兵庫縣廳の所管に歸し、後神戸稅關海陸運輸聯絡設備の利用せらるゝに及び、小野濱なる鐵道操車場の擴張を要するに至りしを以て、大正四年鐵道院は右灣內を埋築して操車場となす。其埋築面積約四千五百餘坪とす。

兵庫新川の開鑿

兵庫新川の開鑿。開港以來神戸海岸には運上所の波止場及護岸石垣の修築せらるゝありて、荷役設備は漸次改良せられしと雖も、兵庫港は依然舊殼を脫せざりしが、明治七年時の區長神田兵右衞門外二名、兵庫港に適當なる船舶避難所なく、年々風難に罹る船艇擧げて數ふ可からざるの悲況にあるを慨し、新渠を開鑿せんとするの意あり。恰も兵庫縣當局者亦河渠を陸地に通疏し、以て百貨の船舶を泊し、兼て貿易上の便利を圖らんとの旨を區戶長に諭達するに及び、茲に官民協同の事業として島上町より西南に彎曲して今出在家町を貫く新渠を疏鑿するに決し、明治七年二月縣官二名新川開鑿掛に任せられ、工事一切を監督す。一說に當時區長等は新渠の一端を兵庫港に他端を港外に置き、和田岬迂廻の船舶をして其不便と危難を免れしめん計畫なりしも、意の如くならず、遂に其計畫

を前記の如く變更せしものなりと謂ふ。其川渠の幅員は十五間、疏鑿線路の延長二百四十八間四分、疏川の深干潮時六尺、石垣の高河底より直立一丈一尺とし、同年七月工事請負に附し、直に開鑿工事に著手せり。又之と同時に其掘鑿土砂を以て島上町附近の海岸延長二百五十間、幅平均凡そ二十二間を埋立て、約五千三百坪の敷地を得て、工費支辨に資せりと謂ふ。本工事は著手以來種々の困難に遭遇せしと雖も、遂に明治八年五月工を竣へ、其工費總額拾貳萬六千九百八拾四圓餘を要したりと謂ふに徵するも、本工事は實に開港以來の一大事業たりしや論を竢たず。而して其新川開鑿の工成るや、兵庫泊船場の形勢は一變せり。則ち昔日は築島寺附近に船入場ありて、其入口を築島川と稱し、右方に曲折して入江をなし、寺門の前面に築島橋を架設し船大工町との往來に便じ、又其東方は人家を隔てゝ島上町海岸となり、築島寺近傍は宛然島嶼の觀ありしが、今や從前の船入場は宅地若しくは道路と變じ、築島川の幅員は擴大せられて新川の入口をなし、船大工町の後背は新川の通ずる地形となり、中央に中の島を形成するに至る。其他兵庫方面に於ける船舶の東及南寄りの風波に因る被害數は、新川開設によりて著く減じ、後年永く其惠に浴せりと謂ふ。

蟹川船渠の開設竝に鐵道棧橋の架設

蟹川船渠の開設竝に鐵道棧橋の架設。明治八年鐵道寮に於て神戸停車場内蟹川船渠を開鑿す。其水面積凡千八百坪とす、又船渠に沿うて六棟の倉庫を建つ。專ら鐵道寮及郵船會社の使用する所とす。翌九年七月鐵道寮は其海岸に長四百五十呎幅四十一呎鐵脚木桁の棧橋を架す。是本港に於ける鐵道棧橋の嚆矢にして、鐵道棧橋の稱あり。專ら鐵道用物資機械及石炭等の陸揚に供し、又一般輸出入貨物の汽車運輸に係るものに限り積卸しを許可せり。然れども本港輸入貨物は多く稅關構内に於て取扱はれ、更に汽車汽船によりて大阪其他に轉送するもの多きを以て、實際上同棧橋を經由せる貨物は微量なりしと云ふ。且つ其位置蟹川口に接し、年々泥土の流出甚だしく、爲に海底水淺く、大船の繫留に適せざるに至り、現今多く艀船の荷役に供せり。

辨天濱の埋立

辨天濱の埋立。明治十一年五月辨天濱埋築の土工起る。同海岸は明治四年神戸港海岸石垣築造の時に當り、工事を施して荷揚場の一となしたる以來、土砂の浸入甚しく、其後屢々浚渫を試むるも忽ちに埋まり、一小船だも尙ほ入る能はざるに至る。且つ地質堅くして開鑿容易ならざるを以て、船入場を塡埋して寧ろ市街地と爲すの優れるに若かずとなし、遂に埋築に著手し、明治十二年二月竣

功し、市街地二千五百四十五坪を得たり。今の辨天町是れなり。又稅關荷揚場に接續せる新埋立地約二百三十坪は稅關用地とし、其南頭端より東方に長三十五間の波止を突出せしめ、船貨の揚卸に便ならしむ。是れより地勢一變して便宜亦往日の比にあらざるに至りしと云ふ。

小野濱鐵棧橋の築造

小野濱鐵棧橋の築造。開港以來神戶港外國貿易の發展著しく、諸船舶の出入增加し、百貨輻湊すると雖も、未だ其海岸には荷役設備の視るべきものなく、鐵道棧橋あれども一般の利用に適せず、船舶は海岸を距る數町の沖合に碇泊し、貨物の積卸は盡く艀船に委するの外なく、從て時間を空費し、動もすれば天候劇變の爲め貨物を損失するの悲運に際會せし事尠からず。明治十三年の交、時の高橋稅關長及港長ジョン・マルシャル氏等は、本港海陸聯絡設備を急務として棧橋架設を唱へ、其設計及水利上の關係等を考究中なりしが、恰も同年十一月上山惟淸外一名は第一波止場の前岸に私費を以て棧橋を架設し、之に外航船舶を維繫し、輸出入貨物の積卸に便せん事を出願せしに依り、政府は種々の調査を遂げ、十五年四月之を許可せり。於此出願者は翌十六年棧橋會社を設立し、直に棧橋架設の工を起し、翌十七年十一月工事竣了せしも、同二十年更に棧橋延長の工を起し、

二十年全部竣功せり。其構造の概要を擧ぐれば、

最初建設の分　延長四百九十一呎七吋　幅四十二呎

二十年增設の分　延長　九十三呎四吋　同

合　計　五百八十五呎十吋　同

棧橋は鐵脚にして鐵製桁を架し、敷板を設け、三條の軌道を有す。水深は干潮面以下二十尺乃至二十五尺にして、當時の外航船の維繫に適せり。其工費は附屬設備を加へ拾四萬九千餘圓を要せしと云ふ。又同會社は棧橋築造と共に倉庫上屋を建築して、專ら外國商船及海外通航の內國商船の貨物取扱をなせしが、明治三十九年大藏省所管神戸稅關海陸運輸聯絡工事の起工せらるゝや、同棧橋は其位置埋立區域內に當るを以て、四十二年五月政府の買收する所となり、大正三年六月新設繫船突堤の一部利用開始せらるゝに及び、棧橋は全部之を取除きたり。

兵庫島上海岸の船橋

兵庫島上海岸の船橋。海外貿易の發展に伴ひ沿岸貿易の進步亦著しく、大小貨物の荷役及船客の乘降に便なる設備の急を告ぐるに至り、明治二十二年七月兵庫船橋株式會社興りて、島上町海岸に長四十一間の船橋を架設し、其兩側には

小型蒸汽船三艘を繋留するに適せしむ。其營業とする所は兵庫港より大阪・洲本及德島等に航行する蒸汽船の船客昇降、內航貨物の揚卸に便じ、通行錢を徵して其收益とするものなり。其後兵庫運輸株式會社は前記船橋を買收し、浮棧橋の幅員を十八尺、長三百九十三尺に改め、同樣の目的に使用し、傍ら曳船營業をなせしが、大正二年七月大阪商船株式會社の所有に歸す。是現今の島上棧橋にして、其幅十八尺、水深十五尺乃至二十尺を保ち、根部は杭打式棧橋なるも、其他は長十間、幅三間の浮艇三個を連結せる全長三百十四尺の浮棧橋となれり。

兵庫運河の開鑿と河口の埋立

兵庫運河の開鑿と河口の埋立。明治二十六年十一月兵庫神明町に資本金參拾五萬圓の兵庫運河株式會社設立せらる。其目的とする所は八部郡林田村の海濱より兵庫南逆瀨川町新川に達する運河を開鑿し、兵神兩港に出入する船舶をして兵庫港口と和田岬間の廻航に供へ、以て風波激潮の危難を避け、兼ねて其捷徑と避難の場所を與へしめ、其代償として出入船舶より通航料を徵し、又運河沿岸の地を修整して宅地となし、以て貸地代を利せんとするにあり。蓋し本計畫は曩に明治六年新川の開渠に際し目論見たりしも、當時各種の事情に妨げられ、其意を果さず、後明治二十二年の頃再び其計畫を樹て、會社の創設を謀りたる

者ありしも、財界變動等により未だ機運熟せざりしも、漸く其目的を達したるものなり。當時計畫の大要は次の如し。

兵庫運河計畫書

本運河は八部郡林田村大字東尻池村地内の海岸に起りて、兵庫新川に達するものを本線とし、山陽鐵道兵庫停車場附近に起りて、南の方本線に達するものを支線とす。本支線分岐する所と支線の起頭とに船溜を設く。之が工事を細別せば左の如し。

一、兵庫新川口より船溜迄延長五百九十三間七分五厘は深干潮面以下六尺敷二十間、石垣は左右五分法に河底一尺堀込、要胴木据付裏込徑五六寸のもの厚五分詰込、石面一尺二寸控一尺五寸の切石を使用するものとす。又本線内に物揚場幅三間四ヶ所、同十間三ヶ所を適宜の場所へ設置す。法は干潮より三尺迄を五分とし、其上部を三割とす。

一、本支線分岐の所に面積二萬五千五百七十三坪餘の三角形船溜を設く。其東西兩側の石垣は凡て第一項同斷にして、北面百六十六間半は物揚場とす。

其構造は第一項物揚場と同斷、船溜の中央一萬五千坪は深干潮面以下八尺とす。

支線起頭の船溜は敷長三十間、幅五十間、北東の兩側に物揚場を設く。仕様前項同斷、西南兩側の護岸は第一項同斷。

一、船溜西南の口より海岸迄長百九十間九分は敷二十五間、深干潮面以下八尺とし、石垣は左右一割五分法に厚五分通三和土詰込、石面一尺五寸控二尺空隙は凡て「セメント」を以て目塗を成す。胴木其他第一項同斷、捨石は徑一尺以上のものを間口に五合五勺を投入す。

海口より東西兩側延長六十四間は左右一割半法天端六尺の弧形厚六尺三和土詰込、石面一尺八寸控二尺五寸以上、西側は幅四間長十九間、東側は幅四間長十間厚二尺五寸の沈床を沈下す。又東西兩側の海水面干潮以下八尺に達する迄延長四十二間は心部より前同樣の構造にして、敷は法外三間宛に厚二尺五寸の沈床を沈下し、捨石は徑一尺五寸以上の石を間口平均五合宛投入す。

一、本支線船溜護岸及物揚場石垣延長三千七十五間(五、仕樣前記の通りに付

略す。

會社設立の議決し施工の設計定まりて其筋の認可を出願し、翌二十七年二月認可狀の下附せらるゝや、關係地主は反對意見書を提出せり。其要に曰く、運河開鑿後は其附近一部の村落は島地の姿に變じ、耕作上の不便を來し、加之從來耕作用井水は運河の爲に水脈を斷たれ、水量減ずると共に鹹水に變じて灌漑の用をなさゞるに至るべし。依て會社は將來此損害に任ずるの約を爲すべしと。然るに會社は此の要求に應ずる能はずとなし、地主と會社とは徒らに睨合の姿となり、荏苒日を空しうする事久しかりしが、遂に土地收用審査會開かれ、同時に仲裁を試むる者あり、幸に明治二十九年一月調停就り、玆に多年の紛議も其落著を告げ、同年一月三十日尻池村に起工式を擧ぐ。其後工事著々歩を進め、明治三十二年に至り全く竣功せり。

運河線路は新川より東尻池船溜迄を本線とし延長六百四十間幅二十一間深干潮面以下六尺とす。又船溜より兵庫停車場構內西端迄を支線とし、延長四百二十間幅二十一間深干潮面以下四尺とす。船溜より東尻池海岸迄の延長二百間幅二十八間水深干潮以下八尺船溜水面積約一萬坪深干潮面以下六尺にして、

支流の起點に長三十間幅二十間の船溜を有し、其沿岸には隨所に荷揚場を設く。運河開鑿によりて生ずる土砂利用の目的を以て、會社は明治二十七年十二月運河口東西に公有水面埋立を出願し、河口東側突堤より東方長百十三間平均十六間餘此坪數千九百十二坪七合、同西側突堤より西方長百九十六間五分平均幅十三間五分此坪數二千六百七十一坪六合、合計四千五百八十四坪三合の埋築をなし、同三十年十二月竣功せり。

苅藻島の埋築

苅藻島の埋築。兵庫運河海口を離るゝ百間内外の處に淺瀨あり。其附近の水深は干潮に際して僅かに數尺に不過、故に從來の海岸に接近して航通する船舶は吃水僅に二、三尺の小舟に止まり、他は一哩以上の沖合に航路をとりしが、運河開鑿の曉は吃水十尺内外の船舶を常時出入せしむるの計畫なりしを以て、斯る淺瀨の海口に橫はるは非常に危險なりとし、兵庫運河株式會社は運河堀鑿より生ずる土砂を以て此淺瀨を埋築し、一島嶼を設けて西南の風波を防ぎ、出入船舶の利便に供し、兼ねて島上に宅地を設け、運河沿岸と相竢つて貨物揚卸を容易にし、隨つて之が費用を輕減するの目的を以て、明治二十九年五月東尻池村、西尻池村、境界線上陸地を距る八十三間の地點より沖合に於て、東方五十二間半西方

九十七間半幅平均十九間四分の海面二千九百七十六坪餘の埋立を出願し、同年八月著手、同三十一年四月竣功せり。該埋立は海底下層幅四間上層は幅二間半各厚三尺の二重沈床を干潮面に倣ひ沈下し、石垣は面一尺二寸控二尺五寸の切石にて、滿潮面上十尺迄一割法に築き立て、第一回埋立を完了せり。之を苅藻島と稱す。

苅藻島埋築によりて運河口に新港灣の形成せらるゝや、河口に碇繫する船舶は日々其多きを加へ、風波の兆あれば多數船舶は嶼蔭に輻湊し、屢々狹隘を感ずるに至りしを以て、同社は將來一層の安全を期せんが爲め、該島東方長五十二間幅平均三十二間及其南方へ幅九間長百三十間の海面埋立を出願し、明治三十一年十一月其許可を得、同三十三年一月第二回の埋立擴張を竣功せり。其埋立面積三千四百四十三坪餘にして、工法は第一回當時に準據せり。以上二回の埋築に要せし工費は約拾萬貳千六百圓なりと云ふ。

苅藻島埋立によりて運河口及其附近の海面は安全なる錨地となり、小型汽船及帆船碇泊に利便頗る大なるに至れり。然れども該島南側は西南の風波に際し激浪の撃衝する處となり、護岸石垣の被害亦尠からずと云ふ。

湊川改修工事。　湊川は其水源淺く多くは禿赭なる山脈に屬するが爲めに、平素は一滴の水を見ざるも、降雨數時間に亙れば濁流滔々倏ち臻りて土砂を齎し、川床を高む。　斯の如きもの年を重ねて川床は平地を拔くこと二十尺以上に及び、一大長堤は兵神兩市を劃り、交通の不便なるのみならず、降雨每に吐出する土砂は神戶港を塡埋して其害の及ぶ所鮮少ならず。　於此湊川附替の議は早くも明治十七年に起りしも、時機未だ到らずして已む。　其後明治二十九年九月其議再び興り、工費補助の出願をなせしも、詮議に及び難しとの指令ありて又頓挫を來せしも、爾來私費起工の協議を遂げ、明治二十九年四月三十餘名の發起者連署を以て附替を出願し、同年十二月起工の許可を得たるを以て、三十年八月湊川改修株式會社設立せらる。　當時發起人の提出せる願書左の如し。

湊川付替の義に付願

兵庫縣神戶市內湊川の義は其水源多くは禿赭なる山脈に屬し、降雨每に多量の土砂を流出し、日月の久しき漸次に堆積して平地を拔くこと殆んど二十尺、終に現今の長大なる丘陵形を顯出し、以て神戶兵庫間の市街を遮斷し、交通運

搬の便を妨ぐるに止まらず、流出の土砂は神戸港灣内に沈澱し、日を逐ふて塡埋の害を與ふること最も甚しとす。抑も神戸市現今の繁榮は三府に亞ぎ五港に冠たるの景況を呈するに至れり。然るに其繁榮を迎ふるの門戸たる港灣に於て、眼前斯る狀勢なるにも拘らず、之を忽諸に付するは、啻に神戸市の繁榮を將來永久に維持すること能はざるのみならず、延て國家の進運にも關係すべき重要の事たるは一般公衆の認知する所、既に實際の輿論學理的の論言共に前數年以來湊川付換の一點に歸著する所なり。即ち去る二十年九月三日付を以て藤田傳三郎外六名より本川付換の義出願仕候處、二十一年一月十六日付にて該出願に對し、工費補助の義は難及詮議、私費起工の見込あれば更に出願すべしとの御指令を得たるに付き、願人等協議を遂げ多少設計を改めて、尙又二十一年三月二十八日付を以て私費付換起工の義出願仕置たる義に御座候。然る處客年一月三十一日付にて願人追加上申中にも粗上陳仕置たる通、爾來歲月の經過に隨ひ、曩に出願の當時に比し實地の景狀著しく變遷し、前兵庫西柳原町に山陽鐵道停車場を設置せし以來は、諸工場等相踵で興り、頻頻繁榮に赴き、僅かに數年を出ずして戸口蕃殖し、尙漸次西部の地に及ぶの趨

勢なり。是れ卽ち今回八部郡林田村等を以て神戸市に編入相成りし次第なるに付、熟ら將來永遠の長計を稽ふるに、前願の新川線路たる最早今日に至りては適當と云ふべからざるに依り、種々必要の調査を經て、別紙設計書及び圖面(略す)の如く變更し、神戸市の内長田村に於て苅藻川に合流せしめ、其以下流末間を河身取擴め、以て付換の設計に變更致度、是れ今般出願の要點第一に御座候。將來又付換後の舊湊川に於ける前願の設計は過半堤防の形狀を存するの計畫なりしも、右にては交通の利便未だ以て完全と云ふべからざるに付き、是亦別紙圖面(略す)の如く、第十一號卽ち新橋以下堤防を撤却し平地と均一に切下げ、以て一層利便を謀るの設計に變更致度、是れ出願の要點第二に御座候。尙又湊川川尻の沿岸一帶の海面は、右付換事業に連帶し、之と同時に水面埋立を爲し、併て官有濱地を開墾し、埠頭を築き、倉庫敷を設け、且つ縱橫に道路を開通して、船舶の繫留、貨物の搭卸等大に貿易の便利に供せんとす。尤も本件は別途出願致し置たるに付、本願と同じく御許可相成度、是れ出願の要點第三に御座候。右の外尙ほ左に列記する所の各項は、既に前願にも陳述仕置候通、湊川付換起工に於て一も缺く可らざる要件に御座候。(以下略す)

本工事の豫算は約百貳拾萬圓にして、其設計の大要を見るに、湊川上流洗心橋上手にて舊川を締切り、其處より新川を鑿ちて神戸監獄署の側面を過ぎ、斜めに西南に赴き、會下山背後の丘陵を隧道を以て通過せしめ、長田神社前八雲橋の下手に於て苅藻川に合流し、此川幅を擴鑿して海に注がしむるものなり。 新川の延長二千四百四十二間餘、川床の幅員百二十尺乃至九十六尺、隧道の長三百三十間幅二十四尺高二十五尺の馬蹄形斷面とす。

以上の設計により會社は明治三十年十月起工せしが、翌三十一年六月湊川改修工事保安同盟會は內務大臣に陳情書を提出せり。 其要旨とする所、(第一)同盟會は湊川改修附替に反對せざるも、改修會社の設計不完全にして、其斷面は一朝强雨に際し到底洪水量を安全に流下し難きを以て、川敷及勾配を革め、(第二)會下山隧道の如きは頗る危險なれば、他に線路を索むる事に變更せられたしとて、技師の調査報告書を添附せり。 事多く技術に關するを以て、內務省は夫々技術官に命じて調査せしめ、改修會社の設計不當にあらざるを認め、原設計を遂行せしむ。 後明治三十四年工事殆んど就らんとするの交、舊湊川堤防附近其他の住民は、現在堤防取拂猶豫の請願をなせり。 其要は一朝大雨あれば洪水湊川に怒漲

して暴威を逞うし、上流より土砂木材の嫌なく奔流し、隧道に堆積或は横臥せんか、逆流を生じて市に溢れ、隧道の崩潰亦期す可らず。依て現存せる湊川堤防は豫備設備として保存せられたしと謂ふに在り。然れども舊堤の撤廢は元來本工事の主眼なれば、願意容れられずして改修會社設計に基き工事を繼續進行せしめたり。如斯工事中種々の故障に遭遇せしを以て、會社は再三工事の延期を出願し、遂に三十四年八月全部の竣功を見るに至れり。

工事竣功により不用となれる河川堤塘敷地は七萬九千八百餘坪にして、内三千二百五十二坪は神戸稅關用地に編入せられ、其他道路溝渠敷を差引き六萬三千八百五十九坪餘は會社に於て無代讓與を受けしものとす。又會社は三十五年九月舊湊川尻公有水面五千九百七十八坪餘の埋立の認可を受け、河身堤塘の地均しより生ずる土砂を以て之が埋築を竣了す。(後章參照)

神戸港波止場增築工事

神戸港波止場增築工事。本港の外國貿易は逐年其進步著しく、出入貨物の數量亦激增せしも、荷役設備未だ改善せられず、一朝風波に際しては貨物の損害漸く其多きを加ふるに至り、殊に本港最多の艀荷役に於て被害甚大にして、此種荷役設備の改良は一日も忽諸に附するを得ざるを以て、政府は大阪土木監督署長

の意見を徴し、之に基き米利堅波止場以西國產波止場間に繫船場及物揚場擴築の工事を實施するに至れり。其意見書の大要左の如し。

神戸港稅關附屬繫船場擴築の件意見書

一、現況、擴築の位置及將來大築港との關係

目今稅關附屬の波止場三個所あり。其一は第一波止場にして外國人居留地の東北にあり。最も古き設備に係はる面積三百坪內外の繫船場之に屬し、稅關附屬上屋の大半は其周圍にあり。且つ事務所も接近の場所にあるを以て、最も便宜の位置なりとす。然るに二方は居留地に接し、他二方は棧橋會社用地と海面なるを以て、何れの方にも擴築に便ならず、遺憾と謂ふべし。本波止場は現今專ら輸入荷物の檢査に供す。其の二は米利堅波止場にして、上屋の設けなく、僅かに監視部の見張所を置き、以て船客の手荷物を檢視する所とす。其の三は百間波止にして、專ら輸出荷物を取扱ふ所とす。以上三個所の波止場に屬する諸般の設備總て不完全にして、混雜名狀すべか

らざるものあり。殊に上屋の構造最も粗悪且つ狹隘なり。到底神戸港今日の必要に應ずる能はざるものなるや、現場を一見して明なり。故に稅關附屬物擴築の件は今日の狀況に照し最も必要の擧なりと思考す。

擴築の第一策は第一波止場の繫船場を擴築し、其一部分及遊園地の前面を埋立て、以て所要營造物の敷地となす最も簡便の策なり。然るに遊園地の前面を埋立て、剩へ此所に諸種の建設物を爲す如きは、外國公館に向つて談判を要し、迅速に纏るべき見込なし。且つ熟々將來を考ふるに、第一波止場の地位は稅關に適切ならず。神戸港の中心は百間波止場近傍にあり。且つ將來兵庫港の輸出入隆盛に趣くときは、湊川海口近傍は則ち稅關の設備に適當の地位ならん。由是觀之、第一波止場の地位は稅關の爲に之を死守するの必要なきを信ず。

右の理由により第一波止場擴築の策を採らず、稅關長の意見に從ひ百間波止場近傍に於て擴築の計畫を爲せり。今日に於て斷然神戸港の南端に於て適當の地を撰定せざるは、次項述ぶる如く、今回の計畫總て假設に止めたるに由るなり。

神戸港築港のことは既に兵庫縣知事より上申する處あり、早晩之が計畫をなす必要あるべし。稅關擴築の計畫は築港計畫に障害なきを要す。故に兩者の關係を左に略論せんとす。

神戸港の地は平坦に乏しく、目今既に之を使用して尺寸の餘地なし。此處に築港するに當りて、必ずや海面一部を埋立て、以て荷揚波止及倉庫上屋等の用地に供せざるべからず。故に今回稅關の爲めにする處の埋立は、將來築港の障害となる事なし。

埠頭は築港の際之を破却するの必要なきを保せず。故に石壁に「モルタル」を用ひず、假の構造となし、以て他日之を破却し易からしめ、又其石材を大築港の用に供せんとす。

二、擴築の計畫

米利堅波止場を伸築する百間、其鼻端より長九十間の防波堤を築き、又百間波止の鼻より長二十間の防波堤を出し、前の九十間堤と相對せしめ、兩者の間に四十間の口を設け、艀船の出入に供す。

港內は遠航大船を繫溜するにあらず、其出入するもの總て大船の荷物載卸に

要する艀船にして、其最も大なるものは、所謂達磨船と稱するものにして、吃水十尺内外に過ぎず。然れ共港深は干潮以下五尺より二十四・五尺に達するを以て、吃水二十尺迄の船舶は容易に繫溜し得べし。

在來の百間堤は擴築して馬踏幅十間とし、兩側を直立の石垣に改築し、以て荷物の揚卸に便ず。

堤上には幅四間迄の上屋を建設する事容易なり(兩側に幅三間の通路を置き中央四間の上屋の幅員と假定す)。本堤の極端に幅六間の通船口を設く。新設百間堤は海面の方干潮以下三尺迄一割勾配の石垣となし、捨石を其基礎とす。港內は直立の石垣とし、馬踏幅五間とし、是又荷揚波止に供す。

埋立地土留石垣も亦直立に築き、荷揚波止に供す。埋立地は幅二十間にして、稅關の指定する所に據る。防波堤は全く防波の用に供し、荷揚波止に兼用せず。海方及港內共に捨石を以て其根底を防禦す。海方の捨石は五十貫目以上百貫目迄とす。

港內礫及五十貫目迄の石を混用す。在來百間波止の捨石は最大のもの七十貫目に過ぎざるが如し。而して其の創設以來明治十年の風波により只一回

稍々大なる破損を來したるのみなりと云ふ。故に今回の捨石は百貫目を最大とし危險の恐なきを信ず。

三、工　費

波止堤の新設及擴築海面の埋立に要する費用に下水付替費及測量費を加へ、總計金拾六萬千四百六拾八圓六拾壹錢を要す。即ち別册工費豫算書に(略す)詳載するが如し。

明治二十七年三月三十一日

第四區土木監督署長　沖　野　忠　雄

以上意見書の要旨は、將來本港修築の大計畫に支障を來さゞる地域に繫船場を定め、專ら艀荷役の便に供する應急設備を施さんとするものにして、實施の埋立面積五千三十九坪六八、荷揚場延長約二百十間、東西兩防波堤の延長百十三間餘、堤內水面積約一萬三千七百九十坪なり。之に要せし工費は物價騰貴竝に設計變更に因りて貳拾參萬五千九拾參圓餘に增額せられ、明治二十九年十月起工同三十一年四月竣功せり。試に突堤及護岸工等の大要を示せば左の如し。

神戸港波止場増築工事主要寸法及竣功金額調

名稱	主要寸法	竣功金額（円）	（厘）
西突堤	長三十三間四分 天幅三間 敷幅五間三分三厘 内外共五分法	一六、五七四	六四七
東突堤	長七十九間七分 天幅三間 敷幅五間三分三厘 港外法高二間五分 港内法高二間四分	五七、〇五六	八三〇
荷揚場兼用突堤	長六十九間三分 天幅七間 直高二間五分二厘	五六、三五五	八五六
荷揚場埋立及護岸工	長百五十九間 幅平均二十四間八分	五七、一三二	六九四
米利堅波止改築	長四十二間 幅五間五分	一一、五八三	七二二
下水付換	長百八十一間五分 甲號四十三間 乙號百三十八間五分	五、九九〇	八二三
百間波止開鑿	上長十六間四分二厘下長八間五分八厘	六、六九〇	〇一〇
百間波止鼻止石垣	長五間高 三間三分八厘	三七三	八九〇
石垣及基礎捨石取除	埋立地護岸石垣長百五十六間 幅平均一間五分餘 高二間	四、九一八	七七〇
百間波止西手埋立	長三十三間 西幅五間 東幅十五間五分	七、九四八	七九〇
百間波止根元取合修繕	長四間 幅三間一分	二〇	三四〇

名稱	主要寸法	竣功金額
雜費		一〇、四四六 八六〇
合計		二三五、〇九三 二三二

備考　本工事は當初請負入札に附せしも應募者なく、爲に兵庫縣の直營施行する所となれり。

主要なる海面埋立工事

主要なる海面埋立工事。　明治二十二年山陽鐵道敷設の擧あり、次で東海道鐵道線路の開通を見るに至り、神戸港に集中する貨物の陸上運送に一大改革を來すと共に、本港內外貿易の發展顯著にして、之に伴ふ倉庫建設地の必要或は船舶建造修理に要する海岸地域の擴張に迫られ、海面埋立工事は一般土木工事と共に年を逐うて旺盛となるに至る。　今其主要なる二・三を擧ぐれば、船舶修理を目的とする兵庫船渠會社は、明治二十六年十二月兵庫西出町の海岸に約千百二十坪の埋立を施行したるを初めとし、和田倉庫株式會社は明治二十七年及二十九年の兩度の許可を得て、和田岬海面三千七百餘坪を埋立て倉庫敷地とし、神戸市湊東部區會は明治二十九年一月東川崎町一丁目字高濱公有水面八百九十五坪餘の埋立を遂行し、後三十年九月該地を日本貿易倉庫會社に讓渡せり。　其他明

治三十年川崎造船所は五千噸級船舶修理に適する大船渠築造を計畫すると同時に、地先水面二千八百五坪餘の埋築を施したる等、民間埋立事業踵を次で興れり。又官營事業としては、既記縣營神戸港波止場增築工事あり、稅關は小野濱地先に一大荷揚場增築の議ありて、兵神兩港の沿岸埋立事業は漸く多事ならんとす。

第三章　自明治三十一年至大正七年三月兵庫及神戸港

日清戰役後我國の對外貿易は急激の發展を遂げ、本港亦其範に漏れずして比年盛況を來し、船舶の出入貨物の集散著しく增加したるを以て、沿岸には所々に荷役或は造船設備に要する整理的護岸及埋築の諸工事相次で起り、米利堅波止場以西第二・第三波止場も大に擴張せられ漸次外國貿易設備改善の實を擧ぐるに至りしは前章敍說の如し。然るに其設備も忽ち不足を愬へ、更に擴張を要する時運に到達せしも、各波止場は既に狹隘にして餘地なく、唯加納町、小野濱なる税關用地のみは、第一波止場に接續せるのみならず、貿易業者の施設せる倉庫並に棧橋に隣接し、波止場增設上恰好の位置なるを以て、從來之を重量粗大貨物の陸揚場に供せしが、元來荒蕪の濱地に過ぎざりしを以て、神戸税關は明治三十一年以來地均其他改善の工を進めたり。又倉庫及造船業者は其規模の擴張を圖り、沿岸埋築の工を急ぐ等、孰れも本港沿革史第二期に於ける第一著手の工事なり。以下序を追うて沿岸施設の概況を述べんとす。

神戸税關小野濱護岸及防波堤の築設

神戸税關小野濱護岸及防波堤の築設。明治三十二年九月神戸税關に於て小野濱、加納町海岸用地に護岸石垣其他の附帶工事を起し、翌三十三年七月竣功せり　護岸石垣の水深は最大干潮面以下六尺にして、其延長二百十一間、加納町街路の終端に於て東西に亙り荷揚場及車馬道敷石を設け、護岸敷に三十噸起重機を据付くる外、海面を浚渫して艀船の荷役に便ならしむ。後三十四年二月右護岸と棧橋會社所有地間の濱地埋立を續行し、護岸石垣二十六間五分を設け、同年三月末日竣了す。其總工費六萬八千八百參拾壹圓餘なり。之より小野濱の海岸は波止場の形體を整へ、荷役設備改善の實漸く具はるに至る。

小野濱波止場擴張の工事就ると雖も、元來其位置舊生田川尻に當り、地勢海面に突出せるを以て、平時すら風潮の爲め艀船の碇泊貨物の揚卸に不便尠からず。殊に一朝暴風に際しては、艀船の安全碇泊不能にして、激浪埠頭を浸し、地積の崩壊は勿論陸上の建造物にも危害を及ぼし、到底波止場の效用を完からしむる能はざるに因り、明治三十三年九月税關は工費拾四萬六千九百六拾五圓餘を投じて、加納町地先海面に東堤長百間幅員十尺高四尺、西堤長百間幅員十尺高八尺の防波堤築造工事に著手し、同三十五年三月末日竣功す。爾來同波止場は海波靜

穩にして安全なる荷役場となれり。然れども明治三十九年神戸築港工事起るに當り、西堤の一部之に利用せられたるものを除き、其餘は多く埋立地中に埋沒し、或は撤去せられたるを以て、現今其形體を認めざるに至る。

川崎造船所の船渠築造と水面埋立

川崎造船所の船渠築造と水面埋立。本港は常に內外の大船輻湊する所なるも、之が修繕をなすべき船渠なく、船主の不便を感ずるや久し。殊に日清開戰後我國に買入れし船舶は大型にして、之が修理の爲め往々香港、又は上海に廻航するの已むなき實況なるを慨し、川崎造船所主川崎正藏氏は造船所構內に全長四百十九呎最大幅員六十六呎滿潮面以下水深二十六呎六分卽ち總噸數五千噸迄の船舶を入渠し得る一大乾船渠の築造を計畫し、之が實施と共に船舶出入口として其水面地先二千二百七十一坪餘の埋築を出願し、明治二十九年一月工事に著手し、約四ヶ年を以て成功の豫定なりしが、其地勢東北の風當て强く波濤の衝擊甚だしきに加へ、船渠築造位置の土質意外に軟弱にして、爲めに當初の設計を變更するの已むなきに至り、埋築工事も自ら遷延し、漸く明治三十五年末全部の竣功を見たり。但し同造船所は事業擴張の爲め、二十九年十二月株式組織に變更せり。

一大船渠の築造と共に船舶修繕に供すべき重量物搭卸の爲め、明治三十年七月更に船渠の北側に於ける水面二千五百二十六坪餘の埋立に著手し、同三十五年四月竣功せり。其護岸延長百三十六間工費約拾萬圓なりと云ふ。以上二回の埋立によりて、會社は約四千八百坪の造船敷地の擴張を行ひ、後湊川改修株式會社所有の湊川尻埋立地の一部を交換して、大に事業の擴張を謀れり。

湊川尻海面の埋立

湊川尻海面の埋立。湊川改修株式會社は同川改修事業に伴ふ開鑿土砂を利用して、川尻に於て貨物取扱の便に供する土地の埋立を企て、工費六萬五千餘圓を投じ、明治三十年七月其流路を避け川尻以東官有濱地前面の海岸延長百七間の地先公有水面三千九百八十六坪餘の埋立工事に著手し、同年十二月之を完了せり。內二千九百九十三坪餘は稅關波止場として政府の買收する所となり、其殘地九百九十三坪は同三十一年官有濱地と交換して稅關用地となれり。更に會社は材料置場として同三十一年七月及三十二年六月の二回に於て前記埋立地の西方に接する東川崎町二丁目地先公有水面千九百十坪餘を埋立て、又荷物揚卸の便に供せんが爲め、同三十五年九月之に連接して東出町一丁目海軍省用地界に亘る公有水面八千八百三十餘坪の埋築に著手し、三十六年十二月竣功せ

り。以上埋立地の內北方川崎造船所に隣接する一部を除き、其殘部の敷地は神戸稅關の所有に歸する所となり、沿岸に木造棧橋五條を架設して艀船荷役の便に供す。卽現今の川崎波止場是なり。

附記　湊川尻稅關用地と湊川改修株式會社との關係と題して神戸稅關沿革史に記する所次の如し。

明治廿五年十月神戸港域を擴張し、兵神兩港を通じて一大開港場と定めらるゝや、稅關波止場も亦大に擴張せざる可からざるの進運に遭遇せり。此時に方り、湊川尻は兵神の中央に位し、地勢海中に斗出し、左右に兩灣を控へて官私鐵道に近接し、水陸交通の至便あるを以て、本港將來に於ける貿易上重要の地點たることを認め、幸に同所には一萬餘坪の官有濱地あるを以て、同所に貨物揚卸場を開設するの希望を有せしが、偶々明治二十九年湊川流域付換の議起り、遂に株式組織を以て湊川改修會社を設立し、流域付換の上舊川敷及堤防敷地の無代下付を請ひ、其附帶事業として同川尻地先海面埋立をなすの計畫を立てゝ免許を出願せり。依りて此機に臨み、湊川尻一帶の官有濱地を稅關用地となし、且つ同社埋立地を利用して貿易の進運に應すべき稅關規模擴張の地點とするの計畫を定め、關係各廳へ交涉の結果、在來同川尻附近官有地を稅關用地に組替ゆるは勿論、湊川流域付換工事竣成の後、流末舊川敷及堤防敷地中稅關用地として必要なる部分は起業者に下附せず、併せて稅關用地に編入するの方針を以て、明治廿九年十一月兵庫縣に於て同改修會社へ右付換工事施行を許可し、以て同社埋立事業一部著手の出願あるや、埋立は貨物揚卸の便に供する宅地を造成するの目的とし、且つ埋立成功の上稅

關用地に買上る場合は之を拒むことを得ずとの條件を付し、明治三十年七月之を許可したりき云々。

更に明治三十六年十二月湊川改修株式會社は船舶の繫留及荷物の揚卸に便せんが爲め、曩きに埋築せる湊川尻の土地に接し東出町一丁目及二丁目地先海軍省用地界より西方に亙る一帶の海面約三千百六十八坪の埋立に著手し、三十八年三月竣功せり。其護岸石垣の延長百九十七間天幅四尺滿潮面上の高三尺乃至四尺なり。如斯同會社が明治三十年七月初めて湊川尻の東北部の埋築に著手して以來、三十八年七月其全部の工を竣了する迄、實に八年の長期に亙り、玆に同川尻左右數百間の海岸は護岸及物揚場と變じ、濱地は稅關波止場及川崎造船所其他倉庫會社の敷地に利用せらるゝに至り、舊來の面目全く一新せり。

和田岬三菱合資會社の埋築と船渠繫留場

和田岬三菱合資會社の埋築と船渠繫留場。三菱合資會社は曩きに同社經營の長崎造船所の事業擴張と共に、神戸市に於て一工場を新設し、軍艦は勿論其他一般造船業を營むの目的を以て、同社所有地兵庫今出在家町、和田岬間の地を相し一大埋築を計畫し、明治三十三年九月工費貳百壹萬圓の豫算を以て、今出在家町一丁目新川南口より南方へ和田岬檢疫所附屬船舶繫留所に至る地先水面二

萬六千八百七十三坪の埋築に著手せり。其護岸延長六百四十一間とす。然れども起業地の形狀地質等の關係は船渠の安全を保ち難きを以て、埋立面積を一萬九千餘坪に減少し、別に會社所有地を掘割り船溜を作り、其奥に二個の乾船渠を建設し、造船其他須要の工場設備を施し、其前面に防波堤を築造するに改め、工費も亦五百餘萬圓に增額せり。

然るに會社が懸念せし民有地の買收案外容易なりしを以て、當初計畫の埋立を實施するの要なきに至り、三十五年五月更に設計を變更して、新川口より和田崎町間の埋立面積を四千七百八十三坪に減じ、和田岬方面の埋立地を加へて總計八千五百六十八坪となし、新川口に接する埋築は三十六年十一月及三十九年十二月に竣功せしめ、內四千五百二十坪を東京倉庫株式會社の倉庫經營地に供用せり。

和田岬地先なる約三千七百八十五坪の埋立地は造船事業に最も適當なる場所なるを以て、其護岸工法に研究を重ね、四十四年八月水面以下十一尺に於ける護岸及埋築を完了して一先づ本工事を終りしも、後會社は此所に再び埋築の工を施し、數個の造船臺を設けて大船の建造に充用せり。而して造船所地先海面

の靜穩を保持すべき延長百八十四間の防波堤は同三十四年八月起工し同三十九年竣功せしを以て、堤內の船溜に七千噸及一萬二千噸の浮船渠二隻を繫留して、一般船舶修理の用に供し、前記乾船渠の築造は地質の模樣により之を見合せたり。

世界造船の趨勢たる大船巨舶の修理に應ぜんが爲め、會社は別に巨大浮船渠の建造を企つると共に、之を繫留すべき海面の安靜を期せんが爲め、和田岬東端より北方に延長百八十間の防波堤を築き、堤內水面一萬五千九百八十九坪餘を使用し、之に第一號浮船渠を移轉し、更に新造浮船渠を繫留せしめん事を計畫し、大正三年七月工事に著手し同八年三月竣功の豫定なり。其工費概算貳百拾萬圓なりと云ふ。從之先會社が借入れ使用せし和田岬檢疫所附屬船舶繫留船溜は、海岸流砂の爲め常に淺淤し、浚疏其效を奏せざるを以て、會社は之を埋築すると同時に、別に棧橋を和田岬に新設して、檢疫所附屬船舶の專用繫留場となし、船溜場敷地四百一坪の敷地と交換せり。然るに今回の擴張工事によりて棧橋の利用亦困難なるに至りしを以て、更に和田岬の東南端に幅十五間長二十間の船溜を新設して之に代用せり。

兵庫和田鐵棧橋の架設

兵庫和田鐵棧橋の架設。曩に三菱合資會社が埋立てたる新川口以南舊山陽鐵道支線荷揚場附近に至る四千五百餘坪の敷地は、東京倉庫株式會社の經營地に轉用せしを以て、同社は其地上に軌道を敷設し、護岸二百三十九間の水深を干潮面以下五尺乃至九尺八寸に保ち、專ら艀荷役に適せしめ、主として棉花・米・雜穀及肥料等の取扱をなせり。然れども時勢の進運は艀荷役設備にのみ滿足す可らざるに至り、明治三十九年同所地先を相し長六百尺幅六十三尺水深干潮面下二十六尺の鐵棧橋架設に著手し、翌四十年竣功す。爾來之に本船を橫著けし、專ら荷役の敏捷を圖れり。之に要せし工費約參拾萬圓なりと云ふ。

神戸海陸運輸聯絡鐵道及小野濱驛の擴張

神戸海陸運輸聯絡鐵道及小野濱驛の擴張。神戸港が呑吐する貨物陸運の便を敏活ならしめんが爲め、西灘に於て東海道線より分岐して小野濱を經て稅關構內に達する海陸聯絡鐵道を敷設せんが爲め、百貳拾萬圓の工費豫算を以て三十五年四月測量に著手、三十六年七月起工せり。然るに翌年日露開戰となるや、一時工事を中止するの已むなきに至りしも、三十八年九月平和克復と共に工事を再興し、四十年七月竣功せり。線路は武庫郡西灘村より分岐して西南に向ひ、岩屋村を過ぎ、葺合部を斜に阪神電氣鐵道線を越えて西國街道を橫ぎり、脇の濱

海岸に沿うて進み、生田川裾を縫うて小野濱に達するものなり。又同所に約三千六百坪の海面を埋築して新に停車場を設け、線路は之より更に西走して築港埋立地内に到る。其延長二哩半とす　而して本線路の通過する地方は將來繁榮なる市街地たるべき豫望を有するを以て、道路との地平交叉を避け、高架式を主とし、橋梁築堤を除く外は當分單線となせり。斯の如く海陸聯絡鐵道完成せられて本港陸送貨物の輸達至便となりしが、三十九年起工の神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事の一部は大正二年以來利用開始せらるゝに及び、小野濱驛に集散する貨物逐年激增し、同構内の狹隘を感ずるや切なり。於此鐵道院は兩者の聯絡を一層圓滑ならしめんが爲め、工費七拾壹萬餘圓を投じて小野濱驛の地先約一萬九千坪を埋立て、其護岸千五百八十一呎の隨所に荷揚場を築設し、又貨物上屋の增設と共に多數配線の計畫を樹て、大正六年三月工を起し同十年竣功の豫定なり。蓋し將來築港の完成に次で本工事就り、兩者の聯絡完きに到らば、百般貨物の運輸荷捌上に一大革新を來すは想像に難からず。

米利堅波止場改築及擴張工事

米利堅波止場改築及擴張工事。明治元年四月波止場の名稱を定むるに方り、鯉川尻なる米國公使館前波止場を第三波止場と稱し、同年八月此所に長十間幅

六間の荷揚場を新設し、明治七年一月之を第二波止場と改稱す。爾來同波止場の修築改良の工は僅に一小部に過ぎざりしが、明治二十九年縣營を以て神戸港波止場增築の工事起るや、米利堅波止場も共に改築せられ、幅員を五間五分全長を四十二間に擴張せり。然れども本波止場の先端は稍〻低くして滿潮時にありては頭部に潮水の浸襲を免れざりしを以て、明治三十六年神戸市は工費壹萬餘圓を投じ、同波止場の頭部を三尺餘盛り上げ、且つ折廻階段を廢して、新に岸壁内に切込みたる四箇所の階段を設けて旅客の昇降並に繫船の便に供せり。其後同波止場に出入の小蒸汽船著しく增加し、其混雜名狀すべからず。於此明治四十三年再び神戸市は工費約四萬圓を投じて更に第二次擴張を企て、幅員約八間半長四十四間の增築を施行せり。是卽ち現今の米利堅波止場にして、總長八十六間餘なり。

神戸港海岸通船渠修築工事

神戸港海岸通船渠修築工事。神戸港の外國貿易は比年長足の進歩を呈し、之と共に內國貨物の集散著しく增進するに至りしも、內國貨物の主要荷役をなすべき物揚場は僅かに國產波止場及第四波止場の二に過ぎずして、而も其設備頗る不完全にして、國產波止場貨物集散場所の如きは長百間の防波堤內にあるを

以て、百貨輻湊の場合狹隘を感ずるのみならず、集散の敏活を缺き、船舶の繫留貨物の停滯曠日久しきに彌り、産業の發達に多大の障害を與へ、之が修築は一日も緩うすべからざるの狀態なるを以て、兵庫縣は從來の百間波止場を半ば取拂ひて其幅員を取擴げ、以て船舶の交通に便じ、沿岸に荷揚場を設け、隨所に荷役設備を施すの計畫を立てたり。試に其槪要を擧ぐれば、

一、荷揚場の延長二百五十四間、內階段形六十間弧形百九十四間、荷役場面積二千八百八十四坪とし、木造上屋五棟六百六坪を設け、棧橋を四箇所に架す。

其一は長七十九間幅五間、其二は長十六間五分幅二間にして、內航用に屬し、其三は長九間五分幅二間外航用とし、其四は長九間五分幅二間にして郵便局用とす。內其一より其三迄を浮棧橋型とす。

一、埋立面積千八百五十坪浚渫面積一萬六千七百三十四坪とし、百間波止は長四十間を殘して取り除き、其水深を干潮下十尺とす。

一、棧橋通路二百六十一坪に張石二百坪を施し、稅關第三波止地先二十四坪餘を埋立て、又下水四箇所を增築す。

附記　神戶送迎會社棧橋營業期間滿了せるを以て之を撤廢せり。

本工事は明治三十九年七月起工同四十年二月の竣功にして、所要の工費總額貳拾貳萬五千七百拾九圓參拾錢五厘とす。後明治四十三年八月東京倉庫株式會社出願にかゝる高濱埋立工事の許可せらるゝや、其命令條件の一に百間波止及辨天波止全部の撤去の事あり。依て同社は工費貳萬五千九百圓を以て四十四年十月波止の取除に著手し、大正三年一月竣功せり。故に米利堅波止場以西辨天濱に至る沿岸の現狀は、前記各種工事の施行竝に既設工事の一部撤廢をなしたるものとす。

葺合港灣改築株式會社の埋築

葺合港灣改築株式會社の埋築。從來本港最東部に於ける艀貨物の陸揚及小型船舶避難の場所たりし加納灣は、神戸築港の埋築成り其構內に小野濱海陸聯絡鐵道の延長せらるゝ曉は、灣口を遮斷せられ、爲めに荷役は勿論船舶避難の利便を喪ひ、葺合方面に於ける沿岸貿易發展上の打擊尠からざるを以て、有志圖りて神戸葺合港灣改築株式會社を興し、生田川尻以東沿岸の一部を埋立て、加納灣に代ふる避難所及荷揚場を新設し、尙埋立地の護岸を荷役に供する計畫を以て、明治四十年十一月工事に著手し、同四十三年二月竣功せり。其埋立面積約三萬千坪、護岸の延長四百四十三間五分にして、埋立地上には幅五間內外の道路を設

けて市街宅地及倉庫敷地となし、又埋立地の前面較中央に船溜を設け、其入口二十五間を存して東西延長八十五間の防波堤を築き、南の風波を防禦せしむ。此灣内の水面積七千七十九坪、水深干潮下十二尺とし、沿岸三方に幅四間半延長二百八十一間餘の荷揚場を設く。是を葺合港共同荷揚場と稱し、船溜と共に兵庫縣の管理に屬す。以上工費の總額は、土地買收費を除き、金五拾七萬八千七百圓を要せりと云ふ。

高濱埋立地

高濱埋立地。明治二十九年の設立に係る日本貿易倉庫株式會社は東川崎町一丁目字高濱の地に多くの倉庫を建設し、專ら倉庫業を經營せしが、同三十五年十二月東京倉庫株式會社は之を讓り承け、海岸の橫棧橋及び輕便鐵道等によりて解荷役に對する利便を謀れり。然れども本港貿易進展の趨勢は完全なる海陸聯絡設備の急施を告ぐるに切なりしを以て、明治四十年六月同社は曩きに買收せし高濱地先に三萬五千三百五坪餘の埋立を企て、工事を三期に分ち、棧橋及繫船壁を設けて大船の維繫に支障なからしめん事を期せしも、其位置恰も國產波止場に出入する船舶の通路に當るを以て、更に四十三年五月繫船突堤前面を第二種航路に並行せしめ、且海岸より四十間を距る區域に減縮し、大正二年一月

其工を竣へたり。　埋立地は高さ滿潮面上五尺、面積一萬五千百四十三坪餘にして、之に軌道約五哩を敷設し、鐵造上屋五棟六千八百五十坪、木造上屋二棟千七十六坪、鐵筋混凝土倉庫一棟千百十九坪を設け、電氣起重機十三臺を配置す。　繫船壁は延長二百八十四間、水深干潮面下二十七尺、鐵筋混凝土函二段積の構造とし、其上部に切石工を施す。　其他水深干潮面下五尺の護岸約九十六間を設け、主として米・雜・鐵穀材・肥料・棉花等の取扱に便せり。　之に要せし工費は陸上設備を除き約貳百五萬圓なりと云ふ。

東神倉庫株式會社の埋立

東神倉庫株式會社の埋立。　神戸築港工事の起工に伴ひ、從來東神倉庫株式會社專用に屬せる加納町地先なる艀荷役用の木造棧橋竝に護岸は、其利用能率著しく減殺せられ、加ふるに小野濱驛より築港構內に通ずべき沿岸鐵道線の敷設により、荷揚場と倉庫地域の聯絡遮斷せられ、爲に貨物の運送頗る不便の狀況に至りしを以て、同社は專用護岸の前面を埋立て、繫船岸壁を設けて大船の繫留に適せしむるの計畫を立て、大正四年六月工事に著手し、同七年六月竣功の豫定なり。　其施設の大要を擧ぐれば、繫船壁の延長百六十九間、水深干潮面下三十尺、荷揚場の延長七十五間、水深同九尺にして、面積一萬五百餘坪の埋立地上には鐵道

六十九鎖を敷き、道路を設け、假上屋四千餘坪を建設して、貨物取扱上應急設備となさんとす。其工費豫算約百拾六萬餘圓にして、繫船壁の構造及工法等は會社隣接地に於て實施中の稅關聯絡設備工事に準じ、鐵筋混凝土函を應用せり。

川崎造船所の葺合埋立工事と沿革

川崎造船所の葺合埋立工事と沿革。世界交通機關の發展に伴ひ本港出入船舶の數量は年と共に激增し、船型亦著しく巨大となりしを以て、曩に五千噸級に適する乾船渠を築造せし川崎造船所は、更に三萬五千噸迄の汽船を收容修理し得べき浮船渠三個を設置する計畫を樹て、明治三十九年及同四十五年の二回に亙り、兵庫東出町一丁目より斜に一折線を畫して和田岬方面に向ふ延長三百九十五間の防波用繫船壁竝に面積一萬千三百餘坪の埋立を出願せしも、本港將來に於ける築港大計畫に支障ありとして主務省の許可する處とならざりしを以て、更に大正二年一月本港東部なる小野濱地先に防波堤築造竝に修船場敷地埋立を出願せり。其事由とする處左の如し。

一、船渠增設の必要に關する事

(前略)一昨四十四年一躍貳萬七千噸大の裝甲巡洋戰艦建造の命を拜するに至り候に就ては、各般の施設を增大し、急遽改善の實を擧げ、此一大任務の遂行に

達算なからん事を期し、爾來今日に至る迄、既に各工場の建增機械の增設轉換其他造船臺の改築等八・九分通其竣成を見るに至り、其最も困難なりしガントリークレーンの如きも今や已に竣成を告げ候處、此等陸上の新施設と相待つて必要缺くべからざる最後の設備は實に是れ船渠の一事に有之候。然る處四萬噸に近き一大乾船渠の築造は現下弊社の狀態に鑑み所詮望なき處にして、第一工場敷地の現狀より推して之れが位置を得るに難きのみならず、地質の關係上乾船渠の築造に適せざる事は云ふ迄もなく、既往幾多實歷上遺憾ながら之れを斷念し、乾船渠に代ふるに浮船渠を以てするの外なく、遂に本旨の計畫を樹つるに至りたる次第に御座候。(以下略)

二、防波堤築造及修船場敷地埋立並に其位置に關する事

(前略)該位置は神戸港外に位し、沖合一帶に展開したる地勢を有し候に付、先づ以て安全の區域を得る爲め沖合へ必要なる防波堤を築造し、同時に該位置は本社工場より隔絕せるを以て、此處へ船渠船舶を繫留して工事に從事せんには、可及丈本社工場との往復を避けしめ、以て時間と經費の浪費を尠なからしむべき必要之あり。之れが爲には該地域へ或る程度の施設を施して平素所

要の修繕船作業に從事せしむるの外、特種新造船卽例之今回の巡洋戰艦の如く其の艤裝に長日月を要するものの繫留施行を必要とする場合に當ても、相當の作業施設を必要とするは不得止處に有之、旁是等の設備を施す爲め、前記防波堤の内部葺合港灣會社埋立地船溜り以東の海面を前揭の通り埋立て、其所要に充用せんとする計畫に不外候。

工事施行の位置は神戸脇の濱町及葺合南本町通り地先にして、葺合港灣埋立地東端角より東百間を隔てゝ境界とし、此れより一折線を畫して沖合に五百五十間を突出せしめ、更に西折二百八十五間の防波堤を築造し、其内側水面を修船場として、三個の浮船渠を配置し、防波用埋立地竝に修船場敷地九萬七千八百二十五坪、工費豫算四百六拾四萬餘圓として出願せり。然るに主務省は神戸港發展の趨勢に鑑み、出願の位置は將來繫船埠頭擴張の場合之を中斷して本港の設備上不便尠からずとなし、大正二年十二月遂に不認可の指令あり。於此造船所の擴張計畫は再び頓挫の悲況に陷れり。

此時に方り川崎造船所の建造中なる各種艦船の用材は日々に增加し、構内已に寸地なく、會社の困憊名狀すべからず。於此同社は船渠の新設及船舶繫留場

の施設を後日に讓り、材料置場として更めて葺合港埋立地に神戸製鋼所出願埋立地間の水面一萬六千四百七十五坪餘を埋築せん事を出願して、大正四年十一月起工し、同六年八月に至り護岸延長二百九間、埋立面積一萬八千八百二十一坪餘、工費豫算九十四萬九千餘圓に更め、大正十一年五月完成の豫定を以て工事進行中なり。

神戸製鋼所の埋立

神戸製鋼所の埋立。神戸製鋼所の工作場は海岸を距る數町の地にありて、材料物資の運送に不便尠からざるを以て、之に近き海岸に工場敷地を得ん事は、同社多年の宿望なりしが、大正四年脇濱町二丁目三丁目地先きに水面埋立を計畫し、同年十一月起工、大正七年三月には其大部を竣功せり。其工事施行區域は西は葺合港灣埋立地と百間を隔て、東は郡市界線に至る。東部延長百三十四間餘、西部延長七十二間餘、前面延長二百九十六間餘にして、前面に二十間の入口を有する幅五十五間、奥行百間、水深干潮面以下十五尺の船溜を存して、面積三萬九千二百九十三坪餘を埋立て、之に幅員二間乃至六間の四種の道路を適當に配置す。其工費約百四十五萬餘圓の見込なりと云ふ。

大正七年に於ける神戸港沿岸利用の概況は附圖所收神戸港沿岸利用狀況調

査圖竝に第五章に述ぶるが如し。

第四章　神戸築港の沿革及計畫

第一節　築港計畫の沿革

築港計畫

神戸築港の計畫は既に明治六年時の港長英人ジョン・マルシャル氏が立案して政府に建言せしに創まり、明治三十九年政府が神戸稅關海陸運輸聯絡設備改良の工事を施行するに至るの間、實に三十餘年、此間幾多の築港案畫策論議せられたりしを以て、實施中なる築港計畫の梗概を敍するに先ち、過去の經過を略敍せんとす。

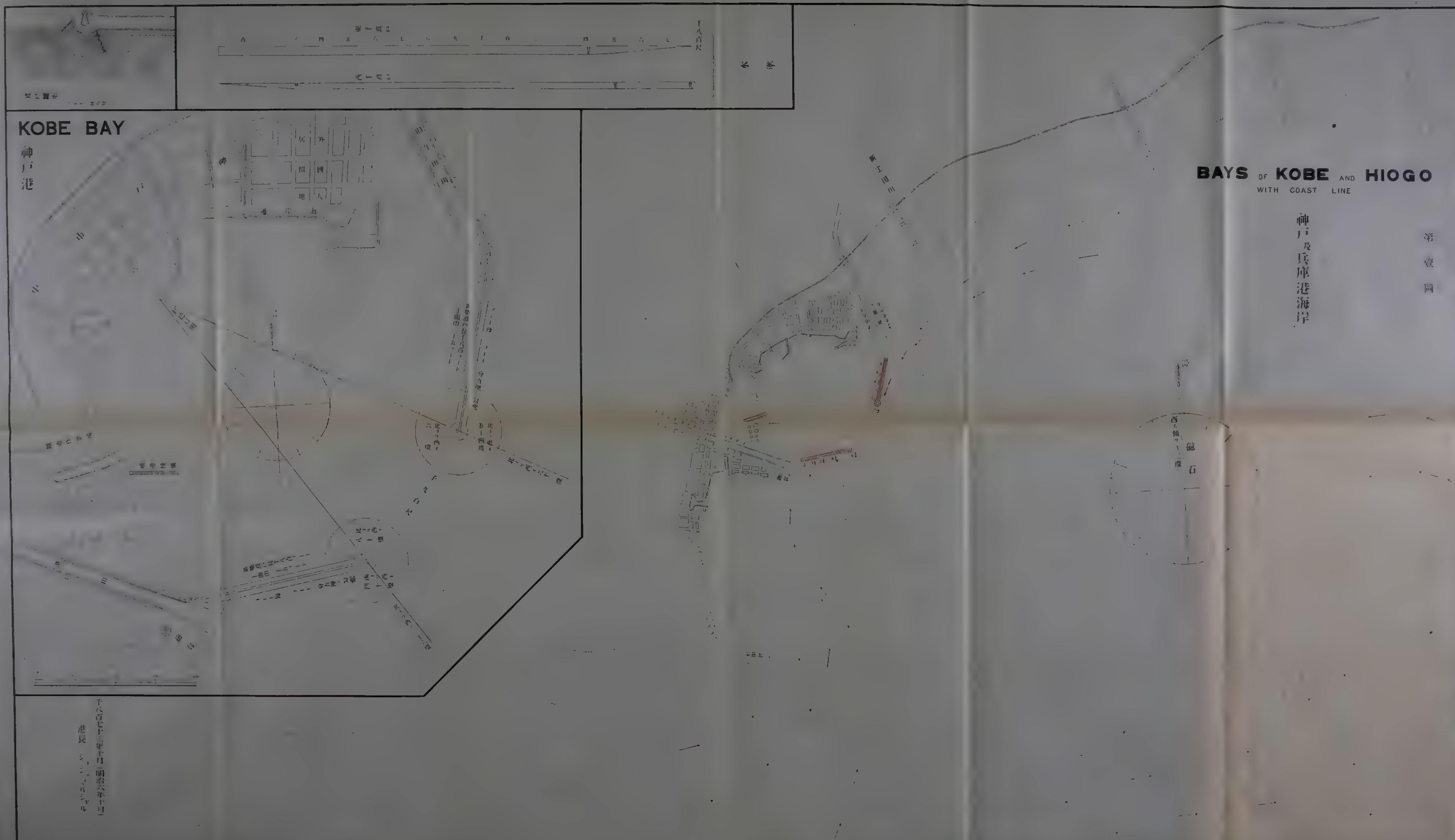
築港最初の建議

築港最初の建議。本港の地たる武庫灘の盡くる處にして、夏秋の交每に暴風激浪の襲來頻りにして、海岸處々を破壞し、年として其害を受けざるはなし。ジョン・マルシャルの此地に來りて港長となるや、本港の潮勢を檢測し、計畫年を積み、明治六年十月初めて港灣改築の議を兵庫縣廳に開陳す。卽東は舊生田川東堤より西は湊川北堤に向ひて虹形の石塘を海中に建築し、中間を以て船艦碇繫

の港となさんとす。其經費概ね金參拾萬弗を要すと云ふ。於此同年十一月二十八日兵庫縣廳は其議を大藏省に上申して曰く、

神戸港波止築出之儀に付伺

當神戸港稅關前波止場並に海岸波除石垣之儀、去る庚午閏十月中伺之上築造致候處、何分港門場廣く、殊に東南を控へ、夏季に至候得ば尙更風浪強く、波止並に石垣等屢々破潰、年々度々取繕に失費多數相掛候のみならず、土砂次第に滯積し、港內漸次淺瀨を生じ、往々莫大之御失費にも立至り、自然當港の盛衰にも相拘り可申と兎角苦慮罷在候處、當縣雇港長英國人ジョン・マルシャルより、別紙圖面之如く舊生田川並に湊川尻東西より波止築出之儀別冊書取を以て建言致候間、取糺候處、同人儀年來當港之海底潮勢等實地測量試見致し目論見候儀に有之、最も築造入費凡參拾萬弗にて、堅固に成功可相成旨申立候間、篤と熟考致候處、右築造致し候はゞ、後來風浪之患無之、御國益は勿論、不日大阪神戸之間鐵道成功の上は、尙更日を追て港內一層盛大に立至り可申と存候。然るに當今一時不容易御出費に候へ共、到底築造不致候ては難指置場所に有之候間、仰願ば出格之御詮議を以て、早々御築造相成度、御許容之上は尙詳細積書指出


BAYS OF KOBE AND HIOGO
WITH COAST LINE
神戸及兵庫港海岸
第壹圖
KOBE BAY
神戸港

可申、依而明細圖面書類共相添相伺、至急御指令有之度候也。

明治六年十一月廿八日　兵庫縣令　神田孝平

大藏卿　大隈重信　殿

而して港長の建言譯文次の如し。

譯文

於兵庫港長局

壹千八百七拾三年第十月十七日

君

一、拙者調度致し候神戸兵庫港內及近隣海岸筋を顯し置候繪圖相副貴下に拜呈致し候。（第一號圖參照）

右港圖は拙者目論見候變更を記載致し置、若右樣御取設相成候はゞ、港內二三百艘の大船至て安全平浪を得碇泊可相成候。

一、右目論見候波除東西に築造可致儀に有之、各長さ千八百フィト、上面幅二十五フィト、其勾配は壹フィト每に壹フィト二分五厘を度とし、高さは滿潮標面より九フィトに至る。右は堅固を重んじ、拙者充分の測量致し置き候。

右波止の盡頭を圈形に築立上面の徑五十フイト、港門の廣さ千九百フイトにして、右圈形の上に白色の燈明臺を置き、終夜點燈港門安全にあらしむべし。

拙者當所の滿干潮二ヶ年半試見し明瞭に承知罷在、右樣相成候はゞ此上港門埋り候儀有之間敷候。

西手の波止は湊川尻の北傍より建築取掛候はゞ、川筋北傍の岸連續の堤と相成、右邊川筋より流出る土砂等漸々波除の外手に流寄可申、爲其波止却て堅固に相成可申候。

東手の波止は舊生田川の東堤の脇手より建築取掛可申事、右場所現在の模樣にて相考候はゞ、港內東風並に干潮の節、土砂等自然に波除の外手に流寄可申候。

一、波除建築取掛候節、陸地地先築造の爲め通路を川筋の脇手に開き置候はゞ、近隣の山手より石或は石屑等運輸自由に可有之、左候得ば格別容易に成功可致候。

入口の造作は二ヶ年餘りにして卒業可致候。　右入費現今の物價を基本と

し計算致し候處、凡參拾萬弗の作事に可有之候。

一、若拙者目論見の通り御同意相成、總體又は其部分建築御取掛の節は、右指揮職拙者に御委任被下度、此段末記申上置候謹言。

ヂョン・マルシャル

兵庫縣令　神田孝平

貴下

築港問題頓挫

然るに同年十二月七日に至り、大藏卿大隈重信より神戸港新起波止築出の儀、各般工事順序緩急も有之候間、伺之趣當分難聞届候事との指令あり。築港の議遂に輟む。

築港問題再燃

爾來年を閱する事二十有餘年、本港の貿易は駸々乎として發展し、船舶の出入著しく增加し、港界亦擴張せられしと雖も、獨り貿易の設備は小規模の改良に留まり、陸に聯絡鐵道なく、海に繫船岸壁なく、依然舊態を脫せず、爲に船主貨主の損失比年多きを加ふ。於此築港の急務は識者間に盛んに唱道せられ、遂に明治二十九年五月神戸市會は築港の儀に付き意見書を縣知事に提出し、設備改良に關する運動を起したり。然れども未だ築港に關する調査の資料なくして、當局の

築港調査事務所の設置

審議頗る困難なりしに鑑み、市は更に進んで翌三十年二月市役所内に築港調査事務所を設置し、專ら其計畫に須要なる各般の實地調査に著手せり。之に反して隣港大阪は既に明治二十五年以來蘭人デレーキ氏の設計案あり、調査書あり、其審査上に種々便宜の存するありて、三十年三月早くも大阪築港の計畫案は帝國議會を通過し、實施の運びとなるに至れり。於此神戸市民は一日も此現狀に安んずる能はずとなし、調査を急ぎ、只管具體的築港案成るの日を待ちしが、三十一年十月調査略ゝ結了し政府より派遣せられたる沖野技師は神戸築港計畫案を作製し意見を附して內務省に復命せり。其設計說明書及意見書の大要左の如し。(第二圖參照)

沖野技師の計畫案作製

(一)築港設計說明(沖野案)

設計の目的。我神戸港は沿岸水深く、和田、川崎、小野の三砂洲は自然の包圍をなして、神戸兵庫の二灣を形造り、灣內大船巨舶を容るゝに足るべく、強風は罕に東南乃至南西の方向より襲來することあるも、爲めに碇泊に危害あるの場合は稀有に屬し、港は全體に於て泊地に供用するを得可し。されば刻下吾人の最大急務とする所は、專ら船舶荷役の便を圖るにありて、工事の設計も主と

して茲に著目し、泊池をして尙安全ならしむべき沖の防波堤の如きは後來の企圖に讓ることゝせり。

築港の位置。　前述の主旨により荷役に供すべき所謂ウエットドック式の港を設けんとするに、現在の港灣內海岸に接して船舶の碇泊し得べき部分は之を保存維持するの必要あり。又ドックには鐵道倉庫等其他の設備に供すべき附屬の地積も尠からず。是等の埋立をなすには水底淺き所を選ぶと同時に、港口に於ける水底は一定の深さを有せざるべからず。其他尙將來擴張の考案に對し、餘地の有無並に工事の難易等種々の事項に照して考ふるときは、神戸港外小野濱以東に其位置を定むるは自然の結果にして、何人も首肯する所なるべきを信ず。

兵神兩港灣內の沿岸水淺き部分は無用の區域なるが故に、水深二十尺を程度として之を埋立て、總て繫船岸を作るは地方全體の利益なるべきを以て、本工事と合せて之を起工せんことを望む。然れども一時に全部を遂げんとするときは徒らに事業を尨大ならしむる而已ならず、現時の景況に一大急變を與へ、反て海漕業を攪亂するの恐れなしとせず。以此先づ湊川尻より兵庫新川

北口間に於ける最も障碍少き部分を撰び、埋立繫船岸工事を起すことゝせり。工事の區分。工事は神戸岬加納町濱より新生田川尻の間四百二十間餘のドックと、之に接續して川尻の東西に跨る埋立、新生田川付替及兵庫東出町海岸埋立より成る。則其細別左の如し。（省略）

防波堤は港內に繫維する船舶に向て常に其安全を得せしめんが爲に、三突堤の前面に築くものにして、其長さ五百九拾間七二、滿潮以上六尺に於て拾八尺の平坦部を有し、波浪の打込に對し更に其上部に高拾尺天幅六尺の墻壁を築く。基礎は堤の內外側共壹個の重量壹噸以上の捨石を臚列し、堤の外側は尙其堅牢を期するが爲めに滿潮以下壹尺五寸を頂點として深貳拾四尺の間壹個の重量七噸半の混凝土塊を配列し、波浪の激突に對せしむ。堤身は內外共石の混凝土塊と同形のものを以て相疊積し、其內部は場所詰混凝土を塡充す。墻壁は內側を垂直とし、外側は八分の一の傾斜を有する場所詰混凝土とす。

第一突堤は港の兩端にあり。其長外側參百九拾間內側貳百五拾間、幅直五拾壹間斜六拾六間五八とす。突堤の終端と防波堤の間に水底に於て五拾間の幅員を存し、港の出入口とす　突堤の高さは滿潮面上四尺五寸にして、外側參

第貳圖



神戸築港計畫圖

縮尺二万分之一

計畫要領

（東港ハ中野案、東西両港ヲ合セタル、委員會ノ決定セル案）

一、東港防波堤長 五百九十間
一、東港繫船岸延長 九百八十七間
一、東港繫船突堤面積 三万五千五百坪
一、仝上ノ内倉庫敷面積 一万九千坪
一、東港第一區埋立面積 九万八千七百十八坪
一、仝第二區埋立面積 十七万九千八百七十六坪
一、仝第三區埋立面積 二万千八百四十坪
一、西港防波堤長 四百五十間
一、西港繫船岸延長 六百五十間
一、西港繫船突堤面積 二万四百坪
一、仝上ノ内倉庫敷面積 一万六百六十八坪
一、西港埋立地面積 八万五千三百二十三坪

百九拾間の護岸壁は繋船に使用せざるが故に、其基礎捨石を用ふ。捨石の投入は尚防波堤に於けるが如く、外面に最重量の石を用ひ、內部は大小混合とす。包覆混凝土塊は滿潮以下壹尺五寸を頂點とし、深拾六尺餘の間壹個の重量拾六噸二のものを用ふ。壁體は右と同形の混凝土塊を疊積して滿潮上四尺五寸の高さに達せしめ、尚其上に高拾尺八寸天幅六尺の波除墻壁を築く。內側及終端は繋船岸を築造す。其法は水底以下に設けたる杭地形の上に水中混凝土を敷き、其上に混凝土塊壹個拾六噸餘のものを疊積したるものにして、外面には十分の一の傾斜を附し、該傾斜面の塊は總て花崗石を以て包覆す。內側貳百五拾間の繋船岸は船舶の繋維に供するが故に、繋船柱、繋船環、防舷材及鐵梯等の設備を要す。堤上には岸に沿ふて鐵道三線及起重機移動線を布設し、其次に倉庫敷百六拾七尺餘を取り、更に其裏手に亦四線の鐵道を布き、其次に墻壁に沿ひ幅員五間の道路を設く。

第二突堤は長さ兩側共百間、幅直百間斜百參拾間五四なり。本堤は兩側及前端共船舶を繋維し得べきが故に何れも繋船岸工法によりて之を築造し、尚其繋維に供すべき諸種の設備も三方共に之を要すべし。堤上の地割は第一突

堤に均しく、只本堤に在ては兩岸を使用するものなるを以て、道路を中央に取りて其幅を五間とし、以て左右同一の地割を畫するのみ。

第三突堤は其構造及地割共第一突堤に異なることなし。但し其外側護岸壁の長第二埋立地との接續上參百六拾間に短縮するの差あるのみ。

港內浚渫は港內の水深干潮以下參拾尺に滿たざる部分を浚渫するものにして、本工事に屬する土積は參千六百坪に充たず。

第一區埋立は第一突堤と新生田川尻間にありて港に接續し、港の運用上必須の地面にして、其面積九萬八千七百坪餘とす。

第二區埋立は第一區埋立の東部に隣接し、市の東端に至る海面拾七萬九千八百坪餘の區域にして、後來港の擴張方面に屬する一部とす。此區域は本港落成の曉には鐵道の連絡を既成線路に取るべき須要の地にして、其工事は港の工事と同時に成功すべきものとす。後來港の擴張をなすには第三突堤に接續し本埋立の前方へ新に繫船岸を築造すべき見込なるが故に、刻下の埋立を爲すには只其地區の安全を保つに足るを度とし、基礎は捨石法により其上に控貳尺五寸の間知石を眞砂土混凝土にて練積するものとす。

第三區埋立は生田川付替後に舊川敷を埋立つるものにして、其面積は貳萬千八百坪餘なり。

新生田川付替は該川を市の東端第二區埋立地外に移すものにして、舊川の直線九百間に對する新川の延長は壹千百參拾七間八四なり。又新川の水量は洪水量一秒時參千立方尺を程度として計畫したるものにして、川床の幅員は最狹五拾四尺最廣八拾壹尺、勾配は最急千分の十八、九最緩千分の十四、四とす。東出町海岸埋立は湊川付替後川尻の豫定埋立より兵庫新川北口迄一直線に繫船岸を築造し、內部を滿潮上四尺五寸の高さに埋立つるものにして、其面積四萬七千九百坪餘とす。繫船岸は其長四百六拾五間にして、干潮以下貳拾尺より貳拾四尺に至る水深に適應すべく計畫したるものにして、其構造は前記繫船岸に同じく、船舶の繫維に要する諸種の設備も亦異ることなし。繫船岸の盡くる所と兵庫地方との間五拾間は水深貳拾尺未滿にして、規定の船舶繫維に堪へざるが故に、捨石間知石垣法により護岸を築造することゝせり。埋立地は岸に沿ひ鐵道數線を設くること繫船突堤に均しく、他の部分は倉庫敷其他に供用せらるべし。

假埋立は工事中材料置場混凝土製作場其他諸種の操業に供すべき敷地を得んが爲めに第一著に起工すべき部分にして、其位置は各方面に便利を有する第一區埋立地内の陸端參萬五千參百餘坪を劃し築造するものにして、前面及東側に延長四百貳拾九間の護岸石垣を要す。工法は一時の必要に應ぜんが爲めに基礎捨石上部貳尺及び壹尺五寸の控ある間知石を栗石積とせり。

右は各工事計畫の大要を揚げたるものにして、之を概括せば、

(一)ウェットドック内に屬する水面積は五萬九千參百餘坪にして、水深は干潮以下參拾尺なり。(二)同上繫船岸の延長は九百八拾七間餘にして、貳萬五千噸乃至參萬噸の船隻を收容し得べし。(三)東出町埋立の繫船岸は貳千噸内外の船舶をば壹萬噸乃至壹萬五千噸を繫留するに足らん。(四)突堤埋立面積は第一より第三に至る合計參萬五千五百坪、内に鐵道及道路敷を除き倉庫に供用すべき壹萬九千餘坪とす。(五)埋立坪數は第一區第二區第三區及兵庫東出町を合し總計參拾四萬八千參百餘坪あり。

以上の總工費を計算するに金壹千貳百參拾壹萬六千八百四拾七圓參拾貳錢四厘を要すべし。之に港内設備費金壹百萬圓、豫備費壹百萬圓、施工諸費金壹

百四拾參萬壹千六百八拾四圓七拾參錢貳厘を加ふれば、工事費總計金壹千五百七拾四萬八千五百參拾貳圓五錢六厘なり。

(二) 築港計畫意見書

總論。神戸港は北方及西方に陸地を帶び、該地方に於て最も頻繁なる偏西諸風に向つて充分の庇護あるを以て港內常に波穩なり。偏東の風は西風に次で頻繁なれども風力概して强大ならず、大形船舶に對しては危害を與ふることなし。本港に於て最も害あるは獨り南風なりとす。然れども其力の恐るべく强大に達するは夏秋兩期間暴風の際にして、其度數は年內多きも一、二回に過ぎずと云ふ。之を要するに本港は大形船舶の爲めに稍々完全なる泊地と云ふて可なり。和船若くは西洋形の小船の爲めに本港は安全なるを得ず。是等船舶の爲めに稅關波止の如きものを大に擴張し、以て其避難場となすは甚だ有益の事業なりと信ず。本港を極めて完全なる碇泊港となすには、一方には和田岬よりし一方は神戸岬よりして現今の碇繫區域界線に沿ひ二條の突堤を築造し、其中間に廣き港口を設くる歟、或は又均しく同界線に沿ふて弓狀の一文字形に突堤を築き、和田岬及神戸岬の二ケ所に港口を設くる歟の二

策あり。兩策中其孰れを採るも突堤の效用は船舶の碇繫を現今より一層安全に爲すに止まり、商港としての神戶には一も益する所なかるべし。而して天然の儘なる神戶港は泊地として稍々完全なるは既に前段に陳ぶる如し。然れば本港に必要なる目今の設備は專ら荷役の便を謀るに在りて、泊地の安全を增す如き工事は之を他日の施工に讓りて可なり。

水深。港內水深三尋乃至五尋の場所は專ら大船の碇泊に共用せられ、港內の大部を占む　最も安全なるも亦該部分なりとす。本港の水深は曾て變動なきが如し。蓋し港內漸次淺淤するに相違なきも、其程度甚だ輕微にして之を認むる能はざるならん。試に凡四十年以前に英海軍の測量に係る海圖と去る二十九年中我水路部の刊行に係る海圖とを比較するに、三尋線及五尋線共兩圖の間其位置に差違あるを視ず。四十年間を隔つる兩測量の結果にして如是能く符合するを以て考ふれば、本港水深の變動甚だ輕微なるや知るべきなり。現今湊川々床に推積する土砂に徵し、又其川口の海中に突出する狀況に由りて之を推すときは、其水深に影響なきは甚奇なるが如しと雖も、抑々湊川は其流域僅かに一方里を過ぎざる小流なり。其流出する所の土砂の量亦

大なるを得ず。其砂量の少なる一證とも視るべき事實は神戸市開始以來宅地の地上げ又は海面の埋立等の爲めに年々若干量の土砂を湊川川口より採取するの習慣あり。然るに爾來本川上流に於ては川床著しく低落し、用水引入れに困難なるを以て、石垣を設け床堅工を施し、以て僅かに其有害なる低落を防遏しつゝあり。蓋し川口の減砂を補ふ爲めに、上流に推積する所の土砂漸次下流に流下するに由るなり。而して水源地よりは此流下する所の砂量を補ふに足るべき量の流出せざる一證ならん。然るに神戸市が年々湊川川口より採取する所の土砂は多きも一・二萬坪に過ぎざるべし。然則水源より流出する所の砂量此一・二萬坪の缺損を補ふに足らず、以て少量なるを知るべし。神戸港に襲來すべき土砂は獨り湊川より流出する所のものに止まらず、神戸港以西播攝海岸の遊砂は東に向つて進行する傾あり。果して然らば該遊砂が和田岬を繞りて港内に侵入するは必然なれども、此方面より來る所の砂量も亦少量なるが如し。

之を要するに湊川の土砂及海岸の遊砂共に其港内水深に影響する所甚だ輕微なるを以て、本港に於て水深を維持するは甚容易の事業なるべし。故に將

來浚渫に由りて水深を增すの必要ある場合に於て、一旦浚渫したる水深は其維持につき毫も困難を感ずることなかるべし。

潮流。潮流の測量は從來曾て施行せざる所にして、今回神戸市築港調査所に於て爲したるもの實に該測量の嚆矢とす。然れども是に從事する日尚ほ淺きを以て完全なる成績を得ずと雖も、海底に影響する程の速度は獨り明石海峽に於て之を視るのみ。和田岬、神戸岬及西の宮等に於て觀測する所のものは方向一定せず、遙に沖合を通過する本潮流の渦流なるが如し。要するに創業以來測量の度數尚甚寡きに加へて風波の爲めに事業の中止を來し、一潮期間滿足のものは甚稀なるを以て、尚引續き測量事業を繼續し、以て他日充分の成績を得んと欲す

船舶荷役の現況及將來の希望。築港事務所の調査に據れば、神戸港最近三ヶ年間の外國航輸出入荷物の統計は實に左の如し。

	二十八年	二十九年	三十年
入	六〇八、〇〇〇噸	八一二、〇〇〇噸	一、〇五五、〇〇〇噸
出	五一八、〇〇〇	四七六、〇〇〇	四五七、〇〇〇

計　一、一三〇、〇〇〇　一、二九〇、〇〇〇　一、五一〇、〇〇〇

以上三ヶ年間の成績は專ら我國實業界の激變に歸因する變象たるを免がれずと雖も、二十八年の輸出入は其影響を受くること最も小なるものにして、略々之を神戸港目下の發達程度と視るも大過なかるべし。果して然らば我神戸港は其輸出入貨物の點に於て、既に世界屈指の商港と比肩して敢て遜色なき點に達したる一大商港と云ふべし。右の外內國航貨物の調査を視るに、二十九年に出入合計八〇〇、〇〇〇噸、三十年に九七〇、〇〇〇噸に達せり、其他和船及曳船の輸出入は二十九年に一、五九〇、〇〇〇噸、三十年に一、三九〇、〇〇〇噸を得。故に該兩年間神戸港に於て取扱ひたる荷物を統計するときは二十九年に三、六八〇、〇〇〇噸、三十年に三、八七〇、〇〇〇噸にして、世界有數の商港に於て甚滿足とする所の成績なり。

神戸港に於ける貨物輸出入の數量は以上述ぶる如く大に增加したれども、之れが荷役に關する設備としては獨り艀船の一法あるのみ。該法は開港以來三十年間の經驗に由り大に發達したりと雖も、仲仕船頭等の勞力に由るものなるを以て、無用の時日と手數とを要し、且つ荷役に關する直接の費用卽ち仲

仕船頭の賃銀及解船借料等も專業の結果甚不廉なり。目下の制、解取荷役は四種の分業より成る。卽ち（一）沖仲仕、（二）解船運送、（三）陸揚仲仕、（四）車仲仕是れなり。船舶の荷役に著手するや、先づ沖仲仕は船中に至り貨物を解船に移積す。次に解船を各波止場に回廻し、陸仲仕來りて之を稅關構內又は一定の荷置場に陸上げす　而して稅關諸種の手續を了したれば車仲仕來りて之を夫々倉庫又は各貨主に運送す。解船取の外神戸棧橋會社の棧橋あれども、會社の規模小にして一般入港船荷役の需に應ずるを得ず。大抵會社と特約ある船主の荷物を取扱ふに止まる如し。棧橋狹小なるを以て二千噸以上の船舶は同時に一艘より繫留するを得ず。而して起重機の設なきに由り取扱は總て人夫を用ふ。通常百二三十人の人夫を使役し、執業十二時間に五百噸乃至千噸を荷役すと云ふ。

前記棧橋の外尙鐵道專用の棧橋あり。又神戸送迎會社の浮棧橋あり。鐵道棧橋は官設鐵道用品を揚卸するものにして、一般荷役を爲さず。故に解取荷役を以て神戸唯一の荷役法と視て可なり。然るに解船荷役の最も大なる弊害は荷役に時日を要するに在りて、船主の甚だ迷惑とする所なり。本件に關

し築港調査委員の手に成りたる調査書中甚だ有益なる調査を載せたり。即ち船舶荷役に要したる日數人夫及諸掛り等に關する實例之なり。試みに其一例を擧げんに、鐵材重量品を搭載したる汽船にして、二千五百噸を船卸しするに十一日間を要したるものあり。思ふに荷役設備の完全なる港灣に在りて之等は一日間に取扱ひ得べき噸數に過ぎず。好し重量品なるを以て時間に割増を要することありとするも、二日間には裕に取扱ひ得べき數量なり。此一例を以て神戶港今日の急務は荷役を敏活ならしむるに必要なる諸般の設備を爲すに在るを證明するに足る。

計畫の概要。　荷役改良の目的を達する爲めに、今回本港の爲めに岸接繫船渠の新設を計畫したり。　其詳細は別册說明書あるを以て左に其梗概を摘載す。岸接繫船渠設置の位置は之を小野濱に選定せり。　該位置を利とする點は、(一)該所は現今の碇繫地以外なるを以て工事の急施に適す。(二)充分廣濶なる泊地を將來に存し得ること。(三)新船渠と離るべからざる關係ある臨港鐵道停車場敷地を新埋立地中最も便利の場所に撰定し得る事。(四)將來の擴張に甚利便なる事。　繫船渠の水深は干潮以下參拾尺とす。　目下出入船の船足に對

し深きに過ぐる如しと雖も、小野濱に於て該水深を得るは甚容易なり　且つ商船と雖も三十尺の吃水を必要とするに至るは遠き未來にあらざるべきを信ずるに由り、該水深を採用したり。　繫船渠は風波に對し充分の庇護を必要とするに由り、入口の幅員は可成狹隘なるを良とすと雖も、多少の風波に拘はらず船舶をして出入せしむる爲めに之を五十間としたり。　繫船渠內繫壁の延長は大約千百拾八間なれども、實際繫船し得べき部分は八百參拾間なりとす　倉庫鐵道及起重機に關する設備完全なるを得ば、繫船壁長一間に付一年間には千參百噸內外の貨物を扱ひ得べし。　故に長八百參拾間を以て約百萬噸の荷役を爲すべし。　神戸港出入船舶の內繫船渠內に於て荷役をなすものは貨物の運送のみを目的とする蒸汽船及風帆船なるべく、此類の船舶に關する輸出入荷物は二十九年八十三萬噸、三十年九十萬噸あり。　之は外國航船に屬し、其內國航船に關する分は客船貨船の區別なしと雖も、其總額は二十九年八十萬噸、三十年九十四萬噸なり。　此統計に據れば神戸港に目下必要なる荷役の設備は二百萬噸の見込を立てざるべからざるに似たり。　然れども新船渠の開業と共に艀船荷役忽ち消滅することあるべからず。　當分は船渠荷役

と艀船荷役と兩立するならん。故に新船渠は先以て百萬噸を目的とし、必要に應じて更に擴張計畫を爲すに如かず。

築港調査委員會の設計案

神戸市は右計畫に就き愼重審議する處ありしが、其築港企畫の位置は本港東部の小野濱方面なるを以て、兵庫方面の住民は本案に滿足せず、物議囂々として決せず。依て築港調査委員會は小野濱築港の外、更に湊川尻にウエツトドツクを築造して東西の便を謀らんとするの設計案を樹て、鳴瀧市長に報告せり。其要旨左の如し。

沖野案計畫の主要點に於ては頗る同意を爲すも、本市貿易發達の現狀に依り遠く之を鑑定するに、其設計は規模稍小なるのみならず、其位置も亦本市境域の中央を避け一方に偏するの嫌あるにより、將來に向て之を考ふれば、全市に對し利便を完からしむる能はざる者と認むる故、更に湊川尻に一の繫船渠を築設し、東西相俟つて發達の途を啓くは、本市全般の利便を得べき上に於て大に策の宜しきを得たる者なり。之に要する工費總額は貳千貳百萬圓(內國庫補助金千四百參拾萬圓)とし、工事期間を拾ヶ年とす。(第二圖參照)

本案の市會に附議せらるゝや、議論百出、築港案はいつ決定す可しとも見えざり

しかば、神戸實業協會を中心とせる市內八實業團體は相呼應して起ち、聯合事務所を設置し、松方幸次郎氏を委員長とし、南清・山崎鉉次郎氏等に托して設計案を作製し、意見書を神戸市參事會に提出して、築港問題の通過に奔走せり。其要旨は、

神戸港をして東洋の一大貿易港たると同時に、一大船舶修繕港たる大規模を備へたる者、即小野濱及湊川尻に繫船所を、和田岬より敏馬附近に大防波堤を築造して、完全なる大港灣たらしめんことを期す。

神戸市會の設計案決議

然るに市會多數の意見は海岸全部を包圍すべき一大防波堤を築設するに在りしを以て、委員會は其主旨を諒し、沿岸修築と同時に大防波堤築造の方針を以て更に設計を變更し、明治三十二年十月市會の決議を經たり。其大要左の如し。

築港設計說明(市會案)

設計の目的。　本案設計は大防波堤を以て神戸海岸全部を包圍し、泊地の安全を保つと同時に、廣く沿岸を修築して港內荷役の便を圖るにあり。

沿岸の修築。　沿岸の修築は港內三區の埋立をなし、東西兩所に繫船岸を設くるにありて、繫船の延長は目下必要と認むる限度に於て之を定めたるも、將來

の擴張に向つては、敢て多く泊池を失ふことなくして幾倍の増築をなすべき餘地あるを見る可し。（第三圖參照）

工事の區分。（省略）

防波堤は東西二條とす。　東堤は市の東端第一區埋立より二百五十間を距てたる點より起り、海岸に並行して南西の方向に築く。　其延長壹千六百七拾間とす。　西堤は和田岬より貳百間を距てゝ起り、北東の方向に進むこと九百八拾間にして川崎沖に於て東堤と相對し、其間百貳拾間の港口を存す。　防波堤の構造は捨石工事にして、外側には捨石の上に壹個の重量九噸餘の混凝土塊を配列し、波浪の激突に對せしむ。　上層堤身は内外共右の混凝土塊と同形のものを以て表裏相疊積し、内部は場所詰混凝土を塡充す。　堤身の高さは滿潮を拔くこと四尺にして、天端は幅貳拾四尺とす。

第一區埋立は新生田川尻の東西に跨り、東西延長壹千貳百五拾間餘にして、埋立坪數は參拾萬參千五百九拾參坪とす。　此埋立地の西方に斜長貳百五拾間の突堤を設け、該突堤の三面延長六百參拾間餘と突堤より西方の護岸參百五拾參間餘は繫船岸の構造にして、水深參拾尺に達せしむ。　突堤より以東七百

貳拾間の間は捨石護岸工事を用ゆ。突堤は其幅百間にして、堤上中央に幅五間の道路を取り、該道路の兩側及沿岸には貨車鐵道及起重機移動線を布設し、其間の空地は總て倉庫上屋敷に供す。

第二區埋立は川崎鐵道棧橋より辨天波止の間東西參百五拾間にして、埋立坪數は參萬六千四百五拾六坪とす。護岸の構造は捨石法を用ふ。

第三區埋立は湊川尻より兵庫新川北口に向つて四百五拾間にして、埋立坪數は七萬七百拾參坪とす。埋立地を縱貫して陸地の方に最狹部四拾間最廣百拾間の餘地を殘し一の小運河を設く。運河は河幅拾六間にして水深六尺とす。西岸に滿潮上貳尺より起り四尺五寸に達する幅五間の河岸地を設け、專ら小船の通行荷役に便ず。外側埋立地の東南兩面延長五百五拾間は繫船岸の構造に依り、水深貳拾四尺とす。其他の護岸は捨石工を用ゆ。

新生田川附替は該川を市の東端第一區埋立地外に移すものにして、舊川の直線九百間に對する新川の延長は壹千百參拾七間八四なり。又新川の水量は洪水量一秒時參千立方尺を程度として計畫したるものにして、川床の幅員は最狹五拾四尺最廣八拾壹尺、勾配は最急千分の十八、最緩千分の十四、四とす。


第參圖
神戸築港計畫圖
縮尺二万分之一
計畫要領（市會確定案）
一、防波堤延長　二千六百五十間
一、第一區繋船岸延長　九百八十四間三分
一、第三區仝上　五百五十間
一、第一區埋立面積　三十万三千五百九十三坪
一、第二區仝上　三万六千四百九十六坪
一、第三區仝上　七万七百十三坪
一、第四區仝上　二万千八百四十坪
第壹區
第貳區
第參區
第四區
埋立豫定線
碇繋區域界
和田岬燈台
和田神社
山陽鉄道和田支線
兵庫運河
兵庫停車場
山陽鉄道
神戸停車場
三宮停車場
東海道鉄道
湊川
宇治川
新生田川
生田川附替線
鉄道局用地
鉄道棧橋
造船所
小野棧橋
税關
船ノ濱
1670
980
200
120
726
235
190
250
130.54
353.76
140
350
450
700
130
100

而して舊川敷を埋立たる坪數(第四區)は貳萬千八百四拾坪なり。假埋立は工事中材料置場、混凝土製作場、其他諸種の操業に供すべき敷地を得んが爲に第一著に起工すべき部分にして、其位置は各方面に便利を有する第一區埋立地內西方濱手參萬五千參百餘坪を畫し、一時の必要に應ずる假工事にして、基礎捨石上間知の栗石積とす。

右は各工事計畫の大要を揭げたるものにして、之を概括せば、

(一)防波堤遮護の泊池面積は(水深三尋以上)百六拾八萬貳千餘坪、(二)埋立總面積は四拾參萬貳千六百四拾貳坪なり。(三)繫船岸延長は水深參拾尺のもの九百八拾四間餘、貳拾四尺のもの五百五拾間にして、總長千五百參拾四間、以て四萬噸餘の船隻を維繫するに足る。

其他往く往く第一區二區間の海岸水深貳拾尺を限り埋立するときは、大凡拾萬四千坪の地積を得べく、尙捨石護岸工を施したる部分に棧橋若くは繫船岸を設くるときは、港內廣く水深きを以て、大船巨舶を沿岸に維繫することは容易の事業にして、將來荷役設備の擴張に對して殆んど無限の餘裕あるを見る可し。

築港費豫算。金貳千六百拾四萬參千八百八拾圓とす。內譯略す。

築港問題再頓挫

神戸市會決定案は翌三十三年一月內務・大藏兩大臣に宛て稟請せられたりしも、廟議一致せず、遂に築港案は不成立に終れり。

築港準備委員會設置

斯くして築港調査は一段落を告げたるを以て、三十三年十月築港調査委員會を廢し、新に築港準備委員會を市役所內に設置し、築港に關する事務を鞅掌せしめたり。後三十五年六月曩に提出せる築港稟請書は調査を要する廉ありとし一先下戾を請求し、更に時機の到るを待てり。

築港問題解決

神戸築港の命脈殆んど絕えんとせしも、本市有力者は別に貿易調査會を設置して貿易に係る諸般事項を講究し、專ら其進步發達を謀り、先づ應急策として小野濱稅關を擴張し、敏馬附近より東海道線を玆に分岐延長し、以て海陸聯絡の便を圖らんと奔走する所ありしが、政府亦其必要を認め、明治三十五年神戸海陸運輸聯絡鐵道工事を起し、同四十年全部の竣功を見るに至れり。然れども本鐵道は貨物取扱設備の改良と相伴ふに非れば其利用を完くする能はざるを以て、調査會は進んで稅關擴張案を立て考究怠りなかりしが、服部知事・櫻井稅關長及坪野市長等も亦之に參與し、稅關長は小野濱波止場擴張計畫を大藏省に提出し、修

築の急務を開陳せり。同省は曩きに横濱稅關擴張工事に著手すると同時に、本邦主要開港場の貿易設備に關し考査する所ありしを以て、稅關臨時工事部に命じて神戶港設備改良に就き調査をなさしめ、設計案を作製して之を同省內に設置せる開港設備調查委員會に附して審議せしめたるに、同會は應急の計畫として該案を認め、閣議に提出して通過を得しも、不幸にして議會は解散せられて議決を見るに至らず。尋で日露の國交斷絕し國費多端を加へたるを以て、該問題は一時中絕の姿となりしが、戰爭開始以來軍需品購入の爲輸入貨物激增し、神戶稅關構內の狹隘を感ずること愈々切なり。於此三十八年四月稅關長は神戶港擴張の急務に就き上申し、次で神戶商業會議所は築港急施につき政府に建議する所あり。同年九月平和克復せられ、時運の隆興は到底之を閑却する能はざるに至り、政府は差當り前年の計畫を踏襲し、工費豫算案を議會に提出したり。是と同時に水上神戶市長及市參事會員等上京して奔走する所あり、該案は三十九年三月異議なく兩院を通過し、神戶市多年の熱望たりし神戶築港問題は茲に一段落を告ぐるに至れり。

第一節　神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事の沿革竝に梗槪

大藏省臨時建築部支部の開設と計畫の槪要

第二十二囘帝國議會の協贊を經たる神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事施行の爲め、政府は明治三十九年四月神戸小野濱に大藏省臨時建築部支部を開設して工事實施の準備に著手せり。其計畫の槪要左の如し。

工事計畫

神戸港は北緯三十四度四十一分、東經百三十五度十一分、攝津國の西南に位し、本州西部に於ける最も重要なる商港にして、兵庫神戸の兩灣より形成し、北は山岳に包まれ、西南より北に至るの間は和田岬により防護せらるゝを以て、比較的安全の錨地となり、港內水深く、船舶の碇泊に支障なしと雖も、海に風波を遮斷すべき防波堤なく、陸に岸接繫船の便なく、僅かに會社の經營に係る一條の棧橋あるのみにして、荷役の困難貨物の損害に至りては毫も改善の方法を施さず。然るに外國貿易の趨勢は益々本港をして現狀に安んせしむること能はざるのみならず、既に其修築起工の時機を逸したるものと謂ふべし。故に之が應急設備をなすには、勢ひ長年月を要する永久的繫船壁を築造せんよ

りも、寧ろ工費の節約及施工の速成を期し得べき棧橋架設に若くものなしとす。於此本計畫の設備地點を稅關小野濱波止場地先に選み、一條の棧橋と一個の突堤を設け、突堤の東側を防波用護岸とし、西側に片棧橋を設け、之と棧橋の間隔を最小七拾間とし、水深を干潮面以下三十尺に保ち、大小六艘の汽船の繫留に適せしむ。又陸揚げ貨物の爲めに上屋を設け、之に接還して鐵道を敷設し、鐵道作業局施設の海岸鐵道と聯絡せしむ。其一斑左の如し。(第四圖參照)

海面埋立。埋立地を別つて東西二箇所とし、西埋立地は棧橋の接陸部面積五千貳百五拾坪、東埋立地は突堤及其接陸部面積壹萬貳千八拾坪、合計壹萬七千參百參拾坪にして、防波用護岸は海底の深淺に伴ひ多少其構造を異にし、頭部は之を半圓形とす。

兩埋立地間にある小防波堤の內部は艀船の泊池に充て、船溜の三方延長貳百拾參間は之を艀用物揚場とし、別に延長貳百參拾六間の土留護岸壁及二箇所の乘船用階段を設く。而して西棧橋は長百八拾間幅拾五間、片棧橋は長百六拾間幅七間とす。(以下省略)

陸上設備　陸上の設備は鐵道、道路、起重機、上屋等にして、鐵道は西棧橋上に六線を、片棧橋及突堤部に上屋を挾んで各二線を敷設し、何れも鐵道作業局施設の海岸線に聯絡せしむ。道路は幅拾間乃至八間延長七百七十三間を設く。起重機は手働定置式にして、各物揚場に二臺づゝ合計六臺を配置す。又上屋は木造にして、東埋立地に四棟貳千六拾坪、西埋立地に四棟千百八拾坪、合計參千貳百四拾坪を建設す。

湊川尻假設備　小野濱本工事施行中の代用荷揚場として、川崎波止場に長八間幅參間の木造棧橋參個を增設し、上屋九棟面積參千參百參拾坪、プラットホーム一棟貳百九拾四坪等の建設をなし、此等は三十九年度を以て全部竣功せしめんとす。

明治三十九年に於ける工事施行の區域は主として川崎波止場假設備に屬し、著著其進捗を見しが、元來此計畫は明治三十六年の立案を踏襲し、專ら當面の應急設備となせしも、時運の變遷は我國二大要港の一たる神戶港の施設としては其規模過小に失し、到底之に安んずる能はず、其根本的改良を要するに至り、政府當局に於て本港將來の發展に應ずべき擴張計畫中なりしが、恰も神戶市は本港の



大藏大臣官房臨時建築課神戸出張所藏

神戸築港委員會組織

阪谷大藏大臣の視察と築港方針發表

改良速進を期せんが爲めに、二十四名の委員より成る神戸築港委員會を組織し、設備改善の速成に就き計畫審議する所あり、且つ大阪及長崎の築港經費は市の負擔にして國庫の補助を仰ぎ、横濱修築は國庫負擔なるも同市は其經費の三分の一を分擔せる先例に徵し、本港も國港として將來大計畫の實施せらるゝ曉は市も亦其經費一部の分擔を辭せずとなし、只管築港の擴張を圖りしが、偶々三十九年九月十六日阪谷大藏大臣は神戸港の實地を視察して、築港方針を發表せり。其大要左の如し。

神戸港改良工事計畫（第五圖參照）

小野濱西部卽既定計畫線以西に於ては、海面埋立に依り繫船用長突堤一個（長二百七拾間幅六拾間）短突堤參個（長二百間幅六十間）計四個を築造し、突堤の西岸に沿ひ上屋（鐵骨一九、七一二坪、木造一、〇三〇坪）を建設し、起重機（九拾參基）電燈等必要なる設備を附屬せしめ、構内に鐵道を敷設し、既設鐵道に連續せしむ。而して他日の必要に應じ突堤部以外の埋立地に於て倉庫を建設し得るの餘地を有せり。此費用は千八百五拾壹萬餘圓を要す。

小野濱東部卽既定計畫線以東に於ては、海面拾壹萬坪を埋立て、前面に長突堤

壹個(長二百八十間 幅六十間)短突堤壹個(長百五十間 幅百十五間)を作り、小野濱西部に於けるものと相並列せしめ、之と同じく上屋(鐵骨八、七四四坪)を建設し、起重機(參拾九基)電燈等の附屬設備をなし、倉庫を除く外凡ての陸上設備を完成せしむ。　而して此工費は埋立費六百八拾萬圓、陸上設備費參百九拾萬圓、合計千七拾萬圓を要す。
小野濱方面に於ける繫留船舶に對する風波の危險を避くる爲め、其沖合に工費百七拾八萬餘圓を投じて、長五百四拾間に涉る一防波堤を築造せんとす。
兵庫方面に於ては鐵棧橋二條(長七十間 幅十間)を架設し、又長百間の物揚場を設け、上屋(木造參千坪)起重機(八基)道路等の陸上設備を完成し、構內鐵道を敷設し、現在山陽線の延長を得て之を聯絡せしめ、主として清韓貿易に充てんとす。　此工費百四拾九萬八拾圓を要す。
本計畫の竣功期間は全部八ヶ年にして、之を細別せば小野濱方面は八ヶ年、兵庫方面は四ヶ年を要す

市の經費分擔

以上の築港計畫は總工費參千餘萬圓を計上し、小野濱の東西兩部及兵庫方面に起工するの案にして、大體に於て曩きに神戸築港委員會の築港案に近似し、其希望に副ふものありしを以て、市は其經費分擔に關し審議を重ねたる後、左の稟請

書を大藏大臣に提出せり。

神戸港改良の件に付稟請

神戸港の改良は國運の發展上刻下の緊急問題なり。然るに既定の神戸税關海陸運輸聯絡設備は規模尙小にして、現在貨物の一部分を取扱ひ得るに過ぎず。其未だ工事に著手せざるに當りて設計を變更し、時世の要求に應せしむるは、國家經濟上の必要事なりとす。今回政府に於て調査せられたる神戸港改良計畫を見るに、此際に處する最も適當の設備なるを信ず。仍て本市は其速成を切望するの餘り、曾て横濱港改良工事費に對する一部分擔方法に倣ひ、左記條件の下に政府と協力して該計畫の實行を圖り度、何卒特別の御詮議有之候樣、市會の議決を以て此段及稟請候也。

明治三十九年九月二十八日

神戸市參事會

市長　水上浩躬

大藏大臣法學博士　阪谷芳郎殿

一、計畫圖朱線の部分を明治四十年四月より向ふ八ヶ年以内に竣成せらるべきこと。

二、追加工費中防波堤を除きたる額に對し其三分の一は市の出資を以て之に充てらるべきこと。

三、船舶繋留、貨物揚卸、藏置等を目的とし、自費を以て工事の一部を施行することを出願する者あるときは、政府は條件を定めて之を許可せらるゝことあるべし。但し市に於て出願するときは他の出願者に先ちて許可せらるべきこと。

四、設計變更自費施工等の結果工費の總額に減少を生ずるときは、政府及市は當初分擔の割合に應じて各出資額を低減すべきこと。

五、工事竣成後設備利用より生ずる損益は、政府と市と其出資額に比例して分配せらるべきこと。

六、工事分擔の爲めに起したる市債の償還を終る迄は、市は設備利用より生ずる配當金を該公債元利償却以外の費金に充てざること。

七、營造物の經營及管理に關し、政府及市より選出したる委員會を組織せらる

べきこと。

八、政府は出資額を償還して市の權利を回收せらるゝことあるべし。但し工事分擔の爲めに起したる市債額が市の出資額以上に在る間は其の債額の全部を償還せらるべきこと。

九、前記の外政府は可成急速に外港防波堤を築造せらるべきこと。

以　上

神戸市の禀請は既定工事費を除ける殘額の約三分の一卽ち九百貳萬餘圓を分擔し、以て工事の速成を要望するにあり。然るに政府は財政の都合上前記擴張計畫の全部を一時に施行し難き事情ありて、該計畫の内小野濱西部の突堤四個のみを築造し、他を第二期工事として、他日に俟つの方針に改めんとするを知るや、市は更に新計畫に要する總工費壹千七百九萬九千四百七圓の内既定額參百九拾六萬圓を控除せる殘額千參百拾參萬九千四百七圓の三分の一卽ち四百參拾七萬圓を分擔せんことを禀請せり。

技術協議會の審議

大藏省計畫の神戸築港擴張案は明治三十九年十二月内務省港灣調査會の議に附せられ可決せられたるを以て、大藏大臣は尙愼重の調査を遂げんが爲め知

名の航海業者、技術者十三名に該計畫を示して意見を徴し、神戸築港に關する方針を確定せんとし、四十年一月其官邸に第一回協議會を開催せり。其說明書の中重要なるものを擧ぐれば、

一、總說。神戸港界線內に於ける將來施設の方針は、別紙圖面の如く前方海面に二個の大防波堤を設け、沿岸は水深二十尺の同深線を標準とし、其內部を埋築し、拾數個の突出埠頭を築き、各兩岸を繫船壁と爲し、必要の陸上諸設備を完ふするに在り。而して本工事の全部を施行せんには十有餘年の歲月と八千餘萬圓の鉅費とを要し、一方に於て國家財政上一擧にして之が完成を期するの困難なると共に、他方に於て造船術の進步と航海業の競爭とは比年築港に關する技術上の改良を促し、豫め數十年後の必要に伴ふ設計を定むるは稍〻困難なる事情あるを以て、本港に於ける全般の工事は之を二期に區分し、先づ其要急の部分より著手せんとす。(第五圖參照)

本港の如き比較的安全なる錨地に於て先づ荷役の敏活と貨物の安全とを期せんには、岸接繫船所を設くるより急なるはなく、彼の港內全部を包擁すべき大防波堤を施設するが如きは寧ろ之を他日に讓るも未だ晚しとせず。而も

神戸稅關海陸運輸聯絡設備計畫圖

第五圖



港内の靜穩と荷役の便利とは兩々相俟つて成るべく同時に其目的を達せしむるの必要あるを以て、今其計畫の大要に付き説明する所あらんとす。

二、設備計畫の大要。　神戸港は東北東より西南に到るの間に於て海に面し、港内に與ふる損害の大なるは秋季暴風期に於ける南乃至西南の大風なりと雖も、其囘數甚だ多からず。　然るに東北乃至東の風に至りては其風力猛烈ならざるも、四時襲來して海波を攪亂し、荷役を妨ぐるを以て、此種の風害は海運業者の常に憂慮する所なり。　今是等の風害を防ぎ港内全部の靜穩を圖らんには、其前面に方りて大防波堤の築設を要すと雖も、其結果港内の水面積を區劃するを以て、未だ岸接繫船に適當の設備なき本港に在りては、碇泊船舶の數を制限するを免れざるべし。　故に先づ小野濱沖合に五百餘間の防波堤を築設し、主として東風の襲來に備へ、以て其内港及小野濱西部海面の平靜を保ち、本計畫にかゝる繫船壁全部をして安全に荷役を爲さしめんとす。

又繫船壁に於て荷役し得べき數量は、壁の長短、貨物の種類、分配の方法及土地の慣習等に由りて差異あるを免れず。　殊に新設備完成の當初に於ては、或は艀船荷役との競爭或は設備使用の不熟練により一時其能力を抑損せらるべ

しと雖も、數年の後に至らば優秀圓熟なる境遇に達し、一ヶ年一間に千五百噸の荷役を爲し得べきは敢て難事にあらざるべし。而して本港に於ける貿易額は著しく增進發達の狀況に在り。之を既往の統計に徵するに、最近七ヶ年の進步步合は平均年々輸出に於て三分八厘、輸入に於て九分一厘の增進を示せり。故に此割合より打算せば、今後十ヶ年目に於ける荷役噸量約五百萬噸に達すべく、其内約二割は解船荷役等に倚るべきものと認め、之を控除し、尙ほ地形及工事上の便宜等を參酌し、約四百萬噸の荷役を爲し得べき程度を標準として、別紙圖面中朱書の如き計畫を爲したり。今其設備の大體を擧ぐれば、

小野濱方面に於て

防波堤一條	延長五百四拾間
繫船壁	有效延長貳千四百四拾五間
物揚場	延長百六拾五間
上屋	鐵骨貳萬八千四百五拾六坪 木造千參拾坪
鐵道	貳拾貳哩
起重機	百參拾貳臺

兵庫方面に於て

棧　橋二條	各延長七拾間
物揚場	延長百間
上　屋	木造參千坪
鐵　道	參哩
起重機	八臺

其他之に付屬すべき道路・下水・水道・電燈等の施設を伴ふべきは勿論、兵庫方面の施設に至りては、現在の狀況に鑑み主として清韓貿易の用に充つるの見込なり。而して以上の工費は其總額參千貳百五拾萬圓を要し、施行期間八ヶ年を以て之が完成を告げんとす。

三、位置の選定。小野濱の地は近く元居留地を控へ、外國商館及官私設の上屋・倉庫、其他銀行・會社等各種の貿易機關を備へ、沖合は之を兵庫に對比するに、水深一層深くして大船巨舶の繫留に適し、本港に於ける外國貿易の中心點として最も重要の地位を占めたり。然れども其米利堅波止場以西に至りて稍々深く陸地に灣入し、地勢窘蹙せるを以て、將來に於ける貿易機關は東部に向つ

て漸進發展するの趨勢を呈せり。且海陸運輸の連絡上最要機關たる鐵道は業に已に延て此地に達せるを以て、貨物の集散は極めて迅速に、又甚だ利便なるべし。加之小野濱東部と新生田川尻間は貨物の類別等に要すべき廣濶なる鐵道敷地を得るに容易なるのみならず、現在の貿易を阻害せずして之が工事を施行し得べく、尙ほ他年の擴張に對しては無限の餘地を存するを以て、這般の計畫は小野濱附近を措て他に適當の位置あるを見ず。是此地を中央として、東部は新生田川尻に到り、西部は元居留地の前面に至るの區域を選定したる所以なり。

四、棧橋及片棧橋を繫船壁に變更する理由。（略す）

五、繫船壁の構造。（略す）

六、繫船壁水深と船舶吃水との關係及將來擴張の方針。近時造船及航海術の進步は漸次小形船舶を捨て競ふて大形船舶の建造を企つるの傾向を來たせるを以て、繫船壁水深の如きは宜しく是等の趨勢に鑑みて之が決定を與へざるべからず。抑も本港小野濱方面に於ける海陸連絡の設備は、主として外國貿易に於ける貨物の集散呑吐に應ずるの目的にして、其水深を干潮面下二十

七尺以上三十三尺と定めたり。（以下省略）

現今東洋に航行せる外國船舶は米のミネソタ級を以て最大とす。而して其今日迄の載荷吃水三十三尺を超過せずと雖も、パナマ運河開通の曉に至らば益々東洋貿易の發展を促すを以て、本港出入の船舶にしてミネソタ級以上の大船を見るに至るの日あるやも知るべからず。故に將來を豫期し、必要に應じて直に是等大船を收容するに遺憾なきを期せざるべからず。則ち新生田川尻小野濱間の三十三尺繋船壁の內、イ號地又はハ號地先端約百三十間は豫め之を三十六尺繋船壁となし、他日必要に際しては之を浚渫して吃水三十六尺以下の大船を繋留するに適せしむるを便なりとす。蓋し其航路水深を增加するが如きは、毫も貿易機關を阻害せずして進行し得べき容易の事に屬すればなり。

七、繋船壁と船渠水面積。（略す）

八、防波堤の位置及其構造。　防波堤の築設は港內の面積及水深を劃限し、本港將來の發展に至大の關係を有するが故に、其位置の選擇は頗る重要なる事項に屬す。　然れども小野濱沖合に於けるものは所謂內港防波堤なるを以て、繫

船壁の配置定まるに從ひ、之に準じて其位置自ら決定せらるべし。抑も防波堤に掩護せらるべき水面積は成るべく廣濶にして船舶の操縱に便なるを可とすと雖も、暴風の起るに際しては能く其靜穩を保ち得べきや否やに留意せざるべからず。而して小野濱沖合に設置すべき五百餘間の防波堤は新生田川尻繫船壁との間に百間の出入口を有ち、其中央水面の間隔約二百三十間を出でざるを以て、縱令外海の波浪其猛威を逞ふすることありとするも、依然として安全に荷役を續行し得べし。然るに若し此間隔にして廣大に失すれば、外海波浪の侵入を受け繫船荷役を阻害するの懸念なき能はざるなり。今夫れ港内常に曳船使用の制を取るに於ては、堤と壁との間に於て百間の間隔を有たしめたるは稍々廣きに失せざるやを疑ふ者あるべしと雖も、勉めて船舶の出入を便にし、且將來生田川尻以東に施設すべき擴張に應せんことを豫期したるを以てなり。加ふるに神戸港沖合には明石海峽を通過し來れる一種の潮流あり。先年神戸市の施したる潮流觀測の結果に依れば、常時本港の沿岸を洗滌する潮流は其分派にして、勢力甚だ微弱に、且一定の方向を示さずと云ふに在りと雖も、新生田川尻に於ける繫船突堤は其沿海の潮流を合せて此

出入口を通過せしむるの傾向あるべきを以て、勉めて其潮勢を緩和せしめんが爲めなり。而して是等沿岸潮流の全部が常に内港に廻流すべきや否や、又其流勢の遲速如何は今之を測定するを得ずと雖も、港口の水深三十三尺以上にして百間の幅員を有たしむるに於ては、港内の船舶をして繫船に多大なる困難を來たすの虞なかるべし。若し夫れ他日潮流に因りて港内船舶の繫留に危難を釀すが如きを見れば、之を港外に轉せしむべく、其方法は容易にして且其經費亦多額を要せざるべし。(以下省略)

九、陸上設備に屬する工事の説明。陸上設備に屬する上屋・起重機・道路及鐵道は大要左の如く施設せんとす。

一、上屋。鐵骨及木造の二種とし、前者は總て繫船壁上に、後者は之を物揚場に建設す。

鐵骨上屋の數は豫定繫船數に準じ、一艘一棟の割合とし、壁上外方に位するものは稍大にして、各其幅員を十五間とす。即其計算は繫船壁一間に付き貨物千五百噸扱とし、貨物停留日數を三日とし、平均噸量の二倍半の貨物一時に集中する場合を考へ、一坪二噸の割合により定めたり。

木造上屋は幅員十間乃至十二間とし、土地の狀況に應じて之を定む。

一、起重機。　繫留船舶と上屋との間に電氣式可動起重機を裝置し、船艙內の貨物は直に之を上屋に移し、大船には一噸半二基、三噸及五噸各一基を使用し得べく、且諸所に十噸乃至三十噸の定置起重機を設置し、荷役の迅速輕便を期し、貨車の運轉にはカプスタンを使用すべく、其他水道・電燈等必要なる一切の設備を施し、夜間の操業にも支障なからしむ。

一、鐵道及道路。　繫船壁の沿岸及上屋附近には數條の鐵道線路を布設し、車輛の運轉に便ならしめんとす。　然れども馬車及荷車等の通行上不便なるを以て、軌條間其他必要の場所には張石を施して道路面を平滑ならしむ。　而して鐵道は既設の海陸連絡線路を延長して埋立地に及ぼし、更に繫船壁上に分岐し、諸所に轉轍器及旋車臺を設けて運輸の利便に供し、尙ほ各突出埠頭中央に幅十間の碎石道路を設け、岸壁沿岸其他埋立地內には幅十二間乃至六間の各種碎石道路を設け、且同時に下水工事を施し、又元居留地及埋立地間には橋梁を架し、何れも市內主要の通路と其連絡を圖れり。

兵庫設備の概要。　兵庫に於ける設備は主として清韓貿易の貨物を取扱ふの

目的にして、兵庫新川口間を適當に埋築し、是より長七拾間幅拾間の鐵棧橋を築造し、其上部に各五條の軌道と四基の高架起重機を設け、棧橋の兩側には各一艘の船舶を繋留せしむ。又埋立地の南方に偏して長百間の物揚場を築造し、之に接して木造上屋及道路等を設置し、且棧橋に近接せる個所にも亦上屋を設け、橋上の軌道を延長して相互の聯絡を保ち、既設山陽鐵道線路に接續せしむるの計畫なり。

以上の內鐵棧橋は鐵脚を有する堅固の構造となし、上部に張板を施し、繫船柱及防舷材等須要の設備を設く。又埋立地護岸及物揚場の構造に至りては、神戸に於ける設備と大同小異なるを以て特に說明すべきものなし。

工事施行の說明。神戸稅關海陸運輸聯絡の設備は之を現在及近き將來に於ける同港對外貿易發展の大勢に鑑み、少なくとも別紙圖面朱線の如く施設するの必要ありと雖も、又我國目下の財政に顧み、之を第一期及第二期に區分し、先以て此際別紙圖面ハの二よりホに至る四箇突堤を築造し、次で第二期に及ぼすことゝせり。其工事の重要なる種目を擧ぐれば左の如し。

重要工事の比較

方面	工事	全體・計畫	第一期計畫
小野濱方面	防波堤	延長　五四〇間	—
	繫船岸	有效延長　二、四四五間	有效延長　一、四〇〇
	物揚場	延長　一六五間	延長　一六五間
	上屋	鐵骨　二八、四五六坪 木造　一、〇三〇	鐵骨　一六、七四〇坪 木造　一、〇三〇
	鐵道	二二哩	一三哩
	起重機	一三二臺	七七臺

兵庫方面省略す。

協議會に附したる議案は、(一)防波堤の位置、(二)繫船岸壁の水深、(三)繫船岸壁の間隔、(四)繫船岸壁の構造等にして、各項順次審議せしに、種々の意見出で容易に盡くべくもあらざりしかば、特別委員五名に附托す。依て委員は大藏省に集會し、審議の末、次の報告書を作りて本會に提出せり。

神戸稅關運輸聯絡、設備工事計畫協議會特別調査委員會報告書

本會は明治四十年一月十九日大藏省內に於て開會審議したるに、先決問題として左の二說を生じたり。

甲說、第一期計畫の繫船岸壁を縮少し、其經費を以てハ號乃至ヘ號繫船岸壁を擁護すべき防波堤を同時に築造すること。

乙說、第一期計畫は專ら現在に於ける荷役の不便を救濟するを目的とし全部原案の通り施行するを可とすること。

右の二說を生じたるも、討究審査の結果乙說を可決せり、而して第一期計畫の期待する荷役をして十分安全ならしめんには防波堤の築造を必要とすべきは勿論なるを以て、政府は速に防波堤を築造するの方針を取り、第一期計畫をして益々其利用を增進せしめらるゝことを希望す。

港內水面積及防波堤の位置

甲說、水面百參拾參萬坪は狹少に失す。蓋し原案は歐米文明國港灣の設備としては遺憾なかるべしと雖も、東洋にては多少事情を異にすると、神戸港將來の發展を豫期し、凡そ貳百五拾萬坪位を保たしむるものとし、之に相當

する位置に於て防波堤を築造すること。

乙說、成るべく現在の港界を狹少せざることを目的とし防波堤を築造すること。

丙說、水面積の廣大なるは港内の波浪を起すに因り原案を相當とす。

右三說に就き討議を遂げたるも、短時日に於て決定し得るの見込なきを以て、左記二ヶ條の希望を基礎とし、試に之れが法線を規畫せり。

一、防波堤の主たる港口は四拾尺の水深を有する場所に設け、其間隔は約百五拾間とすること。

二、本港口の外和田岬近傍に一ヶ所の入口を設くるものとし、其間隔は當局者に於て調査の上決定するものとす。蓋し潮流の急激なると出入船舶の頻繁なるとに鑑み、約貳百間を要すべきものと思考す。

防波堤と繫船岸壁との距離

一、イ號及ハ號の入口は百間の幅員にて船舶の操縦不可能に非ずと雖も、將來東方への擴張を慮り、且船舶の操縱上百五十間又は貳百間と爲すを便なりとす。

右討議の結果百五十間說に決定す。

繫船岸壁の間隔

一、原案の通り可決す。

繫船岸壁水深

一、第一期工事は原案の通り可決す。

但し實際施行に際し、ハ號に沿ひ水深三十六尺迄の繫船岸壁を設くること

を希望す。

一、第二期工事に於ける繫船岸壁の水深は其施行に際し更に討究せらるべき

こと。

繫船岸壁及防波堤の構造

一、總て施行者の見込に依り決定せらるゝを相當とす。

技術協議本會は審議の結果大體に於て特別委員會の報告を承認し、四十年一月

二十三日に至り左の如く大藏大臣に報告せり。

本會は大體に於て特別委員の報告を是認し左の如く決議す。

一、第一期工事の計畫は原案を可決す。

但しハ號突堤に沿ひ一部は水深三十六尺迄の繫船岸壁を設くることを希望す。

二、繫船岸壁及防波堤の構造は總て施行者の見込に依り決定せらるべきものとす。

三、第一期工事の計畫を是認したるは水面の靜穩を豫期したる者なるを以て、政府は可成速に防波堤の計畫を立て之を施行せられむことを希望す。

但し港門を四十尺の水深を有する場所に設け、其幅員は約百五十間とし、別に副門を設くるものとす。

四、第二期工事は前項防波堤の計畫と共に追て決定せらるべきものとす。

斯の如くして第一期工事の計畫は總て原案の通り可決せられ、次で其經費は四十年政府要求豫算として第二十三回帝國議會に提出せられ、四十年三月貴衆兩院を通過し、茲に第一期築港計畫擴張の決定を見るに至れり。其總工費千七百九萬九千四百七圓、工事期間三十九年度以降同四十六年度に亙る八ヶ年にして、

臨時神戸港設備委員會成立

神戸市は四百餘萬圓を分擔すべき命令書を下附せられたり。同年四月臨時神戸港設備委員會官制發布せられ、關係官廳官吏及神戸市長を初め市の關係者數

第六圖

神戸港平面圖
PLAN OF KOBE HARBOUR



名を合して十七名の委員の任命あり。同五月第一回委員會を開催せられ、本港設備計畫の當否を審議に付し、異議なく原案を可決し、茲に海陸聯絡設備計畫は全く確定せり。

起工式擧行

四十年九月十六日阪谷大藏大臣臨場し、小野濱埋立地に起工式を執行す。市も亦祝賀會を開催し、市中は未曾有の殷賑を呈せり。尚市内各小學校に於ては當日を記念せん爲め、錨山東方の山頂を撰定して市徽章形植林をなせり。

設計の變更

設計の變更。築港工事は前記技術協議會及二回の臨時神戸港設備委員會決議の趣旨に基き實施中なりしが、四十二年二月賀屋洋介外六名は神戸税關海陸運輸聯絡設備計畫變更に關する請願書を衆議院に提出せり。其變更意見左の如し。

一、繫船岸の間隔七拾間は到底狹隘たるを免れず。依て現計畫を左の如く變更せんことを望む。

四個の繫船壁を三個に改め、各壁の間隔を百參拾間とし、各側に二隻宛を繫船せしむることゝなさば、船舶繫留の利便と安全を保つに於て其收むる處の效果は前掲の問題を解決して餘あるを信ずるなり。

既定の設計を變ずるが爲めに竣工の時日を遲延せしむるは吾人の忍ぶ能はざる處なりと雖も、聞く處によれば政府は財政上の都合に依り竣成時期の繰延を行ふ由、果して然らば吾人の卑見も亦政府の採用を得べき理由を增加せずんばあらず。乃ち此際繫船壁壹個を減せば啻に其經費を減少するのみならず、其工事に於ても竣成日を短縮し得るの利得あり。斯くの如くんば獨り國家百年の計を全ふするに止まらず、又現下の趨勢に適應する機宜の良計なりと信ず。

以上請願書は衆議院に於て之を採擇すべきものと議決せり。又前記代表者は大藏大臣へも同樣の計畫變更意見書を提出せしを以て、大藏大臣は海陸面積の經濟的利用と之に伴ふ工費增減若くは荷役能力及收入の減少其他將來築造すべき防波堤等の關係に鑑み、港灣經營の大局より打算し、現計畫を變更するの當否に就き愼重の調査を重ねんが爲め、四十二年五月第二回技術協議會を開き、之が意見を徵したり。其結果水陸面積の利用及荷役能力に關し當初の計畫を變更せず、且つ現下施行しつゝある工事上障害を來さゞる程度に於て其請願の幾分を採用し、一號・二號突堤間隔を九十間に、其他の間隔を八十間に擴大し、隨て突

堤の幅員を一號三十間、其他を凡て五十六間に狹ばむることに決議せり。依て大藏省は更に之を臨時神戸港設備委員會に附議するの要ありとし、同月十七日該委員會を開き、第四號突堤西岸水深の增加其他の問題と共に之を審議に附したり。其議決の要項左の如し。

一、繫船用突堤の水面間隔第一・第二突堤間七十間を九十間、其他は七十間を八十間とし、水面間隔に於て二十間乃至十間を增加す。

二、繫船突堤幅員第一突堤三十五間を三十間とし、其他は六十間を五十六間に減縮す。

三、第四突堤水深二十七尺を三十尺に變更。

築港計畫の一部は斯くして變更せられたりしが、爾來各般の工事は豫定の如く進捗をなし、殊に繫船突堤築造には斬新にして規模大なる大型鐵筋混凝土函を應用し、作業の簡易と促進を圖りしを以て、大正二年夏秋の交既に市街道路と聯絡を保つべき京橋架設の工を了へ、第一突堤の埋築就り、第四突堤の大部將に其工を終らんとして、陸上設備實施の時期に到來せり。此時に方り同じく大藏省臨時建築課の所管なる橫濱港海陸聯絡工事の大部分は實地の利用に供せられ

たりしが、其利用の便否に鑑み、本港設計の一部を變更するの必要を認められ、大正二年十月第四回臨時神戸港設備委員會開かれ、變更改良の事項を審議せり。

其決定事項を擧ぐれば、

一、第一突堤西側及第四突堤東側の各前端上屋（第一號 第十四號）の一部を二階建となす。

二、第一號・第二號及第十四號上屋にプラットフォームを設く。

三、第二突堤及第三突堤の中央上屋各壹棟（第六號 第九號）を廢し野天置場と爲す。

四、各上屋の梁間十五間を十四間に變更す。

五、發電設備を廢し配電設備と爲す。

六、三十噸及五十噸定置起重機を廢し可動起重機の數を減ず。

七、繫船及貨車用竪軸轆轤を廢す。

八、第二突堤東側前方百三十間に對する繫船壁水深を增加す。

九、第一・第二突堤間及第三・第四突堤間の岸壁を物揚場に變更す。

十、第一突堤頭部形状を變更す。

工期繰延と

工期繰延と[illegible]による當初計畫案は工費

經費增減

參百九拾六萬[illegible]を第二十三回帝國議會に於て計畫を變更擴張して工費千參百拾參萬九千四百七圓を追加し八ヶ年計畫となせり。其後政府財政上の都合により二回の繰延をなし、大正五年には工事設計の一部に變更を加へて、經費四百貳萬參千九百九拾八圓を減ずると共に、工期を十三ヶ年に延長せり。今工事期間及經費の異動並に神戸市の分擔額を表示すれば左の如し。

年次	決議せる帝國議會回數	經費	工期 年度	工期 期間	神戸市分擔額	變更理由
明治三十九年	第二十二回	三、九六〇、〇〇〇〇〇〇	自明治三十九年 至同 四十四年	六ヶ年		
同 四十年	第二十三回	既定 三、九六〇、〇〇〇〇〇〇 追加 一三、一三九、四〇七〇〇〇 合計 一七、〇九九、四〇七〇〇〇	自明治三十九年 至同 四十六年	八ヶ年	四、三七〇、〇〇〇〇〇〇 總工費に對する步合二步五厘五毛餘	計畫を變更擴張したるを以て經費を追加し工期を延長す
同 四十一年	第二十四回	一七、〇九九、四〇七〇〇〇	自明治三十九年 至同 四十七年	九ヶ年	同	政府財政計畫上の必要に基き工事繰延べ
同 四十二年	第二十五回	同	自明治三十九年 至同 四十九年	十一ヶ年	同	同上
大正五年	第三十七回	既定 一七、〇九九、四〇七〇〇〇 減額 四、〇二三、九九八〇〇〇 差引 一三、〇七五、四〇九〇〇〇	自明治三十九年 至大正七年	十三ヶ年	三、〇三九、八〇二〇〇〇 總工費に對する步合二步三厘二毛餘	設計の一部變更に伴ふ經費減額と政府財政計畫の必要により工事繰延べ

大藏大臣官房臨時建築課神戸出張所施工中の計畫一斑

大正二年六月官制改正の結果大藏省臨時建築部は廢せられ、大藏大臣官房臨時建築課となり、神戸支部は出張所と改稱せられて、本工事を繼續施工することとなれり。現今施工中の計畫一斑は左の如し。(第七圖參照)

一)海面埋立。海面埋立の位置及形狀は所謂櫛齒形にして、東は小野濱最突出部より西は元居留地前面に亙り、水深二十尺前後の同深線を劃りて埋築し、之より防波用護岸堤及繫船用突堤を築造し、又埋立護岸壁及物揚場等を築造す。

埋立。埋立は總面積約八萬參千坪にして、埋立地の高さは朔望平均干潮面以上十一尺とす。

浚渫。浚渫區域は突堤間及航路總面積約三十三萬五千坪にして、水深は干潮面以下三十尺乃至三十六尺とす。

繫船岸壁。繫船岸壁は總延長千五百九十二間五四、有效延長千三百六十二間にして、同時に大小船舶十九隻を繫留し得べし。即左表の如し。

位置	水深	總延長	有效延長	繫留し得べき船の總噸數	繫留し得べき船數	摘要
第一突堤南部	三十六尺	一三〇、〇〇間	一三〇、〇〇間	一八、〇〇〇噸級	一隻	水深は干潮面以下を示す
第二突堤東側南部	同	一三〇、〇〇	一三〇、〇〇		一隻	同

第一突堤北部	三十三尺	・八五、〇〇	七七、〇〇	一〇、〇〇〇噸級	一隻	同
第二突堤東側北部及頭部	同	九六、二〇	六五、〇〇		一隻	同
第二突堤西側及頭部	三十尺	二三九、三四	一八九、〇〇	八、〇〇〇噸級乃至三、〇〇〇噸級	三隻	同
第三、四突堤全部	同	九一二、〇〇	七七一、〇〇		一二隻	同
計	—	一、五九二、五四	一、三六二、〇〇		一九隻	第一突堤第二突堤の間隔は九十間乃至百二十間其他の突堤間隔は八十間

物揚場及埋立地護岸壁。 物揚場は埋立地の西北隅に延長百二十九間六、第一及第二突堤間に延長九十間、第三及第四突堤間に延長八十間、合計二百九十九間六にして、專ら艀船の荷役に便ず。 又埋立地護岸壁は第四突堤西側繋船岸壁に延長十八間、第二及第三突堤間に八十間、合計九十八間にして、吃水九尺前後の小蒸汽船を繋留せしむることを得。

小野濱突出部に於ける第一突堤の東側及頭部の護岸は延長約三百八十間、其頂點は干潮面以上十七尺とす。

(二)陸上設備。

上屋。 上屋は鐵造及木造の二種とし、鐵造上屋は十六棟一萬四千九百八十四

坪七五、梁間各十四間にして、内二棟は一部二階建とし、旅客用設備をなし、孰れも繋船壁を距る二十三尺の所に於て之を平行に建設し、其内便宜の場所を區劃し、放置貨物置場、貨物檢査場及事務室を設け、木造上屋は二棟千五十六坪、梁間各十二間にして、物揚場を距る四間の所に於て之と平行に建設し、其放置貨物置場及貨物檢査場を設くること鐵造上屋に同じ。　左に其内譯を揭ぐ。

名稱	構造	長	幅	坪數	摘要
第一號	木造	五六間	一二間	六七二坪	
第二號	同	三二	一二	三八四	
第一號	鐵造	九〇	一四	一、六七〇・七五	階上四一〇坪・七五を含む
第二號	同	七八	一四	一、〇九二	
第三號	同	八四	一四	一、一七六	
第四號	同	八四	一四	一、一七六	
第五號	同	六〇	一四	八四〇	
第七號	同	四八	一四	六七二	

第八號	同	六〇	一四	八四〇	
第十號	同	四八	一四	六七二	
第十一號	同	八四	一四	一、一七六	
第十三號	同	七二	一四	一、〇〇八	
第十四號	同	六〇	一四	一、一三四	階上二九四坪を含む
第十五號	同	四八	一四	六七二	
第十六號	同	四八	一四	六七二	
第十七號	同	六〇	一四	八四〇	
第十八號	同	四八	一四	六七二	
第十九號	同	四八	一四	六七二	
合計	鐵造	十六棟		一四、九八四坪.七五	
	木造	二棟		一、〇五六	
	合計	十八棟		一六、〇四〇.七五	

鐵道。　鐵道は鐵造上屋と繫船岸壁との中間に一線、上屋の背面に二線若くは三線を敷設し、埋立地中央には數條の側線を配置し、悉く小野濱驛に通ずる幹線に連絡せしむ。　其總延長十一哩餘にして、外に附屬設備として貨車用轉車臺二十一臺、計重臺六臺を設置す。　又電氣起重機を運轉すべき廣軌鐵道は繫船岸の全長に亙り、上屋の前面に敷設し、其延長約一哩半とす。

道路。　道路は總てマカダム式碎石道路にして、幅員を十二間・十間・八間及七間の四種に區分し、之に幅一間半又は一間の步道を設く。　其總延長二千四百十八間とす。　又繫船岸竝に上屋入口通路は花崗石敷となし、車馬の交通に便ならしむ。

埋立地と市內との交通を便ならしむる爲め、埋立地の西北部に於て元居留地幅要道路との間に幅員六十尺經間六十尺の鐵橋一個を架設し、之を京橋と名づく。

起重機。　鐵造上屋前面に五噸可動起重機七臺、一噸半可動起重機十四臺、木造上屋前面に三十噸定置手働起重機一臺、五噸定置手働起重機四臺を配置し、可動起重機は孰れも電力を以て運轉す。

配電所。配電所一棟を設け、電氣變壓の裝置をなし、電燈及起重機に送電せしめ、又瓦斯點燈に必要なる裝置を設く。

電燈瓦斯燈及給水。埋立地內必要の場所には弧光燈瓦斯燈を設け、上屋內には白熱燈を配置す。

水道は繋船岸壁沿及主要道路の步道直下に敷設し、各要所には給水栓及消火栓等を設置し、船舶の給水構內各種の用水其他非常事變に備ふ。

雜設備。二階建の上屋前面に鐵製渡橋を設け、旅客昇降の便に供し、又必要の場所には公衆便所・門衞所及見張所等を設く。

第三節　神戶稅關防波堤築造工事の梗概

防波堤工事の著手

明治四十年一月神戶築港擴張計畫案成るや、大藏大臣は之を技術協議會の審議に附せしに、同會は既記の如く防波堤築造の急務につき次の決議報告をなせり。

第一期工事の計畫を是認したるは水面の靜穩を豫期したるものなるを以て、政府は可成速に防波堤の計畫を立て之を施行せられん事を望む。但し港門

を四十尺の水深を有する場所に設け、其幅員は約百五十間とし、別に副門を設くるものとす。

以上の決議は築港工事と共に防波堤工事を起すを以て萬全の措置となすものなりと雖も、政府財政の事情は一擧にして此兩種の工に著手するを得ざるものありて、防波堤の築造は遲延せられ、爾後三年の星霜を經るに及び、設備工事は著著進捗を告げしを以て、政府は其利用を完全且有效ならしむると共に、沖繫船舶の安全を保障し、貨物揚卸の利便を增進せんが爲め、沖合に先づ一條の防波堤を築造せんとし、第二十六回帝國議會の協贊を經て、明治四十三年四月之に著手せり。防波堤の位置は實施中なる海陸聯絡設備工事の東方沖合を選び、港灣調査會の決議に據る神戸港防波堤の一部六百三十二間とす。左に本港全防波堤の位置に關する港灣調査會の議決要項を掲ぐ。

神戸港防波堤に關し港灣調査會議決要項

一、南防波堤は港界線を表示する和田岬の立標(北方の分)より東微北に走る一線上に存在し其全長を約五百間とす。

二、前現の一線と天測を通ずる眞北線と相交叉する一點より南防波堤の西端

に至る間隔を百五十間とし之を港の西副門とす。
三、南防波堤の東端と東防波堤の南端との間に港門（干潮面以下水深七尋以上）を設け其幅員を百五十間とす。
四、東防波堤は南防波堤の法線を延長せる一線上に起り、一直線に北微東に約九百五十間にして、茲に幅員五十間の東副門を存し、尚同方向を取ること約二十五間にして、夫より七百間の半徑を以て方向を北東に轉じ、大藏省稅關第二期工事突堤の南端との間に二百五十間の間隔を存すること。
五、稅關擴張第一期工事を擁護するの目的を以て大藏省に於て施行せんとする東防波堤の一部（長六百三十二間）は、其南端を稅關第一期工事最西埠頭の西南角より約南東の方向に劃されたる一線と東防波堤の法線と交叉する一點に一致せしめ、茲に幅員五十間の東副門を設くること。
前記の東防波堤は神戸港全體を包擁する大防波堤の東北の一部にして、之により東の海波を遮斷し得べきも、其長僅に六百餘間なるを以て、川崎波止場以北の海面の靜穩を保つに留まり、夏秋暴風季節に於ける偏南の風に際しては、常に紀淡海峽を通じて太平洋の激浪を港內に送致し、海面を攪亂して船貨の損害著し

く、且つ聯絡設備工事の進捗に連れ其利用區域擴大し、且つ歐洲戰亂の影響に伴ひ貿易一層の盛況を來し、突堤に繫留する船舶の激增と堤上に荷揚せる貨物の滯積日を逐うて多きを加ふるに到り、一朝南の風浪起りて其猛威を逞しうせんか、被害の慘狀又豫測し難きものあるを以て、南防波堤築設の急務なるを認め、大正六年政府は第三十九回帝國議會の協贊を得て、東防波堤費に貳百萬圓を追加し、大正十年に至る五ヶ年に急速築造するに決したり。其位置は港灣調査會の議決に基き、和田岬の立標より東微北に走る一線上に在りて其全長を五百間とす。

防波堤築造經費と工期

防波堤築造經費と工期。東防波堤築造費は準繼續費として各年所要額を要求するの形式となり、明治四十三年度以降年々五拾萬圓乃至貳拾五萬圓なりしが、大正五年第三十七回帝國議會の協贊を經て、同年度以降七年度に至る三ヶ年の繼續費七拾五萬圓を以て殘工事全部を完成せしむる事となれり。然るに翌六年南防波堤築造の爲め第三十九回帝國議會の協贊を經て工費貳百萬圓を追加し、大正十年度に至る繼續費に更めらる。其總額四百六拾七萬圓にして、全部國庫の負擔なり。

第五章　神戸港の現況及貿易設備利用の概況

第一節　神戸港沿岸施設の現況（附圖所收神戸港沿岸利用狀況調査圖參照）

二種の沿岸施設

本港沿岸施設の變遷は前章に略叙せし如くにして、之を其目的によりて區別するときは、大體に於て(一)内外貿易に關する設備(二)造船・鐵工業に關する設備の二樣に分つを得べし。今此の區分により、其主要なるものにつき大正七年初期に於ける概況を述べん。

一、貿易設備の現況

貿易設備の現況

兵神兩港の發展は兩者其趣を異にし、貿易機關の配設亦自ら相違せるものあり。即外國貿易に關する設備は主として神戸沿岸にありて、政府經營に俟つもの多く、其規模大なるに反し、内國貿易に關しては多く兵庫沿岸に設備せられ、其經營主として個人・會社に屬し、規模概して小なり。左に主要なる施設現狀の

班を述べんとす。

內國貿易設備の概況

內國貿易設備

兵庫新川及運河　新川は島上町より西南今出在家町を貫く馬蹄形水路にして、明治七年の開設に係る。其延長約二百五十間、川幅十五間、其水面積約一萬七千七百坪なり。方今水淺く且つ所々に橋梁ありて艀船の荷役に不便なりと雖も、其沿岸及南北兩出入口の間は沿岸貿易に供用せらるゝ倉庫櫛比し、材料置場も亦隨所に散在せるを見る。兵庫運河は明治二十七年の開鑿にして、新川と東尻池海岸を疏通する水路なるを以て、船舶の和田岬迂廻の險を避くるの便あるも、小舟を除きては此目的に利用せらるゝもの稀なり。而して運河の延長は本線六百四十間、水幅二十間、深干潮面下六尺にして、支線延長は四百二十間、水幅八間、深干潮面下四尺とす。又本支線の交る所に水面積二萬坪の船溜あり。水路に沿うて所々に荷揚場を設くるを以て、沿岸には倉庫・工場等の建物多く、船舶の出入亦頻繁なり。現今利用せらるゝ一般荷揚場は新川に於て延長約八百五十五間、運河に於て約八百九十間なり。其他工場荷揚場は新川に三十八間餘、運河に千二百七十五間餘、合計三千六十間なり。水面積

は運河四萬六千餘坪にして、新川と合せて約六萬五千坪に達するを以て、暴風雨に際しては兵庫方面唯一の避難場となり、運河内のみに收容せる避難船二千餘隻に及ぶと謂ふ。以て其盛況を窺ふに足らん。

島上町及東出町地先の利用。島上町海岸なる商船會社所屬の浮棧橋は、阪神兩港と淡路・四國間連絡汽船の繫留場にして、旅客の往來貨物の輸達日々盛なり。其北東に連る二百七十間は共同荷揚場となり、沿岸倉庫多し。之に反して東出町西寄海岸は見るべき施設なく、依然舊態を脱せざるも、東寄り沿岸は整理的護岸築設せられ、八十餘間の普通荷揚場及八十餘間の川崎造船場荷揚場あり。

神戶港船渠と葺合港。神戶方面に於ける沿岸貿易設備の見るべきものは兵庫縣營に係る神戶港船渠と葺合港とす。前者は海岸通四・五丁目地先船溜にして、通稱國產波止場なる荷役場を有す。其延長二百五十四間にして、上屋六百餘坪を建設す。又棧橋を四箇所に架設す。其第一及第二は內航用、第三は外航用にして、孰れも浮棧橋型とし、第四は郵便局用とす。元來此地は內國貨物の輻湊せる所なるも、場所頗る狹隘なりしを以て、明治四十一年縣營にて舊

稱中の棧橋及百間波止を撤廢改築し、專ら沿岸貿易に使用す。其水面積約一萬二千七百餘坪なり。又後者は明治四十三年葺合港灣改築會社が生田川尻東方に築設せる避難船溜にして、其水面積七千七百餘坪、水深干潮下十二尺、沿岸三方に幅四間半延長二百八十一間の共同荷役場を有し、本港東部に於ける唯一の沿岸貿易設備にして又小型船の避難所なり。

前記新川運河船渠及葺合港船溜の水面積は總計約七萬五千坪なり。

外國貿易設備

外國貿易設備の概況。開港後間もなく生田川尻以西宇治川尻に至る沿岸四箇所の波止場開設と共に、小規模の荷揚場及波除堤等漸次築造せられしと雖も、到底對外貿易の發展に伴ふを得ざりしを以て、爾來波止場の改築擴張の工相踵で起り、後港界の擴張に連れ兵庫波止場新設せられ、尋で川崎及小野濱波止場の設備就り、波止場の形體稍〻具はるに到れり。左に其現況を略述せんとす。

第一波止場。形狀は開港當時と著しき異變なきも、荷役の設備は大に改良せられ、其沿岸には延長約三百間の物揚場あり。之に手働起重機二十噸一基、五噸二基を配置し、上屋千七百坪、倉庫百〇五坪を建設し、艀荷役の盛況を呈せり。然れども神戸築港工事の起るや、波止場の入口に京橋架設せられて、艀船の出

入又昔日の如く便ならずと云ふ。而して京橋以内の水面積は約五千二百坪なり。

第二波止場。米利堅波止場以西神戸船渠に至る地域は從來主として輸出貨物の取扱場となり、其沿岸物揚場の延長二百八十間の隨所に五噸手働起重機一基、上屋千七百三十五坪、倉庫二百二十六坪を配置し、專ら艀船荷役に便せり。又地先の東西兩防波堤間に四十間の出入口を存す。其内側の水面積約壹萬五千二百坪に達す。

第三波止場。宇治川尻東隣にありて、物揚場延長五十間を有するのみ。

兵庫波止場。新川北口に在りて、物揚場延長三十二間餘、上屋百坪を有す。

川崎波止場。舊湊川尻に相當する地域にありて、延長二百間の物揚場の隨所に長八間の木造棧橋五個を設け、可働式蒸汽起重機三臺及手働式一臺を配置し、艀船貨物の揚卸に便ず。其構內の上屋は三千八百二十四坪、倉庫二百三十坪とす。

築港工事の現況。目下工事中なる大藏省所管神戸築港工事の大正七年初期に於ける進況を見るに、大船巨舶を繫維すべき水深三十六尺乃至三十尺の繫

船壁延長約千六百間は既に全部の工を了へて、各突堤共隨所に大型船の繫留せるを見る。又埋立工事は鐵筋混凝土函の製造に使用せる假棧橋前面の水面積約壹萬坪を除く七萬二千餘坪を完成し、第一突堤には既に上屋・鐵道・道路等の陸上諸設備具はり、鐵道は小野濱驛鐵道院線に、道路は加納町街路と連絡を全うするに至り、茲に海陸運輸聯絡の實を擧ぐるの進況に達せり。又第二突堤は北部竣成し、南部は目下陸上諸工事施行中に屬し、第三突堤及第一・第二突堤間物揚場沿には滯貨整理の爲め大正六年二月假上屋參棟六千六坪を建設して應急の施設となす。其他第四突堤西側竝に同根元は既に上屋及道路・鐵道等を竣成し、其東側北部のみ目下工事中なり。

以上の設備の內大正貳年十月以來神戸稅關にて使用を開始せる上屋は、木造二棟、鐵造第一突堤二棟、第二突堤二棟、第四突堤四棟及假上屋參棟、合計十三棟、此坪數壹萬四千九百六十三坪にして、埠頭用一噸半可動電氣起重機は第一突堤壹臺、第四突堤西側貳臺を完成して、一般の使用に供すと云ふ。

主要工事功程の步合は左表の如し。

神戸税關海陸運輸聯絡設備工事大正七年三月功程表

種別	計畫數量	六年度末竣功數量	同竣功歩合	摘要
海面埋立				
埋立	面積 八二、九五八坪 土量 五〇三、一五〇	七二、一九八坪 四八九、八六一、三七	〇・八七	
浚渫	面積 三三五、三三七坪 土量 三三五、〇〇〇	三三五、三三七坪 三一八、七四〇	完成	
防波護岸用	三五三・五〇間	三五三・五〇間	同	
岸壁	九八・〇〇間	九八・二〇間	同	
物揚場	二九九・六〇間	二一九・六〇間	〇・七三	外四二間工事中
水深三十六尺乃至三十尺繫船壁	一、五九二・二五間	一、五九二・二五間	完成	
陸上設備				
木造上屋	二棟 一、〇五六・〇〇坪	二棟 一、〇五六・〇〇坪	完成	
鐵造上屋	十六棟 一四、九六二・〇〇坪	七棟 六、七九四・七五坪	〇・四五	四棟(三、五、一五、一六號)工事中

種別	計畫數量	六年度末竣功數量	同竣功步合	摘要
列車用鐵道	九一六・〇〇鎖	三三一・五二鎖	〇・三六	
起重起用鐵道	一一七・〇〇鎖	七五・一二鎖	〇・六四	
計重臺	八臺	〇	〇	基礎三臺工事中
碎石道路	二、四一八・〇〇	一、三五二・四七間	〇・五六	
構内碎石敷	五、七〇〇・〇〇坪	八三三・六三坪	〇・一五	
同板石敷	一二、二七八・〇〇坪	五、九二六・八二坪	〇・四八	
下水溝	一、七一〇・〇〇間	一、〇四六・七四間	〇・六一	外支管延長九七〇・七完成
水道	三、五〇〇・〇〇間	二、一九七・八〇間	〇・六三	
三十噸及五噸手働起重機	五臺	五臺	完成	・
一噸牛電氣可働起重機	一四臺	三臺	〇・二一	五臺製作中
五噸同	七臺	〇	〇	

變電所及附屬機械	一式	一棟 五五・八九坪	完成
川崎波止場假設備	一式	一式	同

防波堤工事。 大正七年三月に於ける東及南防波堤工事の概況を略敍せんに、東防波堤の本堤六百間は基礎捨石及鐵筋混凝土函据付の諸工事全部を了へ、堤頂は干潮面上六尺の高さに達し、偏東風波を防遮するの用を辨ずるに至り、港内常に靜穩を維持し得べき程度に工事進捗せり。 唯防波堤上に設置すべき高二尺五寸の胸壁は、堤の沈降定著を待つの要あるを以て、其工を終了するに至らず。 又兩端頭部は基礎及上部等の全工事及燈臺二基の建設を竣へたれば、不日點火の豫定なりと。

南防波堤は著手以來日尚淺くして、未だ捨石基礎堤二十六間を進行せるに過ぎずと雖も、本工事は其施行急を要するを以て著々工を進めつゝあれば、豫定の如く大正十年度を以て工事を完成するに至らん。 左に兩防波堤工事進行の步合を表示す。

神戸稅關東防波堤築造工事大正七年三月功程表

種別	計畫數量	六年度末竣功數量	同竣功歩合	摘要
東防波堤 水深二十三尺堤		二四七間		
基礎	二五〇間	二五〇間	完成	
本堤	二五〇間	二二九間	〇・九二	
東防波堤 水深三十六尺堤		三四六間		
基礎	三五〇間	三五〇間	完成	
本堤	三五〇間	三二二間	〇・九二	
防波堤頭部				
基礎及上部	三二間	三二間	完成	
燈臺	二基	二基	同	

神戸稅關南防波堤築造工事大正七年三月功程表

種別	計畫數量	六年度末竣功數量	同竣功歩合	摘要
南防波堤 水深四十三尺堤		一一間		
基礎	五七〇間	二六間	〇・〇五	
本堤	五七〇間	〇	〇	
南防波堤頭部				
基礎及本堤	三〇間	〇	〇	
燈臺	二基	〇	〇	

民營に屬する主要設備

更に民營に屬する主要設備の一斑を述べんに、

東京倉庫株式會社の設備。　兵庫新川南口以南に於ける同社經營の物揚場は約二百六十間にして、之れに長十一間の突出荷揚場二箇所を設け、艀船の荷扱に便じ、又長百間幅十間の鐵棧橋を架設して本船荷役に供せり。　又構內に建設せる上屋は千二百三十坪、倉庫一萬四千二十餘坪とす。　次に同社經營の高濱埋立地は大正二年の竣功にして、繫船壁延長二百八十四間、水深干潮面下二

十七尺、物揚場九十六間餘、水深干潮面下五尺、埋立面積約壹萬五千百四十餘坪を有し、之に上屋八千二百十五坪、倉庫七千六百五十餘坪を建設し、專ら本船荷役に便す。　其他小野濱及新川附近にも倉庫壹萬餘坪を所有すと云ふ。

東神倉庫株式會社の設備。　目下工事中なる神戸築港の東方に連接する小野濱地先に於て、同社の經營せる新埋立地は現今殆んど完成し、繫船壁延長百六十九間、水深干潮面下三十尺を有し、巨船の維繫に適し、荷揚場は延長七十間、水深干潮面下九尺とす。　又約一萬五百坪の埋立地上には目下假上屋四千餘坪の建設中にして、其後方には倉庫八千九百餘坪、上屋千三百餘坪を有し、專ら外國貿易貨物の藏置に供せり。　其他同社は兵庫東出町海岸にも亦倉庫を建設せり。

以上の外、神戸海岸より兵庫新川に至る沿岸及其附近の地には多くの倉庫建設せられて、內外貿易貨物の藏置に供用せらる。　即住友倉庫は約二千五百坪、兵庫倉庫は約四千五百坪、川西倉庫は約四千坪の倉庫を所有すと云ふ。　然れども其所在地には海陸聯絡の荷役設備を施したるもの多からず。

二、造船及鐵工業に關する沿岸設備

造船及鐵工業に關する沿岸設備

本港沿岸には三菱・川崎の兩造船所竝に神戸製鋼所を初めとし、大小の造船・鐵工々場頗る多くして、一々枚擧に遑あらずと雖も、之を以上三會社に較ぶれば孰れも其規模小なるを以て、玆には前記三會社設備の大要を擧ぐるに止めんとす。

三菱造船所の設備。　三菱造船所は明治三十八年の設立にして、新川南側なる東京倉庫會社に連接して面積八萬參千餘坪の工場敷地を有し、之に貳萬七千餘坪の建物を設け、專ら造船造機を營業とし、沿岸には荷揚場延長百參拾餘間、工場地先約參百五拾間あり。　又明治三十九年の竣功にかゝる防波堤延長百八拾四間の内部なる約貳萬貳千坪の船溜には、七千噸及壹萬貳千噸の二大浮船渠を繫留して、一般船舶修理の用に供せり。　後大正三年造船業の擴張と共に、船渠繫留場を增設せんが爲め、延長百八拾間の防波堤築造に著手し、目下工事の大半を竣了し、其内方に壹萬六千噸の浮船渠を繫留するに至りしを以て、和田岬附近は著しく改善せられ、其沿岸一體は殆んど同社經營の諸設備を見るに至れり。

川崎造船所の設備。川崎造船所は明治十九年の創立に係り、本港に於ける最も古き歷史を有する造船所なり。其位置は舊湊川尻なる川崎波止場を挾んで東川崎町の南北に亙り、沿岸には荷揚場百六十間、工場地先四百餘間を有し、又六千噸級船舶を容るべき乾船渠一箇所、船臺六個を配置せり。殊に第四號船臺には長約千尺の雄大なるガントリークレーンあり。海上には揚力二百噸の大浮裝起重機を備へ、造船造機の設備完全せり。又兵庫運河に沿ふ東尻池村竝に本港東部葺合沿岸の兩所に分工場を設く。其葺合工場は大正四年以來材料置場として埋築に著手し、目下工事中なるが、其面積壹萬八千八百餘坪にして、東川崎町東尻池村分工場敷地を合すれば、敷地總計十五萬餘坪、建物の坪數合計三萬八千餘坪に達すと云ふ。以て其規模の壯大なるを知るに足らん。

神戶製鋼株式會社の設備。從來同社の工場は海岸を距る數町の地にありて、材料其他の運輸に不便を感ずる事多大なりしが、大正四年脇の濱町二・三丁目地先にて川崎造船所葺合工場の東隣の地を相して埋築に著手し、現今殆んど其工を完了せり。此面積三萬九千餘坪にして、其東南端に入口二十間水面積

五千五百坪の船溜を設け、一般船艇の避難繋留に供す。又其沿岸約二百六十間を物揚場とし、艀船荷役に便ならしむ。

以上三會社の外、葺合吾妻通りに高尾造船鐵工所あり、又兵庫東川崎町より新川に至る沿岸には、石原・濱田・神戸を初めとし、十數箇所の造船・鐵工所あるも、其施設孰れも大ならず。

小野濱操車場擴張の爲め、大正六年に鐵道院は東神倉庫株式會社と生田川尻間に於ける現今の小野濱驛前面約壹萬九千坪の埋立竝に護岸荷揚場合計二百六十五間の築造に著手し、目下工事中なり。

第二節　貿易設備の利用概況

沿岸貿易に關する資料の缺乏

本港の呑吐する貿易貨物の內、沿岸貿易に屬する數量價格等は其調査に資すべき徵憑記錄に乏しく、之が集散分敷の實況を知るに由なきを以て、本節記する所は本港の對外貿易設備の利用のみに關する概要を述べんとす。

主要波止場の貨物搬出入噸量

神戸稅關の管理經營に屬する第一乃至第三波止場、川崎及兵庫波止場の設備は艀船荷役專用にして、小野濱なる新港は本船荷役を主とせるを以て、自ら兩者

施設の規模に大小差異あるは論を俟たず。而して其利用の實況は貨物の取扱量により其一斑を窺知し得べきを以て、左に主要波止場の區分に隨ひ、最近三ヶ年間に於ける貨物搬出入の噸量を表示して、相互比較の資に供せんとす。

波止場別搬出及搬入噸量（内は建物内外は建物外の意）

大正四年

場所別＼搬出入別	搬				入	搬	
陸海別	陸路		海路		計	陸路	
内外別	内	外	内	外		内	外
第一波止場	入輸	入輸	入輸	入輸		入輸	入輸
	一七噸	—	三一五、八〇九	四、五七三	三二〇、三九九	二〇六、四七九	三、〇二五
第二波止場	出輸	出輸	出輸	出輸		出輸	出輸
	一四五、七八三噸	六六七、六〇八	三八、六一六	一三、三一八	八六五、三二五	一三、五八五	八、九一四
川崎波止場	入輸	入輸	入輸	入輸		入輸	入輸
	七九一噸	三、〇二二	一六二、四六一	一四、〇一五	一八〇、二八九	一一、七七二	一、九一五

搬出		
海路 内	海路 外	計
入輪 一二一、〇七五	入輪 一、五九一	三二二、一七〇
出輪 一六九、九二八	出輪 六七二、一八四	八六四、六一一
入輪 一五一、六〇二	入輪 九、五五三	一七四、八四二

大正五年

場所別／内外別／陸海別／搬出入別	搬入 陸路 内	搬入 陸路 外	搬入 海路 内	搬入 海路 外	搬入 計	陸 内
第一波止場	入輪 二七噸	入輪 —	入輪 四一四、〇一五	入輪 一五、三五六	四二九、三九八	入輪 二三三、六六八
第二波止場	出輪 一六六、七七七噸	出輪 七六〇、六六五	出輪 三二、〇九七	出輪 一二、三四八	九七一、八八七	出輪 八、八三七
川崎波止場	入輪 八八九噸	入輪 四、九〇二	入輪 一二三、五八〇	入輪 七五、七九〇	二〇五、一六一	入輪 二二、八九八

場所別 \ 出入別 \ 海陸別 \ 内外別	搬出 陸路 外	搬出 海路 内	搬出 海路 外	計
第一波止場	入輪 四、九八六噸	入輪 一五七、五二〇	入輪 九、九一九	四〇六、〇九三
第二波止場	出輪 七、五二〇噸	出輪 一九一、一三〇	出輪 七六五、〇五三	九七二、五四〇
川崎波止場	入輪 五、四四七噸	入輪 九四、九〇六	入輪 六八、八五八	一九二、一〇九

大正六年

場所別 \ 出入別 \ 海陸別 \ 内外別	搬入 陸路 内	搬入 陸路 外	搬入 海路 内	搬入 海路 外	計
第一波止場	入輪 六噸	入輪 ―	入輪 二五三、七〇二	入輪 二八、一八九	二八一、八九七
第二波止場	出輪 一五六、〇三七噸	出輪 九〇四、二八九	出輪 一九、一七四	出輪 一四、四二九	一、〇九三、九二九
川崎波止場	入輪 九一噸	入輪 ―	入輪 一三四、三八五	入輪 九九、一一二	二三三、五八八

	陸路 内	陸路 外	海路 内	海路 外	計
搬出					
入輪	一五五、〇九八	一三、〇一八	一〇六、四四五	一六、一〇九	二九〇、六七〇
出輪	一五、七九五	一五、四〇一	一六一、四七二	八九六、三二九	一、〇八八、九九七
入輪	四〇、六二二	七、五二八	一〇六、二四〇	八五、五一七	二三九、九〇七

工事中の築港の成績

目下工事中なる神戸築港の一部は大正二年以來其利用を創めたるも、未だ設備完からざるを以て、豫期の成績を擧ぐるに至らずと雖も、本船荷役の趨勢を窺ふに足るべきものあるを以て、左に概況を述べんとす。

從來本港東部に於ける外國貿易上唯一の荷役機關たりし神戸棧橋會社の鐵棧橋は、其位置築港計畫の埋立地に當れるを以て、之が取除を要するも、築港の利用を開始せざるに先ち之を撤廢するは、貿易の進展上に阻害を來たすの虞あるを以て、第四突堤繫船壁の竣功を待ち、試驗的に繫船及貨物積卸の目的を以て、同突堤東側の岸壁に接して假道路を設けて、大正二年十月以來露天荷役

を開始したるを初めとし、大正五年六月鐵造上屋第十九號(第四突堤西側)及第二號(第一突堤根元)同十二月第十七號及第十八號(第四突堤西側)大正六年三月第一號(第一突堤)同年八月第四號及第七號(第二突堤根元)の各上屋と共に、繫船岸壁を一般の利用に供したり。然るに歐洲大戰の起るや、本港對外貿易は急激なる發展をなし、市內各倉庫及私設上屋等は逐日貨物滯積し、大正五年末に至りては輸出入貨物の停滯其極に達し、貿易竝に船舶業者等の困憊名狀すべからず。於此政府は臨時費拾八萬圓を支出して、大正六年一月第一·第二突堤間の根元埋立地に一棟千五百九十六坪、第三突堤上に二棟四千四百十坪、合計六千六坪の木造假上屋を急遽建了し、更に連絡假道路及下水·電燈等須要なる假設備を施して、滯貨救濟の途を講じたりしを以て、築港本設備と相俟つて、孰れも有效に使用せられ、其成績大に見るべきものあり。則大正三年に於ける繫船壁繫留船舶は百二十四隻、其登簿噸數二十九萬二千七百二十七噸、貨物揚卸噸數十七萬九千八百四十六噸なりしも、其後工事の進行と設備の完成に連れ、利用區域の擴大せらるゝと共に、繫船壁利用の傾向倍々加はり、大正六年には三百八十隻、此登簿噸數九十七萬三千四十噸、貨物扱量六十六萬二千九百九

十八噸に達し、大正三年に比し實に繋留船隻數は三十割强、荷役量は三十七割弱の増加を示し、物揚場荷扱量は大正三年二十四萬九千九百二十八噸なりしもの、同六年には四十二萬四千二百七十五噸に達し、約十七割の増加率を示せり。

左に其利用狀況を表示す。

新港繋船壁利用の船舶及經由貨物數量

年別	岸壁繋留船 隻數	岸壁繋留船 登簿噸數	貨物噸數 船積	貨物噸數 船卸	貨物噸數 計
自大正二年十月至同十二月	二八隻	六三、二一二噸	二、一四八噸	二一、三〇八噸	二三、四五六噸
大正三年	一二五	二九一、七三四	三、〇四五	一六九、四〇二	一七二、四四七
大正四年	一三八	三〇二、六七八	三、七七一	二一八、五七七	二二二、三四八
大正五年	一七五	三九四、二七三	五二、〇五五	三〇二、四〇五	三五四、四六〇
大正六年	三八〇	九四〇、九七六	九六、五九五	六五二、一五八・三九	七四八、七五三・三九
計	八四六	一、九九二、八七三	一五七、六一四	一、三六三、八五〇・三九	一、五二一、四六四・三九

新港物揚場利用の成績

年次＼區別	積荷			卸荷			合計
	京橋物揚場	第一、第二突堤間物揚場	計	京橋物揚場	第一、第二突堤間物揚場	計	
明治四十四年	—	—	—	五月開始 一四七、〇五〇噸		一四七、〇五〇噸	一四七、〇五〇噸
大正元年	—	—	—	三一五、九七三		三一五、九七三	三一五、九七三
大正二年	—	—	—	三三七、三九五		三三七、三九五	三三七、三九五
大正三年	—	—	—	二四九、九二八		二四九、九二八	二四九、九二八
大正四年	—	—	—	一九二、八四八		一九二、八四八	一九二、八四八
大正五年	—	—	—	三〇三、五九四		三〇三、五九四	三〇三、五九四
大正六年	—	—	—	二七二、七五八	二月開始 一五一、五一七噸	四二四、二七五	四二四、二七五
計	—	—	—	一、八一九、五四六	一五一、五一七	一、九七一、〇六三	一、九七一、〇六三

備考　京橋物揚場の有效延長は一二九間六、上屋は木造二棟此坪數一、〇五六坪なり。又第一・第二突堤間物揚場の有效延長は九〇間、木造假上屋一棟此坪數一、五九六坪なり。

主要なる民營施設

以上は專ら官營に屬する設備利用の概況なり。更に民營施設の內其規模較大なる東京倉庫株式會社の高濱に於ける繫船岸壁利用の概況を表示すれば左の如し。

東京倉庫株式會社高濱繫船壁經由貨物數量

年別	船舶隻數	登簿噸數	貨物噸數 輸入	貨物噸數 輸出	貨物噸數 計
大正四年	一一七隻	三三四、三五四噸	一五二、五六七噸	四七、一四一噸	一九九、七〇八噸
大正五年	一五四	四四七、二五九	一八〇、九七五	一〇九、七七〇	二九〇、七四五
大正六年	六三	一七一、〇〇三	二一七、三四三	一〇五、四一三	三二二、七五六

第二編　神戸港の經界、潮汐其他

第一章　神戸港の經界及航路標識

第一節　神戸港の經界及水面積

神戸港船舶碇繫區域と其擴張

神戸港船舶碇繫區域と其擴張。　神戸開港當時の外航船舶の碇繫區域は舊生田川尻より西南湊川尻の北東に至る海面にして、兵庫津は之に包含せられず。從て外國貿易船は神戸沖合にのみ碇泊せしが、其後船舶の出入漸く增加し、區域狹隘を感ずること甚しく、市民有志者及商業會議所より屢々其筋に建言又は請願する所ありしが、遂に政府の容るゝ所となり、明治二十五年十月一日港界を次の如く擴張せり。

神戸港船舶碇繫所の區域は舊生田川口より正南に向ひ和田岬の尖角より北東に向ひ直線を畫し其兩線交叉以内と定む。

於此兵庫港亦外國貿易地域となり、同年十月一日稅關は兵庫船大工町濱に監視

出張所を設け、又同年十二月島上町に水上警察派出所の設置を見るに至れり。然れども神戸港外國貿易の進展は此擴張に滿足する能はずして、明治三十三年勅令第二五二號により更に次の如く擴張せらる。

神戸港の港界は脇の濱の東角より正南に引きたる一線と和田岬より北東に引きたる一線との二線を境界となしたる面積内に含まる。

之卽現今の本港境界にして、其包擁する水面積を水路部刊行の海圖によりて測算するときは、大正七年三月に於て約二百五十萬餘坪となる。而して經界を標示せんが爲め、北東は脇の濱海岸に赤白色二個の立標及南西は和田岬に同樣二個の立標を建設す。

三種の航路

本港第三波止場及兵庫陸揚場又は其附近に往復する總噸數八百噸以下の汽船の爲めに、兵庫縣に於て次の三種航路を定め、船舶の碇泊を禁ず。

一、第一種航路は舊湊川尻南岸に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を海上より見通したる一直線の右側三百尺間。

一、第二種航路は國產波止場に建設したる頭部三角形の白色立標と港務部構内にある報時球柱を第一種航路より見通したる一直線の左側二百尺間。

一、第三種航路は兵庫島上町に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を第一種航路より見通し各一直線の左側二百尺間。

碇泊所 更に港界内を前記第一種航路の南北二區に分ち、其極東極南部を軍艦、其他を商船の碇泊所とし、兩區の沿岸を雜種小形船の碇泊所と定めたり。

第二節　航路標識

神戸港の位置 神戸港の位置は、舊湊川尻川崎波止場の稍、南寄なる天測點に於ける觀測に基き、北緯三十四度四十分十二秒、東經百三十五度十分五十秒とし、本港燈臺の位置も亦之に據る。

政府管理の燈臺 和田岬燈臺。　明治元年十二月政府は東南沿海の各地へ燈明臺建設の議を定めたるも、百般施設創業に屬するを以て、兵庫地方の燈臺建設は未だ著手の遑なかりき。　越えて明治三年の初に至り、民部省は一基の燈臺を兵庫に設くるの議を決し、政府吏員は御雇外人等と紀淡海峽を巡檢し、六月兵庫和田岬の石堡壔に就きて燈臺建設の工を起さんとせしも、審査の後、其位置を石堡壔の西方北緯三十四度三十九分、東經百三十五度十一分の地と定め、明治五年八月初

點火をなし、爾來舟手をして迷津の嘆を免れしむ。　燈臺の構造は木造八角形白色塗にして、等級は第四等、燈質は不動色、水面より燈火迄五十二尺、基礎より燈火迄四十六尺、光達距離十二海浬なりしが、明治十七年三月に至り鐵造白色六角形に改築し、更に其後明弧を南八度十五分東より南西北を經て北七十二度四十五分東迄二百六十一度間とし、燈質はアセチリン瓦斯明暗白光明三秒暗二秒、燈光力二千燭光、光達距離十二浬半に變換せり。

神戸港東防波堤南燈臺。　目下工事中なる神戸稅關東防波堤六百三十二間の南端北緯三十四度四十分東經百三十五度十二分の位置に於て、鐵造格子製櫓形紅色の燈臺を設置す。　其高さ滿潮面より三十九尺、基礎面より三十五尺にして、燈質はアセチリン瓦斯閃紅色每四秒半に一閃光を發する裝置とし、明弧は全度にして、燈光力三百燭光、光達距離十一浬半の計畫なり。

神戸港東防波堤北燈臺。　東防波堤の北端北緯三十四度四十一分東經百三十五度十二分の位置に於て、南端の燈臺と同樣の構造にて白色櫓形とし、燈質はアセチリン瓦斯閃綠光每四秒半に一閃光を發せしむ。　明弧は全度、燈光力は二百燭光にして、燈臺の高及光達距離等何れも南端燈臺に同じ。

東防波堤南北兩端二箇の燈臺は大藏大臣官房臨時建築課神戸出張所の建設にかゝり、大正六年末其工を竣了したるを以て、之を航路標識管理局の所管に移し、同局に於て不日點火の筈なり。

市又は會社の施設に基く點燈裝置

政府の管理に屬する前記三箇の燈臺の外、神戸市又は會社の施設に基く點燈裝置は本港に出入する沿岸航路の船舶又は港內を往來する小蒸汽船の發着場所にあり。卽市は米利堅波止場に百五十燭光瓦斯燈十箇を點じて、小蒸汽船の乘降に便じ、縣營に係る國產波止場浮棧橋頭部の電燈は東側に赤色西側に綠色、二箇を點じ、光達二浬半なり。又會社經營に屬する兵庫島上町棧橋外端に二紅色電燈を點じ、四國中國通ひ汽船發著を安全ならしめ、其他和田岬三菱造船所防波堤先端に白色電燈千燭光一箇高約二間半及東京倉庫和田棧橋の頭端に赤色電燈二十四燭光一箇を設備せり。

和泉灘及播磨灘の燈臺

以上は神戸港內の航路標識に關する設備なるも、更に和泉灘及播磨灘に於ける燈臺を列擧して參照に供す。

名稱	友ヶ島	洲本	堺	木津川
種類	燈臺	燈竿	燈臺	燈臺
位置	紀伊國友ヶ島の西端	淡路國洲本港	和泉國堺港中波止場	大阪木津川口
北緯	34° 17′	34° 21′	34° 35′	34° 37′
東經	135° 0′	134° 54′	135° 27′	135° 28′
初點年月	明治五年六月	同十四年十二月	同　十年九月	同十一年五月
構造	石造圓形白色	木造白色	木造六角形白色	煉瓦造圓形白色
等級及燈質	第三等不動白色	不動白光	第五等不動綠光	第六等不動紅光
明弧	北五度二五分西より北東、南を經て南五六度三五分西まで二四二度間	南三五度東より南西北を經て北三度一〇分東まで二一八度一〇分間	北一九度五分東より東、南西を經て北七〇度五五分西まで二七〇度間	北一七度三五分西より北東南を經て南七二度二五分西まで二七〇度間
燈高　基礎上(尺)	30	24	32	29
燈高　水面上(尺)	194	28	53	40
燭光數	9	$\frac{1}{10}$弱	$\frac{1}{10}$弱	$\frac{1}{10}$弱
光達距離(浬)	20½	7	8½	9
記事		○兵庫縣津名郡洲本	大阪府立	大阪府立

大阪南突堤	燈臺	大阪港南突堤の極端	34° 38′	135° 24′	同卅九年六月	鐵造六角形、紅色	第六等不動白光	全度	26	46	$\frac{1}{10}$	10	看守員を置かず
大阪北突堤	燈臺	大阪港北突堤の極端	34° 38′	135° 24′	同卅九年六月	鐵造六角形白色	第六等閃白光毎十五秒に一閃光を發す	全度	26	46	2	12	看守員を置かず
平磯	柱燈立標	明石瀬戸平磯礁上	34° 37′	135° 4′	同卅六年十一月	混凝土造圓形黑色	閃紅光毎四秒に一閃光を發す	全度		39	$\frac{1}{10}$弱	6	看守員を置かず
江崎	燈臺	淡路島の北端	34° 36′	135° 0′	同　四年四月	石造圓形白色	第三等不動白色	北六六度五分東より東、南、西を經て北八九度一五分西まで二〇四度四〇分間	15	158	9	19	北八三度一五分東より南七八度四五分東まで一八度間は紅光を以て鹿の瀬礁を示す經度訂正
飾磨	燈臺	播磨國飾磨港西波止場	34° 47′	134° 40′	同卅二年一月	木造四角形白色	不動白光電燈	南二〇度より西北、東を經て南五〇度東まで二九〇度間	23	34	$\frac{1}{10}$弱	9	兵庫縣飾磨郡飾磨町立

名稱	鹿の瀬	大角鼻
種類	柱燈浮標	燈臺
位置	播磨灘鹿の瀬礁の南側	讃岐國小豆島の南東端
北緯		34° 26′
東經		134° 20′
初點年月	大正四年十一月	同二年四月
構造	鐵造截頭圓錐形上部格子製櫓形黑色	鐵造六角形白色
燈質及等級	アセチリン瓦斯閃白色毎三秒に一閃光を發す	第四等アセチリン瓦斯明暗白光明二秒暗二秒
明弧	全度	南三四度西より西北東を經て南五九度東まで二六七度間
燈高 基礎上（尺）		23
燈高 水面上（尺）	12	195
燭光數	1/10	2
光達距離（浬）	8	20½
記事	江崎燈臺は北八三度三五分東距離約九浬半、淡路國常隆寺山嶺は南四九度二五分東、淡路の西海岸江井浦に近き江井崎西端は南〇度二五分東水深約十二尋	明弧西南西の方位に於て風の子島に遮らるゝ部分は燈光を望見するを得ず船舶通報に關する事務を取扱ふ

第二章　神戸港の潮汐及潮流

第一節　潮汐

潮汐干滿の概況

本港に於ける潮汐の干滿に伴ふ海面昇降の狀況は、明治三十三年以降神戸市築港調査事務所に於て第二波止場內米利堅波止場の西南位に自記檢潮器を据付けて細密なる調査を行ひしが、明治三十九年神戸築港工事の著手せらるゝに及び、其觀測は大藏省臨時建築部神戸支部にて便宜繼承實施する事となり、今日に及べり。右檢潮器は英國マンチエスター市のベーリー會社の製造に係り、海面の異動は不絕詳細に圖示するの裝置を有するものなり。今三十三年以降大正六年に至る十八年間の潮位表に基き、本港潮汐の干滿の狀況を見るに、一年を通じて滿潮と干潮の平均差は二尺六寸七分にして、朔望大潮期に於ける滿干の差は平均五尺一寸八分なり。更に其概況を示せば左表の如し。但し觀測基準は最低干潮に際し其基準面を下らざる程度を市に於て推定したるを以て、一般

海圖に示す基準に比し約一尺五寸の下位にあり。

年次	通常潮位一年平均			大滿潮時潮位一年平均			一ケ年間最高最低潮位		
	滿潮	干潮	潮程	滿潮	干潮	潮程	最高	最低	潮差
明治三十三年	六、〇三尺	三、四六尺	二、五七尺	六、九七尺	一、六六尺	五、三一尺	八、八四尺	〇、六〇尺	八、二四尺
同　三十四年	五、九八	三、四七	二、五一	六、九一	一、六四	五、二七	七、五二	〇、五三	六、九九
同　三十五年	六、〇五	三、三八	二、六七	六、九八	一、七三	五、二五	八、六〇	〇、四五	八、一五
同　三十六年	六、二三	三、四五	二、七八	七、一七	一、九一	五、二六	八、〇〇	〇、六二	七、三八
同　三十七年	六、三三	三、六一	二、七一	七、一八	一、八八	五、三〇	七、九三	〇、五八	七、三五
同　三十八年	六、三四	三、六四	二、七〇	七、三六	一、八二	五、五四	八、七〇	〇、七七	七、九三
同　三十九年	六、一一	三、四八	二、六三	七、一三	一、八〇	五、三三	七、七一	〇、五四	七、一七
同　四十年	六、〇〇	三、四六	二、五四	六、九〇	一、八〇	五、一〇	七、四七	〇、一八	七、二九
同　四十一年	六、一一	三、三〇	二、八一	六、九三	一、七七	五、一六	七、六八	〇、二〇	七、四八
同　四十二年	六、〇二	三、五一	二、五一	六、八七	一、七六	五、一一	七、五六	〇、五一	七、〇五

同四十三年	六、二〇	三、三七	二、八三	七、一八	一、九六	五、二二	八、一六	〇、七四	七、四二
同四十四年	六、〇八	三、五〇	二、五八	六、八三	一、八四	四、九九	七、八〇	〇、三六	七、四四
大正元年	六、一二	三、六二	二、五〇	六、八九	一、七九	五、一〇	八、一二	〇、四四	七、六八
同二年	六、二五	三、四三	二、八二	七、〇七	一、八九	五、一八	八、一一	〇、六四	七、四七
同三年	六、四六	三、五六	二、九〇	七、二〇	二、〇五	五、一五	八、五〇	〇、四八	八、〇二
同四年	六、四二	三、六六	二、七六	七、三四	二、一四	五、二〇	八、七〇	〇、六八	八、〇二
同五年	六、五三	三、七八	二、七五	七、二五	二、二四	五、〇一	八、三五	〇、二五	九、一〇
同六年	六、二〇	三、七〇	二、五〇	六、九四	二、〇三	四、九一	八、五〇	〇、六一	七、八九
平均			二、六七			五、一八			七、六一

前表に示す如く過去十八年間に於て一ヶ年最高及最低潮位の差は最大八尺二寸四分最小六尺九寸九分を示し、潮位最高となるは夏季暴風季節又は春秋大潮期にして、最低となるは冬期沍寒の季節なり。概して氣壓の下降に伴ふ南西强風は大阪灣内の水準を高むる事二尺に及ぶと謂ふを以て、各年の最高潮位は暴

風季節に在るもの多し。

要するに神戸港に於ける干滿潮位の差は通常潮位に在りては三尺內外、朔望の大潮時にありても五尺內外に過ぎざるを以て、船艇の荷役上不便を感ずるが如き事稀なり。

最近十ヶ年間の潮位

自記驗潮器による最近十箇年間の潮汐觀測の詳細はこゝに挿入する潮位表に示すが如し。

第二節　潮流

港內潮流觀測と其結果

神戸港內の潮流は和泉灘に於ける本流の渦流に過ぎざるを以て、完全なる測定は本流の觀測と相俟つて遂行するを要し、從つて多大の經費と時日を要するが故に、未だ滿足なる觀測の行はれたるを聞かず。唯其規模稍大なりしものは、明治三十年六・七月の頃神戸市役所內に設置せられたる築港調查事務所に於て、明石・西灘間の沿岸及淡路國洲本・岩屋間の沿岸及其中間竝に神戸港內沿岸等に於て潮の方向速度を測定せんが爲め、長二間內外の竹桿に錘重を附して潮流の平均速度及方位を觀測したるものあれども、天候其他の障碍に遭遇して豫期の

明治四十一年神戸港潮位表

日	1 干潮	1 満潮	2 干潮	2 満潮	3 干潮	3 満潮	4 干潮	4 満潮	5 干潮	5 満潮	6 干潮	6 満潮	7 干潮	7 満潮	8 干潮	8 満潮	9 干潮	9 満潮	10 干潮	10 満潮	11 干潮	11 満潮	12 干潮	12 満潮
1	2.24	5.25	0.96	6.18	1.94	6.87	1.97	6.88	2.46	5.75	4.17	5.95	4.58	6.25	4.74	6.7	3.68	6.22	3.30	6.20	2.22		2.70	
	3.98	5.34	4.06	6.18	4.32	6.75	2.65	**7.31**	**1.30**	5.97	**1.94**	**6.26**	2.46	6.38	3.18	6.28	3.96	6.40	3.08	6.12		6.02	4.24	[illegible]
2	1.40	5.75	**0.64**	6.58	1.75	7.02	2.60	6.93	2.98	5.94	4.52	5.98	4.98	5.98	4.52	6.30	3.74	5.84	3.20		3.00		2.95	4.80
	4.00	6.08	3.94	6.67	3.59	6.74	2.13	6.71	1.62	6.16	2.18	6.12	2.68	5.92	3.48	6.42	4.50	5.36		5.80		6.34	4.02	5.83
3	1.00	6.25	0.80	6.86	**1.18**	6.58	2.50	6.52	3.75	4.12	4.78	5.92	4.72	5.80	4.50	6.50	3.14	5.66	2.80		3.20		3.41	4.46
	4.10	6.20	3.60	6.83	2.97	7.06	[illegible]	6.48	2.06	6.39	2.50	5.88	2.86	5.74	4.00	6.30	5.32	6.30		5.82		6.44	1.28	[illegible]
4	3.50	6.25	0.79	6.55	1.50	6.90	2.90	6.44	4.57	**6.47**		5.56	4.84	5.18	4.10	5.86	4.29		2.90		3.26		3.50	5.18
	3.90	6.20	2.27	6.82	3.03	**7.38**	**1.66**	6.00	2.48	6.00	2.60		3.34	5.98	4.69	6.60		5.70		6.10	4.06	6.38	2.70	[illegible]
5	**0.20**	6.36	1.62	6.93	2.25	7.05	3.52	6.43	4.76	5.72		5.76	5.06	5.77	4.80	5.72	4.10		3.08		3.16	5.70	4.90	5.55
	3.86	**6.43**	3.43	**6.94**	2.98	6.61	2.76	6.64	2.53	5.60	3.02		3.78	5.94	5.14	6.37		6.62		6.36	1.62	6.66	2.22	**6.36**
6	0.56	6.25	2.14	6.69	2.37	6.24	4.50	[illegible]				5.96		5.54	4.60		3.72		2.75		3.38	6.44	4.00	[illegible]
	4.13	6.16	3.48	6.00	2.65	6.30	2.65	5.50	2.65		3.25		4.42			6.88		6.98	4.70	6.60	3.09	7.04		6.35
7	1.28	6.35	2.63	5.95	3.30	6.75	4.66	5.52		5.49		5.76	4.80	6.06	4.58		3.52		2.90	6.49	3.60	**7.06**	**1.90**	6.10
	4.41	6.38	3.29	5.14	3.65	6.70	2.70		2.91		3.55		4.58	5.28		7.08		6.90	3.36	7.04	2.50	6.86	4.04	6.22
8	1.88	6.14	3.06	5.65	4.18	6.40		5.32		5.60		5.59	4.28	5.86	3.70		2.84		2.35	6.48	[illegible]	6.84	1.36	[illegible]
	4.20	5.34	3.50	4.80	2.94	5.18	2.64		3.40		3.78		4.88	5.26	5.96	6.84		6.90	3.20	6.80		6.79	3.50	[illegible]
9	2.25	5.44		5.44		5.28		5.66		5.80		5.46	3.81	6.12	3.04	6.48	4.90	6.86	1.30	[illegible]	1.95	6.47	0.58	[illegible]
	3.96	4.83	3.11		2.92		3.23		3.50		3.96		5.24	5.92	5.50	6.84	2.52	7.00	3.20	6.78	3.12	6.40	3.58	[illegible]
10	2.98			5.06		6.57		5.70		5.75	3.94	5.75	3.46	6.28	2.40	6.50	4.52	7.36	2.62	7.40	**1.52**	6.58	0.84	5.64
		5.25	2.72		3.08		3.50		1.82		3.65	5.32	5.48	6.44	5.29	7.24	**2.38**	**7.07**		6.70	4.02	6.48	1.98	5.76
11	3.55			5.31		5.88		5.64	4.30	5.83	4.19	6.00	3.14	6.58	2.24	6.84	3.80	7.04	3.16	**7.50**	1.60	6.30	1.42	[illegible]
		5.20	2.52		3.46		3.42		3.77	5.10	3.13	5.75	5.46	6.85		7.12	2.46	7.02	2.84	6.75	4.40	6.44	4.55	5.98
12	4.50			5.33		5.73	4.65	5.89	3.95	5.70	4.04	5.98	2.58	6.58	4.82	7.14	3.84	7.02	**1.90**	6.35	1.84	6.08	2.12	[illegible]
		5.43	2.55		3.08		3.56	5.25	3.55	5.30	2.50	6.00	5.10	6.94	**1.96**	7.13	3.58	7.00	3.22	6.40	4.94	6.30	4.72	[illegible]
13	3.34		2.57	5.51		5.75	3.50	6.02	3.20	5.75	4.12	6.44		6.90	4.50	7.34	3.83	7.04	2.18	6.30	2.10		2.44	[illegible]
		5.96	4.75	5.16	3.52		4.13	5.53	3.32	5.48	2.10	6.28	2.20	7.30	1.98	7.17	3.80	6.22	3.80	6.26		6.27		
14	2.76	5.33	2.32	5.66	4.51	5.95	2.98	5.93	3.33	5.70	4.03	6.27	5.20	7.25	4.16	**7.42**	3.36	6.86	2.24	5.98	2.74		2.74	[illegible]
	4.76	5.36	4.60	5.31	3.54	5.10	3.40	5.92	2.45	5.60	1.45	6.49	2.04	7.30	2.28	7.20	4.06	6.82	4.40	6.12		6.07		
15	2.45	5.84	2.40	5.92	3.51	5.78	2.75	6.20	2.98	5.65	4.15	6.54	5.10	7.32	3.88	7.32	1.24	6.50	2.78	5.60	2.80		3.10	
	4.98	5.68	4.46	5.85	4.00	5.42	2.68	5.96	1.72	5.68	**1.32**	**6.83**	**1.85**	7.34	2.75	7.14	4.58	6.76	4.96	6.46		5.45		5.28
16	2.34	5.78	2.36	6.08	2.96	5.76	2.48	6.02	2.90	5.79	4.40	6.74	5.06	**7.68**	3.86	7.17	3.60	6.06	3.20		2.86		3.18	
	4.63	5.42	4.27	5.92	3.71	6.63	2.36	6.44	1.53	6.20	1.53	6.74	2.38	7.28	3.40	6.84	5.26	6.28		6.24		5.74		[illegible]
17	1.93	5.63	**1.70**	6.09	4.14	6.19	2.76	6.60	3.47	6.86	4.55	6.24	4.86	7.20	3.90	6.54	3.53		3.50		3.68		3.82	
	4.30	5.41	4.00	6.34	3.53	6.67	2.42	**6.77**	2.13	**7.00**	1.45	6.51	2.40	6.86	4.12	6.53		6.10		6.42	4.00	5.78		6.20
18	**1.60**	5.63	2.18	6.41	3.18	6.33	2.98	6.55	4.14	6.30	4.43	6.50	4.76	6.80	4.00	5.84	1.14		3.84		3.44	4.50	4.32	5.10
	4.26	5.68	3.84	6.33	3.17	6.46	1.96	6.54	**1.44**	6.42	2.11	6.15	3.14	6.64	4.66	6.28		6.09		6.65	3.96	5.64	3.50	
19	1.74	5.92	2.03	6.40	2.76	6.50	3.00	6.40	4.15	6.08	4.77	6.04	4.72	6.37	4.04		3.64		3.98		3.64	4.92	4.24	[illegible]
	4.21	6.00	3.55	6.23	2.91	6.81	**1.74**	6.22	1.56	6.10	2.27	6.13	3.84	6.50		6.26		6.40		[illegible]	3.62	5.77		5.60
20	1.76	6.23	2.16	6.26	2.82	**6.85**	3.48	6.11	4.43	5.88		5.54	4.60	6.00	1.78		3.40		3.72		3.65	5.33	2.74	5.60
	4.63	6.21	3.40	6.21	3.04	6.78	1.76	5.81	1.86	6.05	2.84		4.46	[illegible]		6.23		6.16	4.34	6.20	[illegible]	6.04	3.98	5.52
21	1.69	5.98	2.48	6.48	2.90	6.60	3.80	5.75	4.70	5.64	4.37	5.81	4.54		3.52		3.14		3.45	5.42	3.87	5.80	2.08	5.11
	3.68	**6.62**	3.55	6.36	2.65	6.41	1.94	5.41	2.04	5.70	3.35	5.18	5.14	5.57		6.28		5.74	4.02	6.24	4.00	6.27	3.86	5.92
22	2.15	5.69	3.25	**6.75**	2.87	6.24	4.45	5.66		5.55	4.12	5.71	4.37	6.43	3.34		2.72		3.40	5.84	3.90	6.24	1.83	6.14
	3.70	6.17	3.76	5.98	**2.47**	5.97	2.39	[illegible]	2.60		3.80	5.66	5.62	6.46		6.32	4.24	5.66	4.04	6.40		6.44	4.44	**7.18**
23	2.61	5.55	3.44	6.18	3.50	6.09		6.18		6.04	3.84	5.90	4.75		3.30			5.70		6.12	2.30	6.08	2.25	6.18
	3.43	5.71	3.76	5.77	2.67	6.35	2.48		3.18		4.40	5.63		6.93	5.40	6.53	2.74	6.10	3.30	6.64	3.40	6.09	4.25	6.80
24	2.75	5.40	4.30	6.37	4.54	6.12		5.80		6.02	3.15	6.00	3.22		**2.80**	5.98	4.14	6.38	3.48	6.40	1.75	6.23	1.12	[illegible]
	3.66	5.28	2.98	4.80	2.86	5.69	2.72		3.40		4.52	5.46		6.37	5.02	6.28	2.90	6.16	3.30	6.64	1.40	6.69	[illegible]	[illegible]
25	2.85	5.50		5.44	4.91	[illegible]		5.88	4.00	5.87	2.80	5.88	3.83		2.98	6.24	3.22	6.36	**3.00**	6.59	**1.62**	6.40	**0.98**	6.16
	3.53	4.89	3.10		5.16	5.40	2.62		3.31	4.97	4.95	5.80		6.55		6.18	**2.42**	6.32	3.59	**6.84**	4.14	6.02	4.00	[illegible]
26	3.08	[illegible]		5.40		5.89	4.32	5.78	1.15	5.56	4.79	6.50	**2.90**		4.66	6.40	[illegible]	6.40	2.75	6.82	1.75	6.72	1.06	[illegible]
	3.25	4.64	2.31		3.34		2.93	5.22	3.25	5.25	2.75	6.25		6.74	[illegible]	6.60	2.78	6.55	3.70	6.72	4.78	**7.00**	4.28	6.00
27	3.32	5.00		5.53		4.88	4.65	5.97	2.61	5.78	4.61	5.92	5.43	6.36	4.39	6.79	[illegible]	6.72	2.52	6.80	1.68	6.70	1.42	6.30
	2.91		2.27		2.80		2.65	5.61	3.57	5.71	1.91	5.68	[illegible]	6.83	[illegible]	6.88	3.12	6.80	4.08	6.64	4.54	6.03	1.44	5.68
28		4.96		5.90	4.32	4.84	2.80	6.00	5.78	6.10	4.34	5.70	5.45	6.68	4.25	**6.96**	3.04	6.75	2.46	6.62	1.68	6.10	1.60	5.85
	2.12		2.21		2.14	4.75	2.40	5.71	2.17	5.98	1.88	5.93	2.96	6.58	3.02	6.58	3.62	**7.08**	4.16	6.32	4.98	5.50	4.36	5.52
29		4.93	2.20	6.49	3.97	6.00	1.90	5.90	3.70	6.18	4.58	6.76	5.19	6.86	4.27	6.90	3.12	6.94	2.28	6.20	1.78	5.80	2.68	6.40
	1.90		4.78	6.08	2.17	5.73		5.75	2.00	6.25	2.21	6.25	2.92	6.90	3.04	6.80	4.14	7.08	4.68	5.84	5.04	5.68	4.10	5.21
30	1.91	5.36			2.12	6.70	2.25	5.92	1.98	6.17	4.53	5.95	5.60	6.90	3.94	6.72	3.30	6.74	2.75	5.68	2.38		3.00	5.80
	4.35	5.37			4.00	6.58	1.40	5.88	1.82	6.27	**2.01**	6.00	3.00	**7.02**	3.22	6.58	4.78	6.76	4.78	5.50		6.06	3.92	4.80
31	1.83	6.81			1.81	6.41			4.12	6.26			5.02	6.88	3.66	6.34			2.52				3.50	
	5.14	6.31			2.78	6.68			**1.66**	6.25			2.97	6.80	3.46	6.38				5.85			3.43	5.46
中等潮位 平均毎月	3.01	5.72	2.86	5.91	3.34	6.23	2.87	6.04	3.04	5.84	3.31	5.97	4.06	6.35	3.87	6.65	3.57	6.54	3.33	6.38	3.16	6.19	3.12	[illegible]
中等潮位 平均年	高 = 6.11 低 = 3.30 一年平均潮位差 = 6.11 − 3.30 = 2.81																							
大潮時平均潮位 平均毎月	0.90	6.53	1.17	6.85	1.83	7.12	1.80	7.04	1.37	6.49	1.67	6.55	2.38	7.03	2.38	7.10	2.40	7.08	2.45	7.17	1.57	[illegible]	1.44	[illegible]
大潮時平均潮位 平均年	高 = 6.93 低 = 1.77 一年平均潮位差 = 6.93 − 1.77 = 5.16																							
壹年間ノ最高最低潮位	最高 明治四拾壹年七月十六日 7.68　最低 明治四拾壹年一月五日 0.20　一年間ノ最高最低潮位差 7.68 − 0.20 = 7.48																							

単位尺

明治四十二年神戸港潮位表

月 / 日	1 干潮	1 満潮	2 干潮	2 満潮	3 干潮	3 満潮	4 干潮	4 満潮	5 干潮	5 満潮	6 干潮	6 満潮	7 干潮	7 満潮	8 干潮	8 満潮	9 干潮	9 満潮	10 干潮	10 満潮	11 干潮	11 満潮	12 干潮	12 満潮
1	[illegible]	4.70	5.03	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1.36	6.26	1.75	[illegible]	1.49	[illegible]
	2.28	[illegible]		5.76	2.65	[illegible]	[illegible]	4.80	[illegible]	4.15		[illegible]	4.84	6.31		[illegible]	2.24	[illegible]	[illegible]	5.48	4.71	[illegible]	4.8[illegible]	[illegible]
2	1.94	4.27	[illegible]	5.99	5.0[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.19	5.50	1.8[illegible]	5.7[illegible]	2.33	6.90	5.30	6.87	[illegible]	6.95	3.28	6.21	2.29	6.24	1.97	[illegible]
		4.88	5.18	5.75	2.88	5.32		[illegible]	3.13	5.41	2.22	5.72		[illegible]	[illegible]	6.84	2.53	6.89	4.9[illegible]		5.36	6.53	4.77	5.56
3	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.44	5.31	2.96	5.76	2.94	5.69	3.9[illegible]	5.76	4.45	[illegible]	[illegible]	6.88	4.40	6.98	3.44	5.50	2.67	6.23	3.18	[illegible]
	[illegible]	5.18	5.24	6.12		4.7[illegible]	3.86	5.68		5.60	4.87	5.84	2.04	6.60	2.12	[illegible]	3.23	7.02	4.53	5.30	6.06	6.79	4.69	5.02
4	1.86	5.89	2.4[illegible]	6.64	2.10	[illegible]	2.94	6.10	1.39	[illegible]	[illegible]	5.86	4.59	6.33	4.46	6.83	3.25	6.89	3.25	6.12	1.62		2.50	5.40
	4.50	[illegible]	4.12	5.81	4.1[illegible]	[illegible]	3.67	6.18	3.19	6.30	1.68	6.18	1.96	6.53	2.13	6.76	3.7[illegible]	6.60	4.68	7.21		6.82	4.00	
5	1.73	5.99	1.69	[illegible]	2.18	[illegible]	2.98	[illegible]	3.1[illegible]	6.30	4.18	[illegible]	4.3[illegible]	6.49	4.25	6.75	[illegible]	5.98	2.74	7.03	1.48		3.04	[illegible]
	4.51	5.52	3.88	5.98	1.81	[illegible]	3.19	6.53	2.95	6.88	1.92	6.68	1.88	6.80	[illegible]	6.72	4.41	6.24		6.98		6.14	3.69	[illegible]
6	1.44	5.81	1.34	5.86	[illegible]	6.12	1.22	6.76	4.18	6.97	4.53	[illegible]	4.88	6.52	4.29	6.81	3.34	5.34	3.77	7.11	1.38	6.01	4.31	4.14
	4.18	5.85	3.60	5.92	4.2[illegible]	6.20	[illegible]	7.11	2.81	6.8[illegible]	1.86	6.27	1.06	6.75	3.60	6.78	5.12	6.01	2.9[illegible]	7.11	4.12			5.07
7	1.49	6.18	1.30	[illegible]	[illegible]	6.03	4.62	7.24	1.38	6.77	4.77	[illegible]	5.09	6.51	4.41	6.72	3.38		1.74	7.56	1.68	4.42	3.32	4.26
	4.30	5.90	3.18	5.80	1.18	[illegible]	3.25	6.76	2.68	6.70	1.87	6.2[illegible]	2.48	6.60	4.20	6.73		6.33	1.46	[illegible]	4.32	5.92	3.92	4.90
8	1.23	5.75	1.35	5.60	2.20	6.21	3.94	7.01	4.49	6.76	4.87	[illegible]	4.77	6.28	4.27	6.[illegible]3	3.47	6.36	2.97	7.42	3.88	5.0[illegible]	2.97	4.46
	1.89	[illegible]	3.38	5.70	1.15	6.43	3.1[illegible]	[illegible]	2.4[illegible]	6.45	2.25		2.85	6.18	4.90	6.61	6.13	6.33	3.20	7.23	4.21	6.03	3.66	5.09
9	1.36	5.76	2.40	5.93	2.47	6.30	3.84	6.37	4.57	6.39	3.22	6.37	4.65	5.80	3.88	6.10	3.48	6.44	2.68	7.24	3.80	5.32	4.87	4.89
	4.01	5.68	3.5[illegible]	5.62	3.12	6.20	2.76	6.20	2.51	6.19	3.08	6.39	3.28	5.90	3.75	6.14	5.92	6.22	3.90	7.10	3.96	6.25	1.96	5.36
10	1.73	5.84	2.70	5.85	2.68	6.74	4.36	6.1[illegible]	[illegible]	6.00	5.13	6.30	4.25	5.30	3.60	6.41	3.40	6.70	1.94	7.21	4.16	6.18	[illegible]	5.18
	4.20	5.55	3.50	5.40	1.65	6.50	3.05	6.08	2.61		2.75	5.52	3.85		5.99	6.47	5.73		4.65	7.08	2.73	5.91	3.88	5.42
11	2.07	5.30	3.28	6.05	1.13	6.17	4.80	5.61	5.24	6.05	4.63	6.08	3.97	5.72	3.16	6.51	3.33	6.06	3.23	6.81	3.34	5.6[illegible]	2.08	5.32
	3.73	4.85	3.59	5.18	1.10	6.[illegible]3	2.50		2.99	5.89	3.15	5.13	4.50	5.25	5.96	6.80	5.29	6.68				6.03	4.06	5.65
12	2.13	5.30	3.80	5.6[illegible]	1.69	6.37	4.75	5.23	3.69	6.19	4.22	5.98	3.36	5.76	3.08	6.68	3.00	6.34			2.47	6.01	[illegible]	[illegible]
	4.04	[illegible]	3.91		1.50	6.13	2.84		1.15	5.98	3.55	5.18	4.94	5.30	5.94		4.60	6.53			3.57	6.22	4.10	5.68
13	2.96	5.61	4.18	4.78	3.95	5.4[illegible]	5.31	5.87	4.50	6.08	3.70	5.87	2.74	5.69	2.97	6.28	2.87	6.50			2.15	6.12	1.49	5.99
	4.45	4.95	3.27	4.90	[illegible]	4.78	3.00	5.79	3.30	4.80	4.03	5.31	4.80	5.49	5.62	6.69		6.59			3.62	6.25	4.30	5.90
14	3.51	5.48	4.31	4.70	4.20	5.12	4.81	6.11	4.68	6.03	3.40	6.80	2.26	5.59	2.81	6.28	4.22	6.49			2.10	6.11	1.06	5.82
	1.72		2.75	4.70	2.69		2.91	4.96	3.48	5.12			4.87	5.86		6.74	2.78	6.68			3.63	6.03	4.03	5.64
15	1.68	4.48	5.07	5.40	4.40	4.80		6.83	4.59	6.26			2.07	5.75	5.33	6.52	3.82	6.75			1.77	6.04	1.02	5.73
	3.24	5.26	2.10	5.45	2.39	5.00	2.60		3.63	5.80			4.91	6.12	2.85	6.73	3.08	6.76			4.00	6.17	4.24	5.50
16	4.26	4.51	4.90	5.30	4.95	5.37	4.33	5.82	4.27	6.75			1.97	5.97	5.00	6.75	3.58	6.82			1.86	6.01	1.01	5.35
	2.87	5.25	1.90	5.23	2.20	5.57	2.54	5.13	3.51	6.25				6.25	3.98	5.78	3.18	6.74	3.61	6.60	4.31	6.02	[illegible]	4.9[illegible]
17	4.36	4.74	4.61	5.80	5.28	5.90	3.85	6.05	2.94	6.30			4.80	6.28	4.77	5.77	3.68	6.75	2.63	6.54	1.89	5.84	1.23	[illegible]
	2.38	5.23		4.87	2.10	5.40		5.80	3.32	6.31			1.93	6.43	2.97	5.80	3.48	6.68	3.99	6.64	4.92	5.98	4.04	4.99
18	4.76	5.63	1.51	5.68	4.79	5.99	2.48	6.46	2.22	6.42			4.74	6.28	4.58	5.87	2.45	6.74	2.6[illegible]	[illegible]	2.12	5.4[illegible]	[illegible]	[illegible]
		5.32	3.95	5.25	1.94	5.19	3.19	6.63		6.43			1.99	6.35	3.22	6.53	3.89	6.78	4.60	6.60	4.03	5.41	4.04	4.61
19	2.24	5.89	1.25	6.30	3.91	5.90	2.65	6.95	3.56	6.58			4.51	6.38	3.41	6.70	3.52	[illegible]	3.16	6.53	2.01	5.60	1.9[illegible]	5.30
	4.97	6.23	4.31	6.45		5.41	3.21	7.35	1.81	6.71					3.35	6.54	4.44	6.97	5.23	6.26	5.04	5.48	4.25	
20	2.68	6.24	1.46	6.70	1.82	6.38	1.18	7.27	4.08	6.75					4.24	6.51	3.76	6.27	2.74	5.69	2.27	5.52	3.77	4.60
	4.67	5.74	3.49	6.52	1.95	6.61	2.49	7.26	1.94	6.63					3.63	6.51	4.74	6.31	5.00	5.97	4.24		4.04	5.68
21	1.40	6.54	1.00	6.55	1.97	6.60	3.13	7.11	4.27	6.74					4.18	6.26	3.41	5.52	2.74	5.76	2.35	4.38	3.51	4.84
	4.51	6.39	3.00	6.68	3.03	[illegible]	2.20	6.99	2.02	6.63	2.40	6.25			3.94	6.26	5.00	5.98	5.47	6.03	4.13	5.62	3.47	6.05
22	1.15	6.46	0.90	6.29	1.39	6.35	3.76	7.08	4.60	6.31	5.10	6.09			4.12	5.81	3.56	5.94	2.99	6.18	3.75	4.48	3.71	4.87
	4.10	6.55	2.88	6.59	2.30	6.99	2.00	6.89	2.00	6.11	2.79	6.11			4.36	6.04	5.75	6.38	5.83	6.01	4.04	5.53	3.01	5.63
23	0.51	6.11	0.99	6.84	2.10	6.92	4.12	6.79	4.73	[illegible]	5.05	5.84			4.11	5.44	3.63		2.99		3.19	5.00	4.01	5.23
	3.46	6.35	2.18	6.04	2.51	7.28	2.00	6.19	2.13	5.90	3.08				4.40	5.63		6.50		6.19	3.83	6.12	2.25	5.87
24	0.72	6.15	1.95	6.05	3.10	7.55	4.38	6.00	5.00	5.89	5.13	6.06			3.87	5.31	4.10	7.40	3.03		3.74	6.22	4.13	5.27
	3.51	4.42	2.51	5.79	3.00	7.16	2.07	5.62	2.48		3.45	5.75			5.18	5.76	6.32	6.58	4.68	6.12	3.30	7.15		[illegible]
25	1.33	6.30	2.83	5.86	3.55	6.62	4.72	5.80	5.13	5.72	4.85	5.91			3.70	5.89	3.58	6.82	2.79	5.04	3.53	6.25	1.69	5.73
	3.80	7.12	2.62	5.20	[illegible]	6.05	2.41		3.13	5.75	3.80	5.05			5.72	6.26	5.69	6.00	4.24	6.24	1.87	6.63	4.20	5.85
26	2.47	6.60	3.48	5.32	4.02	6.20	5.10	5.31	5.49	6.12	4.27	5.77			3.61	6.39	3.10	6.90	3.26	6.05	3.47	6.13	[illegible]	5.77
	3.80	5.98	2.26		2.38	5.20	3.30	5.59	1.50	6.01	4.12	4.87	4.97	6.88	5.82	6.30	5.38		3.90	7.10		5.55	4.01	5.61
27	2.49	5.79	3.90	4.18	4.30	5.44	5.80	5.88	4.58	6.06	4.12	5.76	3.84	5.70	3.38	6.61	3.00	6.68	2.75	6.75	1.45	6.41	0.56	5.62
	3.40	5.28	2.45	4.75	2.64		3.36	5.90	3.75	4.76	4.53	5.11	5.31	6.03	5.73	6.12	5.37	6.91	2.78	6.79	3.70	6.63	3.82	5.49
28	3.30	5.81	4.96	5.18	4.75	5.80	5.41	6.00	4.23	5.76	3.72	5.71	3.42	6.00	2.98	6.73	3.43	6.49	2.92	6.74	0.89	6.18	0.60	5.79
	3.71	4.90	2.31	5.35	3.00	5.13	3.53	5.62	3.78	4.80	4.70	5.13	5.51	6.10	5.24		6.07	6.98		7.[illegible]	3.73	6.28	3.98	5.70
29	3.76	5.23			4.45	6.03	4.77	6.24	3.81	5.51	3.73	5.81	3.18	6.23	2.44	6.02	3.44	6.60	2.40	[illegible]	[illegible]	6.28	1.03	5.88
	2.70				3.03	4.62	3.69	4.98	3.60	4.61	5.13	6.48	5.50		4.78	6.75	6.25	6.70	3.40	7.03	4.85	7.02	4.25	6.15
30	4.26	4.40			4.30	5.94	4.22	5.73	3.58	5.26	2.98	6.01	2.96	6.03	2.43	6.62	3.46	6.47	1.74	6.74	1.39	6.61	1.39	5.81
	2.45	4.90			3.10	4.51	3.38	4.83	3.74	4.90	4.79	5.90	5.49	6.53		6.85	5.82	6.00	3.52	6.58	4.62	5.99	4.35	5.81
31	4.81	4.90			4.31	5.86			3.08	5.35			2.77	6.36	3.60	6.92			1.63	6.63			2.75	5.78
	2.48	5.30			2.97	4.42			3.80	5.14			5.50	6.30	2.38	6.87			3.87	6.68			4.77	5.77
平均潮位 毎月平均	3.12	5.58	3.01	5.72	3.25	5.87	3.59	6.13	3.61	6.00	3.71	5.86	3.81	6.12	4.03	6.42	4.03	6.54	3.54	6.59	3.33	5.98	3.04	5.40
平均潮位 通年平均	6.02 3.51 = 2.51																							
大潮平均満干潮位 毎月平均	0.87	6.65	1.10	6.74	1.75	7.15	2.25	7.30	2.16	6.86	2.04	6.74	1.91	6.56	2.47	6.81	2.35	7.21	2.13	7.33	1.30	6.97	0.79	6.07
大潮平均満干潮位 通年平均	6.87 − 1.76 = 5.11																							
	(																							
壹年間ノ最高潮位 最低潮位	明治四拾貳年十月 七 日 七尺五寸六分 明治四拾貳年一月二十三日 五寸壹分						7.56 - 0.51 = 7.05																	

単位 尺

明治四十三年神戶港潮位表

日 \ 月	1 干潮	1 滿潮	2 干潮	2 滿潮	3 干潮	3 滿潮	4 干潮	4 滿潮	5 干潮	5 滿潮	6 干潮	6 滿潮	7 干潮	7 滿潮	8 干潮	8 滿潮	9 干潮	9 滿潮	10 干潮	10 滿潮	11 干潮	11 滿潮	12 干潮	12 滿潮
1			3.00	3.30	3.06	5.62	3.90	4.78	5.10	5.68	5.03	6.34	4.04	6.00			5.54	6.18	4.82	6.65			2.74	6.44
			3.45	4.06	3.04	4.58	2.32	4.50	2.84	5.40	3.50	5.32	4.08	5.44			2.76	6.70	3.34	7.34			4.42	6.43
2			3.54	3.84	3.50	5.52	3.00	5.18	5.66	6.14	4.66	6.32	3.40	6.06			5.22	6.60	4.32	7.01			2.16	5.12
			3.38	4.42	3.50	4.46	2.54	4.14	2.62		3.74	5.42	4.56	5.50			2.74	6.62	3.36	7.34			4.00	5.92
3			2.82	4.14	3.58	5.34	4.90	5.12		5.72	4.08	6.16	2.82	6.42	6.26	6.98	4.72	6.98	3.87	7.20			1.30	5.72
			3.76	4.50	3.50	4.88	2.54	4.00	2.94		3.86	5.60	4.72	5.92	3.00	7.44	2.86	6.96	3.51	7.38			1.78	5.80
4			2.50	4.70		5.72		5.80	4.48	5.96	3.46	6.34	2.16	6.18	6.10	6.86	4.48	7.16	3.58	7.36			1.35	5.58
			4.10	4.18	3.28		2.38		3.16	4.80	4.02	6.22	4.88	6.14	1.76	7.36	3.00	7.23	3.82	7.32			4.08	5.61
5			2.28	5.00		5.62		5.58	4.44	6.08	4.10	6.62	1.96	6.30	5.66	7.10	4.32	7.42	3.38	7.12			1.12	5.26
			4.70	5.02	2.68		4.02	4.54	3.22	5.56	2.60	6.64	5.24	6.64	2.72	7.26	3.63	7.72	3.86	7.16			4.10	5.28
6	3.26	4.52	2.20	5.34		5.94	2.00	5.62	3.26	6.46	4.18	6.78	5.25	6.68	5.50	7.34	4.54	7.78	3.21	6.90			1.38	5.30
	5.00	5.14	5.72	5.10	2.54		4.02	4.54	3.78	6.22	2.08	6.80	[illegible]	7.16	3.00	7.40			4.58	3.93			4.30	5.31
7	2.86	5.10	2.00	5.52		5.80	2.00	5.50	3.24	6.82	4.50	6.98	5.44	7.06	5.38	7.48			3.38	6.65			1.64	5.36
	4.88	5.48	4.53	5.14	2.96		3.36	5.34	3.04	6.72	1.96	7.06	2.24	7.34	3.40	7.60			5.24	6.80			4.56	5.35
8	2.46	5.50	1.76	6.04	2.36	5.94	1.68	6.00	3.30	7.04	4.83	6.98	5.30	7.00				6.34	3.24	6.81			2.20	5.50
	4.74	5.74	4.40	5.74	4.54	5.10	2.87	6.33	2.26	7.00	1.66	7.12	2.16	7.14			5.02	6.58	4.60	6.93			4.82	5.16
9	2.70	6.08	1.72	6.38	1.88	5.42	1.98	6.62	3.36	7.14	5.00	6.82	5.42	7.02					3.90	6.15			2.54	
	4.70	5.56	4.22	6.28	4.08	5.00	2.44	2.90	1.78	7.06	1.72	[illegible]	2.68	7.22					5.52	6.46				5.70
10	1.86	6.06	1.60	6.40	2.16	5.94	2.10	7.06	3.70	7.18	5.18	6.63	5.12	6.84					3.26	6.10			2.68	
	4.16	5.32	3.68	6.22	3.28	6.40	2.08	7.22	1.78	7.14	2.84	6.64	2.66	6.58					5.52	6.52				5.10
11	1.44	6.18	1.06	6.34	2.16	6.50	2.66	7.16	4.57	8.16	5.18	6.24	5.00	6.38					3.42				3.82	4.42
	4.14	6.06	3.50	6.62	3.02	7.13	1.94	6.40	2.18	6.90	2.16	6.14	3.10	6.36						6.38			2.90	5.21
12	1.42	6.30	1.28	6.52	2.03	7.74	3.12	6.68	3.00	6.74	5.18	6.16	4.96	5.98					3.52				3.02	4.36
	4.24	6.33	3.20	6.56	2.41	6.68	1.52	6.32	2.00	6.44	2.96	6.18	3.81	6.26						6.68			2.96	5.23
13	1.54	6.56	1.72	6.54	1.74	6.64	3.38	6.30	5.44	6.62	5.30	6.02	5.04	5.72					3.68				2.50	4.82
	4.44	6.62	3.12	6.38	2.18	6.64	1.50	5.90	2.38	6.66	3.22	5.80	4.52	6.08						6.70			3.26	4.28
14	1.62	6.50	2.04	6.08	2.03	6.56	4.18	5.76		6.80		6.54	5.00	6.10					5.00					
	4.36	6.38	2.82	5.84	2.10	6.62	1.75	5.48	2.52		5.24		4.88	5.34					5.24	6.64				
15	2.00	6.54	2.76	5.94	2.80	6.66	4.76	5.52		6.18		6.14	4.50	5.92					3.46	5.74	2.82	6.46		
	4.50	6.42	2.80	5.26	2.56	6.86	2.06	4.68	3.00		4.56	5.12	5.16	5.90					4.84	6.94	3.23	7.95		
16	2.54	6.68	3.46	5.78	3.88	6.14	5.12	5.66		6.32	4.54	6.16	4.02	5.90			2.94		3.42	6.30	2.62	7.36		
	4.34	6.04	3.14	5.92	2.36	5.20	2.36		3.04		4.54	5.30	5.92	6.10				6.78	4.14	7.36	3.73	7.50		
17	2.75	6.08	5.28	5.64	4.16	5.10		5.58		6.06	3.88	5.62	3.84	6.16	3.75				4.16	7.12	1.66	7.10		
	4.12	5.62	2.52	5.72	2.21	4.36	2.64		5.04	5.24	4.52	5.30	5.54	6.05		7.00			4.38	7.66	3.60	6.98		
18	2.52		5.02	5.32	4.72	5.53		5.64	4.80	6.36	3.66	5.76			6.06	6.64			3.48	7.58	0.96	6.60		
	3.52	5.96	2.16	5.50	2.36	4.50	2.90		4.18	5.50	4.70	5.52			3.44	7.25			3.20	7.68	3.81	6.58		
19	3.74	4.80	5.06	5.42	3.64	5.96		5.74	4.56	6.13	3.25	5.82			5.94	6.84			2.56	7.62	0.62	6.13		
	2.78	5.10	4.42	5.24	2.30	4.44	4.26	4.64	4.20	5.52	4.94	5.90			3.18	7.46			3.40	7.72	4.06	6.22		
20	4.28	4.50	2.16	6.02	2.83	5.88	2.78	5.34	3.86	6.12	3.06	6.14	6.00	6.32	5.56	7.30	3.86	7.86	2.34	7.64	0.74	5.82	1.36	6.20
	2.30	5.10	5.12	5.25	2.42	4.26	3.74	4.93	4.25	5.74	4.94	6.25	2.96	6.72	3.22	7.68	2.66	7.14	3.86	7.68	4.44	5.96	4.72	6.04
21	5.12	5.40	1.82	5.64	2.44	5.72	2.86	5.64	3.42	6.12	2.72	6.20	5.36	[illegible]	5.18	7.54	2.62	7.14	2.14	7.42	1.26		2.06	6.00
	5.54	6.02	4.36	5.02	2.12	4.48	3.52	5.66	4.30	6.22	6.40	6.42	3.51	6.68	2.92	7.62	2.66	5.94	4.68	7.52		6.54	4.98	5.90
22	2.36	6.06	1.88	5.50	2.26	5.70	3.14	5.86	4.36	6.30	4.96	6.25	5.18	6.38	4.76	7.75	2.32	6.96	2.68	7.08	2.25		2.58	5.86
	5.38	5.92	4.16	5.44	4.24	5.30	3.14	5.78	3.16	6.42	2.25	6.54	2.50	6.74	2.78	7.44	3.02	6.80	5.44	7.13		6.50	5.04	5.36
23	1.74	5.88	1.72	5.74	2.62	6.06	2.86	5.96	4.48	6.46	4.92	6.30	5.02	6.66	4.78	7.64	2.60	6.91	2.90	6.53	2.92			
	4.70	5.60	4.00	6.22	4.10	5.80	2.58	5.90	2.74	6.32	2.36	6.64	2.50	6.88	2.76	7.46	4.36	6.90	6.02	7.25				
24	1.50	5.80	1.88	6.04	2.42	5.84	2.92	6.06	4.43	6.28	4.86	6.30	5.00	6.94	3.82	7.34	2.96	6.38	3.10					
	4.54	5.84	3.74	6.00	3.44	5.82	2.44	6.32	2.52	6.36	2.35	6.34	2.50	6.84	3.22	7.08	5.12	6.66		7.24				
25	1.30	6.32	1.56	5.78	2.19	5.96	3.60	6.98	4.50	6.26	4.94	6.34	4.84	7.00	3.62	6.06	3.46	6.54						
	4.42	6.12	3.08	5.86	2.82	5.88	2.92	6.63	2.39	6.40	2.25	6.47			3.80	7.06	6.16	6.96						
26	1.38	6.18	2.34	6.20	2.14	6.50	3.63	6.18	4.62	6.28	4.90	6.42			3.68	6.44	3.19	6.60						
	4.22	6.00	3.62	6.06	2.86	6.36	2.36	6.28	2.24	6.34	2.50	6.40			4.66	6.74	6.36	6.56						
27	1.28	6.03	2.14	6.72	3.40	6.52	3.96	6.10	4.76	6.18	4.96	6.00			3.80	5.98	3.26						2.80	4.88
	3.82	6.02	2.98	5.64	2.96	6.25	2.30	6.16	2.30	6.25	2.50	6.16			5.50	6.44		6.84					4.54	5.56
28	1.62	6.08	2.50	5.76	2.78	5.94	4.36	5.06	6.00	6.00	4.74	5.90			3.74		3.32						2.80	5.14
	3.82	5.92	3.12	5.34	2.54	6.00	2.75	6.14	2.38	6.32	2.94	6.06				6.92		6.58					4.38	5.30
29	1.96	5.90			3.26	6.08	4.02	5.00	5.10	6.28	4.62	5.54			3.36		3.10				2.86	5.82	2.12	5.26
	3.82	5.86			2.66	5.80	2.36	5.53	2.92	6.46	3.30	6.02				6.66		6.52			3.63	5.70	4.48	5.50
30	2.70	6.18			3.10	5.66	4.76	5.58	4.58	6.13	4.55	5.52			2.90		5.00	5.98			2.36	5.44	1.92	5.76
	4.16	5.44			2.04	4.82	2.60	5.44	3.08	6.80	3.72	5.84			5.88	6.68	3.16	6.78			4.12	6.34	4.44	5.56
31	2.62	5.50			3.50	4.88			5.25	5.72					2.96								2.00	6.32
	3.68	4.74			2.10	4.48			3.30														4.52	7.92
平均潮位 每月平均	3.29	5.82	3.09	5.61	2.79	5.73	2.96	5.66	3.55	6.29	3.89	6.10	3.55	6.41	3.99	6.91	3.78	6.86	3.72	6.97	2.72	6.50	3.11	5.52
平均潮位 一年平均	高 = 6.20　低 3.37　一年平均潮位差 = 2.83																							
大潮平均潮位 每月平均	1.35	6.47	1.31	6.41	1.89	7.13	1.90	7.10	2.01	7.23	1.96	6.88	2.23	7.17	2.74	7.68	2.53	7.82	2.68	7.60	0.74	7.95	1.12	7.18
大潮平均潮位 一年平均	高 = 7.18　低 = 1.96　一年平均潮位差 = 5.22																							
壹年間ノ最高最低潮位	最高　明治四拾三年五月十一日　8.16　最低　明治四拾三年十月二十日　0.74　一年間ノ最高低潮位差 = 8.16 − 0.74 = 7.42																							

單位　尺

明治四十四年神戸港潮位表

日	1月 干潮	1月 満潮	2月 干潮	2月 満潮	3月 干潮	3月 満潮	4月 干潮	4月 満潮
1	1.41	[illegible]	1.92	6.57	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	4.14	[illegible]	4.24	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1.70	6.30
2	1.72	5.94	2.00	6.12	1.92	[illegible]	2.70	6.30
	3.76	[illegible]	3.95	[illegible]	[illegible]	6.89	1.80	6.32
3	1.20	[illegible]	2.24	6.20	2.10	6.60	3.52	6.74
	3.94	[illegible]	3.64	[illegible]	2.89	[illegible]	[illegible]	5.94
4	1.25	[illegible]	2.30	[illegible]	2.21	6.38	4.26	6.10
	3.76	[illegible]	3.28	5.16	2.58	6.08	2.20	
5	1.82	6.20	2.20	5.52	2.54	[illegible]	5.14	5.52
	4.43	4.94	3.24		2.36	5.60	[illegible]	5.84
6	1.60	5.14	3.40	5.00	3.50	6.30	5.30	[illegible]
	3.50	4.40	2.88	5.20	3.12		[illegible]	[illegible]
7	1.84	4.71	4.08	4.40	1.63	[illegible]	5.45	5.55
	3.16	[illegible]	2.30	4.92	2.40	5.72	2.60	[illegible]
8	2.55	[illegible]	4.68	4.90	4.92	[illegible]	4.52	[illegible]
	3.16		1.94	[illegible]	2.50	5.80	2.84	4.18
9	3.20	4.18	4.35	[illegible]	3.75	[illegible]	4.90	[illegible]
	2.64	4.93	1.02	4.66	2.18	5.36	5.18	[illegible]
10		4.15	[illegible]	5.17	5.37	[illegible]	[illegible]	6.14
				4.92	2.16	5.49	2.43	5.82
11			1.12	3.62	4.75	5.90	3.75	[illegible]
			4.20	5.02	1.72	4.88		[illegible]
12			0.73	5.52	4.20	5.70	2.60	5.07
			3.64	5.16		5.46	2.89	6.14
13			0.36	5.56	1.84	6.15	2.55	6.00
			3.20	5.54	4.05	6.30	2.33	6.16
14			[illegible]	5.82	2.25	6.70	2.66	6.00
			3.32	6.35	3.86	6.75	2.20	6.28
15			1.82	[illegible]	2.18	[illegible]	3.18	[illegible]
			3.18	[illegible]	2.96	6.32	2.40	6.50
16			1.60	6.04	2.02	6.18	3.90	6.30
	3.80	6.08	2.88	5.66	2.60	6.46	2.42	6.00
17	0.80	6.06	1.97	5.75	2.58	6.72	4.12	6.12
	3.86	6.12	2.76	5.15	3.12	6.86	2.66	6.08
18	1.24	5.92	2.34	5.48	3.32	6.70	4.75	6.05
	3.91	6.08	2.86	4.80	3.00	6.36	2.50	[illegible]
19	2.00	5.98	2.56	4.94	3.80	6.40	4.56	5.40
	3.88	5.60	2.44		2.96	5.70	2.70	
20	2.50	5.68	3.86	4.07	3.90	5.78	5.42	5.55
	3.82	4.96	2.86	4.72	[illegible]	5.14	2.64	6.00
21	3.14	5.54	4.16	4.44	4.40	5.34	5.26	5.43
	4.00	4.90	2.79	5.03	2.75		2.66	[illegible]
22	3.98	5.52	4.82	5.08	4.68	4.84	4.98	5.75
	3.36		2.75	5.36	2.92	5.30	2.77	5.06
23	4.08	4.35	4.80	[illegible]	5.34	5.65	4.06	5.64
	2.76	4.84	2.48	4.96	3.18	5.75	2.90	4.16
24	4.60	5.14	4.75	5.29	5.54	6.04	4.30	5.32
	2.60	4.76	2.32	4.95	2.94	[illegible]	3.04	4.73
25	4.78	5.12	4.62	5.50	5.16	5.83	4.70	6.56
		4.13	2.20	[illegible]	2.94	5.23	2.96	5.39
26	2.48	5.30	4.38	5.77	4.88	5.90	3.52	6.06
	4.74	5.26		4.24	2.80	[illegible]		[illegible]
27	3.14	5.46	2.06	5.75	4.50	6.00	2.70	[illegible]
	4.40	5.10	3.94	5.66	2.48	5.34	[illegible]	5.15
28	2.10	5.74	1.76	5.67	3.82	5.94	2.74	[illegible]
	4.56	5.60	3.65	6.10		5.97	[illegible]	6.36
29	2.12	6.16			2.40	6.22	2.66	6.25
	4.50	4.56			3.25	6.46	1.40	6.53
30	1.62	6.03			2.17	6.57	3.10	6.57
	4.32	6.02			2.84	7.00	1.12	6.25
31	1.84	6.72			2.94	6.80		
	4.95	6.46			2.12	6.48		

日	5月 干潮	5月 満潮	6月 干潮	6月 満潮	7月 干潮	7月 満潮	8月 干潮	8月 満潮
1	[illegible]	5.97	4.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1.38	[illegible]
	0.92	[illegible]	1.84		[illegible]	[illegible]	4.48	[illegible]
2	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.13	[illegible]	[illegible]	4.10	[illegible]
	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.98	5.93
3	4.30	[illegible]	[illegible]		1.75	[illegible]	1.90	[illegible]
	1.18	[illegible]	3.65	[illegible]	4.10		[illegible]	6.07
4	[illegible]		4.65	[illegible]	4.50	[illegible]	3.56	6.14
	2.08	[illegible]	4.45	[illegible]	4.08	[illegible]	[illegible]	[illegible]
5	5.22	[illegible]	4.15	[illegible]	3.96	5.32	4.70	6.38
	[illegible]	5.61	4.85	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5.92	6.45
6	[illegible]	[illegible]	3.75	5.18		5.60	[illegible]	6.29
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		5.84	
7	4.36	5.80	3.42	5.40	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	4.34	5.10	[illegible]	[illegible]		[illegible]
8	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.16	5.90	3.74	6.43
	[illegible]	4.86	4.48	5.49		[illegible]	2.89	[illegible]
9	3.16	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5.46	[illegible]	5.50	6.55
	1.25	[illegible]	4.64	5.83	2.30	6.12	[illegible]	6.97
10	[illegible]	[illegible]	2.50	[illegible]	5.38	6.00	[illegible]	[illegible]
		5.60		6.14	2.50	6.40	2.94	6.73
11	3.26	5.68	4.78	[illegible]	5.20	6.07	4.67	6.84
	2.46	5.75	2.38	6.21	2.60	[illegible]	2.66	[illegible]
12	3.48	[illegible]	4.84	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.38	[illegible]
	2.28	5.98	2.40	6.38	2.90	6.48	2.67	6.73
13	3.80	5.93			5.02	6.28	4.18	[illegible]
	2.14	4.94			2.57	[illegible]	3.00	6.84
14	3.56	5.92			4.92	6.35	4.12	6.90
	2.10	5.75			2.75	[illegible]	3.60	6.92
15	3.94	5.60			4.57	[illegible]	4.32	7.14
	2.00	5.60			4.00	6.50	4.50	[illegible]
16	[illegible]	5.46			4.95	6.45	[illegible]	7.30
	1.95	5.75			3.43	[illegible]	4.53	6.60
17	4.60	[illegible]			4.12		3.72	5.56
	2.10	[illegible]			3.94	6.54	5.08	6.06
18	4.75	[illegible]			4.96	6.12	3.26	
	2.60	5.74			[illegible]	6.44		6.36
19	5.08	5.75			4.68	5.75	3.23	6.41
	2.90		3.62		4.90		6.14	6.46
20	5.20	5.72	4.60	6.10	4.32	6.37	1.90	6.70
	3.10	[illegible]	3.90	[illegible]	5.40	5.66	6.05	6.51
21	5.26	5.86	4.10	5.78	3.92	6.43	2.75	6.20
	3.52	5.76	4.12	5.20		6.71	5.63	
22	4.46	5.96	3.46	5.56	3.46	[illegible]	2.44	6.40
	[illegible]	4.67	4.40	5.32	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.92
23	4.38	[illegible]	2.92	5.97	2.94	7.15	2.25	6.70
	3.70	[illegible]	4.72	5.76	6.13			6.90
24	[illegible]	5.78	[illegible]	[illegible]	2.50	[illegible]	4.80	7.05
	3.46	[illegible]	5.00	[illegible]		7.33	2.39	7.14
25	2.46	[illegible]	2.20	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.30	7.36
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.37	7.33	2.44	[illegible]
26	2.60	[illegible]	1.50	7.01	[illegible]	[illegible]	3.84	7.38
	1.80	[illegible]		[illegible]	2.02	[illegible]	2.69	6.85
27	1.90	6.44	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.18	[illegible]	6.86
	4.10	6.70	1.85	[illegible]	[illegible]	6.98	3.00	6.58
28	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.55	[illegible]	[illegible]	3.40	[illegible]
		[illegible]	[illegible]	7.15	1.94	[illegible]	3.56	6.54
29	4.40	[illegible]	[illegible]	7.02	5.40	[illegible]	3.50	[illegible]
	1.36	6.57	1.95	[illegible]	2.76	5.90	4.26	6.52
30	5.00	6.98	5.20	6.75	[illegible]	[illegible]	3.72	5.78
	1.40	6.64	2.35	6.44	[illegible]		5.02	6.34
31	4.85	[illegible]			3.92	[illegible]	4.02	[illegible]
	1.36	[illegible]				[illegible]	5.12	6.46

日	9月 干潮	9月 満潮	10月 干潮	10月 満潮	11月 干潮	11月 満潮	12月 干潮	12月 満潮
1	[illegible]	[illegible]	1.94		1.00		1.42	[illegible]
		[illegible]		[illegible]		[illegible]	[illegible]	5.34
2	4.06		1.84		3.64	[illegible]		
		[illegible]		[illegible]	4.16			
3	1.94		4.72			[illegible]		
		[illegible]		[illegible]	[illegible]			
4	3.66	6.78	[illegible]			[illegible]		
	6.50	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]		
5	[illegible]	6.90	[illegible]	[illegible]	2.92	[illegible]	1.84	6.20
	6.50		4.28		[illegible]	6.82	4.18	[illegible]
6		[illegible]	2.96	[illegible]	2.60	6.98	[illegible]	6.60
	3.42	7.24	3.84	6.86	[illegible]	7.00	4.23	6.24
7	[illegible]	7.12	1.22	[illegible]	2.16	7.00	0.92	6.38
	1.18	7.24	1.50	[illegible]	1.94	6.84	4.52	6.38
8	[illegible]	7.80	[illegible]	[illegible]	1.72	6.76	0.82	6.44
	[illegible]	7.46		7.76	4.28	6.80	4.70	6.18
9	[illegible]	7.44	3.04	7.46	1.60	6.49	1.00	6.23
	2.96	[illegible]	[illegible]	7.40	[illegible]	6.60	5.02	6.00
10	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.20	1.74	6.38	1.20	5.82
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.98	5.40	6.60	4.76	5.90
11	[illegible]	7.50	1.96	6.68	1.92	6.14	[illegible]	5.86
	[illegible]	[illegible]	3.92	[illegible]	5.72	6.58	[illegible]	5.40
12	[illegible]	[illegible]	2.16	6.52	2.52			
	4.00	7.44	4.72	6.74		6.88		
13	[illegible]	7.16			2.52			
	4.90	7.44				6.29		
14	3.88	[illegible]			2.98	6.12		
	5.46	[illegible]			4.78	4.94		
15	[illegible]	[illegible]			4.24	4.70		
	[illegible]	6.96			3.22	5.94		
16	[illegible]				3.56	5.12		
		7.02		7.20	4.16	6.16		
17	3.64		3.36	5.82	4.00	5.90		
		7.34	5.30	6.52	3.74	6.46		
18	3.30	6.60	3.30	5.60	3.92	[illegible]		
		6.30	4.42	6.14	2.86	6.20		
19	2.90	6.64	3.40	[illegible]	4.08	6.14		
		6.92	3.84	6.36	2.66	6.46		
20		6.86	3.00	6.36	2.68	6.14		
	2.44	6.80	3.18	6.44	4.30	6.26		
21	5.92	6.94	3.24	6.66				
	2.64	7.22	2.94	6.82				
22	5.86	6.94	3.36	6.94				
	[illegible]	7.50		6.80				
23	4.30	7.40	2.64	7.04				
	2.90	7.14	[illegible]	7.14				
24	3.60	7.16	2.64	6.84				
	[illegible]	7.10	4.20	[illegible]				
25	[illegible]	6.96	2.68	6.70				
	3.96	7.10	4.74	6.86				
26	1.50	6.92	2.80	5.70				
	4.54	7.00	5.10	6.22				
27	3.58	6.60	2.78	5.66				
	[illegible]	6.86	5.20	6.32				
28	3.78	[illegible]	2.86	6.08	2.70			
	[illegible]	6.32	5.76	6.10		5.70		
29	3.84	6.30	3.18	6.28	3.26			
	[illegible]	6.88	5.46	5.78		5.60		
30	4.18		3.18	6.32	3.12	5.12		
		6.94	5.90	5.96		5.58		
31			3.56					
				6.26				

	1月 干潮	1月 満潮	2月 干潮	2月 満潮	3月 干潮	3月 満潮	4月 干潮	4月 満潮	5月 干潮	5月 満潮	6月 干潮	6月 満潮	7月 干潮	7月 満潮	8月 干潮	8月 満潮	9月 干潮	9月 満潮	10月 干潮	10月 満潮	11月 干潮	11月 満潮	12月 干潮	12月 満潮
平均潮位 毎月平均	3.12	5.33	2.93	5.40	3.23	6.04	3.26	5.89	3.31	5.77	3.71	[illegible]	4.11	6.34	4.07	6.55	4.21	[illegible]	3.65	6.66	3.41	6.11	3.00	5.99
平均潮位 毎年平均	高 = 6.08 低 = 3.50 一年平均潮位差 = 6.08 − 3.50 = 2.58																							
大潮平均満潮位 毎月平均	1.21	6.40	1.06	6.11	1.72	6.88	1.95	6.54	1.41	6.48	2.12	6.97	2.05	6.91	2.28	7.18	2.70	7.65	2.30	7.46	2.13	6.73	0.82	6.60
大潮平均満潮位 毎年平均	高 6.83 低 = 1.84 一年平均潮位差 = 6.83 − 1.84 = 4.99																							
一年間ノ最高最低潮位	最高 明治四拾四年九月八日 7.80；最低 明治四拾四年二月十三日 0.36；一年間ノ最高最低潮位差 = 7.80 − 0.36 = 7.44																							

単位 尺

大正元年神戸港潮位表

月／日	1 干潮	1 満潮	2 干潮	2 満潮	3 干潮	3 満潮	4 干潮	4 満潮	5 干潮	5 満潮	6 干潮	6 満潮	7 干潮	7 満潮	8 干潮	8 満潮	9 干潮	9 満潮	10 干潮	10 満潮	11 干潮	11 満潮	12 干潮	12 満潮
1			1.10	6.04	2.14	6.26			3.20	6.30	5.00	6.24	5.06	6.28	4.26	6.30	4.25	7.32	3.25	6.75	[illegible]	6.18	[illegible]	[illegible]
			4.56	5.62	4.56	5.56			2.04	6.34	2.16	5.94	2.30	6.32	2.72	6.12	4.30	7.18	5.36	6.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
2			1.92	6.46	1.16	5.84			3.52	6.36	4.72	5.82	5.2	6.24	4.06	6.06	3.82	6.68	[illegible]	7.21	2.58	6.12	3.48	7.02
			4.60	6.54	2.96	6.38			1.70	5.94	2.08	5.84	2.50	6.62	2.58	6.00	4.60	6.76	6.38	7.38	5.62	5.76	4.9?	
3			1.20	6.98	1.14	6.44			3.48	5.98	4.80	5.76	3.28	6.32	3.98	5.92	3.80	6.12	3.51	6.96	2.78	6.22	1.?8	[illegible]
			4.52	7.24	3.00	5.64			1.66	5.98	5.54	5.84	2.56	6.10	3.18	5.96	5.28	6.54	6.70	7.34	5.06	[illegible]	4.44	[illegible]
4			0.56	6.24	1.12	6.45			4.40	7.50	4.80	5.78	4.84	5.82	3.78	5.42	3.72	5.74	3.52	7.06	3.08	5.16	4.54	[illegible]
			3.24	6.22	3.40	5.82			2.16	5.92	2.24	5.96	2.90	[illegible]	4.34	6.06	5.60	6.48	6.58	6.72	4.54	6.38	4.58	6.52
5	0.48	6.18	0.66	6.00	1.68	6.52			4.76	5.98	5.22	5.86	4.66	5.50	3.98	5.40	3.28	6.28	2.90	6.76	5.62	5.76	4.02	6.14
	4.22	6.20	3.30	6.28	2.56	6.70			2.24	5.74	3.04	5.92	3.24	5.88	5.18	6.32	6.22	6.64	5.88	6.04	3.40	6.40	5.16	7.?6
6	0.66	6.42	1.78	6.46	2.30	6.74			5.02	6.00	5.28	5.78	4.72	5.40	3.70	6.54	3.32	7.12	3.02	7.04	4.00	6.32	4.46	6.74
	4.28	6.08	3.64	6.32	2.74	6.68			2.54	5.54	3.24	5.86	3.76	5.84	5.00	6.72	6.58	5.66	5.70	6.08	3.50	6.54	5.18	6.94
7	0.42	5.74	2.32	6.08	3.34	6.78			5.08	5.52	5.08	5.40	4.76	5.42	4.34	6.36	3.26	5.72	2.60	6.24	2.92	6.30	3.04	7.16
	3.88	[illegible]	3.22	5.74	2.90	5.76			2.78		3.54	5.88	4.14	6.14	5.98	6.64	6.08	7.18	4.44	6.42	3.20	6.32	5.42	7.24
8	1.18	5.86	3.20	6.10	3.56	6.16				5.56	4.80	4.98	4.54	5.32	3.54	6.46	6.00	6.14	4.46	6.36	2.02	6.06	3.00	7.38
	4.08	[illegible]	3.26	5.16	2.96	5.32			3.12		4.00	5.92	4.74	5.84	6.10	6.66	2.78	7.22	3.66	6.70	3.24	5.36	2.72	7.?2
9	1.90	5.68	3.86	5.72	4.20	5.68				5.54	4.36	5.12	3.84	5.00	2.86	6.70	2.88	5.58	3.78	6.92	1.80	6.40		
	4.04	5.20	3.50	4.64	2.82	4.50			2.82		4.40	5.56	4.86	5.72	5.94	6.54		7.46	2.74	6.94	3.72	6.74		
10	2.62	5.50	4.50	4.88	4.66	5.54		6.22		5.20	3.74	5.04	3.22	5.62	2.48	6.54	5.18	7.46	3.18	7.22	1.72	6.62		
	3.90	4.68	4.48	5.10	2.80		2.90		3.28		4.22	5.68	5.12	6.00	7.04	5.74	2.50	7.38	2.94	7.24	4.10	6.56		
11	3.40	5.30	2.94	5.24		5.65		5.72		5.52	3.44	5.38	2.76	6.12	2.00	6.42	4.20	7.72	2.82	7.12	1.58	6.24		
	3.22	4.16	5.08	5.50	2.88		4.04	2.92	4.08		4.44	5.92	5.40	6.00	5.28	7.12	2.34	7.46	3.02	6.82	4.34	6.14		
12	3.74	4.70	2.62	5.24		5.88		5.22		5.62	2.86	5.84	2.24	6.46	5.26	6.86	3.54	7.64	2.14	6.72	1.70	6.02		
	2.80		4.76	5.10	2.96		4.04	2.94	4.44		4.58	5.94	5.34	6.07	1.68	7.24	2.50	7.24	3.50	6.76	4.70	6.04		
13	4.48	4.64	2.36	5.30		5.9-		5.22		5.94	2.32	6.14	1.90	6.14	4.84	7.54	3.08	7.60	2.20	6.50	2.16	6.24		
	4.62	4.56	5.00	5.16	2.70		4.00	4.74	3.78	5.92	4.76	5.32	5.32	6.70	1.94	7.48	3.20	7.62	4.14	6.66	5.50	6.34		
14	2.40	4.92	2.52	5.88	2.28	5.46	2.86	5.44	4.18	6.14	1.78	6.32	1.56	6.42	4.68	8.00	3.26	7.44	2.42	6.37	2.82	6.28		
	4.56	5.08	5.12	5.50	4.58	4.88	3.58	5.43	3.22	5.80	4.82	6.64	5.10	6.94	2.36	7.70	3.88	7.16	4.72	6.58	6.50	5.52		
15	2.34	5.52	2.90	6.50	2.42	5.28	3.00	6.02	3.84	6.00	1.48	6.42	5.12	6.72	4.32	8.12	3.32	6.88	2.86	6.24	2.62	6.06		
	4.80	5.62	5.28	5.86	4.48	4.62	3.12	6.14	2.40	6.08	5.14	6.92	1.40	6.74	2.94	7.74	4.60	7.08	5.58	6.80	5.40	5.68		
16	2.12	5.54	2.82	6.38	2.12	5.34	4.18	6.18	3.78	6.22	1.58	6.92	4.52	6.62	4.00	7.66	3.42	6.32	3.28	5.68	2.66	5.64		
	4.82	5.28	5.00	6.32	3.68	5.26	2.66	6.16	1.93	6.30	5.71	7.24	1.10	6.42	3.34	7.46	5.22	6.76	5.46	6.10	5.08	5.16		
17	1.74	5.44	2.78	6.32	2.22	6.04	2.02	6.12	3.82	6.12	5.42	7.10	4.30	6.54	3.92	7.16	3.72	6.10	2.76	5.84	2.82	5.62		
	4.48	5.18	4.68	6.34	3.58	6.00	6.20	6.46	1.58	6.32	1.76	7.14	1.50	6.1?	4.12	7.34	5.92	6.76		5.88	4.14	4.90		
18	1.60	5.54	2.34	6.44	2.56	6.48			4.14	6.32	5.42	6.74	3.82	6.24	4.10	6.60	3.54	6.28	3.04		3.46	6.08	4.50	
	4.?6	5.28	4.20	6.36	3.48	6.16			1.50	6.54	1.88	6.72	2.10	6.22	4.94	7.18	5.96	6.42		6.08	4.70	4.38		6.78
19	1.74	5.92	2.00	6.04	2.34	6.16			4.76	6.38	5.32	6.36	3.92	5.98	4.32	6.10	3.18	6.36	3.24		4.42	4.94	4.74	5.42
	4.40	5.70	3.40	5.98	2.82	6.20			1.62	6.44	2.30	6.34	1.96	5.20	5.86	7.00	5.92	6.06		6.12	3.94	5.70	4.88	5.92
20	1.18	5.30	[illegible]	5.88	2.23	6.12			5.18	6.40	5.10	6.14	4.9?	5.44	4.22	6.60	3.46		4.52	4.68	3.94	4.82	3.68	[illegible]
	3.74	5.30	3.00	6.0?	2.50	6.28			1.72	6.38	3.04	6.18	3.74	6.00	6.58	7.14		6.58	3.62	6.18	3.74	5.52	5.00	6.36
21	1.30	5.49	2.?6	6.06	3.24	6.03			5.86	5.18	5.00	5.66	3.94	5.14	4.08	6.96	3.94		4.62	4.82	3.26	5.14	3.24	6.22
	3.92	5.78	3.06	6.20	2.04	5.80			1.98		3.66	5.99	4.48	5.58	6.68	6.92	6.08	7.12	3.34	5.80	3.74	5.64	5.12	6.60
22	2.00	5.92	2.82	6.82	3.42	6.21				5.58	4.70	5.32	3.78	5.32	4.72	7.04	3.92	6.52	4.60	5.22	2.94	5.70	3.08	7.00
	3.94	5.50	3.48	6.22	2.44	5.64			2.36		4.16	5.78	5.00	5.84	6.62	6.88	6.80	7.24	3.34	5.86	3.94	6.30	5.66	6.82
23	1.92	5.66	3.15	6.06	3.20	5.80				5.58	[illegible]	5.32	3.20	5.54	3.90	7.10	3.34	7.70	3.84	5.56	2.82	6.42	2.01	6.76
	3.74	5.40	2.84	5.44	1.94	5.32			2.38		4.68	5.90	5.12	5.84	6.38	7.40	6.00	6.28	3.42	6.26	4.42	6.60	4.96	6.34
24	2.14	5.52	3.44	5.82	3.78	5.48				5.54	3.72	5.66	2.82	5.72	6.36	7.16	4.60	6.26	3.38	5.92	2.38	6.56	1.12	6.62
	3.26	4.78	2.88	5.56	2.00	4.82			3.14		5.24	6.08	4.34	5.36	3.72	6.82	3.26	6.22	3.06	6.19	4.54	6.74	4.64	6.28
25	2.22	5.30	4.14	5.30	4.48	5.42		6.04	4.24	5.62	3.64	6.28	5.14	5.66	5.74	6.38	3.94	6.52	2.74	6.12	1.86	6.56	0.62	6.26
	3.44	5.00	3.44	4.3?	2.14		3.26		3.48	5.00	3.62	6.28	2.74	5.90	2.96	6.50	2.92	6.36	3.28	6.40	4.52	6.50	4.50	6.14
26	3.16	5.44	4.18	5.42		5.48		5.52	3.78	5.66	3.34	6.54	5.30	5.76	5.10	6.52	3.53	6.74	2.42	6.52	1.70	6.72	0.44	6.22
	5.52	4.64	2.50	5.20	2.16		5.22	5.84	5.44	5.88	5.08	6.62	2.64	6.18	2.92	6.64	3.08	7.64	3.42	6.66	5.00	6.73	4.32	6.16
27	3.62	5.56		5.88		5.54	3.12	6.10	3.52	5.88	3.?2	6.46	5.26	6.?0	4.70	6.74	3.14	6.78	2.00	6.52	1.68	6.74	1.04	6.74
	[illegible]	4.32	2.62		3.60		4.38	5.74	4.34	6.68	5.50	6.68	2.72	6.30	2.90	6.84	3.14	6.60	3.66	6.64	5.16	6.42	5.03	7.?0
28	4.00	5.20		6.52		6.38	3.36	6.20	3.02	6.32	2.80	6.40	5.30	6.20	4.30	6.88	2.74	6.64	1.92	6.64	1.70	5.62	1.50	6.33
	5.00	5.24	2.54		2.20		3.84	6.32	4.32	6.04	5.36	6.54	2.64	6.16	2.82	6.88	3.06	6.79	4.30	6.64	5.50	6.62	4.50	6.18
29	2.74	5.12			4.50	6.22	3.48	6.54	2.40	6.00	2.52	6.34	5.16	6.04	4.00	7.12	2.76	[illegible]	2.02	6.46	1.76	6.08	2.30	6.24
	5.08	5.52			2.20	6.50	2.88	6.20	4.54	5.96	5.20	6.54	2.56	6.22	2.92	7.04	4.03	7.18	4.62	6.30	5.18	6.00	4.50	5.54
30	2.04	5.34			2.20	5.86	3.32	7.02	2.34	6.08	2.34	6.20	4.86	6.?6	3.88	7.22	3.03	7.12	1.86	[illegible]	1.82	6.18	2.62	5.80
	4.74	5.02			3.80	6.06	2.76	6.48	4.84	6.38	5.?6	6.38	2.48	6.22	3.22	7.10	4.84	7.20	4.92	6.18	5.46	5.96	4.32	5.34
31	1.6?	5.70			2.12	6.14			4.82	6.26			4.62	6.18	3.84	7.30			2.10	6.42			3.70	5.94
	4.82	5.34			3.22	[illegible]			2.42	6.06			2.48	6.22	3.76	7.32			5.56	6.72			3.7?	
平均潮位 毎月平均	3.14	5.27	3.03	5.88	2.86	5.88	3.35	5.80	3.53	5.96	3.98	6.07	3.55	6.00	4.19	6.79	4.?6	6.85	3.78	6.42	3.61	6.14	3.86	6.41
平均潮位 一年平均	高 6.12 低 = 3.62 一年平均潮位差 = 6.12 − 3.62 = 2.50																							
大潮満干潮位平均 毎月平均	0.83	6.17	1.46	6.81	1.53	6.61			1.58	6.52	2.03	6.96	1.57	6.62	2.25	7.72	1.54	7.64	2.03	6.95	1.69	6.74	1.72	7.19
大潮満干潮位平均 一年平均	高 = 6.89 低 = 1.79 年平均潮位差 = 6.89 − 1.79 = 5.10																							
一年間ノ最高最低潮位	最高 大正元年八月十五日 8.12 最低 大正元年十二月廿六日 0.44 一年間ノ最高最低潮位差 = 8.12 − 0.44 = 7.68																							

單位 尺

大正二年神戸港潮位表

日＼月	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮
1		5.73		5.64		5.96		5.54		6.25	1.11	7.74	2.05	5.96	5.67	6.40	4.12	7.65	2.48	7.38	1.50	6.45	1.08	5.90
	3.12		2.12		2.36		2.93		3.54		4.73	5.67	[illegible]	7.10	2.18	7.35	2.04	7.30	2.82	7.20	4.55	6.52	4.60	6.12
2		6.19		5.80		5.51		5.49	4.16	6.10	3.15	7.14	2.25	5.97		7.04	3.64	7.94	2.15	7.28	1.83	6.29	2.02	6.68
	2.83		2.27		2.31		2.40		3.95	5.70	[illegible]	6.32	5.10	6.37	2.40	7.55	2.40	7.47	3.55	7.15	5.08	6.10	5.42	6.34
3		6.75		6.10		5.58	4.14	5.60	3.52	6.18	5.14	6.62	2.15	6.12	5.40	7.54	3.13	7.65	2.25	7.10	2.00	5.71	2.50	6.05
	2.20		5.01		2.37		2.78	5.27	1.68	5.71	3.18	7.14	5.65	7.04	2.36	7.54	2.76	7.35	4.27	7.61	5.02	6.06	5.20	5.93
4		5.76	2.24	6.03		5.80	2.92	5.75	3.70	5.94	5.61	6.90		7.16	5.06	7.68	3.04	6.14	2.35		2.35		2.96	
	5.00	5.63	4.86	5.58	4.70	5.21	3.45	5.74	2.90	5.98	2.92	[illegible]	2.13	7.13	2.61	7.74	3.50	7.04				6.20		6.04
5	1.63	5.45	2.24	6.25	2.34	5.89	2.82	5.90	3.82	6.11	5.23	6.76	5.16	6.91	4.75	8.00	3.06	6.42	2.40	6.16	2.80		3.06	
	4.52	5.22	4.63	6.08	4.21	5.47	4.12	6.34	2.51	6.28	2.46	7.23	1.75	7.41	3.13	7.89	4.34	[illegible]	5.32	6.35		5.95		5.54
6	1.42	5.76	2.31	6.45	2.20	5.80	[illegible]	6.31	1.96	6.24	[illegible]	7.06	5.00	6.93	4.61	7.76	3.40	6.13	2.50		3.23		3.40	
	4.45	5.37	4.60	6.11	3.88	6.02	2.79	6.42	2.13	6.38	2.25	6.41	1.97	6.79	3.87	7.75	5.24	6.66		6.30		6.45		5.25
7	1.34	5.93	2.40	6.06	2.40	6.18	[illegible]	6.62	4.11	6.31	5.25	6.50	4.80	6.84	4.49	7.28	3.45		3.00		[illegible]		3.82	
	4.34	5.39	2.82	6.03	3.32	5.85	4.12	6.48	1.99	6.50	1.91	6.50	2.16	6.75	4.50	7.61		6.55		6.55		6.13		5.30
8	1.16	5.78	1.94	6.06	2.10	5.96	3.45	6.50	4.38	6.23	5.18	7.36	4.73	6.75	4.67	6.88	3.50		3.75		3.75		3.34	
	4.23	5.56	1.74	6.39	2.98	6.22	2.38	6.27	1.68	5.96	1.98	6.42	2.63	6.56	5.24	7.41		6.87		6.80		5.64		5.41
9	1.63	6.09	2.17	6.23	2.38	6.15	3.36	5.98	4.28	5.34	5.06	6.40	4.52	6.42	4.58	7.20	3.52		3.73		4.25	5.20	3.52	
	4.45	5.27	3.50	6.11	1.06	6.08	1.91	5.83	1.78	6.25	2.52	6.58	3.25	6.42		7.20		6.79		6.58	3.90	5.46		5.58
10	1.84	5.90	2.67	6.31	2.25	5.94	3.51	5.88	[illegible]	6.18		6.23	[illegible]	6.08	3.96		3.54		3.40		4.06	5.81	3.10	5.39
	4.28	5.64	1.54	6.06	2.71	6.12	2.00	5.75	1.58	5.88	2.92		4.00	6.45		7.18		8.11		5.88	4.00	5.83	4.60	5.64
11	2.12	5.94	3.05	5.97	2.79	6.16	4.18	5.86	4.97	5.94		6.38	4.24	5.78	3.74		3.60		3.23		3.28	5.75	2.60	5.59
	4.28	5.69	3.28	5.22	2.50	5.82	2.32	5.88	2.04	5.85	3.50		4.80	6.32		7.06		6.89	[illegible]	6.12	4.04	6.06	4.62	5.96
12	2.56	5.68	1.01	5.44	3.16	6.10	4.94	6.11	5.20	5.80	4.95	6.50	3.96		3.53		3.46		4.36	6.06	2.91	6.00	2.44	6.75
	3.93	5.16	3.12	4.88	2.62	5.89	2.91		[illegible]	5.78	4.14	5.75		6.17		7.28		6.84	3.54	6.44	4.08	6.31	5.10	6.50
13	2.42	5.30	4.92	5.59	3.80	6.25		5.75		6.58	4.33	6.46	3.26		3.38		5.25	6.38	4.04	6.45	2.57	6.29	1.80	6.21
	3.90	4.82	3.27	4.68	3.12	5.68	2.40		3.24		4.70	5.81		6.49		7.28	3.28	6.78	3.56	6.60	4.35	6.64	4.78	6.18
14	2.82	5.25		5.35		5.75		5.88		6.20	4.30	6.38	2.94		3.28		4.75	6.80	3.96	6.75	2.84	6.50	1.40	6.18
	3.80	4.59	2.96		2.77		2.61		3.35		5.28	6.18		6.66		7.17	3.26	6.94	3.85	6.62	3.94	6.13	4.28	5.80
15	3.34	5.23		5.75		5.75		6.12		6.23	3.60	6.76	5.81	6.60	5.80	6.60	4.27	6.91	3.41	7.30	1.64	6.08	1.04	6.02
	3.59		2.93		2.85		2.86		3.80		5.47	6.62	2.93	6.98	3.03	6.83	3.12	6.90	4.10	7.09	4.24	5.84	4.27	6.04
16		5.42		5.87		5.98		6.13	3.25	6.37	3.36	6.86	2.60		5.18	6.58	3.94	7.06	3.42	7.35	1.55	5.98	1.20	6.35
	3.50		2.33		2.63		2.78		4.25	5.88	6.30	7.42		6.88	2.76	6.74	3.35	7.00	4.44	7.15	4.25	5.73	5.00	6.40
17				5.99		5.96	4.24	5.91	3.20	6.12	3.21	7.28	5.50	6.27	4.75	6.64	3.64	7.00	3.55	7.45	1.50	6.00	1.96	6.44
			1.97		3.31			5.38	5.80	6.08	5.85	7.31	2.45	6.87	2.68	6.75	3.58	7.02	4.95	7.06	4.75	5.13	5.00	6.66
18				6.26			2.50	5.85	3.80	6.42	5.78	7.24	5.33	6.40	4.60	7.04	3.45	6.97	2.40	6.78	1.66	6.10	1.38	5.70
			5.16				3.16	5.74	4.24	6.65	2.74	6.91	2.52	6.70	3.03	7.02	3.80	6.85	4.77	6.60	5.20	5.95	4.59	5.40
19			2.10	6.70			2.25	6.13	2.20	6.55	5.67	6.97	5.07	6.47	3.40	6.94	3.30	6.90	2.60	6.45	1.75	5.55	2.00	5.68
			4.88	6.06			2.56	6.51	4.40	6.76	2.87	7.53	2.58	6.69	3.26	6.90	4.42	7.12	5.00	6.20	4.75	5.40	4.55	5.35
20			1.25	6.33			2.71	6.75		6.65	[illegible]	7.23	5.04	6.50	4.25	7.04	3.64	7.08	2.53	5.94	1.84		2.35	5.35
			3.99	6.75			2.48	7.03	2.01	6.67	[illegible]	7.50	2.74	6.49	3.75	7.02	5.00	6.82	5.20	6.12		5.52	4.06	5.00
21			1.26	6.64			3.13	6.83	4.50	6.46	[illegible]	7.33	4.92	6.45	4.24	[illegible]	3.50	6.32	2.66		2.60		4.20	5.41
			3.66	7.16			2.04	7.03	1.74	6.35	3.32	7.34	2.99	6.58	4.24	7.12	5.00	6.63		6.32		6.38	3.44	
22			1.49	7.06			3.67	[illegible]	4.56	6.08	5.97	7.14	[illegible]	6.66	4.32	6.60	3.32		2.85		2.80		3.90	4.90
			3.38	7.77			2.24	7.30	1.79	6.25	3.50	7.02	3.58	6.81	4.35	6.65		6.54		6.49		5.50	3.02	5.48
23			2.04	7.08			4.67	8.10	4.87	6.13	5.61	6.55	5.12	6.45	4.12	6.27	3.25		2.90		3.91	4.68	4.44	4.95
			2.86	[illegible]			2.91	7.26	2.24	6.25	3.36	6.54	3.96	6.68	4.97	6.64		6.42		6.55	3.16	5.42	2.06	5.31
24			2.08	6.46			4.82	6.57	5.20	6.33		6.15	4.84	6.00	4.12		3.10		2.96		3.38	5.03	4.28	5.09
			2.32	6.00			2.13	6.25	2.75	6.14	3.72		4.21	6.31		6.58		6.23		6.35	3.15	5.32		5.10
25			2.68	6.26	[illegible]	6.90	4.97	6.17	5.14	6.06		6.40	4.62	5.60	4.00		2.92		3.00		2.18	4.83	1.27	5.20
			2.64	5.78	2.13	6.41	2.50	5.70	2.86		3.97		4.63	6.11		6.52		6.34		6.31	3.10	5.45	4.20	5.21
26			3.70	6.20	3.80	6.32		6.06		6.08		6.12	4.46		3.82		2.96		2.94	6.06	1.80	5.44	1.10	5.75
			2.98	5.12	1.94	5.66	2.67		3.63		4.31			5.95		7.06		6.55	1.69	6.40	3.52	6.12	4.47	5.47
27				5.60	4.12	5.75		6.22		6.42		[illegible]	4.12		3.80		3.00		1.68	6.41	1.52	5.86	1.18	6.02
			2.91		2.15	5.03	2.79		3.63		4.63			6.34		7.24		6.60	3.21	6.90	2.85	6.20	4.55	5.70
28	2.99	5.64		5.98	4.70	5.66		5.71		5.87	4.64	6.00	3.70		3.25		4.60	6.50	3.38	7.15	1.08	6.03	1.18	6.11
	3.31	4.98	2.68		2.60		3.12		3.83			6.01		6.58		[illegible]	2.30	6.73		7.34	4.06	6.08	4.52	5.90
29		6.31				5.75		6.21		5.87	3.32		3.62		2.75		3.80	6.39	2.40	7.18	0.64	5.81	3.95	5.76
	3.46				2.33		3.37		4.40			5.44		6.78		[illegible]	2.32	7.11	3.32	7.42	3.82	5.55	4.27	5.18
30		5.57				5.50		6.90	4.58	6.38	2.94		3.34		5.59	6.95	3.16	7.28	2.02	7.13	1.56	6.55	1.25	5.77
	2.49				2.61		3.95		4.42	5.25		6.80		6.80	2.60	7.46	2.45	7.25	1.75	7.21	3.90	5.68	4.41	5.82
31		5.54				5.62			3.60	5.69			2.70		4.99	7.38			1.66	6.91			1.40	5.38
	2.57				2.78				4.27	5.07				6.96	[illegible]	7.26			4.31	[illegible]			3.85	5.25
平均潮位 毎月平均	3.42	5.60	2.97	6.09	2.90	5.31	3.13	6.21	3.59	6.10	4.19	6.60	3.86	6.74	1.85	7.11	3.54	6.89	3.37	[illegible]	3.15	5.87	3.22	5.73
平均潮位 毎年平均	高 = 6.25　　低 = 3.43　　一年平均潮位差 = 6.25 − 3.43 = 2.82																							
大潮満干潮位平均 毎月平均	1.16	6.75	1.60	7.11	2.02	6.54	2.02	7.30	1.65	6.63	2.33	7.31	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.64	2.53	7.54	2.34	7.49	1.31	6.59	1.07	6.51
大潮満干潮位平均 毎年平均	高 = 7.07　　低 = 1.89　　一年平均潮位差 = 7.07 − 1.89 = 5.18																							
一年間ノ最高最低潮位	最高 大正二年九月十日 8.11　最低 大正二年十一月廿九日 0.64　一年間ノ最高最低潮位差 8.11 − 0.64 = 7.47																							

単位尺

大正三年神戸港潮位表

日＼月	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮
1	1.84	5.34	2.83	5.35	2.80	5.78	4.85	6.00	4.96	5.90		5.94	4.20	5.33	3.10		3.60		5.35	8.25			2.85	6.14
	4.20	5.25	3.38	4.84	2.85	5.50	3.20	5.90	2.70		3.10		4.27			7.64		7.28	4.15	7.15			4.20	6.25
2	2.82	5.94	3.50	5.18	3.55	6.21	5.06	6.60		6.27	4.60	5.92		6.15	3.04		5.90	6.44	5.01	7.24			2.66	6.50
	4.50	5.25	3.20	4.15	3.45	6.20	3.00		2.80		4.00	5.45	3.55			6.92	3.18	7.00	3.90	7.20			5.16	6.43
3	3.04		3.72	5.77	4.75	6.04		5.62		5.86	4.55	6.13	3.08	6.32	2.95		5.24	6.82	4.38	7.25			2.00	6.30
		5.65	2.65		3.40	5.40	2.50		2.55		4.52	6.84	5.45	6.06		7.10	3.12	7.02	3.81	7.25			4.75	6.17
4	3.32			4.96	4.96	5.80		5.70		5.55	3.62	6.25	2.80	6.45	2.86		4.60	7.10	3.75	7.23			1.87	6.28
		5.10	2.42		3.22		2.82		2.92		4.53	5.92	5.60			7.10	3.14	7.25	3.84	7.27			4.60	6.29
5	3.64			5.16		5.94		6.02	4.30	5.66	2.94	6.35	2.73	6.60	5.45	6.63	4.27	7.15	3.72	7.44	4.55	6.90	1.82	6.24
	3.50	5.24	2.35		3.10		2.65		3.25	5.10	4.55	6.16	6.00	7.21	2.40	6.64	3.20	7.25	4.13	7.35	3.00	7.06	4.85	6.10
6		5.25		5.80		6.10		5.90	3.86	5.83	2.25	6.44	2.68	7.03	4.60	6.60	4.80	7.21	3.40	7.30	3.15	7.00	2.00	6.21
	3.30		2.25		3.45		2.80		3.32	5.60	4.65	6.43	5.70	7.38	2.32	6.65	3.48	7.23	4.62	7.28	3.10	7.48	4.88	6.70
7		6.40		5.64		7.88	4.63	6.10	3.42	6.20	1.84	6.33	2.20	6.80	4.32	6.66	3.70	7.22	3.40	7.15	5.30	6.85	2.22	
	2.76		2.00		3.00		2.72	5.75	3.63	6.43	4.88	6.77		6.95	2.40	6.57	3.85	7.15	5.10	7.46	2.43	6.50		6.00
8		5.45		5.97		6.00	3.90	6.25	2.60	6.62		6.58	5.16	6.63	4.10	6.70	3.75	7.13	3.75	7.23	5.20	6.35	2.55	5.91
	1.54		1.78		2.35			6.54	3.64	6.70	1.92	7.42	2.00	6.73	2.68	6.60	4.30	7.16	5.32	7.10	2.56		4.90	5.66
9		5.14		6.14		6.32	2.50	6.31	2.00	6.75	5.50	6.90	4.94	6.52	4.00	6.60	3.70	6.84	3.36	6.54			2.70	5.80
	4.55	4.95	4.52	5.55	1.82		2.55	6.45		6.76	2.02	7.13	2.18	6.65	3.03	6.68	4.75	7.00	5.70	6.72			4.79	5.32
10	1.44	4.85	1.40	6.20	3.80	6.06	2.41	6.53	3.86	6.85	5.42	6.92	4.78	6.66	3.93	6.42	3.92	6.44	3.58		3.10		3.31	
	4.00	5.84	4.08	5.41		6.00	2.20	5.94	1.58	6.85	2.06	6.87	2.40	6.65	3.48	6.50	5.45	6.75		6.75		5.80		6.20
11	0.96	5.20	1.20	6.27	1.75	6.42	2.85	7.00	4.27	6.70	5.25	6.50	4.60	6.46	3.95	6.10	4.20		3.73		3.42		4.16	
	3.85	5.00	3.52	6.42	3.45	6.85	2.06	6.83	1.75	7.25	2.32	6.51	2.80	6.34	4.12	6.46		7.06		6.92		6.27		6.54
12	0.62	5.34	1.20	6.40	1.85	6.80	3.20	6.75	5.25	6.92	5.33	6.48	4.61	6.30	4.16	5.98	4.40		[illegible]		3.80		4.61	5.80
	3.84	5.55	3.14	6.52	3.10	7.40	1.68	6.64	1.80	6.65	2.70	6.35	3.37	6.42	4.82	6.71		7.27		6.27		6.35	4.63	6.70
13	0.48	5.63	1.42	6.40	2.18	7.25	3.75	6.66	5.06	6.48	5.24	6.04	4.80	6.30	4.40	5.82	4.21		3.70		4.25	6.00	3.90	6.20
	3.66	5.94	2.85	6.56	2.96	7.75	2.75	6.90	2.20	6.53	3.16	6.00	4.36	6.75	6.27	6.43		7.08		6.61	4.06	6.84	4.75	6.44
14	1.30	6.92	2.10	6.50	2.80	7.00	5.34	7.10	5.43	6.60	5.08	5.60	5.20	6.06	4.14		4.28		3.68		3.85	5.86	3.06	6.02
	4.38	6.62	2.70	5.94	2.18	6.80	2.15	6.93	2.60	6.42	3.54		4.92	6.50		6.65		8.44		6.64	5.10	5.12	5.06	6.66
15	0.75	5.92	2.55	6.18	2.76	6.77	5.04	6.04	5.80	6.68		5.93	5.02		4.20		4.20		3.62		3.92	6.96	2.46	6.14
	3.50	6.10	2.58	5.4[illegible]	2.25	6.20	2.25		3.43		4.31			6.30		6.87		7.15		6.60	4.20	6.93	5.40	7.00
16	1.20	5.60	3.55	5.82	3.40	6.44		6.92		6.50		6.10	4.40		4.10		3.90		3.32	6.09	2.70	6.60	1.94	6.92
	3.09	5.21	2.75	4.75	2.26	5.70	2.43		3.80		4.87			6.20		6.82		7.44	4.28	6.64	3.88	6.75	5.10	6.55
17	1.48	5.21	4.26	5.38	4.10	6.04		5.77		6.60		6.33	4.18		3.87		3.64		3.40	6.90	1.76	6.66	1.45	6.88
	2.90	4.82	2.63		2.53		2.62		4.13		4.53			6.55		7.20		7.38	3.72	7.21	3.93	6.72	5.08	6.78
18	2.44	5.48		5.60		6.[illegible]		5.75		6.27		6.10	3.94		3.48		5.28	7.12	3.82	7.50	1.20	6.86	1.45	6.80
	3.10	4.40	2.55		2.80		3.80		4.27		4.20			6.86		7.32	3.16	7.42	3.25	7.75	4.34	7.00	4.64	6.53
19	3.20	5.26		6.00		5.80		5.72		5.96	3.88	6.22	3.78		3.32		4.48	7.74	3.80	7.72	1.45	7.02	1.15	6.42
	2.96		2.56		2.41		3.30		4.75		5.61	6.20		6.93		7.55	3.08	7.80	2.98	7.96	4.96	6.92	4.55	6.27
20		5.35		6.41		5.96	4.52	5.75	5.00	6.40	3.62	6.45	3.40		[illegible]	7.10	4.84	7.94	4.70	8.50	1.62	7.03	1.18	6.10
	2.46		2.58		2.91		3.62	5.20	5.00	6.41	5.84	6.60		7.10	3.08	7.68	3.04	7.86		8.12	5.55	7.25	4.56	6.11
21		5.20		6.25		6.25	4.04	5.77	3.92	6.40	3.15	6.55	6.22	6.92	5.40	7.64	3.40	8.02	2.08	7.31			1.70	6.05
	1.72		2.25		3.15		3.44	5.35	4.70	6.06	5.48	6.50	3.27	7.30	2.82	7.63	3.64	8.10	4.35	7.00			4.57	5.82
22		5.27	4.70	6.22		6.12	3.43	5.74	3.21	5.96	2.73	6.27	6.10	7.00	4.80	7.84	3.25	8.00	1.92	6.82			2.44	6.25
	1.55		2.25	5.44	3.14			5.68	4.83	5.83	5.25	6.40	3.20	7.56	2.79	7.79	4.08	7.88	4.92	6.80			4.91	5.75
23		5.68	4.25	6.25	4.70	6.25	3.55	5.92	3.06	6.13	2.35	6.20	5.86	7.26	4.20	8.15	2.88	7.36	2.15	6.32			3.41	5.20
	1.53			5.80	3.10	5.86	2.85	5.75	4.88	6.45		6.54	3.84	7.60	3.12	8.03	4.54	7.30	5.41	6.68			4.40	5.00
24		5.98	2.04	5.80	4.52	6.45	2.80	6.10	2.96	6.35	5.25	6.30	5.55	7.55	4.15	8.21	3.00	6.76	2.40				3.32	
	1.70		3.70	6.06		6.20	4.04	6.22	4.90	6.53	2.42	6.75	2.72	7.55	3.76	8.04	5.42	7.10		6.77				5.32
25		6.32	2.12	6.20	3.00	6.10	2.83	6.55	2.48	6.27	5.31	6.50	5.18	7.75	4.10	8.09	3.18	6.60	3.00				3.76	
	1.32		3.70	6.52	3.55	6.26	3.96	6.46	6.40		2.34	6.80	2.86	7.60	4.75	8.31	6.10	7.18		6.60				5.25
26		6.00	2.55	6.55	2.75	6.10	2.24	6.20	4.90	6.16	5.38	6.61	4.96	7.62	4.76	7.93	3.54						3.40	
	4.32	6.12	3.58	6.40	3.00	6.12		6.10	4.32	6.55	2.35	6.70	3.25	7.58	5.04	7.40		7.20						5.43
27	1.75	6.15	2.40	6.20	2.80	5.95	3.94	6.12	5.08	6.25	5.28	6.50	4.80	7.57	3.70	6.23	3.62						3.18	
	3.94	5.78	2.92	5.93	2.80	6.25	2.25	6.26	2.50	6.63	2.80	6.71	3.50	7.48	5.45	6.75		7.20						5.25
28	1.48	5.77	2.50	5.75	2.96	6.10	4.42	5.96	5.23	6.43	5.19	6.45	4.72	7.30	3.45		3.58						2.53	
	3.60	5.70	2.71	5.62	2.70	6.21	2.00	5.73	2.65	6.66	4.91	6.54	4.55	7.72		7.20		7.50						5.40
29	1.95	5.80			3.44	6.11	4.30	5.55	5.45	6.80	3.21	6.13	4.64	6.56	3.73		4.25				3.06	5.27	2.26	
	3.45	5.52			2.66	6.25	2.08	5.56	2.64	6.75	3.35	6.38	4.93	6.88		7.40		7.52			4.30	5.56		5.40
30	2.08	5.60			3.92	6.64	4.60	5.68	5.82	6.50	4.68	5.75	4.10	5.84	3.85		4.35				2.82		1.96	5.58
	3.32	5.40			3.25	6.50	2.40	5.80	2.78	6.12	3.93	6.12	5.40	6.40		7.28		7.80				5.57	4.70	5.50
31	2.35	5.40			4.65	6.12			5.20	5.86			3.52		3.90								1.92	6.42
	3.25	5.04			2.85	5.96			2.80					6.70		7.42							4.83	[illegible]
平均潮位 毎月平均	2.66	5.55	2.79	5.86	3.10	6.29	3.23	6.13	3.82	6.35	3.99	6.38	4.19	6.82	3.92	7.08	4.03	7.29	3.85	7.12	3.61	6.54	3.49	6.06
平均潮位 一年平均	高 = 6.46　低 = 3.56　一年平均潮位差 = 6.46 − 3.56 = 2.90																							
大満潮時潮位平均 毎月平均	0.90	6.36	1.62	6.55	2.21	7.26	1.84	6.83	2.03	7.04	2.09	7.11	2.36	7.57	2.56	7.93	3.08	7.68	2.64	8.38	1.82	7.37	1.49	6.75
大満潮時潮位平均 一年平均	高 = 7.20　低 = 2.05　一年平均潮位差 = 7.20 − 2.05 = 5.15																							
全年間ノ最高最低潮位	最高　大正参年十月二十日　8.50 最低　大正参年一月十三日　0.48 一年間ノ最高最低潮位差 = 8.50 − 0.48 = 8.02																							

単位　尺

大正四年神戸港潮位表

日＼月	1 干潮	1 満潮	2 干潮	2 満潮	3 干潮	3 満潮	4 干潮	4 満潮	5 干潮	5 満潮	6 干潮	6 満潮	7 干潮	7 満潮	8 干潮	8 満潮	9 干潮	9 満潮	10 干潮	10 満潮	11 干潮	11 満潮	12 干潮	12 満潮
1	[illegible]	[illegible]	1.65	6.44	2.00	6.56	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]		3.14		[illegible]		[illegible]	
	4.30	5.60	3.84	6.28	4.04	[illegible]	2.20	[illegible]	1.60	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]		[illegible]		6.21		5.62
2	1.31	5.96	1.63	6.48	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.04	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]		[illegible]		[illegible]		4.74	4.80
	[illegible]	5.91	3.50	6.50	[illegible]	7.06			[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]				7.1		6.04		6.34	[illegible]	[illegible]
3	1.34	5.94	2.06	6.68	[illegible]	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.32	4.84				[illegible]		3.44		[illegible]	[illegible]	3.52	[illegible]
	4.15	[illegible]	[illegible]	6.75	2.81	[illegible]			2.52	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.13	[illegible]				6.72		6.01	[illegible]	[illegible]	4.45	[illegible]
4	0.80	[illegible]	2.84	7.13	[illegible]	[illegible]			5.02	6.70		[illegible]	4.54	[illegible]			[illegible]		[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	3.70	5.35	3.46	[illegible]	2.72	6.81			[illegible]		[illegible]	[illegible]	1.54	[illegible]				[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
5	1.10	[illegible]	[illegible]	6.67	[illegible]	7.00			[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.72				3.64		3.40		4.04	[illegible]	2.27	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	3.35	[illegible]	[illegible]	6.48			[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]				[illegible]		[illegible]	[illegible]	7.20	4.52	[illegible]
6	1.62	5.50	1.77	[illegible]	[illegible]	6.54		[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.54	[illegible]	[illegible]	6.64	3.88		3.68		1.50	6.20	3.21	6.98	1.64	6.86
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.80	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]		[illegible]		6.96	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.58	7.00
7	2.28	[illegible]	4.28	[illegible]	4.51	6.40		[illegible]		[illegible]		[illegible]	[illegible]		3.64		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.27	7.08	1.54	7.20
	[illegible]	5.75	2.65		[illegible]		2.58		1.82		[illegible]			[illegible]		[illegible]	[illegible]	7.44	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.52	[illegible]	[illegible]
8	3.61			[illegible]		[illegible]		[illegible]		5.16		[illegible]	3.70		1.68		[illegible]	8.00	[illegible]	8.46	3.32	7.50	0.68	6.58
		6.48	2.66		[illegible]		2.50		1.90		[illegible]			6.69	[illegible]	7.58	4.38	[illegible]	[illegible]	7.47	4.75	[illegible]	4.38	6.91
9	[illegible]			[illegible]		[illegible]		[illegible]	4.40	6.06		6.97	[illegible]		[illegible]	7.24	[illegible]	8.70	1.72	7.75	2.18	7.62	1.06	[illegible]
		5.57	[illegible]		[illegible]		[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]			6.84	6.32	7.96	3.75	7.93		[illegible]	5.13	7.60	4.75	6.81
10	[illegible]			6.25		6.27	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.00	6.04	3.44		[illegible]	7.58	4.42	7.84	2.64	7.18	1.96	6.92	[illegible]	[illegible]
		5.48	2.22		[illegible]		[illegible]	[illegible]	4.50	[illegible]	5.25	6.25		7.21		[illegible]	3.35	7.55	3.78	7.11	5.20	6.81	4.06	5.75
11	2.86	6.05	[illegible]	6.52		6.10	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.25	6.25			[illegible]	[illegible]	3.75	[illegible]	2.24	6.91	1.96	6.82	1.55	5.78
	3.44			[illegible]	2.55		3.80	[illegible]	4.56	6.44		[illegible]			3.44	7.73	3.62	7.64	4.17	7.15	[illegible]	6.92	4.43	5.50
12		6.66	2.16	6.58		6.30			3.12	[illegible]	5.40	6.52			5.30	[illegible]	3.55	7.55	2.55	[illegible]	2.57	6.20	2.52	[illegible]
	2.35	6.35	4.82	6.10	2.40				4.60	6.44	2.75	6.75			3.70	7.94	4.20	7.68	5.21	7.32	5.29	6.10	4.76	5.50
13			1.83	6.52	[illegible]	6.12			2.68	6.18	5.20	6.25			5.10	[illegible]	3.62	7.32	2.80	6.71	2.62		3.44	5.64
	[illegible]	5.95	4.49	6.64	4.46	[illegible]			4.52	6.20	2.31	[illegible]			3.80	7.87	4.84	7.53	5.75	7.20		6.25	4.96	6.06
14	1.34	5.75	1.64	6.52	2.46	[illegible]			2.40	6.07	3.06	6.41			[illegible]	[illegible]	3.53	6.77	2.82		2.82		4.55	
	[illegible]	6.18	3.83	6.56	3.48	6.16				6.08	2.27	6.50			[illegible]	7.80	5.38	[illegible]		6.95		[illegible]		5.98
15	1.11	6.60	1.50	6.20	2.40	[illegible]			4.41	[illegible]	5.12	6.25			4.40	7.48	3.41	6.42	[illegible]		3.50		1.06	5.67
	4.72	6.15	[illegible]	6.50	3.16	6.42			2.16	[illegible]	2.52	6.50			4.28	7.36	5.92	6.82		6.59		6.15	4.48	[illegible]
16	1.02	6.37	2.00	6.50	2.39	6.16			[illegible]	[illegible]	5.12	6.20			4.30	7.03	3.25		3.32		4.46			5.70
	4.33	6.33	[illegible]	6.48	2.82	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.41			[illegible]	7.32		6.98		6.85		6.56	3.30	
17	1.44	6.60	2.30	6.46	2.85	6.28			[illegible]	6.50	3.27	6.35			[illegible]	6.50	3.34		3.90		4.82	6.25		6.18
	4.00	[illegible]	3.15	6.36	2.83	6.30			2.66	6.28	3.10	6.46			[illegible]	6.96		6.93		7.69	[illegible]	7.10	3.06	
18	[illegible]	6.09	2.91	[illegible]	3.20	6.40			5.06	6.90	5.40	6.15	4.36	6.25	4.08		3.20		4.12		4.21	6.48		5.93
	3.66	6.07	3.39	6.28	2.94	6.70			[illegible]	6.25	3.35	6.35	3.96	6.64		7.10		6.91		6.96	[illegible]	6.75	2.14	
19	2.00	6.28	3.54	6.56	4.00	6.84			5.36	6.25	5.28	5.92	4.35	5.82	3.84		3.10		3.90		[illegible]	[illegible]	4.50	5.54
	[illegible]	[illegible]	3.41	[illegible]	[illegible]	6.66			3.10	6.00	3.80	6.27	4.57	6.50		7.15		6.83		6.66	4.75	[illegible]	1.82	[illegible]
20	2.76	6.03	3.16	6.30	4.15	6.30			5.31	5.80	4.86	5.62	4.10	5.48	[illegible]		3.25		[illegible]	6.42	2.80	[illegible]		[illegible]
	[illegible]	[illegible]	3.58	[illegible]	[illegible]	[illegible]			2.77		[illegible]	6.25	4.92	6.12		7.25		7.03	4.08	6.84	4.74	6.58	[illegible]	
21	[illegible]	5.65	[illegible]	5.63	4.34	5.95				5.80			3.40	6.18	[illegible]		[illegible]	6.05	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.38	1.76	[illegible]
	3.73	[illegible]	3.02		2.90	5.22			[illegible]					[illegible]		7.25	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.15	[illegible]	6.40	4.75	[illegible]
22	3.65	5.72		5.55	4.75	5.64				6.08			2.82		3.00		4.38	6.90	3.46	6.92	2.34	[illegible]	[illegible]	6.56
	[illegible]		2.88		3.21				4.21					6.37		7.28	[illegible]	6.95	4.16	7.08	[illegible]	6.54	5.66	[illegible]
23		5.64		5.90		6.44				6.72			2.42		2.79		[illegible]	7.18	[illegible]	6.98	2.30	6.64	1.75	[illegible]
	[illegible]		3.33		3.02				4.55					6.60		[illegible]	3.40	7.34	4.21	6.92	[illegible]	[illegible]	4.52	[illegible]
24		5.55		6.14		[illegible]		5.92	4.56	6.48					[illegible]	7.23	3.60	7.40	[illegible]	6.91	[illegible]	6.24	[illegible]	[illegible]
	[illegible]		2.84		2.64		[illegible]		4.25	[illegible]					2.58	7.10	3.81	7.48	[illegible]	[illegible]	5.04	6.50	[illegible]	[illegible]
25		5.68		5.72		5.75	[illegible]	5.72	[illegible]	[illegible]					4.64	7.50	3.45	7.32	2.68	6.82	[illegible]	6.62	[illegible]	6.08
	2.78		2.68		[illegible]		[illegible]	[illegible]	4.42	6.18					2.87	7.44	4.20	7.35	[illegible]	6.34	5.54	7.21	[illegible]	[illegible]
26		5.96		6.28		[illegible]	1.64	5.64	1.18	[illegible]					4.44	8.12	3.26	[illegible]	3.04	6.96	2.90	6.65	[illegible]	[illegible]
	2.15		2.94		3.34		[illegible]	[illegible]	4.72	6.58					3.60	[illegible]	[illegible]	7.21	5.14	6.76	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
27		5.96		6.48		6.02	3.25	5.90	2.78	6.72			4.60	6.52	4.20	7.84	3.46	6.82	[illegible]	6.94	3.90	6.31	[illegible]	[illegible]
	3.06		2.96		2.54		1.41	6.27	4.70	7.10			1.85	6.84	1.62	7.46	4.88	6.70	5.60	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
28		7.14	4.52	6.55	[illegible]	5.75	[illegible]	6.46	2.04	6.84			[illegible]	7.00	[illegible]	[illegible]	3.24	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.25	6.18	[illegible]	[illegible]
	2.41			6.60	2.60	5.64	[illegible]	6.30		7.42			2.20	6.80	4.12	[illegible]	4.90	6.28	[illegible]	6.25	5.55	[illegible]	4.74	[illegible]
29	2.88	6.17			3.91	6.22	2.44	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5.98	7.75	4.12	6.96	3.80	6.70	[illegible]	[illegible]	3.30		3.12		[illegible]	6.10
	4.90	5.62				7.25		[illegible]	2.00	7.48	2.40	7.34	2.60	6.75	4.35	6.75	[illegible]	6.38		6.55		5.96	4.25	[illegible]
30	1.39	5.91			2.40	6.44	4.00	[illegible]	[illegible]	7.12	5.26	7.10	3.94	6.68	3.85	6.25	3.40		[illegible]		3.45		4.40	[illegible]
	4.38	[illegible]			[illegible]	[illegible]	1.46	6.95	[illegible]	7.45	[illegible]	7.06	3.16	6.62	5.00	[illegible]		6.20		6.80		5.75	3.32	4.70
31	1.44	[illegible]			2.48	6.68			[illegible]	7.13			[illegible]	6.31	4.06				3.75				4.44	5.50
	4.17	[illegible]			2.48	[illegible]			2.25	7.20			3.52	[illegible]		5.70				[illegible]			2.84	
平均潮位 平均月	3.06	[illegible]	3.10	[illegible]	3.03	[illegible]	3.23	[illegible]	[illegible]	6.43	4.14	[illegible]	3.91	[illegible]	4.42	7.34	4.05	7.11	3.77	6.86	3.90	6.63	3.46	5.92
平均年	高 6.42 低 3.66 一年平均潮位差 6.42 3.66 - 2.76																							
大潮満干潮位平均 平均月	1.07	[illegible]	[illegible]	6.64	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.43	2.14	7.36	[illegible]	7.11	3.11	[illegible]	3.31	[illegible]	2.46	7.77	2.14	7.42	1.22	6.88
平均年	高 7.34 低 = 2.14 一年平均潮位差 - 7.34 2.14 - 5.20																							
最低最高潮位 年間ノ	最高 大正四年九月九日 8.70　最低 [illegible] 0.68　年間ノ最高最低潮位差 - 8.70 0.68 8.02																							

單位尺

大正五年神戸港潮位表

月 / 日	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮	干潮	滿潮
1	5.12	5.60	1.56	6.10	4.93	6.37			4.14	6.56	5.32	6.45	5.48	7.00	5.05	7.40	4.00	7.50	3.16	6.93	2.82	6.64	3.10	6.54
	2.70	6.12	4.92	5.60		5.73			2.50	6.55	2.80	6.66	3.00	6.85	3.45	7.13	4.25	7.27	5.05	7.28	5.84	6.74	5.40	5.90
2	5.66	6.51	1.57	6.50	1.85	6.40			4.27	6.55	5.23	6.50	5.63	7.13	4.75	7.40	3.75	6.90	3.50	6.80	3.18		3.66	
	1.94	6.50	4.72	6.25	4.24	6.30			2.56	6.75	2.62	6.75	3.85	6.72	3.85	7.30	4.48	7.20	5.60	7.10		6.60		6.40
3	4.88	6.28	1.30	6.53	1.57	6.15			4.46	6.40	5.06	6.70	5.05	6.70	4.82	7.35	3.91	6.75	3.64		3.52		4.30	
		5.90	4.17	6.64	3.34	6.20			2.30	6.57	2.57	6.50	2.88	6.62	4.20	7.40	3.35	7.20		7.26		6.64		6.20
4	1.40	6.00	1.19	6.32	1.50	6.47			4.54	6.25	5.35	6.44	4.65	6.45	4.85	7.00	4.25		3.75		3.75		4.60	
	4.90	6.20	3.45	6.45	3.10	6.57			3.20	6.16	2.95	6.52	3.00	6.62	4.52	7.20		7.21		7.0		6.45		6.58
5	0.80	6.32	1.12	6.50	1.80	6.24	3.52	6.52	4.56	6.06	5.30	6.12	4.82	6.40	4.63	6.60	4.20		3.66		4.02	5.76	3.95	5.75
	3.90	5.95	3.25	6.90	2.45	6.30	2.15	5.82	2.35	6.03	3.20	6.40	3.42	6.53	5.10	7.25		7.20		6.90	4.55	6.64	5.10	6.15
6	0.25	6.10	1.80	6.70	1.98	6.13	3.74	5.98	4.84	5.82	5.40	6.23	4.75	6.08	4.70	6.30	3.82		3.80		4.40	6.25	3.30	5.92
	3.47	6.10	3.34	6.80	2.25	6.15	2.00	5.52	2.80	6.37	3.50	6.40	3.60	6.32	5.70	7.10		7.18	5.77	7.10	3.96	6.75	5.16	6.19
7	0.56	6.14	2.70	6.68	2.50	6.06	4.20	5.66	5.96	7.00	5.45	6.00	4.35	5.90	4.55		3.65		3.75	6.85	4.56	6.50	2.84	6.25
	3.70	6.30	3.62	6.70	2.30	5.82	2.70	4.92	3.70	6.35	3.84		4.30	6.68		7.13		7.30	5.16			7.00	5.00	6.15
8	1.28	6.20	3.55	6.93	3.00	5.75			5.42	6.00	5.25	6.20	4.62	5.78	4.22		3.40		3.75	6.60	3.60	7.00	2.50	6.64
	3.84	6.23	3.90	6.20	2.25	5.24			3.06			5.60	4.75	6.62		7.40		7.32	4.60	7.13	4.78	7.25	3.18	6.46
9	2.14	6.50	4.22	6.27	1.60	5.67				5.96		5.80	3.20	5.49	3.99	7.60	3.10	6.61	3.77	7.10	3.10	7.03	2.10	6.20
	4.36	6.22	3.40	5.15	2.40	4.82			3.63		4.15		5.14	6.15	6.78	7.50	5.25	7.30	4.10	7.50	4.04	6.85	4.92	5.98
10	2.82	6.03	4.33	5.64	4.17	5.30				6.02	4.20	5.75	3.70		3.65	7.84	3.26	7.40	4.00	7.55	2.60	7.20	2.20	6.45
	3.86	5.04	3.02		2.64				3.82		4.70	5.15		6.40	6.66	7.35	4.80	7.79	4.52	7.52	5.02	7.00	5.03	6.37
11	3.08	5.46		5.73		5.60				5.94	3.90	5.97	3.32	6.50	3.30		3.60	8.35	4.03	7.57	2.65	7.02	2.35	6.50
	3.46	4.58	3.45		2.50				4.00	5.15	5.57	5.57	5.85	6.70	6.21	7.90		7.85		7.60	5.10	6.70	5.42	6.55
12	3.60	5.36		6.00		5.48		5.75	4.48	5.92	3.50	6.15	3.03	7.04	3.03	7.65	4.10	8.00	3.26	7.58	2.65	6.05	2.64	6.78
	3.36		2.88		2.56		3.32		4.07	5.15	5.40	6.30	6.00	6.21	4.70	7.55	3.25	7.90	4.25	7.30	5.30	6.55	5.52	6.43
13		5.23		5.80		5.38		5.82	3.96	5.62	3.18	6.50	2.92	7.65	2.94	8.02	3.50	8.00	3.30	8.20	2.55	6.50	2.40	6.33
	3.05		2.92		2.84		3.60		4.17	5.50	5.40	6.84	6.03			8.10	3.68	7.90	5.09	7.50	5.25	6.42	5.20	6.13
14		5.92		6.17		5.52	4.25	5.65	3.60	5.90	2.80	6.82	2.55	7.06	5.10	8.25	3.42	7.82	2.90	6.96	2.75	6.43	3.02	6.63
	3.13		2.56		2.70		3.20	5.30	4.25	5.87	5.75	7.40	5.65	7.75	2.90	7.88	4.04	7.75	5.00	7.00	5.46	6.20	6.37	6.58
15	5.60	5.86		5.34		5.40	3.44	5.70	2.90	6.23	2.66	7.10	2.75	7.22	4.40	8.10	3.40	7.40	3.20	6.78	2.76	5.90	3.24	6.35
	2.94	6.10	4.76	5.17	2.76		3.50	5.60	4.15	6.15	3.82	7.82		7.50	3.07	7.77	4.50	7.40	5.46	6.91	5.12	6.06	3.25	5.82
16	5.75	6.23	2.39	5.62	4.33	5.63	3.08	6.21	2.30	6.30	2.38	7.40	5.02	7.35	4.12	7.95	3.50	6.95	3.20	6.20	3.32	6.20	3.44	5.86
	6.08	6.08	4.75	5.25	2.64	5.16	3.18	5.98	4.20	6.45		7.75	2.02	7.27	3.75	7.96	5.04	7.04	5.54	6.55	5.70	6.25	5.20	6.40
17	2.62	5.88	1.75	5.38	3.90	5.68	2.60	6.35	2.02	6.50	5.75	7.55	4.65	7.32	4.25	7.85	3.64	6.80	3.20		3.84		3.95	5.90
	5.16	5.66	3.88	5.30	2.38	5.80	6.54	6.54		6.90	2.02	7.48	2.20	7.18	4.58	8.02	5.52	6.80		6.64		6.32	4.60	5.10
18	2.32	5.96	1.60	5.70	3.33	5.82	3.35	6.50	4.68	6.77	5.92	7.02	4.35	7.40	4.60	7.50	3.60		3.64		4.60		4.60	
	5.07	5.82	3.73	6.06		5.82	2.52	6.84	2.00	7.15	2.06	7.02	2.85	7.10	5.55	7.78		6.90		6.44		6.33		6.03
19	2.27	6.14	2.00	6.05	2.14	5.80	3.70	6.80	5.04	6.93	5.08	6.98	4.35	7.15	4.95	6.98	3.78		3.86		4.62		5.00	
	4.86	5.84	3.45	6.08	2.60	6.25	2.15	6.96	1.80	7.10	2.54	7.08	3.60	7.17	6.03	7.30		6.75		6.34		6.42		6.04
20	2.07	6.10	1.75	5.86	2.30	6.15	4.24	7.00	5.10	6.75	5.30	6.91	4.50	6.76	4.60		3.80		4.16		4.74		3.90	
	4.50	5.96	2.67	5.93	2.50	6.50	2.30	6.94	2.00	7.84	3.32	7.08	4.30	6.90		7.15		6.42		6.48		6.20		6.03
21	1.92	6.20	1.70	6.02	2.50	6.42	4.64	6.64	5.25	6.50	5.00	6.25	4.64	6.22	4.25		3.91		3.94		4.45	5.80	3.20	5.96
	4.25	6.36	2.61	6.06	2.45	6.68	2.00	6.65	2.30	6.72	3.63	6.50	5.00	6.60		7.03		6.62		6.85	4.96	6.30	5.20	6.06
22	2.15	6.65	2.25	6.37	3.03	6.85	3.04	6.38	5.42	6.46	4.75	5.75	4.60		4.00		4.00		3.93		3.90	6.85	3.05	6.32
	4.34	6.64	2.74	6.03	2.86	6.50	2.15	6.25	2.83		4.33	6.28		6.60		6.85		6.66		6.03	4.75	6.12	5.30	6.32
23	2.38	6.80	2.83	6.55	3.35	6.60	5.35	6.34	5.38	6.52	4.66	5.52	4.30		3.85		3.80		4.75	5.93	3.25	6.25	2.50	6.76
	3.84	6.50	2.98	6.34	2.08	5.90	2.47	6.15	3.34	6.02	4.95			6.90				6.37	4.20	6.44	4.62	6.40	5.30	6.55
24	2.25	6.25	3.75	6.56	3.83	6.10	5.60	6.18	5.30	6.50	4.30	6.30	4.02		3.82		3.50	6.20	4.30	6.50	2.66	6.54	2.15	7.12
	3.25	5.55	3.20	5.84	1.54	5.28	2.93		4.00	5.75		6.27		6.80		6.70	4.75	6.72	4.50	7.00	4.80	6.75	5.36	5.94
25	2.14	5.68	4.50	6.32	4.44	5.93		6.35		7.20	3.82		3.88		3.57		3.82	6.65	4.25	6.93	2.42	7.02	1.85	7.30
	3.00	5.10	3.19	5.18	1.75		3.16		4.55			6.65		6.87	5.41	6.60	4.44	6.90	3.05	6.85	4.86	7.06	5.30	7.50
26	2.50	5.60	4.90	5.77		5.10		6.01	4.35	6.32	3.90		3.82		3.35	6.20	3.98	7.15	3.76	6.75	2.25	7.40	1.95	7.46
	3.28	5.05	2.50		2.22		2.30		4.70	5.64		6.83		7.03	5.12	6.64	4.10	7.52	2.20	6.38	2.02	7.16	1.86	7.52
27	3.35	5.50	5.04	5.36		5.86	4.86	6.74	4.18	6.22	3.46		3.64		3.30	6.54		7.32		6.55	5.25	7.18	4.54	7.46
	3.26	4.66	1.97	5.48	2.75		3.35	5.25	5.06	6.07		7.00		6.96	4.76	6.85	4.18	7.70	3.64	6.45	5.27	6.81	5.20	7.30
28	4.10	5.46	·	5.60		6.08	3.30	5.77	3.76	6.38	6.15	7.10	3.44		3.40	7.02	3.90	7.60	1.90	5.62	1.72	6.65	1.72	6.60
	2.84		2.56		2.66		3.74	5.60	5.25	6.27	3.40	6.86		6.84		7.20	4.00	7.42	4.16	6.80	4.94	6.40	4.25	6.30
29	4.58	5.05		7.30			3.54	6.20	3.22	6.44	5.90	6.70	5.80	6.98	4.50	7.39	3.30	7.42	2.10	7.20	1.92	6.60	1.92	6.24
	2.20	5.40					4.04	6.06	5.30	6.28	3.02	6.75	3.50	7.00	3.60	7.52	4.15	7.26	4.92	7.20	5.37	6.30	4.10	5.80
30		5.50	2.57				3.20	6.67	3.00	6.30	5.60	6.75	5.67	7.45	4.35	7.55	3.10	7.15	2.60	6.80	2.44	6.25	2.66	6.00
	1.70						4.75	6.64		6.78	3.00	6.80	3.30	7.10	3.70	7.60	4.45	7.36	3.06	6.65	5.15	6.00	4.00	5.42
31	5.05	5.72							5.42	6.50			3.28	7.15	4.18	7.54			2.44	6.50			3.60	6.15
		5.56							2.75	6.65			3.30	7.15	3.85	7.75			5.52	6.60			4.20	
平均潮位 每月平均	3.32	5.92	3.04	5.97	2.77	5.94	3.50	6.16	3.91	6.33	4.24	6.59	4.22	6.55	4.42	7.36	3.98	7.23	3.95	6.90	3.98	6.56	4.08	6.59
平均一年	高 = 6.53　低 3.78　一年平均潮位差 = 6.53 3.78 = 2.75																							
大潮滿潮位小潮干潮位平均 每月平均	1.09	6.66	1.41	6.75	1.63	6.71	2.08	6.76	2.05	7.30	2.30	7.29	2.51	7.45	3.10	8.00	3.10	8.03	2.58	7.60	2.16	7.33	1.91	7.05
平均一年	高 = 7.25　低 = 2.24　一年平均潮位差 = 7.25 2.24 = 5.01																							
最高最低潮位 壹年間	最高　大正五年九月十一日　8.35 最低　大正五年一月六日　0.25 一年間ノ最高最低潮位差 = 8.35 - 0.25　8.10																							

單位 尺

大正六年神戸港潮位表

日 \ 月	1 干潮	1 満潮	2 干潮	2 満潮	3 干潮	3 満潮	4 干潮	4 満潮	5 干潮	5 満潮	6 干潮	6 満潮	7 干潮	7 満潮	8 干潮	8 満潮	9 干潮	9 満潮	10 干潮	10 満潮	11 干潮	11 満潮	12 干潮	12 満潮
1	4.62	[illegible]		6.04		[illegible]		5.38	4.24	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5.84	[illegible]	6.73	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.78	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	2.8[illegible]		2.86		3.38		3.86	[illegible]	4.68	5.72	[illegible]	6.44	[illegible]	[illegible]	2.56	[illegible]	.42	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.7[illegible]	[illegible]
2				6.10		[illegible]		5.32	4.14	[illegible]	[illegible]	5.78	2.98		[illegible]	7.11	[illegible]	7.75	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]
	3.74	6.66	[illegible]		[illegible]		[illegible]		3.96	[illegible]	3.12	[illegible]		5.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.57	7.14	3.72	[illegible]	[illegible]	[illegible]
3	3.42	[illegible]	2.68	6.14		[illegible]	4.25	5.46	3.81	[illegible]	4.74	[illegible]			[illegible]	[illegible]	3.25	[illegible]	2.18		[illegible]	[illegible]	2.75	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.18		[illegible]	[illegible]	4.12	[illegible]	2.72	6.24			[illegible]	8.50	3.04	7.58	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.14
4	2.74	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.42	[illegible]	4.78	6.01			3.50	[illegible]	3.12	7.54	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.04	[illegible]	[illegible]
	3.76	[illegible]	[illegible]	5.81	2.58				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			0.61	[illegible]	3.78	7.53	4.42	[illegible]	6.14	[illegible]	[illegible]	[illegible]
5	2.75	[illegible]	2.46	6.10	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.76	5.54	6.08	4.50	[illegible]	3.16	7.12	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]
	[illegible]	6.14	4.76	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.18	[illegible]	4.04	[illegible]	2.32	6.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.22	7.1	4.18	[illegible]		6.34	4.86	[illegible]
6	2.32	[illegible]	2.21	[illegible]	[illegible]	5.38	[illegible]	5.94	4.06	[illegible]	4.86	6.70	[illegible]	[illegible]	4.12	7.72	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]		[illegible]	
	[illegible]	5.94	4.22	6.14	4.04	[illegible]	2.00	[illegible]	2.58	[illegible]	1.56	[illegible]	2.60	[illegible]	[illegible]	7.40	4.94	6.74		[illegible]		[illegible]		[illegible]
7	[illegible]	[illegible]	2.25	6.26	[illegible]	5.32	3.21	[illegible]	[illegible]	[illegible]	4.81	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	7.06	[illegible]	[illegible]	[illegible]		3.65		[illegible]	[illegible]
	[illegible]	5.12	4.19	6.25	[illegible]	5.54	3.14	6.32	[illegible]	[illegible]	1.78	[illegible]	[illegible]	5.87	4.54	7.14	3.68	6.88		6.25		[illegible]	4.16	
8	2.82	6.98	2.36	6.38	2.10	[illegible]	3.32	6.05	4.32	6.52	[illegible]	6.40	4.76	5.88	[illegible]	6.46	3.78		3.75		3.93		1.96	[illegible]
	4.82	6.26	[illegible]	6.14	3.16	[illegible]	2.14	6.11	[illegible]	7.22	[illegible]	6.78	[illegible]	5.72	[illegible]	6.78		6.64		6.32		5.72	[illegible]	[illegible]
9	1.96	6.20	2.56	6.32	2.56	6.44	3.12	6.34	4.50	6.78	4.92	[illegible]	4.25	6.69	[illegible]	5.82	3.18		3.65		4.50	4.98	3.30	[illegible]
	4.74	6.36	1.86	6.30	[illegible]	6.76	3.07	6.26	2.06	6.62	[illegible]	[illegible]	3.02	6.63	3.26	6.44		6.34		[illegible]	4.06	[illegible]	4.48	[illegible]
10	2.42	[illegible]	2.92	6.35	3.08	6.34	3.52	6.14	4.65	5.86	3.12	[illegible]	3.99	6.13	3.92	[illegible]	[illegible]		3.93		3.24	5.38	3.66	[illegible]
	4.26	[illegible]	3.80	6.14	2.90	6.02	2.08	5.98	1.68	[illegible]	[illegible]	6.48	3.76	[illegible]	5.50	6.20		6.35		[illegible]	4.52	6.12	3.52	[illegible]
11	[illegible]	5.96	2.61	6.25	2.54	[illegible]	3.52	[illegible]	4.14	[illegible]	4.53		4.30	5.82	3.86		3.83		3.50	7.30	4.25	6.14	2.75	5.48
	3.92	5.80	3.33	5.92	2.27	6.18			2.05	[illegible]	3.57	6.28	4.14	6.14		6.78		6.14	[illegible]	6.24	4.42	[illegible]	4.64	5.42
12	2.28	5.91	3.41	6.31	3.00	6.08		5.68	4.88	5.82	4.72	6.30	4.01	5.81	3.78		3.80		4.56	6.04	3.36	5.80	—	—
	4.08	5.78	[illegible]	6.12	2.18	5.44			2.36	6.25	4.14	5.88	4.33	6.16		6.70		6.48	[illegible]	6.32	4.10	5.92		
13	2.96	5.60	[illegible]	[illegible]	3.04	5.76			3.34	[illegible]	4.50	7.31	3.68	5.24	3.54		3.42	6.20	4.60	[illegible]	[illegible]	5.80		
	4.76	6.34	1.23	4.92	2.46	5.45	2.36		3.14		4.72	5.75	[illegible]	5.72		6.70	3.75	6.54	3.95	[illegible]	3.89	[illegible]		
14	3.58	6.34	3.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3.00	5.66	5.04	6.24	3.94	6.13	[illegible]		6.06	6.58	5.00	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.21	6.05		
	4.90	[illegible]	4.07	4.44	3.15	5.42	2.72		3.33	5.24	[illegible]	[illegible]		[illegible]	3.84	[illegible]	3.75	6.60	3.58	[illegible]	3.94	6.22		
15	4.14	6.22		[illegible]	4.50	5.49	3.36	6.00	4.56	6.00	3.42	5.83	2.78		3.78	6.42	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6.46	[illegible]	6.38	1.74	6.90
	4.24	[illegible]	2.90		2.52		3.28	5.18	3.68	[illegible]				6.18	[illegible]	6.66	3.40	[illegible]	1.60	6.54	4.18	5.96	4.62	6.46
16	4.21			5.84		5.19	5.32	6.34	3.98	5.88	[illegible]		2.54	6.01	5.34	6.50	4.19	7.00	2.96	6.74	2.08	[illegible]	1.34	[illegible]
		5.92	2.86		2.42		3.16	5.08	3.92	5.13	5.44		5.14	6.25	3.14	6.62	3.62	7.12	4.08	6.86	4.50	6.38	4.46	[illegible]
17	4.64	[illegible]		6.00	4.98	5.36	4.46	5.92	3.34	5.87			5.15	5.96	4.92	6.72	3.88	7.11	3.13	7.13	1.86	6.42	1.62	[illegible]
	3.73		4.96		2.18		3.06	5.32	4.06	5.66			2.58	[illegible]	[illegible]	6.52	[illegible]	7.08	4.54	7.20	[illegible]	6.36	4.40	6.32
18		7.22	2.66	6.56		[illegible]	3.74	5.90	[illegible]	5.98			5.08	[illegible]	4.59	6.86	3.34	7.00	2.66	6.65	1.94	6.25	[illegible]	[illegible]
	3.38		5.92	6.22	[illegible]		3.10	5.82	4.08	5.85			2.23	6.44	3.18	6.78	3.75	7.04	4.42	6.86	4.58	6.66	4.28	6.12
19	3.38	6.12	1.96	6.33		6.04	3.10	[illegible]	2.57	6.08	5.18	5.81	4.96	6.18	4.20	6.84	3.42	7.00	2.82	[illegible]	2.00	6.24	2.18	6.33
	3.76	6.22	4.68	[illegible]	4.86	5.42	3.04	6.16	4.24	6.09	2.91	5.72	2.54	6.46	1.52	6.74	4.08	7.22	4.80	6.72	4.92	5.56	4.08	5.57
20	2.64	6.46	1.62	6.41	[illegible]	5.94	3.16	6.12	4.20	[illegible]	5.12	5.72	4.69	6.33	[illegible]	6.82	3.39	[illegible]	2.92	6.34	2.38	6.18		
	5.64	6.26	4.25	6.31	3.96	5.38	2.57	6.36	2.08	6.31	2.43	[illegible]	2.53	6.48	3.56	[illegible]	4.50	[illegible]	4.98	6.25	3.18	5.70		
21	2.20	6.68	1.28	6.30	[illegible]	5.83	3.30	6.27	4.47	6.21	4.94	5.64	4.44	[illegible]	[illegible]	6.78	3.32	6.39	[illegible]	5.80	2.74			
	5.48	6.18	3.32	6.42	3.12	6.88	1.94	6.25	[illegible]	6.74	2.45	6.21	2.58	6.50	3.81	6.88	[illegible]	[illegible]	5.00	6.06		5.82		
22	1.52	6.62	1.00	6.11	1.90	6.18	1.34	6.28	4.83	6.42	4.86	5.78	4.12	6.42	3.98	6.61	3.32	5.94	2.92		4.46	5.98		
	4.84	6.58	2.64	6.32	2.58	6.67	1.78	6.34	1.96	6.48	2.61	5.82	3.12	6.43	4.28	6.56	5.08	6.25			3.00	5.76		
23	2.47	6.85	1.25	6.30	[illegible]	[illegible]	3.78	6.25	4.80	6.38	4.96	5.93	4.44	6.36	3.96	6.36	2.80	5.98			4.42	[illegible]		
	4.58	6.92	2.39	6.21	2.46	7.23	1.90	6.37	2.22	6.34	3.02	5.92	3.40	6.45	4.54	6.60	5.50	[illegible]			[illegible]	[illegible]		
24	1.26	6.75	1.93	6.28	3.00	7.42	4.32	6.06	4.84	6.16	4.88	5.84	4.40	6.15	4.00	5.86	3.41		3.80		4.04	5.47		
	3.82	6.92	2.36	6.25	2.60	7.32	1.90	5.89	2.33	6.12	3.22	5.93	3.78	6.48	4.98	6.44		6.14		6.60	[illegible]	[illegible]		
25	1.21	6.56	2.50	6.25	3.46	7.38	4.30	5.48	4.86	5.62	4.88	5.70	4.38	5.90	3.96	5.72	4.32		4.46		[illegible]	5.76		
	3.50	[illegible]	2.43	6.00	2.41	6.68	2.00	5.49	2.62	6.06	3.76	5.83	[illegible]	6.40	[illegible]	6.44		6.25		7.33	4.28	6.32		
26	2.11	6.92	3.22	6.17	3.52	6.62			5.00	[illegible]	4.92	5.84	4.40	5.52	3.52		[illegible]		5.98	6.54	[illegible]	6.03	[illegible]	[illegible]
	3.75	6.78	2.82	5.59	1.90	5.82			3.14		4.28	6.30	4.82	6.30		[illegible]		6.31	4.75	[illegible]	4.72	6.75	[illegible]	[illegible]
27	2.64	6.79	4.60	6.31	[illegible]	5.93			3.18	5.96	4.58	5.53	4.28		3.64		3.22	[illegible]	4.70	6.52	[illegible]	6.24	[illegible]	[illegible]
	3.72	6.48	3.06	5.12	1.86	[illegible]			3.52	5.25	4.66	6.62		[illegible]		6.50	3.16	6.32	4.25	7.44	4.20	6.18	[illegible]	[illegible]
28	3.64	[illegible]	[illegible]	6.11	4.06	5.41			[illegible]	[illegible]	4.38	5.24	3.25		3.36		4.46	6.21	4.15	[illegible]	[illegible]	6.25	1.72	[illegible]
	3.98	5.83	3.25						3.94	5.48	4.67	6.23		6.24		6.96	[illegible]	6.56	4.85	7.81	4.40	6.52	4.68	[illegible]
29	4.44	6.62			4.42	5.25		6.50	4.35	5.69	3.83	5.66	3.96		3.18		3.94	6.91	3.68	7.68	1.74	6.46	1.78	6.34
	3.80	5.32			2.30		3.31		4.20	[illegible]	5.14	5.95		5.98		[illegible]	[illegible]	7.14	[illegible]	7.96	4.50	[illegible]	4.56	6.35
30		5.94				[illegible]		5.72	4.21	5.82	3.44	6.00	2.65		3.75	6.75	3.57	7.65	3.18	7.70	1.75	6.26	1.94	6.60
	3.25				2.78		3.68		4.67	5.12	5.40	5.96		6.14	3.06	7.14	3.34	7.75	[illegible]	7.70	4.88	6.25	4.42	5.94
31		6.25				5.34			4.30	5.89			3.67		3.14	7.25			2.50	3.38			1.76	[illegible]
	2.88				2.94				4.94	5.37			4.24	6.64	2.69	7.38			[illegible]	7.38			4.05	[illegible]
平均潮位 平均毎月	3.71	6.31	3.19	6.05	3.97	5.90	2.81	5.42	3.78	5.96	4.07	6.14	3.88	6.15	4.11	6.90	3.82	6.79	3.87	6.69	3.68	6.19	3.52	5.91
平均潮位 平均毎年	高 = 6.20 低 = 3.70 年平均潮位差 6.20 3.70 = 2.50																							
大潮時平均潮位 平均毎月	1.59	6.93	1.61	6.40	1.98	7.09	1.89	6.35	1.82	6.98	[illegible]	6.42	2.47	[illegible]	1.88	7.69	2.98	7.44	2.51	7.65	1.90	6.71	1.53	6.57
大潮時平均潮位 平均毎年	高 6.94 低 = 2.08 一年平均潮位差 = 6.94 2.03 - 4.91																							
最高潮位 最低潮位 壹年間	最高 大正六年八月三日 8.50 最低 大正六年八月四日 0.61 一年間ノ最高最低潮位差 = 8.50 - 0.61 = 7.89																							

單位尺

成績を擧ぐるに至らずして中止し、或は潮の本流に當らずして渦流の觀測に止まり、豫期の成績を得ざりし憾あり。　今其觀測の結果を概括するに、流速は明石瀬戸に於て最高一時間二、七浬、和田岬邊は一、一浬、港内は派流に過ぎざるを以て普通大潮時の速力〇、五八浬、小潮時〇、三五浬を示せり。

一區域觀測の結果

又一區域の觀測に關しては、大正二年九月より翌年六月に亙り海軍水路部に於て明石瀬戸の潮流を細密に觀測せるものあり。　其方法は長十二尺直徑約二寸の竹棒の下端に重錘を附し、上部約壹尺を水上に現はし直立せしめ、又棒の中央部に長四尺幅一尺の二枚の板を縱十文字に取付け之を浮標とし、測定者は船中より陸上設置の固定標に對する三點兩角法により五分毎に浮標の位置を測定せり。　其觀測の結果は春秋大潮に於ける最大は一時間に西流四、六浬、東流四、三浬、夏冬大潮西流四、二浬、東流四、七浬、又春秋小潮は西流三、八浬、東流三、三浬、夏冬小潮西流二、九浬、東流三、〇浬なりしと云ふ。　其他和田岬沖合附近の潮流は、大正六年十月より同年十二月に亙り、大藏省臨時建築課神戸出張所に於て廣井式潮流觀測器を使用して、流速方向を觀測せり。　其結果に據れば此邊の潮流は潮時と水深に關して區々なる方向速度を示し、適確なる斷定を得難しと雖も、試に其多數なるものに就きて判

ずれば、和田岬附近の潮流方向は漲潮時にありては稍々西南方向に、又落潮時に在りては東北方向に流れ、流速は大潮時最大一時間一、二浬、小潮時最大〇、六浬なり。惟ふに神戸港沿岸の潮流は紀淡海峽を通じて和泉灘に出入する潮の渦流竝に明石海峽を通する潮流の派流に過ぎざるを以て、港內は大潮時と雖も一時間の流速一、六浬を超過すること稀なるが如く、其方向も概して東より西するもの多きが如し。

第三章　神戸港海底の地質及載荷力

第一節　海底地質

海底地質の調査

本港海底地質に關する調査は、明治三十年頃神戸築港調査事務所に於て、東は小野濱沖合より西は國產波止沖合に至る水深三十五尺乃至二十三尺の地域に於て十三ヶ所の試錐を施行せるを始めとす。其方法は足場船二隻を据ゑ、先づ鐵管を沈め、次で其內部に地質に適應する穿錐器を有する鐵棒を捻下し、海底の土層を掬ひ取ると同時に土質の軟硬變化を查察する事、普通地質調査の順序に從へり。後明治四十一年大藏省臨時建築部神戸出張所に於て、之と同一の方法を以て、小野濱附近繋船突堤の位置(附圖所收神戸港繋船壁基礎海底耐荷力及地質調査圖參照)に七ヶ所の試錐を行ひ、更に東神倉庫株式會社は其所在地の海岸約百間沖合の地質を調査せり。今之等の成績を綜合して相對比するに、地層稍〻區々にして簡易なる表示に據り難きものなりと雖も、其近似せる地層に基き、小

小野濱沖合より米利堅波止場附近に至る狀況

野濱沖合より米利堅波止場附近に至る海底地層四十尺內外を類別すれば大要次の如し。

地層順	厚度	記事
第一	六尺乃至九尺	青黑色軟泥に貝殼を含む
第二	五尺乃至八尺	淺黑色土に粉砂及小石混入
第三	四尺乃至十一尺	淺黃色細砂又は荒砂
第四	二尺乃至十一尺	黑色粘土に細砂混入
第五	一尺乃至三尺	淺黃色粉砂
第六	四尺乃至九尺	青色粘土に粉砂混入
第七	三尺乃至五尺	粉砂
第八	三尺乃至五尺	青色粘土に粉砂混入

卽ち第一層は軟泥なるも、第二層に至れば砂礫を混じたる稍々硬質層となり、第

三層以下は常に細砂を混せる粘土質にして堅靭なる地層となる。概して舊生田川尻なる小野濱出洲附近は上層に砂礫の層あるも大體通有地質となり、海岸より參百間乃至四百間の間は、出洲の東部に於ては上層軟泥淺薄にして砂礫混入の堅層を得る事容易なるも、其西部に在りては軟泥層概して厚きが如し。

米利堅波止場より舊湊川尻に至る狀況

米利堅波止場より西方の地質は、前記神戸築港調査事務所竝に東京倉庫株式會社の高濱繫船壁の位置に於ける同社の地質調査の結果に徴するに、其舊海岸より百間乃至百五十間の沖合にては上部軟泥層の厚さは六尺乃至十尺、次層の粉砂混入粘土層は四尺乃至五尺、細砂層は三尺乃至四尺にして、地質は小野濱附近に比し稍々劣れるも、著しき逕庭あるを見ず。

舊湊川尻より南西の狀況

舊湊川尻より南西兵庫港の海底地質に就きては、三菱造船所々屬防波堤位置に於ける同所實施の地質試驗を除きては憑るべき調書を得ざるを以て、之が概括的判定を下し難きも、三菱防波堤附近水深二十七尺内外の場所は上層の軟泥三十尺以上に及び頗る軟弱なるを示すも、其以下は粘土に粉砂を含有する地質、或は粉砂層となり、神戸方面と大差なきが如し。又往昔彼の淸盛が遷都の地形を造らんが爲め、經ヶ島即ち現今の築島埋築を希て大土工を起したるに、其工將

に成らんとして新埋立地は一夜に海中に沒して形を失ふ事再三、其施すべき術なきに至り遂に人柱を沈めて工事就れりと傳ふるに徵すれば、新川沖合の海底は、神戸小野濱附近に比し、上層軟泥頗る厚くして、地質軟弱なるを證するものならん。

沖合の狀況

更に本港沖合の地質に關しては、大藏省臨時建築課神戸出張所に於て明治四十四年及大正六年の二回に亙り施行せる東防波堤の位置即ち小野濱舊海岸線より五百間乃至千間の沖合、竝に其南方延長線九百五十間即和田岬東方なる南防波堤五百間の位置に於ける海底試錐の結果に據れば、地層に厚薄あるも、土質の狀況は略、一樣にして、表面三・四尺は極めて軟弱なる泥土なるも、其以下二十尺乃至四十五尺は貝殼を含める薄淺黃色軟泥及濃淺黃色の粘土質となりて、漸次下層となるに從ひ硬度を增進す。　更に其以下三尺內外は細砂又は細砂に粘土を混ずる硬質と變じ、其以下三尺乃至五尺は荒砂に小石混入層となり、本港沿岸の地質と大差なきが如し。　唯上層軟泥の厚度は海岸より沖合に進むに從ひ著しく增加するを見るのみ。

概要

要之神戸港の海底表面二・三尺は遊泥なるを以て、一度重量物の海中に沈沒す

るときは容易に泥中に埋滅して其形體を失する事多しと雖も、其以下の地質は漸次硬度を加ふるを以て投錨に適す。更に砂層に至れば、地質頗る堅硬となるも、其以下は地層區々にして、地下數十尺の深度に及ぶも岩盤を得ざるものゝ如し。概して上層軟泥は兵庫沿岸に厚く、神戸方面に薄くして、地質は後者に在りて稍々良好なるが如し。

第二節　海底載荷力

海底載荷力の調査と其結果

海底の地盤が荷重に耐抗する强度は地質の狀況により略之を推知し得べしと雖も、本港の如く泥層深厚なる海底に在りては、試驗機と泥土間の摩擦により載荷重を一時的に支持する場合多きを以て、眞の載荷力の判定は容易ならず。往年神戸市役所築港調査事務所に於て海底地質の試錐と共に施行せる載荷力調査は、徑五吋の鐵管に底蓋を附し、上部に荷重を載加して、管の沈降と割合を量るの工法に據りしを以て、其結果は載荷力の眞價と多少の差異を免れずと雖も、之を概括すれば、小野濱附近海岸に近き場所は、地下約五尺にて一平方尺二噸七となり、又八尺にて八噸に耐ふるも、水深三十三尺の沖合にては、地下二十尺以上

にて初めて八噸に耐ふるを見る。　又新生田川尻及其以東は砂礫混層の所在位置地下深からざるを以て、表面下三尺にて既に八噸に耐抗し得る場所多く、國産波止場附近にては、海岸より百間內外の沖合にては地下六尺にして七噸に達す。反之鐵道棧橋及川崎造船所附近の海岸及其沖合二百間以內の場所は地下十五尺乃至二十尺にして八噸の載荷力を得べく、兵庫島上棧橋附近は地下十八尺、新川南口附近の海岸より百間內外の場所は地下約二十六尺にて八噸に耐へ、更に和田岬三菱造船所防波堤沖合二百間の處に於ける同一載荷力を得る深度は地下三十二尺に及ぶが如し。　而して此等載荷力の强度は泥土浮上力の援助あるを以て、其眞價は以上の數字より低下すべきは前記の如くにして、而も泥層深き場所に於ては其强度の減縮程度顯著なるを見る。　又明治四十一年には大藏省臨時建築部神戸支部に於て繫船突堤位置に當る海底數個所(附圖所收神戸港繫船壁基礎海底耐荷力及地質調査圖參照)を掘鑿し、之に斷面四平方尺の角柱を樹て、其上部に荷重を載せて地盤の耐抗力を調査せしに、小野濱舊海岸線より二百間內外の沖合にては、海底泥土八尺內外を掘取るときは一平方尺に三噸の荷重を支持する割合となり、更に約二寸の沈降を加へて五噸の重量に耐へ得べく、又

沖合三百間の海底にては、地下十一尺內外にて三噸、更に一寸五分乃至二寸の深度を加へて五噸を支持する、を認めたり。之を市役所築港事務所の成績に比すれば、尙一・二尺の下位にあるを窺知し得べく、更に地質調査の結果と對照するに、海岸に近き處にては三噸及五噸の荷重に耐抗し得べき地盤は細砂層にして、沖合にありては其砂層より稍〻上位に於て同樣の載荷力あるを見る。蓋し砂層に近き上段の地質は概して粘土質に粉砂を含むを以て、較堅硬となるが如し。

沖合と海岸との比較

前記繫船突堤の位置に於ける載荷力調査の成績に基き、一平方尺に三噸又は五噸の荷重に耐へ得る海底の地點を海岸より順次沖合に向つて繼ぎ合せたる線形は多く直線狀に近似し、水平線と十度乃至十五度の傾斜をなして海岸より沖合に向つて低下するを以て、沖合の海底に於ける載荷力度を海岸に近き場所に比すれば頗る深度の大なるは理の明なる處なり。故に海岸より千五百間を隔つる沖合、或は南防波堤の位置に於て、一平方尺十噸の載荷を安全に耐へ得る地盤は、地下約五十尺の下位に存するが如し。其他兵庫方面に於ける海底載荷力は、前記市役所の調査と地質の狀況によりて判ずれば、新川沖合二百間內外に於て十噸の載荷地盤は地下二十五尺以上なるは類推に難からず。要するに神

戸海岸は兵庫沿岸に比し地質比較的堅硬なるを以て、載荷力大にして營造物の建設に利なるは論を俟たず。

第四章　神戸港の水深及風波

第一節　水深

水深と海底傾斜

本港は沿岸水深き天與の良港なるは何人も首肯する所にして、之を明治三十六年水路部刊行の神戸港海圖に見るも、三尋の等深線は近く海岸より百五十間に在り。五尋線の遠きものと雖も八百間を出でざるを以て、大船の碇泊に共用せらるゝ前記水深の部分は海岸に近く、而も安全なる場所にして、荷役上の利便極めて大なりとす。又海底傾斜の狀況は所によりて不同なるも、常に潮流の激する和田岬附近の急斜を除き、小野及川崎の突洲沖にては、水深五尋に達する迄の海底は約六十分の一、其他は百四十分の一内外となり、五尋以上の海底は漸次緩勾配をなして沖合に傾斜し、和田岬の東南方位に到りて七尋に及び、和泉灘の稍々中央に於て初めて十尋の水深を得るが如し。

水深の變化

港內水深の變化を見るに、其程度頗る輕微なるが如し。元來兵神兩灣を劃す

る小野・川崎の兩出洲は、往昔生田・湊兩川の海に注ぎし處なれば、豪雨に際しては土砂を河口に押流し、港内淺洲の主因となりしも、其流出量微弱なりしが如し。是れ生田川は流域小にして、水源は樹木鬱蒼として翠巒遠く摩耶・六甲の諸山に接する山紫水明の地なるを以て、風雨に際しても汚濁の流水甚しからず、唯布引の瀧以下に在りて小支流の併合と共に土砂を流下せしに過ぎず。又湊川は僅かに一方里に過ぎざる流域なれば、土砂の流下亦大ならざりし例證は、前章築港沿革記事中、沖野技師復命書に詳述するが如し。而も方今兩川共に河床の附替遂行せられたるを以て、港内淺埋の憂は殆ど除去せられたりと謂ふべく、鯉川・宇治川・蟹川等の小川に至りては、本市下水溝渠に外ならずして、汚泥の流量論ずるに足らず。其他港内に土砂を送致するは、東向移動の傾向を有する播攝沿岸の遊砂にして、和田岬を繞りて港内に侵入するものあれども、其量大ならざるは古き海圖を比較して水深の異動殆んど之れなきに徴して明なりとす。

要するに本港水深の變動は古來極めて微少なりしが、其異動の主因たりし生田・湊兩川の附替へらるゝに及び、今や港内水深の維持は極めて容易なるを得たりと謂ふべし。

第二節　風波と其被害

神戸港は北に山を負うて冬季の北風を避け、南に和田岬突出して西の風波を防遮するも、東北東より西南に至るの間は海に面するを以て、本港海面の攪亂せらるゝも亦此風位なりとす。之を神戸測候所の觀測統計に徴するに、其頻繁なる風位の回數は北より西北に偏するもの最も多く、西及び北東之に次ぎ、南寄の風は最も少し。又西より北に至る風は春冬に、南西より南東に偏するものは夏秋に多く、每秒十米突以上の暴風は東及北東に最も多く、南及西南に至りては數年を通じて僅かに三・四回を出でず。然れども夏秋暴風季節に襲來する偏南の風波は、紀淡海峽を通じて直に外洋の高浪を傳送し、港内の災禍亦慘なるものあるを以て、船舶及海運業者の常に忌懼する所なり。唯其回數の多からざるは本港をして天賦の良港たらしむる一要素なり。又北東乃至東の風は四時襲來して海面の靜穩を破り、屢々艀船の荷役を不能ならしむるは周知の事實にして、蓋し本港海陸聯絡設備と相竢つて施設の急を要するものは、東及び南の防波堤築造なりとす。

港內波浪の威力に關する實地の調査は其資料なきを以て適確に判定するを得ずと雖も、試にステベンソン氏の公式によりて波高を算出すれば、大阪方面より來る偏東の風に際して神戸港內に起る波濤の高さは五尺七寸內外となり、紀淡海峽の友ヶ島を起點として襲來する偏南の風は本港に八尺の波浪を生ずる割合となる　然れども紀淡海峽を通じて出入する潮流は、上げ潮時に當り偏南の風に際會するときは、往々和泉灘の水位を二尺以上高むると共に、太平洋の怒濤を傳波するを以て、其波高十尺を超過するは想像に難からずとす。　概して南風の至るや、初め東の風吹き募り、次第に其風位の轉じて西となるの間なるを以て、南の暴風期間は長からずと雖も、其被害懼るべきものあり。　されば本港に於ける東及偏南の風波は一般海事業者の頗る憂慮する所なり。

風波の被害。　開港以來港內に於ける風浪の被害は其數頗る多くして枚擧に遑あらずと雖も、其程度の甚大なるものは多く偏南の風波に因る災害に屬す。

試に其特筆すべきものを擧ぐれば左の如し。

一、明治四年五月十日午後一時より暴風大雨あり。　十二時に至りて風雨益々猛烈を極め、逆浪海岸を浸すこと五尺有餘、汽船の平地に吹上げられしもの

明治四年の暴風被害の狀況



寫眞は海岸通一丁目以西の海岸破壞の慘狀なり　向つて右の建物は
當時建築未了の「兵庫ホテル」にて現今の日本郵船會社の位置に當る
（ジヤパン・クロニクル社所藏）

七・八艘に及び、居留地以西海岸一帶殆んど諸建物完きものなきに至れり。此際兵神兩港の被りたる損害は、溺死者二十四人、家屋潰倒二十三戶、荷番所潰倒三棟、運上所建物潰倒一棟、船舶の破壞五百餘艘、內川蒸汽船七艘、外國汽船及び帆船破損五艘、小船は其數不詳にして、築造中の海岸波止場九分通り、外國人居留地波除石垣九分通り、諸倉庫波除石垣悉

皆、海岸荷揚場棧橋石垣大破損を受く。

一、明治十五年八月五日午前五時より東風强く、午後二時暴風雨となり、爾後二十二時間の久しきに亙る。之が爲め海上波濤十五尺を增し、潮沫民家の屋上を超え、和田崎にては潮水床上を浸せし民家あるに至る。右に係る兵神兩港の被害、家屋流失三戶、巡査休息所一棟、家屋破損五十一戶、船舶流失一艘、和田岬船入場より川崎町入口に至る海岸石垣七百四十一間破壞、道路破損四ヶ所、材木流失二十二本、割木百二十掛(一萬六千貫)なり。

一、明治十七年八月二十五日午後七時頃東風を起し、午後十時暴風雨と爲り、十二時より翌二十六日午前二時迄の間最も劇烈を極め、海面平潮より高き事十三尺、神戸海岸兵庫宮內町海岸等は逆潮陸地に上ること三・四尺、到る所の人家破損せざるはなく、中には家族をして難を高地に避けしめたるものあり。四時に至り風向西に轉じ、尋で南となり、午後十一時全く靜穩に歸せり。之が爲め神戸兵庫兩港に於て損害を蒙りしこと、建物破損四軒、內正午報館一軒、同浸水十五軒、船舶流失三艘、同沈沒二十七艘、同破損十八艘(內獨逸帆船一艘、警察蒸汽船一艘)、同積荷沈沒米七百石)、波止場石垣破損三十六個所(延長

六百九十三間)、波除杭流失三千五百九十二本、第三波止場内船橋小野濱根元石垣破壞數個所なり。

一、明治二十一年七月二十二日午前十時頃より强風を起し、午後一時二十分に至り風勢益々加はり、怒濤海岸に激漲せり。兵庫島上町、船大工町、出在家町、新在家町、關屋町松屋町、鍛冶屋町、匠町等海岸接近人家は激浪將に及ばんとするを見て、各自財を運搬して難を避けんとする等、一時頗る混雜を極め、島上町水上警察派出所の如きは波濤所内に浸入し、暴風戸障子を吹破り、到底防禦の術なきより、一時他に引揚ぐるに至れり。風勢夜に入りて漸く衰へ、翌二十三日早朝迄は稍々平穩に歸せしが、午前九時より午後一時迄の間に於て再び大に東風を起し、三時南に變じ、四時四十五分西風と爲り、六時半に至て全く靜穩に歸せり。就中最も激烈なりしは南風にして、石飛び波荒く、兵神兩港に於て船舶其他害を被る事少なからず。卽ち兵庫港(二十二日)島上町波止石垣二・三個所崩壞、船大工町波止二個所破損、日本形五百七十石積商船及小船一艘破損、(二十三日)船大工町波止九間、出在家町同一間破損、船大工町築島橋より東岸數個所破損、日本形六百八十三石商船一艘積荷の儘沈

沒、測量用足場一個所破損、納屋物置場各一棟、商店小屋二棟破損、神戸港(二十三日)居留地波除杭凡一町餘、第二波止場より第三波止場邊の間同數百本破損流失、辨天濱御用邸棧橋三分通破損、川崎造船所構内波止場石垣十一間辨天濱石垣同若干破損、船橋一個所破損、日本形商船一艘、小廻船二艘、漁船二艘破損、米國帆船一艘帆檣折損。八月三十日復た暴風雨あり、神戸港にては船舶海岸に吹揚げられたるもの一艘、破損二艘、家屋・職工場・掲示場等顚倒六個所、兵庫港にては船舶流失二艘、同破損一艘、同海岸に吹揚げられたるもの三艘(内西洋形帆船一艘)建物顚倒二十三個所、同破損六個所、橋の流失一個所、波止崩壞一個所、棧橋及び板流失二個所、柵埒・塀墻・板圍・日覆屋根・壁等顚倒又は破損五十個所の被害あり。十一月二十日午後六時東風を起し、二十一日午前七時に至つて鎭靜せり

一、明治二十五年八月十六日午前八時より東北風を起し、午後九時頃南風に變じ、風力猖獗を極め、潮水は人家を浸し、船舶は相衝突し、又海岸に積置たる材木を流す等、其害を被るもの少からず。翌十七日午前二時頃風雨西風に變じて次第に衰へ、潮水亦漸次に減退し、同五時に至り全く靜穩に歸せり。損

明治二十五年の暴風被害の狀況



西遊園地附近の慘狀　（ジヤパン・クロニクル社所藏）

害は死者三人、家屋流失四戸、潰倒二十七戸、同大破五十四戸、家屋床上浸水百四十七戸、同床下浸水七百五十戸、倉庫潰倒十八棟、工業場大破十六棟、道路破損二個所（延長五百八十九間）、沿岸石垣破損三十九個所（延長三百五十九間）、船舶流失四艘、同破損百六十四艘。

一、同年九月十四日朝來東風を起し、漸次東南に變じ、午後一時頃より强大となり怒濤人家を浸し、甚しきは床上に及べり。六時頃風雨西に變じ、

次第に勢を減じ、九時頃初めて靜穩に歸し、潮水も次第に減退せり。被害は負傷者五人、家屋潰倒六戸、同大破一戸、床上浸水百三十六戸、道路破損四個所（延長三百十九間）、及惡水路破損二個所（延長十四間）、船舶破損三艘、用地損害百八十八町八反九畝步、畑地損害八十五町五反五畝步。

一、明治三十二年六月三日は朝來降雨甚だしく、正午頃より南の強風となり、海面著しく荒れ、國產波止場、第二波止場、米利堅波止場、小野濱及東棧橋附近等にて被害の船舶頗る多く、居留地海岸は遊園地より道路にかけて潮水高く打揚げ、外人所有の小蒸汽船スノーボール號は海岸波打際に橫樣に打上げられ、乘組員二名重傷を受け、又艀船の水夫一名溺死をなせり。其他港內沿岸各所に難破沈沒の和船頗る多く、行衞不明の者數名に達す。當日の最强風は南西にして、一秒時間の速力は十三米突七なりしと云ふ。

一、同年八月十五日は朝來天候險惡にして、東風吹き、雨を添へ、午後一時過ぎより次第に風力を加へ、同三時には風向變じて東南となり、同四時に至りて風雨益々猛烈となり、怒濤堤防を越えて、泡沫壹間半の高さに達し、爲めに海岸通りは潮水膝を沒するに至り、海上は狂瀾天に漲ぎり、其危險甚だしく、水上

警察署及市內各署共に海陸警戒に怠りなかりしが、兵庫和田神社前及び川崎沖合にては大型石炭船各一艘沈沒し、小野濱方面にては載荷艀船數隻難破し、第一・第二波止場附近にて大小船舶の破壞沈沒せしもの極めて多く、又小野濱沖に碇泊せる英船アーガイル號は既に荷役を終り近く出帆豫定の處、此暴風に遇ひ二本の錨鎖を切斷せられ、船長以下船員孰れも必死となりて船を沖合に出さんとせるも其效なく、同日午後四時三十分頃小野濱舊小野濱海軍造船所跡の前なる波打際に打揚げらるゝに至りしも、人命には別條なかりしと。又小野濱棧橋會社の棧橋は鐵杭及梁其他鐵材を用ひたる部分は無事なりしも、敷板は全部激浪の爲め破壞し去られ、軌條も處々破壞し、濱邊なる吹拔上屋內に潮水浸入し、孟買棉花(五・六千梱)を浸され、人夫三百餘名を以て防禦をなさしめたり。其他第二波止場の敷石全部破損し、突堤は三ヶ所(此長十四・五間)に破損を生じたるが、右敷石及び突堤の修繕工事には壹萬圓以上を費すべしと云ふ。次に第二波止場南岸の鐵板張り上屋壹棟破損し、其中に積入れありし鐵類及棉花は悉皆潮水に浸され、同灣の東南一隅なる石垣三間程崩壞せり。又同波止場なる上屋外の各所に積みあり

し亞米利加棉花壹千數百梱は悉く潮浸したり。其他小野濱波止場の方は木柵延長四・五十間を倒し、上屋壹棟破損し、潮水に浸されたり。尙ほ兵庫なる稅關波止場の石垣は曩に暴風雨の爲め破壞されたるを以て、當時復舊工事中なりしが、是又全部破壞されしと云ふ。以上は海上の被害なるも、陸上にては浸水家屋、板塀の破壞、家屋の倒壞せしもの兵庫・神戸を通じて頗る多かりしと云ふ。當日の最强風向は南西にして、速力一秒時十四米突四なりしと云ふ。

一、明治三十七年九月十六日夜より十七日朝に亙る暴風雨は當地方稀なる颶風にして、十七日午前三・四時頃は風雨最も狂暴を逞しうせしが、風は午前四時最强となり、方向は北東にして、一秒間二十五米突七(壹時間五八哩)を測り、同時に氣壓の下降頓に歇み、最低七百二十八粍を示し、風雨北に轉ずると共に風力衰へ、午前六時西の强風となり、同十時に至りて南西の和風となり、天候漸次恢復せしが、斯くの如く氣壓の低下せしは神戸測候所の觀測表中特筆すべきものにして、陸上の被害甚大なるものありしも、海上の被害は和船の破損沈沒せしものありしに止まり、さしたる事なかりき。

一、明治四十三年五月十一日の暴風雨は此季節に珍らしく、通常夏季に起る暴風の性質を具へたる颶風にして、其中心は沖繩島西方より進來し、九州南東を經て南海に向ひ、十一日早曉四國沖に達し、紀州沖を經て東海道方面に向へり。神戸地方は十日朝來天候險惡となり、東又は北東の風吹き、驟雨を交へしが、午後六時より氣壓の低下著しく、夜半より降雨は衰へたるも、北東の風勢次第に強く、午前一時十分最強一秒二十九米突を測り、氣壓は同五時七百三十七粍を示せしが、午前七時風向北より北西に轉じ、勢力衰へたり。其被害の概況は、陸上にては板塀倒壞百二十四ヶ所、庇飛び十八ヶ所、煙筒の破損、樹木の倒れたるもの及電線切斷數ヶ所、建物の被害も亦多く、海上にては和船・小廻船・發動機船の沈沒破壞五十餘隻なりしと云ふ。

一、大正元年八月二十三日朝四國の遙か南方沖合に發現したる大風は、北東の進路を取り四國沖に接近するに從ひ次第に深厚となり、午後二時四國沖に來りし時は低氣壓中心示度七百四十六粍を示し、北方に直上突進し、同十時には遂に四國南方海岸に達して七百四十四粍の深度となり、少しく北東に轉開して二十四日朝阿波・讃岐より內海を過ぎ、播但地方を掠めて若狹灣に

出でたるが如く、其中心の進行急速なりしを以て、進路に暴風を起したるものにして、神戸附近にては二十三日午後前記低氣壓の四國沖に接近するに從ひ北東方の風稍々强く、曇天小雨を催し、氣壓の昇降不定にして、夜半前より急に沈降し來り、二十四日午前零時五十分より小雨降り初め、午前三時過ぎより北東の風增勢して同四時より强風となり、同七時三十分に至り風向俄かに正南方に變じ、同時に風力一層烈しく、同八時十三分頃風向南々西となり、此時最强風速度二十一米突六を測り、同六時氣壓最低に達して七百五十一粍を示し、雨は午前五時四十五分より沛然として至り、六時より七時に於て最も强く、氣壓は午前七時より漸次昇騰し、正午に至り天候恢復せり。

此暴風にて陸上の被害は、神戸方面にて浸水家屋六百七十戶、板塀倒壞數ヶ所、兵庫方面は浸水家屋二百七戶、倒壞一ヶ所にして、神戸驛前通り道路は壹尺許り溢水し、河流の如き狀況を現はし、全市に亙りて雨漏りなき家屋殆んどなきが如き暴風雨にして、兵庫電車は午前七時半より八時五十分迄運轉を中止し、又午前六時五十四分明石行列車は進行危險なるにより兵庫驛にて五十分停車、其他上り、下り各列車は何れも二十分乃至三十分遲延せり。

海上の被害は、神戸沿岸一體に繋留せる船舶激浪に淩はれ、防波堤又は捨石に衝突破損沈沒せるもの九十二隻、損害五萬圓を下らず。又棧橋會社所有の棧橋は陸岸近き處約十間大破し、橋上の軌道は捥ぎとられ、此附近より米利堅波止場までの海岸は護岸石垣に衝突粉碎せる遭難船の破片堆積せられて其慘狀目も當てられず。又兵庫島上町海岸も激浪高くして、同海濱の飲食店二軒流木に叩かれ半壞の姿と化し、魚油倉庫の表戸は淩はれ、難破船亦尠からず。其他運河浮橋流失し、駒ヶ林新湊川尻堤防石垣崩壞二ヶ所にして、此附近の浸水家屋亦少からず。

一、大正三年六月三日の暴風雨は其風勢甚だ大ならざるも、方向南に偏せしを以て、沿岸の被害尠からず。今其概況を述べんに、六月一日夕臺灣南方洋上に現はれたる颶風は徐々北東に進行すると共に著しく發達を遂げ、三日朝九州西部に於て七百三十八粍の氣壓を示すに至りたれば、同地方より朝鮮南部に亙り暴風雨を起し、其他全國を通じ概ね曇天にして、天候甚だ不良に傾きつゝありしが、當地方にては數日來晴曇不定にして降雨稍々繁多なりしが、前記西方低氣壓は漸次北東方に進み、日本海方面に向はんとするを以

て、風向は南より西に轉じ、稍々激しき風雨を起し、四日午後三時頃、風向の南より西に轉ずるに當り、風速最大十一米突八の西南西風となり、地上の物體を吹き飛ばさんばかりに物凄く、通行人を惱ませしも、短時間のため陸上の被害は大ならざりしが、駒ヶ林は風當り殊に烈しく、煙筒の如きは固より、古き建物は今にも倒壞せんかと危まれ、村民は是が警戒を加ふる等の騒ぎ一方ならず。尙海上は野田・駒ヶ林兩村より和田岬・川崎濱・小野濱の如き怒濤防波堤を叩き物凄まじく、附近に繋留の和船は少からず惱まされしも、晝間の事とて割合に被害尠かりしが、大正二年の時化に際し堤防崩壞せし駒ヶ林字中の町より西方野田村沿岸十數町に涉り堤は怒濤の爲め洗去られんばかりの形勢見え、兩村民總出にて土俵を作り警戒を加へしも、幸に風次第に凪ぎ大事に至らざりき。又當港沿岸の怒濤飛沫は二丈に餘りたる箇所も尠からず、危險刻々に加はり、遂に海陸の聯絡杜絕するに至りしが、水上署にては沿岸一帶の警戒をなし、萬一に備へたりしが、繋留船舶にはさしたる被害なく、唯沖合航行中の艀船壹隻及荷役の和船三隻は豆粕積載の儘第四突堤沖にて沈沒し、其他九隻の大小和船は載荷の儘各所に沈沒せしも、幸に

死傷なく、中税關棧橋は風波の爲め其連絡を絶たれたり。尙ほ其他にも被害少なからざりしが、殊に當港內第十二番浮標に繫留せし大阪商船會社汽船「メキシコ」丸(六千六十三噸)は四日出港の豫定なりしに、三日午後四時頃怒濤の爲め浮標の鐵柱切斷せしため、船體は船尾を北に向けたる儘風の方向に北へ吹き流され、第七番浮標に繫留せる日本郵船會社汽船信濃丸と接觸するに至り、爲めに信濃丸は左舷に傾斜し、兩船共に損害を被りしも、人命に異狀なかりき。

一、大正三年九月十三日小笠原島附近に現はれし颶風は急速に北々西に進み、十四日午前六時豐後水道に達し、四國に暴風雨起り、中國九州地方も風雨加はり、又南海岸より南東海岸は海上不穩の狀態に在りしが、神戶地方も此颶風の影響を受け、十三日以來東又は北東の風次第に增勢し、十四日朝より强風吹き、一時降雨あり、同九時風速一秒時十一米突を測り、午後二時風向南東より南南西に順轉し、同六時最强風速一秒間十一米突四に達し、同九時天候恢復せしが、偏南の風は著しく神戶附近の海面を荒し、西須磨村字一の谷附近鐵道線路に沿ひし石垣四十間餘は十四日午後三時頃俄然崩壞し、下り線

路上に堆積したるより、以後各列車は上り線路によりて單線運轉を試むるの已むなきに至り、尙ほ一の谷川尻も崩壞して同樣下り線路を埋めたるを初めとし、兵庫・駒ヶ林附近一帶の海岸は打寄する狂瀾怒濤の爲め被害續出し、午後六時頃同村魚市場幅二十三尺延長四十間崩壞流失し、堂の町海岸石垣二十間崩壞、附近の納屋三棟及び高六間の煉瓦煙突破壞したるも、人畜には異狀なかりき。其他野田村海岸なる松樹數十本根こそぎ倒壞せり。港內も波高く、沿岸防波堤に打揚ぐる怒濤は丈餘に及び、殊に葺合港灣・和田岬及米利堅波止場邊は最も甚しく、防波堤及護岸を越えて陸上を洗ふ勢凄じかりしも、幸晝間なりしを以て被害少く、艀船の遭難數艘に過ぎざりき。

一、大正六年六月十二日夜十時頃より當地方は俄然大雨となり、十二時前後には雨は小歇みとなりしも、翌午前一時より突然南西の強風となり、最強壹秒十一米突の速力なりしが、同二時頃より次第に風力を減じ、同五時に至り天候恢復せしが、海上にては風の起ると共に俄に激浪來り、和田岬より葺合港灣に至る沿岸は怒濤岸を洗ふ態物凄じく、港內波浪高くして、危險益々加はりしかば、繫留和船は避難準備に狂奔せしも、鐵類積載の艀船一隻新生田川

尻に繋留中破損せるを初めとし、稅關監視部西側に繫留の釣船六隻、漁船壹隻は大破し、土砂船壹艘浸水沈沒し、精糖を積載せる艀船は第二波止場突堤內側に繫泊中海水浸入して損害を受け、第一突堤に繫泊の艀船十隻大破損を生じ、船夫壹名行方不明となれり。其他航行中の艀船七艘も沈沒せり。又川崎稅關構內第十九號上屋前に積みありし豆油四十一箱、落花生油十二箱流失し、小野濱築港第一乃至第三突堤上に打揚げたる波浪雜貨充滿せる各上屋內に浸入し、潮濡となりたる貨物多く、殊に第一突堤の根元にありし假上屋には潮水烈しく浸入して貨物の損害頗る多かりしが、當時歐洲戰亂の影響を受け本港の滯貨其極に達せし時なるを以て、風力僅かに壹秒時十一米突に過ぎざりしも斯る多數の遭難を見しならん。

開港後の兵神兩港沿革を敍するに方り、其當初は內外多事百般新創の時に屬し、文獻の徵するもの乏しく、其後に至り波止場の改築、運河の開鑿、棧橋の架設等、港灣の改良に資する工事興りしも、槪して規模小にして、僅かに內外貿易の應急施設に過ぎず。殊に其一部は現今既に撤去せられ、或は埋築地と化したるものあり。之が詳細を述ふるは却て煩雜に涉りて益なきを慮り、其梗槪を擧ぐるに止めたり。然れども日淸戰役後は本港貿易に急劇なる發展を來し、大

付、諸國の物産手廣に運出商賣可爲勝手者也」と觸れ、更に其取締に關し、『今般兵庫開港御差許相成候に付、三ヶの番所を建置き、改濟の上交易取計候害、右に携り候者共は其旨厚く可存、若し改濟の義相憚り改め方違背改め洩れ等於有之は、嚴重の處分可申附候條、可被得其意候』と布令せり、又在京勘定奉行星野豐後守をして齋藤六藏、小堀右膳の二人へ兵庫開港御用取扱を命じ、更に大阪町奉行柴田日向守は兵庫奉行を兼ね、鋭意力を開港準備に盡し、運上所の建設を終り、倉庫三棟の落成を告げ、波止場三ヶ所略〻成りて、居留地未だ成らずと雖も、已に十二月七日の開港期日に達せしを以て、假りに開港の式を擧ぐ。當日は碇泊中の英米諸國の軍艦二十一發の祝砲を放ち、各國領事其僑居に國旗を揭げ、以て開港を慶賀せり。

開港式

兵庫奉行柴田等は右布令に依り神戸村の東部海濱に廣大なる和洋折衷の運上所を建設せり。此建物は硝子板を以て障子を張りしかば、日光に反射し煌々たる色彩を放ち、當時硝子板を見たることなき市人等は擧つて之を珍奇とし、ビードロの家と稱し、遠近相傳へ日夜見物に雲集せりと云ふ。此時に當り將軍慶喜大政を奉還し、維新の大政令發布せらる。此に於て勤王黨の首唱者薩・長藩士

ビードロの建物

朝廷の命を以て來り兵・神の地を支配すとの風說頻りに起りしが、奉行柴田剛中を始め幕吏等は、將軍にして、政權を返還したる上は何時江戶へ引揚の命下るも知るべからずと爲し、最早其任務に鞅掌せず。代官手代奉行附き別隊組兵士等は不安と私慾に驅られ、其職を顧みず、跋扈跳梁毫も世間の保安に意を留めず、寧ろ無賴の惡徒にして浪士と自稱するものと共に市中を橫行し、民家を掠め商品を奪ひ、甚だしきは白晝門戶を破り、恰も强盜に類する惡事を爲し、就中神戶部の住民は其害を蒙むること甚し。此に於て年寄役吉田七郞兵衞・高濱太右衞門・船井長兵衞等は暴行防止策を協議す。時恰も同年十二月二十一日英國軍艦入港の趣を聞知したれば、乃ち兵卒等に僞り告て曰く、『薩藩士小松帶刀・長藩士木戶準一郞・伊藤俊介等京師御用にて軍艦に乘じ將に日ならずして來港すべく、既に御用宿手當等の命に接手せり』と。然れども彼等兵士は輙く之を信ぜざるに似たり。已にして同月二十日英國軍艦果して黑煙を揚げ入港せり。彼等以爲く土民の言果して眞なりと。周章狼狽各〻身を以て遁竄し、奉行柴田剛中・代官齋藤洪督等亦倉皇として逃遁す。此に於て兵庫・神戶地方は今や幕吏の片影を認めず、開港地警衞の兵士亦等しく去て全く無政府の境と變じたり。各家各人自から

英國軍艦の入港

衞り、以て新政治者の來るを待つ。　慶應四年正月京都に於ては、將軍慶喜鳥羽・伏見に薩・長・土の兵と戰ひて敗走し、江戸に歸る。　朝廷に於ては同年正月十日德川慶喜征討の令を京都三條・荒神口の二橋に掲げ、征討府を樹て、彰仁親王を征討大將軍に、二月熾仁親王を東征大總督に任じ、諸侯に令するに兵を率ゐて來り會すべきを以てし、三道東征の師は各〻其部署を定めて錦旗を東風に飜さんとす。　關東に於て幕府は譜代恩顧の諸侯に軍令を發し、天下は即ち京師の新政府、關東の舊政府に兩分せられ、以て雌雄を干戈に決せんとせり。　而して新政府は此時未だ諸外國に對し、日本の主權者たることを宣示せざるを以て、東征の師を進むるに當り、先づ王政復古の旨を中外に宣布せざるべからず。

新政府の外交

此に於て新政府の參與兼軍事參謀兼外國事務取調掛東久世通禧を以て使節となし、正月十四日兵庫に來り、諸外國使臣に國書を交附せしむ。　東久世通禧と共に參與岩下佐治右衞門(方平)・同寺島陶藏(宗則)・徵士伊藤俊介(博文)・同中島作太郎(信行)・同岩下淸之丞・同喜多村慶次等來る。　孰れも當代傑出の名士なり。　正月十五日兵庫島上町諸問屋會所を以て假事務局と定め、將に新政の施行に從事せんとす。　已にして同月十九日事務局を兵庫切戸町幕府大阪奉行所々屬勤番所に移し、兵庫市中、村々取締

及公事訴訟等總て申出づべき旨を公示す。然るに此時幕府の吏員は前月を以て逃遁し、地方一般無政府、無規則に變じ、百般の事務悉く創始に屬し、施設の急を要するもの其方面頗る多岐に亙り、殆んど著手の前後緩急を決するに苦む。此に於て新政府は先づ從來の名主・年寄を召喚し、施政の秩序を定め、吏員の任命決する迄一に舊來の儘名主・年寄等公務に與るべき旨を命じたり。而して神戸は

開港と居留地

外人居留の地なれば、兵庫津と稍〻其事情を異にし、單に舊來の秩序を回復し、村民の保安を維持するのみを以て足れりとすべからず。前年十二月七日、開港以來外人の既に居留する者ありと雖も、天下の風雲急にして開港は其名のみに過ぎず。忽ち京阪の兵禍となり、三宮英人殺傷事件となり、内外の商取引容易に見る事を得ず。故に外人の保護、賣買開始の準備は今や焦眉の間に迫れり。岩下・寺島・伊藤・中島等專ら神戸方面の施設に沒頭す。然るに當時官吏として任命すべき者なく、事務の開始亦如何とも爲すべきなし。依て兵庫同樣、先づ各町村の舊例を繼承し、庄屋・年寄をして依然公務を扱はしめ、尚ほ且開港事務に補助の力を致すべきを命じたり。此より先き正月十七日京師太政官に於ては政體を定め、三職(總裁・議定・參與)七科(神祇・內國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度)に分ち、各科に總督を

置き、其下に參與を任用し、以て事務の分掌を爲さしむ。參與は何れも各藩出身の俊英にして、新政の考案は概して此等の人々より出づ。此に於て東久世通禧は外國事務總督に任せられ、參與岩下佐治右衛門は外國事務掛となり、以て兵庫開港の事務を督す。同月二十一日東久世は六國公使に書を致し、東征の師を起したるを以て、彼等は軍器兵仗を輸入し、德川慶喜及其臣屬の兵力を助くべからざる旨を告ぐ。同月二十二日新政府は兵庫鎭臺を置き、東久世之が都督に任せらる。外國事務掛たる岩下は二十四日兵庫取締の命を受く。而して參與寺島亦外國事務掛となり、二十五日徵士伊藤も參與外國事務掛に任せらる。須臾にして曩日散亂せし代官・手代等の歸降するものあり、官吏志望者の集り來るあり、各々其技能と經歷とに依り任用す。運上所事務は已に是より先き同月十九日を以て御用掛を設け、著々其緒に就けり。同年二月二日太政官に於て復又職制の變更あり、曩の七科を八局と爲し、神祇以下の各局に督・正權輔・正權判事の職を置き、東久世は外國事務局權輔に任せられ、岩下・寺島・伊藤は外國事務局判事を拜命す。而して新職制に依れば、外國事務局は外國交際・條約・貿易・拓地・育民の事を督する中央官衙たり。然れ共未だ地方官々制の制定なき故、開港地たる兵庫・神戸

は專ら外務官の統治に依らざるを得ず。　同月六日兵庫鎭臺は兵庫裁判所と改り、東久世亦之が總督たり。　此時に至り管下の庶政稍〻其順序を得、內務は寺島・喜多村主として其任に當り、外務は伊藤・中島專ら其事に從ひ、兵庫裁判所全般の大綱は東久世・岩下の操縱する所となる。　然れども內外兩局は名實相協はざる區別にして、寧ろ內務局は兵庫津及其他沒收領地の處分事務を司り、外務局は全く神戶地方百般の政務を擧げて管轄す。　外務局に於ては正月二十八日外國船改役等を任命し、同年二月四日伊藤俊介の名を以て各國領事に通牒す。　曰く、

一筆致啓上候。　然は明五日より運上所相立て、夫々役向の者出勤爲仕、商法無障碍爲取計可申候間、此段貴國商人へ御觸渡可被下候。　稅銀等は約條書稅則に隨ひ可相納候樣申付置候に付、此段御承知可被下候。　爲其如此御座候以上。

神戶運上所

此に於て、神戶運上所を開き、外務掛を兵庫事務局より此所に移らしめ、內外貿易の稅務を主管する本局とし、又西の町海岸に於て一局を新設し、本局を東運上所と稱し、新設の一局を西運上所と唱ふ。　西運上所は商家を購ひ、假に修繕を加へたるに過ぎず。　翌六日輸出入荷物改役を定め、同月十七日一般に布達して曰く、

神戶港に於て外國人より諸品買入候節は、總て運上所へ屆出、免許を受け候上

引取候樣被仰付、若し犯法者於有之は、急度嚴罰可申付、最も金高五十兩以下の品物は屆出候に不及、此旨相心得爲可申兼て觸渡置候事。

但當地住居の者は不及申、他所より罷越候者たりとも同樣相心得らるへき事。

抑：此布令は啻に關稅徵收の爲め發せしものにあらざるは、五十兩以下の買取品は屆出に及ばずと云へるを以て明かなり。是れ幕府が長崎の和蘭及支那貿易に於て通商額に制限を加へたる例に倣ひ、制限貿易たらしめんと欲せしに出づ。然れども貿易の額に制限を加ふるは全く官貿易にして、内外國民の貿易にあらず。此に於て慶應四年四月二十一日に至り、更に一令を發して曰く、

神戸開港場に於て日本商人共外國商人と交易賣買可爲勝手事、最犯條約面致密商候者於有之は罪科可申付事。

即ち賣買は無制限の自由を許されたるなり。而して密商取締としては船改役・荷改所の設備あり。特に五厘金徵收の一事ありて、密賣買の嚴重なる豫防法となれり。所謂五厘金なるものは、神戸港の公費を補助せんが爲め、賣込引取の貿易金高の五厘を徵收せしものなり。

神戸村の浚渫

是より先き運上所開設の通牒あるや、外人は運上所前碇泊地の浚渫を請ふ。

同地は神戸港海門の東端にして、元神戸村の船溜なり。卽ち舊幕府海軍營所を置きたる船渠の地にして、港內は東西凡そ六十二間七分、南北七十二間半、港口南北百八十間、總て石垣を以て之を繞らし、外人居留地の東部に境する溝渠は此港內に注ぎ、其流出する土砂沈澱し、且つ波濤は港口より常に砂石を簸揚し、水路之が爲め梗塞するを以て、屢〻外人の申請に依り浚渫せり。

神戸の波止場

慶應四年三月十四日外國掛は分離して之を神戸町會所に移し、同年四月八日海岸に運上所の波止場二箇所を設け、此波止場以外に在りては荷物の陸揚船積を爲すを許さず、以て輸出入の取締を爲す。尋で鯉川口及宇治川尻の二箇所に假波止場を設け、運上濟物品揚卸の便に供し、東運上所へ十名、假運上所へ十一名、鯉川口へ四名、宇治川尻へ五名の外國掛を出勤せしむ。同年五月府・藩・縣の制成り、兵庫縣の設置あり、廳舍を坂本村に建築し、外國掛を本廳に合し、之を外務掛と云へり。此に於て內外の事務は一廳の統ぶる所となり、運上所は縣廳外務掛の下に屬する一課となりたり。已にして明治二年二月外務掛を再び東運上所に移す。之れ外國居留地と相離るゝこと遠くして、六國領事(米・佛・英・普・伊・蘭)連署不便を訴ふるを以てなり。此に於て內外の事務取扱所亦分れて二となれり。

明治四年八月外務省管轄各開港場の稅務は大藏省に轉屬し、租稅寮中外部課を設定し、輸出入竝に外國人に關係する稅務一切を管掌する制を定めらる。卽開港場の稅務たるや、最初は外國事務局の統轄する所にして、同局は地方官に事務を措置せしめたり。爾後其統轄は外國官に移り、尋で外務省に及び、而して今は大藏省の管轄に歸するに至る。大藏省は依然として其事務を地方官に委ぬる旨を達せり。故に縣廳と運上所との關係は當時尙ほ舊に異なることなし、斯くて同年十一月に至り、縣廳に於ては運上所處務順序を定め、檢査・稅額・收稅・飜譯・庶務の五課を置く　明治五年二月一日外務掛を東運上所より神戸町會議所に移し、此運上所に附屬する海岸番卒十四人を置き、海岸取締の事に當らしむ、從來運上所は巡邏卒及本船番ありて監視事務の任に當りしが、此年一月其名稱を廢して邏卒・視船の二課を置き、又再之を改めて視船課を監船課とし、邏卒課を巡警課と稱するに至り、番卒は巡警課に屬す。五月神戸運上所は大藏省租稅寮の直轄に歸し、租稅寮七等出仕原東樹出張し、兵庫縣より事務の引繼を受く、此に於て運上所は全く縣廳以外に獨立する一官署となり、同年十一月運上所職制を定め分課を改置し、檢査・收稅・倉庫・文書・諸務の五課となし、又巡警吏を監吏と改

運上所を稅關と改む

め、海陸監吏を設置せり。　同月運上所の名を改めて稅關と稱す。

神戶海岸の石垣築造

兵庫の津に於ける荷揚場及積込場は、既に多年貨物出入の爲め不完全ながら其用を便ずべき設備を見たりしが、固より內國航行船舶に對するものにして、兵庫開港に伴ふ外國交易品揚卸に必要なる波止場は未だ其設備を見ずして德川幕府は瓦解せり。　已にして明治四年神戶の海岸石垣築造工事を開始せり。　雜居地一帶の海岸は開港前舊幕府に於て修補を加へ、所々石垣の建設ありしと雖も、甚だ不備にして用を爲さず。　因て之を修補し、更に石垣築造の必要を見たれば、兵庫縣廳に於ては、已に明治二年以來在大阪土木司と數回交涉を遂げ、翌三年四月十一日に至り、民部大丞井上馨等實地檢分の爲め出張し、同年六月八日起工を大藏省に稟請し、費用支出の許可を得、同年十二月工事請負入札を行ひ、大藏省に上申し、十一萬四千兩を極度とし工事に著手すべき指令を得、明治四年二月十二日始めて起工す。　然るに同年五月十八日海嘯の爲め未成の石垣悉く破壞され、其損失見積高實に七千二百餘兩に達す。　此復舊工事を爲すに當り、更に勾配を改むるの議あり。　之が爲め金六千二百六十三兩餘の追加を要する事となり、乃ち民部省の許可を得て改造に著手し、同年十二月に至り竣工せり。　猶此海岸

工事落成の前に當り、外國人より居留地海岸の改造を願ひ出づるに依り、工費一萬千四十二兩餘の豫算を作成して出願し、九月二十一日民部省より許可を得たり。此時一方に於ては石垣工事と共に起工せし海岸道路竣工を告ぐ。

波止場

運上所波止場は築造の順に依り東運上所前にあるを第一波止場、西運上所前にあるを第二波止場、鯉川口にあるを第三波止場、宇治川尻にあるを第四波止場と稱し、第三・第四波止場は輸出入税濟品揚卸に限れり。然るに其位置より考ふるときは順序の顚倒せるものあるを以て、明治七年元第二波止場を第三波止場とし、元第三波止場を第二波止場と改稱し、第四號及第二號波止場は輸出入税濟品の揚卸に限りしが、明治八年四月に至り、內國西洋形船舶の荷物積卸は第一號・第二號・第三號波止場の三個所に定め、同年五月に至り更に之を第三號波止場の一個所のみに改め、明治十一年十一月艀及客船稼取締規則に據り、艀に搭載せる貨物の揚卸は第一波止場（稅關前）、第二波止場（鯉川品改所）、第三波止場（元西運上所）、第四波止場・辨天濱の四個所の外、之を許さゞることゝせり。

海運の狀態

更に進んで當時海上の狀況を觀察するに、我神戸港を中心とする海上交通は、舊幕時代より明治初期に亙り、主として菱垣廻船及樽廻船により東京と往復し、

蒸氣船の來航するもの明治元年より次第にその數を增加し、明治初年より十年頃迄、和船・西洋型帆船・小蒸氣船全盛の時期と稱すべし。

菱垣廻船

菱垣廻船は垣楯の筋を菱垣にするを以て名づけらる。元和五年泉州堺の人紀州牟婁郡富田浦にて二百五十石積一隻を借り、之に大阪より木綿・綿・油・酒・酢・醬油其他の商品を搭載して江戶に運送したるに始る。尋で寬永元年大阪北濱町泉屋平右衞門江戶積問屋を起し、同四年毛馬屋・富田屋・大津屋・鹽屋の數戶亦此業を開けり。然るに正保年中に至り攝津傳法村の商人試に駿河の廻船を雇入れ、之を大阪に回航し、貨物を江戶に下せるものありしに、數回恙なく到著せしかば、海運の便利を悟り、此附近にありては、大阪及西宮・兵庫の商人始めて貨物を運漕する早船を開きたりと云ふ。當時之を小早と稱し、二百石乃至四百石積の船にて往來したり。然るに江戶には組合もなく、貨物の決算、難船の處分、船頭の曲事等頗る紛亂せしかば、元祿七年江戶荷主大阪屋伊兵衞荷主を十組に分ち、又大阪に十組(享保九年以來二十四組を立つ)を定め、大行事を置き、諸船を統理せしめ、荷打破船等あるときは組合行事立會ひ勘定を爲し、一切船問屋をして關係せしめず、又重立たる荷主の內若干名を選び船手極印元と爲し、菱垣廻船を表する燒印

を押し、往復の度毎に船足船具等を檢査せしめたり。　菱垣廻船は大阪二十四組と江戸十組とに關するもの及幕府と諸藩との荷物に限り登載し、他の商品或は自己の買積を爲すことを禁じたり。

樽廻船

享保十五年酒店組は分離して別船とし、之を樽廻船と稱す。　爾來兩廻船相協和せざりしが、安永二年樽廻船に搭載貨物の分界を爲し、船株鑑札を與ふる事となりしより、菱垣廻船一時海上に勢力を得たれども、幾何もなくして亦衰退したれば、文化五年町方用達杉本茂十郎之を憂ひ、諸規則を改正し、百方經營し、新船百隻を整へ、十組の仲間を擴めて六十五組と爲し、一時挽回するを得たれども、久しからずして再び衰へたるを以て、屢〻政府に哀訴し、遂に天保十四年十組の取扱に屬する貨物は樽船に搭載すべからざることを命ずるに至る。　時人之を菱垣一方積と云へり。　天保十二年諸株仲間廢止の令あり、菱垣廻船二十四組の株仲間も解散し、爾來運輸を管理する者なく、弊害百出するを以て、二十四組の荷主中、絲・油紙・木綿・藥・砂糖・鐵・蠟・鰹節の九店相計り、更に船舶を造りて菱垣廻船の業を擴張せり。　此頃船舶は皆千石以上の大船なり。　菱垣廻船にも新綿輸送には樽廻船の如く番船法ありて、新綿は早綿と稱し、大阪の組合にて申合せ、三隻又は五隻を

競爭せしめ、浦賀に最早く著せるものを一番船となせり。尙ほ一番船は其年中積込順番に依らず、何時にても貨物の積込を爲さしむる權利を有せり。然るに樽廻船は天保四年鰹節・鹽乾魚問屋・乾物問屋並に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十萬斤に限り兩廻船に搭載することを許せり。されど此等の貨物を樽廻船に積む時は、送狀を二通作成して江戶菱垣廻船問屋に於て改め、樽廻船問屋に引渡すものとす。天保十五年に至り樽廻船問屋は獨立し、大阪に問屋八軒、西宮に問屋六軒を設立し、船舶百五・六十隻を有し、大に事業を擴張し、菱垣廻船と其業を競ふに至れり。荷主の重なるものは大阪・伊丹・池田・今津・西宮・靑木・魚崎・御影・東明・新在家・大石・兵庫十二鄕の酒造家にして傍ら荒荷をも搭載したり。

荒荷の主要なるものは備後表・瀨戶物・陶器類・線香・紙屑糠類・蕨繩・棕梠・棕梠繩・砥石等にして、樽廻船には樽番船の制度ありたり。樽番船とは每年二月頃新酒の釀造せらるゝや、灘五鄕の酒造家會合の上、積高を打合はし、五隻又は七隻の手配を爲し、此等の船は西宮出帆の上互に江戶著船の前後を爭ひ、品川沖に著するや、直に船送切手を携帶して樽廻船問屋に驅け附け、第一番船は江戶の荷主より船頭初め乘組水夫一同に賞與として赤繻絆を與ふ。彼等は之を著用し、江戶市中

を踊り廻るを例とす。猶又各町内の屋臺店にては彼等に隨意飲食せしむるなど、一種の特權を有する次第にして、揚荷後西ノ宮に向ひ品川を出帆する場合には、最員の諸店より貰受けたる旗幟を以て本船に滿船飾を施す。一方西ノ宮にても、江戸一番著の飛報早打飛脚にて到著するや、船主は雇人出入の者等に赤繻絆を著せ、鉦太鼓にて囃し立て踊り廻り祝意を表す。猶又一番著の名譽を得たる船は、當年中貨物積込の順番に論なく、何時にても他船に先ち積荷の優先權を有するものとす。

近廻り船

江戸以外の地方に運漕する貨物は、下關邊迄七・八十石積の兵庫猪牙に依るか、或は其他各地より來る荷船の歸航に托せり。旅客は大阪及淡路等へ早船にて往復し、其他は大抵荷船に便乘せり。當時兵庫港に入港する和船は五百石乃至千二・三百石積の北國船にして、八百石積位のもの最も多し。此等の北國船は毎年一囘入港し、其數百五・六十隻を下らず。其大部分は高濱(東川崎町一丁目濱先)に引揚げ、蟲害を防ぐ爲め船底を粗朶にて燒き修繕を加へ、冬圍(カコヒ)を爲し、船員は越年の爲め歸鄕するを習慣とす。北國船・菱垣船・樽廻船等が兵庫港に輻湊する時は水面帆檣林立、實に一種の壯觀を呈し、港内自ら活氣に滿ち、兵庫東出町・西出町・

網中濱に居住する船具類・食料品の販賣を業とする商賈若しくは鍛冶業其他雜業者は、殆んど全部此等の船舶に依り活計を營む。此外紀州船・赤穗船・遠州の材木船・尾張の酒船あり、又北宮內町に團子屋船、宮前町に魚船あり、大阪通ひの早船あり、是等は概ね大阪往復の旅客を搭載し、純然たる荷船としては島上町に灘屋船あり、魚船は禁裡御用の鮮魚を運送する爲め羽振よく大阪安治川三丁目鎖番所前に進行し、兵庫の魚船なりと叫べば檢査を受けず番所を通過することを得たり。

汽船の航行少かりし時代我邦沿海到る處鰯漁あり、總て干鰯として各地に積出すを以て、菱垣廻船の如きも東京よりの歸航には關東干鰯又は北海道より東京に廻送せる干鰊を積取るを常とす。其後星移り物換り汽船の航行增加するに從ひ、各地共沿岸の鰯漁漸次衰へ、從つて干鰯肥料の商取引悲況を來たし、自然北國船の入港減少す。猶經濟上の變遷に依り中國邊より東京方面に送る貨物は兵庫港を經由せず汽車便に依ることゝなり、次第に兵庫港の凋落を見るに至れり。當時和船の運用及取締方法竝に海員の組織は種々特殊の風習ありて、汽船時代と面目を異にするものあるを以て少しく記述せん。

樽船が江戸より兵庫に歸港するや、兵庫番附所(今の元町七丁目相生橋附近)に至り、船頭頭役眞力榮五郎より番札を受く。榮五郎は又沖合總取締を爲し、內海岸に木屋孫兵衞の番附所ありて、此處にても番札を授く。番附所とは船頭・水夫・舵夫等の給料を定め、船頭中より沖行司・月行司・年行司を選出し、之れをして船員の喧嘩・口論・爭議の裁斷・仲裁・制裁を爲さしめ、不法行爲を爲せる船頭又は船に對して「ツンボ封」を爲せり。「ツンボ封」とは無言にて仲間內の交際より排斥するの意なり。船と船との爭鬪、艀の喧嘩、不品行の船員、不法の受荷主等は、沖合總取締の命により沖行司は警告を發し制裁を加ふ。江戸より歸港せる樽廻船が番附所に到り番札を最も早く受取るは、當時最大の名譽たると共に最も有利なりしを以て、潮流又は風波の都合に依り兵庫に入港し能はざる場合、淡路又は明石に假泊し、船員中の健脚者を選び陸路兵庫に驅け付け番札を受くるに勤め、番附所の玄關口に於て他の船乘と番札の爭奪を爲し、殺傷者さへありしと云ふ。當時千石船の船員は船頭・賄方・親父・舳(オモテ)方・水夫等約十六名乘組み、兵庫・江戸間一ヶ年五・六航海を爲すものにして、船頭は親方とも稱し、航海の指揮監督、積揚荷等に全責任を負ひ、賄方は現今の事務長にして、兵庫入港と共に直に上陸し、兵庫・灘五郷・西ノ

宮・今津間を歴訪し積荷を集め、江戸へ入港の上荷受問屋に手落なく荷物の引渡を爲すを任務とす。親父は現今の司廚にして食事の經濟船用品の保存を爲し、舳方は一面水先人の如く、大體上航海の任務を負ふ。而して江戸上下一航海の給料は舊幕及明治初年水夫（カコ）一人に付三圓五十錢乃至四圓、賄方・親父・舳方の所謂三役人は水夫の給料に五十錢增、船頭は水夫の二人分にして、明治七・八年頃の給料壹等水夫五圓五十錢、三役六圓、船頭十一圓位なり。船頭は「帆待ち」と稱へ、無運賃にて船腹の幾分を利用し、自己の收入を計る事を許されたり。當時和船運賃、酒及味淋等兵庫・江戸間酒拾駄（二十樽）三圓五十錢乃至四圓、味淋拾駄三圓、石炭一萬斤拾八圓等なり。

明治拾年に於ける兵庫・品川間風帆船運賃左の如し。

酒		拾駄	四圓十三錢
味淋		拾駄	三圓三十五錢
砂糖	白	壹樽一二貫	二十錢
	蜜大	壹樽二〇貫餘	二十五錢
油		四斗樽	二十二錢

瀬戸籠大	五尺×四尺	四十錢
切瀬戸物		七錢
竹皮	五尺×三尺	二十三錢五厘
傘	五尺廻	十七錢
繪具	箱入	八錢
瀬戸物	藁包	五錢
酢	四斗樽	十二錢
古綿	六尺×六尺	十六錢
樽入圓		十二錢
砥石（荒）	一個	十錢
線香	箱入	四錢
藥	箱入	十四錢
赤ぬか	十六貫	十錢五厘
瀬戸物		六錢
梅干	五升	三錢

擂鉢　　壹個　　十錢
紙屑　　六尺×六尺　十八錢
麻素(大木皮)六尺×六尺　十錢

蒸汽船建造の始

次で蒸汽船の航運狀況を述べんに、嘉永六年幕府は大船建造の禁を解きしを以て、薩摩・水戶等の諸藩は大船の建造に從事したりしが、偶々安政元年露國軍艦ヤナ號駿州宮嶋沖にて沈沒せるに際し、幕府に請ひ豆州君澤郡戶田灣にて別に新造して歸國せり。此工事に與りし我造船工は洋式造船術を實際に學ぶ機會を得、多大の利益を受たり。此に於て幕府は之に倣ひ、同地に同式の船を造らしめ、君澤形と稱す。尋で同四年水戶齊昭をして監督せしめ、以て旭日丸の建造成る。更に又外國船購入の事あり。明治二年初めて人民に西洋形船の所有を公許したる以來、其數頓に多きを加へ、造船術亦面目を改む。從つて海上運輸は從來の風帆船・菱垣廻船・樽廻船・猪牙船、其他の日本船に加ふるに汽船航行を企つる者相生じ、明治元年四月より小蒸汽船每日神戶を午前八時に大阪に向つて出帆し、午後五時大阪より歸航す。世人之を「ストンボ」と呼ぶ。蓋しスチームボートの訛傳なり。其運送する所のものは全く一般の旅客と普通貨物にして、私人の營利

事業に屬す。又大阪運上所々屬汽船浪華丸は同月より大阪・橫濱間の飛脚船と爲り、四隅を靑・黃・赤・黑に染めたる旗章を飜し、官民の別なく乘船せしめ、公私貨物を運搬せり。然れども此航海公用を主とするものなれば、一般の旅客及貨物は特に運輸を許さるゝに過ぎず。便乘を請ふものは總て大阪內平野町江戶屋平右衞門、松屋町津の國屋重右衞門の周旋を仰ぎたり。浪華丸の運轉は雇英人の司る所にして、薩人肥後七右衞門船中取締として乘組み、一般旅客普通貨物が汽船に依りて兵庫・大阪及橫濱間に廻漕せられたるは、蓋し此時を以て嚆矢とす。

當時歐洲へ渡航する者、亞米利加大陸鐵道開通以後、喜望峰を迂回するに比し早く彼地に到達するを以て、大抵亞米利加を經由せり。而して喜望峰を迂回し歐洲に赴く者は、先づ支那に渡航し、同地より製茶運送のクリッパーに便乘せり。此クリッパーは總て風帆船にして、其當時長距離の航海に拘らず驚くべき快速の航行を爲せり。

外國船來る　兵庫開港の勅許後最初に神戸に入港したる蒸汽商船は獨逸船ハョーなり。同船は慶應三年十二月三十日橫濱より入港し、船客二十名は翌三十一日上陸せり。該船乘組船長以下船員は英國人にして、總噸數五百三十四噸の汽船なりし

も、其當時にありては空前の出來事として大に衆人の目を驚かしめたり。同船は後明治二年六月十七日橫濱より神戸に回航の際、橫濱附近にて難破し、乘船者二十二名溺死す。其後神戸寄港の汽船は橫濱・神戸・長崎(時としては上海迄航行す)を往復する沿海航行船のみなりしが、明治元年十月九日獨逸二檣帆船イリス號(Illies)(船長ホーン(Horne))が漢堡より百三十二日を費し神戸に入港したり。是れ歐羅巴より神戸來航の第一船なり。當時神戸碇泊中の英國小帆船ブレーヴ號(Brave)は製茶を滿載し橫濱を經て紐育に向け出帆の旨、同年十月十五日「兵庫ニュース」に廣告せらる。是れ神戸より米國發航最初の船なり。蒸汽船が初めて歐羅巴より神戸に入港したる時日は判明せずと雖も、明治二年蘇士運河完成以前既に喜望峰を迂回し來航したるものあるが如し。明治四年亞米利加より神戸に入港したるは風帆船にして、日支貿易商會(通稱テレヂン又はケースと呼ぶ)が石油千五百箱を輸入したるを以て最初とす。

海外定期航海船

明治初年大阪・神戸兩港に於ける輸入商品は概ね橫濱若くは長崎の仲次を經て出入し、海外定期航海船の如きは未だ神戸に寄港せず、僅に和蘭人アデリアンが辨天濱(後に居留地七番館に轉ず)に開店し、フキロン號(後に島原藩主松平主殿

頭へ賣却)を以て一ヶ月二回の不定期航海を爲したるに過ぎず。其航路は神戸より長崎に寄港し、上海に到る。明治三年より亞米利加四番館は定期航海の計畫を爲し、汽船ニユーヨーク號(New York)、オレゴニア號(Oregonia)等にて橫濱・神戸・長崎・上海間の定期航海を始む。此に於て神戸は明治四年以後定期外國航行の便宜を有するに至れり。此時汽船の荷物旅客を取扱ひたるは海岸四丁目光村彌兵衞(長門屋)三城彌七(茶屋)等なり。

紀萬船

當時紀の國屋萬藏、維新前紀州藩が軍用の爲め建造したる汽船千里丸・萬里丸等六隻を借入れ、神戸・橫濱間の航海を開き、荷客取扱店を大阪に置き、神戸に於ては支店又は代理店を設けたれば、兵庫の廻漕業者として久しく菱垣廻船・樽廻船等和船荷受問屋を以て聞えたる片野喜助・前田治右衞門・前田治兵衞・田中利右衞門の四人協同して紀の國屋と訂約し、貨物の搭載乘客の取扱を引受く。蓋し神戸市に於て海運事業に對し共同營業卽後日の會社的組織を始めたるは此四人を嚆矢とす。

九十九商會

已にして三菱會社の前身たる九十九商會設立せらるゝや、此に紀萬汽船と競爭を開き、一時頗る激烈に涉り、明治六年征臺の役あり、岩崎・紀の國屋共各其借入

船を藩に引揚げらる丶迄隱然競爭を持續せり。征臺の役後岩崎は大に政府の保護を得るに至り、紀萬汽船壓倒せられ、終に閉店を餘儀なくせらる。紀萬汽船が神戸・横濱間航路を開くと相前後して、兵庫東出町薩摩屋は島津家所有の汽船豐瑞・寧盛等を借受け、神戸・鹿兒島間の航海を開始せり。

當時の運賃

當時神戸・横濱間乘客運賃は亞米利加四番の船にて上等銀貨四十弗、中等二十五弗、下等十弗、紀萬汽船上等二十五圓、中等十四圓、下等七圓五十錢にして、詳記すれば明治初期廻漕會社又は三菱會社等に依る我國の汽船航運業開始當時の貨物運賃は、徳川幕府時代の定期和船即菱垣廻船及樽廻船運賃を標準として、其幾割增若くは幾倍とし之を定めたり。菱垣廻船及樽廻船運賃の定め方は先づ江戸・大阪間一航海に運賃銀十貫匁を得ること丶し、貨物運賃率を算出せるものなり。即千石の船舶が二十石積の上荷船(但二十石積の上荷船は正味二十五石を積載す)五十隻分の貨物を收容したりとせば、正味千二百五十石を積入る丶割合にして、今假りに二十石積上荷船一隻分の積荷に對する運賃を銀十貫匁の五十分の一即二百匁と定め、上荷船一隻に黑砂糖・種油・樽酒の如き四十個を積入る丶とせば、一個銀五匁となる。若し又白砂糖・鰹節・生蠟の如き五十個を積入る丶と

せば、其運賃一個銀四匁となる。猶他の貨物も亦之に準じ、自然荷姿・重量品・輕重品に依り多少の相違あり。此運賃の定め方は古より安政年間に至る迄實行せられたるものにして、文久・元治年間諸物價騰貴の影響を受け、從て船舶の諸雜費増加せし爲め、運賃も亦荷物の種類に依り四・五割増となり、油・黑砂糖は一個七匁五分に、白砂糖・蠟は六匁に騰貴せり。其後慶應年間輸出地に於て仕立船缺乏の場合、又は商況に依り右四・五割の上に更に四・五割騰貴せることあり。船持組合の收支に付ては、千石の大和船を新造するに船體船具一切にて金千兩を要し、一隻が大阪・江戸間の航海を一ヶ年六度と見積り、一航海の運賃銀十貫匁を收入する豫定にて一ヶ年の總收入銀六十貫即金千兩なり。此内支出すべき經費左の如し

一銀十五貫匁　輸出地川內仲仕賃(荷主より荷扱問屋迄持出す茶船賃)本船迄艀船賃及荷扱問屋手數料共總收入の二割五分にて問屋之を請負ふ。

一銀九貫匁　輸入地艀船賃及荷捌問屋手數料總收入の一割五分。

一銀一貫八百匁　荷物辨償金總收入の三分(船長請負)。

一銀十二貫匁　船長其他海員の給料食費(乘組人員凡二十人にて船長を除き

一航海給料、食料各金一兩位)總收入の二割。

一銀十二貫匁　修繕及準備積立金總收入の二割。

計銀四十九貫八百匁卽金八百三十兩を差引き、正味銀十貫二百匁卽金百七十兩の利益となり、此内組合費及船員へ多少の賞與を給し、其殘額を株主に分配する豫算にて、新造船が初航海より五ヶ年間無事に航海を爲せば、不幸假令難破の災に遇ふも、更に新造船を造り得る積立金を保有するが故に、船主に於て別段損失を蒙ることとなし。

明治二年設立せられたる廻漕會社汽船運賃は九品營業者との協議に依り文久年間に於ける菱垣廻船運賃の四倍と定め、油・黑砂糖の如き一個三十匁、白砂糖・蠟の如き二十四匁を課す。　當時の記錄より運賃率を摘記すれば、金貨(古金とも)千兩に付五兩、銀貨(古銀とも)千兩に付三兩、紙幣(金札)千兩に付一兩、銅貨(錢)十貫目に付二兩一分、銅鐵其他重量品十貫目に付三分、九尺以上の長物一本に付き二朱、櫃物・樽物曲尺方に付一分、唐物・反物曲尺方に付一分、米百石に付金百二十兩、船客運賃は米國船の賃率を標準として各一人に付下等金五兩、中等金十五兩、上等金二十兩と定めたり。　又維新當時の田租は米納なりしが、當時全國各地より東京・大

阪への米百石に對する和船及風帆船運賃左の如し。

	日本形船	西洋形船
東京迄		
陸前石の巻より	五十五圓	六十三圓
羽後秋田より	八十六圓	九十九圓
越後新潟より	九十七圓	百十二圓
伊勢桑名より	三十三圓	三十九圓
尾張宮より	三十七圓	四十二圓
大阪迄		
薩摩鹿兒島より	四十三圓	四十九圓
肥後八代より	四十圓	四十六圓
伊豫大洲より	二十九圓	三十三圓
長門下の關より	二十九圓	三十三圓
播磨高砂より	十五圓	十八圓

和船に比し洋形船運賃の高率なる所以は速達利益の計上せられたるにあり。

三菱會社創立の際汽船積荷に對し舊式の大和船時代の運賃率を踏襲し來りし

が、荷物價格の如何に拘らず同率の運賃を徴するは不當なるを以て、明治九年元價安値なる荷物は從前の儘に据置き、高價なる物品は運賃を引上げ、荷物の種類を一等より九等に區分し、等級に依り收入することゝ爲せり。

西洋型船の歡迎

明治初年は上述せる如く主として和船を以て航運に從事せしが、一般に兵庫の人民は西洋型風帆船に囑目し、蒸汽船の運用に注目するに至りし主要なる原因は、明治三年五月十八日現今の福原遊廓が宇治川尻附近に設けられし頃、大暴風雨起り、海岸一帶に海水氾濫し、多數の死傷者を出し、和船の破壞されたるもの其數を知らず、其頃神戸・大阪間のストンボ運河丸は辨天濱に打上げられ、久しく引卸すこと能はず、港內は和船の沈沒破壞せしものにて通路もなき狀態となりしが、時人皆和船の賴むべからざるを知り、尋で明治十年西南戰爭の際南の風七十五日間連續して吹き荒み、東京通ひの船は歸航する能はず、伊豆・紀州方面に避難し食糧の缺乏に苦みしかば、益々和船の不便を感じ、西洋型船に著目し、之より航運界一變せり。

帆船建造

此七十五日南風の吹き續ける影響を受け、今津村渡茂平なる者西洋型帆船岩田丸(二百五十屯)を購入せるを始めとし、東京の荷主及大阪九店が共同して永田

に注文し、合ひ子帆船を新造したり。永田にて造れる船舶は藤永田型として一般に知らる。藤永田とは蓋し船長藤田と造船主永田兩人の頭文字を組合はせ、藤永田と稱したるものなり。是等帆船が七十五日間の南風に際し勇しく航海せしより、愈帆船の必要を感じ、帆船を造るは勿論、或は大和船を改造して西洋型と爲せり。只適當の造船技師なかりし爲め不便尠なからず。此時西宮辰馬本家は兵庫工作分局に注文して、太平丸(登簿噸三百屯)を建造し、明治十一年には御影の河東家も太陽丸(總噸三九二)を建造し、又菱垣組合は東京石川島造船所にて九店丸一號・二號を建造せり。當時兵庫十三店は資金不足の爲め造船することは能はざりしを以て、辰馬本家が兵庫工作分局にて西洋型帆船數隻を建造し、又は古船を買入れたり。同家所有船の主なるものは、太平丸(總噸三一〇)、寶滿丸(總噸三一〇)、神路丸(總噸四九五)、平安丸(總噸四五〇)、安全丸(總噸四二〇)なり。

船舶は漸次其數を增したれども、無檢査にして船籍證書なく船鑑札のみを有せり。從つて乘組員も亦無免狀なりしが、偶明治十二年無免狀航海差止の勅令下り、爲めに一時航海を中止し、船は悉く繫船して善後策を講じ、政府に向つて或は懇願し、或は交渉したり。船長の資格は一則・二則・三則に分たれ、二則は各藩軍

艦の艦長、御手許船々長の實歴を有するものに授け、一則は二則の資格を有し學問ある者に形式的試驗を行ひ與へたるものにして、一則・二則船長の免狀を有するもの何れも僅か七・八人なりしかば、斯界の不便云ふべからず。只三則免狀のみ實地の經驗あるものに假免狀として形式の試驗を行ひ授與せらるゝことゝなり、差當り航海に支障を來さゞる事を得たり。

船据場

由來大和船は防腐の爲め時々船底を粗朶にて燒く必要あり。船据場は即ち其目的に要する場所にして、修繕用にも使用すべく、簡單なるドックの類なり。舊幕府時代神戸高濱の海濱に或る地點を劃し船据場と爲せるも、不完全にして適せず、兵庫入港の大形船多くは讃岐多度津の据場に赴くを常とす。故を以て三軒屋及二ッ茶屋濱に船据場築造を目論見し者あり。然れども不幸にして効を奏せず。次で神戸の城田吉兵衛(網屋)なる者別に地を安永新田濱に相し、七十二の老軀を提げ工事に著手し、三ヶ年を經て竣工せしが、本來木造のドック式設計なりし爲め、更に進んで石造に改築せんとせしも遂に破産す。村民其志を尊重し、吉兵衛に代り債務を辨濟し、事業を完成せしむ。吉兵衛は村民の情誼に依り該船据場の差配人となり餘生を送れり。此船据場は後年東稅關船入場とな

る。次で明治維新前後に起りしものは海軍營所・加州製鐵場・兵庫造船所・小野濱海軍造船工場なり

海軍營所

德川幕府の末期攘夷の論盛にして、攝海防備の說喧しく、幕臣勝安房守麟太郞義邦は本邦・朝鮮・支那三國合同して西洋諸國に當らん事を期し、海軍擴張策を立て、將軍家茂の嘉納する處となり、文久三年四月二十三日將軍親しく神戸に來り地をトし、海軍營所を建設する事となれり。其目的とする處海軍必須の學術を敎授し、兼ねて船舶の建造・修理・實地運用・軍器の製造を敎ふるにあり。志ある者來り此に遊ぶ　其數二百餘、陸奥陽之助宗光など此中にあり。

文久三年五月十六日大阪船手役を廢し、船手組支配の面々を軍艦預り奉行と爲し、神戸操練局附とし、長崎製鐵所(現今の三菱造船所)を神戸操練局附屬となせり。

加州製鐵場

明治二年四月、日支貿易商會通稱テレジン(China Japan Trading & Co.)は、高野權右衛門より東川崎町の土地千五百餘坪を五ヶ年間一ヶ年一坪金壹分の地料を以て借入れ、製鐵工場を設立す。　同年金澤藩に於ても製鐵業を企て、地を川崎町に撰び、明治三年三月海岸地三千六百坪を借入れしが、事業未だ緒に就かざるに、

明治四年十二月工部省は同地點に於て製鐵造船の業を開始する事となりしかば、加州製鐵場は遂に其成立を見るに至らず。

兵庫造船所

明治六年十二月工部省は前記日支貿易商會の製鐵工場を買收し、獨人ウェー・ハイゼー(W. HEISE)を聘し、造船臺を造り、之を製作所と稱し、後兵庫造船所と改稱す。其後同工場は農商務省の管轄に屬す。

第二章　明治初期より同二十年頃迄の海運

本邦汽船會社の創立

本邦汽船會社の創設せられたるは明治二年三月にして、東京靈岸島と大阪中之島の兩地に廻漕會社設立せられ、專ら東京・大阪間の旅客貨物を運漕す。同會社は菱垣船の取扱ひたる九品の外、糠・靑筵其他十三品の貨物一切を直扱ひと爲し、其以外の貨物は荷客取扱問屋をして取扱はしめ、手數料として荷物は運賃の五分、船客は一人に付金二朱を支拂へり。廻漕會社の起原を尋ぬるに、江戶商人三井八郎兵衞の手代吹田四郎兵衞が前參議後藤象次郎・板垣退助・大隈重信等と相謀り、通商司を組織し、其附屬として爲換會社・開商會社・廻漕會社を起せしに始り、此三會社は本邦に於ける船會社の嚆矢なり。

廻漕會社

廻漕會社は政府の所有船長鯨丸・黑龍丸・浪華丸・赤龍丸・通商丸及紀州藩の明光丸・加州藩の猶龍丸、對州藩の貫効丸、筑前藩の凌風丸、肥前藩の姙婦丸・靑龍丸等の汽船運航を委託せられ、東京・大阪間荷客の運送事業に從事し、宛然半官半民の組織なり。政府所有船に對しては荷客運賃の一割を手數料として收得し、石炭・仲

仕·艀船等は實費の支拂を受け、又船員の給料食費は一時會社に於て立替へ船長に交附し、船員の給料は凡て船長の請負にして、船長隨意に給料を定め、支拂を爲し、會社收入運賃より諸費用を差引き、殘金に明細書を添へ通商司に納付す。諸藩の依託船に對しては運賃より手數料一割と仲仕艀賃等の實費を差引き、殘金に明細目錄を添へ船長に交附せり。當時荷物の滅失毀損に對する損害辨金は、收入運賃總額の百分の三と定め、各船々長の請負とし、船長は豫め東京·大阪兩地に手代一名宛を出張せしめ荷物の故障を調査す。仲仕艀船の責に歸すべきものは其責任者より取立て、貨主との交涉辨金の始末を報告せしめたり。若し前記百分の三にて辨金不足するときは、其不足額は船長より十分の四、船員一同より十分の六を持出し、又幸に辨金額少くして百分の三にて剩餘を生じたる時は、同樣の割合にて船長及船員に分配收得する方法なりしかば、船員一同積荷の取扱に深く注意せりと云ふ。廻漕會社は明治三年の秋出納局の管轄となりたるも、幹部其人を得ざりし爲め僅々二個年間に十二萬圓の負債を生じ、終に閉社するに至れり。然れども海運業は一日も廢するを得ざるが故に、朝野共に其業務の續行を希望せり。

依りて廻漕會社に續き廻漕取扱所を設立せり。同所は明治四年五月當時在職の顯官及陸奥宗光・前島密兩氏の慫慂に依り、爲換會社の役員數名の創立に係り、廻漕會社より引繼ぎたる船舶の外、廢藩置縣制度の變化に依り、舊諸藩より政府に獻納したる船舶をも加へ、同年八月其名稱を日本國郵便蒸汽船會社とし、大に舊慣を改め、社務を整理し、政府亦諸藩より收めたる蒸汽船十數隻を約二十五萬圓長期年賦上納の條件を以て拂下げたる上、之を補助せり。其船舶は大修理を加ふるに非ざれは使用に堪へざるもの多く、其修繕費用として六十一萬圓を數回に分ち、大藏省より下附せらるゝ筈なりしかば、其下附金を引當とし且創立の初めより資金は爲換會社より融通せらるゝ約束もあり、遽に船舶の修理に著手し、之が爲め爲換會社より借入れたる金額は須臾にして四十餘萬圓を超過せり。明治七年小野組の瓦解に際し、爲換會社は忽ち其影響を蒙り到底維持すべからざるの狀態に陷り、且蒸汽船會社の鶴首期待せる大藏省下附金も會計法の改正に伴ひて容易に下附せられざるの有樣なりしかば、爲換會社は蒸汽船會社に對し頻りに貸付金の廻收を督促するに至れり。蒸汽船會社は斯る違算より種々の困難を生じたるのみならず、内には株主の紛議不平相踵ぎ、冗費多く、外は

廻漕取扱所

日本國郵便蒸汽船會社

三菱會社の競爭あり、且其持船は舊諸藩が外國商人に欺かれて購入せし老朽船にして實用に適する良船殆んど皆無なりしかば、收支相償はず、自然社運の不振を來たし、加ふるに此時臺灣征討の役起り、三菱會社は其所有船三隻を以て軍用に供せんことを政府に上申し、忽ち藩地事務局の嘉納する所となりしが、蒸汽船會社の汽船は全然使用せられず、獨り海軍省より兵器彈藥其他の運輸を命ぜられたりと雖も、其運賃は三菱會社の比にあらず毫も益する所なく、竟に所有船と一切の財産を擧げ三十五萬圓にて政府に買上を請ひ、明治九年解散するに至れり。

九十九商會の內容

之れより先明治三年土佐の藩士岩崎彌太郎は、藩有の汽船夕顏丸・千歲丸・浦門丸の三隻を借受け、東京・大阪・高知間の廻漕業を營まんがため、九十九商會と稱する運濟會社を起し、本店を大阪に支店を東京に設置し、尋で外國船一隻を傭入れ、神戸・横濱・東京間の航路を開くに至り、大阪・神戸・高知間に浦門丸を充て、他船は專ら横濱線に從事せしめ、荷客取扱所を神戸海岸通六丁目西端(其當時亞米利加一番館と隣接す)に設け、中居平次郎を名代人とす。　其後土佐の人松岡政吉支配人として來任す。　九十九商會の乘客荷物仲次を創めたるは田中喜左衞門・專崎彌

五平・中川榮次郎・山田辰五郎・田村角次郎・安藤嘉左衛門等にして、其口錢も此際定められたり。

三菱會社

九十九商會創立當時は其勢力固より微々たりしが、其後同商會は解散して三川商會となり、明治四年廢藩置縣の際、土佐藩所有の船舶紅葉賀・夕顏・鶴の三隻、紀州藩の紅鳥丸、筑後藩の扶桑丸等を合はせ殆んど捨賣値段にて買取り、改めて三菱會社と稱す。次で政府は同社に郵便物遞送の任を委託するに及び、更に郵便汽船三菱會社と改稱す。爾來全國の航權漸く其掌中に歸し、社運益〻隆盛に赴き、明治七年佐賀の亂起るや、戰時運輸の任務に從事し、同年臺灣の役亦運送に從事し功績尠からず。其後本社を東京に移し、業務を擴張す。明治八年神戸に支店を設立し、代表者として英人エフ・プラテ(F. Plate)を選任せり。

臺灣役の當時我國にありては未だ遠洋航海に堪ふる汽船なく、政府は太平洋汽船會社の船舶を利用せんと計畫せしも、米國が局外中立を宣言したる爲め其望を果さず。此に於て政府は同年五月より翌明治八年三月に涉り前後十三隻の汽船を購入し、其代金百五十七萬六千弗を費したり。此等の船舶は當初より三菱會社に委託し其運用を掌らしめたりしが、能く其任務を全うしたるを以て、

臺灣の役終了後に至るも政府は十三隻の船舶を其儘三菱會社に使用せしむ。是に於て同社は俄然勢力を增し、內は蒸汽船會社に當り、外は日本・上海間の定期航路を開き、太平洋汽船會社に拮抗するに至れり。然るに太平洋汽船會社は航路を桑港より橫濱に延長し、更に橫濱より神戸・長崎・上海に達する支線を開き、我沿海の航海權は彼の專有に歸せんとするの有樣なれば、內務卿大久保利通は深く之を憂ひ、航海權の獨立を冀ひ、明治八年五月商船管理事務に付き政府に建議し、同年七月年額三十萬圓を助成金として支出する事に決せり。

其頃郵便蒸汽船會社は既に敗頽の姿に立ち至り、其處分に關し政府に出願中なりしが、政府は之を許可し、同時に岩崎彌太郎の人物手腕を認め、同人の個人營業たる三菱會社を公業となさしめ、岩崎彌太郎を社長に任じ、會計を簡明にし、命令書交附の日を以て、新會社開業の第一日とし、政府の所有船東京丸(二一一七屯)外十二隻と共に郵便蒸汽船會社より政府が三十二萬五千圓にて買上げたる十八隻の船舶を併はせ無償にて下附し、更に上海航路維持經營の爲め政府は年額二十五萬圓の補助金を給與する事に決し、同年九月第一命令書を三菱會社に交附し、郵便遞送の任に當らしむ。且其所有船舶は平時戰時共必要の場合政府の

用途に供する事を約し、政府は會社をして海員養成の爲め商船學校及水火夫取扱所を設けしめ、之に對し別に助成金年額一萬五千圓を下附せり。

當時同社に交附せられし所謂第一命令書の要領左の如し。

命令書

今般本邦海運の事業を擴張せしむへき目的を以て、別紙船名簿に記載する東京丸外十二隻の汽船及之に屬する諸機械とも無代價にて其社へ下け渡し、且其運航費助成金として一ヶ年二十五萬圓を給與候に付、左の個條の通可相心得事。

第一條　右各船は下渡したる當日より其社の所有船と明告し、且其所有に任すと雖も、之れを賣拂或は質入各船及助成金を抵當として他より借財すへからす。若し事業の進歩を謀るか爲めに之れを賣拂或は質入れ或は抵當として借財し、或は便宜によりて解船する事あれは、豫め其原由を開申し許可を得て後着手すへし。

第二條　期限中何等の事故と原由を問はす、閉社或は解社せは其損益中に此船價算入せす、總て之れを返納すへし。尤も許可を得て後質入し、或は

抵當となしたる分は、其計算中に加へて妨なしとす。

第三條　各船とも船長其他の士員水火夫に至るまて、熟練優等の中外人を精選して乘組ましむへし。當寮或は其試驗を要する時は毎時其命を奉すへし。

第四條　各船の船體及機械等の修繕掃除は毫も之れを怠るへからす。當寮或其筋より時々之れか檢査を爲し、之れに就て指令する事あらは其令に悖るへからす。

第五條　乘組士員の試驗、船體機械及會計の檢査、其他の命令に就て其社の事務を妨害し、或は損失を生せさる樣注意すへし。若し爲に妨害損失を生する時は之れを辯明し、或は其償を請求することを得へし。

第六條　上海の運航は從前の如くし、內國環海の定期運行と計算相當を目途とし、協議を以て漸次開申せしむるときは、別に相當の助成金を給與すへし。

第七條　會計は最も精確にし、毎月月報表を差出し、當寮或は其筋の檢査を受くへし。若し其會計に亂雜あれは命して之れを整理せしめ、冗費あれ

は又省減せしむへし。
第八條　郵便物及之れに屬する器物は一搬一度の重量百貫目迄は無賃、百貫目以上は現時相當の賃にて運送し、且其運送方法は總て當寮の規則を守るへし。又郵便船と定むる分の發着時日、當寮の指令に遵ふへし。
第九條　其社の固有船は勿論、右各船と雖も運用方法は其社の都合に任すへし。若し船上必需の備用品に缺乏あり、或は危險不安の擧行あるか如きは、命して之れに備へしめ、或は命して之を止めしむへし。
第十條　本舖及支店の作行、其他會社の事務執行の方法を立つるは、固より社長の特權にありと雖も、其執行の整否により政府の損失を生すへき事件に就ては、命して改正せしむへし。
第十一條　商船私學及水火夫取扱所を設立し、海員教導の方法に從事すへし。其設立を准允し、其方法を許可する時は、其日より一ヶ年一萬五千圓の割合を以て之か助成金を下與すへし。
第十二條　此書を受取りたる日を以て其社改革の第一日となし、夫より既往の會計は別途に之を處分すへし。又將來其社名を以て他の營業を爲

すへからす。

第十三條　平常非常に拘らす、政府の要用ある時は右各船は勿論、其社の固有船と雖も、社務の都合を問はす使用すへし。然れとも其運賃は時に相當の額を拂ふへし。

第十四條　右の箇條を此書の日付より十二ヶ月間確守遵奉して其事務を執行し、會計簡明に事務整肅し、將來事業の實況進擧の成端を視るに於ては、夫より以往十四ヶ年を期限とし、尙此現事を續かしむへし。然れとも其期限中前に揚くる條件の命令を理由無くして遵奉せす、或は社業不整にして國損を生する實徵あるに於ては、何時にても右汽船を取揚け、助成金の給與を絶つて休止せしむへし。然とも亦能く命令を遵奉し、事業を進擧せしむるに於ては、政府の都合を以て其期限の約を破るへからす。

第十五條　右執行の續否は十二ヶ月の期限より二ヶ月以前に報告し、且之を休止する場合に付ては、社業に於て何樣の不都合何等の不條理ありて休止すへき旨を明告し、又之を續かしむる場合に於ては、若干助成金を増減し、以來何箇條を加删すへき旨協議すへし。

第十六條　其報告の時に當り、明告する處の事故と條理に就て甘服し能はさる次第あらは、反覆之を辯明し、或は辯解を請ふことを得へし。

第十七條　事業は渾て十五ヶ年を目途として起興着手し、必らす一ヶ年の期限を度とし姑息の作行をなすへからす。故に假令へは各船の大修繕・模樣替・汽罐の入れ替、或は商船私學等の設、或は之に屬する要具の備、其他の費額は、若し十二ヶ月の期に至り休止の命を下すとも、其當然の理ある部分は之を政府に屬して相當の金額を下渡すへし。

右の條欵内務卿の命を以て相達候也

明治八年九月十五日　驛遞頭

太平洋汽船會社の買收

明治九年九月三菱會社は大久保内務・大隈大藏の兩卿に上書し、當時上海・横濱間を航海せる太平洋汽船會社の航權及之に從事する汽船五隻竝に神戶・上海にある支店及倉庫等を買收するに必要なる資金洋銀八十一萬弗の貸下を出願し、政府の採用する所となり、爾後數年上海・横濱間航行の船舶は横濱に於て太平洋汽船會社の米國行汽船に連絡する事とせり。

明治九年ピー、オー會社が香港・横濱間の新航路を開くや、茲に再び同社との競

爭を惹起し、三菱會社の營業及財政は困憊を極めしも、百方苦心の末外船の跳梁を制するを得たり。

西南の役

明治十年の役起るに及んで、三菱會社は上海航路用を除くの外社船の總てを擧げて軍用に供せり。而して同社は此際更に船舶五・六隻を買はんが爲め、七十萬弗の補助を政府に懇願せり。政府は當時軍需品運輸上缺陷なきを期せんが爲め遂に之を許可す。此に於て三菱は更に三十八萬弗を加へ、和歌浦丸外九隻の汽船を購入せり。是れより先、政府は九月十五日第二命令書を發して運航助成金の定額分布を確定せしめたり。

一金二十萬圓　上海線
一金二萬圓　東京・横濱・大阪及神戸線
一金一萬圓　東京・横濱・函館線
一金一萬圓　東京・横濱・新潟・沿海諸港線
一金五千圓　東京・横濱・勢州四日市線
一金五千圓　長崎・五島・對州・朝鮮釜山浦線

此線割當額は甲乙流用する事を許し、又政府の都合によりても流用する事を得

ること、せり。又第一命令書中第八條の制限を撤廢し、以後重量の如何を問はず總て無賃たるべき事を命ぜり。

海上王岩崎彌太郎

斯くの如く內は政府の保護、外は外國船の退却により、三菱會社は日本の航海權を獨占するに至れり。經營者岩崎彌太郎を稱して海上王といひしも亦偶然にあらざるなり。本邦汽船中保險資格あるもの大小の汽船帆船を併せ漸く七十隻許なりしが、その中三菱會社の所有實に五十六隻に上れり。三菱會社の航權は我沿岸は云ふを須たず、支那・朝鮮に達せしと雖も、未だ以て其他に及ばず、同社事業の前途は實に洋々たるものあり。

明治十五年政府は第三命令書を以て、從來政府の下渡したる諸船舶の減少を豫防し、會社所有の汽船を登簿噸數二萬二千噸以上と定め、老朽船に代ふるに新造船舶の購入を勸め、運賃率の過當を防ぎ、郵便船の定期勵行を嚴達し、特に上海航路は一時間十一節以上の速力を有する船舶を充てしめたり。且平時又は戰時に於て、政府が船舶を徵發する時は、左記の割合にて借上料を支給する事と定めたり。

一總噸數千五百噸以上一ヶ月一噸に付銀貨四圓五十錢

一總噸數八百噸以上千五百噸未滿一ヶ月一噸に付銀貨五圓十錢。
一總噸數八百噸未滿一ヶ月一噸に付銀貨五圓八十錢
使用日數三十日未滿の場合は一割を增給し、十五日未滿の場合は二割を增給す。石炭及船客の食物は現品又は代價を以て給與すべく、其他特に命じて別段の裝置を爲し、又は艀及人夫を使用したる時は、其費用を支拂ふ事。

三菱會社の最も盛況を呈したるは明治十三年乃至十五年にして、十六年には共同運輸會社の開業あり、翌十七年には大阪商船會社設立せられ、復た獨占を許さざるに至れり。明治十三年乃至十七年に於ける百噸以上の船は、明治十三年三菱會社所有三十六隻登簿二萬五千噸にして、同社以外の所有二十七隻六千五百噸、明治十七年三菱會社所有三十三隻二萬三千噸にして、同社以外の所有三十八隻八千七百噸なり。明治十二年全國汽船の數は百九十九隻此登簿噸數四萬二千七百六十三噸なり。之を今日の海運に比すれば固より同日の論に非ざれども、しかも明治三年末に比すれば百六十四隻二萬七千二百六十五噸を增加し、噸數に於て約二倍に達す。眞に長足の進歩を爲したるものと謂ふべし。

共同運輸會社の設立

我國海運は三菱獨占の狀態にて明治十二・三年頃まで推移せしが、其後我國の

殖産漸く興り、海運の事業亦一箇の三菱會社にては需要に應ずる事能はず、加ふるに獨占事業なるを以て三菱會社に對する世間非難の聲高く、殊に三菱保護に努めたる大隈重信を首領とする改進黨に對し、自由黨の三菱攻擊頗る劇しく、同時に地方小型船主の補助を出願するもの相踵で起りしかば、政府官民共同の組織に係る大海運會社を起し、三菱に對抗せしめんと欲し、明治十五年七月船主總代として東京風帆船會社・北海道運輸會社及越中風帆船會社の代表者を東京に會合せしめ、共同運輸會社創立の議を提示し、發起人は創立委員として益田孝・小室信夫・澁澤喜作・堀基・原田金之祐・藤井三吉を選出し、創立委員に於て諸般の準備を爲さしめ、政府との交涉、補助金の下附、船舶貸下等の事務を遂行し、明治十五年十二月會社創立せらる、其資本金三百萬圓とす、然して其内百三十萬圓は政府の出資に係り、殘額百七十萬圓は民間の應募に待てり。

當時政府より下附されし命令書の要項左の如し。

共同運輸會社

海運を起し平常非常に備へん爲め、百三十萬圓を以て船舶を造り、其社の資本へ差加へ候條、左に揭くる命令書の條款厚く遵守可致事。

農商務卿西鄕從道代理

明治十五年七月廿六日　內務卿　山田顯義

命令書

第一條　政府に於て戰時非常に際し供用するに足るへき汽船及帆船を製造し漸次其社へ交付すへし、其金額は先つ以て百三十萬圓とし、之れを以て政府の株金に充つへし。

但汽船及帆船とも本條目的の爲めに要したる增費は之れを其株金中に算入せさるへし。

第二條　每期政府に於て領すへき利益配當金は其株金に對し年二步を限りとし、其以上の利益は其社の總收入に組入れ保險準備等に充つへし。

第三條　其社に交付したる船舶は總て海軍の附屬と心得可し、但臨時海軍卿の命令によりて徵集することある時は相當費用を給すへし。

第四條　海軍に於て使用の爲め船內結構の變更を要する時は海軍省より其費用を給すへし。

第五條　戰時及非常の時は其社の都合を問はす政府に於て其各船(政府より

交付したるものと否とを問はす使用する事あるへし、但其運賃は豫め相當の額を定め之れを給すへし。

第六條　海軍兵學校又は商船學校に於て卒業したる生徒を實地修業の爲めに政府の命令を以て其社の船に乘組ましむることあるへし。

第七條　政府の都合を以て郵便物又は其他官用物の運送を命したる時は相當の運賃を給すへし、但時宜に依り一定の助成金を下付する事あるへし。

第八條　其社の資本金は先以て三百萬圓とし、其百三十萬圓は政府に屬し、他の百七十萬圓は成る丈廣く各地方より募集すへし。

第九條　資本金三百萬圓の內二百三十萬圓は汽船に、六十萬圓は帆船に、十萬圓は營業資金に供すへし。

第十條　其社は汽船帆船を以て旅客貨物の運漕を目的とし、他の業務に干涉すへからす。

第十一條　正副社長及取締役は株主中より公選すへしと雖も、政府に於て認可するにあらされは上任することを得す、但正副社長に限り創立第一期(創立の日より三ヶ年を以て一期とす)中は政府に於て特撰するものとす。

第十二條　其社に於て汽船帆船を新造若くは既製のものを購入せんとする時は豫め政府の許可を受くへし、但二ケ年以上を經過せしものを購入することを許さす。

第十三條　通常海員は勿論船長・運轉手・機關手と雖も總て日本人を採用すへし、然れとも當分の內船長其他の役員に限り外國人を雇使するも妨なし。

第十四條　例式及臨時の總會に於て決定したる事件は政府の許可を得るにあらされは之れを執行することを許さす。

第十五條　其社の事務及帳簿は政府に於て常に監督を命し、若くは臨時檢查官を派出して之れを檢查せしめ、不整の件あれは之れを矯正せしむへし。

第十六條　其社の各船及機關は政府に於て常時又は臨時檢查を爲し、危險不安のものは之れを修繕せしむへし。

第十七條　農商務省所轄の汽船及帆船は其社開業の期に至らは別段の命令書を以て之れを其社へ貸下くへし。

民間の應募株金百七十萬圓の內、東京風帆船會社の拂込濟金額二十四萬九千九百八十圓、北海道運輸會社の拂込金七萬二千三百五十五圓、越中風帆船會社の拂

込濟金十五萬圓、合計金四十七萬二千三百三十五圓、其餘は各地方より一般に株式引受人を募集せしむ。斯くて社長に海軍大佐伊藤雋吉、副社長に東京風帆船會社長遠武秀行を官選し、明治十五年十二月政府は玄武丸外十二隻の船舶を會社に貸下げ、毎年貸下船料として政府に所定の金額を上納する事とし、營業を開始せしが、規模小にして到底十分なる經營を爲すこと能はず。依つて資本金を倍額六百萬圓とし、政府の持株金を二百六十萬圓に增額せん事を政府に請願し、其許可を得たり。而して政府所有株金二百六十萬圓の內、最初の命令に定めたりし百三十萬圓は政府に於て戰時巡洋艦代用の計畫を有し、速力十三節の大汽船二隻を英國に註文する爲め、社長の外管船局雇外國人ブラオン(Brown)、海軍省よりは少匠司佐双佐仲を派遣せり。出張員は彼地に於て荷客船四隻を購入し、新造船二隻を註文す。明治十六年九月更に英國に於て八隻の新造船を註文し、初回購入船は同年十月以後續々横濱に來著せり。明治十六年五月一日神戶・横濱間の定期航海を開始し、神戶支店を海岸三丁目に設置し、更に明治十六年度に於て政府に上納すべき利子の免除を乞ひ、且役員賞與を廢し、辛うじて年九朱の配當を爲し、翌十七年度は僅々年八朱の配當を爲したれども、其後對三菱會社の

競爭益〻激烈を加へ、收支相償はず、明治十七年より十八年の頃は競爭愈〻劇しく、三菱會社の損失八十萬圓、共同運輸會社の損失は三十萬圓に及ぶ。

三菱會社との競爭

明治十八年一月同社は三菱會社と合議の上、運賃率・諸航路・出帆日時・旅客貨物取扱人、其他船員雇入に關する諸件を協定し、一時競爭を停止せしも、元來共同運輸會社に交附せられたる命令書には航路の限定なかりしを以て、幾何もなく再び競爭を演じ、運賃引下げ其他種々の手段を盡し、相拮抗して讓らず。最初兩社協定の際は船客賃五步以上の割引を爲さゞる事を約せしに、共同運輸會社は假令賃錢割引は五步の約を守ると雖も、中等の賃を以て上等の取扱と爲すとの說あり。此に於て三菱會社は斷然競爭の端を開き、同年六月に至り割引漸く增して五割となる。而して兩社競爭の影響は忽ち神戸に於ける廻漕業者に波及せり。

兩社競爭と神戸廻漕業者

其狀態を詳說すれば、三月十五日同業者二十五名の同盟を以て設立したる神戸廻漕業立志組合の如きも其組合を解き、共同運輸會社に屬する者、三菱會社に屬する者、各自好む所に隨て營業することゝなり、共同側の廻漕業者は大森榮介を以て首領と爲し、三菱側は三城彌七・中川榮次郎等之を率ゐ、競爭益〻激烈を加へ、殆んど底止する所を知らざりしかば、共同運輸會社東京本社は社員宮地助三

郎を神戸に特派し、六月十六日同社神戸支店員及同社所屬廻漕業者を北長狹通吟松亭に會し、斯る競爭は本社の好まざる所なる旨を告げ、斷然競爭を廢止すべきことを諭示すと雖も、廻漕業者は毫も肯せず、愈〻客引人を遠方まで派遣し、三菱側の廻漕業者と對抗して已まず。此に於て共同運輸會社は廻漕業者より差入れ置きたる身元保證金五十圓宛を返附し、船舶出入鑑札を引上げたりしが、廻漕業者は依然三菱側の廻漕業者と競爭を持續せり。蓋し共同運輸會社が競爭廢止を告示し、船舶出入鑑札を引上げたるに、尙廻漕業者が競爭を持續し得る所以は、假令共同運輸會社に於て競爭を廢止せりと雖も、三菱側の廻漕業者は共同の船舶に向つて荷客の周旋を爲すべきにあらず、故に共同の汽船は勢ひ曩に味方たりし廻漕業者の周旋を待たざるを得ず。然らざれば出發時刻に至り空船航海を試みざるべからず、乘客も亦能く此の事情を解するを以て、愈〻出帆時刻の迫るに至る迄決して乘船切符を買はず。之が爲め共同運輸會社は競爭を廢止せりと稱するに拘らず、割引を以てするにあらざれば、荷客を收集し能はざる事情あり。依て競爭廢止は單に表面に過ぎず、事實上尙ほ競爭を持續せるものにして、三菱も亦勢ひ割引の實行を廢止すること能はず、三菱の横濱丸、共同の山城丸

は當時活劇場裡の花形役者として競爭し、同年八月に入りては割引歩合八割以上に及ぶ。然れとも其頃兩社附屬廻漕業者間には乘客振向けの約束成り、三菱方の廻漕問屋には十六戸、共同方は十戸なりしが、兩社中一方の出船なき時は問屋間に乘客振向けの方法を講ずる者あるに至る。即振向け問屋よりは二十五錢を拂ひ、受附問屋は其内五錢を手數料として返附する定と爲し、且抽籤を以て其振向、受附問屋の組合を定め、組合外の振向け受附けを以て約束違犯者と見做し罰金を課せり。此に於て乘客は前日の如く低廉なる運賃にて乘船の利得に浴することと能はざるに至れり。然れども兩社反目對抗の結果は兩社經濟上の缺損多大なるのみならず、我海運の發達を阻害し、航海上の危險甚しく、延いては愈、我海運を衰退せしむるを以て、政府は兩社を合併し、無用の競爭を防止し兩虎相倒るゝの愚を避けしめんと欲し、明治十八年九月三菱會社及共同運輸會社に訓諭し兩社を合併す。

日本郵船株式會社設立

斯くて日本郵船會社を創立せしめ、其資本金額一千百萬圓(内六百萬圓共同運輸會社、五百萬圓三菱會社)に對し利益配當年八朱の保證を與ふることゝし同年十月一日附命令書を交附し、利益補給期間中左の十四航路を命令す。同社の創立規約及命令書次の如し。

創立規約書

共同運輸會社は株主の決議により其社長より又三菱會社は其社主より兩會社の資產を以て新に日本郵船會社を創立候儀に付、日本郵船會社創立委員の間に協定する創立規約左の如し。

第一條　兩會社より日本郵船會社に引繼くへきは海陸資產の代價總額左の如し。

一金五百五十四萬三千四百十八圓　三菱會社
一金六百五十二萬六千三百四十圓　共同運輸會社

第二條　前條金額の內左の額は日本郵船會社の株金とす。

一金五百萬圓　三菱會社
此株數拾萬株　但一株金五拾圓
一金六百萬圓　共同運輸會社
此株數拾貳萬株　但一株金五拾圓
內
五萬貳千株　官有
六萬八千株　民有

第三條　第一條の金額の內左の額は日本郵船會社の負債とすへし、
一金五十四萬三千四百十八圓　三菱會社
一金五十二萬六千三百四十圓　共同運輸會社

第四條　資產授受に當り第三條に記載する金額に增減を生じたる時は、其增減の額は現金を以て授受するものとす

第五條　日本郵船會社の負債は年七分の利息を付して之を五年間に償還するものとす、但負債證書の體裁雛形を具し更に特許を乞ふへきものとす。

第六條　日本郵船會社は總收入金の內より通常海陸の經費を仕拂成規の積立金等を爲したる上、自餘の純益を以て年々負債元利償還の額を支拂ひ、然る後利益金を株主に配當するものとす。

第七條　日本郵船會社に於ては三菱會社若くは共同運輸會社と其他の間に取結ひたる諸契約は總て之を履行するの責任なきものとす、但資產授受手續中に明記あるものは此限にあらす。

第八條　日本郵船會社へ引受くへき三菱・共同兩會社の船舶・地所・建物其他の物件授受の方針は三會社協議の上別段の契約書を以て之を定むるものと

す。

右創立規約の條欵議定立約したる證據として各記名調印するもの也。

日本郵船會社創立委員

明治十八年九月廿五日　堀　基　外　四　名

農商務卿伯爵西鄕從道殿

九月二十九日政府は左の命令書を交付したり

命　令　書

第一條　其會社の責任を有限とし、負債辨償の爲め負債すへき義務は株金に止まるへし。

第二條　其會社の資本金を八百八十萬圓とし、之を十七萬六千株に分つ、但其會社の請願又は政府の詮議により資本額を增減することあるへし。

第三條　株式に屬する權利義務は總て其株劵に附隨するものとす。

第四條　其會社の營業年限は開業の日より滿三十ケ年とす、但其會社の請願又は政府の詮議に依り之を繼續することあるへし。

第五條　其會社は中外の海運を以て專業とし、他の事業に關涉すへからす。

但船舶修繕の爲め職工場を保持することを得。
第六條　其會社は本社を東京に置き、中外の要港に支店・出張所又は代理店を設置すへし、但農商務卿に於て必要なりとする場所には其會社に命して支店・出張所又は代理店を設置せしむることあるへし。
第七條　政府は其會社の株金金額に對し開業の日より十五ヶ年間其利益年八分に達せさるときは之を補給すへし。
第八條　前條の利益を補給する間は別段助成金を下附せすして左に掲くる中外の航路を開かしむへし。
横濱・神戸・下關・長崎・上海間　每週一回
米國船と接續の爲め出帆日を伸縮することあり。
神戸・下關・長崎・釜山・元山津・浦鹽斯德間　每年一月を除き每月一回
冬期浦鹽斯德結氷中は航海を元山津に止む、釜山に於て神戸・天津間定期復航船と接續し、同復航路を長崎へ寄港せしむる場合に限り、長崎へ寄港せす、下關へ直航することを得。
神戸・下關・長崎・對馬・釜山・仁川・芝罘・天津・牛莊間　每月一回

天津寄港は往航のみとし、冬季牛莊結氷中は航海を仁川に止む。
横濱・神戸間　毎月十回
横濱・荻の濱・函館間　一週二回
横濱・四日市間　毎日一回
殊に指定したる場合の外、隔日若くは毎三日一回まで航海度數を減することを得。
函館・根室間　航海度數未定
函館・小樽間　同
青森・函館・室蘭間　毎日一回
神戸・尾の道・下關・境・敦賀・伏木・直江津・新潟・酒田・土崎・函館・小樽間　航海度數未定
荷物の都合により此他の港に寄港し、又冬季風浪不穩の時節は直江津・新潟・酒田・土崎の寄港を止め佐渡船川に寄港することを得。
小樽・增毛・禮文・利尻・宗谷間
小樽・增毛間は三月中旬より十一月中旬迄一月五回、禮文・利尻・宗谷の三郡

並苫前郡の內燒尻は四月より十月まで一月二回
國後諸島・擇捉・北見地方每月凡四回
第九條　農商務卿の許可なくして前條の航路及航路の度數を增減變更することを許さす。
其他新航路には相當の補助金を下附せらるへきこと、社船は何時にても政府の徵發に應すへきこと、徵發に應したる船舶に給すへき費用を定め、
總噸數千五百噸以上は　一ヶ月一噸銀貨四圓五十錢
總噸數八百噸以上千五百噸未滿は　一ヶ月一噸銀貨五圓十錢
總噸數八百噸未滿は　一ヶ月一噸銀貨五圓八十錢
尙此外に艀人夫賃は政府の負擔とし、乘客ありたる時は其食費は政府之を支拂ふことゝし、船體の損害を辨償すべきこと及種々詳細に涉り三十七ヶ條を制定して、之を郵船會社に命令せり。

日本郵船會社の沿革

明治二十年十一月三十日政府は每年八十八萬圓を第七條の年限中補助金として下附することに改正せり。爰に於て利益の多少に關せず、會社は年々政府の補助を受くることに確定せり。合併當時の船舶は

三菱より引繼ぎたるもの

汽船二十九隻
帆船　一隻
計　三十隻

共同運輸より引繼ぎたるもの

汽船二十九隻
帆船　十隻
計　三十九隻

卽ち總噸數汽船五十八隻にて六萬八千七百二十四噸、帆船十一隻にて四千七百二十五噸に達し、總計七萬三千四百四十九噸に及ぶ。最初の社長は兵庫縣令たりし森岡昌純にして、神戸支店は海岸通六丁目元三菱會社支店を以て之に充つ。明治二十二年に至り建物を改築し、其後明治三十三年三月海岸通一丁目元兵庫ホテル跡に移轉し、大正七年現在の神戸支店改築落成せり。

日本郵船會社と神戸廻漕業者

日本郵船會社創立せられたるにより、元三菱及共同に附屬したる神戸廻漕業者も營業振の變更を來さゞるを得ず。曩に問屋口錢を定めたるも、習慣として月末勘定をなさず、之れを乘客吸收の手段に利用し、僅かに茶代等を以て自己の收得となせしが、日本郵船會社創立後、問屋口錢を共同收益の性質と爲し、各問屋

の取扱ひたる客數に拘らず、豫め問屋を七等に分ち、此等級に應じ口錢を配當するの方法を定む。　當初日本郵船會社所屬の二十四問屋は投票を以て等級を定め、甲一戸に付問屋口錢總額の千分の七十、乙千分の六十、丙千分の五十、丁千分の四十五、戊千分の三十八、己千分の二十七、庚千分の十七とし、以て口錢を分配し、船舶入港の際本船まで客迎人一戸二名を限り遣はす事等を協定す。　猶口錢分配の割合等級等は爾後屢、變更せり。

招商局との競爭

日本郵船會社設立と共に內地各航路を開き、更に太平洋航路の開始を計畫して、明治十九年一月高砂丸(總噸二、一二一)を以て布哇・横濱間の航路を開く。　同月清國招商局は支店を神戸榮町一丁目に設け、日清間の航海を開かんとし、同年二月郵船會社の山城丸(總噸二、五二七)と招商局の致遠號(總噸一、八七三)とは同時に横濱に向て神戸を發し、郵船會社は神戸より横濱迄の運賃四圓の內二圓五十錢を會社に收め、其餘は廻漕問屋適宜の所得とし、招商局の汽船をして搭載物を得ること能はざらしむ。　招商局も亦競爭を覺悟し、同年三月八日及十一日の兩日を以て各種の荷主及廻漕業者を饗應し、將に運賃割引率を定めんとす。　此に於て佛國郵船を始め各汽船會社も亦之に傚はんとするの形勢ありたれば、招商局

支店は同年四月二十七日に至り支店の招牌を撤去せり。此際佛國郵船は横濱・神戸間及神戸・長崎間の乘客賃三圓二十錢を二圓に減じ、靜岡清輝社の汽船も從來郵船會社に比し横濱・神戸間の船賃一割減なりしを更に二割減とするなど、各社大競爭を見んとして遂に止みたり。

日本郵船株式會社の航路

明治十九年二月日本郵船會社は三週一回定期を以て仁川・芝罘經由長崎・天津航路を開き、政府は命令書第十條に據り、當分別に年額一萬五千圓を補給す。明治二十年十一月政府は同社に對する補助方法を改め、利益配當率八朱保證の代りに創立後十五ヶ年間前記の如く年額八十八萬圓宛補給の事と爲せり。其後會社の開始せし航路は明治二十一年兼て命令に據り小樽・增毛線冬季缺航を許されしも、北海道廳は年額千五百圓補給を約して不缺航を申請し、遞信省之を許可す。明治二十二年三月上海・芝罘・仁川・釜山・元山津・浦潮航路を開き、同月長崎・天津航路を神戸迄延長し、釜山・下關に寄港せしめ、更に同月長崎・浦潮航路を神戸迄延長し、寄港地に下關・五島・對馬を增加し、長崎・仁川航路を神戸・天津迄延長し、寄港地中五島・對馬を刪除す。同年九月小樽・伯州境航路を神戸迄延長し、寄港地に下關を增加し、明治二十三年八月遞信省は新設の高知汽船會社に神戸・高知間航路

を命令したるに依り、競爭を慮り、其筋の命により日本郵船會社は同航路を廢止せり。明治二十四年臺灣・廈門・馬尼剌の航路を開き、更に仁川・芝罘より牛莊に航路を延長せり。同年六月同社所有船中帆船は此時を以て全く跡を絶ち、茲に同社は純然たる汽船會社となれり。

ニューカレトニア航路

同年十二月廣島丸(總噸三、二七六)をしてニューカレドニヤの初航海を爲さしめ、隨時ニューカレドニヤ線を經營し、明治二十五年經營改善事業緊縮の爲め資本金を八百八十萬圓に減額す。

曩に明治二十三年制定の商法中會社篇は明治二十五年七月一日より實施せらるゝに依り、同社は同法に基き半官半民の組織を改め純然たる民設株式會社と成りしが、

孟買航路

同年十一月印度棉花積取りの爲め全國棉花・棉絲同業者と特約し、印度商人タタ商會と共同し、神戸・孟買間に定期航海を開始す。郵船會社及タタ商會は三千噸以上の船舶各二隻を提供し、都合四隻を以て三週間毎に一隻宛兩國間を航行せしむることゝし、十一月七日第一回航船として廣島丸(總噸三、二七六)は神戸を出發し、其後引續き三池丸(總噸數三、二二五)を派遣せり。本航路は本邦社船遠洋定期航路の嚆矢にして、ピーオー會社と甚しき競爭を惹起せり。タタ商會は二十八年二月二十九日共同經營を辭せしかば、郵船の獨立航路と爲れり。

馬尼剌航路

同社は更に同年神戸・馬尼剌間航路を開始す。明治二十七年八月日清戰役中同社は殆ど全所有船を擧げて軍務に服し、自家の業務は傭船を以て之に充てたり。政府は外に大阪商船株式會社汽船其他個人所有の社外船を徵發せるも、猶不足を告ぐるを以て、政府自ら十隻約三萬噸の汽船を購入し、日本郵船株式會社に委託す。同社亦自ら二千噸以上の汽船十餘隻を買入る。

大阪商船株式會社の設立

是より先明治十二・三年の頃、大阪を起點として、瀨戶內海及九州方面を航海せる小汽船は頓に增加し、其數百十餘隻に達す、船主の數亦七十餘名に及び、對峙競爭を事とし、爲に汽機を濫用して激烈なる競爭を試み、豫定航路は變易常なく、出帆時刻亦伸縮極りなし。此に於て大阪の有志其現狀を救濟せんと欲し、個々の船舶を團結し、明治十七年五月廣瀨宰平を社長とし、資本金百二十萬圓を以て大阪商船株式會社を大阪に創立せり。然れども當時所謂社外船なるもの猶尠からず、依然競爭の態度を持續せり。當初商船會社の船舶五十五隻總噸數一萬餘噸にして、神戶に於ては榮町三丁目神港社を以て代理店とし、荷客の取扱を爲さしむ。

神港社

神港社は明治十三年の創立にして、廻漕問屋業者の發起に係り、一株金五十圓資本總額二千五百圓なり。同年八月を以て神戸・大阪・四國・九州・中國の沿海

を航行する小蒸汽船の荷客取扱を始め、明治十五年に至りて小形旅客汽船取締規則の實施あり、各汽船は人津都度乘客等の屆出を要するに至る。當時神戸港乘客荷物の取扱上汽船問屋間に紛擾屢〻起り、問屋業者三城彌七等は廻漕業取締規則の發布を請願し、十五年三月同規則發布ありたり。此頃沿海航行の旅客汽船に行はれたる惡弊は定員以上の乘客を搭載し、乘客に苦痛を與へ、加之問屋間には汽船の入港毎に旅客爭奪又は荷客取扱上競爭激しく弊害百出せしかば、明治十六年八月兵庫港廻漕業者十七名神戸港廻漕業者三十六名の同盟を以て廻漕業組合を設け、神港社(海岸通三丁目)内に事務所を定め、頭取は三城彌七にして、副頭取に大森榮介選任せらる。

大阪商船株式會社と神港社との紛議

明治十九年一月頃大阪商船株式會社の汽船と九州沿海航行汽船と大競爭あり、又同年六月同社と其神戸代理店たる神港社との間に紛議を惹起せり。其原因を尋ぬるに、初め神港社代理店となるや、本社との契約は荷客共に口錢一割五分を代理店の所得と爲し、神港社は其口錢一割を各廻漕問屋へ分配し、五分を積立金と爲し、資本金を五千圓に增額し、大に業務を擴張したれば、每期の配當は年二割以上に及び、同社株式五十圓拂込は六十圓以上を以て賣買せられ、神港社の

營業漸く盛大に赴きしかば、商船會社は其利益を自家に壟斷せんと欲し、代理を解除し、別に直轄の出張店を設けんとす。此に於て神港社の株主は二派に別れ、一は一切商船會社との關係を斷ち同社の爲には荷客取扱を爲さずと唱へ、一は神港社の資本金を以て商船株を購ひ、純然たる出張所たらしむるを利ありと云ふにありしが、神港社の臨時株主總會は多數の意見に依り商船會社と關係を絶つに決せり。大阪商船株式會社は神港社の反對を營業上大に不利益とし、從來一割五分なりし口錢を一割二分に減じ、假令出張店を設くるも猶一個年間は神港社の株主たる各廻漕店に荷客取扱を託せんことを申出でたるも、神港社側は之を諾せず、此交渉不調となるや、各廻漕問屋は委員を上阪せしめ、豫て大阪商船株式會社に差入れある保證金の取戻を決行せしめんとす。適〻神戸船橋會社役員星丘安信仲裁の勞を執らんと申出づ。蓋し神港社愈〻大阪商船株式會社と絶縁せば肥前の深川嘉一郎が其所有船を以て既に廻漕業に從事し、尚三隻の汽船を新造し大に業務を擴張せんとする折柄なれば、神港社株主たる廻漕業者一致の力を以て深川汽船の荷客取扱を爲さんとの計畫あり。斯くては大阪商船株式會社に取り由々しき大事たるのみならず、神港社が解船を以て乘客の送迎を

開始せば船橋會社も甚しき影響を受くる恐あり。是れ船橋會社の仲裁を試みんとする所以なり。斯くて往復交渉の末、七月中旬に至り漸く和解の協議成り、大阪商船株式會社は既往の報酬とし金若干を神港社に贈り、尙神港社の建物等を購ひ出張所と爲し、各廻漕問屋は荷客取扱を諾し、落著を告げ、後顧の憂を免がれたるも、大阪商船株式會社と深川汽船とは常に競爭を試みたり。

大阪商船株式會社の航路擴張

其後大阪商船株式會社は內海沿岸航路を擴張し、明治二十年二月より德山共榮社・宇和島運輸會社との間に激烈なる競爭を爲し、神戸・宇和島・下關の航路に於て五割以上の運賃割引あり。其切符には割引額の記入なきを以て不正なる荷客取扱問屋は其割引を僞り、甚しきは切符面金額を乘客より貪るものあり。警察署は遂に干涉し、各汽船會社の代理店をして切符に割引歩合を記入せんことを命ずるに至れり。爾來內國沿岸航路に對しては猶屢〻競爭を試みたり。明治二十年八月政府は商船會社に其所有船一萬三千噸の改良費として明治二十一年より向ふ八ヶ年間年額五萬圓宛外に郵便航送助成金として年額二萬圓宛を下附することを決し、大阪以西各港間の定期航海を命令せしが、二十一年四月より開始の筈の處、三ヶ月延期を許され七月より之を實行す。同社の內海定期航路は此時より

始まる。明治二十六年更に大阪・伯州境間の航路を開き、從來瀨戸內海に跼蹐せる經營に一歩を進め、同時に大阪・仁川間航路を開始し、次第に營業の範圍を擴張せしが、同年現在資本金百二十萬圓を百八十萬圓に增資し、更に翌二十七年資本金を二百五十萬圓に增額せり。

開港以來の海陸連絡設備

神戸に於ける海陸連絡設備を觀察するに、明治五年十一月神戸仲ノ町商人島田重五郎は乘船者の便に資せんが爲め、官廳の許可を得、自費を以て西運上所に長さ十五間幅三間の棧橋を架設す、此工費金五百十一圓五十八錢なり。西運上所の西門を開き一般の通行を許したり。明治六年五月以後小汽船も茲に繫留す。同年九月貿易會社は其筋の許可を得、該棧橋を撤し、其水面に舟橋を設置す。此工費金九百六十餘圓、兵庫縣廳の許可を得て通行者一人に付金一錢、荷物一人持一錢、二人持二錢、三人持三錢の割合を以て徴收す。

蟹川

明治八年蟹川船渠工事成る。水面大凡千八百坪、鐵道局用品揚げ卸し專用に供す。

兵庫新川

兵庫新川は明治七年兵庫區長神田兵右衞門・北風正造等に依りて計畫せらる。兵庫縣令亦其意を贊稱し、開鑿工事速に進行す。想ふに其目的は船舶の避難と和田岬迂回の不便排除にあるや明白なりと雖も、猶別に事情の存するあり。當

時兵庫の町會所賦金卽現今の營業税の如きもの金貳萬五千圓兵庫縣廳に保管せらるゝあり。之を工費に充て開鑿の土砂を利用し埋立つれば一擧兩得の策と云ふ可く、明治七年二月三日兵庫縣少屬石川季遠及土木課雇谷口勵兩名を新川開鑿掛に命じ、工事一切を監督せしむ。同年五月五日より川路敷地の住民二百十三戸に立退き料を與へ移轉を命じ、同月十一日阿彌陀寺に於て兵庫區會を開き、川渠の幅員及海岸埋立の延長幅員等を協定し、七月に入り工事請負入札を爲す。此設計疏鑿川路の延長二百四十八間、幅員十五間、深さ干潮時六尺、石垣の高さ川底より直立十一尺とし、島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・川崎町等の海岸延長二百十間、幅員二十二間、此埋立坪數六千百五十一坪を築造せんとす。出資者の一人島田八郎助の破産に依り幾分の支障を生じたるも、明治八年五月に至り竣工せり。此結果築島川は其幅員擴大せられ、新川の入口と變じ、船大工町の背面は新川の通ずる所となり、新町・關屋町・出在家町・新在家町等と共に陸地と切り離され、稱して中の島と云ふ。此工事資金は前記積立金貳萬五千圓、北風正造金五千圓、小西新右衞門金壹萬五千圓、其他は島田八郎助負擔の筈なりしが、島田破産の爲め、其出資額金四萬五千圓を轉じて嘉納治郎右衞門の出資とし、明治

八年九月二十日沿岸市街地向ふ五ヶ年間貢租免除を政府へ出願し、同年十二月二十八日許可を得、猶九年五月海岸埋立地向ふ十五ヶ年間貢租免除の認可を受け、同年七月各町及各社員出資額に應じ土地劵狀を以て夫れ〳〵土地を分配せり。

辨天濱

明治十一年辨天濱に工事を施し、荷揚場を設けしが、土砂浸入甚しく用を爲さず、遂に埋築す。翌十二年二月竣工市街地二千五百四十五坪を得。卽今の辨天町是なり。海面延長三十五間の波止場を造り貨物の揚卸に備ふ。

神戸船橋會社

明治十五年六月神戸船橋會社は資本金二萬五千圓を以て設立せらる。同社は北風正造等の發起に係り、第三波止場に於ける貿易會社既設舟橋の西隣に當り、長九十間、沿岸航船四隻ランチ六隻を繫留する事を得。同社は明治二十二年三城彌七外數名の所有に歸し、事業を擴張して沖繫り汽船乘客の送迎貨物積卸を業とするに到り、神戸送迎株式會社と改稱す。

神戸棧橋會社

明治十五年五月神戸棧橋合本會社創立せらる。今の神戸棧橋株式會社の前身なり。最初資本金拾六萬圓にして、當時大阪商法會議所會頭五代友厚の主唱に係り、發起人鴻池善右衛門・住友吉左衛門・中野梧一・藤田傳三郎・村野山人等なり。

是より先、神戸稅關は規模甚だ小にして僅に二箇の倭小なる上屋を有するに過ぎず、故を以て外商の輸入貨物は自然雨露に侵さるゝ爲め、明治十二年の頃外國商業會議所會頭ヒユース（Hughes）は居留外商を代表して政府に陳情すと雖も、政府は西南役の後を受け財政困難にして如何とも爲す事を得ず。此時五代友厚は大阪實業界の重鎭にして、資性豪邁、其實情を見、國家の一大事とし、身を挺して富豪を說き、民營會社を設立し、棧橋・上屋・艀船等の設備を爲し、以て貿易上の缺陷を補はんとし、明治十三年十月初めて事業認可の申請を其筋に提出す。時の兵庫縣令森岡昌純も大に盡す所あり。政府は神戸稅關構內なる大藏省所有地壹萬坪を九十五ヶ年間無料にて同社に貸與する事、同社は政府命令の如く設備を爲す事の條件の下に明治十五年五月政府の允許を得たり。神戸に於ける株式會社組織は是を以て嚆矢とす。定款作成等其據る可きものなく、允許書の「人民の相對に任かせ候事」とあるに遵ひ、國立銀行の組織に倣ひ株券を發行する事とせり。猶社名に付適當なる文字に窮し、久松定憲・山本憲及其他學者の研究を乞ひ、海中に突出せる橋梁は所謂蜀の棧道の如しと爲し、棧橋なる新語を捻出す。今日世間に用ひらるゝ棧橋なる語源は此時に始まる。最初の重役は社長鹽坪

恭良・副社長赤星彌之助・取締役植村昌茂・城島主靜・近藤德兵衞とす。

架橋工事は內務省雇土木技師デレーキの意見を徵するに、此位置は西南の風波に暴露せらるゝを以て、棧橋は小野濱外人共有游泳場の地點(現在第三突堤の場所)より東南に向つて築造せざる可からず。此外人共有游泳場は永代借地權を設定せるものにて、大約四千坪、此內二千坪を時價の百倍にも相當せる代價金三萬圓を以て買收し、直ちに工事に著手す。明治十七年上屋二箇・倉庫四棟竝に事務所を建築し、棧橋は同年十一月竣成したり。其長さ四百九十六呎六吋幅四十二呎なり、時人是を外國棧橋と呼ぶ。社員は吉田喜一郎其他五名、其外ピアマスターとして英人バレー(Capt. Burry)就任し、直に營業を開始す。

明治十七年十月二十二日同社は彼阿汽船會社と契約を締結し、汽船一隻の繫船料五十弗と定め、次で明治二十一年佛蘭西郵船會社とも同一の契約を結び、猶其他繫留の一般外國船舶は其大小に依り別に繫船料を定む。此棧橋に繫留したる第一番船は彼阿汽船會社のチベット(Tibet)、第二番船はテーラン(Teheran)、何れも三千噸級の貨物船なり。從來神戶稅關設備不完全の爲め外商は貨物を香港に臨時陸揚し、更に一千噸級の船舶を香港・神戶間に配船し、一週間每に分送

したりしが、前記設備完成し直通の便を得るに至り、外商は始めて安堵の念を抱けり。

明治二十年八月株主總會の決議に依り、棧橋九十三呎四吋の延長及上屋の增築に著手し、明治二十一年工事落成す。同社開業後三年五代友厚長逝すと雖も、同社員は殆んど皆五代の屬僚にして五代の遺志を尊重し、專ら事業の遂行に努めしかば、其後營業狀態漸く良好に赴き、明治二十三年第一回の增資を企て資本金を二十萬圓とす。

兵庫の造船工場

既記の如く兵庫に於ては舊幕時代より大和船の建造修繕盛にして、今尙船大工町の名を存するに之を證する事を得べし。更に明治十五年五月兵庫西出町に樋上權兵衞造船工場を建て、明治二十一年六月兵庫東出町に大松政吉、明治二十四年十二月木多半兵衞も造船工場を建設す。猶其外二・三の船鍛冶工場設立せられたり。

小野濱海軍造船所

明治十一年英人エドワード・チャーレス・キルビー (Edward Charles Kirby) 神戸小野濱に造船所を建設し、キルビー商會造船所と稱す。當時の需要に應じ幾多の小型汽船を建造せしが、明治十六年キルビー死亡せし結果、明治十七年三月海軍

省同工場全部有姿の儘買收す。是より先海軍省はキルビー商會造船所へ注文せし軍艦大和建造費の內拂金十五萬圓支拂濟の外、更に金三十餘萬圓を支拂ひ、工事中の同艦を其儘引取り、造船所の受授を了す。海軍省は其東隣なる加納宗七所有の船入場をも購入し、附屬船渠と爲し、同工場を名づけて海軍省主船局附屬小野濱造船所と云ふ。

同造船所は明治二十三年吳鎭守府の管轄に屬し、吳鎭守府造船所小野濱分工場と改稱し、明治二十八年六月閉鎖し、建造物は悉皆取毀ち、敷地は原所有者たる三井に還附し、船渠は所有權を兵庫縣に移せり。

川崎造船所

川崎正藏は明治十九年四月二十八日兵庫造船所を工部省より借受け、次で明治二十二年拂下げらる。是即現今の川崎造船所前身にして神戶に於ける造船業の始祖なり。

三菱造船所

三菱會社は明治二十二年長崎龜浦の造船所を政府より拂下げ、其後飽浦及立神に船渠を設け、更に進んで日淸戰役後神戶和田岬に地を相し、明治三十二年七月和田岬沿岸一帶の海面埋立の許可を得、明治三十三年六月工事に著手し、三十九年六月竣工、直に開業し、主として船舶の修理を業とし、兼ねて橋梁・棧橋・汽鑵・車

輛の製造を營みしが、大正年代に入り頻りに巨船の建造を爲せり。

第三章　日清戰役前後

社船及社外船の名稱由來

由來日本郵船株式會社竝に大阪商船株式會社に對し競爭船の經營に從事せるものを反對船と唱へ來りたるが、明治二十五年頃より前記郵船・商船(後年東洋汽船會社を含む)を社船と云ひ、他の主として貨物船經營に從事せる不定期航路船を社外船と呼ぶに至り、三井・三菱等は恰も局外中立の地位に在りて社船とも云はず、社外船とも云はず、時々除外船と云ひたることあり。

三井物産會社

三井物産會社が初めて船舶に手を染めしは明治七年政府の申込に依り、當時政府の經營に係る三池鑛山の石炭を上海に輸出するに當り、帆船使用を以て第一著歩とす。明治九年十二月ロノ津に支店を設置し、十年十一月上海に支店を置き、專ら三池炭の販賣に從事し、便宜上同社船舶事務を主宰せり。次で十一年十一月香港に支店を開き、帆船の運炭は不便尠からざるを以て、明治十二年始めて汽船秀吉丸(總噸六九六)を、猶翌明治十三年汽船賴朝丸(總噸一、〇七五)を購入し、其後年を追ひ事業の發展に伴ひ、汽船牛若丸(總噸一、〇五一)、通濟丸(總噸七七五)、筑

紫丸(總噸一、〇六〇)を購入して之に充つ。明治十二年六月倫敦に支店を設立す。明治二十年同社は始めて支那へ鐵道用枕木の賣込を爲す。本邦枕木の輸出は之を以て嚆矢とす。明治二十三年一月三井合名會社が三池鑛山を讓受くるに至り、同炭販賣は其後大に擴張せられ、明治二十四年新嘉坡に支店を設立し、明治二十五年汽船有明丸(總噸二、九八七)明治二十七年汽船勝立丸(總噸三、四五七)を購入し、加ふるに多數内外雇入れ汽船を以て同社海運業の根柢を築くに至れり。明治二十七年日清戰役の起るに當り、上海支店は一時閉鎖の止むなきに至り、同年十月東京本店内に臨時船舶課を設け船舶事務を取扱ひ、上海方面には僅かに帆船熊阪丸(總噸四四八)を一時英國籍に移し使用したるに過ぎず。明治二十八年布引丸(總噸一、四四一)阿蘇山丸(總噸一、七六〇)彥山丸(總噸三、七一一、三)を購入し、明治三十年初めて同社の設計に依り英國に於て汽船愛宕山丸(總噸二、〇四三)及汽船富士山丸(總噸二、〇四三)を建造す。如斯事業次第に發達し、明治三十二年汽船劍山丸(原名 Cardiganshire 總噸三、七七九、建造一、八九九年)を增し、明治三十四年九月三井船舶部は東京本店を去り口ノ津に移り、明治三十六年四月門司に移轉し、藤村義朗部長に就任す。

本邦枕木の北清輸出

明治二十四年頃糸平系に屬する下村廣畝は北海道に於ける石炭採掘の目的を以て北有社を設立し、事業著手前必要上先づ森林の伐採を爲し、次で鐵道敷設の計畫を立て漸次進行せしが、折柄北海道炭礦鐵道會社の創立に際し北有社は炭礦會社に買收せらるゝ事となり、前記下村は木材特に鐵道用枕木の製造に志し、清國政府に賣込機關として天津に松昌洋行を設立し、實弟伊藤彥九郎を派し、運動の結果明治二十五年清國政府李鴻章と枕木賣買契約を締結し、明治二十六年始めて汽船中越丸を以て枕木を輸出し、二十七年帆船天橋丸を使用せしが、日清戰役に遭ひ一時中絶し、其後年々輸出を續行す。次で大倉組なども枕木の賣込を開始するに至る。

社外船の沿革

倭船時代の海運業者は何れも皆個人の船舶所有者にして、彼等は明治維新以來世の進運に應じ、倭船より西洋型帆船に轉じ、次で又明治二十年頃に及び漸次汽船の經營に移れり。彼等は全く獨立獨步の商人にして、政府保護の下に立つ汽船會社と自から其業體を異にす。

日清戰役前の購入船

明治十二年乃至二十六年(日清戰役の前年)の間に三井物產會社竝に社外船主が輸入したる船舶は總噸三百噸以上三十四隻、此總噸合計大約四萬噸、此內明治

二十五年三井物産會社の輸入せし汽船有明丸(原名 Charters Tower 總噸二、九八七建造一、八九八年)を最大とす。今其概要を擧ぐれば左の如し。

三井物産會社

汽船 秀吉丸	原名 Orujuna	總噸數 六九六	建造年 一、八七八
同 賴朝丸	同 ――	同 一、〇七五	同 一、八八〇
同 牛若丸	同 不詳	同 一、〇五一	同 一、八八一
同 通濟丸	同 不詳	同 七七五	同 一、八六八
同 筑紫丸	同 Crusader	同 一、〇六〇	同 一、八七一
同 有明丸	同 Charters Tower	同 二、九八七	同 一、八九〇
同 勝立丸	同 Pallas	同 三、四五七	同 一、八八八

井上仁平

汽船 永壽丸　原名總噸建造年月不詳

同 仁壽丸　同　上

福井某

汽船 金剛丸　原名 Ilona　總噸數 四六〇　建造年 一、八七九

三菱合資會社				
汽船	芙蓉	原名 Prinz Heinrich	總噸數 一、二七四	建造年 一、八七八
淺野總一郎				
汽船	鶴丸	原名 Partridge	總噸數 四〇八	建造年 一、八八四
同	日の出丸	同 Bellona	同 一、一三六	同 一、八七二
同	金澤丸	同 Atalanta	同 一、二三六	同 一、八七二
同	萬國丸	同 Apenrade	同 二、三三六	同 一、八七三
石崎彥太郎				
汽船	石崎丸	原名 Geelong	總噸數 一、七八九	建造年 一、八六六
廣海二三郎				
汽船	北陸丸	原名 Esmeralda	總噸數 六一五	建造年 一、八七四
同	千早丸	同 Anshin	同 四七五	同 一、八八八
同	北州丸	同 Mac' Beth	同 九九四	同 一、八七四
同	千代丸	同 Electra	同 一、六九八	同 一、八七九
濱中八三郎				

汽船	日光丸	原名 Diamond	總噸數　五四三	建造年 一、八六五
同	東洋丸	同　Zambesi	同　二、五四八	同　一、八七三
大家七平				
汽船	加賀丸	原名 Sury Wongse	總噸數　九五四	建造年 一、八八一
同	愛國丸	同　Lydia	同　一、七二一	同　一、八七九
右近權左衛門				
汽船	南越丸	原名 Pollux	總噸數 一、三二六	建造年 一、八八四
馬場道久				
汽船	日本丸	原名 Mereo	總噸數 一、〇〇四	建造年 一、八八二
高木七五郎				
汽船	三邦丸	原名 Gerald	總噸數　七一五	建造年 一、八六二
藤岡庄一郎				
汽船	幸照丸	原名 Johann	總噸數　五六一	建造年 一、八八三
八馬兼介				
汽船	多聞丸	原名 Melita	總噸數　七〇一	建造年 一、八八三

攝州灘興業株式會社

汽船	攝州丸	原名 Carisbrooke	總噸數一、六三一	建造年一、八七三
同	攝海丸	同 Sakura	同 九〇二	同 一、八六八
同	攝陽丸	同 Kiel	同 一、〇九九	同 一、八八五

岡信次郎

汽船	北辰丸	原名 Augustus	總噸數一、一八六	建造年一、八七八

秋田藤十郎

汽船	佐渡國丸	原名 Ashington	總噸數一、二四五	建造年一、八八一

日本汽船株式會社

汽船	第一丸	原名 Craignore	總噸數一、四九七	建造年一、八八〇

此外尼崎汽船會社の如き內國航路を專業とする船主も日清戰役前既に早く內地に於て木造汽船若干隻を建造し、前者と等しく活動したるものなり。

三井及社外船海外發展

此等社外船は最初一般に本州・四國・九州・沖繩及北海道沿岸をのみ航行せしが、明治二十年以後朝鮮方面に延び、支那沿岸に向ふ。　特に三井物產會社の如きは明治十二年先づ上海に同社汽船秀吉丸を始とし、次で香港・芝罘・天津・牛莊へ同社

第一丸蘭貢行　愛國丸布哇行

船を航行せしめたり。社外船にありても、明治二十二年日本汽船株式會社の汽船第一丸は米穀積取りの爲め蘭貢へ航行す。明治二十六年大家七平は其所有汽船愛國丸(船長古川與市)を以て、後藤勝造の周旋にて當時海外移民取扱を業とせる大阪の小倉幸と布哇ホノルル行移民運送を契約せり。船長古川及士官等初めて遠洋航海を爲すに依り、水先人として某外國人船長を同乘せしめたり。

社外船の牛莊初航

由來移民輸送は外國人を船長とせる日本郵船株式會社の獨占事業なりしが、例を破り此擧を見る壯なりと謂つべし。猶又明治二十五年攝州灘興業株式會社汽船攝陽丸は大豆・豆粕積取の爲め牛莊に航行す。二十七年三月馬場道久の汽船日本丸及大家七平の汽船加賀丸も同航路に就く。是皆社外船航路發展の一新紀元と云ふ可し。

阪神に於ける船主

其頃阪神に於ける船主としては廣海二三郎・藤岡庄一郎・攝州灘興業株式會社・濱中八三郎・大家七平・八馬兼介・岸本五兵衞・右近權左衞門等あり。就中神戸附近に在りて活躍せる海運業者は攝州灘興業株式會社と八馬兼介あるのみ。

攝州灘興業株式會社

攝州灘興業株式會社は明治二十一年酒造家小網與八郎・若林茂左衞門・河東利助・牧野惟雄・岡崎藤吉等の發起に係り、資本金二十萬圓を以て設立せられ、攝州灘

酒家興業株式會社と稱せしが、翌年前記の如く改稱し、汽船攝州丸・攝陽丸・攝海丸三隻を有す。明治二十八年汽船攝陽丸を賣却し、明治三十年九月汽船攝州丸を失ひ、汽船攝海丸一隻となり、同年盛航會社に合併す。

盛航會社

盛航會社は夙に西宮の辰馬を中心とし、數名の酒造家聯合し和船を以て淸酒の輸送を目的とする組合業なりしが、後年西洋型帆船を建造し、淸酒の外石炭の輸送を始め、明治十八年の頃其組織を變更して盛航株式會社とす。明治二十七年日淸戰役に際し汽船大和丸(原名 Malwa 總噸三、〇六七建造一、八七三年)汽船旺洋丸(原名 Bengloe 總噸一、九一〇建造一、八七八年)、汽船盛航丸(原名 Donan 總噸一、五一三建造一、八八二年)を購入し、明治三十年攝州灘興業株式會社を合併し、攝津航業株式會社と改稱す。其後汽船優航丸(原名 Ingraham 總噸一、三七九建造一、八八四年)、汽船英航丸(原名 Kwong Sang 總噸一、四八一建造一、八八〇年)を買入れ、辰榮之助を社長とす。明治三十五年社長の死亡に依り、同社は鳴尾の辰馬半右衞門に讓渡され、株式會社辰馬商會となる。

攝津航業株式會社

八馬兼介

八馬兼介は攝津西宮にありて酒造家と關係深く、夙に酒造用米穀の賣買、運送並に酒類の運送を業とし、大和船時代より海運に志し、帆船を以て兵庫・江戸間の

航海を爲せしが、明治二十六年汽船多聞丸を購入したるを始とし、汽船豐瑞・豐光の諸船を所有し、沿岸の航業に從事せり。

本邦海員技術免狀

明治二十四・五年頃より社外船は漸く海外に發展すと雖も、海員の技術未だ幼稚にして外人の信用を得ず、殊に「ロイド」は日本政府の船長等に授與せる海技免狀を認めず、海上保險に對し無價値なり。一例を擧ぐれば神戸在住英人アプトン(Gordon, Nelson, Roderique, Upton.)の所有せし汽船ザムベシ號は日本・北米間定期航海を爲し、主として移民運送に從事したりしが、同人の後援者たるニューオリエンタルバンク破綻せし爲め、明治二十六年ザムベシ號は遂に長崎に於て競賣に附せられ、佐藤勇太郎の盡力に依り濱中八三郎本船を購入し東洋丸と命名す。

汽船ザムベシと濱中八三郎

本船は門司・香港石炭運搬に從事せんとし、船主は佐藤勇太郎を香港に派遣し計畫する所あり。然るに當時外國荷主及外國保險會社は何れも皆前記の如く日本船長を認めず、佐藤は窘窮の餘り百方論談努力するも其効なく、遂に神戸在住の英人船長エドワード(G. E. Edward)を雇入れ、漸く航海を開始する事を得たり。

邦人の英國海技免狀受有

明治二十六年三井物產會社船長檜崎猪太郎も等しく海技免狀の點に付憤慨し、同年十月香港に於て英國政府の試驗を受け、英國船長免狀を得たり。是れ本邦

人にして英國免狀受有者の始めなり。次で日清戰役を經て外國人は漸く本邦海員の技倆を認むるに至る。

海運ブローカーの起原

社外船の發達と共に其業務遂行の必需的機關たる海運ブローカーも自然又此頃より發達の緒に就けり。海運ブローカーは船舶の賣買・仲立並に荷主・船主の間に介在して運送契約並に傭船契約を便利ならしめ、手數料を收得するものなり。今其發達の跡を尋ぬるに、明治二十年頃まで外國船舶の賣買は外國商人の手に獨占せられ、邦人にては僅かに神戶居留地食料品商ラングフェルド商會(Langfeldt 俗稱二番の牛屋)の番頭山野某のみなりしが、偶々明治二十二年十月紀州藤岡庄一郎が山野の仲介に依り獨逸汽船ヨハン(Johann 幸照丸と命名す)を同船々長より購入せり。然るに本船の噸數計算上當事者間に意見を異にし、紛議を生じたるに依り、藤岡代理店三上豐夷は當時イ・エッチ・ハンター(E. H. Hunter)を中心とせる日本汽船株式會社の支配人にして英語に堪能なる佐藤勇太郎に調停を依賴し、圓滿に解決したり。

佐藤勇太郎紛議を解決す

其後佐藤は外國船賣買に付依賴者續出するを以て、職業として船舶ブローカー業を開始す。是れ神戶市に於ける邦人ブローカー業の先驅者なり。其後年月を經るに從ひ同業を營む者增加し、今や神戶市

主要事業の一となれり。

外商の船舶賣買取扱者と外國汽船代理店

當時主として船舶の賣買に從事せし外國商館竝に外國汽船代理店左の如し。

Ship brokers (Foreign firms)

E. H. Hunter & Co.

Fabur, Void (H. Clement, Manager)

Simon Evers & Co.

Dodwell Carlill & Co.

Samuel Samuel & Co.

Lucas & Co.

Raspe & Co.

Jarden Matheson & Co.

C. Illies & Co.

Shewan & Co.

Carlowitz & Co.

Holme Ringer & Co., Nagasaki.

Steam Ship Agencies.

Austrian Lloyd Steam Navigation Co.

Apear Line of Steamers.

Brown & Co., Agents.

" Ben " Line of Steamers.

Eastern and Australian Steamship Co., Ltd.,
Cornes & Co., Agents.

British India Steam Navigation Co., Ltd.,
Berigny & Co., Agents,

" Burrell " Line of Steamers,

" Gibb " Line of Australian Steamers,

Guion Steamship Co., Ltd.,

Milburn Line of Steamers,

" Mogul " Steamship Co., Ltd.

Northern Pacific Steamship Co.

" Strath " Line of Steamers,

Warrack's Line of Steamers,
Dodwell, Carlill & Co., Agents.

Canadian Pacific Steamship Co., Ltd.
Frasar & Co., Agents.

China and Manila Steamship Co., Ltd.,
Shewan & Co. Agents.

Chinn Navigation Co., Ltd.

Ocean Steamship Co.,

Butterfield & Swire, Agents.

Compagnies des Messageries Maritimes.

Ed. Jubiet. Agents,

Douglas Steamship Co.,

H. Lucas & Co., Agent,

German Steamship Co., Hamburg (Kingsin Line)

Navigazione Generale Italiana United Companies,

Simon Evers & Co., Agents.

"Glen" Line of Steamers.

Indo-China Steam Navigation Co., Ltd.,

Jardine Matheson & Co., Agents.

"Mutual" Line of Steamers,

W, M, Strachan & Co., Agents.

Norddeutscher Lloyds.

H. Ahrens & Co., Nachf., Agents.

Oregon Railway Navigation Co.

"Shell" Line of Steamers,

"Shire" Line of Steamers,

"Union" Line of Steamers,

Samuel Samuel & Co., Agents.

Occidental and Oriental Steamship Co.,
Pacific Mail Steamship Co.,

Nippon Yusen Kaisha. Agents.

Peninsular & Oriental Steam Navigation Co.,

F. J. Abbott. Agent.

"Rickmers" Line of Steamers,

Mitsui Bussan Kaisha, Agents.

社外船代理店、片野、田中組・三上、增倉

海運ブローカーに先んじ、船舶代理業(扱店)を營める者は、兵庫の片野喜助及神戸の田中組なり。片野は後年攝州灘興業株式會社の代理店を營み、田中組は明治二十一年解散し、其事業を繼承して增倉繁次郎及三上豐夷は各〻獨立し、增倉は尼崎汽船の專屬扱店となり、三上は藤岡及廣海を始め其他多數社外船の代理店となり、斯界の爲め身を挺し盡瘁し、代表的人物として名聲嘖々たり。特に一種の俠骨を有し、斯界に志あるものを扶助す、其數尠しとせず。

第一回觀艦式

此期間中著しき出來事を擧ぐれば、第一回海軍觀艦式、露國艦隊並に清國北洋艦隊の訪問是なり。第一回觀艦式は明治二十三年春尾張・三河地方に陸海軍大演習擧行せられ、其終了と同時に明治天皇陛下は我海軍の精銳を御親閲遊ばさ

る、爲め同年四月十八日全艦隊を神戸港に集合せしめらる。是れ本邦最初の觀艦式にして神戸市民は無上の光榮とし、宇治川附近に奉迎門を設け、市民竝に近在の人民雲の如く集り、日夜祝賀に努む。當日御召艦は高千穗にして赤城艦供奉し、扶桑・大和・葛城・武藏・日進・八重山・高雄・浪速・金剛・比叡・天龍・海門・盤城・鳳翔・愛宕・摩耶・筑波の諸艦整列する所、龍顔麗はしく觀艦式を擧げさせ給ふ。爾來神戸は屢〻觀艦式擧行の名譽を擔ふ。

露國皇太子御訪問

露國皇太子ニコラス殿下は西比利亞鐵道起工式擧行の爲め、浦潮港へ御巡遊の上、本邦訪問に決し、希臘皇太子ジョージ殿下と共に露國太平洋艦隊旗艦アゾウワに座乘し給ひ、ナヒモフ・ウラジミル・モノマック・コレッツ・マンジール・ジキッ・ボブルの七艦を率ゐ、威風堂々として明治二十四年五月九日神戸に入港せらる。

湖南事變

一行は直に上陸、市中御見物の後、京都御遊覽に出發せられたりしが、同月十一日所謂湖南事變勃發し、同殿下は負傷の儘碇泊中の軍艦に御歸著あらせらる。市民痛く驚愕し愁雲に塞さる。畏くも明治天皇陛下は深く憂ひ給ひ、同月十九日親しくニコラス殿下を旗艦に御見舞遊ばさる。是が爲め兩國漸く事なきを得、市民初めて安堵の念を抱けり。

清國北洋艦隊訪問

明治二十四年頃は本邦と清國間國交上何となく暗雲低迷せしが、同年六月一日清國北洋艦隊は提督丁汝昌に率ゐられ、旗艦定遠を始め、鎭遠・經遠・來遠・致遠・靖遠の六艦舳艫相啣んで入港す。市民始めて其優越せる艦隊を迎へ、驚愕措かず、窃に敵愾心を抱くを看取し、丁提督は市民との衝突を恐れ、乘組員の上陸を禁じ、先づ横濱に向ひ、更に同月十九日來航し、二十四日出港す。市民は是を以て清國北洋艦隊の示威運動と看做せり。

日清戰役

其後僅に三年を閲し、明治二十七年終に日清戰役を見るに至る。此役や實に帝國興廢の岐るゝ所にして擧國一致國難に殉ずるの慨あり。大陸を戰場とせし爲め軍隊軍需品の輸送に莫大の船腹を要し、我國社外船の殆んど全部を擧げて御用船とし、奉公の誠を致せり。日本郵船株式會社及大阪商船株式會社等も亦同樣所有船を以て徵發に應ず。其結果船腹激減し、缺乏を補足する爲め、社船社外船主共盛に外國船の傭入竝に購入を企て、本邦噸數一時に增加し、斯くて本邦海運の基礎を定めたりと謂ふべし

御用船の數

日清戰役中政府御用船を擧ぐれば左の如し。

日本郵船株式會社　五十七隻　總噸十三萬噸

大阪商船株式會社　三十隻　同　一萬二千噸
社外船　五十三隻　同　八萬五千噸
合計　百四十隻　同　二十二萬七千噸

輸入外國船

日清戰役當時我邦船舶は大小合はせて其數四百十七隻總噸十八萬一千八百十九噸を出でず。而して此期間に購入したる外國船八十七隻總噸十三萬二千九百六十三噸、此内社外船主の購入したるもの概要左の如し。

船名	國籍	原名	材料	總噸數	建造年	買主
神州丸	英國	Gwalior	鐵	二、八三九	一、八七三	岸本五兵衞
京都丸	英國	Dryfesdale	鋼	二、六四五	一、八八九	廣海二三郎
奈良丸	英國	Metapedia	鐵	二、二四一	一、八八一	同　人
白山丸	英國	Guy Mannering	鐵	二、九三七	一、八七三	馬場道久
大和丸	英國	Malwa	鐵	三、〇七八	一、八七三	盛航會社
盛航丸	諾威	Donan	鐵	一、五一三	一、八八二	同　社
大洋丸	英國	Ningpo	鐵	一、二七〇	一、八七三	岡崎藤吉
土洋丸	英國	Benalder	鐵	二、一一六	一、八八〇	尾城汽船會社

旺洋丸	英國	Bengloe	鐵	一、九一〇	一、八七八	盛航會社
立山丸	英國	Antenor	鐵	二、一七一	一、八七二	馬場合資會社
河野浦丸	英國	Lennox	鐵	二、一八五	一、八八〇	右近權左衞門
幸光丸	獨國	Alwine	鐵	五四二	一、八八一	藤岡庄一郎
報國丸	英國	Straits of Bell Isle	鐵	二、七六六	一、八七〇	喜多伊兵衞
勢德丸	同	Nan Shan	同	一、四二六	一、八八三	小栗富次郎
竹の浦丸	獨國	Brema	同	二、〇五二	一、八八二	大家七平
日之丸	同	Gluksburg	同	一、四九七	一、八八二	中越汽船株式會社
十一觀音丸	英國	Hongay	同	二、一七六	一、八七四	緒明菊三郎
志賀浦丸	同	Patroclus	同	二、二一二	一、八七一	南島間作
門司丸	同	Hector	同	二、二一二	一、八七七	神谷傳兵衞
末廣丸	獨國	Protos	同	一、四六〇	一、八八〇	末廣組
勝山丸	英國	Ardgay	鋼	一、七七一	一、八八六	右近權左衞門
元山丸	同	Diomed	鐵	二、一九八	一、八六八	山本藤助
阿蘇山丸	同	Renown	鋼	一、六九九	一、八九〇	三井物産會社

千代田丸	同	Parthian	鐵	一、六七五	一、八八三	西川荘三
住吉丸	同	Packsham	鋼	一、三四八	一、八八三	日本商船株式會社
伊吹丸	獨國	Else	鐵	一、○四七	一、八八七	藤野四郎兵衛
畿内丸	英國	Riversdale	同	二、○一五	一、八七八	增田又太郎
北雄丸	獨國	Inge	同	九一九	一、八八二	函館汽船株式會社
高洋丸	同	Siegmund	鋼	一、○二八	一、八八九	帝國商船株式會社
久保丸	英國	Devonhurst	鐵	一、九九六	一、八七四	田中松之助
薩摩丸	同	Peik	鋼	一、○三五	一、八九二	鹿兒島汽船會社
豐州丸	同	Feilung	鐵	一、一五二	一、八八二	岸本五兵衛
豐正丸	同	Diamond	同	一、一二六	一、八八一	石田庄七

日清戰役中購入したる船舶の消化は戰後稍〻困難を感じ、船主は一般に眼を海外に注ぐに至る。

三井船舶と南洋發展

明治三十年三井物産會社は其所有船彥山丸を濠洲に派し、ニウカッスルより横須賀へ石炭を輸送し、三十一年同船を以て蘭貢米の積取りを爲し、更に同年同社船富士山丸を瓜哇糖積取りに使用す。

社外船の新嘉坡初航及米國航行

社外船に在りても、明治三十年佐藤勇太郎は汽船京都丸・福井丸・臺灣丸の三隻を以て口ノ津・新嘉坡石炭運送を契約し、其代表者として新嘉坡に出張す、社外船が航路を新嘉坡に延長せしは是を以て嚆矢とす。三井物産會社は明治二十五年有明丸を以て初めて口ノ津・新嘉坡石炭運送を爲し、其後引續き所有船竝に外國雇船を使用すと雖も、當時未だ本邦船腹の雇入れに關し何等の考慮を拂はず、前記社外船三隻の契約も香港の英商ドッドウェル商會を經て締結せしものに係る　以て當時邦船航行範圍の狹隘察す可し。明治三十一年九月廣海汽船京都丸(船長櫻井悌藏)は神戶より空船にて米國西海岸タコマに航行し、同地竝にバナードに於て木材を滿載し、天津に直航す。此契約も神戶の英商ドッドウェル商會の手に成り、同社扱の北太平洋汽船會社船の通路を撰ぶ可く、同商會の注意に依りパイロット・チャートを與へられたり。パイロット・チャートは米國ワシントン水路局(Topographical Office)に於て、多年太平洋上の經驗を有する航海者の知識に基き、風向及潮流其他颶風の線を畫し、每一度に羅針盤の方位をも表はし、季節に應じ大圈航路(グレートサークル)を示し、每月發行するものなり。

海外移民輸送

明治二十年の頃外務大臣井上馨は布哇國の日本駐在領事アルウィン(J. Arwin)

の懇請を容れ、甘蔗栽培を目的として出稼人若干を布哇國に送れり。是我布哇移民の始祖にして爾後明治二十四・五年頃亦若干の移民を送りたるも其輸送は何れも皆米國定期郵船便に依り、未だ特に移民船を仕立つるに至らず。明治二十六年汽船愛國丸を以て移民五百名を一時に輸送せるは、布哇に對する團體移民船の嚆矢なり。明治二十六年吉佐移民會社の手に於てニユーカレドニヤへ移民を輸送す。這は同會社の專管にして常に日本郵船株式會社船のみを使用せり。明治二十九年東洋汽船株式會社創立せらるゝや、當時の所謂桑港線同盟と稱する太平洋郵船會社「オリエンタル・オクシデンタル」汽船會社、東洋汽船株式會社の三會社協定の下に、普通移民を分乘輸送する事となりたり。然れども多數の團體移民船は翌年度より專ら太刀川又八郎の經營せる太刀川商會の手に於て取扱はれたり。明治二十九年濱中八太郎等の日本移民合資會社設立せられ、同會社を中心として海外渡航株式會社・森岡商會・熊本移民合資會社・東京移民合資會社其他の移民會社連合し、翌三十年より時々雇船を爲し、團體移民を輸送したり。其人員每航海五百名以上七百名以下とす。取扱の大部分は太刀川にして使用船は東洋丸・南洋丸・土洋丸・萬國丸・河野浦丸・基隆丸・神州丸等なり。同年

布哇政府より同國駐在日本領事館を經て一回七百名以上を搭載す可らずとの命令傳達せられたり。明治三十一年一時に多數の移民を輸送せし爲め、當時既に北米合衆國崇拜氣分の充滿せる折柄、所謂移民上陸拒絶事件突發し、我移民船五隻は「ホノルヽ」港に立往生の姿となり、太刀川又八郎は全國移民會社の總代理として大隈外務大臣及西郷海軍大臣に事情を具申し、移民保護の爲め軍艦派遣を懇請せしかば政府は浪速艦を急派し、事容易に落著したるも、爾後大團體輸送は禁止せらる。猶又布哇は北米合衆國合併以後家族を呼寄する外渡航許可せられざる事となれり。

カムサツカ航路開拓

露領カムサッカ沿岸に於ける漁業は殆んど全部ロシアン・シールスキン・コムパニー(通稱露西亞獺虎會社)の獨占にして同社の代表者P. H. Powers は神戸に居住し、每年漁期には外國船を傭入れ、往航は食鹽及其他の需用品を、復航は鹽鮭・鱒類を內地に運搬すべく、バウワース自ら上乘して運送事業を差配したりしが、邦船を傭入るゝ方便宜なるを感じ、明治三十年佐藤勇太郎の仲介に依り初めて岡崎汽船大洋丸(總噸一、二七〇)を契約し、其後三十五年に至る迄每年汽船攝陽丸を傭入れ、猶汽船愛國丸をも使用し、同事業を營みたり。是れ亦新方面の航路開拓

と謂ふべし。

社外船主

日清戰役後社外船大に增加し一時社船を凌がんとするの勢を示したり。彼等が神戸を中心として活動せし一事注目するに足る。日清役前後社外船主中主要なるものを擧ぐれば左の如し。

廣海二三郎	淺野總一郎	馬場道久	濱中八三郎
右近權左衛門	大家七平	岸本五兵衛	八馬兼介
藤岡庄一郎	菅野傳右衛門	高木七五郎	神谷傳兵衛
藤野四郎兵衛	緒明菊三郎	岡崎藤吉	南島間作
山本藤助	原田十次郎		

攝州灘興業株式會社	盛航會社	攝津航業株式會社
株式會社辰馬商會	中越汽船株式會社	尼崎汽船會社
深川運輸株式會社	日本汽船株式會社	土佐商船株式會社
宇和島運輸株式會社	函館汽船株式會社	神田汽船株式會社
共立汽船株式會社	伊豫汽船株式會社	

荷役の設備

海運業の進歩と共にステベドアー業の發達、其他是に附隨する艀船竝に曳船

の設備は唇齒輔車の關係を有し、此時代に長足の進歩を爲したり。艀船の種類大小形狀構造等頗る雜多にして其名稱亦多し。

一、達磨船。全體を黑く塗りたる荷船にして沿岸を航行し得べき設備を具し、形は腹部膨脹し、米穀等俵狀若くは袋樣のものを搭載するに便にして長大なる貨物にはは不適當なり。又箱船とも稱し、主として阪・神間の廻漕に用ふ。

一、胴船(ドブネ)。形長く單に港內運漕の用に供し、港外航行に適せず。

一、猪牙船。古より傳はりたる名稱なるが、沿岸航行に適する構造にして、小廻船・上荷船とも稱す。

一、小廻船。艀船の總稱にして胴船に至る迄本名稱を冠し得べし。

一、通船。古來茶船とも稱し、長さ僅々三四間、構造扁平にして沖行商・船客送迎の用に供す。

此外艀船に間船(ケンブネ)、石船(コクブネ)等の名稱を用ひ、又其他の稱呼ありと雖も、要するに船客送迎用と貨物輸送用の二者に大別するを得べし。明治二十一年六月港內取締規則發布せられ、第一類・第二類に區別し、前者を第一類とし、後者を第二類と稱し、組合を設け、營業規則を制定せり。是より先神戶・兵庫とも船客

通船に對しては一種の申合規約あり、神戸部に於ては其數を百八隻に制限したるを以て、新造約三十圓のもの權利付賣買價格二百圓內外に及べり。而して此百八隻を四組に分ち、交代を以て船客の運送に從事す。例へば甲組二十七隻は當日中稅關に於て、乙組二十七隻は第二波止場に於て船客の送迎に從事し、丙組二十七隻は港內を浮流し、碇泊船々員の乘降に便じ、旅客運漕に從事するを得ず。又丁組は當日全く業を休むものにて、此際丙組の收入は各自の所得に歸するを得るも、甲乙の收入は二十七隻宛を通算して均一に分配するの制度なり。兵庫部に於ても等しく當初通船の數を三十に制限せしが明治二十二年以降八十隻に增加せり。

神戸に於ける貨物艀船は明治二十年末四百十餘隻なりしが、元來其數に關し何等申合なき故漸次增加し、稍、競爭の色を示せるに依り、兵庫縣廳は港內保安の爲め明治二十一年三月艀船總數を四百五十隻に制限せり。

神戸送迎株式會社

明治二十二年十二月神戸送迎株式會社設立せられ、船橋業の外ランチを以て乘客送迎並に貨物運搬を開始するや、中稅關構內に繫留する第一類艀船と競爭を生じ、船夫間に鬪爭を惹起するに至る。其後明治二十五年五月合併計算の法

を協定し、營業上の連絡を保つ事となれり。

明治二十四年七月本邦艀業者とニッケル商會の間に大紛議を生ず。發端は前年十一月神戸稅關と水上警察署と交涉の結果、從來默許したる第二類空艀船の荷揚場定繫を禁止す。只天候異變の場合に限り之を許す事となれるに基くものなり。ニッケル商會は其所有箱船又は達磨船と稱する艀船長サ十二・三間のもの五・六隻を常に荷揚場に繫ぎ、二時間乃至五・六時間荷役す。其間他の艀船は空しく港外に傍觀せざるを得ず。是が爲め艀船業者は連合して兵庫縣知事に對し、若し此狀態を改むる事なくんば艀船々夫竝に其家族二千七百餘名は活路を失ふに至るべしと爲し、再三歎願に及べり。然れども兵庫縣廳は如何とも爲す事能はず。此に於て船夫等は同年七月十二日元町三丁目善照寺に大會を開き、艀船主亦之に加はり、其擧動頗る不穩の狀あり。ニッケルの如きは危害の及ばんことを恐れ、大阪に逃遁するに至る。當時邦人勞働者より見て一般外人は常に橫暴の所爲多く、當局亦外人に對し常に寬容なり。ニッケルは免許以外の航路曳船を營み、其免狀を引き揚げらるゝや無免狀にて依然曳船に從事す、實に橫暴の極なり。斯くて艀船業者は費用を醵出し、進んで內務省に歎願する所

あらんと大に激昂せしかば、當局も聊反省し、ニッケルも亦稍〻改むる色あり、遂に大事に至らずして止む。

艀曳船

明治二十一・二年頃神戸に於ける外國貿易は支那商及歐米商人の手に依り全然支配せられたるものにして、其主要なる商店を擧ぐれば、同孚泰・同茂泰・裕貞祥・怡和・廣昌隆・祥隆・復興・コーンス・オットライマース・イリス・サミュル・ジャデン・バタヒールド・スワイヤ・アメリカントレーデング等なり。

共同曳船會社

歐米人の輸入貨物は一般にステベドアーの手に依り稅關構内に陸揚げし、其場に於て內地商人に引渡すものにて、後藏勝造・熊谷伊太郎・大森榮介・戸田宗吉等の如き所謂引取屋が受荷主代理として荷物を引取り、關稅及其他の費用を立換へ、更に之を內國各地方に向け船積み又は汽車積み發送の手續をなすを例とす。之に反し支那商特に廣東商人の輸入貨物は東洋諸港に於て積入るゝもの多く、自然本船の上積みとなり、其受取方は受荷主が艀業者に命じ各自艀船を用意し本船々側にて受取り、其多くは彼等の本陣なる大阪に廻漕し、大阪にて輸入手續をなすに依り、此種の貨物は一般に艀曳船を要す。　輸出貨物も亦當時主として大阪より神戸に廻漕し、神戸碇泊の外國汽船に積込むものなれば時間の制限上

艀船の風力航行を許さず、必然曳船を要するを以て、明治二十二年後藤勝造主唱者となり、神戸港内の艀船を統一し神戸曳船會社を設立す　社長後藤勝造、資本金三萬圓、各艀船を評價して株金に充つ。爰に於て阪神間貨物廻漕は面目を一新す。然りと雖も、本來雜多の集合體なれば社內の整理兎角困難にして、經營上適任者を要す。明治二十三年後藤勝造の推薦に依り藤岡忠輔支配人として就任し、爾來日夜奮勉す。明治二十六年十月日本海陸保險株式會社々長片岡直溫は、營業上大なる關係を有する爲め金五千圓を出資し、監査役兼相談役として入社し、同社の組織を改め合資會社とす。明治二十七年日清戰役に際し、鐵道は軍事專用となりしに依り、日本郵船株式會社は海陸運送連絡上大蹉躓を來たし、困憊の餘り益々曳船利用の必要を感ず。此に於て神戸曳船會社は日本郵船大阪支店長原田金之祐と相謀り、資本金を增し金二十萬圓とし、內十二萬五千圓拂込を了し、其組織を改め共同曳船株式會社となし、竹田忠作を社長に任じ、明治三十年社長を改めて安井勝潔とし、本社を大阪に、支店を神戸に置き、藤岡忠輔は本店支配人となる。次で日本郵船株式會社より金八萬圓を無利息年賦償還の條件にて借入れ、是を以て五十噸乃至二百噸の艀若干隻を建造す。本來此事業は船

夫の取締最も重要なるに依り、警察出身の安井を社長に任じ、配下に猶多くの警察出身者を任用し、內部の整理に努め、加ふるに藤岡忠輔等の活動宜しきを得、業蹟大に揚り、明治三十三年には曳船十二隻艀船々腹三萬五千噸を有し、一日の輸送力一千噸乃至千四百噸、毎日大阪及神戸より互に八回以上發行す。　當時同社隆盛の狀況を見るに、輸入外國原料糖は毎日大阪へ百五十噸乃至二百噸の輸送を主とし、孟買棉花及其他各種の輸出入愈々增加し、其廻漕區域は單に阪・神間に止らず、堺・岸和田・和歌山・四國・中國に延び、又鐵道連絡としては、山陽線の兵庫新川及官線の蟹川と、大阪難波湊町及堺間、猶又更に進んで四日市・名古屋に及ぶ。　實に當時艀曳船界の權威なり。

他の一方を見るに明治二十七年三月神戸艀船合資會社(資本金壹萬八千圓)同年十月曳船及艀合資會社(資本金五千圓)設立せらる。　其後阪・神曳船株式會社及浪花曳船會社の如き前記以上の同業者出現したりと雖も、後年何れも皆共同曳船株式會社に合併若くは買收せられたり。

ステベドアー及其沿革

當時神戸の如き沖繫り船の荷役は普通四種の分業を要す。　卽船內人夫(沖仲仕)・艀船・陸揚人夫(濱仲仕)・陸仲仕是なり。　岸壁又は棧橋に繫留する船舶は艀船を

要せざるも、尙三種の人夫を要す。ステベドアーは此等の分業を統一したる荷役業者にして、荷主及船舶代理店は必然ステベドアーの手を經べし。ステベドアーは何れも船舶代理店と特約を有するを常とす。

ニツケル

神戸に於けるステベドアーの沿革を見るに、明治十三年獨逸船長シー・ニツケルがシー・ニツケル商會を設立したるを始めとし、其後ジャキャン・クリステンセン開業し、明治三十年ニツケル商會に在りし英人ゼー・ライオンス獨立同業を開く。

ライオンス

邦人ステベドアー上組

邦人ステベドアーは上組を以て嚆矢とす。上組は山口辰之助の經營に係り、夙に稅關構內の仲仕業を營み、猶外國より輸入する特種大口貨物の沖取りを爲す。沖取りとは受荷主に代り船荷證劵を提出し、艀船を本船々側に回はし、貨物の直き取りを爲すを云ふ。上組は後年業務大に發展し、ステベドアーをも兼業し、今日に至る。邦人組織の斯業者としては神戸に於ける代表者と謂ふべし。此外日清戰役前にありては、神戸棧橋株式會社が彼阿汽船會社、エム・エム汽船會社の陸揚及日本郵船の孟買棉花の陸揚を取扱ひ居りたるのみ。

海榮商會

明治三十一年七月土谷仙太郎及島內義雄等金五萬圓を出資し合資會社海榮

商會を設立す。從來クリステンセンの扱ひ來りし日本郵船の外航陸揚を繼承し、一時斯界の注目を惹きしも、經營宜しきを得ず、遂に明治三十四年一月此事業一切を擧げて神戸棧橋株式會社に賣渡せり。

兵庫運輸株式會社

明治二十二年兵庫船橋株式會社設立せらる　此船橋は兵庫より大阪淡路・播磨・四國等に航行する小型汽船の乘客貨物の積卸に便せんが爲め、兵庫島上町海岸に架設せらる　長サ二百四十六尺(現在長サ二百七十尺)幅十八尺、明治二十二年八月十五日を以て開業す、資本金一萬圓なり。社長は岡田元太郎・取締役長谷川彌兵衞・支配人山田耕一にして、明治二十九年一月社名を兵庫運輸株式會社と改め、資本金を十萬圓に増し、業務の刷新を計り、重役の改選を行ひ、社長有馬市太郎・取締役岡田元太郎・柏木庄兵衞・木谷吉次郎・米澤長次郎・監査役澤野定七・藤本安兵衞・支配人桃垣甫人就任し、船橋營業の外一般運輸業を營む事となり、同時に兵庫運漕株式會社(資本金一萬圓)を買收し、艀船業をも開始し、小蒸汽船第三浪花丸(十二馬力)を新造し、業務の擴張を計れり。明治三十年支配人桃垣甫人退社し、藤原多民治之に代り、日本郵船株式會社・大阪商船株式會社・三井物産會社等の内航貨物竝に朝鮮よりの輸入貨物解輸送を引受け、更に業務を擴張せり。

航海奬勵法と造船奬勵法

日清役後第九議會の協贊を經て政府は明治二十九年三月航海奬勵法及造船奬勵法を發布せり。航海奬勵法によれば、帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして帝國船籍に登錄したる船舶を以て帝國と外國との間又は外國諸港間に於て貨物旅客の運搬を營業とする者には、總噸數一千噸以上にして一時間十海里以上の最强速力を有し、遞信大臣の定むる造船規程に合格したる鐵製又は鋼製汽船に限り、船齡十五箇年に達するまで總噸數一噸航海里數一千海里につき二十五錢の奬勵金を支給し、總噸數五百噸を增す每に其百分の十、最强速力一時間一海里を增す每に其百分の二十を增給し、總噸數六千五百噸以上又は最强速力十八海里の船舶に對しては總噸數六千噸又は最强速力一時間十七海里の船舶に對する割合により奬勵金を支給するものと定む。其計算方法は製造後五個年を經過せざる船舶に對しては全額を支給し、五個年を經過したるものにありては一個年每に其百分の五を遞減することゝなせり。此恩典に對しては郵便物の無料遞送、修業生の無料乘船を命せらるゝことゝあり其後三十二年法令により、三十二年十月一日以後帝國船籍に登錄する外國製造の船舶には奬勵金の半額を支給せられ、十八個年間施行せらる。次に造船奬勵

法の骨子は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして遞信大臣の定むる資格を備ふる造船所を設け、船舶を製造する者に對し其船舶鐵製又は鋼製にして總噸數七百噸以上を有し、遞信大臣の定むる造船規定に從ひ、其監査を受け製造したるものにて、總噸數七百噸以上一千噸未滿のもの總噸數一噸に付き十二圓、一千噸以上のもの二十圓を支給し、其汽罐を併せ製造したるものには一馬力に付五圓を增給せられ、十五個年間施行せらる。

日本郵船會社歐米濠航路開發

日清戰役勝利の結果國民意氣大に揚り、海外發展の聲四方に滿ち、日本郵船株式會社の如きは此機に乘じ汽船土佐丸を以て歐羅巴航路開發の第一番船とす。同船は明治二十五年十二月英國ベルファスト Harland and Wolff 造船所の建造に係り、原名を Islam と稱す。總噸五千七百八十九噸・長四百五十呎七吋・幅四十八呎二吋・深三十呎一吋・最高速力十四海里にして、船客定員上等十八人・中等八人・下等百人を收容するに足り、當時本邦汽船中の最大船なり。同船は日本郵船株式會社が海上王岩崎彌太郎の發祥地に因み、且我邦海運事業に偉功あるを偲び、斯く命名せるものなり。同船は明治二十九年三月十九日橫濱を出帆し、鵬程二萬二千三百浬の航途に就かんとし、神戸に寄港するや、同社は阪神の紳士千二百餘名を

本船に招待し、歐洲開航披露の宴を催す。神戸市の有志は同夕諏訪山中常盤に同船々長ゼー・ビー・マクミラン以下士官及郵船株式會社々長近藤廉平以下重役並に神戸支店長小川錀吉等を招待し其行を壯にせり。次で同社は同航路用として汽船神奈川丸型六千噸級十三隻を、米國航路には加賀丸・伊豫丸二隻を、濠洲には春日丸型三隻都合十八隻を建造する事となれり。明治二十九年八月同社は米國大北鐵道と海陸連絡を契約し、第一番船として汽船三池丸同月五日横濱出帆布哇を經てシャトルに向ふ。同年八月二十六日政府の命令に依り、同社は十月以降横濱・メルボーン間の航路を開き、汽船山城丸は同年十月三日横濱を發しメルボーンに向ふ。

東洋汽船株式會社

明治二十九年四月淺野廻漕部は東洋汽船株式會社設立の前提として解散し、次で淺野總一郎を中心とし、澁澤榮一・原六郎・阿部彥太郎等を發起人とし、同年七月八日東洋汽船株式會社設立せらる。資本金六百五十萬圓なり。當時太平洋の航權は全く外人の掌裡に在りしを以て、社長淺野總一郎英米に渡航し、大洋上無比の客船たりし日本丸・亞米利加丸・香港丸（各六千噸型）の新造に著手すると同時に桑港航路を獨占せる英米國汽船會社と折衝し鼎立經營の策を定め、明治三

十一年前記三隻の竣成と共に北米航路を開始せり　此に於て旭旗の下に同胞は太平洋を横斷する事を得るに至れり

臺灣及南清航路

神戸・基隆間は日清戰役中陸軍御用船航路なりしが、明治二十九年に入り政府は日本郵船株式會社に命じ其配船方法を改め、一週一回の定期とし、當分船腹の三分の二を陸軍用に、三分の一を商用に充てしむ。　明治二十九年四月十七日臺灣總督府は神戸・鹿兒島・大島・沖繩・基隆間毎月二回及神戸・下關・長崎・鹿兒島・沖繩・基隆間毎月二回都合二線の航海を大阪商船株式會社に命す。　明治三十年七月神戸・基隆間航路を特定し、日本郵船株式會社及大阪商船株式會社に命ず。　明治二十九年四月臺灣總督府は伊萬里汽船會社に命じ、基隆・安平間の航路を開かしめ、翌三十年之を廢し、大阪商船株式會社に命じて臺灣東沿岸及西沿岸の兩線を開かしむ。

汽船千代丸

日清戰役末臺灣方面の航海を開始したるもの社外船中二三ありたれども、久しく持續したるもの少し。　只廣海汽船千代丸のみ比較的長期に亙りて同航路を支持せり　本船は明治二十八年冬季より此航路を開始し、往航神戸・長崎・三角・鹿兒島を經て基隆(時々澎湖島寄港)安平・打狗に航行す、　最初復荷を得るに困難

大阪商船株式會社の南

なる事情あり。詳記せば、當時臺灣南部より日本內地に輸出せる砂糖(當時專ら赤糖のみ)年額大約四十萬擔(二萬四千噸內外)、米穀大約二十萬擔(壹萬噸餘)なりしと雖も、此輸出は支那商人と組合關係を有する英・米・獨商人の手裡に在り。而して積取船舶は英商太古洋行(バタフキールド・スワイヤ)の手に獨占せられ、容易に邦船の進入を許さず。特に汽船千代丸は稍、老朽に屬する爲め、保險關係上荷主何れも本船積載を好まず、同船事務長吉原與一郎は臺南縣廳を說き、打狗稅關に謀り、百方努力し、第二次航海より幾何の米穀及砂糖を積載し得る事となり、前途に光明を認め、日本船の名譽を高め、且信用保持の方法として、艙內荷物の取扱に付船員一致協力、船底に流出せる糖蜜に至るまで悉く受荷主に引渡すなど周到の注意を拂ひしかば、大荷主なるテート商會を始め、他の荷主等續々出荷するに至り遂に一定の航路を建設せり。明治三十二年大阪商船株式會社は自家營業上捨置き難しと爲し、船主廣海を說き、航路と共に本船を傭船せり。同社は其頃獨商テート商會オーリー(Ohly)に接近し、漸次步を進め遂に一種の協定を遂げ、翌明治三十三年此事業は太古洋行より大阪商船株式會社に移る事となれり。

明治三十二年臺灣總督府の補助に依り大阪商船株式會社は南清航路を開始

清及北韓航路開發

す。該方面は多年英商ドグラス汽船會社(Douglas steam ship Company)の經營に係り、根柢深く他の進入を排除し來りたるものにして、同社は多大の苦心を重ね割り込みを遂げ、後年に至り同社香港支店長有馬唯一多大の努力を以て南清航路の建設を成就す。更に明治三十二年同社は大阪・鎭南浦線(寄港地神戸・門司・木浦・群山・仁川)、大阪・元山線(寄港地神戸・宇品・門司・釜山・元山・城津・清津)及横濱・打狗線(寄港地神戸・宇品・門司・長崎・基隆・馬公・安平)を開く。同社は明治三十三年共立汽船株式會社を、翌三十四年伊豫汽船株式會社を買收し、內地沿岸航路の整理に著手す。

北帮公所

明治三十一年大阪商船株式會社は大阪に於ける北帮公所と天津・芝罘・牛莊行貨物の一手積契約を爲す。北帮公所は大阪・神戸に在住せる清商及客商の屬する一團にして、一ヶ年の輸出運賃總高二十萬兩以上を保證し、復航は主として牛莊大豆・豆粕を滿載せるも、運賃は其時の相場に依り協定する事とし、同社は定期船三隻基隆丸・舞子丸・舞鶴丸又は淡水丸を之に充て、明治三十二年解氷期より結氷期迄實行す。是當時同航路經營に從事せる日本郵船株式會社等を喫驚張目せしめたる一事件なりとす。翌三十三年は前年の例を追ひ解氷後數航海履行したるも、端なく團匪事件の突發に逢ひ中止するの止むなきに至れり。北清事

件終了後は成行に依り航海を爲せるも、天津方面は痛く北清事變の爲め變調を呈し、清商の勢力舊の如くならず、加之事變中太沽の水深減ずる事甚しきと太沽艀船會社の業務執行に關し枘鑿相容れざる憾あり。定期航路を營んには紫竹林に遡江し得る淺喫水船を建造するにあらざれば充分成果を期し難く、如上の適當船を建造する迄差當り間に合はせの船舶を以て之を維持するに止め、日露戰役時代に及べり。

社外船の楊子江遡航

楊子江は上海・漢口間約六百浬に亙りて四千噸型の大船を航行せしむることを得、夏季水量の大なる時は一萬噸型の軍艦を遡航せしむること難事にあらず。一年中冬季十一・十二・一・二の四個月を除き、八個月を通じ遡航自在なり。長江沿岸鄱陽・洞庭諸湖の如きは、一千五百噸型の汽船を通航せしむべし。上海・鎭江・蕪湖・南京・九江・漢口・岳州・長州・沙市・宜昌・重慶の各港を有し、上下縱横五千浬に及ぶ。夙に日・英・佛・獨・支の五個國所屬汽船約四十隻總噸數九萬噸定期航海を營みつゝあり。就中ジアーデンマヂソン・バタフキールドスワイア・招商局等は其雄なるものなり。今より三十年前は英國及支那の汽船のみ遡航し、我國が同航路に割込み相當の地歩を占むるに至れるは蓋し明治二十七八年戰役の結果に歸すべ

し。社外船にして揚子江流域に遡航したるは、明治二十七年橋本雄造所有汽船瓊港丸總噸四六八が上海・漢口間航路に從事したるを以て嚆矢とす。同船は後支那人に賣却され、德和と改名せり。其後三井物產會社は外國船を傭船し、同航路に就かしめたるが、更に明治三十九年九州積通州揚石炭を汽船中越丸に滿載し、水深を測定しつゝ遡航せしめたるは斯界の一話柄なり。當時邦人水先人は長門正清一人のみにして、他は總て支那人及外國人なり。英國側にはシーモーア・エンド・コンパニーなる者上海にありて揚子江流域の水先人を提供せり。

揚子江定期航路開始

下の關條約により清國は內河を開放して汽船の航行を自由となせるにより、內外人の揚子江航路に著目する者續出せり。邦人にありては白岩龍平先手を打ち、明治二十九年五月大東新利洋行を起し、上海・蘇州間の航路を開き、三十年一月更に上海・杭州間航路を開始す。三十一年一月大阪商船株式會社は上海・漢口間命令航路を開き、向ふ十個年間年額九萬四百圓の補助(後に六萬八千圓に改む)を受け、三十二年一月漢口・宜昌間命令航路を開始し、向ふ九個年間年額五萬九千餘圓の補助を受く。大東新利洋行は三十一年九月組織を改めて大東汽船合資會社となし、上海・蘇州間航路に對し向ふ四年間航路補助を受く。三十三年四月

に至り更に株式組織に改め、三十四年四月杭州航路を開き、翌三十五年蘇州鎭江航路を開始す。三十五年五月に至り、澁澤榮一・安田善次郎・近藏廉平・益田孝・加藤正義・淺田正文・白岩龍平等中心となり、漢口・湘潭間航路經營のため資本金百五十萬圓を以て湖南汽船株式會社を設立し、政府より五年間年六歩の利子を補給せらるゝことゝなり、翌三十六年十月同航路を開始す。偶、日本郵船株式會社は三十六年五月英商麥邊公司の船舶、碼頭其他の設備を買收し、上海・漢口線を開始せるあり。是に於て楊子江航路には邦商大東汽船株式會社・湖南汽船株式會社・大阪商船株式會社・日本郵船株式會社の四社相錯綜して楊子江流域航行を見るに至れり。

北清貿易及荷扱店

神戸を中心とせる社外船の外國航路としては、日清戰役前上海・芝罘・天津方面へ主として木材の輸出及牛莊より大豆・豆粕の輸入等ありしと雖も、是等輸出入は三井物產會社を除く外、大阪川口居留地及神戸に在住する支那商人の勢力範圍に屬し、隨て輸出入共其荷扱店は神戸の支那商東源號・公和號・益源號・通和號、尙又日清戰役後香港方面は梁惠之の獨占せる所なりしが、明治三十年榮町四丁目に日華洋行を設け、松井善次郎支那巨商の間に奔走し、牛莊豆粕運賃專門のブロ

日華洋行

ーカー業を開始し、後三井物産株式會社米肥部長遠藤大三郎・大阪商船・日本郵船神戸兩支店の擁護の下に十數年間活躍したり。其後邦人の海外貿易發展に伴ひ、明治三十三年勝田銀次郎の經營に係る勝田商會設立せられ、北清航路を主とし、浦潮及其他一般の外航荷扱を始め、前記支那商の間に伍して馳驅する所あり。

勝田商會

明治三十一二三年頃の運賃

明治三十年沿岸の運賃は甚しく下落し、三十一年より聊囘復の觀あり。今三十一・三十二・三十三年度に於ける門司・横濱石炭運賃の平均率を示せば左の如し。

門司横濱石炭運賃平均表

	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度
一　月	円 〇、九〇	円 〇、七〇	円 一、五〇
二　月	〇、九五	〇、七五	一、五五
三　月	一、七〇	〇、九〇	一、六〇
四　月	二、〇〇	一、一〇	一、六〇
五　月	二、二〇	一、一〇	一、七〇
六　月	一、七〇	一、二〇	一、八〇
七　月	一、二〇	一、二〇	一、七〇

八月	一、〇〇	一、三〇	一、六〇
九月	〇、九〇	一、三五	一、六五
十月	〇、八五	一、五〇	一、七〇
十一月	〇、八〇	一、六〇	一、五〇
十二月	〇、七五	一、五〇	一、四〇
平均	一、二四	一、一九	一、六〇

北清事變と其後の市況

日清戰役後船腹過剩を來たし、加ふるに明治三十一・二年財界の不況に逢ひ、貿易振はず、海運界も苦境に陷りしが、三十三年北清事變起り、日本郵船株式會社船二十三隻六萬六千噸、大阪商船株式會社船二十四隻一萬五千噸、其他若干の社外船政府御用船となり、稍〻人氣を恢復す。次で翌三十四年アギナルドの比律賓獨立戰爭あり。爲めに一時船腹の需要を喚起したりと雖も、市況向上の勢なく、明治三十五年却つて沈衰の傾を生じ、三十六年に入り東洋方面に於ける諸威及其他の外國出稼船は收支償はず、相踵で上海・香港に繫船するもの多く、前途暗憺たりしが、三十六年末日露國交漸く險惡となり、三十七年を迎へて市況俄に硬化し、大に活氣を呈するに至れり。

兵庫運河

兵庫運河は新川より東尻池海岸に通ずるものにして、元兵庫運河株式會社の開鑿に係る。同社の目的は林田村海濱より兵庫南逆瀬川町新川に達する運河を開き、船舶をして和田岬の風波激浪を避けしめ、通過の船舶より通船料を徴收し、運河沿岸を開發し、住宅地を造り、地料を收得するにあり。曩に明治六年神田兵右衞門等が新川開鑿を企てし當時既に之に著目せし者多しと雖も、漸く明治二十二年に至り、池本文太郞・南佐兵衞・八尾善四郞等熱心に研究する所あり。明治二十六年末藻川豐三郞・谷勘兵衞・近藤薫・武井守正等發起人に加はり、資本金三十五萬圓とし、其筋の許可を得て工事に著手し、明治三十二年竣工す。

日本海運業同盟會

廣海二三郞及淺野總一郞は社外船の先驅者にして、最も錚々たるものなり。明治二十四年廣海二三郞の首唱に依り、淺野總一郞・馬場道久等と相謀り、全國船主の同盟團體を組織し、益斯業の發達を期すべく、日本海運業同盟會を大阪に創立し、之を東西兩部に分ち、東部事務所を東京に、西部事務所を大阪に置き、廣海二三郞西部々長に、淺野總一郞東部々長に任じ、各經濟を獨立せしめ、春秋二期東京及大阪に兩部の聯合總會を開催することゝなせり。日清戰役の頃は同盟內部の整理に忙はしく、未だ同盟團體として顯著なる事蹟を擧ぐるに至らず。且社

外船主の通弊として協力一致の精神を缺き、年所を經るに從ひ却て團體の基礎搖ぎ、明治三十一年には早くも解體の破目に陷る。其後海運界の趨勢に伴ひ更に必要を感じ、岡崎藤吉・牧野惟雄・三上豐夷・吉田長敬等の發起に依り、明治三十四年五月東西の船主を名古屋に會合し、其復興を協議す。當時の主要問題は船舶取扱店竝にブローカー等一般海運業者をも入會せしめんとするにあり。然れども異論百出、遂に決せずして散會す。同年秋更に大阪岸松館に會合し、熟議する所あり。本來船主の多くは扱店及ブローカーの跋扈跳梁を制する主意を以て彼等を加入せしめんと欲し、前回の提議を繰返して止まず。獨り船主廣海二三郎は船主と扱店とは其業體及商業上位置の差違あるを以て、等しく會員に列すべきものにあらずとし、極力反對す。扱店側に於ても反對の意見を有するもの多く、就中佐藤勇太郎及太刀川又八郎の如きは扱店及ブローカーは全然別個の團體を組織し、雙方氣脈を通じ、斯業の發達に資せんと欲する旨大に主張せしも、船主に壓迫せられ其効を奏せず、遂に右近權左衞門・支配人佐渡善平の發議に依り、船主を正會員とし、扱店及ブローカーは準會員の名稱を以て會員とし、一人に付保證金二百圓を提供せしめて會費の負擔を免除することゝし、辛うじて同

日本船主同盟會

會の創立を遂げ、其名稱を日本船主同盟會とす。由來扱店及ブローカーは一般に船主に隷屬せるものと看做されたりと雖も、時勢の推移に從ひ漸く其釣合を變ず、然れども未だ全く其關係を離脱する事を得ず、蓋し當時不得已事情と云ふべし。同會は其後政府に對する交渉の便宜上、本部を東部事務所內に設け、西川莊三を東部專務理事に、吉田長敬を西部專務理事に指命す。

富島組

富島組は事業の進展に連れ、明治三十四年一月組織を變更し、合名會社となせり。是より先、富島組は明治十七年五月大阪商船株式會社の創立と共に、組合組織を以て大阪市川口富島町に設立せられ、商船會社の專屬ステベドアーを營めるものなり。同組が支店を海岸通三丁目に創設せしは明治三十年二月にして、支店長は鈴木松之助なり、其後明治四十年八月大阪商船株式會社の艀船全部を讓受け、艀曳船を開始す。明治四十一年合資會社となり、四十二年三月鐵道部を新設し、特に伏木經由內地北海道舟車連絡貨物取扱を始め、其後社運益〻隆盛に趣けり。

水先人

神戸・門司間卽瀨戸內海航路區域は世界に稀なる多島海にして、難路といふべく、外國船は別に保險の關係もあり、水先案內なくして航行する事能はざる故を

以て、神戸開港以來年を追うて水先人の必要を生ず。最初日本人にては北野由兵衞・富田市兵衞最も古く、次で宮岡百藏あり、明治二十六年六月賀屋洋介開業せる有樣にして、明治二十六年に於ける沿岸及瀨戸內海免許水先外國人を擧ぐれば左の如し。

P. A. Dithlefsen.	P. C. Fullert.	J. Steelman.	H. J. Carew.
Joseph Thomas.	F. Bischof.	W. Walker.	J. Devenish.
J. C. Andersen.	J. Harris	(Local and Kii channel)	

明治三十二年十月祖父江銀次・曾良鉉三郎開業す。明治三十二年三月政府は水先法を發布し、同年七月同施行細則を公布す。各區水先人は組合を設くる事となり、明治三十四年九月一日瀨戸內海水先人組合設立せられ、事務所をオリエンタル・ホテルの一部に置き、組合長 Frank Bischof 副組合長 A. D. King 委員長賀屋洋介就任す。當時の組合員は上記の外左の如し。

祖父江銀次。	曾良鉉三郎。	佐久間强平。	齋藤千次郎。
H. D. James.	P. C. Fullert.	J. Steelman.	H. Carew.
J. Devenish.	J. Andersen.	A. Fisher.	W. Lancht.

A. Murray.　A. Thomson.　C. G. Kreidner.　H. Eden.
C. Hohn.

神戸港務局開設

明治三十一年七月勅令第百三十九號を以て開港々則、同年九月遞信省令第十六號を以て同法施行細則の發布あり。船舶の出入・港内治安・衞生・防疫・危險物積載船特別取締等を規定す。神戸の港界は脇の濱の東角より正南に引きたる一線と和田岬より北東に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内と定められ、同年十月港内に十個の浮標を設置す。浮標と浮標との間隔は六百尺乃至一千尺なり。浮標使用料は二十四時間(又は未滿の端數)に付金十圓にして、既納の浮標使用料は實際使用せざる時と雖も之を還附せざる規定なり。同年十一月港則に依り花隈町に神戸港務局設置せらる。同局は明治三十五年四月標準時を示すためタイムボールを構内に建設す。明治三十五年官制改正の結果同局は兵庫縣に屬し、港務部と改稱せらる。港務局開設當時の局長は田代郁彥にして獨逸人船長ゼー・ゼー・マルマンJ. J. Mahlmann)顧問となる。マルマンに先ち、英人船長ジョン・マーシャル(John Marshall)は明治九年頃より遞信省に雇はれ、港灣に關する事務を鞅掌し、所謂ハーバーマスターなりしが、明治二十年死歿

す。マルマンは明治四年神戸に來り、其後橫濱に移り、沿岸及瀨戸內海の水先に從事せり。マーシャルの死後遞信省に雇はれ、彼の職を襲ひ、港務局開設と共に顧問に任ぜられ、明治三十三年契約滿期解職となれり同人は實に前後十三年間港灣事務に盡瘁せるものなり。

船舶給水

神戸に於ける船舶給水は從來神戸給水株式會社等神戸市水道上水を買受け之を船舶に販賣せしが、明治三十八年四月以後神戸市に於て直接經營する事となり、給水栓は東川崎町二丁目及各埠頭に在り。料金は一噸金五十錢とす。給水の申込はダブルユー旗の信號を揭揚するものとし、給水の方法は、七・八百噸以上の船舶に對し蒸汽喞筒船に「ホース」を裝置したるものと水船とを小蒸汽船にて曳行き、少量の給水を要するものは水船に手捲喞筒を裝置し給水するものとす。手捲喞筒付水船は給水所三隻、東出町に一隻を配置す。陸上よりの給水は、港灣設備の改善と共に第一・第二・第三・第四突堤に給水の設備を爲し、艦船岸壁繫留の際直に供給し得らる。其他東川崎町及東出町等は小船自から同所に於て給水を受くるの便あり。自家用船舶に對し給水裝置を有するもの數ヶ所あり。卽ち三菱倉庫・和田棧橋及高濱繫船岸・神戸稅關・遞信管理局・川崎造船所・三菱造船

所・港務部等にして給水の設備は小蒸汽船三隻・喞筒船十隻・ガソリン喞筒船五隻・水船十五隻(内手捲喞筒船四隻)を使用す。水船の積載量は四十五噸乃至百噸にして手捲喞筒の積載量は約二十五噸とす

第四章　日露戰役より明治末期に至る

日露戰役

明治三十七年二月日露戰役起るや、戰場は日清戰役の場合と異り、其區域廣大にして百萬の軍隊及之に相當する軍需品の輸送を要し、殊に二ヶ年に涉り海上覇權を爭ひし爲め海軍も多大の運送船を使用したるを以て通商貿易上船腹の缺乏著しく之を補充するため外國船の購入は云ふを須たず、雇船も亦左記の如く多大の噸數に上れり。

日露戰役中外國船傭入

明治三十七年中臨時傭入外國船二百八十六隻　總噸八十八萬六千四百七噸
明治三十八年中臨時傭入外國船百九十九隻　總噸五十九萬二千六百八十三噸

日露戰役中御用船

此戰役中御用船最も多き時は、
陸軍百七十七隻　四十四萬噸
海軍八十九隻　二十三萬噸
合計　二百六十六隻　六十七萬噸

之を各社に區別すれば、

社外船	百七十八隻	總噸	三十八萬一千二百噸餘
日本郵船株式會社	五十五隻	同	二十一萬二千九百二十七噸
東洋汽船株式會社	四隻	同	一萬八千八百九十二噸
大阪商船株式會社	十四隻	同	一萬八千二百二十噸
三井物産會社	九隻	同	二萬六千四百十九噸
北海道炭礦株式會社	三隻	同	七千二百七十二噸
三菱合資會社	三隻	同	五千〇五十九噸

此戰役の最初に最も壯擧とするものは旅順口の閉塞なり。之に使用せられし船舶左の如し。

旅順閉塞船

第一回閉塞船

天津丸　報國丸　仁川丸　武陽丸　武州丸

第二回閉塞船

千代丸　福井丸　彌彥丸　米山丸

第三回閉塞船

新發田丸　小倉丸　長門丸　三河丸　遠江丸　小樽丸
相模丸　愛國丸　江戸丸　朝顔丸　釜山丸　佐倉丸

敵國並に中立國船舶の拿捕せられしもの左の如くにして此内軍籍に入りたるもの、解撤せるもの、政府特務船として任務に就きしものなきにあらずと雖も大部分は民間に拂下られ商船として使用せらる。

日露戰役中捕拿船

英國	二十三隻	六萬六千四百八十四噸
獨國	十隻	一萬五千八百十八噸
諾威	四隻	六千七百十八噸
佛國	二隻	千五百七十九噸
露國	十六隻	三萬四千七百四十七噸
米國	五隻	一萬二千三百五十五噸
墺國	二隻	六千二百三十一噸
瑞典	一隻	二千五百六十二噸
和蘭	一隻	四千二百六十九噸
合計	六十四隻	總噸十五萬〇七百六十三噸

日露戰役前後ノ輸入船

日露戰役中社外船主の輸入せし船舶を擧ぐれば左の如し。

船名	國名	原名	船質	總噸數	建造年	買主
高雄丸	英國	Lytton.	鋼	三、一五二	一、八八九	廣海二三郎
八幡丸	同	Arara.	鐵	四、三一二	一、八八六	右近權左衛門
御吉野丸	同	Glengyle.	鋼	三、七〇六	一、八八六	廣海二三郎
瓊浦丸	同	Samoa.	鐵	一、一八一	一、八九八	橋本辰二郎
日進丸	同	Wineland.	同	二、七二五	一、八八三	岡崎藤吉
能登丸	同	Tai-Lee.	鋼	一、三一六	一、九一四	中越汽船株式會社
手宮丸	同	Saint Jerome.	同	二、九四二	一、八九四	北海道炭礦汽船株式會社
喜佐方丸	同	Benvenue.	鐵	二、三七二	一、八八三	山下・龜三郎
北陸丸	同	Benlarig.	同	二、三八〇	一、八八一	馬場合資會社
江陽丸	同	Yik-Sang.	鋼	一、四四六	一、八八六	日本商船株式會社
吉生丸	同	Kut-Sang.	鐵	二、四七八	一、八八一	太湖汽船株式會社
沖繩丸	諾威	Oslo.	同	一、三七一	一、八八二	鹿兒島汽船株式會社
神宮丸	英國	Priam.	鋼	三、〇〇二	一、九〇四	岸本五兵衛

盛運丸	同	Firth of Beauly.	同	一、八八五	一、八八八	原田十次郎
四國丸	同	Mongkut.	鐵	一、四〇四	一、八八三	臼井鹿太郎
萬田山丸	同	Pembrokeshire.	鋼	四、五一三	一、九〇一	三井物產會社
米山丸	同	Cloncarry.	鐵	二、八二三	一、八八四	板谷宮吉
神州丸	同	Baron-Cawdor.	鋼	三、四一九	一、八九五	岸本五兵衞
江都丸	同	Glengarry.	鐵	三、一八二	一、八八三	日本商船株式會社
長幸丸	獨國	Pionier.	同	一、六六八	一、八八四	御前長之助
千代丸	英國	Founar.	鋼	三、三五一	一、八八九	緒明菊三郎
大安丸	同	Gloucester City.	同	二、四四九	一、八八九	中島伊平
太孤山丸	同	Glenertoney.	同	三、二一六	一、八八九	三井物產會社
辰丸	同	Myrmidon.	同	三、一四八	一、八九〇	攝津航業株式會社
日英丸	同	Celebes.	同	二、三〇二	一、八八三	岡崎藤吉
摩耶山丸	獨國	Michael Jebsen.	同	九八〇	一、八八九	河邊九郎三郎
富美丸	英國	Robert Dickinson.	鐵	二、〇七九	一、八八一	三上豐夷
滿珠丸	同	Phra Chula Chonklao.	鋼	一、六六一	一、八八三	長谷川銈五郎

船名	國名	原名	船質	總噸數	建造年	買主
小雛丸	英國	Kohinur.	鋼	三、一九二	一、八八五	加藤善四郎
遼東丸	同	Benlawers.	同	二、五二一	一、八八七	大家七平
福井丸	同	Westminster.	同	四、一八九	一、八九〇	右近權左衛門
千珠丸	同	Phrachonklao.	同	一、六八〇	一、八八三	長谷川銈五郎
琴平丸	同	Glenshiel.	同	三、七二三	一、八八七	四本萬二
西都丸	同	Birksgate.	鐵	一、五九七	一、八八二	山田啓助
明保野丸	同	Crown of Arragon.	同	二、四五〇	一、八八三	尾城滿友
日清丸	同	復濟	木及鐵	一、二〇〇	一、八八三	田野元次郎
第二長丸	同	Polyphemus.	鋼	三、一四六	一、八九〇	攝津航業株式會社
美代丸	同	Clitus.	同	二、四九七	一、八八六	緒明菊三郎
太洲丸	同	Tai-Chow.	同	一、四五三	一、八八三	海外貿易株式會社
萬里丸	同	Aggri.	同	三、二三一	一、八九一	藤野四郎兵衛
江戸丸	同	Saint Hubert.	同	三、二二一	一、八九〇	廣海二三郎
大山丸	同	Perla.	鐵	二、〇一二	一、八七八	大西爲助

神幸丸	同	Carl.	同	二、五八八	一、八八二	岸本五兵衛
樺太丸	伊國	S.Dottards.	同	二、八九五	一、八八四	八木龜三郎
第二多聞丸	英國	Roehampton.	同	二、一三六	一、八八二	八馬兼介
豐富丸	同	Benledi.	同	二、四四四	一、八八八	間瀨秀太郎
第一共榮丸	同	O Cawpo.	同	二、三三二	一、八七三	矢崎常三郎
大和丸	同	Kong Beng.	鋼	一、五一九	一、八八三	大坪嘉太郎
第二琴平丸	同	Nanking.	同	四、三六七	一、八八八	川崎芳太郎
日勝丸	諾威	Hermes.	同	一、四六八	一、八九六	岡崎藤吉
愛國丸	英國	Colonies.	同	三、三三三	一、八八九	大家七平
須磨浦丸	同	Ranmoor.	鐵	二、三〇二	一、八八三	松本源七
遼陽丸	同	Skallagrin.	同	二、八〇八	一、八八三	牧野惟雄
依姫丸	同	Mascotte.	同	三、一九七	一、八八三	海外貿易株式會社
筥島丸	同	Jesmond.	同	一、六〇三	一、八七九	絹川安松
長久丸	諾威	Mira.	鋼	一、二三八	一、八九六	田中長兵衛
神代丸	英國	Gouverneur Generaalvan Lansberg.	鐵	一、〇九六	一、八七五	尼崎伊三郎

船名	國名	原名	船質	總噸數	建造年	買主
第三琴平丸	英國	Saladin.	鐵	一、九七九	一、八九〇	川崎芳太郎
乾坤丸	同	Dante.	同	二、七八七	一、八八二	乾新兵衛
第三辰丸	同	Chilka.	同	二、〇一二	一、八七八	攝津航業株式會社
錦生丸	獨國	Argo.	鋼	一、四二七	一、八八四	吳錦堂
三鎮丸	英國	Dean.	同	一、六四七	一、八九九	橋本辰二郎
富喜丸	同	March.	鐵	一、四四〇	一、八八三	村金商店
仁義丸	諾威	Bygdo.	同	一、二六七	一、八八二	茂龜四郎
喜代丸	獨國	Else.	鋼	一、四四八	一、八九六	川野宗太郎
松島丸	英國	Kudat.	鐵	九九二	一、八八二	北陸汽船株式會社
巴丸	同	Twickenham.	鋼	二、五八一	一、八八二	函館汽船株式會社
東郷丸	同	Memnon.	同	三、二九〇	一、八八八	源延初
加賀丸	獨國	Marie Jebsen.	同	二、三〇九	一、八九四	中越汽船株式會社
秀丸	英國	Eurimbla.	同	九九八	一、八八四	戀田清三郎
第二仁義丸	同	Yung-ping.	同	九二四	一、八九一	茂龜四郎

第五辰丸	同	Chupra.	鐵	二、〇〇一	一、八七八	攝津航業株式會社
第六福山丸	同	Alboin.	鐵及鋼	九九四	一、八八九	田中省三
日海丸	諾威	Nor.	鋼	一、六八四	一、八八八	岡崎藤吉
第二大安丸	英國	Henley.	同	二、三八九	一、八八七	富倉林藏
田浦丸	諾威	Ariel.	同	一、五六九	一、八九四	三菱合資會社
鹿島丸	英國	Hampsted.	同	二、三八二	一、八八七	奥村松次郎
吉辰丸	同	Vasna.	同	九四八	一、八八九	淺尾豐一
第三多聞丸	獨國	Tritos.	鐵	一、七六一	一、八九二	八馬兼介
浪花丸	英國	Cydonia.	同	一、七〇八	一、八七六	土井龜太郎
御嶽丸	同	Vita.	鋼	九五八	一、八九〇	中村宇吉
壽寶丸	諾威	Activ.	同	一、四〇〇	一、八八九	入交榮治
海運丸	英國	Walker.	鐵及鋼	六三九	一、八九〇	金澤仁兵衛
御代丸	同	Helios.	鋼	一、四八〇	一、八九〇	日本米穀株式會社
第二南越丸	同	Rotokino.	同	二、一二八	一、八九〇	右近權左衛門
鎮海丸	同	Karoon.	同	二、一六〇	一、八八九	橋本辰二郎

船名	國名	原名	船質	總噸數	建造年	買主
大島丸	獨國	Bratsberg.	鐵	一、四二二	一、八八四	廣運會社
久滿加多丸	英國	Prosper.	鋼	一、三六一	一、八九五	澤山精八郎
連勝丸	同	Herald.	同	五九五	一、八八四	山下助三
生玉丸	和蘭	Medan.	同	八四九	一、八八九	石垣隈太郎
雲海丸	英國	Fulham.	同	二、〇六九	一、八九〇	山縣勇三郎
第三生田丸	同	Jeanne.	鐵	二、〇四三	一、八八三	生田商會
香川丸	同	Kangra.	同	二、一六一	一、八八一	宮井卯太郎
福浦丸	諾威	Bogstad.	鋼	三、一三九	一、八九四	三菱合資會社
第二長久丸	英國	Aviemore.	鐵	九二八	一、八八二	田中長兵衛
金城丸	同	North Anglia.	同	二、〇三八	一、八八三	井口半兵衛
竹島丸	同	Transit.	鋼	一、四五八	一、八八九	田阪爲松
三島丸	同	Sultan.	鐵	一、九二二	一、八八八	山本久右衛門
爾靈山丸	同	Ibadan.	鋼	八七七	一、八九六	三井物産會社
小浦丸	同	Melita.	同	六九八	一、八九八	三菱合資會社

肥前丸	獨國	Mathilde.	同	九七九	一、八九一	深川助九郎
御室丸	英國	Kolpino.	同	二、四二四	一、八八九	廣海二三郎
九州丸	同	Tanglioferro.	鐵	一、六二六	一、八八二	池田政一
興安丸	同	Grosmont.	鋼	三、四六〇	一、八九九	森清右衛門
第一救助丸	同	Borneo.	鐵	六九五	一、八八二	川崎造船所
萬成源丸	同	Ban Seng Guan.	同	八八六	一、八八六	松方幸次郎
多喜丸	同	Lacroma.	鋼	三、四三三	一、八八三	安藤新太郎
第三長久丸	同	Dingadee.	同	六六六	一、八八三	田中長兵衛
第二共榮丸	同	Thomas Turnbull.	鐵	二、〇九四	一、八八〇	矢崎常三郎
神王丸	同	Locketive.	鋼	二、二九一	一、八八六	岸本五兵衛
三笠丸	獨國	Eugene Krohn.	鐵	七九八	一、八八三	青山新三郎
第五多聞丸	英國	Caffila.	同	二、一四四	一、八八二	八馬兼介
中國丸	同	Commilla.	鋼	九四一	一、八七五	池田政一
壽滿丸	同	Mutual.	同	二、二〇四	一、八九二	大家七平
第三仁義丸	同	Medusa.	鐵	九九七	一、八八六	鍛冶米造

船名	國名	原名	船質	總噸數	建造年	買主
第二吉辰丸	英國	Vasna.	鐵	九九七	一、八七〇	淺尾豐一
香取丸	同	Kerbela.	同	二、二〇六	一、八八〇	榎本謙七郎
第二乾坤丸	同	Piequa.	同	一、八六七	一、八八二	乾ヨソ
三朋丸	同	Anning.	同	五〇七	一、八八〇	榛野權三
鷹取丸	同	Pawnee.	同	一、八六五	一、八八一	松本源七
忠雄丸	同	Southgrove.	同	八三三	一、八九〇	西村忠吉
第二攝海丸	同	Kedah.	同	一、一四九	一、八八八	辰馬商會
十四度津丸	同	Torbryan.	同	七三一	一、八九四	越佐汽船株式會社
廣東丸	同	Verdande.	同	二、七四二	一、八八三	簡照南
合計	一二四隻			二五一、二九八噸		

此大輸入は實に空前の盛況にして、從來海運業に何等經驗を有せざるものと雖も、單に御用船傭上げを目的とし投機的に放資したる者も亦なきにあらず。

祕魯移民は森岡商會の獨占にして明治三十二年日本郵船佐倉丸(總噸二、九七九)を第一番船とし、明治三十六年森岡汽船嚴島丸(總噸三、八八三)を使用し、日露戰

後、亦二回同船を航行せしむ。 其後南米は政府の命令補助航路となりしに依り、東洋汽船を主とし日本郵船・大阪商船の手に歸す。

明治三十八年十月川崎汽船第二琴平丸(總噸四、三六七)は大陸移民會社の扱に係る移民一千二百名を搭載し、メキシコ國マンザリノ及サリナクルツに到る。翌三十九年一千名を搭載し、再びサリナクルツに到れり。

明治三十八年十二月東洋汽船株式會社は香港起點橫濱・桑港經由南米西岸智利行航路を開始す。 本航路は成績良好ならず、四十一年七月一時中止せしが、明治四十二年四月再開す。

伯剌西爾移民は明治四十一年東洋汽船株式會社汽船笠戶丸(總噸六、一六七)を以て皇國殖民株式會社の移民一千名を輸送せるを第一著とす。 次で明治四十三年原田汽船旅順丸(總噸四、七三〇)、四十五年尾城汽船嚴島丸(總噸三、八八三)及日本郵船神奈川丸(總噸六、一六九)、大正二年中村汽船第二雲海丸(總噸三、九五二)、其後鈴木汽船帝國丸(總噸五、一六四)は何れも皆竹村與右衛門扱の移民各一千名以上を輸送せり。

明治四十三年一月政府は東洋汽船株式會社に命じ、橫濱智利國コロネル間の

航路を開かしめ、其後之を變更し横濱バルパライソ（南米西海岸）に短縮す。

大冶鐵石の積取

八幡製鐵所の原鑛は主として楊子江流域大冶より輸入せらるゝものにして、含鐵量東洋隨一と稱せらる。明治三十三年以來三菱に於て之が運搬を一手に引受く。明治三十二年より四十五年に至る輸送量一箇年二十五萬噸乃至三十五萬噸に達す。冬季楊子江減水中大型船遡江不可能なるを以て、中繼場所として遡江可能の適當なる港灣を物色する必要に迫れり。

漢陽銑鐵積取

漢陽銑鐵運搬は三井船舶部一手引受に係り最初の積取年月不詳なれども日露戰役前の事に屬す。其頃外國傭船を使用したりしが、明治三十九年九月積臨時傭船第二多聞丸漢口・横濱銑鐵二千五百噸の積取記錄を以て邦船第一番船とす。年額大約十萬噸に及び明治四十四年四月より向ふ十五箇年間三井船舶部一手運搬引受契約成立したり。

渤海灣に於ける邦人の海運業

日露戰爭を中心とし、其前後に渤海灣頭邦人の海運業を創始したる一事も亦顯著なる出來事なり。今其發達の跡を探ぬるに、開拓者とも謂ふべき鼻祖は遠く既に日清戰爭前に遡ると雖も、盛んに活動せるは日露戰爭時代なり。明治二十七年頃芝罘に居住せし高橋藤平が高橋洋行を同地に設け、日本船舶の元扱を

業とし、明治三十三年芝罘より渤海灣內諸港間の航路を開き事業の根柢を作りしが、不幸明治三十四・五年の海運界不況時に一大打擊を蒙り、成業央にして終に起たず、同三十六年死歿するに至れり。之より先大阪藤永田造船所主永田三十郎は渤海灣の航業有望なるを看取し、所有船永田丸(最初第二・第八・第十一・第十二・後第十九・第二十六等)數隻を派遣し小栗松三郎を扱人とし芝罘・龍口・營口・大連等の沿岸航路を經營せしむ。小栗は店員久野武三郎・原田三七・道川理逸郎等を派遣し相當成績を擧げたり。其後間も無く芝罘にて岩城卯吉も汽船萬成源丸(總噸八八六)・三笠丸(總噸七九八)・蓬萊丸(總噸一九四等)を渤海灣航業に使用す、長崎喜久屋商會松本梅三郎等其一部の組合たり。長崎橋本一族亦瓊浦丸(總噸一、一八二)・爾靈山丸(總噸八七七)等を同方面に廻航す。此外大阪原田商行主原田十次郎は明治三十四年六月汽船松浦丸(總噸二一五)を芝罘・營口航路に使用し三十五年十一月同航路を廢航せり。明治三十八年二月汽船生田丸(總噸七〇九)及正義丸(總噸六〇一)を以て芝罘・安東縣航路を開始す。明治四十年十二月頃一時同航路を中止せしと雖も、明治四十四年十一月萬成源丸(總噸八八六)を以て再び同航路を開始し大正元年十一月に及ぶ。猶明治四十二年十一月正義丸を以て芝罘・

仁川航路を開き明治四十三年六月之を廢航せり。

東和公司は菊地吉藏・三宅駿二等明治四十年營口に設立せるものに係る。菊地吉藏は芝罘高橋洋行の一店員なりしが、東和公司設立以來營口・太沽其他渤海灣各地に産する天鹽を浦鹽斯徳に輸送す。其量毎年四・五萬噸を下らず。此外太沽・大成浦産のものにして楊子江方面に輸送するもの一箇年十五萬噸に達す。海運業者として同方面に活躍せる者の内著名なるは政記公司・松茂洋行(河邊勝)・岩城卯吉・田中末雄・東和公司等にして、政記公司は支那籍なれども、高橋洋行にありたるコンプラドール張本政の設立に係り、芝罘・大連方面に發展し、明治三十七年頃より或は邦船を傭船し、或は阪・神間造船所に新造小型船の建造を註文し、神戸の海運業者と密邇の關係を有せるものなり。松茂洋行は明治三十五年營口に設立され、三十九年大連に其本店を移し、河邊勝の乃父九郎三郎の番頭田中次太郎(章博)は賴朝丸・摩耶山丸を以て、殆んど定期的に同方面阪・神間の航路に從事せり。岩城卯吉は明治三十五年芝罘に岩城商會を設立し、伊萬里・唐津方面より往航石炭を滿載し同方面の販路を開き、復航豆・豆粕若くは同方面積の天鹽輸送に從事したり。全然海運業者となりたるは明治四十年にして、其頃汽船千珠

丸を傭船し該航路に從事したり。

渤海灣內より附近諸港間沿岸航路の殷盛は全く邦人の手に成れりと謂ふべし。其外北支方面より中甲板以下主として天鹽を滿載し、中甲板には支那人出稼苦力を乘せ、上甲板に生牛を積取り、浦潮に至り、同港よりバラストにて引返すを常とす。其頃一箇年の苦力乘客十萬を下らず。

大連の海運業

滿洲租借後明治三十九年七月軍政撤去され民政に移り半官半民の南滿洲鐵道株式會社(資本金貳億圓)設立を見たるは三十九年十二月七日にして、當時の役員總裁男爵後藤新平・副總裁中村是公・理事犬塚信太郎・久保田勝美・國澤新兵衞・清野長太郎・田中清次郎・野々村金五郎・久保田政周・岡松參太郎・監事中橋德五郎・河上謹一・瀧兵右衞門・馬越恭平・岩下清周等なり。大八木喬朶撫順炭礦の經營に任じ後次で工學博士松田武一郎撫順炭礦所長となる。海運行政に就ては理事田中清次郎其衝に當り、埠頭事務所の開設は明治四十年四月大連棧橋事務所と稱したるを四十年十月一日に至り埠頭事務所と改稱す。同所長は相生由太郎にして、埠頭監督は船長松尾小三郎・檜崎猪太郎・村井啓次郎等歷任す。

大連を基點として沿岸航路を經營せるものは東和公司(菊地吉藏・三宅駿二)政

記公司(張本政)・北淸輪船公司(田中末雄・河邊勝等の共同事業なり)・阿波國共同汽船株式會社等なるが、近きは柳樹屯對岸芝罘・安東縣等に及び、明治四十一年八月に至り滿鐵自ら上海聯絡航路を開き、日本郵船株式會社より神戸丸(總噸二、九二三)を傭船し就航せしむ、航路は大連・靑島・上海の三角航路なり。四十二年五月西京丸(總噸二、八四八)を以て之れに代へ、四十一年八月更に帝國海事協會所有船さかき丸總噸三、四〇〇)を配船す。

原田商行北韓航路

下關を起點とし雄基灣に至る三週一回の定期航路は明治四十年六月より同四十二年三月に至る迄政府命令航路として開始し中途明治四十二年四月より四十五年三月に至る三週二回航路に改め北韓各地樞要港に寄港せり。原田商行は汽船第五盛運丸(總噸四九一)を以て航海を開始したり。政府は一航海七百圓の補助金を下附したるも船主收支相償ふに至らず、四十二年四月より二隻配船をなし地方開發に努力し內地との交通貿易に資する所ありたり。四十五年三月に至り朝鮮總督府保護の下に同沿岸を統一せしめたるを以て原田商行は使用船一隻の賣却と共に之を朝鮮郵船株式會社に讓渡したり。

安東縣豆及豆粕積取

安東縣・大東溝・新島・龍岩浦・多獅島方面より積出したる大豆並に豆粕も阪・神・伊

勢灣・横濱へ相當船腹を需要せり。主なる荷主は三井洋行・日東公司久間善助・日陸公司金井佐次等にして、明治三十九年頃海運業を安東縣三省洋行中野初太郎が取扱ひたるを始めとし、四十二年に入りては鴨江商會森永延吉社外小型船を傭船し、爾來續々入著を見るに至れり。

關東州鹽積取

日露戰役の結果關東州を租借したるため、復州双頭灣の貔子窩方面製鹽業は邦人の手に經營せらるゝに至り、鈴木商店等の手に收められ、明治四十年頃より内地輸入を見るに至れり。當初一箇年積取高約十萬噸見當にして、重量二千噸型船の積取に從事するもの多し。

海州鹽積取

海州鹽を揚子江沿岸需要地に輸送するには支那ジャンクに依りたるものなるが、バタフキールド・スワイア商會・ジャデン・マゼソン商會及招商局等が其所有汽船を以てグランドキャナルを通じ義徵（十二威）の集散地方面へ輸送を開始し、明治四十年頃より邦船割込み、一時前記各商會より物議起りたるも鹽拓局が邦船を使用する事とせば運賃低廉なるのみならず、盜難の虞少なく利益多きを以て漸次邦船を使用するに至る。一方外國商會側は船員の給料不廉なるのみならず、船費も亦比較的高くして邦船と競爭するの不利を悟り、其所有船を有利な

る方面に配船せしむること〻なり、爾の廻送は漸次邦船獨占する所となれり。

日本船主同盟會

日本船主同盟會は明治三十四年の創立に係ると雖も團體としての事業は容易に擧らず、明治三十七年日露戰役の初頭に於て陸軍當局は同會に對し重きを置かざるもの〻如く、同年一月四日即御用始の當日陸軍省は突然太刀川又八郎を召喚す。陸軍當局曰く、將に近く開戰に至らんとす、就ては多數の船舶を徵用すべし、日本郵船・大阪商船・東洋汽船は直接命令すべきも、社外船は全國に散在して交渉困難なり、日本船主同盟會ありと雖も法人にあらざるを以て契約の對手と爲す能はず、寧ろ太刀川に任ずるを便宜とする旨内談あり。此に於て太刀川は事頗る重大なるを以て毛頭私心を挾むべきにあらず、公明正大に此用命を果さん事を期し、日本船主同盟會幹部に此義を通じ、熟議の結果全國の社外船主より委任狀を徵集し、之を陸軍省に提示し、緒明圭造を總代理人と定め、太刀川は緒明圭造・岸本兼太郎と同道陸軍省に出頭し、前記の事由を陳述し、當局の承諾を得たり。是より太刀川は實務に鞅掌し、毎日社外船主・扱店及荷主等に打電して配船表を作成し、日々參謀本部に出向し、係員中島正武少佐と折衝し、社外船八十餘隻の御用船を決定し、次で太刀川は同年三月御用船の策源地なる宇品に出張す。

當時宇品に於ける陸軍運輸部司令官は大久保德明大佐なり。太刀川は司令官の意を體し、御用船たる各種社外船を一會社船の如く統一あり規律あり節制あらしめん事を欲し大に努力す。船長以下海員何れも皆緊張し、誠意誠心職に任じ好成績を示す。特に敵前上陸の場合など勳功に値するもの多し。要するに戰役終了に至るまで完全に其任務を遂げたるは日本船主同盟會の誇とする所なり。猶前記太刀川又八郎が國家の爲め且斯業の爲め盡瘁したる一事は特筆せざるべからず。

此戰役前より同會の一部に於て幹部の專橫なる態度に對し慊焉たるものあり、戰役終了後益〻此氣分を發露し、遂に同會創立の主唱者たる大阪廣海二三郎は三十八年八月同盟會を脫會するに至る。次で同盟會反對側として起ちたる仲介業者には上西商店上西龜之助を筆頭とし、合資會社興運商會代表者川瀨俊繼等飽く迄船主同盟會準會員に加盟せず、上西龜之助の如きは宛然一敵國の觀を呈し、前記廣海の代理店となり、汽船千代丸・千島丸・御室丸・京都丸・高雄丸・江戶丸・御吉野丸・宇品丸並に同主義の日本商船株式會社汽船江陽丸・東都丸・武洲丸・武陽丸等の扱をなして活躍し、寧ろ反抗的態度を持して下らず。故を以て同盟會は益〻

會員の結束に努め、會員外の取引禁止勵行を叫ぶに至り、牛莊豆粕積取に對しては同盟會所屬の船主中上西商店又は興運商會の仲介に依り支那商復興・東興祥・天正生・公和號等と積取契約を結びたる爲め物議を起し、某々船主の如きは一再ならず戒告を蒙りたる事件さへ生ずるに至れり。當時の推移にして一層緊張すれば、恐らく今日の船主協會は膨大なる團體となること能はざりしならん。

關稅改正と日本船主同盟會

明治四十二年秋頃より政府は外國中古船の輸入を防止し、邦船の內地建造を奬勵する方針を執り、船舶輸入稅率を高めんとす。此風說一度傳はるや、日本船主同盟會は躍起となり、屢〻理事會を招集し討議する所あり。理事の一人川崎造船所系の石井清關稅改正に賛成したるも、岡崎忠雄其他之に反對し、社外船主の經濟狀態より說き起し、中古船の購入は當時尤も適當の方法なる事を力說し、前記岡崎・吉田長敬等遞信省管船局長內田嘉吉に其所信を陳述したりしが、容易に聞き入れられず、一面衆議院議員安藤新太郎等の政黨者流に對し運動せしかば、彼等其意を諒とし、政府に向ひ說得したりと雖も遂に政府の意を覆す事能はず、僅かに關稅々率を輕減する事となれり。

東洋海運中央市場

本邦の海運業は日清戰役に際し根柢を造り、其後年を追ひ產業の發達、貿易の

增進に伴ひ漸次進歩したり。今其經路を察するに、阪・神地方は地勢上本邦產業の中樞に位し、內外物資集散の要路に當り、古より他の地方に先んじ海運業を經營する者多く、特に近年外國貿易の隆盛に乘じ、日露戰役を經て形勢一變し、東洋の海運中央市場は上海・香港より轉じて神戶に移れり。

三井船舶部の移轉

斯く趨勢の然らしむる處、三井船舶部は明治三十七年三月門司より神戶に移轉し、部長藤村義朗・次席小柳七四郞(部長代理)之に任じ、次で谷口武一郞部長となり、明治三十九年九月川村貞次郞部長に任ず、次席池田子之吉部長代理たり、四十五年六月物故後大石七郞部長代理となる。由來三井船舶部は日露戰役中本邦貿易總額の半を一手に占めたる大荷主三井物產會社を背景とし、一面には船主と傭船者とを兼ね、事實社外船の先驅者たるべく之を神戶に迎ふ、恰も太洋中に燈明臺を築くが如く、炳然として異彩を放てり。

三井の海外發展

日露戰役中二ヶ年に亙り同社は所有船全部政府の御用船となりたるを以て、代用として明治三十七年定期傭船三十九隻、總噸八萬六千二百九十六噸、臨時雇船內國船五十八隻、七萬六千九百七十六噸、外國船二百八十六隻、八十八萬六千四百〇七噸、三十八年には定期傭船外國船五十三隻、十萬九千七百三十九噸、臨時雇

船內國船八十二隻、十萬五千七百五十一噸、外國船百九十九隻、五十九萬二千六百八十三噸を雇入たり。

同社は日清戰役後北米太平洋岸に手を著け、明治三十一年八月桑港に支店を設立し、石炭の輸出竝に小麥及麥粉輸入の爲め時々所有船竝に內外國傭船を配船す。　明治四十年十一月廣海汽船五島丸を以て、北海道より硫黃及石炭を搭載し桑港に向はしむ　四十一年汽船劍山丸は北海道にて硫黃を積載し濠洲に向ふ。是亦新規事業の一に屬す。　當年海運の不況に際し、將來に對する活動準備として老朽船阿蘇山丸・有明丸・太孤山丸を賣却し、之に代ふるに最新式「カンチレバー」型八千噸級天拜山丸及金華山丸二隻竝に二千噸級高雄山丸及六甲山丸二隻を英國に注文し、明治四十四年四月竣工の上、英國ニユカツスル及ミツドルスボローより鐵類を積載し日本に回航せり

日露戰役後の日本郵船會社

日露戰役後の日本郵船株式會社の發展は遠洋航路の充實にして、東亞・西洋間の貿易增進に力を盡したるのみならず、明治四十四年十月に至りて甲谷陀航路を開き多大の犧牲を拂へりと雖も日印貿易の發達に資する所鮮少ならず。　歐洲航路は二週間一回とし、米・濠兩航路は四週一回の出帆とし、遠洋航路充實の原

動力たる所有船の新造を策し、明治三十九年乃至四十一年に總噸八千噸の加茂・平野・三島・熱田・宮崎・北野の六隻を建造し、四十五年に至り總噸一萬噸の香取・鹿島二隻を建造したり。

東洋汽船株式會社の大型新造

東洋汽船株式會社は夙に南米の富源に著眼し、日露戰役の終結を待ち明治三十八年十二月英國汽船グレンファーグ(原名 Glenfarg. 總噸三、六四七、建造一、八九四年)を雇入れ、南米航路を開始す。這は破天荒の壯擧にして、之れが爲め東洋・南米間の關係漸く密接なるに至れり。同社は資本金を一千三百萬圓に增額し、最大汽船の建造に著手す。天洋・地洋の二隻は明治四十一年より、春洋は四十四年より北米航路フリートに加はるに至り、太平洋上の巨船として好評を博す。

大阪商船株式會社の大連定期航開始

大阪商船株式會社は明治三十八年一月旅順開城と同時に一月十二日神戶出帆の汽船舞鶴丸(總噸一、〇七六)を一番船とし、汽船千代丸(總噸一、七四六)二隻を以て大連定期航路を開き、同年四月新造船鐵嶺丸(總噸二、一四二)及開城丸(總噸二、〇八四)を使用し、遞信省命令航路となる。

辰馬汽船合資會社

明治三十八年西宮辰馬吉左衛門は辰馬汽船部を設立し、安藤新太郎名義を以て汽船多喜丸(原名 Lacrona. 總噸三、二〇八、建造一、八八三年)を、川野宗太郎名義に

て汽船喜代丸(原名[illegible]總噸一、四二四、建造一、八九六年)を所有し、明治四十二年同部を改め辰馬汽船合資會社とす。明治四十四年二月株式會社辰馬商會は其所有船攝海丸(總噸九〇二)・第二攝海丸(總噸一、一四九)・旺洋丸(總噸一、九一〇)・英航丸(總噸一、四九〇)・辰丸(總噸三、一四八)・第二辰丸(總噸三、一四二)・第五辰丸(總噸二、〇〇一)等の全部を辰馬汽船合資會社に讓渡し解散す。

共同曳船株式會社

共同曳船株式會社は明治三十七年日露戰役に際し鴨綠江方面に若干の艀船徵用せられたるも、神戸港の荷役繁多なりしため相應の利益を得たり。明治三十九年社長安井勝潔死亡し、次で配下の者幾名死亡又は退社し、明治四十年藤岡忠輔も亦退社す。其後各汽船會社の航路發展、鐵道運輸の擴張、倉庫事業の膨脹に依り、自然此事業も一層大仕掛けを要すべく事業統一の必要に迫り、明治四十三年同社營業全部を擧げて神戸棧橋株式會社に買收せらる。

神戸棧橋株式會社

神戸棧橋株式會社は明治二十七年資本を増して金二十五萬圓とす。同社は創立以來無配當なりしが、日清戰役に際し始めて株主に配當を為すに至れり。而して明治三十年資本金を五十萬圓に増資し、棧橋を六百尺に延長し、煉瓦倉庫及上屋の増築、起重機の据附け、ランチ、艀船の増設を為し、港頭の面目を一新せり。

同社は夙にステベドアー業を營みしが、明治三十四年ステベドアー業海榮商會の事業及財産全部を繼承し益〻斯業を擴張す。明治四十二年政府が國家事業として神戸築港の計畫を立つるに際し、創業以來二十五年間唯一無二の機關として船舶貨物出入上偉大なる效績を示せし此事業も、其所有地、諸設備竝に借地權と共に金五十五萬圓を以て政府の買收する所となる。此に於て同社は事業上局面轉囘策として、明治四十三年共同曳船會社の事業及財産全部を讓受け、大阪に支店を新設し曳船業を續行す。而して同年資本を金壹百萬圓に增し、大正四年更に六百萬圓に增資し、汽船播磨丸(總噸五、〇四〇)及泰陽丸(總噸三、六〇一)の二隻を購入し、翌七年六月大正運輸株式會社の設立に際しステベドァー業及曳船業全部を擧げて同社に讓渡し、次で大正八年資本を千二百萬圓に增し、汽船甲南丸(總噸五、二二六)、甲陽丸(總噸三、〇一〇)、甲春丸(總噸五、四六〇)、第三棧橋丸(總噸七一二)等を購入し、純然たる船舶所有者となれり。創立當時の社長鹽坪恭良の後を承け、田中市兵衞・松方幸次郎を經て、明治四十三年一月南鄕三郎專務取締役に就任し、大正四年十二月社長に任ず。同社創業以來勤續せる吉田喜一郎は夙に擧げられて取締役たりしが、大正運輸株式會社の創立と共に轉じて其社長となる。

日本汽船株式會社設立目論見

日露戰役終了するや、海運界の如きも早晩貨物船腹の調節を失する事あるを豫想し、之が救濟の一策として明治三十九年より四十年に渉り當時日本船主同盟會に屬する岡崎藤吉・岸本兼太郎・尾城滿友・佐藤勇太郎・西川莊三等主唱者となり、男爵澁澤榮一を創立委員長に仰ぎ、社外船の大合同を企て、名稱を日本汽船株式會社とし、創立事務所を東京に置き熱心に計畫する所ありしと雖も、社外船主間容易に協同一致し難く、加ふるに時勢の動搖に逢ひ遂に創立を果さず。

海員協會

海運界の隆盛は自然海員の增加を來たし、明治二十六年末高等海員海技免狀受有者三千八百七十八人、明治四十四年末には二萬四千七百九十二人を算す。此等高級海員相謀り明治二十九年一月海員俱樂部を組織す。其目的とする所は海員互助共濟に依りて海員地位の改善、向上、福利の增進を期し、兼て海事に關する學術技藝の攻究を爲し、帝國海運業の發達を圖るにあり。同俱樂部は最初兵庫西出町に事務所を開設したるが、後榮町六丁目に移り、更に明治三十五年に至り現在の場所たる下山手通八丁目六十番地に三百餘坪の地所を購入し、會館を新築して之に本據を構へたり。斯て團體の發展竝に時勢の進步に適應する爲め明治四十年三月六日其組織を社團法人に改め、海員協會と改稱するに至り

爾來其基礎漸く鞏固に、其組織漸く整備し、內外に對し相當の寄與を爲し得るに至り以て今日に及べり。創立以來本會の幹部として盡瘁したるは何れも本邦高級船員の耆宿たる賀屋洋介・小野謙太郎・横田末次郎・横山愛吉・林治定・祖父江銀次・山田毅・齋藤千次郎・松本安藏・河內研太郎・千浦友七郎・藤井治三郎・楢崎猪太郎等にして、內に處するに自由平等、外に對するに協調共存を以て創立以來傳統的の會是とし、特に意を船舶所有者其他海運關係者との意思疏通と親善とに用ひ、以て如上の目的を完全に達成せんとしつゝあり。從來本邦海運界には未だ高級船員に關し團體的勞働爭議發生したることなし。又海事若くは海員關係法規の制定改正、其他海運諸制度の改廢、港灣及航路標識設備の改善等に關しては其部度爲政當局の諮問を受け若くは之と協力し、或は之に對し必要なる建議、請願等を爲す。

日清汽船株式會社

揚子江は大東汽船株式會社・湖南汽船株式會社・日本郵船株式會社・大阪商船株式會社等の經營航路あり、其他外商の經營に係るものあり、互に競爭を持續し來りたるが、將來の爲め事業の統一、資本の合同を必要と認め、時の遞信省管船局長內田嘉吉も各會社の當事者を慫慂する所あり、各社互に協商し明治四十年二月

十三日四社合同の議熟し、同年三月二十五日資本金八百十萬圓を以て日清汽船株式會社を創立し、同時に合同を實施せり。取締役澁澤榮一・近藤廉平・中橋徳五郎・石渡邦之丞・土佐孝太郎・竹内直哉・白岩龍平・監査役有地品之丞・田邊爲三郎・田中市兵衛就任し、取締役の互選に依り石渡邦之丞社長に、土佐孝太郎・竹内直哉・白岩龍平專務取締役に任ず。

日本西廻汽船商會

明治四十年海運界の不況に際し、岡崎藤吉は所有汽船日東丸(總噸二、三三四)・日英丸(總噸二、三一二)・日進丸(總噸二、七二五)の如き荷客船の船繰に腐心せる折柄、日本郵船株式會社が政府の航路補助金廢止に依り四十年九月神戸・北海道間西廻航路を放棄せんとするを以て、岡崎は同航路全部(得意先・代理店・諸設備等一切)を繼承し、前記三隻の外、岸本五兵衛の汽船神幸丸(總噸二、五八八)・神威丸(總噸二、二四二)及辰馬商會汽船旺洋丸(總噸一、九一〇)・第五辰丸(總噸二、二〇一)都合七隻を以て岡崎を中心とし日本西廻汽船商會を設立し、合同計算の形式を以て同航路を經營せしが、一ヶ年を經て岸本は脱退し、其後辰馬も亦所有船舶を賣却せし結果分離し、岡崎單獨となり、所有船の外別に傭船を以て是に充て引續き營業せしが、商況一變の爲め遂に大正六年九月廢航するに至れり。

汽船辰丸事件の原因

辰馬商會汽船第二辰丸(原名 Polyphemus 總噸三、一四二、船長照峰廣吉)は明治四十一年一月二十六日神戸を出帆す、積荷は大阪安宅商會扱粟谷品三出荷彈藥四十箱(四萬發)、モーゼル銃九十四箱(千五百挺)、受荷主は澳門港清商廣和號にして、其外香港揚海產物類雜貨四千八百四十八箇、噸數約千五百噸、次で門司に於て、香港行石炭千七百十四噸外に乘客六名を搭載し、一月三十日門司を出帆し、二月五日午前十一時三十分澳門港外に著し直に抑留せらる。此原因を尋ぬるに、是より先神戸在住の清國人某此銃砲彈藥が南清革命黨に屬する暴徒に賣渡さるゝものと速斷し、兩廣總督張人駿に打電警告する所あり、兩廣總督は電報の出所も究めず忽ち狼狽し、直に廣東水師提督隆鎭冰代理除振鵬に辰丸を抑留し其貨物を沒收すべき事を訓令したるにあり。 此積荷彈藥及銃器は出荷手續上先づ大阪府下枚方警察署の許可證を得、且該貨物の種類數量及荷主荷受人等詳細に具陳して澳門政廳より輸入許可證を受けたるのみならず、積荷目錄には明かに銃器彈藥の數量其他の件名を記載し、神戸港務部の積荷免狀竝に神戸稅關の輸出免狀を受け、正式の手續を了す、卽公法上必要なる書類を具備するもの、斷じて密輸入にあらざるなり。 澳門附近は遠淺にして、特に本船が港外に到著したる時は

干潮に際し風浪高かりしを以て、一時港外大拔島(ガブリタ岬を去る三哩餘)、九澳島(一名過路灣島)の東北端より約二哩を隔てたる海面に投錨したり。

澳門の政治地理

澳門の政治地理を按ずるに、淸國は千八百八十七年三月リスボン議定書第二條に依り澳門及其附屬地を永久葡萄牙の占領統治に委し、次で同年十二月條約第二條を以て前記議定書第二條を確認し、他日境界線の決定せらるゝ迄當時の現狀を維持すべき事を約せり。是に依り澳門及之に屬する大拔・九澳兩島は葡萄牙領として同國之を統治し來れるを以て、前記投錨地點は淸國領にあらざる事明かなり。然るに淸國官憲は不法にも砲艦四隻を以て本船を包圍し、水師提督代理除振鵬は兵士を隨へ本船に臨み、船荷目錄を檢し横暴の振舞をなし、剩さへ一水兵をして檣頭の日章旗を撤去せしめ、代ふるに黄龍旗を以てし、直ちに本船を廣東に回航し、同地に於て抑留すべき旨を命じたり。船長は其不法を詰り極力抗議すと雖も更に聽かず、動もすれば一介の下に擊沈せんとするの暴威を示せるを以て如何ともする能はず、涙を呑んで廣東に向ひ同地に於て抑留せらるゝ事となり、船客は香港に輸送を許され、船長及事務長の外一切上陸を禁じ監視を嚴にす恰も戰時に於ける拿捕船の有樣なり。

船主態度

船長の電報に依り船主竝に辰馬商會顧問衆議院議員安藤新太郎は外務省に出頭し陳情する所あり、同省は直に事實を調査し在北京公使林權助及在廣東領事上野季三郎に訓電し、清國政府に對し嚴重なる談判を開始せしむ。此に於て全國の新聞紙頻りに清國の不法を論難し、外國の新聞紙も亦等しく清國の不法を詰責したり。此際我政府の態度頗る峻嚴にして軍艦和泉を廣東に急航せしめ、我が南清艦隊に屬する各艦の動靜注目すべきものあるを示すや、清國官憲は俄に辰丸の檣頭に掲揚せし黄龍旗を撤去したるが如き如何に彼等が事件の成行を恐れたるかを知るに足る。

同盟會の助力

日本船主同盟會は二月十日本件に關し理事會を開き左の決議をなしたり。

本會所屬汽船第二辰丸に對し清國政府の澳門に於ける抑留は不當なりと認む、依て直に其筋へ向け解放手續を要求する事。

同會常任理事西川莊三は此決議文を携帶して外務省に出頭陳情する所ありたり。

二月十四日林公使は始めて北京政府に向つて抗議書を提出すると同時に廣東に於ける上野領事は兩廣總督に對し速に辰丸を解放し、抑留に關し責任ある

官吏を處罰すると同時に國旗侮辱につき正式の謝罪をなし、且將來斯の如き不法行爲を爲さゞる旨保障すべしと迫れり。然りと雖も解決容易ならず、我政府は林公使に訓電し本事件の談判を全然北京に移す事に決したり、則ち林公使の正式談判は二月二十三日より始り、我政府の訓令に基き左の五ヶ條を清國政府に向て要求したり。

要求個條

一、清國は速に汽船第二辰丸を釋放する事、
一、清國は辰丸の抑留に依て生じたる凡ての損害を賠償する事、
一、清國は辰丸抑留に責任ある官吏を嚴罰に處すべき事、
一、清國は日本國旗引卸に對し責任ある官吏を嚴罰に處すべき事、
一、清國は國旗凌辱及不法抑留の謝罪として辰丸を釋放すると同時に國際法上に定むる方法に依りて日本政府に謝罪をなすべき事、

是實に明瞭一點の疑義なき當然の要求なりと雖、清國政府は卽答を爲さず數日間の猶豫を請へり。其後數回延期に延期を重ね更に決せざるを以て、林公使は遂に三月五日阿部書記官を外務部に遣はし、談判は既に盡きたるものと認む、我政府は適當と信ずる手段を執るの外なしと最後通牒的の陳述を爲さしめたり。

此報一たび傳はるや、歐米の新聞雜誌は日本が再び清國と戰ふの意あるにあらざるかと論ずるあり、或は又一汽船より生じたる葛藤のため戰爭を爲すは贊成し得ざる所なりなど議するあり、清國政府に對し此間在北京英國大使助言せるあり、猶大勢に鑑み清國政府は漸く其態度を變じたるが如く三月七日遂に囘答し來りたり。　卽清國政府は外部主事曾汝霖をして林公使に會見せしめ覺書を提出す、其述ぶる所我が要求を全然拒絕するにあらざるも、されぱとて我が要求を全く承諾したるものにも非ず、實に其不得要領に驚かざる事を得ず。　茲に於て林公使は尙一應事理を說き清國政府の反省を促さんと欲し、九日外務部に出頭す、是實に第六囘の交涉なり　林公使は辰丸抑留に關する清國廣東水師提督の所置が不法暴戾なるを指摘し、又辰丸は一點條約違犯の所爲なき事を說明し、辰丸碇泊の海面は支那領海なりや葡國領海なりや將た公海なりやは本問題を解決するに特別の關係なし、辰丸の目的は澳門に入港するに在り、只水深潮流等の事情に依り同所に碇泊し、同所より貨物を澳門に揚陸せんとしたるのみ、清國官憲之を疑ひ該船に臨檢せるは既に非法なり、然れども臨檢の上本船は正當の手續を經、適法の許可證を有し、澳門に至り揚荷をなす目的なりし事分明し、直

國際條規

に釋放せば尙稍〻恕す可き所あり、若し又辰丸が正當の許可證を有するも實際澳門領海以外に密輸入する事を疑はゞ其周圍を監視するも可なり、然るに嫌疑の故を以て理非を問はず武力を以て抑留せるは全然條約上の權利を無視せるものにして不法の責を免るゝ事能はず、既に其不法なるを承認せば不法を敢へてしたる當該責任者を處罰し又抑留したる船舶貨物を釋放し同時に之に依りて生じたる損害を賠償するは當然なり、猶又國旗侮辱の一事は過失とすれば謝罪の方法として責任者を處罰し竝に我國旗に向つて禮砲を發射する等國際法上既に一種の慣例あり、單に國旗に手を觸れたる一兵士を罰するに止む可きにあらず、要するに此問題たるや廣東水師若くは地方官の國際條規に通曉せざるに起因したるものにして兩國間の大問題と云ふ可きものにあらざるも、既に斯く葛藤を生じたる以上、我國は權利を完うし自國民の利益を保護せざるを得ず、故に此意を諒し速に我要求を容れらるべしと云ふにあり。

當日の談判に依り清國政府は非常に其態度を變じ來りたる觀あり。　十三日林公使は外務部に尙書袁世凱を訪ひ約三時間に亙り會見を爲し、其結果十四日清國外務部より回答に接す。　其要領は我が要求の殆んど全部を容れたり。　依

て翌十五日文面字句の修正を了し終に圓滿なる解決を見るに至れり。其條件左の如し。

清國回答の內容

一、淸國政府は日本國旗引卸の件に關し辰丸碇泊中其附近に於て日本帝國領事立會の上淸國軍艦をして日本國旗を掲げしめ艦砲を放ち謝罪の誠意を表し且右に關する不都合の官吏を懲罰する事、

一、淸國政府は卽日辰丸を解放する事、

一、淸國政府は辰丸抑留の爲め生ぜし損害を賠償する事、

一、淸國政府は辰丸抑留に對し事實取調の上不都合なりしと認むる官吏を處罰する事、

一、辰丸搭載の澳門行武器彈藥に就ては淸國に於て其輸入後の成行を懸念し之が買收を望めるを以て日本政府は特に好意を表し買收に應ぜしむる事、

三月十六日淸國政府は水師提督を派し、上野領事と共に辰丸に赴き之を釋放せしめたり。越えて十九日正午襄に抑留を行ひたる寶壁號は辰丸抑留海面に於て上野領事立會の上其檣頭に高く日章旗を掲げ、謝砲二十一發を發射せり。想

ふに辰丸は抑留後釋放迄四十二日間空しく海上に在りて牢獄の觀を呈せるのみならず、海陸交通の禁止は乘客(六名の乘客あり、中途廣東より香港へ轉送せらる)の食料に缺乏を生じ、三月十五日照峰船長は疲勞困憊の結果か、急性肺炎に罹り、二十八日香港に於て客死す。日清漸く事なく解決を告げたりと雖も清國實業家は政府に電請し强硬の態度に出ん事を勸め、內外各地の新聞にもプロパガンダを行ひ、將來の日貨には檢査を嚴重にし、各種の敎師、陸軍敎官等は日本より傭聘せざる事を決議し、日本の主張を容るれば差押の場所が清國領海にあらざる事を承認し、淸國と葡萄牙國との境界問題を殘すのヂレンマを恐れたる事も亦明かなり、利權囘收の念厚き廣東人は武力の威嚇に依り第二辰丸事件を解決せるものと爲し、報復手段として日本商品ボイコットを企て我南淸貿易に一時多大の影響を及ぼせるは今尙世人の記憶せる所なり、

船長の客死

南淸ボイコット

青島は山東を控へ大なる貨物集散地にして日露戰役後大阪・神戸より同地に輸出する貨物續出するを以て明治三十九年四月大阪の原田十次郎は神戸の支那商東源號を代理店とし、汽船北辰丸(總噸一、一八九)を以て大阪・神戸・青島定期航路を開始す。當時神戸イリス商會の扱に係るハンブルグ、アメリカラインの接

大阪、神戸、青島航路

續船なる汽船黃浦號(ワンポー)(重量約一、〇〇〇噸)同航路に進入し、互に競爭する事約一ヶ年、同船は遂に退却し汽船北辰丸の獨舞臺となれり。其後原田汽船北辰丸を廢し、汽船松丸(總噸一、一〇三)及汽船竹丸(總噸一、二六六)を就航せしむ。當時往航は相應の出荷ありたれども復航は出荷不十分にして、每航牛莊に回はり積荷を爲せり。大正三年春頃漸く青島の出荷を見るに至り、大阪商船株式會社は此に著眼し定期航を始む。當時原田は汽船寧靜丸(總噸二、四七三)及汽船薩摩丸(總噸一、八五五)を以て就航を持續せり。大正三年八月日獨開戰となるや、定期航は全部廢し、政府御用船となりて航海す。日獨戰爭終了後、日本郵船株式會社・大阪商船株式會社及原田汽船株式會社は各社一隻宛を提供し、六分の一、御用船として就航する事となり、郵船は西京丸(後に春日丸)、大阪商船は大信丸、原田は寧靜丸を以て其後依然續行せり。而して原田汽船の代理店東源號は大正九年九月三上合資會社之に代はる。

神戶、浦潮

浦潮港は日露戰役中二ヶ年間日本艦隊の爲め封鎖せられたりしかば物資の缺乏甚しく、勝田商會と日清貿易商會(今の日神海運商會)連合して平和回復と同時に內外船を以て神戶・浦潮間の航路を開始す。第一番船は諾威船レソラット

號にして、明治三十八年十月三日雜貨運賃・噸金三十圓の割合なり、當時使用船舶左の如し。

レソラット號(Resolut)(總噸一、四〇七)　フレジャ號(Freja)(總噸一、一三〇)
ハルヂス號(Haldis)(總噸一、七〇〇)　ラブン號(Ravn)(總噸一、二六〇)
ノロナ號(Norrona)(總噸一、二一〇)
四國丸　仁義丸　廣東丸　太州丸

此外佐藤商店は明治三十九年汽船大福丸總噸二、三九九)及大益丸(總噸一、二八六)を以て同航路を營み、神戸・支那商公和號も參加し貨物吸集に努めたり。

舟車連絡

當時阪・神地方より浦潮へ輸出する貨物中、青果特に紀州蜜柑の如きは最も速達を要するを以て時間の節約を考慮し、神戸の佐藤勇太郎及勝田銀次郎相謀り、阪・鶴鐵道株式會社取締役速水太郎と協定し、阪・神兩地に荷扱所を設け、艀を以て貨物を尼ヶ崎に回はし、同地より阪・鶴鐵道に依り舞鶴に輸送し、宮津に於て稅關手續を了し、浦潮へ發送する事となり、貨物は阪・神兩地の荷扱所に於て艀に積込むと同時に「通し船荷證券」を發行するを以て貨客大に便利を得たり。猶每航海舞鶴より郵便物を搭載す。明治四十年一月佐藤商店汽船大益丸・大福丸及傭

船第三多聞丸三隻を此航路に配船し、浦潮に支店を設け、勝田商會は阪・神に於ける總代理店として活動し大に名聲を揚ぐ。蓋し本邦に於ける社外船の舟車連絡は之を以て嚆矢とす。

敦賀、浦潮航路

明治四十年四月大阪商船株式會社は遞信省の命令に依り敦賀・浦潮航路を開き毎週一回火曜日敦賀發とす。浦潮直航線第一番船は汽船開城丸(總噸二、〇一九)にして同年七月九日本船に代り汽船鳳山丸(總噸二、三四五)を配船す。同年同月浦潮回航線を開く。寄港地小樽・函館・七尾・伏木・新潟にして、此航路には汽船交通丸(總噸一、五四九)を使用す。現今敦賀・浦潮航路には汽船鳳山丸及汽船臺北丸(總噸二、四八五)二隻を充て、回航線は今尚ほ依然として汽船交通丸を使用しつゝあり。

日露戰後の海運不況

日露戰役平定以後船腹過剩となり、明治三十九年より海運界は漸次不況に傾き、同年末は近海市場大に凋落す。明治四十年社外船の繫船するもの増加し、日本郵船株式會社さへ神戸港頭に數隻を繫留するに至る。東洋に於ける外國出稼船も亦本國に向け歸航するもの多し。當時運賃相場の一端を示せば、伏木・小樽米穀通常百石三十圓なりしもの十六圓に低落し、伏木・東京米穀通常百石七十

圓なりしもの三十七圓となり、門司・横濱石炭一噸一圓を以て當時船舶の收支相償ふ限度とせるに、五十錢を下らんとす。内外の狀況を見るに、瓜哇糖輸入杜絕、銀貨の低落、滿洲大豆の輸入は別に減少せざるも、北海道鰊〆粕の需要減退し、蘭貢・西貢米の輸入中絕等は此不況を助長せし一因と云ふべし。

北米小麥及麥粉積取

明治三十九年十一月横濱セール・フレザー商會は汽船新發田丸(總噸二、六九〇)を傭入れ、往航神戸より移民をホノルヽへ輸送し、復航に湯淺商店に傭船されポートランドより麥粉二千五百噸、小麥五百噸を積載し、四十年二月神戸に歸著したり。三十九年十二月湯淺商店は更に汽船江戸丸を傭船し、バラストにてシアトルへ直航復荷麥粉及小麥滿載内地に歸航せり。其當時の手合は海運不況の結果運賃低落のため商談を容易ならしめたるものにして三井物產會社・鈴木商店等も輸入するに至れり。鈴木商店は明治二十二年頃ゴルデンゲート印黑印とも云ふ)をパートカーゴーとして輸入したることあり、四十五年に至り同店に於て北米小麥の輸入をなすため汽船帝國丸(總噸五、一六三)、報國丸(總噸五、〇三八)を積取に向はしむ。加奈陀小麥を輸入せるは四十五年にして汽船興安丸(總噸三、四六〇)を配船し、其他増田屋等も北米麥粉・小麥の輸入に著手せり。同年三井

船舶部は劍山丸(總噸四、一二九)を以てポートランド小麥の積取に向はしめたり。

濠洲小麥積取

鈴木商店は明治四十三年汽船富國丸(總噸四、三七三)にて濠洲小麥を積取らしめたり。是より先神戸兼松商店は明治三十年頃よりパートカーゴーとして日本郵船と特約し、濠洲麥粉竝に小麥を輸入せるは世人の知る所なり。

濠洲羊毛の輸入

濠洲より神戸に輸入せる羊毛は明治二十三年兼松商店が約二百袋の輸入を試みたるを以て始とす。同三十年に至り川西淸兵衞等發起し、日本毛織株式會社を兵庫に創立し、羊毛の輸入漸く殷盛となれり。日本毛織株式會社の外、羊毛の需要を有せるものは陸軍省經營の千住製絨所・東京製絨會社・後藤毛織會社・大阪毛絲紡織會社等あり。時に一高一低ありと雖も、十年毎の神戸輸入を見るに明治三十三年二千四百五十六袋(一袋三百三十封度)、四十三年一萬六千百六十八袋にして、更に四十五年に入りて二萬五千袋(三千六百八十三噸餘)の輸入を見たり。此等は重に日本郵船・東濠汽船の定期船に積取らる。

滿洲大豆の歐洲輸出

明治四十一年の斯界不況時に際し歐洲に於て滿洲大豆の需要起り、三井・小寺・サミュル・ジャデン等多量の輸出契約を爲し、東洋に回航する外國船腹を頻りに雇入れたり。之を以て忽ち九州より支那及南洋方面行の石炭船腹減少し其運

賃を硬化せり。

明治四十年三月三十日より四十二年一月二十八日に至る繫船を調査するに、

船名	總噸數	繫船地	船主
御吉野丸	三、七〇六	大阪	廣海二三郎
江戸丸	三、二二一	大阪	廣海二三郎
神國丸	四、二五四	大阪	吉田豐七
壽滿丸	二、二〇四	大阪	大家七平
目尾丸	三、三二九	大阪	岸本五兵衛
神洲丸	三、四一九	大阪	岸本五兵衛
遼東丸	二、五六一	大阪	大家七平
大福丸	二、三九九	大阪	佐藤勇太郎
海國丸	一九二	大阪	大家善太郎
三邦丸	五〇七	大阪	高木七五郎
日進丸	二、七二五	神戸	岡崎藤吉
第二辰丸	三、一四二	神戸	辰馬商會

琴平丸	三、六五七	神戸	松方幸次郎
御室丸	二、四二四	神戸	廣海二三郎
滿洲丸	五、二四八	横濱	東洋汽船株式會社
立山丸	二、一七一	横濱	馬場道久
香取丸	二、二〇六	横濱	榎本謙七郎
第二小樽丸	二、七五五	小樽	小樽木材株式會社
第三小樽丸	二、六九七	小樽	小樽木材株式會社
越後丸	二、六五八	小樽	中越汽船株式會社
秀吉丸	七〇八	函館	谷三郎
東郷丸	三、一〇五	函館	金森合名會社
運勝丸	五八七	函館	金森合名會社
宇品丸	四、四〇三	神戸	廣海二三郎
幸運丸	二、八七六	神戸	藤岡幸一郎
京都丸	二、六四四	神戸	廣海二三郎
三島丸	一、九二二	神戸	山本久右衛門

近江丸	二、五〇一	神戸	日本郵船株式會社
横濱丸	二、三七三	神戸	日本郵船株式會社
長門丸	一、八八四	神戸	日本郵船株式會社
榮城丸	二、五〇五	神戸	日本郵船株式會社
山城丸	二、五八〇	神戸	日本郵船株式會社
鹿兒島丸	四、四〇四	神戸	日本郵船株式會社
小雛丸	三、一九二	神戸	山縣勇三郎
十七觀音丸	六一〇	神戸	緒明圭造
日勝丸	一、四六八	神戸	岡崎藤吉
相洋丸	四、七一三	横濱	東洋汽船株式會社
田子浦丸	七五六	函館	日本郵船株式會社
十二觀音丸	九九八	品川	緒明圭造
廿一觀音丸	八六七	品川	緒明圭造
廿六觀音丸	一、六三三	浦賀	緒明圭造
日清丸	九九八	鳥羽	御前長之助

千代田丸	一、六七五	武豊	西川荘三
佐渡國丸	一、二七八	弓削	田坂初太郎
山光丸	九一六	久慈	東京灣汽船株式會社
東照丸	六四五	仁川	鍛冶米造

合計四十六隻　總噸一〇七、七一六

にして此等繋船は明治四十二年五月に入り漸く減少し、御室・御吉野・日進・樺太・千代田・浪速・香取・佐渡國の八隻一萬七千二百七十八噸を殘すのみ。日本郵船株式會社の六隻は未だ容易に出動するに至らず。繋船の就航第一著歩の積取りは北海道・兵・阪の木材を主としたれども或は再び斯界沈衰の傾を呈するにあらざるかと杞憂百出の折柄、同年八月大阪北區天滿に大火あり、北海木材の需要頓に生じ、船腹の活躍を見、更に米作模様良好の豫想に依り前年度古米賣出し始まりたると共に瓜哇糖の輸入も復活し明治四十二年を送れり。

大阪大火と木材需要

北海木材積取

北海木材の見本積出として小樽より兵庫揚少量の輸送を見たるは明治二十二・三年頃にて明治三十二年以降小樽より軸木用材として白楊丸太を志賀浦丸・米山丸・奈古浦丸・小菅丸・石崎丸等を以て運賃百石五十圓見當にて輸送し來れり。

其頃兵庫にありて北海木材を取扱ひし者は神田直五郞・前田德左衞門・筑山八三郞・松谷爲吉・河淵藤吉・柴田友藏等なり。其後宮下治之助・野村久多祐等續々奧地積取を開始するに至り、北見枝幸の積取最も繁多となり、諸骨・常呂・網走・猿拂・猿澗等の積取行はる。柴田友藏は明治三十四・五年頃汽船相川丸にて兵・阪に輸送し、其後巽市郞は北海道に於て製材し軸木として輸送したり　蓋し北海木材の積取旺盛を極めたるは大阪天滿の大火以後なりとす。其後兵・阪而已ならず、橫濱・名古屋・下津・松永・伏木・能代・酒田方面にも積取を見るに至れり。北海木材の積取に就ては寸檢法頗る不完全にして甚しきは水中檢材をなし、荷主側押石に慣れ、當初の積取は孰も揚調摘要附にて積取りたること珍しからず。木材寸檢法として角材は二方指徑寸位以下長さ尺位以下の端數を切捨て石數を計算し、丸太材は末口皮除き最狹部一方指徑寸以下長さ尺位以下の端數を切捨て圓積率の、七九を乘じ石數を計算するを一習慣となすに至りたる迄は多くの紆餘曲折を經たり。

市況回復

明治四十二年末門司・橫濱石炭運賃一噸四十八錢を唱へしも明治四十三年二月を越えて六十錢に回復し、次で浦潮・樺太方面及北部支那解氷後に至り全く繫

船の跡を絶ち、近海は云ふを須たず漸く遠洋に延びんとす。汽船嚴島丸(總噸三、八八二)は移民輸送の爲め祕魯行、汽船磯部丸(總噸二、九六二)は瓜哇に配船せられたるは珍しき出來事と云ふべく、其後汽船北都丸(總噸三、二八二)・多喜丸(總噸二、六〇八)・汽船神州丸(總噸三、四一九)・汽船萬代丸(總噸三、二二七)・汽船興安丸(總噸三、四六〇)等相踵いで太洋島・布哇・南北米西海岸に配船せらるゝに至れり。明治四十三年日本郵船・大阪商船の北清及朝鮮運賃引上げに伴ひ尼崎汽船も亦運賃を引上げたり。其頃臺灣の米穀及砂糖運賃のみ一時不振の體なりしが這は一部社外船の或地方に配船集中したるに依る。其後各方面一般に出貨漸く增加し、各航路滿載の盛況を呈し、前途上.押の一途を示せり。

濠洲及英國炭坑夫ストライキ

當年濠洲炭坑夫の同盟罷業に次で英國炭坑夫の同盟罷業起り、焚料炭は英國に於て一噸金二十圓に達し、米國西海岸の如きは金四十圓を唱へ、日本炭は日本の船腹に依り濠洲及歐米に輸送せらるゝに至る。三井船舶部の如きは之が爲め多數の船腹を雇入れたり。此外伊太利・土耳古兩國干戈相見えしかば歐洲に於ける船腹は大に其需要を喚起し、歐洲より東洋方面に向ふ船腹著しく減少し、加ふるに支那革命起り漢口方面及其他の地方破壞の慘狀を呈し、其結果として

都市建築材料の需要に接し、本邦木材輸出船腹の要求を生じたり。

關稅改正

明治四十三年に入り海運界回復の兆漸く現るゝに至り、別に人氣を動かしたるものあり。即ち同年四月三十日政府發布の關稅改正是なり、其實施期限は明治四十四年七月十七日にして改正の要點は年齡十年以上の外國輸入船に對し總噸一噸に付金十五圓、十年未滿に對し金十圓を課すと云ふにあり。

見越輸入船

關稅改正の結果内地船價の上進あらん事を慮り、其實施に先ち社外船主の外國船輸入を企つる者漸く多く、明治四十三年五月島谷德三郎が購入したる山陽丸を始めとして、約五十隻總噸十三萬噸を輸入す。

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
山陽丸	獨國	鋼	Jacob Die Dericksen.	九九八	一、八九二	島谷德三郎
天智丸	丁國	鋼	Peiho.	八三一	一、八九九	宇田友四郎
三角丸	英國	鋼	Hilary.	二、一一七	一、八八九	深川運輸株式會社
大東丸	英國	鋼	Korat.	二、〇五六	一、八九五	深川運輸株式會社
大南丸	瑞國	鋼	Victoria.	一、六八五	一、八八四	深川運輸株式會社
第八多聞丸	獨國	鋼	Matilda Korner.	三、〇九九	一、八八九	八馬兼介

第一多聞丸	英國	鋼	Singora.	一、八四二	一、八九四	八馬兼介
第三乾坤丸	英國	鋼	Ailsa Craig.	三、七七八	一、八九〇	乾新兵衛
神通丸	英國	鋼	Kaisow.	四、一三一	一、八九五	岸本兼太郎
稲穂丸	英國	鋼	Morven.	三、九三九	一、八九五	板谷宮吉
梅丸	英國	鋼	Java.	四、三七七	一、八九二	原田十次郎
神海丸	英國	鋼	Beira.	四、一二六	一、八九四	岸本兼太郎
神邦丸	英國	鋼	Japan.	四、六三三	一、八九三	岸本兼太郎
松丸	獨國	鋼	Hsiping.	二、一〇三	一、八九七	原田十次郎
天武丸	獨國	鋼	Vorwarts.	九九五	一、八九五	宇田友四郎
太陽丸	英國	鐵	Tringganu.	九九七	一、八九〇	島谷徳三郎
海幸丸	獨國	鐵	Holstein.	一、六〇七	一、八八二	角田幸吉
瓊港丸	獨國	鋼	Loyal.	一、五九六	一、八九二	橋本喜造
第二雲海丸	英國	鋼	Chingwo.	三、九五一	一、八九四	中村精七郎
第十一多聞丸	英國	鋼	Mortlake.	二、七三九	一、八八九	八馬兼介
第十三共同丸	英國	鋼	Bangkok.	一、九六五	一、八九六	阿波共同汽船株式會社

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
幸壽丸	英國	鋼	Harford.	四、五七五	一、九〇九	藤岡幸二郎
日州丸	英國	鋼	Lucia.	二、三三四	一、九〇〇	岡崎藤吉
ハドソン丸	英國	鋼	Hudson.	三、七九八	一、九〇〇	三上豐夷
神武丸	英國	鋼	Indrani.	五、二四二	一、八九四	岸本兼太郎
皐月丸	英國	鋼	Nanshan.	二、一二〇	一、八八七	皐月商會
日航丸	英國	鋼	Kiangping.	一、六九九	一、八八三	岡崎藤吉
日邦丸	英國	鋼	Benmohr.	三、一六三	一、八九三	岡崎藤吉
平戸丸	英國	鋼	Hydra.	一、四七一	一、八九九	松本良太郎
神洋丸	英國	鋼	Breconshire.	五、九〇九	一、八九一	岸本兼太郎
西海丸	英國	鋼	Bucentaur.	三、七五〇	一、八九三	明治海運株式會社
第五乾坤丸	英國	鋼	Macduff.	二、九一三	一、八九〇	乾新兵衛
東海丸	英國	鋼	Baron Eldon.	三、七九五	一、八九九	明治海運株式會社
第十三多聞丸	英國	鋼	Nizam.	三、四八〇	一、八九〇	八馬兼介
第三歐羅巴丸	英國	鋼	Dundas.	三、一三一	一、八九一	宇都宮金之丞

神明丸	英國	鋼	Hellas.	二、四三三	一、八九四	岸本兼太郎
神盛丸	英國	鋼	Bucrania.	四、一九三	一、八九六	岸本兼太郎
秩父丸	英國	鋼	Byculla.	一、五六三	一、八七八	榎本謙七郎
第一厚田丸	英國	鋼	Nerbudda.	三、〇八一	一、八八二	佐藤商會
御月丸	英國	鋼	Saint Bede.	三、六三九	一、八九九	板谷宮吉
袖ヶ浦丸	諾國	鋼	Nord.	一、二五六	一、八九五	尾城滿友
竹丸	獨國	鋼	Amigo.	一、二六六	一、八八四	原田十次郎
日吉丸	獨國	鋼	Kowloon.	二、三九二	一、八九三	太湖汽船株式會社
英丸	英國	鋼	Ussuri.	二、七三五	一、八九三	田中省三
天龍丸	英國	鋼	Jenny.	二、五二〇	一、八九九	宇田友四郎
眞盛丸	英國	鋼	Georgia.	三、〇六〇	一、八八九	原眞一
旭丸	英國	鋼	Benlomond.	二、八二〇	一、八九〇	日本商船株式會社
合計	四十七隻			一三〇、九〇三噸		

輸入船船型

回顧すれば日清戰役に際し外國船舶の大輸入を始めとし、次で日露戰役及び明治四十三・四年の見越輸入に依り、本邦海運は世界海運國の列に入るに至る。

今船型の變遷を見るに、日清戰役當時は盛航會社の購入汽船大和丸(原名 Malwa. 總噸三、〇七八)を、日露戰役當時は三井物產株式會社の汽船萬田山丸(原名 Pembrokeshire. 總噸四、五一二)を最大とし、明治四十三・四年見越輸入は岸本兼太郎の汽船神洋丸(原名 Breconshire. 總噸五、八三一)を最大とす。船型の增大は自然遠洋航路の擴大となる。左に此等社外船見越輸入前後の航路資格を示さん。

見越輸入前後の航路比較

	見越輸入前(四十三年十二月末)		見越輸入後(四十四年十月末)	
	隻數	總噸數	隻數	總噸數
遠洋	一三一	五四二、六八四	一五〇	六二二、〇九九
近海	四九八	五二八、六〇〇	五三二	五四一、一〇三
沿海	五四四	六四四、四八二	五五一	六五五、九四七
平水	四九八	五九、五〇八	五一三	六二、〇八九
未定	三二	二九、一一七	七四	七七、四八五
合計	一、七〇三	一、二二四、三九一	一、八二〇	一、三六八、七二三

登簿船舶の資格

即見越輸入前に比し見越輸入後は遠洋航路船十九隻總噸七萬九千四百十五噸の增加を示す。明治四十四年十二月末現在本邦登簿船舶全部の資格を見る

に、

	隻數	總噸數
第一級船	三七九	一、〇六九、七三四
第二級船	三八二	一七八、五二九
第三級船	六一七	五四、五〇九
第四級船	三四六	四五、四四七
未定	七七	二二、七七一
合計	一、八〇一	一、三七〇、九九〇

以て我海運の實勢力漸く海外に延びんとする狀態容易に看取するを得べし。

輸入船の建造地別

是等輸入船の建造地を考察するに、日清戰役時代輸入船の四分の三は英國、四分の一は獨逸國なり。明治二十九年以降日露戰役迄輸入船の大半は英國にして、他は諾威二隻、獨逸一隻、佛國一隻に過ぎず、明治三十七・八年日露戰役輸入船獨逸九隻、諾威三隻、伊國・濠洲・和蘭各一隻、建造地不明のもの若干、他は悉く英國なり。明治四十三・四年の輸入船は前回同樣英國多きを占むと雖も、其後他國船增加せるを見る。

輸入船の船質

造船材料を觀察するに、日清戰役の輸入船は殆んど皆鐵にして鋼は稀なり。鋼の發明は千八百八十三年頃の事に屬す。日露戰役當時は鐵より寧ろ鋼多きを示し、其後明治四十三・四年は全部鋼と云ふべく、鐵船は僅二隻に過ぎず。

邦船の速力表

造船獎勵法及航海獎勵法、航路補助法實施の影響を觀察せん爲め、明治四十三年十二月末日の調査に依る本邦船舶の速力表を示せば左の如し。

速力	一千噸以上二千噸 隻數	一千噸以上二千噸 總噸數	二千噸以上三千噸 隻數	二千噸以上三千噸 總噸數	三千噸以上四千噸 隻數	三千噸以上四千噸 總噸數	四千噸以上五千噸 隻數	四千噸以上五千噸 總噸數	五千噸以上六千噸 隻數	五千噸以上六千噸 總噸數	六千噸以上七千噸 隻數	六千噸以上七千噸 總噸數	總計 隻數	總計 總噸數
八浬以上九浬	八	一一、五四二	—		—	—	—	—	—	—	—	—	八	一一、五四二
九浬以上十浬	一五	二三、一七一	九	二一、四六二	六	二〇、四三二	二	八、二六七	—	—	—	—	三二	七三、二四一
十浬以上十一浬	三二	五〇、四七〇	二七	六三、九四〇	一五	五〇、四四八	五	二二、四五六	—	—	—	—	七九	一八七、三一四
十一浬以上十二浬	二四	三七、九六一	三〇	七五、〇一〇	一三	四三、一五六	四	一七、七七〇	一	五、二四八	一	六、二〇九	七三	一八五、三五四
十二浬以上十三浬	六	九、一九七	一二	二九、九〇〇	四	一三、九七一	四	一八、〇一六	—	—	—	—	二六	七一、〇八四
十三浬以上十四浬	三	四、八六九	三	六、八〇三	五	一七、四〇〇	一	四、四〇四	一	五、二三九	—	—	一三	三八、七〇五

十四浬以上十五浬	一	一、四六一	四	一〇、八六三	三	九、九五〇	一	四、八〇五	一	五、八八二	九	五五、六〇〇	一九	八八、五六一
十五浬以上十六浬	—	—	三	七、八四九	—		—	—	—	—	二	二三、五一三	五	二〇、三六二
十六浬以上十七浬	—		—		二	七、六三五	—		一	五、〇七六	—	—	三	一二、七一一
十七浬以上十八浬	—		—	—	—	—	—	—	—	—	三	一八、六六六	三	一八、六六六
十八浬以上十九浬	二	三、〇三六	—		—	—	—	—	—	—	—	—	二	三、〇三六

社外船の殆んど全部は純然たる貨物船なるを以て速力九浬を通常とす、十二浬又は以上のものは以前客船にして其儘貨物船に使用せるものゝみ。汽船旅順丸・鹿兒島丸等の如き是なり。日本郵船・大阪商船・東洋汽船は旅客船として高速力を有するものありと雖も諸外國の如く二十節以上のものを有せず、是卽本邦海運界に於ける一大缺陷にあらざる乎。

輸入船の年齡

輸入船舶の年齡を觀察するに、日清戰役(千八百九十四年)の輸入船中最老朽のものは千八百七十年の建造にして最新のもの千八百九十二年、卽前者は二十四年、後者は二年なり、平均年齡十二年に當る。日露戰役は最古船千八百七十三年、

最新千九百〇一年、大多數は千八百八十七・八年、此平均年齡十五・六年に當る。明治四十三・四年輸入船中最古千八百八十二年、最新千九百〇九年、此內最多數は千八百九十年前後にして卽船齡大凡十五年平均に當る。

中古船輸入政策

本來積荷の容積、荷役の便利、乘組員數の節減、焚料の節約、船體保存費の輕減等、採算上新式船を採用するは有利なるべしと雖も當時社外船の多くは小資本を以て經營し投資の償却を急ぐに依り勢低價なる中古船を選ばざるを得ず。是實に斯業發展上已むを得ざる經路なり。若し夫れ世の進運に伴ひ後日資本の充實を見る時は是等老朽船解撒若くは國外に賣却せらるゝは蓋し當然の成行なるべし。

關稅改正實施後の輸入船

明治四十四年七月十七日改正關稅實施と共に中古外國船の輸入は一頓挫を來たすにあらずやと思惟したるに拘らず、翌四十五年海運界の景氣依然として持續し前途の光景洋々たるものあり。而かも改正關稅實施は需給の原則を制限し、需要旺盛なるに供給之に伴はず、船價運賃の昂騰亦當然なり。回顧すれば關稅改正は一時却つて中古船の輸入を奬勵したる觀なきにあらず。固より斯界の好況は獨り我國內に止らず、寧ろ歐米好景況の波動に依るものと云ふべし。

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
亞細亞丸	英國	鋼	Asia.	二、四〇七	一、八九〇	岩城商會
大連丸	英國	鋼	Siam.	三、八七五	一、八九八	岸本商會
南海丸	英國	鋼	Indravelli.	四、八〇五	一、八九七	明治海運株式會社
千山丸	英國	鋼	Goalpara.	二、一四七	一、八八三	榎本謙七郎
天山丸	英國	鋼	Anapa.	三、五二四	一、八九六	橋本喜造
東洋丸	英國	鋼	Eastry.	二、九九八	一、八九二	澤山精八郎
千壽丸	英國	鋼	Powhatan.	四、二六四	一、九〇〇	辰馬商會
富國丸	英國	鋼	Lang Bank.	四、五九九	一、八九五	南滿洲汽船株式會社
大西丸	英國	鋼	Ulysses.	二、六二〇	一、八九二	深川汽船株式會社
瑞穗丸	英國	鋼	Sing Shun.	一、二三八	一、八八五	岩城商會
和田丸	英國	鋼	Lawada.	三、二六九	一、八八五	榎本謙七郎
鶴丸	英國	鋼	Shan Tang.	二、八〇七	一、八九二	原田商行
大正丸	英國	鋼	Pondo.	二、七四一	一、八九二	勝田商會
天明丸	英國	鋼	Nadir.	三、一四一	一、八八九	宇田友四郎

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
萬國丸	英國	鋼	Indra.	六、〇六五	一、八九七	岸本商會
第八乾坤丸	英國	鋼	Verona.	四、六九七	一、八九九	乾合名會社
第三雲海丸	英國	鋼	Istria.	二、七五七	一、八九七	中村精七郎
桃園丸	英國	鋼	Irene.	三、六五三	一、九〇五	大阪商船株式會社
大正丸	英國	鋼	Aska.	五四二	一、八八九	小川合名會社
平順丸	英國	鋼	Binh Thuan.	一、七二六	一、九〇二	大連汽船株式會社
北勢丸	英國	鋼	Nan Chang.	一、七一八	一、八九〇	石垣隈太郎
生駒丸	英國	鋼	Castleventry.	二、九九四	一、八九一	中村準策
宜春丸	英國	鋼	Abergeldie.	三、八〇〇	一、八九八	辰馬商會
泰平丸	英國	鋼	Lalpoora.	三、二六九	一、八八五	野口合資會社
天城山丸	英國	鋼	Corinthic.	二、八七三	一、九〇一	遼東汽船株式會社
第十二乾坤丸	英國	鋼	Glenesk.	三、六二四	一、八九一	乾合名會社
第四雲海丸	英國	鋼	Lonsdale.	三、一七一	一、八八九	中村精七郎
松吉丸	英國	鋼	Aseri.	一、四五四	一、八八二	松村長五郎

第十五多聞丸	英國	鋼	Abana.	四、一七七	一、八九七	八馬商會
榛名山丸	英國	鋼	Edith.	三、六八六	一、九〇五	遼東汽船株式會社
新高丸	英國	鋼	Erny.	二、五三一	一、九〇四	大阪商船株式會社
呂宋丸	英國	鋼	British Monarch.	三、〇一二	一、九〇二	大阪商船株式會社
西貢丸	英國	鋼	Alleghany.	四、二六二	一、九〇一	大阪商船株式會社
大北丸	英國	鋼	Ottoberg.	三、三八六	一、八八七	深川汽船株式會社
太陽丸	英國	鋼	Braemer.	三、六〇一	一、八九五	岸本商會
八郎丸	英國	鋼	Sultan.	二、八一六	一、八九一	野口直平
萬盛丸	英國	鋼	Waroonga.	二、五一三	一、八八二	岸本商會
帝國丸	英國	鋼	Mazagon.	四、九九七	一、八九四	南滿洲汽船株式會社
靖國丸	英國	鋼	Bezwada.	五、〇〇一	一、八九三	南滿洲汽船株式會社
萬榮丸	英國	鋼	Cabenda.	二、七九四	一、八九一	新田仲太郎
淺間丸	英國	鋼	Asama.	四、二一七	一、八九七	山本汽船合資會社
天成丸	英國	鋼	Megna.	一、二五四	一、八八九	島谷德三郎
久美丸	英國	鋼	Nederland.	三、九一五	一、九〇二	田隆汽船株式會社

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
吾妻山丸	英國	鋼	Purley.	四、二九四	一、九〇六	遼東汽船株式會社
愛宕山丸	英國	鋼	Alberta.	四、〇四四	一、九〇〇	遼東汽船株式會社
東山丸	英國	鋼	Dunblane.	三、七四〇	一、八九七	金森合資會社
日洋丸	英國	鋼	Margherita.	三、二六九	一、九〇〇	岡崎汽船株式會社
關東丸	英國	鋼	Makool.	五、〇〇四	一、八九八	岸本商會
日勢丸	墺國	鋼	Auguste.	二、七〇九	一、九〇〇	岡崎汽船株式會社
泰山丸	英國	鋼	Magdala.	三、四五七	一、八九五	橋本喜造
神壽丸	英國	鋼	Gladstry.	二、三六〇	一、八九〇	大家善太郎
吳山丸	英國	鋼	Ormazan.	三、二三八	一、八九八	橋本喜造
黑姬丸	英國	鋼	Hillglade.	二、五五〇	一、九〇五	板谷商會
寧靜丸	英國	鋼	Merapi.	二、四七五	一、八八九	須田綱鑑
朝香丸	英國	鐵	Bucephalus.	一、九四八	一、八八四	吉田長敬
安宅丸	英國	鋼	Ataka.	三、七五二	一、八八九	辰馬商會
第十二乾坤丸	英國	鋼	Vadala.	三、三三四	一、八九〇	乾合名會社

海城丸	英國	鋼	Curonia.	四,五七二	一,八九〇	岸本商會
淀丸	英國	鋼	Castle Acre.	二,二一〇	一,八九三	朝日商會
東京丸	英國	鋼	Benacre.	三,〇二四	一,八九四	東京灣汽船株式會社
東和丸	獨國	鋼	Haake.	二,八四一	一,八九四	東和商會
臺灣丸	英國	鋼	Taiwan.	一,七三四	一,八八二	八馬商會
南洋丸	英國	鋼	Bentala.	三,〇四三	一,八九三	岸本商會
泰陽丸	英國	鋼	Clanogilvy.	二,六四六	一,八九六	岩城商會
大天丸	英國	鋼	Lituania.	四,二四八	一,八八九	深川汽船株式會社
大和丸	英國	鋼	Ceylon.	四,〇九四	一,八九四	岸本商會
駒形丸	英國	鋼	Sicilia.	二,九二六	一,八九〇	神榮商會
日連丸	英國	鋼	Buckminster.	二,〇二五	一,八九二	臼井源藏
唐山丸	英國	鋼	Sir Charles Tennant	二,四一五	一,八九四	松昌洋行
安陽丸	英國	鋼	Baross.	二,〇九〇	一,八八八	岩城商會
平洋丸	英國	鋼	Polperro.	三,〇三八	一,八九五	森平藏
隆昌丸	英國	鋼	Baluchistan.	二,七四六	一,八九七	南滿洲汽船株式會社

船名	國名	船質	原名	總噸數	建造年	買主
泰昌丸	英國	鋼	Valhalla.	二、六二八	一、八九六	南滿洲汽船株式會社
青島丸	英國	鋼	Rupert City.	二、五三六	一、八八六	原田商行
瓜哇丸	英國	鋼	Oriana.	四、四一九	一、九〇二	大阪商船株式會社
大星丸	英國	鋼	Mintaro.	二、二八七	一、八八九	橋谷合資會社
福壽丸	英國	鐵	Moshtari.	一、七六八	一、八八三	阿部商店
金剛山丸	英國	鋼	Indra Mayo.	五、二〇〇	一、九〇二	遼東汽船株式會社
妙義山丸	英國	鋼	Nyassa.	二、七七九	一、八九九	三井物產株式會社
馬來丸	英國	鋼	Craighall.	四、四〇二	一、九〇五	大阪商船株式會社
第二英丸	英國	鋼	Ouraka.	二、六三九	一、八九〇	田中省三
最上丸	英國	鋼	Barrier.	二、〇三六	一、八八九	英和商會
報國丸	英國	鋼	Sunda.	四、六七四	一、八九五	南滿洲汽船株式會社
北海丸	英國	鋼	Vennachar.	四、四一七	一、九〇四	明治海運株式會社
日朗丸	英國	鋼	Leonora.	二、五六三	一、八九五	臼井源藏
さかい丸	英國	鐵	Mohammadi.	一、九四七	一、八八四	岸本商會

永代丸	英國	鋼	Doddswell.	二、八二六	一、八八九	岸本商會
五剣山丸	英國	鋼	Abchurch.	二、二八七	一、八九八	三井物産株式會社
神國丸	英國	鋼	Wilcannia.	四、九五三	一、八九九	岸本商會
播磨丸	英國	鋼	Borneo.	四、五七三	一、八九五	岸本商會
浦安丸	英國	鋼	Assyria.	二、五三〇	一、八八九	岸本商會
建國丸	英國	鋼	Cornelia.	三、二一四	一、八九二	南満洲汽船株式會社
神光丸	英國	鋼	Woodford.	二、九三七	一、八九九	岸本商會
慶津丸	英國	鋼	Puritan.	四、〇三八	一、八九七	辰馬商會
喜久丸	英國	鋼	Cronuwell.	三、〇八六	一、八九四	中村準策
春丸	英國	鋼	Haddon Hall	二、六八〇	一、八九八	春丸合名會社
神護丸	英國	鋼	Pyrrhus.	三、四九一	一、八九二	岸本商會
豊前丸	英國	鋼	Etona.	二、四九五	一、八九〇	門司汽船株式會社
平和丸	諾國	鋼	Brand.	二、〇〇三	一、八九〇	荻布宗太郎
計	九十九隻			三一三、一七四噸		

船舶の大連籍

當時輸入關税を免るゝ方法に就き何れも智嚢を絞り、其結果窮餘の窮策とし

て關東州及朝鮮に船籍を置く事を案出す。彼地は法律上船舶輸入税に關する何等の規定なく自然輸入税を免るゝのみならず、地方官廳に係るあらゆる手續單簡にして只船主として大連に法人若くは個人を證明すれば足り、內地の如く各種の税金を課せらるゝ事なし。聊か不便とする所は內地不開港地に入港する事を得ず、故を以て遠洋航船に限り置籍せば商賣上何等支障を感せず。明治四十五年岸本兼太郎が汽船大連丸(原名不明總噸四、五八二)を購入し直に大連に置籍するや、社外船主續々之に倣ふ。今假りに五千噸型一隻此價格金二十萬圓、船齡十五年の船舶輸入に關し費用を採算せば左の如し。

大連輸入の場合

保存登記料(船價千分の一)	二〇〇、〇〇
噸　　税(一噸十五錢一ヶ年分)	七五〇、〇〇
合　計	九五〇、〇〇

內地輸入の場合

輸　入　税(年齡十年以上一噸十圓)	五〇、〇〇〇、〇〇
保存登記料(船價千分の十五)	三、〇〇〇、〇〇

噸　　税（一噸十五錢一ヶ年分）	七五〇、〇〇〇
營　業　税（資本金千分の六）	一、二〇〇、〇〇〇
從業者税（乘組員五十八人、一人二圓の割）	一〇〇、〇〇〇
所　得　税（一ヶ年純益九萬六千圓とし千分の五十）	四、八〇〇、〇〇〇
合　計	五九、八五〇、〇〇〇
負擔の差	五八、九〇〇、〇〇〇

大連置籍は九百五十圓なるに、内地輸入は五萬九千八百五十圓の出費を要す。前者は船價の五厘に當り、後者は約三割に該當す。而かも這は單に第一年の支出にして此外内地に在りては各種の諸掛りあり、大連籍の增加する蓋し偶然にあらざる可し。

其後政府は免税を防止する爲め種々考慮したる末、左の如く驚く可き課税法を公布したり。最初大連に於ける營業税は民政署の推定に依りたりしが、大正九年八月一日以後申告に基き其事業年度の總收入に對し千分の十を賦課し是を年二期に分納せしむる事となせり。

定期傭船契約は傭船料の千分の十、

賃貸借契約は賃貸借料の千分の十二、

從業者　　一人金參圓、

職工勞役者(船員)　一人金壹圓五十錢、

若し大連には只名目上看板のみを掲げ、內地に於て配船及其他一般營業上の事務を主宰する向は前記大連に於ける課稅の外、神戸に於て左の如く課稅せらるべし。

一、內地と外國間の各航海運賃總額の十分の一を課稅標準と定め之に對し千分の五の割合を以て營業稅を課す、此外神戸市稅附加稅をも徵せらる。

大連に於ける所得稅は事業年度の總益金より總損金を控除したる差引利益金に對し資本金の百分の十を超過したる場合百分の四、百分の二十を超過したる時は百分の十を課せらる。

船稅は登簿噸數に對し每噸金三十錢の割

斯の如く苛酷なる稅法實行の結果異議百出す。大連置籍問題も近き將來に如何なる變化を生ずるや計り知る可からざるものあり。

岸本五兵衛

岸本五兵衛は大和船時代より船舶業を營み、後年西洋型帆船を所有し、專ら本

州・北海道間の商賣に從事せしが、明治二十七年日清戰役初頭に於て始て汽船神州丸(總噸二、九〇五)を購入し、次で二十八年汽船豐州丸(總噸一、一七七)を加へ、明治二十九年神威丸(總噸二、二三九)を購入す。同船は原名 Bonington と稱し、前船主所有中、前年横濱より門司に向け空船航海中、遠州灘にて颶風に逢ひ、船體動搖の爲め汽鑵轉動し、進行の自由を失ひ十數ヶ月間海上に漂流し、一時失踪と見做されたりしが、遂に香港附近に漂著したるものにて、是を購入し神戸に曳き來り、自家の設計に依り水上に於て船體を傾斜せしめ、船腹の一部を切開して汽鑵の入れ換を爲し、修理を遂げたるは、當時同業者をして稱讃せしめたる一珍事なり。

岸本五兵衞・弟兼太郎共に理財に長じ、黽勉力行苟も利の存する處を見るや勇往邁進往々人の意表に出づ。蓋し所謂大阪商人の氣質を遺憾なく發揮せるものと云ふ可し。特に兼太郎は後年社外船主中錚々たるものとなり、彼の岸本汽船株式會社を築き上ぐるに至れり。明治二十九年乃至三十六年小形船四隻を新造し、汽船威海丸(總噸三、〇九二)及神宮丸(總噸二、七七六)を購入し、明治三十七年乃至三十九年汽船五隻此總噸一萬六千三十九噸を増加す。明治四十年來不況の結果四十二年末だ繫船時代を脱せざるに岸本は當時處分ものとも云ふべき

汽船第二千代田丸(總噸一、六七五)及浪花丸(總噸一、七一六)を購ひ、翌四十三年改正關稅發布に際し斯界は前途强弱の說區々として決せず衆皆躊躇せる間に、同年八月他に先んじ社外船中前例なき巨船神海丸(原名 Beira 總噸四、七二)次で神邦丸(原名 Japan 總噸四、三九二)、神通丸(原名 Kaisow 總噸四、一七〇)を購入したるは、恰も平水面に石を投じたる觀あり。次で四十四年五・六・七月に亙り神武丸(原名 Ix-drani 總噸五、二四三)、神洋丸(原名 Breconshire 總噸五、八三一)、神盛丸(原名 Terania 總噸四、二〇四)、神明丸(原名 Hellas 總噸二、四三三)合計一七、七一一噸を購入したり。是全く商人として所謂一種の思惑を決行せるものなりと云ふべく、他の社外船主も此機會に續々買進みし者多し。明治四十四年七月改正關稅實施後船舶輸入稅の免除に關し深く考慮の結果、明治四十五年七月汽船大連丸を以て大連置籍の先手を打ちたり。

臺灣航路

臺灣航路は明治三十二年以後社外船殆んど其影を絕ち、日本郵船及大阪商船の獨占なりしが、同島米穀・砂糖の產出年を追ひ增加し、相應に船腹の需要あるのみならず、明治四十年頃近海他方面漸く閑散となり社外船の同島に注目するもの現はれ、三井船舶部の如きは明治四十年部長川村貞次郎實地を視察し、翌四十

一年傭船辰丸を差立て二航海を試み、三井關係の米糖並に社外貨物を積取り次で同社船阿蘇山丸を派し著々好成績を擧ぐるに依り遂に日本郵船及大阪商船と三井との間に運賃の協定を見るに至る。　其後三上豐夷の計畫に依り社外船主中緒明・大家・八木・板谷・藤岡・原田等各〻其所有船を提供し一團體となり、經營事務一切を擧げて三上合資會社に托し、明治四十四年一月以來汽船樺太丸(總噸二、八九五)、香取丸(總噸二、二〇六)、遼東丸(總噸二、五二二)、壽滿丸(總噸二、一七七)、チョイサン丸(總噸一、八〇〇)、幸運丸(總噸二、八七六)を以て一ヶ月四回の定期船とし、此外不定期配船は一ヶ月三・四回仕立て、日本郵船及大阪商船と競爭を試みしかば、同航路は一時百花燎亂の觀を呈せり。　斯くして郵・商船兩社は益〻其結束を堅くし社外船は止むを得ず協定率以下にて積取る事となり、翌四十五年春遂に廢航するに至れり。　大正七年山下汽船株式會社は特殊の關係を有する鹽水港製糖株式會社の斡旋に依り、三井・日本郵船・大阪商船三社の協定に割り込まんと欲し、大正七年末に於て八年度の砂糖運賃競爭入札を試み、破格の安運賃を提供し八年度分全部を引受けたり。　而して九年度は三社山下に對し競爭の態度に出で非常なる安値を提供したるも、糖業聯合會は其間に立ち盡力する所あり、調停策として

臺灣糖總數量の三分の二を三社に、三分の一を山下に振り充て、運賃は年々協定する事となり、一時火花を散らさんとせし形勢も茲に至つて無事平穩に解決を告げたり。

臺灣食鹽積取

臺灣食鹽は明治三十二年五月より專賣事業となり、明治三十三年初めて日本內地への積出を試み、見本的に臺南縣布袋嘴北門嶼より積出し、大阪商船株式會社の配船に依り積取らる。初め每年移入額一萬噸見當なりしが、後五萬噸に達す。揚地は主として伊勢灣・半田・武豐方面なり。

紀州木材臺灣輸出

紀州木材は古來主として東京方面に輸出せしが、明治二十九年より臺灣に販路を開くに至る。積地は紀州東牟婁郡古座川川口の大島及熊野川川口の新宮・(三輪崎)兩港なり。三輪崎は安全なる錨地にあらざるを以て大正二年三月新宮・勝浦間鐵道竣成の結果、積地全く勝浦に移轉す。此の木材輸出は最初大阪商船株式會社の荷扱を業とせる兵庫長谷川彌兵衞等の取扱に係り、同人を中心とせる神戸南盛組及大阪開南組とが明治三十六年合併して商船臺灣組を設立し、爾來專ら同組の手を經、主として大阪商船の船腹を使用し、積高最初每月千噸乃至千五百噸なりしも後三千噸に及べり。明治三十八年より大阪商船株式會社は

毎月三回定期船を勝浦に寄港せしめ、猶必要に迫れば臨時船を出せり。日本郵船株式會社も明治四十年より毎月一回横濱・打狗線の定期船を勝浦に寄港せしむる事となりしが、三ヶ年を出ずして廢航す。一時最も旺盛を極めし積高は一ヶ月五千噸に達す。然るに近年臺灣の對岸支那福州産の木材大に臺灣に輸入せられ、夫れが爲め現今内地木材輸出は頓に減退せり。此福州木材も殆んど皆日本船腹に依り運搬せらる。斯の如く形勢一變し現今定期船に木材を積載するものなく、只僅に大阪商船・山下汽船等臨時勝浦に寄港するのみに過ぎず。

三陸枕木臺灣輸出

三陸産の枕木は明治三十年頃より弗々内地鐵道に使用せられしと雖も、明治三十六年臺灣縦貫鐵道用として三萬本鐵道用達業中森貞次郎の手に落札し、栗本留八郎供給し(後年菊地長左衞門の手に移る)、運送は三上豊夷擔當したり。積地は陸中の宮古及鍬ヶ崎を中心とし、東は陸奥の鮫及八戸より西は陸前の鹽釜に到る。毎年秋の彼岸より翌春の彼岸迄該地方河川鮭の產殖時季なるに依り此期間を避け夏季を撰び山間より放流するを常とす。然るに此地方夏期往々風波に妨げらるゝ虞あるを以て積取船は天候を測り所々に轉航して積荷を爲す。

明治三十六年春三井船舶部が汽船有明丸(總噸二、九八七)を太洋島に廻航したるは多分邦船積取の初航なるべし　日露戰役中一時中止の姿なりしも社外船にては明治三十九年四月汽船宇品丸(總噸四、四一〇)を廻航せしめ、其後毎年相當の船腹を消化したり。　同島には毎航勞働不足補充の爲め、移民を積揚人夫として搭載したり。

太洋島燐礦石積取

クリスマス島燐礦石積取

クリスマス島燐礦石は從來外國船腹(主として英國船)にて輸入し來りたるものなるが初航の積取に向ひたるは明治四十年頃なり。

プラタス、西澤島

西澤吉治は資性豪邁探險の趣味を有し、建業の志高く、夙に内外諸國を遍歷し、プラタス島に遊び燐礦石の豐富なるを見、明治四十年八月採掘事業に著手す世人之を西澤島と稱す。　同島は其位置東經百十六度五十分、北緯二十度四十分臺灣の南端より航程大約二百四十哩なり　先づ汽船四國丸(總噸一、三九七)不動丸(總噸一、八八九)第三多聞丸總噸二、七六二)第五多聞丸(總噸二、一四四)熊本丸(總噸一、九八三)及笠間丸(總噸二、五七八)を使用し、燐礦石の積取に從事す。　往航の空船船腹を利用し、每航阪・神地方より臺灣行運賃を收得すべく發展し、汽船日勝丸總噸一、四七九)、日米丸總噸一、四二〇)、報國丸(總噸一、七六一)、勢德丸(總噸一、四四〇)、盛運

丸(總噸一、八八五)、第三辰丸(總噸二、〇三五)等をも雇入れ著々進行せしかば、臺灣行運賃は一時大に影響を蒙りたり。此の如くして事業漸く緒に就きしが偶々支那南部特に廣東に於て第二辰丸事件の爲め日貨排斥(ボイコット)熱起り、氣勢漸く高く、日本政府は鎭靜の代償として同島を支那政府に讓渡す事となり、西澤は數年間に亙る慘憺たる苦心に對し何等の報償をも得ず、明治四十一年七月空しく此事業を放棄するに至る。實に痛恨の極と謂つ可し。

ラサ島

ラサ島は沖大東島と稱し、沖繩縣島尻郡に屬する渺たる一孤島に過ぎず、東經百三十一度四分、北緯二十四度六分に位す。明治四十年深川喜次郎等の發起に係り、農學博士恒藤規隆は汽船佐賀丸(總噸六七八)に便乘、同島を視察し、燐礦石の採掘に關する調査研究を重ね、明治四十四年ラサ島燐礦合資會社(資本金五十萬圓)を設立し社長となる。同年第一回積取船として汽船福山丸(總噸一、六八二)を第二回汽船三角丸(總噸二、一二七)を航行せしめたり。毎年八月・九月は暴風時季にして積荷役意の如くならざるも、豫定の如く配船を繼續す。大正二年業務擴張の爲め資本金を三百萬圓に增加し、組織を變更しラサ島燐礦株式會社と改稱す。大正三年設備完成し大正六年に至り歐洲戰役の爲め事業大に發展し、毎月

約一萬噸の出荷を見るに至る。同年更に一千五百萬圓に增資す。戰後需要の減退と製產費の膨脹に因り採掘を短縮し現今每月約一千五百噸に止め、隔月三千噸型の船舶を就航せしめつゝあり。此運送に對し最初第一大運丸(總噸一、〇三五)外帆船數隻を使用し、次で出荷の增量に應じ、若島丸(總噸一、四七二)、大山丸(總噸二、一一二)外數隻を定期傭船したりしが、現在尙ほ臨時傭船を使用しつゝあり。

明治四十四五年運賃

運賃は明治四十二年夏期より漸く上押步調を取り、四十四年秋に至り概要左の相場を示す。

門司・橫濱石炭一噸金九十錢

小樽・橫濱角材金七十五圓

小樽・兵庫又は大阪角材金七十五圓

明治四十五年に入り益々昂騰し、大正元年九月左記運賃率を示すに至れり。

門司・橫濱石炭一噸金一圓三十五錢

小樽・兵庫又は大阪角材百二十圓

社外船の海外發展

明治四十四年より四十五年に涉り朝鮮・北淸・浦潮方面船腹の需要多く、特に內國米騰貴の爲め西貢・蘭貢米の輸入を促し、其他瓜哇・印度方面迄邦船發展の舞臺

と成り、三井船舶部・增田屋・セールフレザー等社外船の定期傭船契約尠からず。
則ち各方面の配船を示せば、

神通丸(總噸四、一三二)北見木材北米ポートランド行、
神明丸(總噸二、四三三)マニラ及蘭領東印度行、
神武丸(總噸五、一二五)及神盛丸(總噸四、一九三)北見及釧路木材濠洲行、
第二雲海丸(總噸三、九五一)臺灣より北米行、
第三乾坤丸(總噸三、七七八)石炭積濠洲行、
興安丸(總噸三、四六〇)北米ポートランド行、
宇品丸(總噸四、四一〇)石炭積新嘉坡行、砂糖積瓜哇內地揚げ、
白鹿丸(總噸四、五四三)石炭積濠洲行、

汽船幸壽丸歐洲行

汽船幸壽丸(總噸四、五七五)明治四十四年六月日本出帆、露領インペラトールに回はり濠洲行、次で歐羅巴に回船、英國倫敦に於て日本郵船株式會社の傭船となり、製艦材料を積載し、長崎及吳に回航す。時に大正二年二月なり。此航程四萬海里、日數實に二十ヶ月、社外船歐洲航行の始めなり。是に次ぐ歐洲行は大正二年七月三井汽船萬田山丸にして、同船は北海道にて木材を積入れ、蘇土通過ダン

カーク・アントワープに回航し、復航カーヂフ・ポートセッド・サファアジャ日本燐礦石を運送す。

明治四十五年五月社外船の定期傭船表

明治四十五年五月に於ける社外船の定期傭船契約は、左記の如く一百〇六隻此總噸數大約三十萬噸に達す。

	隻數	總噸數
支那人	一二	二五、三六五
歐米人	一〇	三〇、八七五
日本郵船	九	三〇、九五六
大阪商船	九	三二、六七二
陸軍省	四	一二、二三七
三井物産	二六	八八、二一七
三菱	二	三、九八三
鐵道院	三	四、四〇五
其他國內海運業者	三一	六七、二六三
合計	一〇六	二九五、九七三

由來定期傭船は一般に六ヶ月間を最長期とせしが、此機會に一變して普通一般に一ヶ年間とするに至る。

標準比較

本邦海運界の標準噸數は總噸數を以て取引せられたるものなるが、此頃に至り重量噸數を其基準となし、爾來總噸數の代りに重量噸を唱ふ。

滿鐵の長期傭船

明治四十四年末橋本喜造所有汽船天山丸(重量五、八五〇)、汽船呉山丸(重量五、一五〇)、汽船泰山丸(重量五、五〇〇)三隻は中途解約の妥協を遂げしと雖も、南滿洲鐵道株式會社に五ヶ年間何れも重量一噸に付金一圓七十錢にて契約せらる。此長期契約は實に近年の異例とす。運賃市況の愈、強きを見て船主は可成短期を欲し、傭船者は長期を望む。此に於て遂に日貸し契約開始を見る。是亦新規の方法と云ふべし。

撫順炭積出

殆んど無盡藏と稱せられたる撫順炭は歐米航路・北支航路船の焚料炭として大連・營口積取需要を喚起せるのみならず、工業用として中支・南支・比律賓・海峽殖民地方面に其販路を開始し、前途益、有望の事業にして多大の囑目に値ひするは言ふ迄もなしと雖も、神戸に輸入を見たるは明治四十一年南滿洲鐵道株式會社が其營業を開始せし後間もなく少量の見本炭を積出せるを始とし、爾來明治四

十三年神戸其他伊勢灣等に販路を擴張し、同年九千二百七十噸を積出し、四十四年には二萬九百十二噸に上り、其後上海・香港・麻尼拉・新嘉坡方面に續々積出すに至れり。

土曜會

社外船主は日露戰役後船腹過剩に依り辛き經驗を嘗め、今や回復期に臨んで更に將來の事を慮り、同業益々協力一致の實を擧げん事を期し、明治四十四年六月三日大阪ホテルに懇談會を催し、各自意見を交換したる結果、土曜會を設立す。要旨は左の如くにして毎月第一及第三土曜日大阪に於て、第二及第四土曜日神戸に於て開會する事とす。

一、新航路開拓と船腹調節を計る事、

一、運賃の協定を爲し最低限度を定め低落を防止する事、

會員は原田十次郎・岸本兼太郎・川崎船舶部・八木千之助・山本藤助・岡崎藤吉・辰馬吉左衛門(以上發起人)・三上豐夷・小野清吉・大家七平・右近權左衛門・乾新兵衛・中村準策等なり、

南洋郵船株式會社

明治四十四年は日本海運の遠洋航路開拓の初年なりしが、政府は近海航路の補助整理を爲し、之に依りて得たる剩餘金を以て南洋航路の開始を計畫す。抑々

定期航路を開拓するに初めより收支相償ふべきものにあらず、政府は日本船主同盟會所屬船主に其意向を徵せしが、直に受命する者なく、船主側幾名は補助金年額金二十萬圓を主張すれども成らず、政府案の骨子と云ふべき點を擧ぐれば、

一、明治四十五年度に於て七萬五千圓以內四十六年度及四十七年度に於て每年十五萬圓以內同四十八年度に於て七萬五千圓以內を支給し契約を結ぶ事を得、

一、總噸數二千噸以上最强速力一時間十海里以上の船舶二隻を備ふる事、

等なり。當時受命者として關東方面にて注目せられたるものは、日本船主同盟會東部理事長緒明圭造及竹內綱・野田豁通、關西に於ては三上・石田・藤岡の三船主にして、彼等主唱者となり南洋郵船株式會社の創立計畫發表せらる、資本金三百萬圓株數六萬株內五萬五千株は前記の船主竝に發起人に於て之れを引受け、殘額五千株は公募の豫定なりしが、公募成績は當時財界不振の爲め捗々しからず、三船主に於て全部割當て引受けたるものなり。明治四十四年二月中旬發起人會に於て竹內綱を創立委員長に擧げ、三上豐夷を專務委員に推し、創立事務所を東京麴町區內幸町一丁目三番地に設け、後本店を大阪に置き、神戶を起點とし、基

隆・香港・西貢・瓜哇・新嘉坡を經由して蘭貢に至る航路豫定なり。
　三上・藤岡・石田等の所有船中
　　ハドソン丸(總噸三、七九八)　　富美丸(總噸二、〇七七)
　　幸壽丸(總噸四、五七五)　　幸運丸(總噸二、八七六)
　　香取丸(總噸二、二〇六)
を其使用船とし着々進行せんとせしが、內部に頓挫を生じ計畫の中止を見るに至れり。此に於て岸本兼太郎・辰馬吉左衛門・緒明圭造・原田十次郎及板谷宮吉等此事業に希望を有せしが、遂に後者三名にて引受け、資本金三百萬圓を以て南洋郵船合資會社を設立し、各自一隻を提供し政府の補助を受け、同航路の開拓に從事す。同社は明治四十四年十二月佐藤勇太郎を香港に派遣し、航路視察を兼ね荷主と特約締結を爲し、猶翌四十五年七月更に佐藤勇太郎及松城忠敏二名を南洋に派し代理店契約を爲さしめ、同時に使用船舶の修理に著手すると共に、主務省に對し受命手續を了したれば、一時波瀾曲折を重ねし南洋航路問題も遂に一段落を告げたり。

會社の使用船

北都丸　總噸三、二八二
旅順丸　總噸四、八〇五
萬里丸　總噸三、二三一

同社は本部を東京市京橋區木挽町十丁目日本船主同盟會內に置き、佐伯俊太郎實務に當り、營業所を神戶市海岸通三丁目に設け、佐藤勇太郎を代理人と定め、其第一船萬里丸は雜貨千二百噸と新嘉坡行石炭とを滿載し、大正元年十月二十二日神戶出帆初航の途に就けり。其命令書の內容に示されたるものを見るに、

一、航路及寄港地、往航は神戶・門司・香港・新嘉坡・バタビヤ及サマランを經てスラバヤに至り、復航はスラバヤ・香港・神戶。
一、往航に於ては門司發航後基隆に寄港するの豫定にして、又神戶碇泊中必要に應じ航路を橫濱に延長する事あるべし。
一、スラバヤ碇泊中前記以外の蘭領東印度諸港に廻航する事を得。
一、使用船舶及航海度數、使用船は既記三隻にて大正元年十月二十二日神戶を發し、以下每月一回一年期間十二回の航海を爲すべき事。
一、命令期間大正元年より大正四年三月に至る二年六ヶ月間なり。

南洋郵船就航前は和蘭系ローヤルパケットの瓜哇・支那・日本間毎月一回定航に從事せるものと、佛蘭西系のメサゼリーマリチームの航路と、濠洲系のバーンス・フイリツプの新嘉坡・バタビヤ・スラバヤ・シドニー間に毎月一回の航路を有せるのみ　特に和蘭船は南洋・東洋間獨占的地歩を占めたりしが、今や南洋郵船現はるゝに及んで宛然一箇の敵國を形成せし觀あり。同社最初の資本金百五十萬圓を大正九年一躍五百萬圓に增資し、其使用船も最初は前記三隻のみなりしが、大正四年中古外國船Cambridgeを購入し、之をボルネオ丸(總噸三、九一九)と命名し、一勢力を加へ、次で九年・十年の間に於て前記三隻を漸次船主に返船し、同社主腦者佐伯俊太郎は鋭意商船隊の堅實を策し、新船サマラン丸(總噸三、九〇九)・マカツサ丸(總噸三、九八二)・チエリボン丸(總噸三、九九九)の三隻を建造し、船客設備等特に面目を改むるに至る。寄港地は最初より多少の變遷ありしも現今は往航、神戸より門司・香港を經て瓜哇のバタビヤ・サマランに寄港し、スラバヤに到る、復航サマランを發してマカツサ・バリクパパン・香港を經て門司に寄港し神戸に歸る、又臨時橫濱・名古屋に寄港することあり。

松昌洋行と開平炭

松昌洋行は明治三十五年頃山本唯三郎入社し其組織を變更す。下村廣畝・伊

藤彦九郎と前記山本三名の合資會社となり、從來の如く支那鐵道へ北海道枕木賣込の外、開灤礦務局に坑木を供給す。此等木材輸出の爲め使用する船舶の復航を利用して開平炭の本邦輸入を計畫す。同炭の積地、秦皇島は遼東灣の西海岸に位し、山海關の西南約十哩、天然の恩惠に加ふるに最新の人工的設備を以てし、北支那唯一の不凍港なり。水深最大干潮時十八呎より二十六呎半、七箇の繫船所を有し荷役最も便なり。同炭礦の粉炭は製鐵に要するコークス原料として最も適當なる事を信じ、明治三十八年釜石鑛山に勸誘し試驗の結果優秀なる成績を擧げしかば、遂に開平局より日本朝鮮一手販賣權を獲得し、同年四月汽船磯部丸を以て開平ジャパンダスト四千噸を輸入し之を釜石礦山に供給す。爾來引續き各方面にも見本を送り、苦心の結果明治四十二年枝光製鐵所・三菱・住友の諸工場にも納入するに至れり。此運輸に對し最初は專ら傭船を使用せしが、明治四十一年便宜上汽船開平丸（總噸二、六〇〇）を始めとし、唐山丸（總噸二、四四三）・青島丸（總噸二、五九二）・多喜丸（總噸三、二〇八）・大西丸（總噸二、七四一）・大北丸（總噸三、三八六）を順次所有し、明治四十二年農商務省所有八幡製鐵所所屬の汽船影島丸（總噸四、五六六）及惠山丸（總噸三、一六〇）を借り受け使用したり。四十三年より販路

漸次擴張し、東京瓦斯會社・德山海軍煉炭所を始め、大阪・神戸・名古屋・九州及朝鮮に於ける諸會社へ納入す。

邦船と勘察加

此期間に於ける勘察加航路は小型船の需要場所として愈々重大なる關係を有するに至り毎年夏季に於ける緊要なる一市場を形成せり。

勘察加の沿革

勘察加の名は「カムチャダール」人より起りたるか或は「カムチャトカ河」の名に起因するとも傳へらる。其南端ロバート岬は北千島占守島を去る六海里に隣接し四時白雪を頂き焰々たる煙を吐く活火山あり、我邦火山脈の本源は爰に發生するが如し。十七世紀の末葉露國人「アントウラソフ」始めて勘察加に來りし時邦人の漂流せる者既に土人と同居したりと謂はるゝを以て、邦人が同半島に居住せしは露人に先つこと數百年前なるべし。河川は平原なき關係上大なるもの比較的少く、最も大なるはカムサツカ河にして、「クラシエンニコフ」說によれば五百二十五露里、其溪谷は長四百二十露里、幅十露里乃至六十露里に亙り、下流の速力一時間七露里、干潮時の水深六呎乃至七呎にして小船航行自由なり。港灣としては北緯五十三度のアワチンスカヤ灣は冬期と雖も不凍港にして船舶の碇繫に便なり、這は酸化作用により保溫水湧出するためなり。カラギンスカ

ヤ灣は同名島に存在しバロンゴルフ灣に三個の碇繋場を有す。西海岸には港灣少く「ギジカ」及「オホトスク」等あるのみ。氣溫はペトロパウロスク觀測所の觀測に依れば同地平均溫度左の如し。

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
零下八度四	零下十度四	零下五度八	零下一度	三度三	九度八	十六度一	十五度二	九度五	零下三度二	零下四度三	零下六度二

氣壓は春季七百五十四・二粍、夏季七百五十六粍、秋季七百四十六粍、冬期七百五十二粍なり。

魚類は鮭・鱒・鯅・鱈・鯡・蟹等を産し其他獸類には海豹・海馬・臘虎・水獺・海鱘・白虎等多し。

露國帝政時代は浦鹽斯德港を起點として義勇艦隊年二回定期航海を爲せり。ペトロパウロスク港には無線電信の設備ありて尼克來斯克及我落石局に連續す、又西海岸「ギジキンスク」入江附近ナヤハン村及オホツク市と北部アナドキル郡ノウオ・マリンスクポスト間に無線電信設備あり、又「ペトロパウロスク」より横斷して西海岸中央の「チギリ」へ電線架設され「ペトロパウロスク」より東海岸の中央に至る迄電線架設せらる。電信局所在地は「ペトロパウロスク」・「チギリ」・「ウスチ」・

「ボリシエレッキー」・「オブルコウイナ」・「ナチカフ」・「ハイルウソルオ」・「ウォロフスコエ」・「ウトロホク」・「アバチアコロフスコイ」・「ソウボッヌイ」・「コール」等なり。

勘察加に冬期の長きと野獸・海獸の棲息せるもの多く海豹・海馬・海鱘・鯨・膃肭獸・臘虎はコンマンドルスキー」諸島沿岸に多數棲息し密獵の爲め絶滅の虞ありとし、千九百十一年華盛頓に於て日・英・米・露・各代表者間に膃肭獸保護條約なるもの締結せられ爾後十五箇年間一般に禁獵となれり。柔毛皮類を移出し漁網用紡絲・シャツ用更紗・麥粉・煙草・鹽・金屬・寶石類を移入す。都市は貨幣を使用するも一般に物々交換にして、毎年融雪後は貿易船の東西沿岸を廻航するも、近來日米商人は多量の物資を前年度に搬入し冬期間毛皮類と物々交換をなし翌年歸航す。今や沿岸漁業の九割は邦人の手にあり、其一割と河川漁業のみ住民の事業となれり。

邦人の勘察加出漁

邦人の露領沿海洲方面に鮭・鱒族の漁獲に出漁せしは遠く明治以前にして、北陸方面の漁夫が出漁中偶々暴風に遭ひ同方面に漂流し鮭・鱒族の群集して遡上するに驚き爾來一葉の漁舟に乗り出漁せしより始る。明治二十五・六年頃郡司大尉は勘察加半島西海岸の南部「オセルノイ」附近を根據として漁獵に從事せり。

明治三十一年頃米國の一會社大規模の漁獵經營に著手せしも永續せずして解散せり。明治三十三年北陸の人阿部茂惣八は汽船愛國丸(噸數不詳)にて勘察加東海岸勘察加灣に渡航し現在の勘察加河を發見し盛に經營に從事す。之れ邦人汽船廻航の始にして、幾多の勞苦と鬪ひ著々事業の進捗を計りしも、クロノツキー山の噴火及其他の障害に遭遇し不幸にも全然失敗に終る。漁業は邦人に許可せられず、單に買魚を目的とするか又は露國人名義の許可書を讓り受るかにあり。邦人漁夫の使役も不可能なりしを以て少數の露人勞働者を雇傭し、船員名義の漁夫を便宜上漁業に從事せしめたる狀態なり。明治三十六年迄不安定のまゝ推移し、帆船を以て出漁し河口又は河川の曳網を用ゐ、今の如く建網漁業に從事せる者皆無にして、三十七•八年日露戰役中は兩國人互に相反目し提携すること能はず、全然密獵なりしを以て露人の壓迫甚しく殺害の厄に遭ひし邦人も亦少からず。明治三十七•八年役の結果明治三十八年九月二十日「ポーツマウス」講和條約第十一條に基き、明治四十年七月二十八日日露兩國全權委員が露都に於て議定したる日露漁業協約のため、我國民は露領沿海に於て漁業を營む利權を獲得せり。

明治四十年度露領沿海洲漁區競賣は同年五月十三日發表の假協約に基き露曆六月一日(十四日)浦鹽斯德市沿海洲廳に於て口頭競爭法に依り執行せられたり。此競賣に參加せる日本人六・七名露國人約二十名漁區二百二十九箇所にして日本人に競落せるものは、

西南區	十二箇所
オホツク	五箇所
薩哈嗹區	四箇所
西カムサツカ	五十八箇所
東カムサツカ	五箇所
製漁區	三箇所

合計八十七箇所にして露國人に競落せるもの僅々六箇所に過ぎず。此の競爭入札に於て日本人の競落者は三十五名にして同年に於ける漁業成績は、

出漁帆船	百七十隻
出漁汽船	十七隻
使用漁夫	二千四百人

なり。其漁獲高鮭鱒合せて僅に六二、四〇〇石なりしと云ふ。日露戰後幾多の辛酸を嘗め公然初めて其漁業權を獲得し互に競うて出漁したるに拘らず此の如く不成績に終りし原因は、同年の競賣期日遲かりしため漁期を逸せしこと、出漁準備の不完全なりしこと、河川碇泊禁止せられたる結果風波の危險多かりしこと、同年は東西海岸竝に「オホック」共一般不漁年に該當して薄漁なりしこと等は其有力なる原因とす。尚四十年度は前記の如く不成績に終りしに加へ漁期中時化のため海難事故頻發して破船三隻、損傷三十五隻を數へ多大の損害を蒙りたるを以て、初年度に率先して漁區を競落し著手せる漁業家の中には其前途を悲觀し斷然次年度の就業を放擲せる者さへありたるは露領漁業啓發上深く遺憾事と謂つべし。

運送の狀態

運送の狀態は漁夫及製品の運輸には帆船及汽船を使用す。日露漁業協約締結當初は主として帆船を使用したりと雖も、爾來年を追うて汽船の使用を增加し來り今日に於ては主として汽船之に配せられ、帆船は僅に十年以前の協約當時の歷史を偲ばしむるのみ。汽船にありては一漁期間に普通三航海乃至四航海を爲し得べく、帆船にありては僅に一往復するを例とし、最初に漁業用品及漁

夫等を搭載して漁場より歸還するものを切揚船と稱し、此期間中漁場に必要なる物品を積み行き漁獲製品を積載歸還するものを中積船と稱す。此等の仕立港は漁場經營者の關係上各地に散在すと雖も函館港は最も多く約九割を占め、新潟・小樽・伏木・横濱等之に次ぐ。漁獲物の輸入港は一見仕立港の順序に一致するが如く思惟さるゝも外國輸出の關係上必ずしも然らず、函館を第一位として往々下關又は上海へ直航す、罐詰類の如きは前年勘察加より亞米利加若くは英國に直接運送せられたる例あり。本航路に使用せらるゝ汽船は主として千噸型より二千噸型其最も多きを占む。

日露漁業契約成立後邦人漁業の擴張に伴ひ船舶の運航亦年を追うて增加し今茲に露領漁業開始以來の船舶噸數を示せば左表の如し。

年次	漁區數	帆船		汽船		合計	
		隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
明治四十一年	—	一六四	—	二〇	—	一八四	三二、一七七
同　四十二年	—	一九九	二四、二二四	一一	七、九四八	二一〇	三二、一七二
同　四十三年	—	二四三	三〇、八八七	三三	一二、八七五	二七六	四三、七六二

同　四十四年　二二四　二九九　三八、二五二　七〇　四〇、六一一　三六九　七八、八六三

日露漁業協約

日露漁業協約

（明治四十年七月二十八日日露兩國全權露都ニ於テ議定）

第一條　露西亞帝國政府は本協約の規定に依り河川及入江（インレット）を除き日本海・オコーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國沿岸に於て膃肭獸及臘虎以外の魚類及水產物を捕獲、採取及製造するの權利を日本國民に許與す、前記入江は本協約附屬議定書第一條に之を列擧す。

第二條　日本國臣民は魚類及水產物の捕獲及製造の目的を以て特に設けられたる水陸兩面に亙る漁區に於て魚類及水產物の捕獲及製造に從事することを得へし。

前記漁區の貸下は其短期たると長期たるとは問はす總て競賣の方法に依て之を爲し日本國民と露西亞國民との間に何等の區別を設くることなく該事項に關し日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國民と同一の權利を享有すへし。

前記競賣の爲に指定したる時日及場所竝各種漁區の貸下に關し必要なる細

目は競賣施行より少くとも二箇月前浦鹽斯德駐在日本國領事へ公然通牒せらるへし。

特別の免許狀を備ふる船舶に在る日本國臣民は鯨•鱈其他特定漁區に於て捕獲すること能はさる一切の魚類及水產物の漁獲に從事することを得へし。

第三條　本協約第二條の規定に依り漁區貸下を受けたる日本國臣民は其漁區の限界內に於て漁業に從事するか爲め貸與せられたる岸地を自由に使用するの權利を有すへし、前記日本國臣民は該地岸に於て漁船及漁網に必要なる修繕を加へ漁網を曳き魚類及水產物を陸揚し並漁獲物及採取を鹽漬し、乾燥し製造し又は貯藏することを得へし、且此等の目的を以て建物倉庫•小屋及乾燥場を自由に築造し又は移轉することを得へし。

第四條　本協約第一條に特定したる各方面に於て貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國臣民は漁業を爲し且捕獲物を製造する權利並漁業に必要なる動產物及不動產に對し賦課し又は賦課せらるゝことあるへき一切の公課に關して均等の取扱を受くへし。

第五條　露西亞帝國政府は沿海洲•黑龍江洲に於て捕獲又は採取せられたる魚

類及水產物に對し此等の魚類及水產物か日本國に輸出せらるへきものなるときは其製造せられたると否とを問はす何等の稅を課することなかるへし。

第六條　本協約第一條に特定せられたる各方面に於て日本國臣民か魚類及水產物の漁獲又は製造の爲め使用する人員の國籍に關しては何等の制限を設くることなかるへし。

第七條　魚類及水產物の製造法に關しては露西亞帝國政府は本協約第一條に特定せられたる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民に加へさる特別の制限を日本國臣民に加ふることなきを約す。

第八條　漁業權を取得したる日本國臣民は日本國に於て當該露西亞國領事の發したる證明書及日本國官憲の發したる健康證書を有する船舶を以て日本國と漁場との間に直接の往復することを得へし。

前記船舶は何等の公課を課せらるゝことなく一の漁場より他の漁場へ漁業上必要なる人員・物件竝漁獲及採取物を運搬することを得へし、但前記船舶は一切の關係に於て沿岸航海に關する露西亞國の現行又は將來の法律を遵守すへきものとす。

第九條　本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國臣民は魚類の養殖方法魚類及水產物の保護、是等產業に關する取締並漁業上他の一切の事項に關する現行又は將來の法律・命令及規則に關し均等の取扱を受くへし。

前記法律及命令か新に制定せられたるときは其施行より少くとも六箇月前日本國政府に通牒せらるへし。

前記規則か新に發布せられたるときは其施行より少くとも二箇月前浦鹽斯德駐在日本領事に通牒せらるへし。

第十條　本協約に於て特に制定せさる事項と雖も本協約第一條に特定したる各方面に於ける漁業に關係するものに付日本國臣民は前記各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國民と同一の待遇を享くへし。

第十一條　日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面以外の借區內に於て一切の魚類及水產物の製造に從事することを得へし、但此場合に於ては露西亞國在留一切の外國人に適用せる現行又は將來の法律・命令及規則を遵守すへし。

第十二條　日本帝國政府は露西亞帝國政府か本協約に依り日本國臣民に對し漁業權を許與したることに鑑み沿海洲及黑龍江洲に於て漁獲又は採取したる魚類及水產物に對し其製造せられたると否とを問はす何等輸入稅を課することなきを約す。

第十三條　本協約は十二箇年間效力を有すへく每十二箇年の終に於て兩締約國相互の合意に依り之を更新又は改正すへきものとす。

第十四條　本協約は批准せらるへし而して其批准書は成るへく速に且如何なる場合に於ても調印後四箇月以內に東京に於て交換せらるへし右證據として兩國全權委員は本協約に記名調印するものなり。

水先組合員

日露戰役後外國人水先漸く減少し日本人增加す。明治四十四年現在組合員左の如し。

祖父江銀次。齋藤千次郞。櫻井悌藏。佐藤敬治。佐村爲吉。森傳吉。西廣次。堀保介。藤野虎走。寺中二作。杉幹。橋本嘉八郞。岡村喜一。渡邊將治。J. S. Stevenson.

中の棧橋

神戶海岸三丁目通稱中の棧橋（國產波止場）は內國貨物の集散場所にして所謂

百間波止防波堤内にあり。常に百貨輻湊し地域狹隘を感ずる事甚しと雖も、神戸市の經濟は容易に改作を許さず、依りて明治四十年四月一日是を兵庫縣の縣營とし、改築工事を施し、從來百間の防波堤を半ば取拂ひ、船舶の交通を便にし、更に其近傍の岸壁をも合はせて荷役場となし貨物の停滯稍〻緩和するに至れり。

葺合港灣

神戸港の極東に於ける艀船の爲め完全なる碇泊場を作り同時に其附近に埋立地を築かん事を目的とし明治四十年三月神戸葺合港改築株式會社設立せらる、資本金一百萬圓、社長山本繁造、後伊藤長次郎となる。明治四十三年三月二十八日落成と同時に國有となり、爾來兵庫縣に於て之を管理す。

明治末期の船主表

今明治末期に於ける總噸數五百噸以上の船主を擧ぐれば左の如し、就中之に依りて擡頭し來れる社外船主名自ら明瞭にして神戸幷に附近にあるものは獨り神戸に於ける海運業の中樞を形成せるのみならず實に我國に於ける斯業中興の船主と謂つべし。

日本郵船株式會社	七〇隻	二八七、一三〇噸
大阪商船株式會社	六九	一三八、六四六
東洋汽船株式會社	九	七七、一一[illegible]

岸本汽船株式會社	一〇	三八、八三六
辰馬汽船合資會社	一五	三六、三二九
合資會社原田商行	一五	三二、四七九
三井物産株式會社	一一	三〇、七五一
海軍省	七	二八、七五一
日清汽船株式會社	一二	二七、三九二
緒明圭造 緒明合資會社	一二	二四、六八九
八馬兼介 八馬永藏	八	二〇、七三〇
板谷合名會社	六	一九、二九七
農商務省	六	一八、一一一
廣海二三郎	六	一七、八一九
岡崎汽船株式會社	八	一六、九三〇
岸本兼太郎	五	一四、六二九
尾城滿三 尾城汽船合資會社	五	一二、七五二
三菱合資會社	七	一二、三四〇

一一、八〇一噸	四隻	山下龜三郎 山下カメ 山下汽船合名會社
一一、三四五	四	乾新兵衛 乾合名會社
一〇、四四一	四	日本商船株式會社
一〇、〇九九	四	山本藤助
九、九九七	四	遞信省
九、五〇二	八	大藏省
八、〇五九	三	大家七平
七、六七四	四	橋本喜造
七、五六一	三	三上豐夷
七、五四五	二	明治海運株式會社
七、五一九	四	深川喜次郎
七、四五一	二	藤岡幸一郎
六、七〇九	三	太湖汽船株式會社
六、五三二	二	中村精七郎
六、四七六	二	帝國海事協會

右近權左衛門	二	六、三一七
海外貿易株式會社	四	六、二一四
中越汽船株式會社	三	六、一八九
田中長兵衛	五	五、八一一
宇都宮金之丞 合資會社宇都宮回漕店	二	五、四二七
島谷徳三郎 島谷武次	六	五、二九二
中村準策	三	五、一九三
馬場合資會社	二	五、一五八
藤山要吉	六	五、〇九七
林竹三郎	三	五、〇三七
北海道炭礦汽船株式會社	二	四、七二一
田中省三	三	四、四八〇
宇田友四郎	三	四、三四六
酒井秀次	二	四、一五二
尼崎伊三郎	六	四、〇二〇

三、九一五噸	四隻	大川運輸株式會社
三、八七七	二	横山久太郎
三、八二五	二	合資會社佐藤商會
三、八二三	二	秋田寅之助
三、六八九	三	鹿兒島郵船株式會社
三、六五七	一	松方幸次郎
三、六四四	二	石田庄七
三、六〇〇	二	合資會社皐月商會
三、四六〇	一	合資會社有馬組汽船部
三、四一五	三	廣運株式會社
三、二九四	一	渡邊熊四郎
三、二二七	一	新田ヨシ
三、一九二	一	釧勝興業株式會社
三、〇六〇	一	原眞一
二、九二一	二	山本久右衞門

二、八九五	一	八木龜三郎
二、六九四	一	薩摩德三郎
二、六一〇	一	麻布音波
二、六〇八	一	喜多吉兵衞
二、六〇三	三	笠原六三郎
二、五九三	二	阿波國共同汽船株式會社
二、五七七	一	石垣隈太郎
二、五七三	二	金澤仁兵衞
二、四五九	三	內務省
二、四五九	二	鍛冶米藏 合資會社鍛冶商會
二、三〇二	一	神港汽船株式會社
二、二五九	一	關西コークス株式會社
二、二一二	一	南島間作
二、二〇三	三	永田三十郎
二、一九一	三	直江津商船株式會社

二、一六〇噸	一隻	合資會社鳥羽造船所
二、一一八	一	合名會社村金商店
二、〇七二	三	澤口庄助
二、〇七〇	一	神谷傳兵衛
二、〇六九	一	日本興業株式會社
一、九七九	一	川崎芳太郎
一、九五四	三	安田商事合名會社
一、九三〇	二	北洋汽船株式會社
一、九〇九	二	東京灣汽船株式會社
一、八六五	一	松本源七
一、八三八	一	神榮汽船合資會社
一、七二二	二	藤野隆三
一、七〇五	一	濱口駒次郎
一、六八〇	一	吉田豊七
一、六六一	一	長谷川銈五郎

一、六五八	二	中村合名會社
一、六二六	一	吉田久太郎
一、六〇七	一	楢崎平太郎
一、五九九	一	野口直平
一、五九九	一	佐藤松太郎
一、五七一	一	安川謙介
一、五六三	二	大洋商船株式會社
一、五六三	一	榎本謙七郎
一、五五一	二	平出喜三郎
一、四九〇	一	澤口啓藏
一、四八二	一	大坪嘉太郎
一、四七六	一	吉田秀次郎
一、四七一	一	松本良太郎
一、四五九	一	石橋ナミ
一、四五八	一	上田信一

一,三七六噸	二隻	西出孫左衞門
一,三六一	一	澤山精八郎
一,三三二	一	樋爪伊太郎
一,三一六	一	丸二合資會社
一,三〇〇	二	越佐汽船株式會社
一,二三六	一	塚本忠治
一,一六六	二	千島汽船株式會社
一,一七八	二	小野清吉 小野こん
一,〇七五	一	山本直四郎
一,〇五〇	一	森平藏
九九八	一	大坪富次郎
九九二	一	大家善太郎
九八七	一	山陰商會
九六四	一	隱岐汽船株式會社
九四一	一	山岸合名會社

八八三	一	濱根岸太郎
七九八	一	青山新三郎
七五七	一	田中末雄
七五七	一	吉田三郎右衞門
七四五	一	高木七五郎
七三二	一	丸一本間合名會社
七三〇	一	山科禮藏
六九二	一	株式會社川崎造船所
六六二	一	小川彌四郎
六四三	一	溝淵辨助
六四三	一	山口茂一
六三八	一	寶田石油株式會社
六二一	一	大阪電燈株式會社
六一二	一	白鳥助藏
六〇四	一	合資會社村上商會

五九五噸	一隻	金森合名會社
五六七	一	清岡邦之助
五四三	一	越中海運株式會社
五一三	一	東洋物產株式會社
五〇一	一	博多汽船株式會社
合計　一、二三三、一二六噸	五一八隻	
臺灣置籍船		
一、六八六噸	一隻	臺灣總督府
一、四五二	一	臺灣肥料株式會社
合計　三、一三八噸	二隻	
朝鮮置籍船		
二、四二三噸	三隻	協同郵船合資會社
一、三四三	一	崔任增
一、〇九二	一	朝鮮總督府通信局
八一九	一	朝鮮總督府

七六二	一	合資會社吉田船舶部
合計　五、四三九噸	七隻	

神戸海運業者

神戸に於ける海運業者は日露戰役後益〻發展し、明治四十五年一月主なる同業者氏名を示せば左の如し。是亦將來斯業の消長に對し緊要なる地歩を作りたる功勞者と謂ふべし。斯く發展したる系統は始より獨立の發達を爲せるもののなきにあらざるも、元老三上豐夷・佐藤勇太郎・谷道清之助・小栗松三郎・大原幾藏等の老舗より分岐し斯業に從事せる者亦少からず。

入江回漕店	入江常七
筏松回漕店	筏清三郎
池田回漕部	池田浪三郎
井上回漕店	井上國三郎
西村回漕店	西村貫一
日神貿易商會	福原芳次
小栗合資會社	小栗松三郎
大崎回漕店	大崎德之助

大森回漕店	大森榮介
大原回漕店	大原幾藏
柏木回漕店	松井久男
合資會社興運商會	川瀨俊繼
片野回漕店	片野眞吉
勝田商會	勝田銀次郎
合資會社吉田平回漕店	吉田與之助
谷道商店	谷道清之助
中園回漕店	中園作次郎
村木回漕店	村木宇吉
上地回漕店	上地喜藏
宇都宮回漕店	宇都宮金之丞
上西商店	上西龜之助
日下部合名會社	日下部久太郎
熊谷回漕店	熊谷伊太郎

山本商店　山本乙五郎
山口合名會社回漕部　山口嘉吉
山下汽船合名會社神戸支店　山下龜三郎
山中回漕店支店　寺西當治郎
山東回漕店　山東清
丸山回漕店　丸山盛一
前田回漕店　前田治兵衞
福井商會　福井捨一
後藤回漕店　後藤鐵次郎
是則回漕店　是則清次
合資會社佐藤商店　佐藤勇太郎
三九商會　乙武新藏
木元回漕店　木元喜八
三上合資會社　三上豐夷
盛興商會　成瀬正行

第五章　大正初期及歐洲戰亂

大正初年の海運市況

明治末期より大正三年八月歐洲戰亂爆發に至る迄我邦海運市場は萎靡沈衰し大正二年中九州・横濱石炭運賃最高一圓四十五錢、最低七十五錢、九州・香港、最高一弗七十仙、最低一弗四十五仙、大連・横濱一擔最高十五錢、最低八錢見當にして航運經費低廉なりしと雖も而も運賃伸力に乏しく一時殆んど繫船に瀕せり。船價は大正二年中型中古船重量一噸四十五圓見當、大正三年上半期に於ても同樣にして賣買至つて少し。同年下半期に入り歐洲戰亂の爲め漸く前途高見越の景況を現出するに至る。若し此戰亂なかりせば世界海運界は固より我邦海運の如き果して如何なる局面を展開せしや一大疑問と謂ふべし。

青島鹽積取

大正元年九月頃芝罘岩城商會員津田靖平が偶、同方面視察中青島鹽輸出の有利なるを認め、同商會が當時傭船中なりし汽船久滿加多丸(總噸一、三四三)を以て仁川・釜山方面及内地に連續航海をなし輸送せるを始めとす。爾後大日本鹽業株式會社及三井船舶部等も其有利なるを知り鹽積取を試むるに至る、猶内地製

鹽不足の爲め政府に於ても其輸入を奬勵せるに依り靑島鹽の積取も亦小型船消化資料の一となるに至れり。

社船の臺灣枕木輸送

明治三十七年より大正二年頃迄の間大阪富島町合資會社臺灣商船組を經營せる長谷川彌兵衛の手に於て大阪商船會社船と特約し年々枕木七八萬乃至十萬本を三陸方面より臺灣基隆及打狗方面に輸送したり。偶、社船々繰附き難き場合は社外船腹を以て運送す。運賃は最初基隆揚げ枕木金五十五錢、打狗揚げ七十錢なりしが次第に低落し、基隆・打狗の差別なく最低十五錢五厘を見し事あり。明治四十一年三月臺灣縦貫鐵道竣工後枕木の需要大に減じ、大正時代に入り僅に補充の爲めに小口運送を爲したるも曩日の如く旺ならず。

勘察加航路

勘察加航路には大正初期より漸次比較的大型船割込み來れりと雖も未だ小型船に及ぶべくもあらず、大型船は送り込に用ひられずして、中積船より切揚船に主として使用せらる。這は傭船料率の關係にあらず。今大型船と小型船との利害を比較せんに、假りに漁場三ヶ所の送込を爲すとし、同日に仕立地を出帆し漁場にも同日に到著したりとするに、小型船は一箇所揚荷三日間都合九日間にて全部揚荷終了するも、大型船一箇所揚荷七日最終二十一日目にあらざれば

終了せざるべし。故を以て第一著揚荷漁場は既に投網に著手するに拘らず最終揚荷漁場は投網準備未だ整はず、魚族の群集を見る有様にて、其際漁業家は出漁を急ぐを以て自然小型船の需要多き理なり。今大正年代に入り同方面に回航せる船舶噸數を示せば左の如し。

年次	漁區數	帆船		汽船		合計	
		隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
大正元年	二一三	二九八	四〇、一〇〇	七五	五四、一三二	三七三	九四、二三二
二年	二三一	二五七	三五、一八六	八六	六七、二六一	三四三	一〇二、四四七
三年	二二六	二三一	三二、三六〇	九一	六五、三三四	三二二	九七、六九四
四年	二三二	一〇四	二八、四四六	一〇二	八五、一三五	二〇六	一一三、五八一
五年	二〇〇	二五七	三四、三七七	七三	四三、五九二	三三〇	七七、九六九
六年	二一三	二五二	三六、六七四	六三	五一、五四一	三一五	八八、二一五
七年	二二四	二〇三	三二、五〇七	八二	五二、六〇〇	二八五	八五、一〇七

八年	二四六	二二五	三六、三四一	八四	七三、八三四	三〇七	一一〇、一七五
九年	二四六	一八七	三一、九一五	一二二	七五、九〇一	三〇九	一〇七、八一六

撫順炭

撫順炭の內地輸入は大正元年度十萬七千九百噸、二年度三十五萬八千噸、三年度三十六萬噸に激增せしが、大正四年歐洲戰亂の影響を受け炭況不振に陷り輸出亦減少し、鐵道院納炭の如き一時中止となり、同年度十一萬六千噸に減少す。越えて大正五年戰時工業の勃興に依り各方面の需要を喚起し、六年以降八年に至る三ヶ年間は炭價空前の高値を唱へたるに拘らず、此時期に際し滿洲方面も製鐵其他各種の工業到る處盛に起り、洲內石炭の地賣り需要激增し、炭繰極度の逼迫を告げ海外輸出の餘裕なき狀態となれり。大正九年に入り財界は俄然世界的恐慌に陷り各種の工業一齊に萎靡し、同炭內地輸入隨つて激增し、僅に六萬三千八百噸となる。十年度に於ては日本內地出炭制限に依り炭況稍〻安定を得たると、大阪方面大口約定の成立に依り二十八萬七千五百噸餘に增進す。

我神戸への輸入を見るに大正元年六千九百噸、二年一千噸、三年七百噸、大正四年より同九年に至る迄僅に大正五年一千噸輸入ありたるのみにして輸入の見

るべきものなく、大正十年に入り五千四百九十六噸に達す。大正十一年の調査に依れば、十一年より向ふ一ヶ年間撫順炭を內國各地に輸入し得べき數量約八十萬噸に及ぶは必ずしも難事に非ざるべし。

撫順炭の南支輸出は最初より三井の一手受負なりしが、大正四年滿鐵の經營に係る大連汽船株式會社設立せられ、前記運送事業一切同會社の繼承する所となる。爾來年を追ひ同社は益〻隆盛に赴き、現今所有船舶滿洲丸以下十一隻、總噸數一萬八千五百七十九噸に達し社船竝に傭船を以て運炭に從事す。

開平炭

開平炭は明治末期より內地各方面の販路漸次擴張し、大正三年より製鐵用粉炭の外一般工場焚料用竝に船舶焚料として塊炭、切込炭、一號粉炭等續々輸入を見るに至り、鐵道省も亦大正三年度切込炭二十六萬噸を買入れたるを始めとし引續き年々購入す、近年內地及朝鮮へ輸入する量每年五十萬噸を下らず。

アンガー燐礦石積取

アンガー燐礦石は明治四十三年十二月岸本汽船神海丸(總噸四、一二六)を以て邦船積取の始めとす。其後同方面に配船せられたるもの多々ありしと雖も旺盛を極めたるは日獨戰後南洋諸島の委任統治權を我政府に收めたる後なり。窪田四郎は汽船第十一乾坤丸(總噸二、五二二)に便乘し、大正三年十月二十四日橫

濱を出帆し、アンガーに向ひ燐礦石積取を企てたる事あり、翌四年十月に至る一ヶ年間積取高四萬二千噸、此外田中丸善藏も亦同礦石積取に志し計畫する處あり、海軍省は政府所有船並に御用船を以て積取たる事あるも最近此事業は海軍省より南洋廳に移管され、大正六年三井船舶部之が輸送を引受けたり。爾來毎年三月及十月二回運賃競爭入札に附せらる、實に船腹消化の一材料となす。大正六年以來三井竝に他社の船腹に依り積取られたる數量等左の如し。

年度	噸數	運送受負者	
大正六年	四三、三七六	三井船舶部	古河商事株式會社に委託
七年	三二、六〇九	同上	同上
八年	六九、七一一	同上	三井配船
九年	五五、四一一	同上	同上
十年 自一月至五月	二九、二九二	同上	同上
十年 自五月至十二月	二九、九四八	ラサ島燐礦株式會社	山下汽船鑛業株式會社に委託

十一年 自一月至四月	一八、二六一	同上	東和汽船株式會社に委託
十一年 自五月至十二月	三二、五三七	三井船舶部	此内十月中二隻山下配船

クリスマス島燐礦石積取

大正三年セールフレザー會社の傭船として三井汽船愛宕山丸(總噸四、〇七一)大正四年十月には岸本汽船神光丸(總噸三、一二三)クリスマス島燐礦石積取に從事す。爾來新嘉坡行石炭船の復荷として有望なる貨物と見做さるゝに至り、今日迄毎年一萬噸乃至二萬噸に及ぶ。

サフアジヤ燐礦石積取

サフアジヤ(Safaja)燐鑛石は大正二年末三井船舶部が汽船金華山丸(總噸五、三六一)を以て積取りたるを初めとし其後引續き天拜山丸(總噸五、四一六)万田山丸(總噸四、五五一)を廻船せしめたる外、歐洲戰亂中邦船の地中海竝に英國方面への食料品輸送に從事し、歸航の途次サフアジヤに於て燐鑛石を積取るもの相當の噸數に達す。必ずしも邦船々腹の消化材料とするに足らずと雖も、亦バラスト代用としては一時稍々重要視せられたり。

回教徒巡禮輸送

年々海峽殖民地方面より巡禮輸送船を神戸市場に引合來りしが、佐藤勇太郎

は明治三十年新嘉坡地方旅行に際し之に望を屬し、爾來幾年間調査を重ね運動する處ありしも當時日本船主中應ずるものなし　其後大正三年鈴木商店汽船帝國丸・報國丸を巡禮輸送に配船し活躍を期せしに歐洲戰亂に會し一時此事業を中止せしは遺憾と謂ふべし。

抑も回教徒は「ラマザン」（五月初旬）「ヅーハー」（六月中旬）「シショアール」（七月下旬）「モハロン」（九月中旬）の四大祭を期し、先づ「メッカ」を中心とし、「メヂナ」「ケルベラ」「ラジヤク」「バグダッド」「クーサラン」等の靈地を巡拜するを報恩謝德の行とし、亞非利加・印度・南洋諸島より年々「ゼッタ」に向ふもの織るが如し。隨つて往復輸送に要する船腹の需要亦多大なり。英國靑筒汽船會社は當年此事業を獨占し、其利益に依り年々新船を建造し得たりと唱へらる。自社擁護上他船の侵入を防止し、あらゆる手段を講ず。偶〻鈴木商店此事業に著手するや、靑筒汽船會社は英國官憲に逼り、帝國丸は大連置籍船にして日本船にあらずとの口實の下に壓迫を試みしかば、船主は外務省に陳情し、漸く解決を告げ輸送を全うしたり。由來教徒は耶蘇教を嫌ふのみならず、靑筒汽船會社の待遇冷淡なるに反し、邦船は教徒を優遇し彼等の齋戒沐浴に缺くべからざる用水の如きも遠慮なく使用せしめた

るを以て深く邦船を德とし好感を敎徒間に宣傳せるより邦船の名聲頓に揚る。彼の土人旅客取扱規則(Native Passenger Act)等輸送船の設備に關し繁雜なる規定存するのみならず、靑筒汽船會社の外「モーガル・ライン」の如きも多年扶植せる勢力を有するに依り、邦船にとりては至難なる事業なりと雖も船腹消化に多大の關係あり、延いて此等敎徒間に我製產品を紹介し貿易の助長に資する所尠からず、將來我海運業者の注目に値する事業と云ふ可し。

北米石油積取

北米石油は大正四年七月三井船舶部が汽船金剛山丸(總噸五、四〇六)を以て米國費府より日本へ積取りたるを初とす。同船の往航巴奈馬運河通航は邦船の第三番船なりと云ふ。第一・第二番船も亦同じく石油積取に從事せるものと傳へらる。元來紐育スタンダード・オイル・コンパニーは東洋・南洋方面に亙りて明治初年より二千噸乃至三千噸型の帆船を以て米國產石油を輸送し、復航支那・日本より米國行雜貨を積載するを例とす。其後明治二十四・五年頃より汽船を用ひ我邦主要都市附近にタンクを設置す、就中魚崎竝に糸崎に本據を置き、定期的に石油を輸入し、更に朝鮮・支那方面に積替輸出せり。

英國系統にありてはライジングサン・オイル・コンパニーが神戸港外野田に本

據を置き、同樣販路競爭を試み一時火花を散したり。鈴木商店にありても大正十年十月汽船橘丸（總噸六、五三、八）にて七千噸を波斯アバダンより輸入し、大正十一年十月南米サンペドロより同船にて更に七千噸、大正十一年十一月七千九百噸を汽船滿珠丸（總噸六、五一五）にてボルネオ島タラカンより輸入せり。

米國棉花積取

大正五年三井船舶部は汽船天拜山丸（總噸五、四一六）を以てガルベストン棉花積取に向はしめしが、巴奈馬運河に故障あり一時不通となりしより同船は南阿を迂回し積取り歸航したり。

大阪商船株式會社汽船ぱなま丸（總噸五、七九〇）は日本定期船寄港の第一番船として大正七年十一月ニユーオリンスに入港、棉花六千八百俵を積取りたり。此内譯横濱揚千三百俵、神戸揚五千五百俵なり。其後同社汽船しあとる丸（總噸五、八五三）は大正九年十二月ガルベストンに寄港し、棉花二千俵（横濱揚三百七十五俵、神戸揚千六百二十五俵）を積取りたり。

大正十年十一月より十一年十月に至る一ヶ年間米國棉花の本邦輸入は二十四萬八千百八十三俵にして、此内日本船の輸入に係るもの實に十六萬一千二百〇二俵なり。

ニユカレドニヤ移民は吉佐移民會社の獨占なりしと雖も、大正元年佛人ロベル・フツクの手に依り汽船眞盛丸(總噸三、〇六〇)にて同地に向け五百五十名を輸送せり。從來臨時船を以て隨時本邦移民を伯剌西爾へ移送せし日本郵船株式會社も、大正六年四月移民輸送を目的とし南阿經由南米伯剌西爾サントスとの定期航路を開き、第一船若狹丸は同年四月二十一日神戶を發航す。

大正五年十二月大阪商船株式會社は南阿經由南米線を開始し、其第一船笠戶丸は大正六年一月十五日神戶を出帆す、往航神戶・四日市・横濱・長崎・香港・新嘉坡・古倫母・モリシアス・ダーバン・ケープタウン・リオデジヤネロ・サントス・ヴエノスアイレスに到り、復航ヴエノスアイレスよりサントス・リオデジヤネロ・セントルシア・ハバナ・ニユーオリンズ・クリストバル・バルボアロスアンゼルス・横濱を經て神戶に歸航す。

大正七年寺內內閣當時全國の移民會社を合同し打て一丸とし海外興業株式會社を作り、獨占的に一般の海外移民を取扱ふ事となりしが、森岡移民會社のみは大正十年に入り初めて合同に參加す。其後政府は移民會社の設立を許可せず。

シー・ニッケル商會

シー・ニッケル商會(C. Nickel & Co. Ltd.)は明治三十五年其組織を改め株式會社とし、大正二年四月九日ニッケル・ライオンス兩社合併してニッケル・ライオンス株式會社(Nickel Lyons & Co. Ltd.)となる。同社は本社を香港に有する英國會社にして、主力を神戸の營業に傾注す。英國政府公許資本金二百萬圓を限度とし、此内拂込濟資本金六十三萬圓なり、神戸に於ける同社分身會社は大正回漕株式會社にして資本金一萬圓、土地・家屋・艀・ランチ等を所有し、全然ニッケル・ライオンス株式會社の補助機關なり、取締役箕輪益夫及松浦恒三郎にして大正三年歐洲戰亂起るや同社株主中獨逸人は殆んど皆株式を賣却したるを以て、實權全く英米人の手に歸し、大正七年十二月山下汽船株式會社は多數の株式を買收し有力なる株主となる。同社取締役は英人ピー・ワットソン(P. Watson)・(常務)鑄谷正輔・エム・エフ・ジョネス(M. F. Jones)・ゼー・エフ・ジェームス(J. F. James)の四名にして、現今神戸港出入の英・米兩國汽船積卸貨物の過半は其取扱に係る。

大正回漕株式會社

ヘルム・ブラザース

ニッケルに次でステベドアーを營みし英人老船長クリステンセン(T. A. Christensen)は明治四十二年死歿せしに依り、明治四十三年一月同事業一切「ヘルム」(Helm Brothers & Co. Ltd.)に繼承せらる。ヘルムは豫て横濱に於て同業を經營せし

が、クリステンセン事業繼承以來更に神戸に開業し、其羽翼を張るに至れり。

富島組

富島組は大正五年六月再び組織を變更し株式會社となる、大正六年十一月倉庫業を始め土木建築受負業をも開始す。現今營業種目は大阪商船のステベドアーの外、八幡製鐵所の製品運搬及構內作業請負、陸軍運輸部貨物運送、稅關貨物取扱、倉庫業及阪・神其他近海艀曳船等にして、每半期取扱貨物五千萬個を下らず、勞務從業者一日三千五百名、事務員七百名、使用荷車・馬車・自動車四百輛、所有小蒸汽船十隻、艀船六百隻に上る。現今資本金一百萬圓、取締役社長井上虎治・專務取締役高野吉太郎・取締役鈴木松之助・山本五郎なり。

富島組神戸支店

富島組神戸支店は明治三十年二月十五日を以て海岸通三丁目に設けられ同時に兵庫島上町に兵庫出張所を置き、鈴木松之助支店長として赴任す。明治三十九年一月大阪商船內航各船輸入貨物本船受渡及陸上荷捌の爲め海岸通四丁目內航棧橋詰に第二波止場出張所、海岸通五丁目に國產波止場出張所を設置す。大正元年八月大阪商船神戸支店所屬艀十五隻を讓受け、同組所有艀二十六隻と合して內航各船輸入貨物の陸揚を受負ひ、大正二年七月兵庫運輸株式會社の解散と同時に臺灣・朝鮮・支那等各外航輸入貨物の陸揚受負を繼承し、之と共に稅關

荷物荷捌上、東川崎町神戸税關構内に東川崎出張所を創設す。大正五年六月組織を株式會社に變更し、鈴木松之助取締役に擧げられ、神戸支店支配人を兼任す。

大正運輸株式會社

大正運輸株式會社は大正七年六月神戸棧橋株式會社及東神倉庫株式會社の兩系より資本金二百萬圓を以て創立せられ、神戸棧橋株式會社の多年經營せるステベドアー及曳船事業の全部を繼承す。創立當時の役員は取締役社長吉田喜一郎・常務取締役高畠寅次郎・同辻太一・取締役島田保一郎・同中村藤一等なり。

北日本汽船株式會社

大正三年三月大阪商船・本間泰輔(北海道増毛)・山本久右衛門(小樽)・島谷德三郎(山口縣)・佐々木平次郎(函館)は各汽船一隻又は二隻を以て函館・小樽・樺太東西海岸間の樺太廳命令航路合併を行ひ、當時六隻を以て北日本汽船株式會社を創立し、資本金を一百萬圓とし(大正六年九月三百萬圓に増資す)大阪商船會社より末永一三を招聘し社長に任じ、同社の田邊貞造をも拔擢し支配人とす。當時僅に函館・小樽間と樺太東西兩海岸との交通に過ぎざりしが、大正四年四月より伏木・樺太間に航路を延長す、伏木・阪・神間は鐵道と連絡契約を締結し、阪・神・北海道・樺太間の交通線路とす。同年青森・函館・室蘭の航路を開く。大正八年小樽・阪・神間に西廻航路を開き、更に大正十一年より樺太・阪・神間に汽船二隻を以て直通航路を開始

す。大正十年より函館・ニコライエウスク間の航路をも開き宗像丸を以て之に充て、十一年に入り海和丸を増加せり。現今所有船舶は十五隻、總噸一萬六千〇五噸なり。

南洋貿易株式會社

南洋貿易株式會社は南洋マーシャル・カロリン群島の貿易目的を以て、明治二十六年組合事業として創立せらる。明治三十二年始めて株式會社に改め、資本金十萬圓とし、其後五回増資し資本金六百萬圓とせしが大正八年六月二百萬圓に減資す、現今取締役社長岩崎清七・專務取締役小倉彥六・取締役岡田壯四郎・橋本才吉なり。本邦より食料品・衣服類其他雜貨を輸出し、南洋諸島よりコプラ・高瀨貝・海參・鼈甲・アイボリナット等を輸入す。大正四年より六七年に亙り貿易は大に發展したるも爾來財界の不況と共に同社事業減縮す。最初補助機關帆船數隻を使用せしが、大正四年五月以降汽船平順丸(總噸一、六一八)を用ひ、大正四年十一月より政府の定期命令航路を開き、海軍省より補助金を受け、汽船第八多聞丸(總噸二、九七七)南海丸(總噸一、七一七)以智丸(總噸一、二三五)の三隻を就航せしむ。航路は

一、横須賀―横濱―門司―小笠原、マリアナ群島―カロリン群島。

二、カロリン群島・マーシャル群島―英領ニューアイランド―英領ギルバートアイランド。

三、西カロリン群島―蘭領セレベス島。

右の外小型汽船秀丸(總噸一、八八四)及第二長門丸(總噸一九〇)竝に補助帆船及スクナー數隻を各群島離島の聯絡に使用す。政府命令航路は大正六年十二月同社の手を離れ日本郵船株式會社の繼承する所となると雖も、群島間の聯絡は依然南洋貿易會社の經營に係り、大正十一年四月南洋廳設置せらるゝに當り前記航路に修正を加へ、汽船第六平榮丸(總噸四六五)及天津丸(總噸三〇八)竝に補助帆船の三隻を以てマリアナ群島一圈の各離島間及東西カロリン群島一圈の各離島間及マーシャル群島一圈の各離島間を航行せしむ。

歐洲戰亂　大正三年八月一日獨逸に對し露國の宣戰を始めとし佛國及英國相次いで宣戰し、同月二十三日日本も亦宣戰を布告す、此時局に關し陸海軍御用船となりしもの總計八十三隻、此總噸數二十六萬五千百四十四噸なり。今此內容を示せば左の如し。

日本郵船株式會社　二十一隻　七萬七千四百二十一噸

大阪商船株式會社　十一隻　三萬一千二百八十一噸

東洋・三井其他　十隻　四萬二千四十噸

社外船　四十二隻　十一萬四千四百〇二噸

青島に集中せし獨逸東洋艦隊の所屬巡洋艦若干隻は宣戰布告に先んじ膠州灣を脱出し、印度・南洋・歐洲へ遁る。就中巡洋艦エムデン(Emden)は印度洋方面に出沒し、巧に兇暴の態度に出で、敵國軍艦二隻及商船十九隻を擊沈し、雷名を轟かしたりしが、大正三年十一月九日遂に猛烈なる英艦の砲擊に遭ひ大損害を蒙りアフリカ沿岸キーリングに逃げ、擱座して最後を遂げたり。獨逸潛航艇は大正四年・五年・六年に涉り、地中海並に大西洋方面に實に巧妙なる技能を發揮し、敵對聯合國をして寒心せしむ。特に大正六年二月に至り獨逸は潛航艇の無警告擊沈策を定め、交戰國と中立國とを問はず一切の船舶を擊沈する旨を宣言し、著々暴力を振ひしかば、米國忽ち發憤し、同年四月六日獨逸に對し宣戰を布告し、最後二ヶ年に亙り死力を盡し突進す。此の如くにして海陸共戰線益々擴大し、全世界を擧げて暗雲裡に彷徨せしむ。此戰亂中各國の輸送せる兵數は、

英本國　四、九七〇、九五二人

英領カナダ	五九五、四四一人
濠洲	四一六、八〇九
印度	一、三〇〇、〇〇〇
米國	三、六七〇、八八八

なり。開戰前世界各國所有船腹の噸數を見るに、

英國	（總噸）	二一、〇〇〇、〇〇〇噸
日・佛・露・白・伊・蘭	同	七、七〇〇、〇〇〇
中立諸國	同	一一、三五〇、〇〇〇
獨逸	同	五、五〇〇、〇〇〇
墺・匈	同	一、〇五〇、〇〇〇
土耳其	同	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	同	四六、七〇〇、〇〇〇噸

にして、大西洋上獨逸潜航艇の最も猛烈に跋扈跳梁せし時は一週間五十萬噸の商船を撃沈し、大正六年末に於ける被害船英國七百萬噸、佛國七十四萬噸、諸威百〇七噸、日本六萬噸、戰亂終局に至る迄世界各國船舶の損失總計總噸千二百三十

萬噸餘に達し、世界全船腹の大約三割を喪失す。此戰亂中各國競うて造船に努むと雖も、到底船腹の不足を補充する事能はず、世界造船國の筆頭たる英國の如き平年優に二百萬噸の造船能力を有するもの、戰時中能力減じて僅に三分の一に過ぎず、我邦に於ても俄に造船所の新設せらるゝもの多しと雖も、船腹の補充困難なり。加之邦船國外賣却の爲め續々輸出せらる。遞信省管船局の調査に依れば大正五年乃至七年の三ヶ年間輸出船百二十六隻總噸十四萬一千噸餘に達す。此戰亂に當り世界各國の支出せし戰費を調査すれば、三千八百〇九億圓に達す。ナポレオン戰爭百二十五億圓、南北戰爭百六十億圓、日露戰爭五十億圓に比し異常の巨額と云ふべし。

大正三年八月二十三日正午日獨國交斷絶すると共に宣戰詔書發布せらる。

玆に於て日獨兩國干戈相見ゆる事となり、我帝國の陸海軍は其行動を開始し、獨逸の東洋に於ける根據地たる山東省の租借地青島に向へり。艦隊の編成は第一艦隊司令長官加藤友三郎中將にして、司令官山屋中將・上山・藤本兩少將之に屬し、第二艦隊は加藤定吉中將司令長官となり、司令官は栃内中將・上村・岡田兩少將之れに屬す、第三司令官は土屋少將其任に當る。八月二十七日第二艦隊司令長

官加藤中將は租借地全沿岸に對する封鎖を宣言す。陸軍動員は青島攻圍軍司令官陸軍中將神尾光臣にして、參謀長に陸軍少將山梨半造任命せられ、久留米第十八師團を主力とし、第四師團・第三師團・第十師團の一部竝に下關・横須賀・廣島・由良・忠海・深山の各重砲隊・鐵道隊、其他第十二・第六兩師團配屬の特科隊を動員し一軍を組織す。八月二十八日第十八師團の一部は御用船鎌倉丸・天津丸・彥山丸・琴平丸・御吉野丸の五隻に分乘し、軍艦に護衞せられ長崎を首途せり。議會は九月四日より九日迄東京に召集せられ、軍事費五千三百萬圓の臨時支出を議決す。

我軍は九月二日拂曉に至り龍口上陸を開始し、海軍陸戰隊に次ぎ陸兵上陸す。當時未曾有の洪水に遭遇し、漸く九月十日に至り騎兵及先遣隊萊州に著し、十二日平度に到著し、次で卽墨を占領し、九月十七日青島の咽喉たる膠州を占領す。九月十八日堀內少將の率ゆる支隊勞山灣に上陸を開始し、十九日全部上陸を遂げ、九月二十八日勞山港を確實に占領す。英軍總司令官バーナージストン少將(General Barnardiston)も亦印度兵四百の增援を得て我軍に參加す。九月二十五日濰縣を占領し、二十七八日浮山・弧山を聯結せる一帶の地を占領し、茲に青島の包圍全く完成し、十月五日山東鐵道最終地點濟南を占領す。十五日聖旨に基き要

塞內の非戰鬪員に對し退去を允許せられ、十月三十一日天長節の嘉辰を期し午後より總攻擊に移れり。我軍龍口上陸以來日を閱すること六十日、總攻擊開始後實に八日目卽ち十一月七日の拂曉に至り青島陷落し、獨逸軍總督ワルデック(General Waldek)降服し、十四日を以て日本に向け送致せらる、十六日我軍は入城式を擧行したる上、招魂祭を營み十九日軍政を布けり。

海運業者の活躍

此戰亂は大正三年に突發し四年五年を經て六年に入り最も熾烈なる狀態となり、特に六年四月米國の聯合國に參加せし以來船腹の缺乏一層甚しく、運賃・傭船料及船價の暴騰を招來す、海外航路の如きは僅か一噸又は二噸のスペースさへ得る事困難にして、所謂一夜造りのスペース・ブローカー簇出活動し、神戶は世界海運中央市場として海運策源地となり、一時全世界に涉り海運を支配するに至れり。

此戰亂中海運業者が幾何の運賃及傭船料を國外より收得せしや、將又幾何の富を獲得せしや、精確なる統計を得る事能はざれども、貿易の發展と相俟ち國富の增進に一半の貢獻を爲せしは明白なる事實にして、當時縣下納稅負擔高率者の過半は海運業者を以て網羅し、大正七年勝田銀次郞を貴族院議員に選出する

に至る。此旺盛時代に於て法人に在ては利益配當五割・六割は普通にして、二十割又は其以上を配當せるものあり、三井船舶部の如きは優に社船の壘を摩し、船主竝に傭船者として此機に乘じ世界的に活動し、更に發展して大正六年岡山縣兒島郡玉に大規模の造船所を設立し、造船竝に船舶修理を始む。傭船者としては三菱商事株式會社船舶部・鈴木商店・太洋海運株式會社・增田貿易株式會社・古河商事株式會社船舶部・久原鑛業株式會社等も多數の傭船を運用し歐・米・濠各方面に活躍す。當時阪・神間に於ける船主として發展したるものを擧ぐれば、先づ廣海二三郞・岸本兼太郞・辰馬吉左衞門・八馬兼介・原田六郞・岡崎藤吉・板谷宮吉・乾新兵衞等の經營に係る各汽船會社を初め、明治海運株式會社・帝國汽船株式會社あり、猶近年敏腕家として頭角を現はせる勝田銀次郞・內田信也・山下龜三郞・橋本喜造・中村精七郞等の經營に係る勝田汽船株式會社・大洋汽船株式會社・內田汽船株式會社・山下汽船株式會社・橋本汽船株式會社・中村組の外、神戸棧橋汽船株式會社・上西汽船株式會社・東和汽船株式會社・互光商會・松昌洋行・日下部汽船株式會社・豐崎汽船株式會社・村尾汽船合資會社・松田汽船株式會社等何れも皆斯界の錚々たるものなり、當時神戸海運界の繁榮は實に是等人々に依りて支持せられし觀あり。

此等海運業者中最も堅實なる發展を遂げたるは在來の船主にして、之に次でブローカーより所謂成金となりたるもの擧げて數ふ可からず。激增せる所得を以て老齢船を賣却し新造船に換えたるもの、有價證券、地所其他に投資せるもの比々皆然らざるはなし。然れども此内最も顯著なる傾向は船主にして造船業の兼營に著手せるものとなすべし。三井・山下・内田・豊崎・岩城・橋本・村尾・新田等適例に屬す。

此戰亂の終りに起りたる斯界に於ける顯著なる出來事は川崎汽船株式會社及國際汽船株式會社の創立なり。兩社は合計重量約八十萬噸を所有し、Kラインと稱し共同運用の組織を以て遠洋航路に從事す。

今一例として大正七年及八年度社船の收益を擧げ營業成績の一端を示し主要なる海運業者を列記せん。

大正七年度

社名	期間	資本金 拂込額	純益	積立(合計)	配當
日本郵船	前	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 五八、〇〇〇、〇〇〇	五二、六八三、四四一円	五四、一六三、七七二円 別口三〇、八四九、四九一	六、〇割

同	後	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 五八、〇〇〇、〇〇〇	三一、五八七、六六〇	六七、〇二三、三三二 別口 五〇、八四九、四九一	五、〇
東洋汽船	前	三二、五〇〇、〇〇〇 一七、八七五、〇〇〇 社債 四、〇〇〇、〇〇〇	七、〇一八、七一八	一三、七八一、四四三	五、〇
同	後	三二、五〇〇、〇〇〇 一七、八七五、〇〇〇 社債 四、〇〇〇、〇〇〇	六、四四二、七二五	一三、九四七、三〇九	三、〇
大阪商船	前	五〇、〇〇〇、〇〇〇 三一、〇六二、五〇〇	一七、七一六、八六六	一九、六八八、八四九	一、〇 (臨時)五、〇
	後	五〇、〇〇〇、〇〇〇 三七、三七五、〇〇〇	二四、四九一、九四五	二一、二三三、六八五	一、〇 (臨時)五、〇
明治海運	前	五、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	二、一九一、四三四	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇 一九、〇
	後	五、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	八、三一九、六三〇	一、一三〇、〇〇〇	一、〇 一九、〇
大正八年度 日本郵船	前	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 五八、〇〇〇、〇〇〇	一八、五九二、六二四	六六、六〇七、六九五 別口 五四、二五八、七四七 (別口は戦時喪失船四隻、新造船償却、臨時株主配當に充て全部支出す)	五、〇
同	後	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 五八、〇〇〇、〇〇〇	一六、九九六、九五六	七七、五七七、一八八	四、〇
東洋汽船	前	三二、五〇〇、〇〇〇 一七、八七五、〇〇〇 社債 四、〇〇〇、〇〇〇	一、四三〇、二二三	一五、三六一、九六九	二、〇

同	後	三二、五〇〇、〇〇〇 一七、八七五、〇〇〇 社債 三、五〇〇、〇〇〇	一、〇七五、〇八六	一五、一八六、七〇〇	二、〇
大阪商船	前	五〇、〇〇〇、〇〇〇 三七、三七五、〇〇〇	一二、一六九、九六〇	二三、三九一、三五一	一、〇 (臨時)三、〇
同	後	五〇、〇〇〇、〇〇〇 四三、六八七、五〇〇	八、六五四、三七四	二四、四六一、七四九	一、〇 (臨時)三、〇
明治海運	前	五、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	三、二五三、四〇一	一、二七〇、〇〇〇	一、〇 一九、〇
	後	五、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	一、六七〇、〇五九	一、四一〇、〇〇〇	一、〇 一九、〇

日本郵船株式會社

日本郵船株式會社は大正初年事業の擴張に志し、所謂丁級船總噸七千噸型貨物船の建造を企て、先づ英國グラスゴー、ラッセッル造船所に注文したる丁級模範船對馬丸は大正三年十月竣工し、三菱及川崎造船所等の建造に係る十一隻の内豐橋丸・豐岡丸・富山丸・德山丸は四年中に、常磐丸・但馬丸・龍野丸・敦賀丸・津山丸・鳥羽丸・高田丸は五年中に竣成す、此内德山丸及高田丸は歐洲戰亂中大西洋に於て沈沒せり。

歐洲戰亂勃發するや同社は青島攻擊、獨逸太平洋艦隊擊攘、南洋・印度洋貿易保護、帝國艦隊地中海出動、西比利亞及北滿洲出兵等に御用船任務を果したるのみならず、所謂潛水艇戰策のため脅威せられたるに拘はらず、多大の犧牲を拂ひ歐洲航路を持續し、歐・亞貿易の發展を助け、同時に聯合與國の爲め軍需品供給を便

ならしめ、大正六年十一月資本金を一億圓に增し、戰時中世界各方面に涉り航路を擴張す、其數實に左の十三線を算するに至れり。

航路	開始年月	使用船數	航海回數
世界一週航路	大正四年	十　隻	每月一回
紐育線	同　五年六月	六　隻	每月一回
リバプール線	同　六年五月	六　隻	四週一回
日本南阿南米線	同　六年十月	三　隻	每月一回
甲谷陀南米線	同　七年十一月	三　隻	隔月一回
甲谷陀紐育線	同　七年三月	六　隻	每月一回
甲谷陀シャトル線	同　七年八月	五　隻	每月一回
日本瓜哇甲谷陀線	同　七年三月	四　隻	每月一回
新西蘭土線	同　五年八月	一　隻	一年四回
ポートセッド線	同　六年末	臨　時	—
地中海線	同　七年四月	二　隻	—
大阪青島線	同　四年一月	一　隻	每月二回

大阪漢口線	同	七年四月	一　隻	每月一回

戰後間もなく同社は世界一週線を廢し、漢堡線を開き、一方リバプール線の改造と相應じ益〻歐・亞貿易發展に努めつゝあり。平和克復後重量五十萬噸の造船計畫を立て、其內十五萬噸は既に建造竣成せるものあり。

現今航路狀態

今現在經營に係る航路狀態を揭げ同社の自營線と補助線とを示すべし。

一歐洲航路			
倫敦線	十一隻	二週一回	遞信省命令
リバプール線	七隻	四週一回	自營
漢堡線	七隻	四週一回	自營
一米國航路			
シヤトル線（香港起點）	四隻	三週一回	遞信省命令
シヤトル線（神戶起點）	四隻	三週二回	自營
東回紐育線（巴奈馬經由）	六隻	四週一回	自營
西回紐育線（蘇士經由）	四隻	隔月一回	自營
日本南米線	二隻	臨時	自營
甲谷陀紐育線	數隻	每月一回	自營

甲谷陀南米線	―	當分不定	自營
一濠洲航路			
メルボーン線	三隻	每月一囘	遞信省命令
一印度航路			
孟買線	七隻	每月二囘	自營
甲谷陀線	七隻	每月二囘	自營
日本瓜哇甲谷陀線	―	當分不定	―
一南洋航路			
南洋線(東囘)	一隻	隔月一囘	南洋廳命令
同　(西囘)	二隻	隔月一囘	南洋廳命令
一支那航路			
神戸上海線	四隻	每月二囘	遞信省命令
橫濱上海線	三隻	二週三囘	遞信省命令
神戸天津線	三隻	每週一囘	遞信省命令
橫濱牛莊線	三隻	每十日一囘	遞信省命令

神戶牛莊線	一隻	每四週一回	遞信省命令
大阪青島線	一隻	每月二回	自營
大阪漢口線	一隻	每月一回	自營
一臺灣航路			
神戶基隆線	三隻	每月六回	臺灣總督府命令
橫濱高雄線	四隻	每月三回	自營
一本洲航路			
東回線(神戶小樽間)	六隻	每月七(八)回	自營
神戶釧路線	三隻	每月三回	自營
小笠原線	一隻	每月一(二)回	東京府命令
一樺太航路			
函館樺太線	二隻	每月七回	遞信省命令
橫濱樺太線	二隻	每月二回	樺太廳命令
小樽樺太線(冬季のみ)	二隻	三ヶ月間二十五回	樺太廳命令
一北海道航路			

函館網走千島線　四隻　―　北海道廳命令
小樽斜里線　二隻　―　北海道廳命令

補助航路の推移

明治三十五年四月孟買航路の補助を辭退す。大正十年三月歐・米航路中、或線に對し政府補助命令を辭退し、十年四月より郵便定期航路命令書の下に郵便物遞送に對する補助を受く。政府の補助航路は現時左の三種とす。

一、遠洋航路補助法に依り命令書の形式を以て桑港線及米國東西兩岸線に對する航路補助。

一、郵便補助契約の形式たる特殊命令書の下に郵船會社の歐洲倫敦線・北米シヤトル線及濠洲メルボーン線に對する郵便補助。

一、特定航路助成の形式に準ずる命令書の下に内地沿岸及東南洋近海航路に對する航路補助。

資本金及積立金

歐洲戰亂の爲め同社は巨額の利益を收得せしが、大正十一年三月末の調査に依れば、資本金一億圓の内拂込金額五千八百萬圓、其外各種積立金合計八千三百三十萬圓を有す、今其内容を示せば左の如し。

一船舶保險積立金　一九、三二〇、〇〇〇円

一船舶大修繕積立金　五、七七〇、〇〇〇
一準備積立金　一六、八八〇、〇〇〇
一配當平均準備金　一七、八〇〇、〇〇〇
一航路擴張及船舶改良資金　一五、七〇〇、〇〇〇
一其他の積立金　七、八四四、〇〇〇

所有船船數及噸數

大正十一年三月末現在同社所有船舶一〇四隻、此總噸數五十四萬二千七百九十二噸なり。

重役更迭

大正十年二月九日社長男爵近藤廉平死歿の結果として取締役伊東米治郎社長に推薦せられ、永留雄吉副社長に任ぜらる、其他取締役藤島範平・島村淺夫・中島滋太郎・永川復太・石井徹・安田桓・永田仁助・湯川元臣、監査役山本直良・河村金五郎・島德藏なり。現任神戸支店長は大正九年六月二十日著任せる黑川新次郎にして、副社長は中瀬精一・大河内時夫・金鞍一榮・安藤純五・關野大三郎等なり。

近海部獨立

同社多年の懸案たりし近海部獨立は戰後の不況に鑑み利害研究の結果、大正十一年四月一日より愈〻分離し別箇の經營とせるが、近々分身會社として獨立の機運に向へり。

日本の優秀船

同社は日支連絡上特に趣向を凝らし、大正十一年英國グラスゴー・デニー・ブラザース(Denny Brothers)に於て快速力姉妹船長崎丸及上海丸二隻を建造し、長崎・上海航路に充つ。同船は大正十一年十月英國を發し佛國マルセーユ其他各港に於て乘客を搭載し、十一年十二月十四日神戸に著す、次で横濱に回航し諸般の設備を充實したる上、十二年二月十一日を以て長崎港を發し上海に向け處女航に就けり。總噸數五千五百噸、船客一等百五十五名、三等二百名、最新式各種の設備に善美を盡し、隔靴掻痒の感なからしむ、恐らく屈指の客船ならん。特に其速力は二十一節を有し我邦に於ける最高速力船にして、從來兩地間四百六十海里の船程に對する三十六時間を今回二十四時間に短縮したるは實に近海に於ける空前の記錄と云ふ可し。

大阪商船株式會社

大阪商船株式會社は兵庫運輸株式會社より大正二年兵庫島上船橋を買收す、大正三年二千四百七十五萬圓に增資し、大正四年八月神戸・桑港線を開き六年廢航す、南洋・印度・濠洲・南阿・南米に通ずる一策として大正五年四月南洋定期航海を始め同年十月アデレード線を開き、更に進んで同年十二月アルゼンチン・ベエノスアイルスに達する線路として南米線を開き、大正六年五千萬圓に增資し、大正

七年十二月漢堡線を、八年六月ニューオリンス線をも開始す。戰亂中地中海に跳梁せる獨逸潛航艇の危險を冒し七年五月孟買・ゼノア線を開き、中歐に向ふ物資の輸送に努めたり。北米・タコマ線は政府命令を離れ自由に航行するを有利なりと認め、同社は大正九年四月政府補助を辭退す。新設の南米東岸線は同年十月より政府の補助を享くる事となり、新嘉坡・磐谷線も十年四月より補助航路となれり。大正九年十一月資本金を一億圓に增加す、内拂込金額六千二百五十萬圓なり。大正十一年六月末に於ける諸積立金合計四千百五十二萬八千九百六十圓、其内容左の如し。

一船舶保險積立金	六、五七六、五四二圓
一船舶修繕積立金	三、〇二九、四一八
一準備積立金	一七、三二三、〇〇〇
一事業擴張及船價整理資金	五、〇〇〇、〇〇〇
一配當平均準備金	六、六〇〇、〇〇〇
一建築準備積立金	三、〇〇〇、〇〇〇

大正十一年の始めに於ける同社船舶數は百三十三隻、總噸數四十一萬四千百四

十九噸にして、現今航路の狀態竝に政府命令補助の關係等大要左の如し。

航路	使用船	航海回數	命令又は自營
一歐洲航路			
日本歐洲線	七隻	四週一回	自營
一亞米利加航路			
ピユーゼットサウンド線	六隻	二週一回	自營
南米線	六隻	年十回	遞信省命令
甲谷陀ニユーオリンス線	四隻	年七回	自營
紐育線	七隻	毎月一回	自營
一印度航路			
横濱孟買線	六隻	毎月二回	自營
日本甲谷陀線	三隻	毎月一回	自營
日本瓜哇甲谷陀線	五隻	毎月一回	自營
一濠洲航路			
メルボルン線	三隻	毎月一回	自營

一南洋航路

南洋線 甲線 乙線	三隻 二隻	每月一回	臺灣總督府命令
瓜哇盤谷線	二隻	三週一回	遞信省命令

一臺灣航路

神戸基隆線	三隻	每月六回	臺灣總督府命令
橫濱高雄線	四隻	每月四回 內二隻	臺灣總督府命令
臺灣沿岸線 東線 西線	二隻 一隻	每月六回 每月五回	臺灣總督府命令

一朝鮮航路

大阪南鮮線	五隻	每月約十三回	自營
大阪淸津線	二隻	每月三(四)回	自營

一浦潮直航線

浦潮直航線	二隻	每週二回	遞信省命令
浦潮廻航線 甲線 乙線	一隻	每月一(二)回	遞信省命令

一支那航路

大阪大連線	四隻	每月二回	遞信省命令

大阪青島線	一隻	毎月二回	自營
大阪天津線	四隻	毎月約七回	自營
横濱天津線	一隻	毎月約一回	自營
基隆福州線	一隻	毎月約四回	臺灣總督府命令
基隆香港線	二隻	毎週一回	臺灣總督府命令
高雄廣東線	一隻	毎月二回	臺灣總督府命令
高雄天津線	三隻	毎月三回	臺灣總督府命令

一内地航路

多きは毎日一回少きは隔日又は三日に一回出航するものにして次の十七線を有す。

大阪沖繩線	六隻
那覇基隆線	二隻
鹿兒島那覇連絡線	二隻
大阪鹿兒島線	三隻
大島各島線	二隻

大阪山陽線	五隻
尾道別府線	一隻
四國經由門司線 甲便	二隻
乙便	二隻
大阪四國線	五隻
別府宇和島線	二隻
大阪細島線	六隻
大阪別府線	一隻
大阪名古屋線	五隻
急行大阪勝浦船	二隻
大阪高知線	二隻
大阪德島線	四隻

現今取締役社長堀啓次郎・取締役副社長加福力太郎・專務取締役澤尾隆太郎・村田省藏・太田丙子郎・取締役山岡順太郎・阿部彥太郎・木村清・池尾芳藏なり。　神戶支店長は大正十一年十月本社參事に榮轉せる島村幡彥の後を襲ひ山內恕同日就任す、助役山野井弘なり。

東洋汽船株式會社

歐洲戰亂勃發後英·米兩國の汽船會社桑港航路より退去せしに依り東洋汽船株式會社は同航路を獨占するに至る。大正四年三月四日發布の米國ラフォレット法(La Follette Act.)に基き米國船員法改正の結果、太平洋郵船會社は同社事業經營上考慮する處あり、其所有船を賣却せんとす。大正四年下半季同社は前記太平洋郵船ペルシャ・これや・さいべりや三隻購入を契約し、同年中波斯丸を、翌五年これや丸及さいべりや丸を米國にて引渡しを受け桑港航路に加へ盛に活動したり。此外大正十年中岸本汽船大連丸總噸二、二三七)神洋丸(總噸五、八三一)及關東丸(總噸一、五四二)の三貨物船を傭入れ、船腹不足の緩和に力めたるは特筆するに足るべし。

大正五年六月資本金を三千二百五十萬圓に增し、更に戰後社船建造の計畫を樹て、既に汽船樂洋丸·銀洋丸二隻は南米航路に旺洋丸·美洋丸外六隻は貨物船として東洋紐育間、東洋ポートランド間及歐洲經由世界一週航路に配船す。大正十年政府より汽船大洋丸(總噸一四、五〇三)の管理使用を委託せられ、同年五月より桑港航路に加入せしむ、同船は元獨逸ハンブルグ南米汽船會社の所有にてキャップフヒニステレ(Cap Finistere)と稱し獨逸南米航路に使用せられ、結構莊麗を

極む、特に熱帶地方航行の爲め水泳場の設備あり客船として風評頗る佳良なり。
同社は明治四十一年天洋丸に重油燃燒を試みしを始めとし、爾來所有船十八隻の內波斯丸・靜洋丸及福洋丸三隻を除く外十五隻は何れも重油を燃燒す、現今各航路配船狀態を示すに當り各船重油燃燒開始時を附記すべし。

一 北米航路

桑港・ホノルヽ・橫濱・神戶・長崎・大連・上海・マニラ・香港

船名	噸數	重油燃燒開始
政府委託汽船 大洋丸	一四、五〇三	
汽船 天洋丸	一三、三九八	明治四十一年
同 春洋丸	一三、〇三九	同 四十四年
同 これや丸	一一、八〇九	大正 十 年
同 さいべりや丸	一一、七八五	同 十 年

一 南米航路

香港・門司・神戶・橫濱・ホノルヽ・ポートランド・桑港・サンピドロサリナクルズ・マンザリノ・バルボア・カリヤオ・モーレンド・アリカ・バルパライソ、

船名	噸數	重油燃燒開始
汽船樂洋丸	九、四一八	大正十年
同　安洋丸	九、二五六	同　四年
同　靜洋丸	八、六〇〇	—
同　銀洋丸	六、五五〇	同　十年
一不定期貨物船		
汽船旺洋丸	五、六七〇	大正十年
同　美洋丸	五、四七九	同　十年
同　香洋丸	五、四七一	同　八年
同　福洋丸	五、四六三	—
同　朝洋丸	五、四五四	同　八年
同　巴洋丸	五、四四五	同　十年
同　麗洋丸	五、四四五	同　九年
同　明洋丸	五、四三四	同　九年
油槽汽船紀洋丸	九、〇四九	明治四十三年

一瓜哇航路、　大正十一年十一月十九日大阪發を以て開始す。
往航、大阪・神戸・門司・大連・香港・バタビヤ・サマラン・スラバヤ、
復航、スラバヤ・サマラン・バタビヤ・香港・基隆・門司・神戸・大阪、
汽船波斯丸　　　四、三八〇噸　　　―
大正十一年六月同社所有船は十八隻にして此總噸數十四萬一千百四十五噸なり。
現在取締役社長淺野總一郎・專務取締役淺野良三・橋本梅太郎・高野省三・取締役大川平三郎・白石元治郎・伊東祐忠・原鎗三・關根要八なり。　明治三十八年八月神戸に出張所を設け、中島清重支配人に任じ奮鬪活躍すること十二年、大正五年七月擢んでられて專務取締役となり本社に移る、助役島田義治後を襲ひ支配人に任ず、長谷川長和助役となり今日に至る、中島は經綸半にして大正八年十一月東京に於て死歿す。
以上三社の外重なるものを擧ぐれば左の如し。

三井船舶部

三井船船部は大正元年九月汽船劍山丸を以て北海道より木材を桑港へ輸出

し、復航ポートランドより小麥を輸入す。其後金華山丸及天拜山丸も同方面に向ふ。大正二年七月汽船萬田山丸は北海道木材を積載し蘇士通過、ダンカーク・アントワープに到り、復航カーヂフより石炭を積載しポートセッドに到り、次でサファジャより日本へ燐礦石を輸入す。汽船金華山丸及天拜山丸も相踵で同方面に就航す。

大正二年より三年に亘り汽船妙義山丸(原名 Nyassa, 總噸二、八四二)及五劍山丸(原名 Alchmeh, 總噸一、六四二)二隻外に大連籍として

汽船榛名山丸(原名 Edith 總噸三、〇一〇)

汽船天城山丸(原名 Corinthic, 總噸三、六五三)

汽船吾妻山丸(原名 Purley, 總噸四、三六八)

汽船愛宕山丸(原名 Alberta, 總噸四、〇七〇)

汽船金剛山丸(原名 Indramayo, 總噸五、四〇六)

合計五隻總噸二〇、五〇七噸を購入す。

大正三年八月日獨國交斷絕し青島戰勃發するや、汽船彥山丸・天拜山丸・六甲山丸・劍山丸・萬田山丸を政府御用船に提供したるも、尙餘裕あるを以て汽船富士

山丸・高雄山丸・妙義山丸を香港・盤谷方面に出稼せしむ。近年同社の扱に係る貨物數量を見るに、

明治三十六年より三十九年平均每一ヶ年大約一百五十萬噸
明治四十年より四十四年　同　二百五十萬噸
大正元年より三年　同　三百萬噸

此內二割五分乃至三割は同社船を以て運送し、二割五分は內外の定期雇船を使用し、殘餘は臨時雇船を以て之に充つ。

大正四年七月汽船天拜山丸は室蘭にて石炭を積入れホノルヽへ向け同地揚荷後米國人の定期雇船となり、南米西海岸 Grand Cruz より鐵鑛を積入れヒラデルヒヤに向ひしが、パナマ運河一部崩壞の爲めマゼラン海峽を迂回し揚地に向ひ、解雇後北米大西洋岸より鐵及棉花を積載し南阿ダーバン經由內地に歸航し、偶然世界一週航を爲したり。

歐洲戰役末期より大連・神戶・横濱・シャトル間の航路を計畫し、大正九年一月より每月一回配船する事とし、臨時上海・青島・又は桑港・ポートランドに延長す、斯の如く同社は愈〻世界的に發展し、本邦海運業者中の耆宿たるを失はず。

現今の役員　部長川村貞次郎・副部長大石七郎
　庶務係主任河野巽・總務係主任伊阪誠之進
所有船　二十八隻　總噸九萬五千七百十八噸

三菱商事株式會社

三菱商事株式會社船舶部　神戸市相生町一丁目十番地
大正元年十二月門司に三菱合資會社營業部船舶課を設置し、大正五年十月船舶課を神戸に移し大正七年五月組織變更の爲め三菱商事株式會社船舶部と改稱す。
現今部長　早川茂三
所有船　九隻　總噸壹萬九千八百六十三噸

辰馬汽船株式會社

辰馬汽船株式會社　兵庫縣武庫郡西宮町
辰馬汽船合資會社の組織を改め辰馬汽船株式會社と爲す。
創　立　大正五年十二月
資本金　一百五十萬圓　大正六年八月一千萬圓、九年六月一千五百萬圓に
　增資、十年一月一千萬圓に減資
現今役員　取締役社長辰馬勇治郎・常務取締役四井喜一郎・木村貞二・取締役川

野宗太郎・淺尾豊一

所有船　十四隻　總噸數六萬〇百十九噸

橋本汽船株式會社

橋本汽船株式會社　兵庫縣武庫郡西宮町二號地千百七十四番地ノ一

橋本喜造の創立に係り佐世保市島瀨町三十五番地に設立し後西宮町に移轉す。橋本は明治二十四年より海運業を開始し長崎に於て米國砲艦を買入れ改造して瓊港丸と爲し大阪・鹿兒島間の定期航海に從事せる事約三年、日清戰役後に揚子江航路に從事し明治三十五年獨逸運送船を買入れ瓊浦丸と改稱し芝罘・浦潮航路に從事せしむ。爾來幾多の紆餘曲折を經て現今の橋本汽船株式會社となる。同社の姉妹會社として橋本合名會社・橋本商事株式會社・橋本汽船合名會社等あり。

創　　立　大正七年二月

資本金　一千五百萬圓、大正十年五月十九日三百七十五萬圓に減資

現今役員　取締役社長橋本喜造・取締役船舶部長「ブローカー」部長川瀨俊繼・取締役西正次郎

所有船　九隻　總噸一萬七千四百六十六噸

八馬兼介

八馬兼介　兵庫縣武庫郡西宮町

明治二十六年獨逸汽船メリタ號を買ひ入れ多聞丸と命名したるを始とし海運業に從事し爾來續々中古外國船を買入れ主として多聞丸と名け十八多聞丸に及ぶ、養嗣子永藏の時代に至り益〻發展す、先年物故し現在の八馬兼介相續す。多聞の外久保丸・大山丸・江陽丸・臺灣丸・金澤丸等を所有せし事あり。

所有船　六隻　一萬七千百六十噸

岡崎汽船株式會社

岡崎汽船株式會社　神戸市浪花町五十六番地

岡崎藤吉個人經營事業の全部竝に日本西廻汽船商會の事業を繼承す。

創　立　明治四十三年三月四日

資本金　三十萬圓、大正七年七月七十萬圓に增資、其後百萬圓に增資す

現今役員　取締役岡崎藤吉・岡崎忠雄・石丸英一

所有船　十隻　總噸一萬三千八百五十噸

嶋谷汽船株式會社

嶋谷汽船株式會社　山口縣玖珂郡由宇村

出張所　神戸市明石町四十七番地

嶋谷徳三郎が明治二十八年頃より經營せる個人事業を會社組織に改めたる

ものに係り、小樽・伏木間、小樽敦賀間、根室・函館・伏木間、小樽・七尾間、仁川・長崎・三角・鹿兒島間、大連・長崎・三角・鹿兒島間定期航路を經營す。

創　立　大正六年四月

資本金　五十萬圓、大正七年一月二百萬圓に增資

現今役員　取締役社長嶋谷德三郎・取締役嶋谷武次・南本常次郎・羽村初太郎

所有船　十三隻　總噸一萬五千百八十噸

深川汽船株式會社

深川汽船株式會社　本社佐賀市道祖元町

出張所　神戶市浪花町二十六番地

九州佐賀の事業家深川喜次郎の設立にして日清戰役頃より海運業に手を染め阪・神・大川方面定期航路を營み、後數隻の貨物船を購入し社外船主となり、大正二年二月頃印度ベンゴール灣方面の事業有望なるに著目し所有船を同方面に囘航せり、深川は其後深川汽船株式會社を創立す。

創　立　大正四年四月

資本金　二百萬圓

現今役員　取締役社長深川喜次郎・深川忠吉・深川米一郎・深川辰藏

所　有　船　五隻　總噸三千八百八十七噸

板谷商船株式會社

板谷商船株式會社　小樽區色內町

出張所　神戸市海岸通三丁目八番屋敷

板谷宮吉は明治二十六年頃同志と謀り汽船魁盆丸(總噸一〇〇)を購入し北海道沿岸定期航路を營みたるを始とし明治三十二年十一月板谷合名會社を創立し明治三十五年米山丸・彌彥丸・宮川丸を購入す。日露戰役中米山丸・彌彥丸の二隻は海軍御用船として旅順閉塞船に使用せらる。二代目米山丸・彌彥丸及北都丸・チヨイサン丸・稻穗丸・大日丸・御月丸・黑姬丸・西山丸等を購入し小樽基點の函館・横濱・伊勢灣・阪・神・門司間定期航路を開始し明治四十三年に至り日本郵船株式會社と妥協し同航路を廢止す。

創　　立　明治四十五年二月八日

資　本　金　三十萬圓、大正七年板谷合名會社を合併し百萬圓に增資

現今役員　取締役社長板谷宮吉・取締役板谷眞吉・板谷順助、神戸駐在松本宮藏

所　有　船　四隻　總噸一萬二千九百六十一噸

乾合名會社

乾合名會社　神戸市海岸通三丁目二番邸

乾新兵衞の經營なり。

創　　立　明治四十一年四月八日

資 本 金　三千圓

現今役員　代表社員乾新兵衞・乾新治

所 有 船　六隻　總噸二萬二千四百六十三噸

松本船舶部

松本船舶部　神戸市南逆瀨川町一丁目五番地

日露戰役の頃より海運業に從事せる松本源七の遺業を息重三が繼承せるものにして汽船鷹取丸を所有す。

創　　立　明治三十七年十月

所 有 船　一隻　總噸一千七百八十八噸

山下汽船鑛業株式會社

山下汽船鑛業株式會社　神戸市榮町二丁目四十七番地

明治三十二年山下龜三郎は合資會社橫濱石炭商會を創立し石炭販賣を業とす、是れ山下汽船鑛業株式會社の萠芽なり、三十六年英國汽船ベンベニユー號(重量三千噸)を買入れ喜佐方丸と命名し海運業を兼營す、翌年更に英國汽船サンダ號(重量三千噸)を求め第二喜佐方丸と稱す、其後明治三十七八年日露戰役

に際し海運業の素地を作り、明治四十三年豐富丸・彰化丸を四十四年八幡丸を買收し、會社の組織を改め山下汽船合名會社と稱し、本店を東京に支店を神戸に設く、歐洲戰亂に際し將來發展の一策として大正六年五月石炭、船舶を分離し東京に山下鑛業株式會社を設け、神戸に山下汽船株式會社を創立し、山下龜三郎社長となり、常務取締役鑄谷正輔・取締役營業部長畑茂、東京支店長に玉井周吉就任す、爾來內外各地三十餘ヶ所に支店及出張所を置き多數の傭船を爲し活躍す、大正七年臺灣糖の內地輸送を手中に收め之を樞軸として內地・臺灣間の航路を開き大正九年十月朝鮮航路を開き、十年三月臺灣總督府の命令に依り、汽船二隻を配し基隆・厦門・汕頭・香港・海口・北海・海防に到る二週一回の定期航路を開始し貨客運搬に從事す、同年七月日・米航路、九月日・米・濠航路、內地・青島航路及小樽航路を開き十一年二月天津航路を始む、大正十一年三月山下鑛業株式會社を合併し山下汽船鑛業株式會社と稱す。

創　　立　大正十一年三月十六日

資 本 金　三千萬圓

現今役員　取締役社長山下龜三郎・常務取締役鑄谷正輔・常務取締役畑茂・玉井

周吉・伊藤好三郎・取締役櫻羽薫・白城定一・林武平
所有船　二十隻　總噸九萬五千九百八噸

南洋郵船株式會社

南洋郵船株式會社　東京市京橋區木挽町十丁目七番地
支店　神戸市海岸通二丁目三十番地
緒明圭三・原田十次郎・板谷宮吉等の出資に成る南洋郵船合資會社の組織を變更せしものに係る。
創立　大正三年十月
資本金　百五十萬圓、大正九年五百萬圓に增資
現今役員　取締役原田六郎・松本良太郎・板谷宮吉
所有船　四隻　總噸一萬五千八百八噸

株式會社中村組

株式會社中村組　朝鮮京城府南山町二丁目
支店　神戸市明石町三十二番地
中村精七郎の創立に係る。
創立　大正五年十一月
資本金　六百萬圓

現今役員　代表取締役中村精七郎・取締役横山鑛太郎・馬淵隣治・堀井源作
所有船　十隻　總噸二萬五百二十八噸

日下部汽船株式會社

日下部汽船株式會社　神戸市明石町三十一番
明治四十一年七月日下部久太郎の創設に係る日下部合名會社の組織を大正六年九月株式會社に變更せるものにして、大正二年大正丸を購入し初めて船主となり、漸次其數を增加す、現在所有船の多數は大正六年以降の新造に係る。
創　立　大正六年九月
資本金　五百萬圓、大正九年十二月二百萬圓に減資
現今役員　取締役社長日下部久太郎・取締役宮田彌三郎・堀文治・支配人宮田榮次郎
所有船　十五隻　總噸二萬二千二百二十噸

明治海運株式會社

明治海運株式會社　神戸市明石町三十二番地
明治四十四年五月小柳七四郎等の創立に係り當初資本金二十一萬二千五百圓を以て株式會社組織とする計畫なりしが株式引受申込の殺到に依り二十五萬圓とせり、創立當初六千噸級の英國船二隻買約成立し東海丸・西海丸と命

名す、次で四十五年七月英國船インドラベリ號を購入し南海丸と名け、大正七年中東海丸及西海丸を賣却し五年二月明海丸を新造し同年九月之を國外に賣却し、六年より七年に亙り明海丸・明地丸・平野丸及明光丸を建造す。

同社は姉妹會社として大連に大正海運株式會社を置き汽船四隻總噸數二萬二千四百六十八噸を有す。

創立　明治四十四年五月

資本金　二十五萬圓、明治四十五年四月五十萬圓に増資

大正五年三月一日百萬圓に増資、同年十二月五百萬圓に増資

現今役員　專務取締役谷口茂雄・取締役依田治作・大野市太郎・吉弘素郎・倉澤弘信

所有船　九隻　總噸三萬九千三百七十四噸

帝國汽船株式會社

帝國汽船株式會社　神戸市海岸通十番地

合名會社鈴木商店船舶部を繼承したるものにして鈴木商店の機關なり。

創立　大正五年九月

資本金　百萬圓、後五百萬圓に増資

現今役員　取締役社長鈴木岩次郎・取締役芳川筍之助・辻湊・高橋半助・酒井丑松・佐竹員治
所有船　十一隻　總噸數三萬二千六百八十四噸

勝田汽船株式會社

勝田汽船株式會社　神戸市仲町二十七番地
同社の前身は勝田商會にして明治三十三年三月一日勝田銀次郎の創業に係り外國向き運送仲次竝に船舶代理を業とす。大正元年御代丸を購入し船主の列に入り、四年海福丸・永代丸・輿安丸の四隻を買取り海永丸・海祥丸・海福丸三隻を建造す、大正五年勝田汽船株式會社を創立し、所有船竝に業務一切を之に移す、勝田商會は關係諸會社の總括事務を掌るのみ。
創立　大正五年八月二十一日
資本金　五十萬圓、大正六年十二月一千萬圓に増資
　大正七年十一月二千萬圓に増資
現今役員　取締役社長勝田銀次郎・常務取締役村田彌太郎・門司宗太郎・青木音松
所有船　十隻　總噸數六萬七千四百八十二噸

野口汽船株式會社

野口汽船株式會社　神戸市仲町三十五番地

明治二十九年秋田縣土崎に設立せられし秋田汽船株式會社解散の後を襲ひたる野口船舶部の後身にして、同船舶部は大正元年神戸市兵庫切戸町に出張所を設け、大正七年六月株式組織と改む。　創立當時汽船八郎丸一隻を所有せしが大正七年平戸丸・日勝丸・鹿山丸の三隻を購入し九年四月日勝丸を賣却し同年五月羽後丸を建造し、十一年更に英國船Juraを購入し御物丸と命名す。

創　　立　大正七年六月

資本金　二百五十萬圓、大正九年十二月一百萬圓に減資

現今役員　取締役野口貴平・野口銀平・野口德太郎・菅野末吉・箕林三雄

所有船　五隻　總噸一萬二千百噸

內田汽船株式會社

內田汽船株式會社　神戸市仲町四十五番地

大正三年七月一日內田信也が神戸市前町十四番館に內田信也事務所を創設し海運業を營みしに始まり、三年十二月十四日其組織を改め內田汽船株式會社とし創立と同時に汽船大正丸を購入し船主の列に入り、四年彥山丸・空知丸・愛國丸・第二歐羅巴丸を購入し、歐洲戰亂の進展に伴ひ新船を建造し或は又中

古船を購入し大正八年五月には所有船十八隻約八萬噸に達す。同社の最高潮時大正四年度下半期に於ては實に六十割の配當を爲し斯界に異彩を放てり、歐洲戰亂中同社は其所有船福井丸を佛國政府へ御用船として約二ヶ年間傭船料重量噸當り金五十圓にて傭船し世界海運史上新記錄を作れり。

創　立　大正三年十二月十四日

資本金　二十五萬圓、大正五年二月十日五十萬圓に增資

大正六年七月一日一千萬圓に增資

大正十年五月十一日二百萬圓に減資

現今役員　取締役社長内田信也・常務取締役三原美男・取締役八木貞次

所有船　六隻　總噸一萬二千七十四噸

上西汽船株式會社

上西汽船株式會社　神戸市海岸通二丁目三十番地

上西龜之助の創立に係る、上西は明治二十七年日清戰役當時佐藤勇太郎の佐藤商店に入り社員となり三十八年九月上西商店を設立し大正三年十一月十八日組織を變更し株式會社上西商會となし後上西汽船株式會社と改む。

大正九年末所有船七隻總噸數一萬五千八百二十三噸に達す。

創　立　大正三年十一月十八日
資本金　一百萬圓
現今役員　取締役社長上西龜之助
所有船　二隻　總噸六千三百八十六噸

株式會社互光商會

株式會社互光商會　神戶市西町三十四番地
大正二年四月より河內研太郎の經營せる事業を五年六月株式組織に改めたるものにして二年四月第三琴平丸を購入し、其後八年十一月に至る迄山口丸外十二隻を購入し、大正二年四月より大阪・神戶・宇品・門司・釜山・元山・城津・淸津・雄基間に定航路を開始し、第三琴平丸を廻航せしめ船腹一部は陸軍運輸部に提供し貨客の運送を營む。
創　立　大正二年四月
資本金　百萬圓、大正七年八月二百萬圓に增資
十年八月五十萬圓に減資
現今役員　取締役社長河內研太郎・常務取締役田中卯三郎・取締役千浦友七郎・四本萬二

所有船　四隻　總噸一萬一千百六十一噸

東和汽船株式會社

東和汽船株式會社　神戸市海岸通二丁目二十六番地

明治四十一年菊地吉藏・三宅駿二の兩名が創立經營したる東和公司を繼承し、大正五年五月十六日組織せるものにして大正七年十月株式會社津田商會を合併す、創立當時所有船三角丸一隻のみなりしが漸次新船を建造し又は古船を購入し姉妹會社として大連に大連東和汽船株式會社を經營す。

創　立　大正五年五月十六日

資本金　十萬圓、大正七年一月一千萬圓に增資

十年四月五百萬圓に減資

現今役員　取締役社長菊地吉藏・取締役戸田實・松下市太郎・玉井辰三郎

所有船　六隻　總噸一萬二千四百九十噸

株式會社松昌洋行

株式會社松昌洋行　東京市京橋區銀座三丁目十七番地

神戸市海岸通三丁目八番屋敷

枕木の輸出に關聯し海運業に志し、其後開平炭輸入を企て其事業を擴張し歐洲戰亂に入り益〻事業を發展す。

創　立　大正五年
資本金　五百萬圓
現今役員　取締役社長山本唯三郎・取締役石黒琢磨・横井辰雄
所有船　五隻　四千六十噸

豐崎汽船株式會社

豐崎汽船株式會社　神戸市海岸通十二番地
豐崎昌三郎の創立に係る、大正五年十月第五吉備丸を建造したるを始とし建造又は購入船十一隻に達す。
創　立　大正六年一月
資本金　五十萬圓、大正七年九月三百萬圓に増資、八年七月株式會社吉備造船所の併合に伴ひ三百三十萬圓に増資、十年十二月百萬圓に減資
現今役員　專務取締役豐崎昌三郎・取締役阪井諭吉・相良信一
所有船　二隻　總噸六千一百三十八噸

太洋海運株式會社

太洋海運株式會社　神戸市京町八十一番地
伊藤長次郎・伊藤長藏・伊地知虎彦・石田貞二・初井奈良吉・勝田銀次郎・宇川雄太郎・廣田保等の發起に依り組織せられ創業當初より傭船主義を以て多數の傭船

を爲し盛に活躍したり、所有船は大正七年六月梅丸、七年十一月第一厚田丸(九年四月賣却)、九年八月神武丸を購入す。

創　立　大正六年七月

資本金　二百萬圓、大正八年十一月五百萬圓に增資

十一年四月二百六十六萬六千六百五十萬圓に減資

現今役員　常務取締役石田貞二・廣田保・取締役伊藤長藏・伊地知虎彥

所有船　二隻　總噸九千四百一噸

村尾汽船合資會社

村尾汽船合資會社　兵庫縣明石郡垂水村鹽屋

大原幾藏の經營に係る門司出張所の事業を擔任せしが後獨立して神戸市榮町に開業したる村尾安藏の事業なり。

創　立　大正六年九月

資本金　十萬圓

現今役員　代表社員村尾敏一・福田五郎

所有汽船　福壽丸　總噸一千七百五十五噸

神戸棧橋株式會社

神戸棧橋株式會社　神戸市東町百二十二番

神戸棧橋合資會社を改稱せるものにして大正四年汽船播磨丸・泰陽丸二隻を購入し海運業を開始するに至る。

創立　明治十五年五月

資本金　十六萬圓、明治二十三年二十萬圓に增資、二十七年二十五萬圓に增資、三十年五十萬圓に增資、四十三年百萬圓に增資、大正四年六百萬圓に增資

現今役員　取締役社長南鄕三郎・常務取締役中山晋・取締役神代郁之進・吉田喜一郎・五代龍作・渡邊貫一・島田保一郎

所有船　五隻　總噸一萬五千三百九十七噸

神戸商船株式會社

神戸商船株式會社　神戸市海岸通二丁目六番邸

喜久丸・喜美丸・擇捉丸を所有し、姉妹會社として大連に日滿汽船株式會社を設け建久丸を所有す。

創立　大正六年八月

資本金　三百萬圓

現今役員　取締役社長勝田銀次郎・常務取締役松本博邑・取締役福井捨一・松井

久男

所有船　三隻　總噸一萬　四百五十四噸

松田汽船株式會社

松田汽船株式會社　神戸市海岸通二丁目六番邸

松田助八等の創立に係り、大正十年四月より小樽・新潟間の定期航路を經營す。

創　　立　大正六年五月

資本金　十萬圓、大正六年八月五百萬圓に增資す、九年十一月二百五十萬圓に減資、十年四月百二十五萬圓に減資

現今役員　取締役社長河西庫治郞・取締役塚原虎吉・松田操

所有船　九隻　總噸七千八百十噸

新田汽船株式會社

新田汽船株式會社　神戸市榮町三丁目十二番地

新田仲太郞の創立に係り、造船業を兼營し、大正七年十一月新田汽船合資會社を合併す、大正十一年六月同社全盛期は所有船十一隻此總噸一萬九千七十噸に達す。

創　　立　大正七年二月

資本金　六百萬圓、大正七年六月七百二十萬圓に增資

七年十一月一千萬圓に增資、十一年七月五百萬圓に減資
現今役員　代表取締役新田仲太郎・取締役森金次・新田長稔
所有船　二隻　總噸二千七百四十九噸

岩城商會

岩城商會　神戶市榮町二丁目四十四番屋敷
岩城卯吉の經營事業にして身を芝罘の石炭商に起し次で海運業に志し日露戰役後に至り山東・滿洲方面に手を伸し歐洲戰亂に入り神戶に移り鑛山業竝に造船業(大阪造船所)を兼營す。
創立　明治三十九年
所有船　四隻　總噸九千七十噸

大正汽船株式會社

大正汽船株式會社　神戶市明石町四十七番地
石川茂兵衞・伊藤長藏・辻村芳太郎・松代安太郎・前川清二・福原芳次・岸本信太郎・高倍權太郎等の創立に係り汽船福利丸外十一隻を購入し現今萬國丸・福丸・八千代丸、三隻を所有す。
創立　大正五年三月十六日
資本金　五十萬圓、大正六年四月七日百五十萬圓に增資

同年十一月八日五百萬圓に增資、八年五月九日三百五十萬圓に減資

現今役員　取締役石川茂兵衞・辻村芳太郞・前川淸二・福原芳次

所有船　三隻　總噸一萬七千七百〔〕五噸

日本汽船株式會社

日本汽船株式會社　神戸市海岸通五番地

同社は久原房之助一派の經營に依り創立せられたるものに係る。

創立　大正四年十二月

資本金　五百萬圓、大正五年一千萬圓に增資

現今役員　取締役社長田村市郞・專務取締役津村秀松・取締役竹內維彥

所有船　三隻　總噸一萬四千八百五十二噸

神戸汽船株式會社

神戸汽船株式會社　神戸市榮町通二丁目十四番屋敷

永田章・關口高次等の創立に係る。

創立　大正五年三月

資本金　百萬圓

現今役員　取締役永田章・關口高次・田中卯三郞・伊藤則雄・阪口覺

所有船　十隻　總噸一萬六千八百六十四噸

山地汽船株式會社

山地汽船株式會社　神戸市明石町三十二番地

山地土佐太郎の創立せる明大汽船株式會社を大正七年七月十日山地汽船株式會社と改稱せるものなり。

創　　立　大正五年八月二十八日

資本金　五十萬圓、大正十年五月四日二十萬圓に減資

現今役員　取締役山地土佐太郎・山地吉郎・藤岡宇志治

所有船　一隻　總噸二千百六十三噸

高野汽船株式會社

高野汽船株式會社　神戸市仲町三十番地

高野進が資本金三十萬圓を以て株式會社高野商會を設立し、海運業に海上保險仲立業を營み大正七年九月資本金を一百萬圓に增資し汽船鹿山丸を購入し高野汽船株式會社と改稱せるものなり。大正八年四月高野を中心とし別に太平洋海上保險株式會社を設立し高野汽船株式會社保險部を之れに移す。

創　　立　大正六年八月一日

資本金　三十萬圓、大正七年九月一百萬圓に増資
現今役員　取締役高野進・阪口恂一・西島五百千加
所有船　一隻　總噸一千二百八十一噸

岡田汽船株式會社　岡田汽船株式會社　鳥取縣西伯郡境港
出張所　神戸市榮町五丁目五十番屋敷
岡田庄吉・岡田信吉等の創立に係り元山・雄基間、若松・境間の定航に從事す。
創立　大正六年八月
資本金　三十萬圓
現今役員　取締役社長岡田庄作・專務取締役岡田信吉・取締役渡邊英吉
所有船　六隻　總噸二千六百九十八噸

神港汽船株式會社　神港汽船株式會社　神戸市播磨町十六番館
小曾根貞松・乾鼎一・直木三郎・澤野定七・岸本孝太郎・澤田龜之助・小野陽之助・菅野吾一等の創立に係り、汽船美代丸・神港丸を所有す
創立　大正六年九月
資本金　二百萬圓、大正七年九月五百萬圓に増資

現今役員　專務取締役乾鼎一・常務取締役岡山喬・取締役小曾根貞松・直木三郎
所有船　二隻　總噸三千四百五十三噸

合資會社英和商會

合資會社英和商會　兵庫縣明石郡垂水村鹽屋
村尾安藏の關係事業にして村尾汽船合資會社の姉妹會社なり。
創立　大正六年十月
資本金　十萬圓
現今役員　業務執行社員松本キノ
所有船　鳳成丸・最上丸　總噸四千八百六十噸

臺灣製糖株式會社

臺灣製糖株式會社　臺灣高雄州屏東郡屏東街歸來八百七十三番地
出張所　神戶市東尻池
荷主として其製產品積取便宜上、海運業兼營を試みたるもの、一にして歐洲戰亂中事業家の一傾向なり。
創立　明治三十三年十二月
資本金　百萬圓、現在六千三百萬圓
現今役員　取締役山本悌二郎・武智直道・益田太郎・平山寅次郎・草鹿砥祐吉・村井

貞之助・朝吹常吉
所有船　三隻　總噸七千六百九噸

古河鑛業株式會社

古河鑛業株式會社　東京市麴町區八重洲町一丁目一番地
出張所　神戸市海岸通二丁目三十三番地
古河家の經營に依るものにして船舶部を神戸に創設し歐洲戰亂に入り船主として活動す。
創　　立　大正六年十一月
資本金　二千萬圓
現今役員　取締役社長男爵古河虎之助・專務取締役吉村万治郎
所有船　二隻　總噸五千五百八十一噸

株式會社濱根商店

株式會社濱根商店　神戸市海岸通二丁目九十七番屋敷
濱根岸太郎の創立に係る。
創　　立　大正六年十二月
資本金　百萬圓
現今役員　取締役濱根岸太郎・濱根忠藏・小江伊勢之助・西山富五郎・田中喜勢松

所有船　七隻　總噸一萬百六十八噸

株式會社甲斐商會

株式會社甲斐商會　神戶市榮町通二丁目百十一番屋敷

甲斐綠の創立に係る。

創　立　大正七年四月

資本金　五萬圓

現今役員　取締役甲斐綠

所有船　二隻　總噸三千七百八十六噸

株式會社帝國製糖汽船部

株式會社帝國製糖汽船部　東京市京橋區桶町二十二番地

出張所　神戶市東尻池前濱

帝國製糖株式會社系の設立に係る。

創　立　大正七年五月

資本金　十萬圓

現今役員　取締役社長松方正熊・專務取締役牧山清砂・常務取締役鹽崎成男

所有船　二隻　總噸二千四百七十七噸

山一汽船株

山一汽船株式會社　東京市日本橋區北島町一丁目三十七番地

式會社

支店　神戸市榮町通三丁目二十九番地

山下一助の創立に係る。

創　　立　大正七年九月

資本金　三百萬圓、大正八年九月二十九日百萬圓に減資、十一年八月四日十萬圓に減資

現今役員　取締役社長山下一助・取締役丹澤善利・山下岩衞

所有船　三隻　總噸八千五百七十噸

太洋汽船株式會社

太洋汽船株式會社　神戸仲町二十七番地

日本汽船株式會社が大阪鐵工所に於て建造せる大型船八隻を同社より買受け勝田汽船株式會社と太洋海運株式會社の共同出資に係り後勝田側にて全部を引受く。

創　　立　大正八年一月十八日

資本金　二千萬圓

現今役員　取締役社長勝田銀次郎・常務取締役村田彌太郎・青木音松

所有船　七隻　總噸五萬七千六百七十噸

橋谷株式會社　橋谷株式會社　神戸市下山手通六丁目百六十六番邸
橋谷合資會社の事業を繼承す。
創　立　大正八年六月一日
資本金　十萬圓
現今役員　代表取締役橋谷巳之吉
所有船　二隻　總噸四千七百五十四噸

菅谷株式會社　菅谷株式會社　神戸市元町三丁目四百二十二番地
菅谷雄平等の創立に係り、汽船第二小樽丸を所有す。
創　立　大正八年八月五日
資本金　五十萬圓
現今役員　取締役菅谷雄平・村百合藏・津田定次郎
所有船　一隻　總噸二千七百三十九噸

佐藤國汽船株式會社　佐藤國汽船株式會社　神戸市海岸通二丁目六番邸
大正三年佐藤國一の經營を大正九年二月株式組織に變更せるものなり。
創　立　大正九年二月

資本金　十萬圓
現今役員　取締役社長佐藤國一・取締役鈴木敏郎・田島信一・中村正巳
所有船　二隻　總噸五千四百五十九噸

津田株式會社

津田株式會社　神戸市海岸通二丁目二十六番地
津田資郎及津田靖平の創立なり。
創　立　大正九年十月
資本金　五十萬圓
現今役員　取締役社長津田靖平・取締役光藤丘・横山正雄
所有船　久滿加多丸　總噸千三百四十三噸

三上株式會社

三上株式會社　神戸市海岸通三丁目二十二番地
三上豐夷の經營に係る三上合資會社の事業を繼承せるものなり。
創　立　大正十一年六月
資本金　百萬圓
現今役員　取締役三上清一郎・林田七郎・伊藤武治郎
所有船　紅海丸　總噸二千五十三噸

大阪に於ける船主

大阪に於ける船主として活躍せるものを擧ぐれば僅に十數名に過ぎず、之を神戸に比すれば隣市に位せりと雖も海運中心市場を離れたる故を以て比較的寂寥の憾なきに非ず。

合名會社尼崎汽船部

合名會社尼崎汽船部　大阪市北區富島町七番地

尼崎伊三郎は明治十二年三月より海運業に從事し漸次多數の小型汽船を所有し、中國、長崎・鹿兒島、播州・岡山、長崎・島原、宇品・今治、岡山・高松等の各航路を開拓し後之れを整理し大阪を基點とする朝鮮線・鹿兒島線・若津線・中國線・伊豫廻下關線・岡山線等の六幹線及宇品・今治線、藝・豫線、岡山・高松線の三支線を經營し合名會社組織となせり。

創　　立　大正九年五月十三日

資　本　金　五百萬圓

現今役員　代表社員尼崎伊三郎

所　有　船　二十四隻　總噸八千五百六十三噸

永田三十郎

永田三十郎　大阪市西區新炭屋町百五十八番地

永田三十郎の祖先兵庫屋三十郎は元祿二年三月より造船業を經營し現代に

至る、大阪に於ける老船主の一に位し、小型汽船所有者として特に北支方面に知らる、

現今役員　所長永田三十郎・副長河田勝治・參與前野芳造

所有船　二十八永田丸　總噸六百六十四噸

岸本汽船株式會社

岸本汽船株式會社　大阪市西區南堀江五丁目二十一番地

大正元年より五年に亙り外國汽船十四隻此總噸五六、六八九噸を買入れ六年に至る迄機に投じ順次殆んど全部を賣却し、六年より十年に及び新に建造せしもの十七隻此總噸四八、六三六噸、外二隻總噸六、八三二噸を購入す、明治二十七年神州丸購入以來買船、新造合せて五十九隻、此總噸十七萬六千三百四十二噸を算す、當業者中の筆頭と爲すべし、此外岸本一族が別に經營せる姉妹會社として攝津汽船株式會社あり。

創　立　明治四十一年十一月

資本金　一千萬圓

現今役員　取締役社長岸本兼太郎・岸本五兵衞・岸本鑑之助

所有船　十四隻　總噸五萬三千五百十七噸

摂津汽船株式會社

攝津汽船株式會社　大阪市西區南堀江五丁目二十一番地

創　　立　大正八年十二月

資本金　一百萬圓

現今役員　取締役社長岸本鑑之助・道元忠右衛門・松村長五郎・米田豊次・高橋平次郎

所有船　六隻　總噸八千百五十二噸

廣海商事株式會社

廣海商事株式會社　大阪市西區江ノ子島東ノ町

廣海二三郎は和船時代より海運業を以て祖先傳來の家業とし、藩政の頃北海道・內地間の商賣を營み、明治二十年頃他に先じ汽船を所有し、近年廣海商事株式會社を創立し海運業全部を同社に繼承せしむ。

創　　立　明治四十一年五月

資本金　五百萬圓

現今役員　取締役社長廣海二三郎・取締役副社長廣海四郎・專務取締役横山彥太郎・取締役長谷川太郎

所有船　六隻　總噸二萬一千八百四噸外に五千三百噸型一隻建造中

原田汽船株式會社

原田汽船株式會社　大阪市北區中島四丁目五番地

原田十次郎は明治二十七年四月海運業を開始し、三十六年九月造船鐵工業を始め四十二年十二月海運業及造船業を合併し合資會社原田商行を設立し、大正五年四月海運業を分離し原田汽船株式會社を創立す、原田商行時代に於て大川航路、若松航路、芝罘・安東縣航路、芝罘・營口航路、芝罘・仁川航路及青島・大連航路を經營したるが小型船整理の結果何れも廢航せり、明治三十九年四月神戸を起點とし門司經由青島・芝罘に至る航路を開き臨時營口・大連に寄港す、大正三年日・獨開戰の爲め一時中止し同年十二月再開す。明治四十一年六月より下之關を起點とし北鮮航路を開きたるが明治四十五年三月朝鮮郵船株式會社の設立と共に同航路を之に讓る。大正二年二月伏木・小樽直通航路を開きたるも大正三年八月使用の船を徵發せられたる爲め廢航す、大正十年十月より横濱・青島航路を開始す。

創　　立　大正五年四月

資 本 金　五十萬圓、大正七年四月二百萬圓に增資、大正十年四月原田造船所を合併し三百萬圓に增資、十一年二月百七十萬圓に減資

現今役員　專務取締役社長原田六郎・取締役長崎佐太郎・津村嘉吉・岩中松之助
所有船　五隻　總噸・八千六百二十三噸

大家商事株式會社

大家商事株式會社　大阪市西區幸町通二丁目
大家七平の事業一切を繼承し會社組織となせり、大家は船主として古く加賀丸外七八隻を所有せしが現今所有船二隻なり。
創立　大正十年五月
資本金　百萬圓、後二百萬圓に增資
現今役員　取締役社長大家七平・取締役小倉小七・濱田鐵次
所有船　二隻　總噸四千五百四十一噸

右近商事株式會社

右近商事株式會社　大阪市西區西長堀北通五丁目十四番地
右近權左衞門は越前河野の出身にして祖先傳來海運業を營み日清戰役前始めて汽船を所有し其後日露戰役を經汽船七隻總噸約二萬噸を所有し右近商事株式會社を創立す。
創立　明治四十二年一月
資本金　二百萬圓

現今役員　取締役右近權左衛門・早瀬完二・右近和作・右近福次郎・武田貞之助
所有船　立石丸　總噸三千八百一噸

山本汽船株式會社

山本汽船株式會社　大阪市南區安堂寺橋通一丁目十番地
日清戰役後間もなく汽船元山丸を買取り海運業に從事したる山本藤助の事業を繼承せるものに係り鐵商を兼營し大阪に於ける老船主の一なり。
創立　大正七年二月
資本金　二百萬圓
現今役員　取締役社長山本藤助
所有船　四隻　總噸一萬六千六百八十噸

笠原商事株式會社

笠原商事株式會社　大阪市西區西長堀南通三丁目九番地
笠原六三郎の創立に係る。
創立　大正六年十一月
資本金　三十萬圓
現今役員　取締役社長笠原六三郎・取締役阿部克太郎・益田好太郎
所有船　四隻　總噸四千三百七十四噸

小野清吉

小野清吉　大阪市西區中口町一丁目

小野清吉は日清戰役以前より造船業を營み日露戰役前難波島に船渠を設け戰役毎に斯業を擴張すると共に船主となり、所有船を小野丸と命名し、現に十二・十四・十八小野丸を所有す。

所有船　三隻　總噸三千三百十二噸

田中汽船鑛業株式會社

田中汽船鑛業株式會社　大阪市北區空心町一丁目三十二番地

田中省三個人經營の船舶業及鑛山業を組織變更したるものなり、田中は明治三十四年第一福山丸建造以來外十七隻を建造又は購入し其後過半賣却し現今二隻を所有す。

資本金　百萬圓

現今役員　取締役社長田中省三・專務取締役田中省吾・常務取締役田中仁吉

所有船　二隻　總噸五千三百七十四噸

白洋商船株式會社

白洋商船株式會社　大阪市西區北堀江通四丁目

宇田友四郎等の創立に係り天正丸・天龍丸・天武丸を所有す。

創立　大正十年十二月二十日

資本金　一千二十萬圓
現今役員　取締役社長宇田友四郎・取締役野中幸右衞門・溝淵辨助
所有船　三隻　總噸六千七百十七噸

林汽船株式會社　林汽船株式會社　大阪市西區立賣堀北通六丁目二十九番地
林竹三郎の事業を繼承創立せるものなり。
創立　大正七年七月二十日
資本金　三百萬圓、大正十一年三月二十三日一百萬圓に減資
現今役員　取締役社長中尾直太郎・取締役早賀卯吉・松本千代助・山中福之助・寺西富次郎・取締役兼支配人豐永政吉
所有船　五隻　總噸六千八百十五噸

濱口汽船株式會社　濱口汽船株式會社　大阪市西區西長堀北通三丁目
濱口駒次郎の創立に係る。
資本金　三十萬圓、其後三百萬圓に增資
現今役員　取締役社長濱口駒次郎・取締役濱口卯之助・濱口鹿治
所有船　四隻　總噸五千九百六十三噸

浪速汽船株式會社

浪速汽船株式會社　大阪市西區北堀江三番町三番地

森平藏の創立に係り宇品丸・平神丸を所有す。

創　　立　大正四年九月

資本金　百二十萬圓

現今役員　取締役社長森平藏・取締役朝田源藏・藤原茂吉

所有船　二隻　總噸七千三百四十六噸

田中商事株式會社

田中商事株式會社　大阪市北區北野小松原町三百七十番屋敷

田中末雄の創立に係り福浦丸・平龍丸を所有す。

創　　立　大正六年十一月

資本金　三百萬圓、後百萬圓に減資

現今役員　取締役社長田中末雄・取締役高橋小三郎・成川圭司・宮田幸平次

所有船　二隻　總噸四千三百三十六噸

原商事株式會社

原商事株式會社　大阪市西區江戸堀北通一丁目二十一番地

原眞一の創立に係る。

創　　立　大正七年九月二日

資本金　五百萬圓
現今役員　取締役原眞一・專務取締役原萬一郞・取締役藤戸力雄・柴田常助・江濱傳兵衞・柴田眞二

靱商船株式會社

所有船　六隻　總噸六千二百四噸
靱商船株式會社　大阪市西區靱北通二丁目四十七番地
金澤仁兵衞等の創立に係り五洋丸・加賀丸を所有す。
創立　大正十年八月
資本金　五十萬圓
現今役員　取締役金澤仁兵衞・金澤丑之助・秦新五郞
所有船　二隻　總噸五千百九十二噸

山科汽船株式會社

山科汽船株式會社　大阪市西區北堀江通六丁目二十八番地
山科禮藏所有汽船を以て組織したるものに係る。
創立　大正五年九月
資本金　十萬圓
現今役員　取締役社長山科幸三郞・取締役山科修造・勝島芳松

所有船　色丹丸　總噸二千七百四十四噸

久原商事株式會社

久原商事株式會社　大阪市北區中之島二丁目

久原房之助の設立に係る。

創　立　大正七年八月

資本金　一千萬圓

現今役員　取締役社長久原房之助・專務取締役中山說太郎・常務取締役津村秀松・佐藤市十郎

所有船　二隻　總噸數六千三百十噸

相澤汽船部

相澤汽船部　大阪市西區石田町二百二番地

相澤岩吉個人の營業にして造船部及汽船部を經營す。

創　立　大正七年十一月

資本金　五百萬圓

現今役員　相澤岩吉・支配人金谷彌兵衞

所有船　七隻　總噸七千六百四十八噸

大信汽船株式會社

大信汽船株式會社　大阪市北區堂島濱通二丁目十四番地ノ一

磯野良吉等の創立に係り大阪汽船信託株式會社と稱したるを大正十一年十二月二十二日社名を大信汽船株式會社と改む。
資本金　五百萬圓、大正八年十一月二十六日百二十五萬圓に減資
現今役員　取締役社長佐藤國一・常務取締役長尾景信・取締役鈴木敏郎・阪口托平

所有船　二隻　總噸二千六百七十八噸

此外神戸に於ける船主としては高砂商事株式會社・三洋汽船株式會社・千歳汽船株式會社・新林汽船合名會社(三林直祐)・株式會社日東商會・山本汽船部(山本佐次郎)・平出汽船株式會社等相當活躍せり。
大阪に於ては池田商事株式會社・武齋汽船株式會社・矢吹商店・笹川汽船株式會社等あり。
東京に於ては緒明圭造・田中鑛山株式會社・栗林商船株式會社・東京海運株式會社・日本海運株式會社・樺太汽船株式會社・北海道炭礦汽船株式會社・村井汽船合名會社・中村万之助・千代田汽船株式會社・清水賞太郎、北海道にありては金森汽船株式會社・小熊幸一郎・藤山要吉・犬上慶五郎・澤口汽船合資會社・株式會社酒井

商店・合資會社佐藤商會・佐藤泰次郎・山崎汽船株式會社・楢崎平太郎、北陸地方にありては馬場合資會社・南島間作・萩布汽船部・北洋商船株式會社、中國・四國には宇和島運輸株式會社・阿波國共同汽船株式會社・株式會社八木本店・秋田寅之助・田隆汽船合資會社、九州に於ては栃木商事株式會社・澤山精八郎・青木榮藏・松本汽船株式會社、大連には大連汽船株式會社等あり。

神戸に於ける海運ブローカー

神戸に於けるブローカーは其業務内容二三の別あり。主として運賃、傭船の取引を爲すもの卽ち老舗としては三上・谷道・小栗等其他大多數は此部に屬し、佐藤商店(佐藤勇太郎)・日神海運商會の如きは專ら内外船舶賣買に從事し傭船、保險仲立を兼ぬ。歐洲戰亂に乘じ大に活躍し彼等の多數は空前の大收益を得たり。戰前同業者三十名なりしも戰時中激增して百十五名となり戰後八十名に減ず。彼等も船主と等しく堅實に利益を保持せるは老舗の側に多し。今左に主要なるものを列記すべし。

三上合資會社	三上豐夷	山本商店 山本乙五郎
合資會社佐藤商店	佐藤勇太郎	佐藤國商店 佐藤國一
小栗合資會社	小栗松三郎	甲斐商店 甲斐 綠

株式會社谷道商店	谷道清之助
柏木合資會社	松井久男
片野回漕店	三谷雄次郎
大原商店	大原幾造
西谷回漕店出張所	西谷庄八
日神海運商會	福原芳次
吉田平回漕店	吉田與之助
入江回漕店	入江安太郎
井上合資會社	井上國三郎
井田商店出張所	伊澤傳兵衛
西川商會	西川莊三
菅谷商店	菅谷雄平
藤井事務所	藤井潔
竹本商會	竹本喜三
後藤商會出張所	後藤長七
上地合資會社	上地喜藏
高野汽船株式會社	高野進
二宮商店	二宮純一
丸山商店	丸山盛一
福原商店	福原政治
太刀川海運株式會社神戸支店	太刀川又八郎
三星商會	倉賀野奏
木下商店	木下勢三
松尾事務所	松尾小三郎
池田回漕部	池田浪三郎
合資會社水島商會	水島重吉
岩田商店	岩田可盛
村重商店	村重龍太郎
旭商會	赤松武八
大三商會出張所	大久保鶴治

宮崎商會出張所	宮崎伊太郎	三榮組	葛岡保
榎壽逸商店	榎壽逸	伊東商店	伊東最仲
山地四郎商店	山地四郎	三洋商會	植村彌太郎
奥村合資會社	奥村寅太郎	町田商會	町田愛治郎
靖和商會	津田靖平	合名會社彌生商會	川島精三
播磨商會	武本平三郎	道家商店	道家權太郎
田所商會	田所岸太郎		
武田商店	武田米太郎		
大正海運合名會社	白洲純平		
松茂洋行神戸支店	堤昇		
泉商店	泉幸四郎		

大阪其他に於ける海運ブローカー

海運ブローカー中擡頭せるもの大阪に岡崎熊吉・谷又太郎、東京に徳島清松・飯田隆平・八巻修三・阿部喜三郎、北海道に鹽田回漕店・久野武三郎・荒井回漕店、九州に巴組(中野金次郎)・野村商會(野村政一)・北市屋回漕店・新盛舍・喜久屋商會(松本梅三郎)等あり。

大正四年乃至七年の海運市況

運賃市況は大正四年より漸次上押し、五年に入り益〻昂騰の度を進む。例せば九州・横濱の如き忽ち二圓・三圓・四圓以上を實現し、六年には十圓以上に達せり。偶〻六年九月戰時船舶管理令の發布あり、稍〻下押の端を開きたりと雖も、同年末に至るも甚しく低落せず、近海・遠洋共七年に入り却て暴騰を告げたり。大陸に於ける戰局は獨・墺軍の優勢を持續する事久しく、海上に於ても亦其潜航艇及假裝巡洋艦通商の要路に出沒し、聯合國の軍事輸送に一大脅威を與へ、擊沈の厄に遭遇するもの日を追うて增加し、各國に於ける新船の建造は到底滅失船腹を塡補する能はず、加之巴奈馬地峽一部崩壞し、爲めに同運河は千九百十五年(大正四年)九月より五年四月に及び通航不能となり、太平洋・大西洋間の大迂廻を餘儀なくし、船腹益〻不足を告げたり。

東洋方面にありては露軍の唯一門戶たる浦鹽斯德に向け北米・南米・印度・濠洲より軍需船腹蝟集し、異常の輻湊を現したるを以て、歐露に通ずる唯一の鐵路は克く此大輸送を全うする事能はず、五年夏期に至り貨物の大堆積を生じ、遂に浦潮向け海路輸送の頓挫を來し、講和正に遠からざる可しとの聲漸く起り、是が爲め五年七・八月の頃一時運賃・傭船料は低落の傾向を呈せしが、秋季に入り更に船

腹の需要を喚起し、再び高調氣勢を揚げたり。 大正六年に入り歐洲交戰國に於ける物資の缺乏其極に達し、生活必需品を始め凡ゆる物資を東洋より得んとするも到底海路のみに依る能はず、太平洋を横斷し陸路北米經由をも擇ばざる可からず、特に同年四月北米合衆國が參戰したる爲め東洋より北米行出貨激増し、六年初頭日本桑港雜貨運賃七弗内外なりしもの同年四月二十五弗に昇り、同年末五十弗を突破し、地中海・大西洋の現狀は彼の加奈陀・太平洋汽船の一部だも太平洋上に殘すを許さず、全部踵を轉じて大西洋方面に向ひしかば、太平洋の航海權は全然日本海運の獨占する所となる。

六年春聯合國政府は中立國船舶に對し傭船料に制限を加へ、暴騰を阻止し是を調節せんと欲し、日本船四十二志六片、中立國船四十七志六片を最高限度とし、傭入れに付ては倫敦ファーネス・ウイジー社を專任する事を協約したり。 然れども刻下の大勢は此の如き人爲的防止策の抑制し能ふ所にあらず、佛・伊兩國政府は協約に背き倫敦市場以外に於て日本船及中立國船を漁り、協定率より遙に高率を以て盛に傭船せり。 東洋・歐洲航路も亦頗る盛況を呈し、日本郵船の如きは定期配船に加ふるに臨時大型船十二隻を以てせしも、依然船腹不足を醫する

能はず、五年二百志內外を唱へたる大連・歐洲運賃は六年末に入り實に九百志を呼ぶに至る。　六年十二月中旬露・獨の單獨講和成立以來露國行軍需品輸送杜絕したりと雖も、米兵の戰地派遣益〻擴大し、之れに伴ふ米國・佛國の軍需品輸送旺盛を極めしかば、比較的軟弱の豫想を以て迎へられたる大正七年初頭の海運界日を重ぬるに從ひ活躍し、七月に至り大型傭船料五十圓を唱へ、東洋より各方面運賃も依然硬調を維持す。　殊に地中海諸港に向ふものは危險の程度愈〻加はるを以て、運賃の如何に拘はらず船腹の獲得容易ならず、當年初頭日本・馬耳塞雜貨運賃四百乃至五百志なりしもの八月に及び千二百志を唱へ、而も荷主間に猛烈なるスペース爭奪行はれたり。

東洋・北米運賃も七年三四月の交硬調を保持したりしが、偶〻日本より米國への提供船十五萬噸が北米行貨物を一時に吸收したる結果、五月以降稍〻引緩の姿となり、年初五十弗の相場は四十弗內外に低落し、年末に及び船鐵交換船腹の發航する每に運賃低落を促し、其後平和克復と共に急轉直下十弗に落ちたるまゝ年を閱したり。

三井竝に社外船配船狀態

歐洲大戰中竝に其前後に於ける社外船配船狀態左の如し。

註（一、總噸數の場合は總噸一、〇〇〇噸以上の社外貨物船
二、重量噸數の場合は重量二、〇〇〇噸以上の社外貨物船）

（三井船舶部調査）

就航々路	大正元年八月一日		大正二年八月一日		大正三年五月一日（開戰前）	
	隻數	總噸數	隻數	總噸數	隻數	總噸數
歐洲／東洋相互間（地中海就航船を含む 但スエズ經由）	—	—	三	一五、九七〇	二	九、三二四
大西洋方面（北米大西洋岸／歐洲相互間、北米太平洋岸／歐洲相互間、南米西岸／北米東岸及又は歐洲相互間、南米東岸／北米、歐洲及又はアフリカ相互間）	—	—	一	三、九五一	一	五、一六三
太平洋方面（東洋（及又ハ歐洲）／南北米相互間、印度濠洲／南北米相互間 共に太平洋經由）	四	一五、四二三	三	一三、九三六	一	四、二九四
印度洋方面（アフリカ東岸／地中海、アフリカ及又は印度／東洋、濠洲、印度及又はアフリカ）	—	—	三	一四、〇七二	一	三、六八〇
濠洲方面（太洋島／濠洲、マカテア、東洋方面／濠洲 相互間）	二	七、四九〇	三	一三、五三八	六	二八、〇七二

近海第二區（並に太洋島マカテア、アンガー／東洋）	二五	九四、一三三	二七	一〇八、三三一	三二	一三九、九六八
近海第一區	一四七	三四三、三七八	一七〇	四〇四、三〇九	一九一	四八六、一四六
御用船	—	—	—	—	四	一三、九二七
入渠中	四	一一、九三三	六	二〇、五八七	四	一〇、八五九
繫船中（準繫船卽ち長待命船を含む）	—	—	—	—	—	—
外商傭船中にて動靜不明のもの	—	—	—	—	—	—
坐礁中	一	二、五八八	—	—	—	—
合計	一八三	四七四、九三五	二一六	五九四、五九四	二四二	六九〇、四二三

就航々路	大正三年十一月一日（開戰後）		大正四年八月一日		大正五年八月一日	
	隻數	總噸數	隻數	總噸數	隻數	總噸數
歐洲／東洋相互間（地中海就航船を含む但、スエズ經由）	一	五、〇三八	六	三三、二五二	六	一九、六五四

大西洋方面（北米大西洋岸／歐洲相互間　南米西岸／北米東岸及又は歐洲相互間　南米東岸／北米、歐洲、及又はアフリカ相互間）	—	—	七	三一、一五七	一三	四六、九四〇
太平洋方面（東洋／南北米相互間（及又は歐洲）　印度、濠洲／南北米相互間　共に太平洋經由）	四	二〇、〇五五	一三	五五、二二六	四七	一八〇、九三三
印度洋方面（アフリカ東岸／地中海　アフリカ及又は印度／東洋　濠洲、印度及又はアフリカ）	三	一〇、七九三	一六	五九、八七二	六	一七、五七七
濠洲方面（太洋島　マカテア／濠洲相互間　東洋方面／濠洲）	四	一八、五九七	一七	六一、〇一一	一一	三〇、二八二
近海第二區（竝に太洋島、マカテア、アンガー／東洋）	三六	一三九、六二六	三六	一二四、一〇一	三	一〇〇、三三四
近海第一區	一七六	四三六、〇七六	一五一	三四三、一五八	一四八	三三六、六五八
御用船	二	七一、〇九三	二	九、三七七	一	四、四〇九
入渠中	八	二一、〇八二	一	三、三五一	四	一〇、八一四
繋船中（準繋船卽ち長待命船を含む）	—	—	—	—	—	—
外商傭船中にて動靜不明のもの	—	—	三	一二、〇六六	—	—

坐礁中	一	三、七二四	一	三、三二九	―	―
合計	二五四	七二六、〇七四	二五三	七二四、八九〇	二六八	七三七、四八七

就航々路	大正六年八月一日 隻數	大正六年八月一日 總噸數	大正七年八月一日 隻數	大正七年八月一日 總噸數
歐洲／東洋相互間（地中海就航船を含む 但、スエズ經由）	七	二六、三二四	一二	四三、〇二五
大西洋方面（北米大西（太平）洋岸／歐洲相互間 南米西岸／北米東岸及又は歐洲相互間 南米東岸／北米、歐洲及又はアフリカ相互間）	七	二七、二二五	五	一六、五〇一
太平洋方面（東洋／南北米相互間及又は歐洲、印度、濠洲／南北米相互間並に太平洋經由）	四三	一七一、六二六	六一	二五〇、五〇三
印度洋方面（アフリカ東岸／地中海アフリカ及又は印度／東洋濠洲、印度及又はアフリカ相互間）	七	二五、一九七	二一	七〇、三八七
濠洲方面（太洋島／濠洲 マカテア／濠洲 東洋方面／濠洲相互間）	三	八、一二九	一二	三五、〇七六
近海第二區（竝に太洋島、マカテア、アンガー／東洋相互間）	三七	一二六、三五一	六一	一五七、五七五

近海第一區	一七三	三四四、〇三二	一四九	二六七、九八七
御用船	—	—	一	二、七一二
入渠中	八	二二、五六六	一六	三三、六六〇
繫船中（準繫船即ち長待命船を含む）	—	—	—	—
外商傭船中にて動靜不明のもの	五	一八、一二五	—	
坐礁中	—	—	—	—
合計	二九〇	七六九、五七五	三三八	八七七、四二六

就航々路	大正七年十一月十一日（休戰條約の日）		大正八年八月一日		大正九年八月一日	
	隻數	總噸數	隻數	重量噸數	隻數	重量噸數
歐洲／東洋相互間（地中海就航船を含む 但、スエズ經由）	二	三三、二四	八九	六二一、九六五	六〇	四五三、八二一
大西洋方面（北米大西洋岸／歐洲相互間、北米太平洋岸／歐洲相互間、南米西岸／北米東岸及又は歐洲相互間、南米東岸／北米、歐洲及又はアフリカ相互間）	八	二六、四五九	一六	一〇一、六二四	四二	三三二、五四二

太平洋方面（東洋／南北米相互間（及又は歐洲）印度、濠洲／南北米相互間共に太平洋經由）	三四	一六九、一一七	三	一七二、六四九	三	一七八、七一二
印度洋方面（アフリカ東岸／地中海アフリカ及又は印度／東洋濠洲、印度及又はアフリカ相互間）	四一	一四四、六八一	二	一二二、三六八	一七	九七、三五四
濠洲方面（太洋島マカテア／濠洲東洋方面／濠洲相互間）	一〇	二九、六八六	一八	八五、四六〇	三九	二二八、八〇六
近海第二區（竝に太洋島マカテア、アンガー／東洋間）	六二	一六二、四四七	三〇	一三二、五八七	三五	一六四、四九四
近海第一區	一八八	二九六、一二六	二〇三	五六二、六二八	二二六	六六五、三〇三
御用船	六	一四、八〇〇	三	一三、七八〇	五	一六、七九三
入渠中	一三	二八、五一七	一〇	五六、二〇〇	一三	四七、三九六
繋船中（準繋船卽ち長待命船を含む）	—	—	—	—	五	三一、八七四
外商傭船中にて動靜不明のもの	—	—	六	二〇、一四六	—	—
坐礁中	三	六、九四六	—	—	一	二、一〇〇
合計	三七五	一四、〇二三	四一九	一、八七九、四九七	四六五	二、二三三、一九五

就航々路	大正十年八月一日		大正十一年八月一日		大正十一年十二月末	
	隻數	重量噸數	隻數	重量噸數	隻數	重量噸數
歐洲／東洋相互間（地中海就航船を含む但スエズ經由）	三	九七、八四四	六	三八、四二一	六	五五、六六九
大西洋方面（北米大西・太平洋岸／歐洲相互間、南米西岸／北米東岸及又は歐洲相互間、南米東岸／北米、歐洲及又はアフリカ相互間）	五三	四七二、一八三	二八	二六〇、六一七	三七	三四三、六一五
太平洋方面（東洋／南北米相互間（及又は歐洲）印度、濠洲／南北米相互間共に太平洋經由）	二六	二三七、〇三五	二五	二二六、〇〇八	四五	三九四、三七七
印度洋方面（アフリカ東岸／地中海、アフリカ及又は印度／東洋、濠洲、印度及又はアフリカ）	一七	一一八、〇二七	一	一〇、〇八五	—	—
濠洲方面（太洋島、マカテア／濠洲相互間、東洋方面／濠洲）	三	二四、九三四	四	二五、四四一	七	六二、九一五
近海第二區（並に太洋島、マカテア、アンガー／東洋間）	四三	二四一、二二一	三八	二三一、六九六	三六	二一四、〇八四
近海第一區	二四八	八二九、一四〇	三六八	一、五八七、五七四	三三七	一、三〇三、四六〇
御用船	一〇	三〇、七四八	七	二三、九七〇	五	一八、四八三

入渠中	二七	一四一、八二二	二一	一二二、五二〇	一九	一三七、五二三
繫船中（準繫船卽ち長待命船を含む）	三八	一九九、一四一	二〇	一三一、一七四	三五	一四四、七三三
外商傭船中にて動靜不明のもの	—	—	—	—	—	—
坐礁中	—	—	—	—	—	—
合計	四七九	二、三四二、〇八四	五一八	二、六三七、四八六	五一七	二、六七四、八四八

運賃同盟

運賃同盟の起源は千八百六十八年英國クヰンスタウンより紐育間郵便物運送受負入札に當りインマン會社とキユナード會社間に一種の損益共同計算の組織を協定したるを濫觴と云ふべく、千八百六十九年蘇士運河開通に依り歐洲・東洋間貿易の發達に伴ひ船會社の數漸次增加し勢ひ運賃競爭起り、千八百七十八年英國・カルカツタ間往航運賃同盟成立し、次で左の如く順次同盟の成立を見るに至れり。

一八七九年　歐洲より支那往航運賃同盟
一八八四年　歐洲より濠洲往航運賃同盟

一八八六年　歐洲より南阿往航運賃同盟
一八九五年　歐洲より西部アフリカ往航運賃同盟
一八九五年　歐洲より北部ブラジル往航運賃同盟
一八九六年　歐洲よりリバプレート及南部ブラジル往航運賃同盟

東洋に於ては日本郵船株式會社の孟買航路同盟加入を以て最初とす　由來孟買より東洋への航路には、彼阿・伊太利郵船及墺匈ロイド三社互に競爭を避けんが爲め合同計算の組織を以てす。日本郵船が明治二十六年十一月三週一回の定期航海を開くや、前記同盟は競爭を始めたり。然るに明治二十九年日本郵船が歐洲航路を開始するに際し彼阿會社より交涉あり、同年七月一日前記同盟に加入するに至る。爾來世界各方面主要航路は何れも皆運賃同盟の組織あらざるはなし。左に現今神戶港關係主要運賃同盟の成立せるものを擧ぐべし。

歐洲往航　延べ戾し法　(Deferred Rebate System)

Ocean Steam Ship Company.

Mutual Line.

Ben Line.

Glen Line.

Swedish E. A. S. S. Co.

Messageries Maritimes.

Peninsular Oriental Steam Navigation Company.

Ellerman Line.

Shire Line.

Russian E. A. S. S. Co.

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

East Asiatic Company.

Norwegian Africa & Australia Co.

U. S. Shipping Board Emergency Fleet Corporation.

Lloyd Triestino.

Holland Oost Azie Lijn.

Navigazione Generale Italiana.

Nord Deutsche Lloyd.

Hamburg America Linie.

Aktien Gesellschaft Hugo Stinnes.

神戸・濠洲航路　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

Eastern & Australian Steam Ship Co.

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

太洋海運株式會社

孟買航路　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

Peninsular Oriental Steam Navigation Company.

甲谷陀・蘭貢航路　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

British India Steam Navigation Company.

Indo-China Steam Navigation Company.

南米・南阿線　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

上海線　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

三菱商事株式會社船舶部

漢口線　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

日清汽船株式會社

三菱商事株式會社船舶部

臺灣・南清線　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

山下汽船鑛業株式會社

瓜哇航路　(大正十二年二月迄現拂戻し法　Cash Rebate System
其以後延べ戻し法　Deferred Rebate System)
日本郵船株式會社
大阪商船株式會社
南洋郵船株式會社
Java, China Japan Line.
神戸・基隆線　共同計算　(Pool System)
神戸・青島線　共同計算　(Pool System)
神戸・天津線　共同計算　(Pool System)
日本郵船株式會社
大阪商船株式會社
神戸・青島線には原田汽船株式會社加名す。
北米往航　手取法　(Net System)
日本郵船株式會社
大阪商船株式會社

東洋汽船株式會社
Admiral Oriental Line.
Canadian Pacific Railway Co.
Pacific Mail Steam Ship Co.
Columbia Pacific Shipping Co.
Struthers and Barry Co.

太平洋旅客運賃同盟

東洋汽船株式會社
Canadian Pacific Railway Co.
(7 other Companies of United States)

日本・紐育運賃同盟 手取法 (Net System)

日本郵船株式會社
大阪商船株式會社
Pacific Mail S. S. Co.
Admiral Line.

北大西洋及港灣ノ極東　保證金制度　(Bond System)

Blue Funnel.

Norton Lilly.

American Oriental Line.

Furness Withy & Co.

Barber Line.

Dollar Line.

Kerr Steamship Co.

Tampa Inter-Ocean S. S. Co.

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

東洋汽船株式會社

國際汽船株式會社

太平洋復航同盟　保證金制度　(Bond System)

Furness Withy & Co.

日本郵船株式會社

大阪商船株式會社

東洋汽船株式會社

Struthers & Barry.

China Mail S. S. Co.

Dollar Line.

Canadian Pacific Railway Co.

Java China & Japan Line.

Ocean Steamship Co.

China Mutual Steam Navigation Co.

Admiral Oriental Line.

Pacific Mail S. S. Co.

Columbia Pacific Shipping Co.

北歐ノ極東運賃同盟　延ベ戻し法　(Deferred Rebate System)

Nord Deutsche Lloyd

Hamburg America Line.
日本郵船株式會社.
(15 other Companies)

歐洲復航同盟　延べ戻し法　(Deferred Rebate System)

日本郵船株式會社
Ellerman Line.
(11 other Companies)

對米船腹提供

對米船腹提供に關し遞信省の發表せる米國との交渉顚末、

戰局の進展に伴ひ船腹の不足益〻急切を加へ、外は重要物産の輸出入圓滑ならずして貿易を阻害し、内は日用品の輸送全からずして物價の騰貴を誘致し、船腹不足に依る困難は帝國の痛切に感知する處なりと雖も、帝國は聯合の誼に從ひ與國に對し賣船及傭船を許可し、或は又軍需品の輸送を援助する等、其忍び難きを忍び其爲し難きを爲したるもの蓋し尠少なりとせず。　大正六年十一月巴里聯合會議に於ける、帝國政府の誓盟亦實に此趣旨に出づ。　七年二月在邦米國大使は本國政府の訓令に據り帝國政府に對し船舶の供給を懇請す。　這は帝國の

深く諒とする所なりと雖も、援助の程度に關し篤と考慮を要するものあり。現在本邦大型船舶其多くは海外定期航路に從事し、或は帝國竝に聯合與國に對する必需品輸送の任に當り、或は叉既に聯合與國の傭入に係り、殘餘の若干は帝國が內外航路の情況に應じ臨機必要なる方面に使用するものに屬す。殊に最近佛國政府より軍需品輸送の希望あり、是亦帝國の當に務むべき事業に屬す。如此して帝國政府は狀勢の許す限り援助を與ふる趣旨に依り重量噸數十五萬噸の船腹を六ヶ月間米國政府に提供する事とし其引渡期限は同年四月末日迄に三分の二は日本を發航せしむる事、傭船料は聯合國協定傭船料と同率たる事其他附帶の條件を具し米國政府に提議したり。米國政府は此提議を承認し帝國の好意に對し大に感謝の意を表し茲に契約の成立を見るに至る。此船腹の分擔は大體に於て所有大型船の噸數に比例し先づ日本郵船・大阪商船及東洋汽船三社は約三分の二、其以外の船主は約三分の一を分擔せしめ、猶船主の分擔を輕減せしむる爲め遞信省所有汽船國後丸をも併せて提供す。其船名、噸數及所有者左の如し。

船名	重量噸數	所有者

彼南丸	八、三二五噸	日本郵船株式會社
土佐丸	七、六八〇	同
蘭貢丸	八、三五〇	同
吉林丸	五、五三〇	同
仁川丸	五、三五〇	同
鳥取丸	九、六六〇	同
錫蘭丸	六、四四〇	同
阿波丸	八、〇七〇	同
印度丸	七、九八〇	大阪商船株式會社
瓜哇丸	七、九二〇	同
馬來丸	七、一〇〇	同
靜洋丸	一〇、二七〇	東洋汽船株式會社
波斯丸	四、九七〇	同
劍山丸	六、一七六	三井物產株式會社
妙義山丸	四、五二〇	同

駒形丸	四、三二〇	山下汽船株式會社
第二小樽丸	四、〇七〇	同
神盛丸	六、八一〇	岸本汽船株式會社
目尾丸	四、〇〇〇	同
井手丸	六、六〇〇	勝田汽船株式會社
安宅丸	五、八〇〇	辰馬商會
愛國丸	四、七二〇	内田汽船株式會社
國後丸	六、三一五	遞信省
合計二三隻	一五〇、九七六噸	

聯合協定率四十志六片

前記郵船・商船・東洋汽船三社は聯合國協定率四十志六片に依り傭船料の支拂ひを受くると雖も、該傭船料率は本邦市場の相場に比し頗る低く、社外船は其損失尠なからざるを以て、政府は社外船に對し特に一ヶ月重量一噸に付き金七圓五十錢の割合を以て之が補償を與ふる事とせり。戰時保險に就ても米國政府の賠償價格は本邦現在の船價に比し遙に低きに依り其差額に對し政府は別に戰時海上再保險法に依り戰時保險を附せしむる必要を認め、該保險料は政府に

於て負擔し、若くは之に充てしむる趣旨を以て航路の狀況に應じ一ヶ月重量一噸に付き金五圓以內を支給する事とせり。乘組の船員に付ては米國政府をして一定の救濟法を約せしめたる外、各船主をして出來得る限り優遇方法を講せしむる事とせり。

日米船鐵交換

米國は大正六年四月六日獨逸帝國に對し宣戰してより、擧國一致戰局に當り、同月二十七日先發隊佛國に上陸せしが、一方敵潛航艇の跳梁に依り海上輸送の困難日に益〻加はり船腹の需要焦眉の急を訴ふるに至りしかば、內國造船材料の供給を豐富にせんが爲め同年七月九日鋼鐵類の輸出禁止令を發布せり。八月二日米國大統領ウキルソンは鐵材の輸出特許に關し同國商務長官に左の訓令を發したり。

一、聯合諸國に對する總ての船積は更に別段の訓令あるまで何等留保又は制限なく自由に特許を與へらるべし、但し鐵板・銅板・銑鐵・鋼屑及短片鋼を除く、是等の物品に對しては當該物品が事實戰爭の目的に供せらるゝか若しくは直接貢獻すべきものなる場合に限り特許を與ふべし。

二、鐵板・鋼板・ストラクチュラル、シエープ(Structural Shape)及其他項目中に含まる

る諸品の船積に對しては下記の條件に據り特許を與へらる。

（イ）右特許の申請は八月十日又は同日前に在華盛頓商務省輸出特許部に送達するを要す。

（ロ）右申請の貨物は八月十日又は同日前に製造濟の物ならざるべからず。

（ハ）特許は船積が八月十五日又は同日以前の日附を有する鐵道又は船舶の船荷證劵に含まるゝ場合に限り有效なる事を指示す。

此訓令は外觀は輸出特許令の如くなるも實質は純然たる具體的鐵鋼類の輸出禁止令にして、米國鐵材輸出禁止の報我國に達するや俄然解禁要求の烽火は先づ神戸市に擧げられ、直に全國に波及し、解禁要求の聲囂々たる輿論となれり。

玆に於て川崎造船所・大阪鐵工所・三井物產・鈴木商店の四社發起者となり、六年八月六日オリエンタルホテルに於て以上四社の外三菱・淺野・神戸製鋼・原田・松田・小野の各造船所、高田・內田・湯淺・增田・大倉・米井・岩井の各商店、大阪商船・東洋汽船・日本郵船・勝田・山下其他海運業者等合計二十六社の集合を催し、一團體を組織し米鐵輸出解禁期成同盟會と稱し、川崎・三菱・大阪鐵工所・三井・勝田・山下・日本汽船・鈴木をを實行委員に擧げ、石橋爲之助を幹事とし、鈴木商店內に假事務所を設け著々實

行の歩を進めたり。八月九日實行委員は上京政府に陳情と同時に駐米大使佐藤愛磨及遣米特使石井菊次郎に電報を發し、少くも既約品なりとも解禁ある樣盡力を依賴し、次で八月十二日上京委員は日米協會々長子爵金子堅太郎の紹介を得て米國代理大使ポストホヰーラーを訪ひ陳情書を提出せり。

東京は八月十一日、大阪は同月二十七日、米鐵輸出解禁期成同盟會を組織し、東京は實行委員九名、大阪は三名を夫れ〳〵選定せり。

神戶市は九月一日午後七時を期し湊川勸業館前廣場に於て市民大會を開き、左の決議文を可決し米國大統領・駐日米大使及日本政府各大臣に決議の趣旨に依り發電せり。

決議文

米國の鐵材輸出禁止は神戶市の繁榮に影響する事最大なり、市民は日米親交の本義に據り、米國政府に考慮を求め同時に我當局を督勵して速に解禁の目的を達せん事を期す。

九月一日神戶大會以來解禁期成同盟會及其他の團體は暫く鳴を靜め形勢觀望の態度を執りしが、久しく缺員たりし東京駐紮米國大使としてローランド・モリ

スは本問題解決の大任を帶び十一月六日著任し同月十七日政府は米國に對する鐵材輸出解禁の交渉を打切る旨發表せり。蓋し政府と政府との間の交渉は常に正面應對なるを以て談判一度行詰れば局面轉換の餘裕なきが故に一先づ正面交渉を中止し民間直接交渉の端を啓く事となり、我國の當業者は各〻競うて新任米國大使モリスに對し日本建造船舶と米國の鐵材と互に供給交換せん事を提議し、各種の案を提出せり。然るに此運動は各社區々にして交渉統一を缺き、我國側の不利益尠からず、終に聯合して一成案を作り、政府を通じて米國政府に交渉を乞ふ事となり、大正七年二月二十四日鹽田泰介(三菱)・淺野良三(淺野)・町田豐千代(浦賀)・今岡純一郎(横濱)・金子直吉(鈴木)・西川莊三日本汽船)等は遞信省を訪ひ該成案を提出せり。其後交渉迂餘曲折を重ね大體の協定成りたるを以て三月十五日淺野及長崎(鈴木)等モリス大使及ホーン中佐と會見し國務卿ランシングへ送るべき電報文案を決定し、互に記名調印の上打電したり。其結果契約成立し、四月二十三日より二十五日に亙り調印す。第一次造船左の如し。

川崎造船所	四隻	重量	三萬六千噸
帝國汽船株式會社	三隻	同	二萬二千三百噸

日本汽船株式會社　三隻　同　二萬四千二百噸
淺野造船所　一隻　同　一萬一千五百噸
浦賀船渠株式會社　一隻　同　六千八百噸

次で川崎造船所は更に三隻の追加を申込み都合七隻六萬三千噸となれり。

此第一次造船は何等故障なく檢査も滿足に通過し豫定の通り引渡しを了し本邦を出帆したり、其要領左の如し。

船主	船名	重量噸	本邦出帆月日	引渡月日	引揚場所
川崎	第二十大福丸（イースターンサン）	九、〇〇〇	七年五月十四日	七年六月十日	シアトル
同	第二十一大福丸（イースターンシー）	九、〇〇〇	七年六月八日	七年六月廿九日	同
同	東福丸（イースターンクヰーン）	九、〇〇〇	七年六月廿六日	七年七月廿二日	同
同	盛福丸（イースターナー）	九、〇〇〇	七年七月二十日	七年八月十九日	桑港
同	イーストウインド	九、〇〇〇	七年十月廿八日	七年十一月廿五日	シアトル
同	イーストケープ	九、〇〇〇	七年十一月卅日	七年十二月廿七日	桑港
同	イースターリング	九、〇〇〇	七年十二月七日	八年一月二日	シアトル

帝國	第七興福丸（イースターンキング）	五、〇〇〇	七年七月三日	七年七月三十日	シャトル
同	第六霧島丸（イースターンクロッス）	六、八〇〇	七年九月十日	七年十月八日	同
同	第八興福丸（イースターンショアー）	一〇、五〇〇	七年九月廿三日	七年十月廿日	同
日本	明玄丸	六、八五〇	七年五月三十日	七年六月廿六日	同
同	イーストポート	六、八五〇	七年八月十二日	七年九月四日	同
同	イースターンライト	一〇、五〇〇	七年十月九日	七年十月廿九日	同
淺野	イースト・インヂアン	一一、五〇〇	七年七月卅一日	七年八月廿六日	桑港
浦賀	第三吉田丸	六、八〇〇	七年五月廿五日	七年六月廿五日	タコマ
	合計一五隻	十二萬七千八百噸			

船舶十五隻重量一二七、八〇〇噸に對し、米國より一二七、八〇〇噸の材料を受取り板材一封度三仙四分の一、型材三仙、棒材二仙十分の九、桑港船側渡し直段を以て支拂ひ計算し、船價は五月渡し重量一噸二六五弗、六月渡し二六〇弗、七月渡し二五〇弗、八月渡し二四〇弗、九月渡し二二五弗にて計算す。

第一次契約成立當時ランシング國務卿の電報中既に第二次契約の暗示を認めたれば引續き第二次交渉に入る、大正七年四月十六日米國大使は覺書を金子及

淺野に交附し回答を求め來れり。此に於て兩人は關西・關東の加入希望者を取り纒め同年五月一日モリス大使を訪問し第二次交渉の條件は大體米國の提議に同意し直に契約成立す。玆に於て各造船所は大に努力し、材料の遲著に拘らず工程迅速に進み、豫定の通り左記三十隻重量二十五萬噸餘の建造を了し完全に引渡したり。

船名	造船所	重量噸	引渡年月日	引渡場所
一、イースターン・ブリーズ	浦賀	六、八〇〇	八年十一月十四日	桑港
二、同　ガイド	橫濱	六、三〇〇	同年十二月九日	シアトル
三、同　ゲール	浦賀	六、八〇〇	八年十二月卅一日	同
四、同　ムーン	川崎	九、〇〇〇	九年一月九日	同
五、同　ナイト	大阪	一〇、五〇〇	同年一月十一日	同
六、同　マリナー	同	一〇、五〇〇	同年一月二十三日	同
七、同　マーチャント	淺野	一二、六〇〇	同年二月六日	桑港
八、同　クラッグ	橫濱	六、三〇〇	同年二月十一日	シアトル
九、同　トレーダー	淺野	一二、六〇〇	同年二月十四日	桑港

一〇、	イースターン・オーシヤン	川崎	九、〇〇〇	同年二月十八日	シアトル
一一、	同　ベル	石川島	五、〇〇〇	同年三月九日	桑港
一二、	同　パイロット	帝國	一〇、五〇〇	同年三月十日	シアトル
一三、	同　ヴヰクター	三菱	八、四〇〇	同年三月十八日	同
一四、	同　クラウン	同	八、四〇〇	同年三月十九日	同
一五、	同　グレード	內田	八、五〇〇	同年三月二十三日	同
一六、	同　プラネット	川崎	九、〇〇〇	同年三月二十四日	同
一七、	同　ドーン	同	九、〇〇〇	同年四月九日	同
一八、	同　アドミラル	大阪	一〇、五〇〇	同年四月十五日	同
一九、	同　クラウド	川崎	九、〇〇〇	同年五月五日	同
二〇、	同　メイド	石川島	五、〇〇〇	同年五月十日	同
二一、	同　コースト	橫濱	六、三〇〇	同年五月十一日	紐育
二二、	同　グレン	內田	八、五〇〇	同年五月十八日	シアトル
二三、	同　テンペスト	浦賀	六、八〇〇	同年五月二十二日	同
二四、	同　セイラー	大阪	一〇、五〇〇	同年五月二十六日	同

二五、同	インポーター	三井	九、一〇〇	同年六月二十三日	同
二六、同	エキスポーター	同	九、一〇〇	同年七月十六日	同
二七、同	ソルヂアー	帝國	一〇、五〇〇	同年八月二日	同
二八、同	テンプル	新田	五、五〇〇	同年八月十六日	同
二九、同	リーダー	藤永田	六、三〇〇	同年八月二十五日	同
三〇、同	ソード	浦賀	五、〇〇〇	同年九月二十三日	同
合計三十隻			二十五萬一千三百噸		

第二次交換の場合は前記重量二五一、三〇〇噸に對し材料其半額の噸數を受取り、米國太平洋又は大西洋岸一港に於て鐵道貨車渡し板材一萬噸に付き七十二弗八十仙、型材六十七弗二十仙、棒材六十四弗九十六仙の割合にて計算す、船價は重量一噸に付き一七五弗の割合にて計算せり。

戰時船舶管理令

歐洲戰亂は發生以來日を追うて激甚となり、且其區域益々擴大せられ歐・米船舶の減少著しく自然本邦海運界は隆盛に赴き、運賃竝に船價豫想外に暴騰せんとし延いて國民生活に影響する所尠からざるを以て、大正六年九月政府は戰時船舶管理令を發布し、人爲的に本邦船舶の輸出を禁止し、竝に本邦船舶の外國航路

を抑壓し、內地及近海の輸送力を助長せんとす。　當時當局者の同法令に對して說く所左の如し、

歐洲戰亂の勃發以來擊沈の厄に遭ひ又は世界の通商界を脫退したる各國船舶は其噸數約二千七百萬噸の多きに達し、然も歐・米諸國に於ける造船能力は未だ以て其減少を補ふに足らず、世界的に船腹不足を來たし、各國共に通商貿易竝に經濟上甚大なる影響を蒙るに至れり。　飜つて戰爭開始後に於ける本邦對外貿易を見るに、軍需品の注文、東洋其他に歐洲品輸入杜絕等に依り本邦の輸出は著しき增進を示し、戰前に於ける輸入國は一躍して輸出國となり、開戰後大正六年末に至る期間に於て、輸出超過額實に十一億六千萬圓に達し、更に之を輸出額に就て見るも戰前卽ち大正二年の輸出額は六億圓臺に過ぎざりしもの、大正五年に於ては十一億圓、更に大正六年に於ては十六億圓の巨額に上り、戰前の約三倍に達したるを見る。　斯の如き輸出入貿易の發展は必然出貨の激增を來し、而も船腹の不足は外國船來航の減少と相俟つて益、甚しきものあり、爲めに大正六年初夏の交より逐日騰貴の趨勢を促進し來りたる船價竝に運賃は愈、昂騰し、他面又一般社外船にありては船舶傭船料の高きを逐うて外國に傭船せられ、又は

賣却さるゝもの頗る多く、到底船腹需要の急を滿たす能はざる狀態にありしかば、政府は外は聯合國と共同籌畫の實を全うし內は本邦に於ける船腹の不足を緩和し、運賃及傭船料の暴騰を防ぎ、貿易の圓滑並に國民生活の安全を期せむが爲め、相當の方策を講ずること焦眉の急務となりたるを以て、大正六年九月末遂に緊急勅令を以て戰時船舶管理令を制定するに至れり。蓋し船舶管理の趣旨とする所は船政の全權を一に收めて遞信大臣の手中に歸せしめ依つて以て前段の目的を安全に遂行せしめむとの意に外ならざりき。

戰時船舶管理令說明

本令は現時大戰の影響として世界海運界は未曾有の波瀾を生じ從て運輸の難澁運賃暴騰等國際間の交通及び社會の生存上に容易ならざる動搖を與ふるに際し聯合與國と協同策應の便宜を進め內國民經濟の激動を防がん爲め船政統制の極めて緊切なるに顧み特に應急の政策として緊急勅令を以て制定せられたるものなり。其實施の方法に就ては國際關係の趨勢及國民經濟の狀況に適應し寬嚴其宜しきを得るを期するは言を俟たずと雖も、二者共に戰局の推移に伴ひ轉變常ならざる故に其施行の範圍程度等豫め局限す可からざるものあ

り、今其各條に就き概要を說示せんとす。

絕對的禁止　第一條乃至第三條は實際禁止令にして其内第一條・第二條は賣買、貸借、注文其他如何なる形式を論ずるを須ひず船舶の外國輸出は一切之れを禁止したるものにして、現に世界列國概ね之れを實行せしに當り、我國も亦自衞上之れを決行するは時局對應上止むを得ざるの處置なり、隨而本令施行前に賣渡しの契約をなしたるものと雖も之れを外國人に引渡すことを禁止するは當然の歸結なり。

遞相認可權　遞信大臣の許可を得たる時を除外したるは實際聯合與國に軍事上若しくは軍事に貢獻すべき場合に於て遞信大臣は共同互助の精神を以て事實審明の上船舶の海外輸出を特許するの途を開きたるものなり、而して他の中立國へ輸出するが如きは許可を與ふべきの限りに非らざるものとす。

航路の制限　第三條は日本政府は縱令外國人に引渡すと雖も、單に外國港間にのみ航行し日本貨客の運送を爲さゞる時は、事實外國人に貸渡したると同じく何等我國に貢獻する所なきものなれば、戰時中之を禁止するは輸出禁止の精神に照應したる當然の規定なり。　然れども聯合與國の軍事上援護の意味に於て

聯合國諸港の間のみ航行し軍用貨客の運送に從事する場合の如き、兩國政府間の諒解により特許を與ふるは當然除外例に屬すべきなり。其他日清汽船會社の揚子江航路線の如きは現に外國港間のみに航行すと雖も、元之れ政府の命令に依りたる航路なれば之れを除外すべきは言を俟たず。

委任の範圍　第四條以下第九條に至る各條は總て主務大臣に對する委任規定なり。聯合諸國殊に英國等に在りては此等の條項は多くは決定的强制法を實行し委任規定に殘存するもの甚だ少からずと雖も、我國に於ては同じく交戰國に列すると雖も、其地位狀勢大に異るものあるを以て姑く之を委任規定に止め、實際の必要に應じて其施行の範圍寛嚴の程度を强制處分に委任するは蓋し時局對應の政策上適當の裁量たるを失はざるべし。

運輸の制限　第四條は日本船舶にして日本港と外國諸港間に發著する場合外港間の貨客を運送する爲め日本發著若しくは聯合諸國が策應上の貨客を收容すべき船腹を減縮する事實あるに當り、時局の對策上必要ある時に於ては外國港間に發著する貨客の運送を禁止し又は制限し、以て本邦若くは聯合國貨客運送利通の途を拓くは自衞上若くは策應上止むを得ざるの政策なり。

運賃強制權　第五條は特定の航路を指定し又特定の價格を指定して航行又は運送を命ずる者には其區域の內外に亙り其範圍も頗る廣汎に亙り法定上何等局限する所なしと雖も、其實施に關し現實に存在する一二の例を擧ぐれば、外航上に於ては一の聯合與國より他の與國へ軍需品又は軍用勞働者の輸送を委托せられ援助の意味を以て約諾する場合に於て、船舶業者と合意の成立せざる時にありては已むを得ず命令を以て之を強制し得るの途を開き置くの要あり、又內航上に於ても國家又は公衆の生存上或特定の航路を開き若しくは或特定の貨客を一地方より他地方へ輸送する必要上差迫りたる場合に於ては、亦同一の措置を取らざる可からず。是れ本條の缺如す可らざる所以なり。

傭船料制限　第六條亦其區域の內外に亙り其範圍の廣汎に亙るは前條と相同じ。而して其適用は必ずしも前條と關聯せず、單獨的に內外航運の傭船料又は運賃に對して發動し得べきは論を俟たずと雖も、前條內外二例の場合に於て其航海又は運送に對する傭船料又は運賃にして船舶業者との合意成立せざる時は勢ひ相當制限を定め之れを決定せしむるに非ざれば其運用を全うするに由なし。要するに本條も亦前條と同じく聯合國との策應上若しくは國家又は公

衆の生存上必要止むべからざる場合に於て之れを適用すべきものとす。

造船所徴發　第七條は國家の必要上船舶又は造船所を收用若しくは使用する事を規定し得るものにして徴發令と其主旨相同じ。現下聯合與國に於ては其國籍に屬する船舶の大部分は收用又は使用せられたりと雖も、我國に於ては未だ決定的に之等の大部分を收用使用するの必要を認めず。故に必要止むを得ざる場合に限り、之れを適用し得るの權力を行政處分に委任する事に止めたり。

其徴發必要　船舶收用使用に於ては現下の形勢に照し甚だ稀なるが如しと雖も、戰局進展の須要上我國船舶を以て聯合與國軍事上の輸送を援助するの必要ある時に當り、船舶業者と合意成立せざる場合に於て勢ひ之れを適用せざるを得ざるべく、造船所の收用使用に至りては是亦時局の必要上聯合與國と協同造船の計畫を樹つる等の事あるに當り其收用使用に關し造船所と合意成立せざる場合に於ては、勢ひ之れを強制するに非ざれば以て策應の目的を達成すべからず。而して船舶又は造船所使用收用に當り現に之れに屬する船員又は操業者を其儘傭使するを必要とする場合に於ては之れを供用せしむる途を開けり。之れ本條の規定を要する所以なり。

補助船處置　第八條の遠洋航路補助法に依る。　命令航路に屬する船舶は該法に特定しある條項の外當然本令の適用を受くべきは論を俟たずと雖も、現在の命令航路は大體上既に帝國議會の協賛を經たる豫算及年限の範圍内に於て之れを維持繼續するの考案なり、其理由は現在の命令航路は平時船價の極めて低廉なる時の計算に基き成立したるものなるに依り恰も傭船料の最廉なるに當り、傭入れを約したる船舶は由つて生ずべき運賃も亦格別に低廉なるを得るが如く、他の自由航路に比すれば概ね半額以下の運賃に限定せられ、之れに依りて貿易上現に公衆の受くる利益は實に鮮少にあらず。　今之れを解除するは寧ろ受命會社に利益を與ふべきも、公衆は損害を受くるものなるを以て、海運政策上之れを存續するは實に必要の處置たるに由るなり。

歐航補充船　既に之れを存續するとせば因つて生ずべき障碍は之が排除に努めざるべからず。　歐洲航路に於ては既に八阪丸・宮崎丸の如き最高級の良船を失ひたり。　同一資格船を以て之れを補充すること既に難し。　今後被害なきを保證する能はず。　況んや内外航も船腹調節上之れを伸縮按排するの必要に迫れり、故に戰時中に限り稍〻低級の船舶と雖も之れが命令航路に充當するの途

を開くの要あり。

乗組員保護　第九條は戰地卽ち危險區域に發著する我船舶に對しその乘組員の生命健康に對する保護若しくは死傷者等ありたる時に於て手當若しくは扶助料の支給方等の施設を命じ、若しくは必要の場合に於ては武裝又は無線電信の設備を命ずる等努めて危險防止の途を講せしめんとするにあり。

其施行期間　第十條以下各條は罰則又は施行期日及び經過法等にして一目明瞭特に說明を加ふるの要なかるべし。唯附則各項に於て一言附加の要あるべし。本令は戰時中に於ける特別法令なるを以て、戰時中の定義を限定せざるべからず。戰爭は講和を以て終熄すべきは論を俟たざれ共、斯る世界的大戰亂にありては講和の瞬間に於て直ちに平和の狀態に復歸すること固より難し。各國の例に於ては多く講和後一年若しくは二年を以て限度となすによりて、本令に於ては一年にして平時に復する事に適當なる限度を認め各規定せり。

戰時船舶管理令

第一條　日本船舶は遞信大臣の許可ありたる場合を除くの外之れを日本船舶を所有し得ざる者に讓渡し貸渡し擔保に供し又は引渡す事を得ず製造中の

船舶に付亦同じ

第二條　遞信大臣の許可ありたる場合を除くの外日本船舶を所有し得ざるもの、注文に依り船舶を製造する事を得ず

第三條　日本船舶は政府の命令又は遞信大臣の許可ありたる場合を除くの外外國諸港間の航行にのみ從事する事を得ず

第四條　遞信大臣は日本船舶に對し外國の一港より外國の他の港に至る旅客又は貨物の運送を禁止又は制限することを得

第五條　遞信大臣は日本船舶に航路を指定して航海を命じ又は特定の旅客若しくは貨物の運送を命ずる事を得

第六條　遞信大臣は日本船舶に對し運送賃を制限することを得

第七條　遞信大臣は相當の補助金額を定め日本船舶造船所又は造船に要する材料器具機械を收用又は使用することを得造船中の船舶に付き亦同じ

前項の場合に於て遞信大臣は船舶又は造船所と共に其船員又は操業者を供用せしむる事を得

遠洋航路補助法第十一條第三項及第四項の規定は第一項の補償金額に對し

不服ある者に付之を準用す

第八條　遞信大臣は遠洋航路補助法に依る補助航海に使用する船舶の資格に付き別段の規定を設くる事を得

第九條　遞信大臣は日本船舶に對し船員の保護又は船舶の設備に關し必要と認むる事項を命ずる事を得

第十條　第一條乃至第三條の規定に違反したる者、第五條の規定に依る命令に違反したる者又は第七條の規定に依る收用使用若しくは供用を拒みたる者は二年以下の懲役に處す

第十一條　第四條の規定に依る禁止若しくは制限に違反したる者又は第九條の規定に依る命令に違反したる者は一ヶ年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

第十二條　第六條の規定に依る制限を超えて運送賃を領收したる者は三箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す、前項の場合に於て運送賃の制限を超えたる部分は之れを沒收す、若し其全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價格を追徵す

第十三條　本令に依る遞信大臣の職務は朝鮮・臺灣又は關東州に在りては朝鮮總督・臺灣總督又は關東都督、遞信大臣の監督を承け之れを行ふ

附　則

本令は大正六年十月一日より之れを施行す

本令施行の際現に日本船舶を所有し得ざるものに貸渡し若しくは擔保に供する日本船舶又は外國諸港間の航行にのみ從事する日本船舶に付ては本令施行後遲滯なく遞信大臣の許可を申請すべし、日本船舶を所有し得ざるものに擔保に供する製造中の船舶又は其注文に依り製造する船舶に付亦同じ、本令は講和條約調印の日より一年を經過したる時は其效力を失ふ

管理令施行規則

第一條　戰時船舶管理令第一條の規定に依る許可を受けむとする者は其事由及左の事項を記載したる申請書を遞信大臣に差出すべし

(一)船舶の種類、名稱及總噸數

(二)讓受けむとする者借入れむとする者、抵當權を收得せんとする者、又は引渡しを受けんとする者の國籍住所及氏名又は名稱

(三)賣買價格、賃貸料又擔保すべき債權額
(四)契約の日附及貸渡しの場合にありては其期間、擔保に供する場合にありては債務の辨濟期
(五)船舶引渡しの時期及場所
(六)前各號の外特殊の事項を定むるときは其事項、製造中の船舶に付ては前項第一號の事項の種類及資格、機關の種類、計畫總噸數、計畫實馬力、計畫速力、起工月日竝に竣工年月日とす

第二條　戰時船舶管理令第二條の規定に依る許可を受けんとするものは其事由及左の事項を記載したる申請書を遞信大臣に差出すべし
(一)前條第二項に掲ぐる事項
(二)注文者の國籍及住所及氏名又は名稱
(三)製造引受價格
(四)前各項の外特殊の事項を定むる時は其事項
前項の許可を受けたるものは其船舶に付き、龍骨の据付、進水、試運轉又は引渡しを了りたる時は其都度之れを遞信省に届出づべし

第三條　戰時船舶管理令第三條の規定に依る特許を受けんとする者は其事由及左の各項を記載したる申請書を遞信大臣に差出すべし

(一)船舶の種類名稱及總噸數
(二)豫定航路
(三)航行に從事する期間
(四)運送賃
(五)船舶の全部を以て運送契約の目的と爲す場合に在りては傭船者の國籍、住所氏名又は名稱竝に傭船契約書の寫

前項の許可を受けたる者は遞信大臣の指定する所に依り航運の概況を遞信省に屆出づべし

第四條　外國の一港より他の港に至る旅客又は貨物の運送を爲さんとする日本船舶の所有者は前項各號の事項を遞信省に屆出づべし

但し政府の命令に依る場合、戰時船舶管理令第三條の規定に依る許可を受けたる場合又は近海航路のみを航行する場合は此限りに在らず

前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第五條　遞信大臣に於て戰時船舶管理令第五條の規定に依り航路を指定して航海を爲さしむる時は航路の起點、終點及寄港地竝に航海の期間及度數を指定して當該船舶の所有者に命令すべし
遞信大臣に於て戰時船舶管理令第五條の規定に依り旅客又は貨物の運送を爲さしめんとするときは船積陸揚げの場所及時期竝に旅客に付ては其等級及員數、貨物に付ては其種類及數量を指定して當該船舶の所有者に命令すべし

第六條　遞信大臣に於て戰時船舶管理令第六條の規定に依り日本船舶に對し運送賃を制限せしむる時は傭船料又は運賃の最高格を指定して之れを告示し又は當該船舶の所有者に命令すべし

第七條　總噸數千噸以上の船舶を製造し得べき設備を有する造船所の所有者は左の事項を遞信省に屆出づべし
但し造船奬勵法に依り屆出たる場合は此限りに在らず
(一)造船所の位置
(二)工場船臺及船渠の設備

(三)船體及機關を製造するに必要なる機關の種類、數及力

前項の屆出事項に變更ありたる時は其旨を屆出づべし

第八條　總噸數千噸以上の船舶の製造に著手したる者は第二條各號の事項を遞信省に屆出づべし

但し造船奬勵法に依り屆出でたる場合及戰時船舶管理令第二條の規定に依り許可を受けたる場合は此限りに在らず

第二條第二項及前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第九條　遞信大臣に於て戰時船舶管理令第七條の規定に依る收用又は使用を爲さんとするときは船舶に付ては引渡しの時期・材料・器具、機械に付ては引渡の時期及場所竝に種類及數量を指定して當該船舶造船所又は物件の所有者に命令すべし

前項の場合に於て船舶又は造船所と共に其船員又は操業者を供用せしめんとするとき其旨を當該船舶又は造船所の所有者に命令すべし

第十條　遞信大臣の告示又は指定する危險區域を航行する日本船舶の所有者は豫め其乘組員に對する給與方法を定め之を遞信省に屆出づべし

第十一條　本令中船舶所有者に關する規定は船舶借入人に之を準用す
本令中船舶所有者に對する命令は商法第五百六十六條の規定に依り船長の權限に屬する事項に付ては當該船舶の船長に之れを發することあるべし
第十二條　第二條第二項第三條第二項第四條第七條第八條及第十條の規定に依る屆出を怠りたる者は三箇月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

附　則

本令は戰時船舶管理令施行の日より之れを施行す
第一條乃至第三條の規定は戰時船舶管理令附則第二項の規定に依り許可を申請する場合に之れを準用す

戰時海上保險補償並に再保險法

歐洲戰亂勃發以來海上危險の程度頓に增加す。此救濟方法として大正三年九月十二日戰時海上保險補償法、同施行規則發布せられ、日本の保險業者又は外國保險業者の日本に設けたる支店事務所若しくは代理店が主務官廳の定めたる海上保險料率以下に於て保險契約を爲し戰爭に依り生じたる損害を塡補したる時は政府は保險業者に對し其塡補額の一部を補償することゝなれり。其補償を受くる事を得べき保險の目的は日本に船籍を有し主務官廳の定めたる

航路の航海を爲す船舶(但し政府に徵用せられ外國政府若しくは外國人に貸附け又は之に對し船舶の全部を以て運送契約の目的と爲したる場合を除く)及日本より輸出し若しくは輸入する積荷又は上記の船舶に搭載する積荷と爲せり。戰局の擴大と共に海上危險倍々增加する爲め大正六年七月二十日戰時海上再保險法、同年八月二十八日同法施行規定の發布あり、戰時海上保險法廢せらる。戰時海上保險補償法竝に再保險法に依る保險料率は戰局の進展と危險區域の擴大に伴ひ屢〻改正せらる。大正三年九月十二日、六年九月十四日、六年十月十三日、六年十二月十四日、七年一月三十一日、七年五月二十五日、七年十一月十八日何れも農商務省告示を以て定めらる。今大正七年十一月十八日改正の料率を示せば左の如し。

一	內地と朝鮮・臺灣・樺太間	五錢
二	樺太と朝鮮・臺灣間	五錢
三	臺灣・朝鮮間	五錢
四	關東州と內地・朝鮮・臺灣・樺太・浦潮・露領沿海州諸港間	五錢
五	內地・朝鮮・臺灣・樺太と浦潮・露領沿海州諸港間	五錢

六　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と澳門以西新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を含む）間　五　錢

七　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と新嘉坡以西、蘇士に至る大陸沿岸諸港（錫蘭を含む）間　五　錢

八　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と蘇士經由ジブラルタル以北歐洲大陸沿岸（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）諸港竝に英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）　六　十　錢

九　同上喜望峯經由のもの　三　十　錢

一〇　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸）間（蘇士經由）　七十五錢

一一　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とカレー以北スタウバンガーに至る歐洲大陸沿岸諸港間（交戰國船舶及其の積荷を除く）（蘇士經由）　九　十　錢

一二　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と蘇士以南ガルダフヰ岬に至る亞弗利加沿岸諸港間　五　錢

一三　内地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とガルダフヰ岬以南ケープタウンに至る

亞弗利加沿岸諸港（マダガスカル島及マウリチユス島を含む）間　五錢

一四　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とケープタウン以北ジブラルタル海峽に至る亞弗利加沿岸諸港（セントヘレナ島及ケープタウンを含む）間　五錢

一五　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バンクカリスよりコタラジヤを經てプリンビングに至る沿岸及其諸島）濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西沿岸）間　五錢

一六　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

一七　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バンクカリスよりコタラジヤを經てプリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）ボルネオ、其他蘭領東印度・濠洲（ノースウエスト岬よりヨーク岬に至る北沿岸）諸港間　五錢

一八　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と呂宋島間　五錢

一九　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と比律賓群島（呂宋島を除く）間　五錢

二〇　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とプレザント島・オーシヨン島・マリアナ群島・カロリン群島・マーシヤル群島間　五錢

二一　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とクリスマス島・マカテア島間　五　錢

二二　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と布哇間　五　錢

二三　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と加奈太・北米合衆國太平洋沿岸諸港間

（直　航）　五　錢

（布哇經由）　五　錢

二四　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と墨西哥及其以南の亞米利加太平洋沿岸諸港間　五　錢

二五　ジブラルタル以北歐洲大陸諸港（カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸諸港を除く）英國（ハルウキッチ以北アバーディーンに至る東海岸を除く）諸港相互間（ドーバー以北ハルウキッチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）　三　十　錢

二六　香港・呂宋島間　五　錢

二七　香港・比律賓群島（呂宋島を除く）間　五　錢

二八　澳門以西新嘉坡に至る亞細亞大陸沿岸諸港と呂宋島間　五　錢

二九　新嘉坡と瓜哇（ジヤバヘッドよりサッス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てプリンビングに至る沿岸及其諸島）諸港間　五　錢

三〇　新嘉坡と瓜哇（ジヤバヘッドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）間

三一　瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島相互間　五錢

三二　ニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西海岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島相互間　五錢

三三　瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島）濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西海岸）相互間　五錢

三四　瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）ボルネオ、其他の蘭領東印度・濠洲（ノースウエスト岬よりヨーク岬に至る北沿岸）諸港とニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

三五　瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）ボルネオ、

其他蘭領東印度・濠洲（ノースウエスト岬よりヨーク岬に至る北沿岸）諸港と濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西沿岸）
瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島）間

五　錢

三六　ニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島）濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西沿岸）間

五　錢

三七　營口より澳門に至る大陸沿岸諸港（香港を含む）新嘉坡と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）濠洲（ヨーク岬よりノースウエスト岬に至る北西沿岸）間

五　錢

三八　比律賓群島ト瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てブリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）ボルネオ、其他の蘭領東印度・濠洲（ヨーク岬よりノースウエスト岬に至る北沿岸）間

五　錢

三九　比律賓群島とニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島ソサイチイ群島間

五　錢

四〇　比律賓と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てプリンビングに至る沿岸及其諸島）濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西海岸）間　五錢

四一　香港又は新嘉坡とプレザント島・オーション島・マリアナ群島・マーシヤル群島・カロリン群島間　五錢

四二　比律賓群島とプレザント島・オーション島・マリアナ群島・マーシヤル群島・カロリン群島間　五錢

四三　プレザント島・オーション島・マリアナ群島・カロリン群島・マーシヤル群島と瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸を除く）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てプリンビングに至る沿岸及其諸島を除く）ボルネオ、其他蘭領印度・濠洲（ノースウエスト岬よりヨーク岬に至る北沿岸）諸港間　五錢

四四　プレザント島・オーション島・マリアナ群島・カロリン群島・マーシヤル群島・マカテア島とニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

四五　プレザント島・オーション島・マリアナ群島・カロリン群島・マーシヤル群島・マカテア島諸港相互間　五錢

四六　布哇とプレザント島・オーシヨン島・マリアナ群島・カロリン群島・マーシャル群島間　五錢

四七　布哇とクリスマス島・マカテア島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

四八　布哇と北米合衆國及其以北の亞米利加太平洋沿岸諸港間　五錢

四九　布哇と墨西哥及其以南の亞米利加太平洋沿岸諸港間　五錢

五〇　北米合衆國及其以北の亞米利加太平洋沿岸諸港相互間　五錢

五一　墨西哥及其以南の亞米利加太平洋沿岸諸港相互間　五錢

五二　墨西哥及其以南の亞米利加太平洋沿岸諸港と北米合衆國及其以北の亞米利加太平洋沿岸諸港間　五錢

五三　ジブラルタル以北、歐洲大陸諸港（カレー以北スタヴバンガーに至る大陸沿岸諸港を除く）英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸を除く）諸港と英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸）諸港間　四十五錢

五四　新嘉坡より蘇士に至る亞細亞大陸（錫蘭を含む）沿岸諸港とスマトラ・瓜哇・濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸）間　五錢

五五　營口より新嘉坡に至る亞細亞大陸沿岸諸港（香港・新嘉坡を含む）と蘭領東印度（瓜哇・スマトラを除く）英領ボルネオ間　五　錢

五六　營口より澳門に至る亞細亞大陸沿岸諸港（香港を含む）と北合衆國太平洋沿岸諸港間　五　錢

五七　營口より新嘉坡に至る亞細亞大陸沿岸諸港（香港及新嘉坡を含む）と露領沿海州諸港間　五　錢

五八　ジブラルタル以北歐洲大陸沿岸諸港（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）英國諸港と和蘭・丁抹・瑞典・諾威（スタウバンガー以北を除く）諸港間（交戰國船舶及其積荷を除く）　二圓二十錢

五九　ガルダフキ岬以南喜望峯に至る亞弗利加東海岸諸港（マダガスカル島及マウリチユス島を含む）相互間　五　錢

六〇　喜望峯以北ジブラルタル海峽に至る亞弗利加大西洋沿岸諸港（其諸島及ケープタウンを含む）相互間　五　錢

六一　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と安東より澳門に至る支那沿岸諸港（香港を含む）間　五　錢

六二　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とカレー以北スタウバンガーに至る歐洲

大陸沿岸諸港間（交戰國船舶及其積荷を除く）（喜望峯經由）　六十錢

六三　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とジブラルタル以北歐洲大陸沿岸（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）諸港竝に英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）（巴奈馬經由）　二十錢

六四　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とカレー以北スタウバンガーに至る歐洲大陸沿岸諸港間（交戰國船舶及其積荷を除く）（巴奈馬經由）　五十錢

六五　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とカレー以北スタウバンガーに至る歐洲大陸沿岸諸港經由スタウバンガー以北歐洲大陸沿岸諸港間（交戰國船舶及其積荷を除く）（巴奈馬經由）　八十錢

六六　同上（蘇士經由）　一圓二十錢

六七　同上（喜望峯經由）　九十錢

六八　カレー以北スタウバンガーに至る歐洲大陸沿岸諸港相互間（交戰國船舶及其積荷を除く）　三十錢

六九　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とポートセッド以西チユニス港（チユニス港を除く）に至る亞弗利加地中海沿岸シシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸を除く）及マルタ島諸

港間(蘇士經由)　十五錢

七〇　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州とチュニス港(チュニス港を含む)又は伊太利(メシナ海峽)よりジブラルタル海峽に至る地中海沿岸竝にシシリー島(ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸)諸港間(蘇士經由)　三十錢

七一　チュニス港(チュニス港を含む)又は伊太利(メシナ海峽)よりジブラルタル海峽に至る地中海沿岸竝にシシリー島(ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸)諸港相互間　十五錢

七二　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と蘇士經由巴奈馬運河(巴奈馬運河を含む)以北亞米利加東海岸諸港(西印度諸島を含む)間　三十錢

七三　同上ジブラルタル以北歐洲(カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキツチ以北アバーディーンに至る英國東海岸を除く)の諸港を經由するもの(ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海岸通過しものを除く)　八十錢

七四　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と蘇士經由巴奈馬運河(巴奈馬運河を除く)以南亞米利加東海岸諸港間　三十錢

七五　同上ジブラルタル以北歐洲(カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキツチ以北アバーディーンに至る英國東海岸を除く)の諸港を經由するもの(ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付いてはドーバー海峽通過いものを除く)　八十錢

七六　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と巴奈馬經由巴奈馬運河(巴奈馬運河を含む)以北亞米

七七　利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と巴奈馬經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間　五　錢

七八　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と喜望峯及ジブラルタル以北歐洲（カレー以北ハスタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る英國東海岸を除く）の諸港經由、巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間（ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付いてはドーバー海峽通過のものを除く）　五十錢

七九　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と喜望峯及ジブラルタル以北歐洲（カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る英國東海岸を除く）の諸港經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間（ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付いてはドーバー海峽通過のものを除く）　五十錢

八〇　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）と巴奈馬經由呂宋島間　五　錢

八一　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港と巴奈馬經由呂宋島間　五　錢

八二　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）相互間　五　錢

八三　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港相互間　五錢

八四　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）ジブラルタル以北歐洲（カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキッチ以北アバーディーンに至る英國東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキッチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）　二十錢

八五　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港とジブラルタル以北歐洲（カレー以北スタウバンガーに至る大陸沿岸及ハルウキッチ以北アバーディーンに至る英國東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキッチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）　二十錢

八六　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）とチュニス港（チュニス港を含む）又は伊太利（メシナ海峽）よりジブラルタル海峽に至る地中海沿岸竝にシシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸）諸港間　十五錢

八七　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港とチュニス港（チュニス港を含む）又は伊太利（メシナ海峽）よりジブラルタル海峽に至る地中海沿岸竝にシシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸）諸港間　十五錢

八八　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）と英國（ハルウキッチ以北アバーディーンに至る東海岸）諸港間　三十五錢

八九　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港と英國（ハルツキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸）諸港間　三十五錢

九〇　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間　五錢

九一　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間　五錢

九二　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸と亞弗利加西海岸（其諸島を含む）諸港間　五錢

九三　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸と亞弗利加西海岸（其諸島を含む）諸港間　五錢

九四　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）とニユーギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーツイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニユーカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

九五　同上大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く）と濠洲（ノースウエスト岬よりリユーツイン岬に至る西沿岸）瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至

る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てアリンビンゲに至る沿岸及其諸島）間　五錢

九六　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）とニューギニア（蘭領を除く）濠洲（ヨーク岬よりリユーウイン岬に至る北西沿岸を除く）新西蘭・佛領ニューカレドニア・ビスマーク群島・ソロモン群島・フイジイ群島・サモア群島・ソサイチイ群島間　五錢

九七　同上大陸沿岸諸港と濠洲（ノースウエスト岬よりリユーウイン岬に至る西沿岸）瓜哇（ジヤバヘツドよりサウス岬に至る南沿岸）スマトラ（バングカリスよりコタラジヤを經てアリンビンゲに至る沿岸及其諸島）間　五錢

九八　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）相互間　五錢

九九　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）相互間　五錢

一〇〇　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）と喜望峯經由ジブラルタル以北歐洲大陸沿岸（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）諸港竝英國（ハルウキツチ以北アバーデイーンに至る東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキツチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峽通過のものを除く）　三十錢

一〇一　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と喜望峯經由ジブラルタル以北歐洲大陸沿岸（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）諸港竝に英國（ハルウキツチ以北アバーデイー

ンに至る東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキッチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峡通過のものを除く）　三十錢

一〇二　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港新嘉坡を含む）と蘇士以南ケープタウンに至る亞弗利加沿岸諸港（其諸島を含む、ケープタウンを除く）間　五錢

一〇三　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と蘇士以南ケープタウンに至る亞弗利加沿岸諸港（其諸島を含む、ケープタウンを除く）間　五錢

一〇四　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）と巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸（西印度諸島を含む）間（蘇士經由）　三十錢

一〇五　同上（巴奈馬經由）　五錢

一〇六　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間（蘇士經由）　三十錢

一〇七　同上（巴奈馬經由）　五錢

一〇八　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）と巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間（蘇士經由）　三十錢

一〇九　同上（巴奈馬經由）　五錢

一一〇　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と巴奈馬運河（巴奈馬運河を

除く）以南亞米利加東海岸諸港間（蘇士經由）　三十錢

一一一　同上（巴奈馬經由）　五錢

一一二　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間　五錢

一一三　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）間　五錢

一一四　營口より新嘉坡に至る大陸沿岸諸港（香港、新嘉坡を含む）と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間　五錢

一一五　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と喜望峯經由巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港間　五錢

一一六　ポートセッド以西チュニス港（チュニス港を除く）に至る亞弗利加地中海沿岸シシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸を除く）及マルタ島諸港相互間（船舶を除く）　十五錢

一一七　巴奈馬運河（巴奈馬運河を含む）以北亞米利加東海岸諸港（西印度諸島を含む）とポートセッド以西チュニス港（チュニス港を除く）に至る亞弗利加地中海沿岸シシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峽に至る北沿岸を除く）及マルタ島諸港間　三十錢

一一八　巴奈馬運河（巴奈馬運河を除く）以南亞米利加東海岸諸港とポートセッド以西チュニス港（チュニス港を除く）に至る亞弗利加地中海沿岸シシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峡に至る北沿岸を除く）及マルタ島諸港間　三十錢

一一九　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州・蘇士運河經由ポートセッド間　十錢

一二〇　內地・朝鮮・臺灣・樺太・關東州と北米合衆國及其以北の亞米利加大西洋沿岸諸港經由ジブラルタル以北歐洲大陸沿岸（カレー以北スタウバンガーに至る沿岸を除く）諸港並に英國（ハルウキッチ以北アバーデイーンに至る東海岸を除く）諸港間（ドーバー以北ハルウキッチに至る英國諸港以外に付てはドーバー海峡通過のものを除く）巴奈馬經由）　二十錢

一二一　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）とポートセッド以西チュニス港（チュニス港を除く）に至る亞弗利加地中海沿岸シシリー島（ソレロ岬よりメシナ海峡に至る北沿岸を除く）及マルタ島諸港間（蘇士經由）　十五錢

一二二　新嘉坡より蘇士に至る大陸沿岸諸港（新嘉坡を除く、錫蘭、蘇士を含む）と蘇士運河經由ポートセッド間　十錢

一件の海上保險料にして五錢に滿たざる場合に於ては前記の制限に拘は

らず五錢とす。
到達港又は陸揚港が二以上の港に付き選擇によりて定まるべき場合に於ける海上保險料は各航路中最も高き海上保險料率に依る。
內地・朝鮮・臺灣・樺太又は關東州より輸出し若は之に輸入するもの又は其相互間に輸送するものに非ざる積荷に付ては其海上保險料率は之を二倍とす。

造船業の勃興

海運業の旺盛に伴ひ造船業頓に勃興し大正四年初にありては一千噸以上の造船臺を有するもの長崎・神戸の兩三菱造船所・川崎造船所・大阪鐵工所・藤永田造船所・小野鐵工造船所・浦賀船渠株式會社・東京石川島造船所・橫濱船渠株式會社・松尾鐵工所・栃木造船所等なりしが、各造船所共一齊に事業を擴張したるのみならず、多數造船所の新設を見るに至り、大正六年末に於ける一千噸以上の造船臺を有するもの四十三箇所を算す。

三菱造船株式會社長崎造船所	七臺
同　神戸造船所	三
株式會社川崎造船所	七

株式會社大阪鐵工所　七
同　因島工場　六
浦賀船渠株式會社　六
株式會社東京石川島造船所　五
小野鐵工造船所　三
藤永田造船所　五
帝國汽船株式會社播磨造船所　四
同　鳥羽造船所　三
松尾鐵工所　二
栃木造船所　二
函館船渠株式會社　三
株式會社淺野造船所　八
內田造船所　二
橫濱船渠株式會社　三
東京工業株式會社造船所　一

株式會社新潟鐵工所	一
相澤造船所	三
宮城屋船舶部造船工場	三
株式會社大阪造船所	四
浪速造船鐵工所	二
新堂造船所	一
新田造船所	三
富田屋船舶部原造船所	一
千歳造船所	二
關西造船所	四
株式會社吉備造船所	四
合名會社大正造船所	三
松田汽船株式會社造船部	二
藤間造船所	二
株式會社旭造船所	一

合資會社原田造船所	二
木津川造船所	二
大阪窯業株式會社造船部	二
大原造船所	一
苅藻島橋本造船所	二
三井物産株式會社造船部玉工場	三
備後船渠株式會社	二
株式會社吉浦造船所	三
江浦造船所	一
株式會社深川造船所	一

大正元年より同十年に至る汽船建造數及總噸數表左の如し。

自大正元年至同十年汽船建造數

年次	隻數	總噸數
大正元年	一七〇	四三、〇一三
二年	一一二	五四、九五〇
三年	八五	五八、八四六

四年	七三	七八、九一八
五年	九三	一三八、〇一一
六年	一九六	二二六、八四三
七年	五一六	五九八、六九一
八年	三二三	六三六、二七一
九年	二二九	四八六、九八四
十年	一三二	二一六、八四〇

木造汽船建造旺盛

歐洲戰亂中造船材料鋼鐵の不足は木造汽船の建造を促したるのみならず、船腹の需要頗る熾烈となり、凡ゆる材料を以て建造せる苟も船腹と名け得べきものは粗製濫造の如何を吟味する暇なく、殆ど世界的風潮として造船業の勃興に伴ひ木造船の建造頗る旺盛に赴きたる亦怪むべきにあらず。日清戰役前後東京品川緒明菊三郎が觀音丸と命名し總噸數千五百噸型の木造船數隻を建造せしは日本海運史上の一記錄と云ふべく、其後絶えて大型木造船を建造せる者なかりしに、偶々歐洲戰亂は此變態を齎らし來れり。今試に大正五年より八年に至る木造汽船の建造を見るに左の如し。

船型＼年次	大正五年 隻數	大正五年 總噸數	大正六年 隻數	大正六年 總噸數	大正七年 隻數	大正七年 總噸數	大正八年 隻數	大正八年 總噸數
五百噸以上千噸未滿	二	八、五二〇	二九	二〇、七八三	一〇五	七八、一三三	一六	一一、九二二
千噸以上二千噸未滿	—	—	三	三、五一三	一二	一三、四八九	三	三、七三三

由此觀之大正六・七年は我邦に於ける木造汽船建造空前のレコードを作れるのみならず、或は絶後の出來事となすべき乎。

トロラー船の改造

一時勃興せし「トロラー」業は競爭激甚の爲め採算不引合に陷り、「ドリフター」を計畫せしものさへありと雖も、「トロラー」の蹉跌に伴ひ實現するに至らず、歐洲戰亂に入り「トロラー」盛に英・佛等に賣却され、船腹缺乏に際し小型貨物船に改造續々行はれ、船體を分割し延長されたるもの多く、其主要船名左の如し

松菊丸(總噸四五四)、第一長崎丸(總噸六〇二)、第二長崎丸(總噸六〇三)、大福山丸(總噸四五一)、大黑山丸(總噸六八八)、大日山丸(總噸五四四)、大雪山丸(總噸四四九)、大白山丸(總噸四六六)、第二眞盛丸(總噸五三二)、第二有田丸(總噸五二六)、福利丸(總噸五一一)、大安丸(總噸四七〇)、第一博多丸總噸

四六五)、第十一博多丸(總噸四七七)、祝丸(總噸四七五)、第三祝丸(總噸四九九)、第二海王丸(總噸四四八)

外國中古船の輸入

歐洲戰亂に入り間も無く其持續期間は各海運國の疑問とせる所にして、五箇年の久しきに亙り且つ世界全土に影響を齎らし來るべきものと考ふるもの少く、我國にありても漸く大正四年頃に至り戰亂持續の見据を付くる者現はれ、目先船價の昂騰を豫想し、此に於て中古外國船を輸入したり。

大正五年以來輸入船

船名	船材	原名	總噸數	建造年	船主
安心丸	鋼	Colon	一、五三〇	一、八九二	菅野合名會社
第五雲海丸	鋼	Robert Dollar	五、三五六	一、九一一	中村精七郎
第二萬盛丸	鐵	Enissey	一、六六七	一、八七〇	日下部合名會社
澤丸	鋼	Machino	二、五七八	一、八九〇	大澤德太郎
仁陽丸	鋼	Halaille Dollar	一、二四四	一、九〇三	岩城商會
信貴山丸	鋼	G. Y. Pesqeira	二、八二八	一、八九二	橋本汽船株式會社
山王丸	鋼	Hatasu	三、五五八	一、八九九	古河合名會社

永田丸	鋼	Hulduore	三、三一五	一、八八九	永田三十郎
泰山丸	鋼	Hayle Bank	三、二九八	一、八九八	橋本汽船株式會社
さかき丸	木	Seward	九七一	一、九〇〇	永田章
以智丸	鋼	Volga	一、二三八	一、八八八	三林直祐
ぺるしや丸	鋼	Persia	四、三五六	一、八八一	東洋汽船株式會社
しべりあ丸	鋼	Siberia	一一、二八四	一、九〇一	同
これや丸	鋼	Korea	一一、二七六	一、九〇一	同
神海丸	鋼	Yucatan	二、八九〇	一、八九〇	岸本汽船株式會社
伏木丸	鐵	Sikiang	一、三三〇	一、八八九	太湖汽船株式會社
第十六共同丸	鋼	Tyrian	一、四七七	一、八九〇	阿波國共同汽船株式會社
第十五共同丸	鋼	Buliarra	一、七一七	一、八九〇	同

海外賣却船

日本海運力が歐洲戰亂中危険區域航行の需要起りたるは特筆すべき一出來事にして、初め運賃積竝にタイムチャーターの形式にて供給されたりと雖も、條件複雑となりたる結果遂に賣買契約を見るに至れり。今國外賣却船として大正五年より十年に至る六箇年間輸出總量は其正確なる數を知り難しと雖も、主要なるものを擧ぐれば左表の如し。

大正五年中

船名	重量噸數	賣價	賣主	買主
海福丸	四、七五〇噸	十四萬五千圓	勝田商會	西班牙人
大和丸	五、三〇〇	十七萬五千磅	株式會社互光商會	外商
東祐丸	五、〇〇〇	百八十五萬圓	東和汽船株式會社	諾威人
元山丸	五、〇〇〇	百九十萬圓	山本藤助	英國人
浦賀丸	二、一四七	―	日本汽船株式會社	同
大福丸	五、六〇〇	―	川崎造船所	同
東泰丸	五、二〇〇	百七十萬圓	東和汽船株式會社	諾威人
江崎丸	五、〇〇〇	十九萬三千磅	日本汽船株式會社	同
貴船山丸	五、〇〇〇	十九萬千磅	橋本汽船株式會社	同
明海丸	五、〇〇〇	二十萬五千磅	明治海運株式會社	同
手宮丸	四、四〇〇	十萬五千磅	北海道炭礦汽船株式會社	西班牙人
霧島丸	三、五〇〇	十三萬圓	原田汽船株式會社	外商

大正六年中

船名	重量噸數	賣價	賣主	買主

川崎新造船	一二、〇〇〇噸型二隻	重量一噸ニ付 四〇磅	川崎造船所	フワーネス、ウイジイ
同	一〇、三〇〇噸型二隻	四〇磅	同	同
同	九、〇〇〇噸型八隻	四〇磅	同	同
六雲海丸	五、一〇〇噸	二百萬圓	中村精七郎	佛國政府
呉山丸	五、一五〇	百十四萬圓	橋本喜造	外人
吉田丸	九、〇〇〇	四七磅	山下汽船株式會社	英人
増田新造船	六、八〇〇	四八磅一二志六片	増田貿易株式會社	フエデラルスチームナビゲーシヨン
五雲海丸	八、八〇〇	四百十七萬圓	中村精七郎	外商
七吉備丸	一、六五〇	四一〇圓	豊崎昌三郎	佛國
松田新造船	一、六〇〇	四一〇圓	松田汽船株式會社	外商
仁陽丸	二、一〇〇	七十萬圓	田中省三	支那人
五吉備丸	一、六五〇	四六五圓	豊崎昌三郎	佛國
栃木新造船	一、二〇〇	四三六圓	栃木汽船株式會社	英國
淺野新造船	一二、〇〇〇	六〇〇圓	淺野造船所	英國政府
播磨新造船	一二、〇〇〇	六〇〇圓	播磨造船所	同
三菱新造船	一〇、〇〇〇	六〇〇圓	三菱造船所	同

神國丸	六,二〇〇噸	六〇〇圓	岸本商會	佛國郵船會社
關東丸	六,二〇〇	六〇〇圓	同	同
神海丸	三,二〇〇	百九十萬圓	同	外商
二雲海丸	六,二〇〇	七六〇圓	內田汽船株式會社	佛國政府
大西丸	五,〇〇〇	七〇〇圓	松昌洋行	同
神洲丸	一,〇五〇	四十一萬圓	澤口汽船會社	清商
六眞盛丸	九二五	三十三萬圓	原眞一	政記公司
千代丸	一,八〇〇	六十六萬圓	緒明圭造	外商
大正七年中				
帝國丸	七,三〇〇噸	六五磅	山下汽船株式會社	佛國政府
淺間丸	六,七三〇	六四磅	東和汽船株式會社	同
八吉備丸	二,三〇〇	七〇〇圓	豐崎昌三郎	同
九吉備丸	二,三〇〇	七〇〇圓	同	同
大正八年中				
十吉備丸	三,〇〇〇噸	四二〇圓	豐崎昌三郎	佛國政府
淺野新造船	一一,〇〇〇	三五〇圓	淺野造船所	佛國郵船會社

十五吉備丸	四、六〇〇	四六〇圓	豊崎昌三郎	佛國政府
大連丸	六、一〇〇	二〇五圓	岸本商會	比律賓マドリガル
神典丸	六六三	一八〇圓	喜藤與一	支那人
井手丸	六、五〇〇	二三一圓	勝田汽船株式會社	フイガラス
御影丸	一、八三〇	二七〇圓	目貫商事會社	政記公司
大海丸	三、五〇九	三八〇圓	內田汽船株式會社	諾威人
開平丸	四、〇〇〇	三四〇圓	松昌洋行	同
二萬世丸	三、一〇〇	三八〇圓	日下部久太郎	佛國人
幸丸	三、六二一	三七五圓	神戸棧橋株式會社	諾威人
武陽丸	四、二〇〇	二五磅	山下汽船株式會社	佛人
愛國丸	四、七二〇	二〇磅	內田汽船株式會社	外商
霧島山丸	七、三〇〇	二五〇圓	小熊幸一郎	伊太利人
まやち丸	六、〇〇〇	二七磅	北海道炭礦汽船會社	西班牙人
百合丸	一一、〇〇〇	三八五圓	鈴木商店	外人
和田丸	四、五〇〇	二三〇圓	村井汽船株式會社	伊太利人

大正九年中

東海丸	六、二五八噸	三五磅	明治海運株式會社	外商
二南洋丸	一、七六八	二〇〇圓	山下汽船株式會社	英人
旭丸	四、一〇〇	二〇〇圓	同	白耳義人
廿七永田丸	一、〇五〇	二十三萬五千圓	永田三十郎	支那人
一厚田丸	四、二〇〇	五十萬圓	佐藤松太郎	外人
三南洋丸	一、八九三	七十萬留比	山下汽船株式會社	ブリチッシュインデヤ汽船會社
鈴木新造船	三、五〇〇	三二〇圓	鈴木商店	外商
二吉田丸	六、八一〇	三二磅	山下汽船株式會社	同
大海丸	八、五七九	二二二圓五〇錢	內田汽船株式會社	チエックスロバック
大雄丸	八、八二五	二五磅一〇志	同	和蘭人
淺野新造船	八、〇〇〇	二六磅	淺野造船所	外商
三田丸	三、〇八〇	一六二圓	田隆汽船株式會社	政記公司
海永丸	八、八四五	二五磅	勝田汽船株式會社	和蘭人
一松昌丸(木)	一、一五〇	二二圓五〇錢	松昌洋行	外商

大義丸	五、四五三	一八磅	内田汽船株式會社	同
福井丸	五、九五〇	一六磅	同	同
廿五永田丸	五〇〇	十一萬三千圓	永田三十郎	支那人
六土佐丸(木)	四五〇	二萬五千圓	土佐運輸株式會社	同
大正十年中				
竹野丸	一、六〇〇噸	八〇圓	東京海運株式會社	支那人
播磨丸	六、〇〇〇	五〇圓	神戸棧橋株式會社	西班牙人
干珠丸	二、一〇〇	九萬圓	橋谷八重	支那人
天長丸	三、二〇〇	四〇圓	辰馬汽船株式會社	同
南海丸	一、七一七	十一萬圓	東京伊藤商事會社	同
忠雄丸	七八三	—	清水賞太郎	同
五霧嶋丸	三、五〇〇	—	松田汽船株式會社	同

南洋獨領諸島占領

日獨開戰當初より南洋方面に遊戈せる獨逸軍艦竝に膠州灣より脱出せる東洋艦隊「シャルンホルスト」・「クナイゼナウ」・「ライプチッヒ」等所在詳かならざりしかば、帝國參戰後直に山屋中將を司令官とし金剛・筑波・鞍馬より成る一戰隊は分遣

され太平洋方面航路の保安及索敵に當れり。後鞍馬・筑波・淺間及第十六驅逐隊より成る第一南遣支隊(司令官栃内中將)は索敵の爲め大正三年九月十四日横須賀を發し、同月二十八日午前「マーシャル群島」「カロリン島」の南方に達し、先づ驅逐隊を放ちて「ヤルート島」外を偵察せしに敵影を見ざりしを以て、枝隊は翌二十九日早朝「ヤルート島」に到著し、直に陸戰隊を揚陸せり。島民は何等抵抗を試むることなく降伏したるを以て、武器彈藥官文書を押收し、十月三日を以て同島の占領を布告す。同島に抑留されたる英國商船「エンピユーマー號」を解放し、神戸の塚本兼吉なる者同島に拘禁され居るを發見し之を救ひ出せり。塚本は曩に「シー・ニッケル商會」代表者「シー・ホルスタイン」に使嗾され同島に派遣されたる者なり。十月五日「クサイ」島を、七日には「アンガウル島」を、次で「ポナペ島」を占領し、「東カロリン」群島は事實上帝國海軍の掌裡に歸す。同十一日には更に進んで「トラック群島」を占領す。又第一南遣枝隊と横須賀鎭守府間の通信中繼に任じたる軍艦香取は十月十四日早朝「マリアナ群島」首廳所在地「サイパン」を占領せり。薩摩・矢矧及平戸より成る第二南遣枝隊司令官山路中將)は十月一日佐世保を發し、無抵抗にて無線及有線電信局其他官廳等を占領したり。之より先き同島に潜伏

せし獨國測量船「プラネット」は帝國軍艦を見るや直に自沈せり。爰に於て司令官は七日夕刻麾下の一艦を「パラオ群島」に急派し之を占領し、次で「アンガウル島」を占領し、茲に赤道以北の獨領南洋諸島は一兵を損することなく我掌裡に歸せり。

汽船井呂丸の捕獲

大正四年十一月十四日大阪井口久米吉所有汽船井呂丸(總噸六六八)は柴棍附近ソンジャク岬沖合に於て佛國驅逐艦の拿捕する所となり、柴棍に抑留せらる。同船は一ヶ年間上海海洋社に傭船され、十月二十三日大阪港に於て受渡しを了し上海に向ひ、十一月二日上海を發し盤谷に向け航行の途にありしものなるが、獨逸人所有の小銃彈藥を搭載し、又漢口駐在獨逸領事ハインツなる者乘船し居りたる嫌疑に依り拿捕せられたるなり。船主井口は上海日本總領事館に解放を訴へ其後幾多の折衝を重ねたるも、同船は佛國高等捕獲審檢所に於て沒收を宣告せられ、其後船主井口は解放に對し必死となり運動を持續したりと雖も效果なし。歐洲戰亂中邦船にして拿捕の上沒收の運命に遭遇したるもの實に本船一隻のみ。

汽船瑞茂號の拿捕

神戸港附近に於て監視の任務にあたりたる驅逐艦初春(艦長德田少佐)は大正三年九月十五日午後二時紀淡海峽警戒中、熊野沖方面より進行し來れる一怪商

船を認め、臨檢の結果直に之を拿捕し神戸港に曳き來れり、同船は北支那沿岸航路に從事せる獨逸漢堡亞米利加汽船會社所屬船瑞茂號(Suimow總噸一、八五七、船長獨逸人フィリップ・フォン・ビリグリム)にして、八月九日南洋ガアム島附近の獨領パガンを發し、八丈島沖を航行中十數日間風波に惱まされ、紀州沖に漂流せるものなるが、十六日佐世保に廻航を命ぜられ船長以下(獨人七名、支那人四十四名)は二十六日より佐世保捕獲審檢所に於て公式審問の結果、載貨石炭千五百噸、機械油六十樽と共に沒收に決し、乘組員は同月三十日及十月一日悉く釋放せらる。瑞茂號は戰役中我沿岸に於て拿捕せられたる唯一の敵船にして、友島丸と命名し戰時中特務船として使用せられ、後日清汽船株式會社之を讓受け巴陵丸と名け沿岸航路に使用せり。

支那抑留獨墺船舶處分

大正六年初め支那對獨墺國交斷絕せんとするや、三菱船舶部は厦門、汕頭及上海に抑留されたる左記獨國汽船九隻、墺國汽船三隻を借受け船腹調節の一助たらしめんとせしが、支那政府に於ては支那海軍部管理租船監督署(Chinese Government Steam Spip Administration)を上海へ設け直接外國人に貸下をなさず、抑留船全部を張謇に貸下ぐる事に決定せり。同人は同年八月上海に於て大達輪船公

司新航業組合を組織したるが、貸下船操縦に要する船員の雇入、保險契約、船舶修理に必要なる入渠船舶轉貸其他運用に關し專門の技術知識を要するもの多く、同公司のみにては手廻り兼ぬるに付き、三菱に對し協同經營の趣旨に由り援助を求め來れり。三菱に於ては其請を容れ直に多數の社員及船員を上海に派遣し、之が修理運用の衝に當らしむ。後船腹の拂底其極に達せし爲め反獨墺協商各國政府に於ても之が借入を希望する事切にして、一部分の汽船は日・英・米・佛・伊政府に再傭船せらるゝに至り、內日本政府の借入船は華丙・華戊・華壬の三隻にして同輪船公司は創業二ヶ年後卽ち大正八年八月支那政府に全部返船し解散せり。

船名		舊船名	建造年	總噸數	重量噸	舊國籍
華甲	Hwah Jah	China	一九〇〇	六、〇二六	八、一六〇	墺國
華乙	Hwah Yik	Silesia	一八九九	五、一七四	七、三六〇	同
華丙	Hwah Ping	Bohemia	一八九六	四、二八四	四、〇八七	同
華丁	Hwah Ting	Deike Rickmers	一九〇八	四、一七六	六、五六〇	獨國
華戊	Hwah Wu	Albenga	一八九八	四、二四九	七、〇〇〇	同

華己	Hwah Chie	Katha	一九一一	一、九六二	三、〇八〇	同
華庚	Hwah Kun	Keongwai	一八九五	一、七七七	二、六六〇	同
華辛	Hwah Hsin	Sexta	一九〇五	一、六四三	二、八〇〇	同
華壬	Hwah Jen	Triumph	一九〇一	一、二四二	一、九〇〇	同
華癸	Hwah Kwee	Helene	一九〇三	一、二三七	一、九〇〇	同
華大	Hwah Ta	Mei Dah	一九〇〇	一、六八二	九〇〇	同
華利	Hwah Lee	Mei Lee	一九〇〇	一、六八二	九〇〇	同

大冶鑛石の運搬

冬季揚子江減水中大冶鑛石運搬の便宜上、大正六年支那安徽省蕪湖に土地二萬坪を劃し貯鑛所を設け、曳船三隻及鋼製大艀八隻を備へ、絶えず大冶より運び來る鑛石を一時此處に貯藏し、夏季は大冶積、冬季は蕪湖積にて若松へ運搬す。

大冶兼二浦鐵鑛運搬

大正八年三月大冶より兼二浦に鐵鑛の運送を始む。輸送量左の如し。

大正八年度	二七、〇〇〇噸
大正九年	四〇、〇〇〇
大正十年	五〇、〇〇〇
大正十一年	二五、三〇〇

兼二浦製品

大正七年以來兼二浦製品の內地各方面に運搬せらるゝもの左の如し。

年度	噸
大正七年	四一、五七七
大正八年	五四、四〇一
大正九年	六三、三一〇
大正十年	六三、九四八
大正十一年	一〇〇、〇六七

擊沈船

邦船にして敵國側の潛水艇襲擊等の爲め擊沈の厄に遭ひたるもの大正四年より七年に至る四年間に於て三十三隻此總噸數十三萬四千九百六十五噸に達したるが、此內日本郵船株式會社船、八阪丸・宮崎丸・常陸丸・德山丸・平野丸等の如きは比較的優秀船に屬し、社外船にありても當時相當活動の餘力を有せるに拘らず擊沈せらる、此等は多く保險に附せるもの或は船價の保證ありたる爲め保險金保證船價を受領せるも、我國海運界に取りては多大の損失と云ふべし。只乘組海員の死傷尠なかりし一事不幸中の幸と爲すべし。

擊沈船表

擊沈船表

大正四年

船名	總噸數	年月日	場所	保險金受領額	船主
千壽丸	四、三四〇	四、一一、一五	地中海オーラン港出帆ポートセッドに向け航行中	八八〇、七三三圓九五錢	合資會社辰馬商會
報國丸	四、七二三	四、一二、二四	新嘉坡より亞弗利加ダーバンに至る間に於て	七二九、五七四圓二二錢	南滿洲汽船株式會社
靖國丸	四、九六二	四、一一、三	西班牙領アルボラン島西方約二十海里の地點	六〇、〇〇〇磅	山下汽船株式會社
八阪丸	一〇、九三三	四、一二、二一	地中海(エヂプト、プルロフ燈臺沖)	二、五七六、〇〇〇圓	日本郵船株式會社
建國丸	三、二二三	四、一二、二九	地中海クリート島	五五、〇〇〇磅	南滿洲物產株式會社
大正五年					
大越丸	三、〇九一	五、六、二四	地中海(西班牙パルセロナー沖)	六五、〇〇〇磅	筏井壽夫
小雛丸	三、〇四〇	五、八、二	地中海(ロセッタ燈臺附近)	八〇〇、〇〇〇圓	村井汽船合名會社
天明丸	三、二二四	五、八、一〇	佛國マルセイユ沖	九三八、二三四圓	白洋商船株式會社
永田丸	三、五一二	五、一一、三〇	英吉利海峽ウシヤント島沖二十哩	九四〇、〇〇〇圓	永田三十郎
多喜丸	三、二〇八	五、一二、一六	ビスケー灣	四三一、七四五圓六五錢	株式會社松昌洋行
大正六年					
青島丸	二、五一〇	六、一、四	ジブラルタル沖	七三九、〇七一圓	株式會社松昌洋行
第三喜佐方丸	二、五八七	六、一、二〇	北緯四十七度三十六分西經四度四分地點	六七五、八五一圓九三錢	山下汽船株式會社

眞盛丸	二、八三七	六、二、二六	地中海(北緯三十三度四十分東經二十一度十六分)	七五、〇〇〇磅	原眞一
澤丸	二、五三二	六、三、六	愛蘭クキンスタウン沖(北緯五十一度五十五分西經十一度三十三分)	九六、九五〇磅	大澤德太郎
泰山丸	三、五二七	六、五、二	愛蘭ベルファスト沖	一〇〇、〇〇〇磅	橋本汽船株式會社
宮崎丸	七、八九一	六、五、三	英國海峽入口(北緯四十九度十五分西經九度)	二、〇〇〇、〇〇〇圓	日本郵船株式會社
信貴山丸	三、〇八三	六、七、七	地中海(佛國リューカート岬沖)	一〇〇、〇〇〇磅	橋本喜造
神棧丸	三、三一三	六、七、二	地中海(東經十八度十八分北緯三十六度七分)	二〇〇、〇〇〇磅	神棧汽船株式會社
影島丸	四、五六六	六、七、二〇	佛國ブレスト沖	一八〇、〇〇〇磅	株式會社松昌洋行
萬代丸	二、九二九	六、八、一五	亞弗利加北岸(北緯三十七度二十分、東經十一度二十三分)	一、四八四、〇〇〇圓	大正汽船株式會社
常陸丸	六、五五七		印度洋	三、五〇〇、〇〇〇圓	日本郵船株式會社
彥山丸	三、五五四	六、一〇、二	葡萄牙國セント、ビンセント岬沖(北緯三十七度三十八分西經八度三十八分)	一、四四二、二一四圓	橋本喜造
藻寄丸	三、七五六	六、一〇、二〇	大西洋(セント、ビンセトン島附近)	四、一三四、三〇六圓五七錢	帝國汽船株式會社
生駒丸	三、〇五七	六、一〇、二〇	亞弗利加北マデイラ島附近(北緯三十四度四十二分、西經十四度四十五分)	一、五六一、七二二圓	大正汽船株式會社
太孤山丸	三、二一六	六、一二、一四	北緯三十七度三十五分東經十五度十一分三十秒の地點	無シ	乾合名會社
大正七年					
東昌丸	三、〇三八	七、一、二九	地中海サルジニア島沖(東經八度四十三分北緯三十八度十四分)	一、二七五、五五一圓八二錢	田中合資會社

大天丸	四、五五五	七、三、六	地中海シシリー島沖	二、一〇五、一四三圓	株式會社松昌洋行
德山丸	七、〇三五		紐育を距る北東約二百海里沖	四、二二一、〇〇〇圓	日本郵船株式會社
平野丸	七、九三五		アイルランド南方沖	三、九六七、〇〇〇圓	同　社
鹿兒島丸	四、三三二	七、一、一四	南支那海アナバン島附近	一、八〇〇、〇〇〇圓	原田汽船株式會社
目尾丸	三、三三〇	七、八、一九	カリビアン海（北緯十二度二十五分、西經八十一度二十八分）	一、〇〇〇、〇〇〇圓	岸本汽船株式會社

以上の外行衞不明船

唐山丸	二、四二六	六、五、七	米國ボストン英國マンチエスター間	四七二、三八〇圓	株式會社松昌洋行
第七雲海丸	二、一四三	六、六、一一	孟買沖三十哩	無シ	中村精七郎

計　三十三隻　總噸數一三四、九六五噸

此內譯

大正四年	五　隻	總噸數	二八、一八一噸
大正五年	六　隻	同	一六、〇七五噸
大正六年	十四隻	同	四九、三五八噸
大正七年	七　隻	同	三六、七八二噸
行衞不明	二　隻	同	四、五六九噸

歐洲戰亂中其所有船の戰禍に罹り喪失又は抑留の損害を被むりたる船主中日本郵船株式會社を除き原眞一・原田汽船株式會社・村井汽船合名會社・岸本汽船株式會社・大澤德太郎・神棧汽船株式會社松昌洋行南滿洲汽船株式會社・帝國汽船株式會社・山下汽船株式會社・大正汽船株式會社・白洋商船株式會社・永田三十郎・田中合資會社・中村精七郎・乾合名會社・合資會社辰馬商會・辰馬汽船合資會社・橋本汽船株式會社・橋本喜造等二十一名の船主は大正七年十一月臨時船舶損害調査會を神戸商業會議所內に組織し、金子直吉を委員長に、鑄谷正輔・小川鶴二・西川莊三・石橋爲之助等を委員に推し、損害金交附に關し政府に對する交渉を一任し、大正七年十二月船舶損害上申書を遞信省經由講和全權大使に提出す。八年六月二十八日獨逸國と平和條約調印せられ、次いで九年五月十日外務省令を以て同平和條約に該當する損害を受けたる帝國臣民は地方長官を經由し外務大臣に申告を爲すべき旨公布せられたるを以て、同月兵庫縣廳を經、正式の申告を爲し、十年三月內閣總理・大藏・外務・遞信の各大臣に對し、被害者に交附せらるべき補償金に關し法令を制定し適當の方法を以て損害を補償せられん事、若し現金支拂不可能なりとせば獨逸國の支拂年賦と同一年限內に償還せら

るべき公債を發行交附せられん事を請願し、十年六月再び内閣總理大藏・外務遞信の各大臣に同樣請願を爲し、同時に公債の發行は財界の都合上若し困難の事情ありとせば獨逸の發行に係る公債其物を交附せられん事を請願せり。同會の所屬會員中辰馬汽船合資會社は獨艦の爲め其所有船ハドソン丸が南米ペルナンブコに抑留せられ後釋放されたるも抑留損害を被りたるものなれば、之を合はせて被害者二十一名に上り、被害船數二十九隻、重量十四萬七百四十五噸、損害總額一億三千四百七十五萬二千七百四十七圓七十六錢に達す。

海上保險業

海上保險業は海運業と等しく明治初期より漸次發達し、日清・日露兩戰役に依り大に進展し、次で歐洲戰亂を以て大成せるものなり。明治時代に於ては銀行業者中船舶を普通商品の如く擔保として金融を計るもの少く、小船主は大に困難を感じたりしが、海上保險業者茲に著目し、船舶に對し各種の形式を以て金融の道を講ぜしは自家營業上適當なる副業にして、海運・保險兩々相俟つて互に達成す、特に我國社外船が海上保險業者の援助に與りたる一事海運史上閑却すべからず。東京海上保險株式會社・帝國海上保險株式會社・日本海上保險株式會社・大阪海上保險株式會社・神戸海上保險株式會社の如きは最も古く斯界の巨擘と

云ふ可し。今玆に各海上保險會社の大要を列記す。

東京海上火災保險株式會社

東京海上火災保險株式會社

本店 東京市麴町區永樂町一丁目一番地

神戶支店 神戶市榮町三丁目十八番地

創立 明治十一年十二月十二日設立免許同十二年八月一日開業

創立當時の役員 頭取蜂須賀茂昭

現時の役員 取締役會長末延道成・專務取締役各務謙吉・平生釟三郞・取締役男爵園田孝吉・佐々木愼思郞・阿部泰藏・桐島像一・間島與喜・山成喬六

神戶支店長 小菅金造

資本金 六十萬圓明治二十三年十一月十四日百二十萬圓に增資、三十年七月三十日三百萬圓に增資、三十二年六月十日百五十萬圓に減資、三十九年四月二日三百萬圓に增資、四十五年四月五日四百萬圓に增資、大正四年十月二十日一千五百萬圓に增資、十年四月二十八日三千萬圓に增資(全額拂込濟)

沿　　革　明治二十九年六月一日大阪支店、同三十一年二月四日神戸支店設置、大正三年二月十四日運送、火災、自動車保險を兼業す。

東京火災保險株式會社

本　　店　東京市日本橋區北鞘町一番地
神戸支店　神戸市榮町二丁目三十九番地
創　　立　明治二十年七月二十三日
創立當時の役員　取締役社長折田正介
現時の役員　取締役社長安田善雄・取締役副社長男爵長松篤棐・常務取締役小松林藏・同新井智三郎・取締役男爵武井守正・同安田善助・同安田善五郎・同松本佐藏
神戸支店長　加藤久四郎
資　本　金　二十萬圓、明治二十六年六月百萬圓に增資、二十九年六月五百萬圓に增資、四十年一月一千萬圓に增資
沿　　革　明治四十年一月海上運送保險業を兼營し、商號を東京火災

海上運送保險株式會社と改め、大正二年九月東京火災保險株式會社と改稱す。

帝國海上運送火災保險株式會社

帝國海上運送火災保險株式會社

本　　　店　東京市日本橋區北鞘町六番地
神戸支店　神戸市榮町三丁目十三番地
創　　　立　明治二十六年十一月五日
創立當時の役員　武井守正
現時の役員　取締役社長安田善五郎・常務取締役古門林太郎・男爵武井守正・村瀨春雄・千々岩英一・安田善衞・三宅鑑三郎・岩崎恒三郎
神戸支店長　中川銑三郎
資　本　金　三百萬圓、大正七年五月十五日一千萬圓に増資

大阪海上火災保險株式會社

大阪海上火災保險株式會社

本　　　店　大阪市西區川口町十番地
神戸支店　神戸市海岸通大阪商船ビルディング內
創　　　立　明治二十六年十一月

創立當時の役員　社長增田信之

現時の役員　取締役社長多羅尾源三郞・專務取締役淺井義暘・取締役範多龍太郞・喜多又藏・木村清・伊賀歌吉

神戸支店長　岸田幸雄

資本金　一百二十萬圓、明治二十八年四月六十萬圓に減資、三十九年十一月一百萬圓に增資、大正五年三月五百萬圓に增資、大正七年七月一千萬圓に增資

沿革　舊商號を大阪保險株式會社、大阪火災保險株式會社、大阪火災海上運送保險株式會社と稱し、當初は海上竝に火災保險を經營せしが明治二十八年四月海上保險の業務を廢し、專ら火災保險を營むに至り明治三十九年十一月海上運送保險兼營を企畫し、四十年二月其免許を受け爾來陸主海從の方針の下に業務を經營し、大正五年三月株主に大變動を生ずるに及び幹部を一新し商號を大阪海上火災保險株式會社と改め其主力を海上に集注し大正五年九月英國倫敦の

老舖セドウイツク・コリンス商會(Sedgwiek Collince & Co., Ltd)を以て特約代理店と定め內地保險業者と相互間に海上竝に火災再保險受授に關する特約を締結せり

神戶支店は明治二十六年十二月十五日神戶市兵庫宮內町に開設せられしが二十八年五月十八日支店廢止と共に爾來出張所として業務を營む、大正七年五月二十日更に支店となり、神戶市前町十八番地を營業所と定め大正十一年七月海岸通五番地大阪商船ビルディングに移轉す。

日本海上火災保險株式會社

日本海上火災保險株式會社

本店　大阪市西區江戶堀北通一丁目二十五番地

神戶支店　神戶市榮町二丁目

創立　明治二十九年三月

創立當時の役員　社長廣海二三郎・渡邊尙・右近權左衛門

現時の役員　取締役社長右近權左衛門・取締役副社長右近和作・常務取締役右近福次郎・八十島五郎右衛門・取締役八木千之助・中村三

之丞
神戸支店長　水谷誠造
資本金　三百萬圓、大正七年十月一千萬圓に增資
沿革　創立當時より海上・火災及運送の保險業を經營せしが一時火災保險を中止し大正八年以降再び火災保險を開始す、現在海上・火災及運送保險業を經營し、東京・神戸・横濱・上海に支店を設置し名古屋・福岡其他內地及海外樞要の都市に代理店を有す。

横濱火災海上保險株式會社

横濱火災海上保險株式會社
本店　横濱市本町五丁目七十番
神戸支店　神戸市播磨町十七番
創立　明治三十年十月
創立當時の役員　富田鐵之助
現時の役員　取締役社長井阪孝・專務取締役錦戸右門・取締役大濱忠三郎・若尾幾造・原富太郎・澁澤義一・小野哲郎・杉田大藏・吉井桃麿

神戸支店長　龜井捨次郎
資本金　五百萬圓、大正九年七月七百五十萬圓に增資、大正九年三月
　一千二百五十萬圓に增資
沿革　創立當時より火災保險業を營み明治三十九年九月海上保
　險を兼營す。
　神戸支店開設明治三十二年九月

共同火災保險株式會社

共同火災保險株式會社
本店　大阪市北區曾根崎上二丁目九十六番地
神戸支店　神戸市榮町四丁目二十二番地
創立　明治三十九年六月
創立當時の役員　社長田邊貞吉
現時の役員　取締役社長田所美治・常務取締役廣瀨耕治・取締役廣瀨鐵太
　郎・坂野兼通・杉山喬・山口玄洞・鈴木梅四郎・廣海二三郎・森本清
　兵衞
神戸支店長　橋本虎次郎

資　本　金　五百萬圓大正九年二月一千萬圓に增資
沿　　　革　大正元年九月海上保險部を增設し現今火災・海上・運送・傷害の各保險業を兼營す。

神戸海上運送火災保險株式會社

神戸海上運送火災保險株式會社
本　　　店　神戸市明石町二十九番地
創　　　立　明治四十年四月
創立當時の役員　社長岡崎藤吉
現時の役員　取締役社長岡崎藤吉・副社長田中省三・常務取締役三木三郎・取締役伊藤長次郎・辰馬吉左衞門・岸本兼太郎・百崎俊雄・吉田長敬・支配人小島豐俊
資　本　金　五百萬圓、大正九年九月一千五百萬圓に增資
沿　　　革　海上・運送・火災の各保險業を兼營す。

東洋海上保險株式會社

東洋海上保險株式會社
本　　　店　東京市麴町區永樂町一丁目一番地
神戸代理店　神戸市榮町三丁目

創　　　立　明治四十一年五月四日
創立當時の役員　社長專務取締役杉井說造
現時の役員　取締役社長下坂藤太郎・常務取締役日向利兵衞・土屋豐吉・永井好信・松方五郎
神戶代理店長　伊藤傳右衞門
資　本　金　五十萬圓、明治四十三年五月一百萬圓に增資、大正五年二月三百萬圓に增資
沿　　　革　創立當時は帆船・艀の船體及貨物の保險契約のみなりしが社名を帝國帆船海上保險株式會社と稱し明治四十三年五月社名を變更し一般海上保險業を開始し大正七年十月より火災保險を兼營す。

中央火災傷害保險株式會社

中央火災傷害保險株式會社
本　　　店　東京市京橋區南金六町十五番地
神戶出張所　神戶市元町七丁目十五番地
創　　　立　明治四十四年五月

創立當時の役員　社長粟津清亮
現時の役員　取締役社長鮎川義介・取締役副社長森本邦治郎・取締役貝島健治・藤田政輔・飯田新七・日比谷祐藏・赤松治部
神戸出張所長　小泉信彦
資本金　一百萬圓、大正七年六月二百萬圓に增資、大正九年五月五百萬圓に增資
沿革　創立當時日本傷害保險株式會社と稱し大正七年六月より傷害保險を營み、火災・海上・運送保險は再保險を專業とす、大正八年十一月社名を日本傷害火災海上保險株式會社と改稱、十一年三月更に中央火災傷害保險株式會社と改稱、火災保險を主とし傷害・海上・運送を兼營す。

日清火災海上保險株式會社

日清火災海上保險株式會社
本店　大阪市西區土佐堀裏町三十五番地
神戸駐在所　神戸市加納町二丁目四十七番地ノ一
創立　明治四十四年十二月

創立當時の役員　社長岸本五兵衞
現時の役員　取締役社長岸本兼太郎・常務取締役猪飼九兵衞・取締役吉田長敬・道元忠右衞門・岸本鑑之助・岸本正清
神戸駐在所長　淸水郡造
資本金　一百萬圓、大正五年二月二百萬圓に增資
沿革　創立當時より海外に賣出さるゝ再保險防止の目的を有し、本邦に於ける再保險業の嚆矢なり。

第一火災海上再保險株式會社

第一火災海上再保險株式會社

本店　東京市麴町區八重洲町一丁目一番地
神戸出張所　神戸市榮町四丁目十二番地ノ一
創立　大正六年一月
創立當時の役員　社長坂田實
現時の役員　取締役社長柳莊太郎・取締役渡邊修・志賀直溫・伊藤要藏・山田敏行・下鄕傳平・北川與平
神戸出張所長　大谷義雄

資　本　金　五百萬圓
沿　　　革　創立當時より海上及火災の再保險を專業としたるも大正十一年を期し火災保險の直接契約を開始し、同時に海上保險を一時中止す。

日章火災海上再保險株式會社

日章火災海上再保險株式會社
本　　　店　東京市日本橋區元四日市町村井銀行ビルディング三階
神戸駐在所　神戸市磯上通三丁目二番地
創　　　立　大正六年一月
創立當時の役員　社長男爵前島彌
現時の役員　會長男爵前島彌・專務取締役曾我祐邦・取締役森盛一郎・西尾謙吉・村井五郎
神戸駐在所主任　園部貞雄
資　本　金　二百萬圓
沿　　　革　創立當時より海上保險を兼營す

扶桑海上火

扶桑海上火災保險株式會社

災保險株式會社

本店　東京市麴町區有樂町一丁目一番地
神戶支店　神戶市榮町三丁目六番地
創立　大正六年十二月
創立當時の役員　社長加藤正義
現時の役員　取締役社長加藤正義・專務取締役松木鼎三郎・取締役小倉正恒・平生釟三郎・森村開作・坂野鐵次郎・島村淺夫
神戶支店長　小山卓次郎
資本金　一千萬圓
沿革　大正八年十二月より火災及運送保險を兼營し扶桑海上保險株式會社と稱したるを扶桑海上火災保險株式會社と改む。

日東海上火災保險株式會社

日東海上火災保險株式會社
本店　神戶市海岸通二丁目二十六番地
創立　大正六年十二月一日
創立當時の役員　專務取締役戶田實
現時の役員　專務取締役戶田實・取締役菊地吉藏・三木三郎・盧田作太郎・永

田章

資　本　金　二百萬圓

沿　　　革　創立當時より海上及火災保險を兼營す。

中外海上火災保險株式會社

中外海上火災保險株式會社

本　　　店　大阪市北區安治川上通一丁目五番地

神戸駐在所　尼崎汽船部神戸支店内

創　　　立　大正七年四月四日

創立當時の役員　社長尼崎伊三郎

現時の役員　取締役社長尼崎伊三郎・常務取締役西川豊四郎・取締役高田久右衞門・金澤仁作・青木磐雄・中居包時

神戸駐在所員　安宅定

資　本　金　一百萬圓、大正十一年七月二百萬圓に增資

沿　　　革　海上及火災保險を兼營す。

大東海上火災保險株式會社

大東海上火災保險株式會社

本　　　店　大阪市北區北野角田町三百二十五番地

神戸支店　神戸市海岸通十二番地
創立　大正七年六月二十六日
創立當時の役員　社長右近和作
現時の役員　取締役社長右近和作・專務取締役北田彦三郎・取締役八十島五郎右衞門・鈴木庫太郎・奥田穰
神戸支店長　平井晴治
資本金　二百五十萬圓
沿革　大正七年九月一日より營業を開始す。

朝日海上火災保險株式會社

朝日海上火災保險株式會社
本店　神戸市京町八十二番地ノ二
創立　大正七年八月
創立當時の役員　取締役社長窪田四郎
現時の役員　專務取締役草場茂一・取締役岡崎忠雄・小曾根貞松・小島豐俊・川嶋稅・榎竝充造・對馬二郎・山田實史・平出定吉
資本金　一千萬圓

沿革　主として海上保險業を經營す。東京・大阪兩地に支店を設置し大正八年十月火災保險を兼營し社名朝日海上保險株式會社を朝日海上火災保險株式會社と改稱す。九年二月窪田四郎社長を辭し顧問檜崎猪太郎取締役社長に就任し同時に常務取締役草場茂一專務取締役となる、大正十年五月檜崎の辭任に依り草場之を襲ひ大正十年八月資本系統の變動あり窪田四郎を始め内田信也・上西龜之助・四井喜一郎・前田米藏・河原馨・勝田銀次郎等取締役を退き神田鐳藏一派之に代り、本店を東京市に移す、更に同年十二月岡崎系の買收する所となり、十一年一月本店を神戸市に移し同年十月より運送保險を兼營す。

大和海上保險株式會社

大和海上保險株式會社

本　　店　大阪市西區靭北通四丁目十番地

神戸出張所　神戸市元町三丁目四百二十一番地

創　　立　大正七年十月

創立當時の役員　社長深川喜次郎
現時の役員　取締役社長深川喜次郎・專務取締役高瀨繁吉・常務取締役岡崎七八二・取締役堤淸六・板倉永助・天野禮次
神戸出張所長　靑山忠二
資本金　二百萬圓

大正海上火災保險株式會社

大正海上火災保險株式會社
本店　東京市日本橋區本皮屋町五番地
神戸支店　神戸市海岸通三丁目二十六番地
創立　大正七年十月二十一日
創立當時の役員　取締役會長飯田義一
現時の役員　取締役會長飯田義一・專務取締役平生釟三郎・取締役原富太郎・山本悌二郎・小田柿捨次郎・齋藤浩介
神戸支店長　飯沼剛一
資本金　五百萬圓
沿革　營業本部を神戸市海岸通三丁目二十六番地に置く。

攝津海上保險株式會社

攝津海上保險株式會社

本　　店　大阪市西區川口町十番地
創　　立　大正八年二月
創立當時の役員　社長竹内直哉
現時の役員　取締役社長竹内直哉・專務取締役淺井義暘・取締役山田穆・村田省藏・太田正躬
資　本　金　二百萬圓

太平洋海上火災保險株式會社

太平洋海上火災保險株式會社

本　　店　神戸市仲町三十番地
創　　立　大正八年三月
創立當時の役員　社長瀧川辨三
現時の役員　取締役社長瀧川辨三・專務取締役高野進・取締役中村準策・淺尾豐一・福原芳次・伊藤俊介
資　本　金　二百萬圓、大正十年十月三百萬圓に增資
沿　　革　大正十一年四月社名を太平洋海上火災保險株式會社と改

稱し、新に火災保險を兼營す、歐洲大戰中戰時保險、木船船體保險、鋼船に關する保險者責任の最も廣汎なる條件に依る船體保險等を日本船主及荷主の爲め倫敦市場に直接附保するの端を開きたる高野汽船會社海上保險部の事業を中心として設立せられたるものなり。

三菱海上火災保險株式會社

三菱海上火災保險株式會社

本店 東京市麴町區八重洲町一丁目一番地

神戸支店 神戸市相生町一丁目十番地

創立 大正八年四月

創立當時の役員 取締役岩崎小彌太・串田萬藏・木村林次郎

現時の役員 取締役會長串田萬藏・常務取締役木村林次郎・取締役岩崎小彌太・江口定條・菊地幹太郎・各務謙吉・奥村政雄・支配人龜山俊藏

神戸支店長 鈴木康道

資本金 五百萬圓

沿　革　同社の基礎は三菱合資會社自保險に端を發し、明治三十年頃三菱合資會社に於て海上火災の自保險を開始し一時中絶の姿となり、越えて大正二年合資會社庶務部長木村久壽彌太當時の積立金を利用し同庶務部に保險課を設く、三菱合資會社事業の擴張に伴ひ其各部は獨立して銀行、鑛業、商事、造船各株式會社となり、倉庫、製紙其他三菱關係の事業增加せる結果自保險にて全般の保險を取扱ふ事至難となり、大正七年九月岩崎小彌太・木村久壽彌太・江口定條・串田萬藏・青木菊雄・木村林次郎・各務謙吉・奥村政雄等發起人となり、三菱海上火災保險株式會社を設立す、大正九年八月二十日大阪支店を新設し田中卯一郎支店長に任じ大正十一年十一月一日神戸支店を新設し從來神戸代理店たりし三菱商事株式會社神戸支店の保險業務一切を繼承し鈴木康道支店長に任ず。

大福海上火災保險株式會社

災保險株式會社

本店　大阪市東區内本町二丁目
神戸支店　神戸市榮町三丁目
創立　大正八年四月十五日
創立當時の役員　社長男爵川崎芳太郎
現時の役員　取締役社長松方正雄・專務取締役有村丈次郎・取締役男爵岩倉道倶・田中常德・松方義輔・鹿島房次郎・平生釟三郎
神戸支店長　川島右次
資本金　五百萬圓
沿革　大正八年五月一日神戸支店開設

辰馬海上火災保險株式會社

辰馬海上火災保險株式會社
本店　兵庫縣武庫郡西宮町三號地の千八百八十八番地
神戸出張所　神戸市明石町四十七番地
創立　大正八年八月三十一日
創立當時の役員　取締役社長辰馬吉左衞門
現時の役員　取締役社長辰馬吉左衞門・常務取締役伊藤俊介・四井喜一郎・

取締役辰馬勇次郎・淺尾豐一・川野宗太郎

神戸出張所長　石山清

資本金　二百萬圓

沿革　海上保險は主として東京海上保險株式會社と聯絡し、再保險を專業とす、火災保險は同社役員の物件而已を附保す。

太平火災海上保險株式會社

太平火災海上保險株式會社

本店　東京市麴町區內幸町一丁目

神戸出張所　神戸市榮町六丁目二十三番地

創立　大正八年九月

創立當時の役員　社長村井貞之助

現時の役員　取締役社長村井貞之助・副社長左右田棟一・常務取締役岡本次三郎・取締役內野五郎三・芝川榮助・阿部市太郎・田村新吉・阿曾菊藏

神戸出張所長　春藤作之助

資本金　五百萬圓

大日本火災海上再保險株式會社

大日本火災海上再保險株式會社
本店　大阪市東區北濱二丁目二十七番地
神戸駐在所　神戸市湊川町六丁目百九番地
創立　大正九年三月
創立當時の役員　取締役廣海二三郞・山口吉郞兵衞・岩井勝次郞・竹尾治右衞門・森本清兵衞
現時の役員　取締役社長森本清兵衞・專務取締役三澤豐彥・取締役廣海二三郞・山口吉郞兵衞・岩井勝次郞・竹尾治右衞門・坂野兼通
神戸駐在所長　有井健馬

新日本火災海上保險株式會社

新日本火災海上保險株式會社
本店　東京市麴町區有樂町一丁目三番地
神戸出張所　神戸市元町六丁目三十八番地ノ一
創立　大正九年八月二日
創立當時の役員　社長伯爵柳原義光
現時の役員　取締役社長伯爵柳原義光・專務取締役金光庸夫・取締役支配

人田村周藏・取締役横山正躬
神戸出張所長　加納清藏
資　本　金　五百萬圓
沿　　　草　大正十年一月より火災保險業を開始せるも海上保險業は未だ開始せず。

東洋火災海上再保險株式會社

東洋火災海上再保險株式會社
本　　　店　大阪市西區江戸堀南通一丁目十一番地
創　　　立　大正九年十一月二十四日
創立當時の役員　社長安田善雄
現時の役員　取締役社長安田善雄・常務取締役中島惣次・取締役安田善助・男爵長松篤棐・小松林藏
資　本　金　五百萬圓
沿　　　革　海上保險は未だ經營せず。

神國海上火災保險株式會社

神國海上火災保險株式會社
本　　　店　大阪市東區淡路町三丁目二十番地

創　　　立　大正十年八月
資　本　金　三百萬圓
創立當時の役員　社長岸本五兵衞
現時の役員　取締役社長岸本五兵衞・常務取締役岸本正清・取締役猪飼九兵衞

倉庫業

商業の繁榮と共に貨物集散の頻繁なるは勿論にして之に伴ひ其取扱費用の輕減は貨物取扱の便宜と相待ち自然の要求なるのみならず、金融の唯一機關として倉庫業が經濟界に於て漸次重要視せらるゝは當然なり。明治二十年頃より富豪は續々之れに手を染むるに至り、神戸海岸線の大半は倉庫業者の手に占領せられたる觀なきにあらず、特に近年港灣の改修と共に海陸連絡の施設完成し、ステベドアーをも兼營す、實に倉庫業者は一面貿易の鍵を握り海運の必要なる補助機關と云ふも過言にあらず。今茲に創立年月の順序に依り各倉庫會社の大要を錄せん。

森本倉庫株式會社

森本倉庫は明治三年頃より森本六兵衞が自己所有地に倉庫を建設し貸倉の商賣を開業せるに始る。爾來漸く發展し明治三十三年森本合名會社を組織し

其一部の事業として倉庫業を經營し來りしが、大正八年十月資本金二百萬圓を以て森本倉庫株式會社を設立す。森本合名會社所有の小野濱土地建物を繼承し取締役社長には森本六兵衞就任す、最近其所有坪數を調査するに左の如し。

倉庫土地　約二萬五千坪

煉瓦造倉庫竝に上屋　約一萬七千坪

三菱倉庫株式會社

三菱倉庫株式會社の前身は東京倉庫株式會社にして、明治二十年四月の創立にかゝる。兵庫支店を開業せしは明治二十九年十月一日なり、當時取締役は莊田平五郎・二橋元長・阿部泰藏・寺西成器・末延道成等なり。大正七年三月一日三菱倉庫と改稱す。現今の重役は取締役會長串田萬藏・常務取締役谷本伊太郎・加藤義之助・取締役岩崎小彌太・木村久壽彌太・江口定條・三橋信三なり。

歐洲戰役中及平年に於ける取扱貨物概算と主要なる荷扱噸數を示せば左の如し。

	船內荷役	艀船荷役	上屋荷役(荷捌)	貨車荷役
大正七年	一、七七四、七九〇噸	一、〇四五、八五七	一、〇九五、四三〇	二〇八、六六三
同　八年	一、六六九、七一三	九六五、七八二	一、一一九、四三〇	一九九、六三〇

同　九年　一、二九二、八四七　七一六、五八九　九一一、八二三　一五七、四九〇
同　十年　一、〇二八、七〇九　四八九、三二四　六八九、四〇一　一九五、〇五一
同社はステベドアーをも兼營せるものにして、艀・小蒸汽等所有船を使用し、倉橋組(倉橋武三)・關吉組(吉井鐵四郎)・天晴組(坂井八郎)等より人夫を供給せしめ、濱仲仕は左記各場所々屬の「組」より供給せしむ。
高濱。丸友、九十九、丸要、个、丹吾、高木、石川、丸兵、三好、山野井、藤高、鶴一、長田
和田。吉井、坂本、神戸、兼、常、朝鮮、山本、相川
島上。若葉、山本、森本、天野、伊原、熊谷、柳
波止場。上、仲、大濱
小野。上、仲、棉花
海陸設備概要左の如し。
陸上
荷捌上屋　五　棟　六、八五〇坪
倉　庫　四一棟　一〇、九一〇坪

高濱
- 岸壁延長 二、〇八二尺、水深干潮面下二七尺
  一萬噸級航洋船二隻及八千噸級航洋船一隻を同時に維繫し得
- 起重機數 十五噸捲一臺、三噸捲八臺、一噸半捲四臺、合計一三臺

和田
- 荷捌上屋 一三棟 七、四二二坪
- 倉庫 三二棟 九、七七八坪
- 大棧橋 突出六〇〇尺、水深干潮面下二七尺
  八千噸級航洋船二隻を同時に維繫し得
- 起重機數 一噸半捲 一六臺

島上
- 倉庫 五棟 五四六坪
- 同(借庫) 六、五〇〇坪

小野
- 倉庫 一〇棟 一、九二四坪
- 同(借庫) 四、〇五〇坪

波止場 神戸稅關突堤上屋
- 第一突堤B號 一、〇〇八坪

第四突堤〇、P號　一、二六〇坪の専用許可を得

海上

小蒸汽船　九隻　三三〇噸

艀船　二二〇隻　一七、一一三噸

起重機船　三隻　二噸捲及一噸半捲

兵庫倉庫株式會社

兵庫倉庫株式會社は明治二十五年八月兵庫鍛冶屋町に設立せらる。資本金七十萬圓にして、當時の重役は專務取締役安藤行敬・取締役澤野定七・喜多伊兵衞なり。現在重役は專務取締役社長新田茂兵衞・常務取締役新田茂助・取締役赤尾福松なり。所有倉庫三十六棟にして百七戶前、此坪數二千七百八十五坪六合に當る。

住友合資會社倉庫

住友倉庫の創立は明治三十二年七月にして、大正十年二月住友の組織變更により住友合資會社倉庫と稱するに至れり。資本金一億五千萬圓にして、神戶支店設立は明治三十二年七月、兵庫東出町二丁目にあり、現在の支店支配人富田武彥にして東出町には約三百五十坪のコンクリート造三階建倉庫を有す。海岸通に約四百十坪の煉瓦造三階建倉庫、舊居留地に約六百坪の煉瓦造二階建倉庫

を使用す。其他煉瓦土藏倉庫には處々に防火壁を設け、荷役は倉庫直屬の仲仕を使役す。倉稟派出所左の如し。

東出町倉廩　川崎町倉廩
海岸通倉廩　京橋出張所
出在家町派出所

大正十一年九月末現在　九月末現在保管貨物殘高
倉庫建坪　四、二三六、六五一坪　個數　三五二、三五八個
素家建坪　二四六、九九七　價格　七、九八六、四六一、一四円 錢

住友合資會社はもと住友銀行が擔保品管理の目的を以て設けられ明治三十二年七月銀行業と分離獨立して住友倉庫と稱し一般倉庫を開始したるものなり。神戸支店は銀行附屬の當時より開設せられ、爾來業務の發展に伴ひ私設保税倉庫を增設し、私設假置場竝に輸出入上屋を設け簡便に通關事務を取扱ひ、又大正七年四月運送部を倂置し、數隻の曳船汽船及數十隻の艀船を使用し本船貨物の荷捌其他阪・神間竝に市內の貨物運送及び曳船業を兼營す、更に最近神戸税關第三第四突堤の背面約三千坪の土地を大藏省より借り受け倉庫建築の豫定なり。

川西倉庫株式會社

川西倉庫株式會社は明治三十六年六月川西清兵衞が兵庫港集散貨物の保管を目的とし、川崎町所在の倉庫約五百坪を以て倉庫業を開始せしを第一著歩とし、船大工町倉庫を買收し、其後日本郵船株式會社内地航路輸入貨物荷捌を引受け、大正二年兵庫運輸株式會社を買收し、其艀船業一切を繼承し合資會社川西商店の經營となせるものなり。大正七年川西商事株式會社創立せられ、資本金二百萬圓、社長川西龍三・常務取締役藤原多民治・相談役川西清兵衞就任し、川西商店を繼承す。次で東尻池村字大竹に約一萬二千坪の土地を買收し順次倉庫を建設し、兵庫驛内に線路を延長して海陸連絡を計り、新に鐵道貨物の取扱を開始し、神戸税關構内第四突堤根本に倉庫を建設し業務を擴張す。大正十一年七月社名を川西倉庫株式會社と改稱す。

東神倉庫株式會社

東神倉庫株式會社神戸支店の創立は明治四十二年十月十一日、資本金創立當時二百萬圓全額拂込濟、大正十一年十月現在五百萬圓全額拂込濟なり。創立當時の重役は取締役社長三井元之助・取締役波多野承五郎・林健なるが、現在重役は取締役社長三井壽太郎・取締役奥村久郎・門野錬八郎・林健・福井菊三郎なり。

東神倉庫株式會社は三井家直營事業の一にして明治四十二年十月三井銀行

の組織變更と同時に同行より分離獨立し、東京・神戸・門司の三ヶ所に支店を設置す。乃ち三井銀行小野濱倉庫は東神倉庫株式會社神戸支店と改稱し、普通倉庫並に保税倉庫業を營み來りしが、大正四年七月神戸棧橋株式會社と共同し繫船及本船荷役其他海陸聯絡貨物揚卸並に運送業、通關事務等を兼營し、次で大正六年九月右共同經營事業全部を買收し、同時に小野濱に於ける埋立工事の完成するあり、爾來諸般の設備漸次整齊したるのみならず、繫船岸壁の使用は益〻其利便を發揮せり。現に海上に於ては大正運輸株式會社、陸上に於ては株式會社三共組其他の專屬荷役機關と共同聯繫しつゝあるを以て、倉庫内外の荷役能力大に擧る。

設備の概要左の如し。

所有地坪數

在來地	一二、一一五坪〇三〇
埋立地	九、三七六坪六五七
計	二一、四九一坪六八七

借地坪數　一九、七九五坪九五八

第一第二突堤借入豫定地　七、五〇二坪三二五

所有建物

煉瓦造	一二、七三七坪六五
木造	一三、九六六坪八八
雨覆	一、八二二坪二六
雜建物	四六一坪〇六
計	二八、九八七坪八五

右の内

保税倉庫	二、四八八坪三三
荷捌上屋	一〇、六五三坪九二

專用鐵道　十六鎖五十節

專用側線　三鎖五十八節

構內軌條　五哩十九鎖二十一節四

埋立地（小野濱町一番地）

坪數　九、三七六坪六五七

上　屋　五、六九六坪六八八

繫船岸壁　一六九間五五

此水深干潮面下　三十呎

荷揚場　七五間四一

所有船舶

小蒸汽船小野丸　二十七噸八六

小蒸汽船布引丸　百十九噸〇九

同　關門丸　十五噸

起重機船　三噸揚二隻

連絡機關

大正運輸株式會社（海上）

資本金　二百萬圓

所有船舶

小蒸汽船　二十隻　九百二十三噸七六

艀船　四百九隻　二萬八千三百八十五噸

右は同社が資本金全額を出資し海上荷役機關とせるものなり。

株式會社三共組（陸上）

資本金　二十萬圓

定傭人夫　約三百名

荷馬車數　三十臺

右は同社過半數出資の専屬勞働機關なり。

上組合資會社東神部（陸上）

資本金　六十五萬圓

定傭人夫（東神部専屬）　約百名

荷馬車數（同）　五十臺

起重機船（大小）　五隻

右は同社の主力にして同社東部の勞働に從事せるものなり。

綿花組（陸上）

右は明治三十八年同業棧橋組より分離し日本棉花株式會社の専屬荷役機關となりたるものにして、棉花を主とし其他一般貨物を取扱ひ基礎堅く定傭人

夫八十名内外を置く。近き將來の施設として海陸の連絡を一層完壁ならしめんが爲め、東部埋立地上に於ては既設專用側線の外更に約十三鎖の線路を增設し、其海岸終點に百五坪の鐵筋混凝土貨物揚卸場を設け、輸入陸揚貨物貨車積送の迅速と荷役賃の節約とを期せんとし、今や其施工を急ぎつゝある外、西部に於ては第三突堤根元政府臨港鐵道線より上屋内に專用側線引込の企圖を有し遠からず起工の事となるべく其竣工の曉は東西各構内を通じ貨車の運輸連絡は一層便宜を加ふべし。

第六章　歐洲戰亂と大正十一年迄の海運

休戰後の市況運賃

休戰條約締結以來英・米兩國は忽ち自國の貿易挽回と海運擁護策を立て、直接間接に我海運を壓迫し、加ふるに運賃は大正八年中漸次下落の行程を辿る。九年を迎へ貿易の不況と共に歐・米財界漸く險惡となりしかば、我海運界も愈々疲弊の色を呈し、繫船續出前途暗憺たる光景を演ず。特に大型船は海外に於て需要を失ひ、困窮の餘り近海に割込み來り、爲めに小型船打擊を蒙る事甚しく、運賃日を追ひ下押する一途のみ。偶々鈴木商店は英國・佛國・伊國に食糧賣込みを企て九年より十年に亙り大連の豆・雜穀、瓜哇の砂糖、北米西海岸の小麥輸送を始め、Kライン大型船を此等方面に配船す。山下汽船も大正十年六月頃印度鐵道ストライキの爲め一時甲谷陀方面より孟買に出炭閉塞せし結果、九州炭十餘萬噸の輸送を請負ひ多數の傭船を爲したり。此等は皆當時船腹消化の好材料と云ふべし。

十年春より十一年にかけ北米・加奈陀より本邦に木材の輸入旺盛となり、大型

船の之に從事するもの增加し、一千ボードメジュアー十弗より十六弗に上進せしは不況中の一活路と云ふべく、爲に近海は自然小康を得たる觀あり。其後財界一層不況に傾き社會一般に物價調節要望の聲喧しく、志士相謀り各種の計畫を廻らすと雖も、物價依然として低落せず、一面國內不景氣の長引くに從ひ財界に對する世人の揣摩臆測益〻甚しく、其結果銀行預金取附け頻々として起り、一時財界の動搖を來たす。此時に當り銀行業者は船舶に對する債權保全を考慮し、抵當物件の整理を强要するに依り、船主は不得已船舶を投出し、所謂處分を爲したるもの尠からず。回顧すれば成金者流の謳歌も今は唯槿花一朝の夢と化したるのみならず、却つて戰前より身上一段の缺陷を生じ、大戰に對し寧ろ怨言を放つものさへあり。

本來貨物の出廻りに比し船腹の過剩なるは海運不振の最大原因にして、特に遠洋航路出貨の變動は忽ち大型船腹に影響す、十一年冬季を迎へて大型船は亦々小型船と近海航路に相錯綜し運賃更に低落す、十一年末我邦大型傭船料相場重量一噸一圓二三十錢を示すと雖も只名目に過ぎずして傭船容易に成立せず、船主は手を拱ねて天命を待つが如し。斯くして折角旺盛時に贏ち得たる神戸

船主の隱退

マーケットは漸次中心を離るゝ觀あり。蓋し此狀態は何れの日に回復すべき哉全く氣迷ひ狀態に陷れり。戰亂に入りて間もなく神戸にありて船價昂騰の機に乘じ持船を整理し斯界を引退したる者盛興商會成瀨正行ありと雖も、戰後に及んでは上西汽船株式會社長上西龜之助所有船元明丸・元中丸二隻を日本郵船株式會社に賣却し再興の時機を待つ事となれり。此兩者は海運界に處するに自發的整理手段を執りたる者なり。多數社外船主は斯界强弱の取捨に苦み、繫船策其他不況對策を講じつゝ十一年を越えたり。大正九年以來の繫船は十年四月に及び百三十五隻二十四萬二千噸餘に達す、折柄外國賣船非常の安直を唱へ續々市場に出現するに依り、金融緩慢を覺ゆるもの、又は戰時中高價なる船舶を脊負ひ込めるもの、船價の平均を保たん爲め頓に買人氣を生じ賣買著々成立し十年秋より十一年十月頃迄内地に於て夫れ〳〵受渡しを了したる數四十七隻重量二十八萬二百五十八噸に達す、十二年に入り更に數隻輸入を見たるは、實に奇怪なる變態なり、此輸入以來海運界益〻不況に入り、其後外國賣船亦々下落し、大型中古船重量一噸十圓見當卽ち解き船直段を告ぐるに至り、前年來船主の

買船思惑蹉跌

買船思惑は全然蹉跌せり。今左に繫船表竝に大戰前後の運賃及傭船料高低表

と船價の趨勢を示す。

最近輸入船表

船名	原名	重量噸數	製造年	買入價格	買主
春華丸	Clan Macfadyen	四、一〇五	一八九九	一六、五〇〇磅	山本商事株式會社
神州丸	Clan Sutherland	四、〇一五	一八九六	一五、五〇〇	吾妻汽船株式會社
六雲海丸	Venus	五、三三八	一九〇五	三二、五〇〇	中村組
第一厚田丸	Strud Sholm	五、一〇〇	一九〇五	三〇、〇〇〇	佐藤正男
菊桐丸	Oolobaria	八、三三〇	一八九六	一三、五〇〇	乾新兵衞
天正丸	Melorse Abbey	四、八〇〇	一九一〇	三一、五〇〇	酒井秀次
ひよどり丸	Polcrest	二、八五〇	一九〇六	二四、二〇〇	關口進次
長福丸	Pendragon Castle	七、五〇〇	一九〇八	三七、七〇〇	津田株式會社
建久丸	Itaura	八、二〇〇	一八九九	一四、五〇〇	日滿汽船株式會社
第十六多聞丸	Mull	七、三〇〇	一九〇六	三四、〇〇〇	八馬兼介
明石丸	Khosrou	四、八九〇	一八九七	一一、〇〇〇	村尾造船所
天祐丸	Beatrice	一、二六〇	一九〇二	一四、五〇〇	土佐運輸株式會社

正元丸	Pencisely	五、一五〇	一九一〇	三四、五〇〇	酒井秀次
極東丸	Manica	六、五〇〇	一九〇一	二二、〇〇〇	合資會社極東汽船會社
遼海丸	Oristano	七、五〇〇	一九一一	四六、〇〇〇	山本藤助
北洋丸	Clan Macdonald	七、四五〇	一八九三	一二、五〇〇	北洋汽船株式會社
敬義丸	Magician	七、五〇〇	一八九六	一一、〇〇〇	大洋海運株式會社
洋仁丸	Tactician	一〇、〇八五	一九〇〇	二一、五〇〇	同
南光丸	Wigmore	七、八〇〇	一九一八		
東光丸	Tullamore	七、八〇〇	一九一六	一五二、〇〇〇	山下汽船鑛業株式會社
西光丸	Fullmore	七、五〇〇	一九一六		
曉光丸	Tamaqua	八、一五〇	一九一〇	五〇、〇〇〇	同
北光丸	Castellano	八、三〇〇	一九一八	五七、〇〇〇	同
御影丸	Irae	三、五七〇	一八九七	七、五〇〇	灘商業銀行
御物丸	Iura	五、三〇〇	一九〇三	二二、五〇〇	野口汽船株式會社
白鳳丸	Itola	八、一二〇	一九〇〇	一六、〇〇〇	辰馬汽船株式會社
淺間丸	Inveric	七、四〇〇	一九〇一	二四、〇〇〇	山本藤助

富丸	Ismaila	八、三〇〇	一九〇〇	一八、〇〇〇	東海汽船株式會社
第二極東丸	Barotse	六、四五〇	一九〇〇	一八、五〇〇	合資會社極東汽船會社
南華丸	Visigoth	六、六〇〇	一九〇六	三一、五〇〇	山本藤助
六眞盛丸	Ethel Wonne	五、五〇〇	一九〇四	二四、五〇〇	原眞一
天長丸	Lequesnoy	四、二〇〇	一九一九	二五、〇〇〇	辰馬汽船株式會社
龍勢丸	Madame Midase	三、六二四	一九〇四	二四、五〇〇	窪山直吉
榮丸	Braoore	四、六五〇	一九〇二	二三、〇〇〇	神戸汽船株式會社
神海丸	Melville Dollar	七、二二〇	一九〇五	二八、〇〇〇	岸本汽船株式會社
—	Lightning	四、一〇〇	一八九一	八、〇〇〇	長谷川源太郎
英龍丸	Pengelly	五、九〇〇	一九〇五	二九、五〇〇	田中末雄
天祐丸	Ethelstan	六、三七〇	一九〇五	二二、〇〇〇	小野汽船株式會社
共成丸	Clan Roberston	七、五〇〇	一八九七	一六、〇〇〇	藤永太一
熊本丸	Catherin Apcar	三、四五〇	一八九二	七、七〇〇	白田善四郎
登久丸	Tyne	七、八九二	一九〇二	二二、〇〇〇	松岡汽船株式會社
第二日清丸	Rishon	三、五二〇	一九〇六	二五、〇〇〇	同

日清丸	Sangara	四、六六〇	一九〇〇	二四、〇〇〇	松本重三
二見丸	Nardoo	四、八〇〇	一九〇二	二二、〇〇〇	日清棉花株式會社
神明丸	Manmouth	六、八〇〇	一九〇〇	一二、〇〇〇圓	岸本汽船株式會社
第三日清丸	Batalina	四、四四四	一九〇四	二三、五〇〇磅	松岡汽船株式會社
——	Zaida	二、四七五	一九〇〇	一〇、八〇〇	山本商事株式會社

合計四十七隻、二八〇、二五八噸

神戸丸	Quiloa	二、一〇〇	一九〇五	一二、〇〇〇磅	村尾安藏

繋船表（百噸以上の汽船）

年度別		隻數	總噸數
大正九年十二月末	（神戸）	一〇一隻	一〇三、五〇〇噸
		六	一二、二三一
大正十年四月末	（神戸）	一三五	二四二、七七〇
		三一	五七、九二九
大正十年八月末	（神戸）	七九	一二六、三二六
		三〇	三一、〇〇一

大正十年十二月末（神戸）	五三隻	七二、〇一二噸
	二四	一五、九二九
大正十一年四月末（神戸）	三三	五五、一六一
	八	二八、〇〇〇

近海運賃高低表

自大正元年至十一年近海運賃高低表

年次	大連、横濱 最高	大連、横濱 最低	九州、横濱 最高	九州、横濱 最低	九州、香港 最高	九州、香港 最低	九州、新嘉坡 最高	九州、新嘉坡 最低
	一擔		一噸		一噸		一噸	
大正元年	円 、一四〇	八〇	円 一、二五	六四	円 二、七〇	一、七〇	円 三、四〇	二、九〇
二年	、一五〇	八〇	一、四五	七五	一、七〇	一、四五	三、七五	二、八五
三年	、一四〇	六〇	一、五〇	六五	二、二〇	一、四〇	三、七〇	二、六五
四年	、二〇五	八五	一、七〇	八〇	四、二五	一、七五	七、五〇	三、九〇
五年	、四三〇	、一九五	四、三〇	七五	一〇、八〇	四、二五	二一、〇〇	八、五〇
六年	、八九〇	、一三〇	一〇、二五	五、〇〇	一八、五〇	九、〇〇	二五、五〇	一七、〇〇

七年	八年	九年	十年	十一年
一、五〇〇 、七〇〇	、六五〇 、三三〇	、六〇〇 、二三〇	、二〇〇 、一三〇	、一八〇 、一〇〇
一一、〇〇〇 七、五〇〇	六、四〇〇 三、八〇〇	四、九〇〇 二、五〇〇	二、三〇〇 一、六〇〇	二、〇五〇 一、七〇〇
一六、〇〇〇 一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇 五、二五〇	八、五〇〇 五、五〇〇	四、五〇〇 三、四〇〇	三、八〇 三、〇五
二七、五〇〇 二二、〇〇〇	一五、〇〇〇 七、五〇〇	一四、〇〇〇 一〇、五〇〇	一一、〇〇〇 五、五〇〇	五、二〇 三、六五

自小樽至各港最近十ヶ年運賃統計表

品目	鰊絞粕			
仕向地	京濱	兵阪	關門	伏木
	百石			
大正元年	九八、〇〇円 四五、〇〇	九五、〇〇 四五、〇〇	一一六、〇〇	六〇、〇〇 四〇、〇〇
大正二年	一一八、〇〇円 四〇、〇〇	一一四、〇〇 四〇、〇〇	一二八、〇〇	四〇、〇〇 三〇、〇〇
大正三年	九〇、〇〇円 四〇、〇〇	八五、〇〇 四〇、〇〇	八五、〇〇 四〇、〇〇	四〇、〇〇 三〇、〇〇
大正四年	一三八、〇〇円 四〇、〇〇	一三八、〇〇 四〇、〇〇	一四八、〇〇 四〇、〇〇	六〇、〇〇 五〇、〇〇
大正五年	二〇五、〇〇円 一八〇、〇〇	二〇〇、〇〇 一三八、〇〇	二一五、〇〇 一三八、〇〇	九五、〇〇 六〇、〇〇

雑穀				澱粉				角材			
京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪	關門	伏木
百石 六九、〇〇 三五、〇〇	六九、〇〇 三〇、〇〇	九一、〇〇	五〇、〇〇 二〇、〇〇	一個 二三 一五 錢	二二 一五	三四	二五 一〇	百石 一二〇、〇〇 四〇、〇〇	一二〇、〇〇 四〇、〇〇	—	八〇、〇〇 六〇、〇〇
七六、〇〇 三七、〇〇	七六、〇〇 三七、〇〇	八五、〇〇	二五、〇〇 二〇、〇〇	一箱 二才四分 二五 一四 錢	二四 一四	五三	一五 八	一一〇、〇〇 三〇、〇〇	一一〇、〇〇 三〇、〇〇	—	六〇、〇〇 五〇、〇〇
六八、〇〇 四〇、〇〇	六五、〇〇 四〇、〇〇	六五、〇〇 四〇、〇〇	二五、〇〇 二〇、〇〇	一個 二二 一八 錢	二〇 一八	二〇 一八	一五 一二	九〇、〇〇 四〇、〇〇	九〇、〇〇 四〇、〇〇	九〇、〇〇 四〇、〇〇	五〇、〇〇 四〇、〇〇
八八、〇〇 四〇、〇〇	八八、〇〇 四〇、〇〇	九八、〇〇 四〇、〇〇	三五、〇〇 二五、〇〇	一個 二九 二〇 錢	二九 二〇	三三 二〇	二五 一八	一五〇、〇〇 三五、〇〇	一五〇、〇〇 三五、〇〇	一六〇、〇〇 三五、〇〇	一〇〇、〇〇 九五、〇〇
一三五、〇〇 八八、〇〇	一四五、〇〇 九八、〇〇	一四五、〇〇 九八、〇〇	六〇、〇〇 四〇、〇〇	袋 二二 一三 錢	四五 二九	—	—	一三〇、〇〇 四〇、〇〇	一三〇、〇〇 四〇、〇〇	—	一三〇、〇〇 一〇〇、〇〇

品目	石炭				鰊絞粕				雑	
仕向地	京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪
大正六年	一噸 —	—	—	一、五〇 八〇	百石 円 三七五、〇〇 一八〇、〇〇	三九〇、〇〇 一八〇、〇〇	四七〇、〇〇 二〇〇、〇〇	—	二五五、〇〇 一三〇、〇〇	二六〇、〇〇 一三〇、〇〇
大正七年	—	—	—	一、〇〇 七五	円 四四五、〇〇 三七〇、〇〇	四六〇、〇〇 三九〇、〇〇	五六〇、〇〇 四七〇、〇〇	二七五、〇〇 一五〇、〇〇	三〇五、〇〇 二五〇、〇〇	三一〇、〇〇 二六〇、〇〇
大正八年	—	—	—	一、〇〇 七〇	一五擔 一噸 円 二三、五〇 一八、三〇	二四、〇〇 一九、三〇	二九、〇〇 二四、三〇	百石 二二〇、〇〇 一二〇、〇〇	十五擔 一噸 一五、六〇 一二、〇〇	一六、二〇 一三、〇〇
大正九年	—	二、三〇	—	—	円 二三、五〇 一二、〇〇	二四、〇〇 一二、〇〇	二九、〇〇 一七、〇〇	一八〇、〇〇 五〇、〇〇	一五、六〇 一〇、〇〇	一六、二〇 一〇、五〇
大正十年	—	—	—	三、〇〇 一、四五	円 七、八〇 六、〇〇	七、八〇 六、〇〇	一三、〇〇 一一、八〇	一〇〇、〇〇 四〇、〇〇	七、五〇 五、二五	七、五〇 四、五〇

穀		澱粉				角材				石	
關門	伏木	京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪	關門	伏木	京濱	兵阪
三四〇、〇〇 一四五、〇〇	—	袋 一、五五 一、〇〇	一、六〇 一、〇〇	—	—	百石 —	—	—	—	—	—
四一〇、〇〇 三四〇、〇〇	一七五、〇〇 一〇〇、〇〇	—	—	—	、七五 、四〇	—	—	—	四〇〇、〇〇 二四〇、〇〇	—	—
二八、〇〇 二七、〇〇	百石 一五〇、〇〇 八五、〇〇	十五擔 一三、〇〇 一噸 九、六〇	一三、五〇 一〇、四〇	一八、五〇 一五、四〇	百封度 一、二〇 一袋 、七〇	百石 四七五、〇〇 四〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇 四〇五、〇〇	五五〇、〇〇 五二五、〇〇	三二〇、〇〇 一八〇、〇〇	—	—
二一、二〇 一五、五〇	一俵 、五〇 百斤 、一五	一三、〇〇 七、七〇	一三、五〇 八、四	一八、五〇 一三、四〇	、三五 、一二	—	二九〇、〇〇 一二五、〇〇	—	二八〇、〇〇 一四〇、〇〇		
一一、九 八、五〇	、三〇 、一二	五、五五 四、五〇	五、〇〇 四、〇〇	九、〇〇 八、〇〇	、二四 、一〇	七五、〇〇 七五、〇〇	—		一四〇、〇〇 六〇、〇〇	—	—

炭	
伏木	關門
一噸 三、五〇 八、五〇	—
三、〇〇 七、〇〇	—
三、二〇 五、五〇	—
二、二〇 四、七〇	—
一、八〇 四、二〇	—

年度	自新潟至函館運賃表		自新潟至小樽運賃表	
	米穀百石ニ付	石油一函ニ付	米穀百石ニ付	石油一函ニ付
大正元年	円 三五、五〇	銭厘 一二、〇	円 四〇、〇〇	銭厘 一三、〇
二年	二五、五〇 二〇、〇〇	一二、〇 九、〇	三〇、〇〇 二〇、〇〇	一三、〇 九、〇
三年	二五、五〇	九、〇 七、〇	二五、五〇	一〇、〇 九、〇
四年	二五、五〇 二二、〇〇	一〇、〇	二五、五〇	六、〇
五年	四八、〇〇 二八、〇〇	二二、〇 一二、〇	五〇、〇〇 三五、〇〇	二九、〇 二五、〇
六年	六五、〇〇	二四、〇	六〇、〇〇	二九、〇
七年	九三、〇〇 八五、〇〇	三〇、〇 二七、五	一四三、〇〇 一三〇、〇〇	四〇、〇 三六、〇

八年	六五、〇〇〇 五二、〇〇〇	一二、〇 一一、〇	八〇、〇〇 五五、〇〇	二〇、〇 一八、〇
九年	五二、〇〇 四五、〇〇	一六、五	五七、〇〇 五〇、〇〇	一八、五
十年	三五、〇〇 三〇、〇〇	一六、五 九、〇	四〇、〇〇	一八、五 一〇、〇

傭船料高低表

自大正元年至十一年定期傭船料高低表

年次	大型船（重量五千噸以上）		中型船（重量二千五百噸以上）		小型船（重量七百噸以上）	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正元年	二、一〇円	一、二五円	四、五五円	一、三五円	三、〇〇円	一、七〇円
二年	二、三〇	一、五〇	三、四〇	一、五〇	四、五五	一、六五
三年	一、七五	一、二五	二、二〇	一、三五	二、二〇	一、六〇
四年	七、五〇	一、二〇	四、八五	一、二五	五、六五	一、九〇
五年	一九、五〇	五、〇〇	一八、五〇	三、〇五	一三、五〇	三、五〇
六年	四〇、〇〇	六、四五	四〇、〇〇	四、六五	三七、五〇	七、八〇

七年	五〇、〇〇	二四、五〇	四四、〇〇	二二、五〇	三七、〇〇	一七、〇〇
八年	一七、〇〇	七、〇〇	二〇、五〇	六、五〇	一一、三〇	七、五〇
九年	一一、〇〇	六、〇〇	一〇、五〇	三、五〇	一〇、〇〇	三、五〇
十年	二、六〇	二、二〇	三、七五	二、四〇	三、五〇	二、五〇
十一年	三、〇〇	一、三〇	三、〇〇	二、〇〇	三、五〇	三、〇〇

汽船福井丸（船主內田汽船株式會社）は大正七年十一月より九年九月迄一箇月重量一噸金五十圓の割合を以て佛國政府の傭船となる、是れ歐洲戰亂中の最高記錄なるべし。

船價

　歐洲戰亂以前重量五千噸型中古船價三十萬圓內外のもの大正五年一躍十倍して三百萬圓內外を唱へ、愈〻進んで底止する所を知らず、政府は大正六年九月戰時船舶管理令を發布するに至れりと雖も、船價依然として低落せず、却つて上押し、大正七年に入り新造船重量一噸當り八百圓以上にて賣買せしもの多く、更に進んで一千圓の聲を聞くに及べり。大正七年十一月休戰條約成立するや形勢

漸次軟化し、大正八年春崩落を告げ、大型船五百圓を破り、八年末には三百圓となる。此戦亂中實際に取引せられたる最高船價は汽船第一久美愛丸（前名第三吉備丸大正六年六月大阪小野造船所建造なり。大正六年八月二十九日百六十萬圓にて賣買契約成立し、同年九月三十日受渡を了す、賣主豐崎昌三郎、買主組合汽船株式會社にして船價はランプサムなりと雖も、重量一千六百噸なれば一噸一千圓の割合となり、我國に於ける最高記録と云ふべく、或は世界に於ても是れを空前の船價と云ふべきか、本船は其後測度改定の結果重量千七百五十噸となれり。大正三年より十一年に至る毎年最高及最低の賣買船價表を左に掲ぐ。

船價表

年號	大型船（重量五千噸以上）		中型船（重量二千五百噸以上）		小型船（七百噸以上）	
	新造船	中古船	新造船	中古船	新造船	中古船
大正三年	—	四〇円	—	四五円	—	五〇円 四〇
同四年	一八〇円 一〇〇	七〇 二五	一六〇円 一二五	一六〇 六〇	一三五円 八五	九〇 五五
同五年	四〇〇 二七〇	三二〇 二四〇	三九〇 二三〇	三五〇 二〇〇	三八〇 二一〇	三五〇 一八〇
同六年	七五〇 四五〇	七五〇 三九六	七〇〇 五〇〇	七〇〇 四二〇	九二五 四〇〇	七一〇 三〇八

同七年	八二五七七〇	五四四	八五〇六〇〇	—	七七〇六二〇	—
同八年	四五〇三五〇	—	三五〇三〇〇	—	三五〇二六五	—
同九年	三五〇一五〇	—	三三〇三一〇	—	二五〇二〇〇	一八五
同十年	—	一五〇一〇〇	—	五〇	—	—
同十一年	七五	三二	八五	五三四〇	二一〇一一三	九四二三

兵庫運河買收

大正八年十二月兵庫運河株式會社所有敷地十二町二反八畝十一步、苅藻島一番の二新開地七反三畝二十三步、同二番の二新開地九畝十八步、外に建物三棟及會社の事業竝に是に附帶一切の物件及權利を擧げ、六十萬圓を以て神戶市に買收せられ、市營事業となれり。

新川より東尻池船溜迄本線延長六百四十間、水幅二十一間、深さ干潮水面六尺、船溜より兵庫停車場構內西端迄支線延長四百二十間、水幅二十一間、深さ干潮水面四尺。

船溜より東尻池海岸延長二百間水幅二十八間深さ干潮水面八尺。

船溜面積一萬坪、深さ干潮水面六尺。

此運河開鑿以來商工業の發達に連れ之を利用するもの水陸共に益〻增加し、特に此附近各種製造工場年を追うて繁榮し面目を一新せり。

汽船平明丸希臘抑留

歐洲大戰に際し土耳古兵一千餘名は俘虜として六ケ年の久しきに亙り西比利亞に收容せられたりしが、露國政變以來彼等を顧みる者なく、赤十字社に相當する君府赤新月社は輸送費の一部を負擔し、駐日英大使を經て輸送方を我政府に懇請し來れり。政府は之を容れ陸軍省をして其任に當らしむることゝなり、太洋汽船平明丸(總噸四、三六四船長田村一得)傭船せられ、陸軍側より步兵中佐津村諭吉・軍醫少佐中村競・參謀大尉吉田悳乘組み、土耳古人一千十二名を搭載し、君府に向け大正十年二月二十三日午後四時浦鹽斯德を出帆し、同年四月五日午前九時地中海東部「多島海」ミチレニ島附近に到るや、希臘驅逐艦「アイ」號に停船を命ぜらる。希臘は一週日前より土耳古「ケマルパシヤ」軍と交戰中の故を以て土耳古人を希臘側に引渡すべしと强要すと雖も、此土耳古人たるや英佛諒解の下に浦鹽に於て解放せられたる非戰鬪員なるのみならず、日本政府の命令にあらざる限り引渡すべきにあらず、解決の爲め「ミチレニ」港に回航し、各本國政府又は大

使等に電請したるも四ヶ月に亙り容易に決せず、悲觀の末發狂者又は自殺者を生じたり。　時恰も同船所有者たる太洋汽船株式會社々長勝田銀次郎歐洲滯在中にして百方盡力する處あり、遂に「ゼネバ」に於て開會中の國際聯盟會議の問題となり、大使石井菊次郎委員長たる關係より人道上力說して止まず、駐英大使林權助・駐伊大使落合謙太郎も力を合せ各國の同情を得、遂に國際聯盟の名に於て希軍赤十字社の手に引渡す事に決し、四百名は八月六日希臘汽船にて君府に送還し、六百名は十月十九日平明丸にて伊太利「アシナラ」島に輸送し、在伊太利萬國赤十字社委員に引渡せり。　抑留以來百六十餘日を閱し漸く本船の解放を見、滯船料賠償を得て解決したり、其間辛苦慘憺名狀すべからず、殊にチブス發生し、吉田大尉外數名之に襲はれ、火夫森岡某病死し、船長田村一得も同年八月二十八日盲腸炎に罹り雅典市エバンゲリスモス病院に入り、療養僅かに六日間卽ち九月三日午後三時雅典市郊外一片の墓標を殘して客死す。

木造船の整理

一時流行旺盛を極めたる木船建造も戰後斯界の形勢萎靡不振に陷るに當りて木船特に比較的大型船(重量千噸以上)は荒天波浪の航海に堪へざるもの簇出し、保險關係より船主の困憊漸く甚しく或は捨賣直段を以て賣却するもの、或は

完全なる「エンヂン・ボイラー」を引揚げ船體其物を委棄せるものさへ現はれ、或は航海中難破し自然淘汰の狀態にて整理を告げたるもの尠からず。左表は其推移を物語るに足るべし。

木船賣買表

船名	重量噸數	賣買價格	買主
大正七年			
常磐丸	一、一〇〇	二十二萬圓	常磐汽船株式會社
稻葉丸	一、〇〇〇	二十七萬圓	增田屋
七萬盛丸	一、〇〇〇	四十二萬圓	支那人
大正八年			
平安城丸	一、〇〇〇	壹噸 四八〇圓	佐渡商船株式會社
石川島新造	一、五〇〇	三〇〇圓	松昌洋行
高知新造	一、四〇〇	三〇〇圓	三榮組
浦戸新造福光丸	一、一〇〇	三六三圓	渡邊榮造
吉浦新造第五松昌丸（住吉丸）	一、〇〇〇	五三二圓	丸二汽船合資會社

木船賣買表

大正九年			
豊前丸	一、〇五〇	五五圓	喜藤汽船株式會社
海國丸	一、一五〇	九一圓二〇	中川海運株式會社
大正十年			
第一松昌丸	一、一五〇	二二圓五〇	支那人
大正十一年			
海嘉丸	一、六〇〇	二〇圓	開運汽船株式會社
第八土佐丸	一、一五〇	一〇圓四〇	尾崎汽船會社
六甲丸	一、〇五〇	二九圓五七	飯野寅吉
福知山丸	一、〇五〇	一六圓	尾崎汽船會社
新聞丸	一、五五〇	一二圓	中村組
第十六霧島丸	一、〇〇〇	二五圓	南連輸航會社
新和歌浦丸	一、一〇〇	三二圓	飯島寅吉
六郎丸	一、六〇二	一七圓五〇	村尾汽船合資會社
第十五霧島丸	一、四二五	二八圓	中島音吉

平洋丸	一、五五〇	二萬二千圓	齋藤千次郎
多摩川丸	一、〇〇〇	二五圓	雜賀繁松

重量千噸以下の木船賣買は相當多數に上りたれども之を省略す、此表に依つて見れば、大正八年吉浦新造の第五松昌丸(住吉丸)重量一噸五百三十二圓にして木船賣買の最高記錄なるべく、十一年第八土佐丸重量一噸十圓四十錢は最低記錄なるべし。卽ち八年は木造船價の最高潮時に達したるものにして、爾來九年より十一年に及び時を經るに隨つて木船の低落殆んど底止する所を知らざるの狀一目瞭然たり。

海州鹽積取

歐洲戰亂中運賃暴騰の時代は海州鹽積取り一時邦船の跡を絕ちたりしが、其後再び邦船の輻湊を見るに至り、荷役の如きも三ヶ所の棧橋にて直積を爲すを得、八時間に二千噸を積取りたるレコードを有す。鹽の生產は年額大約三十萬噸にして、其內七・八萬噸は支那ジャンクの便に依るも、他は全部邦船の輸送する所に係り、大正十一年の如き邦船の定航せるもの二十五隻重量約四萬噸を算す、喫水高潮時十八呎六吋なるが十七呎を適當とす。大正九年十月三井船舶部が汽船三長丸(總噸一、二一五)を海州十二威に就航せしめたるは多分同社としての

第一船なるべし。

ポートセッド鹽積取

大正十年四月汽船廣東丸(總噸二、五六六)にて「ポートセッド」鹽を我邦に輸入せるを初とす。

西班牙鹽積取

大正十年三月汽船萬榮丸(總噸二、七六八)にて初めて西班牙鹽を我邦に輸入せり。

濠洲羊毛輸入

濠洲羊毛の輸入は大正年代に入り大に增進す、偶々歐洲戰亂に際し英國政府輸出禁止を發布せし爲め、特に日本政府交涉し、第一回大正七年二萬四千五百九十七袋、第二回大正八年二萬三千八百十八袋、第三回大正九年二萬〇三百二十六袋の分讓を受けたり。大正十年十月より大正十一年九月に至る一ヶ年間輸入十一萬二千四百〇六袋此運搬に從事せし船會社の內譯左の如し。

日本郵船株式會社	七三、九七八
大阪商船株式會社	二八、三一七
山下汽船株式會社	九六七
イースタンエンドオーストラリアン汽船會社	九、一四四
合計	一一二、四〇六袋

明治四十五年の輸入二萬五千袋に比し大約五倍の增加なりと云ふべし。

印棉積取旺盛

近來印棉の我紡績界に需要せらるゝもの漸く旺盛にして、大正十一年度の積取船を見るに其總數百二十二隻積取棉花百五十一萬四千三百六俵此噸數四十二萬五千六百二十二噸に達し、邦船消化の一大勢力なり、其今日に至れる印棉積取の來歷を顧るに、日本郵船株式會社が明治二十六年十一月七日神戸出帆の廣島丸(總噸三、二七六)を第一船とし、大日本紡績聯合會と契約し運賃十七留比と定め四留比の割戻をなし、後明治二十七年十月二十八日以後五留比の割戻をなす事となれり。今日に至る迄紡績聯合會對船會社との運賃協定は我海運界年中行事の一にして、日本郵船會社を主として積取船の代表者とし紡績會社側より數名の代表委員を選定し年々運賃を協定す、輸入印棉の數量は戰時其他の事變に因り多少の高低なきにあらずと雖も左表の示すが如し、明治三十九年七月一日より彼阿汽船墺匈ロイド、伊太利郵船等加入し、之が積取に從事す。大正二年一月一日より大阪商船會社も亦之に加盟し、社外船にありては郵・商船の傭船となり、之が積取に從事したるもの少からず。我紡績業が今後支那に其工場を移す事ありとするも、此方面に對する印棉積取は前途有望の一事業なるべし。

印棉輸入表

年度	隻數	俵數	噸數
明治二十七年	一四	一一一、二五三	二八、二一五
同　二十八年	一八	一四五、七九四	三七、七四五
同　二十九年	三八	三二九、四八六	八五、六七三
同　三十年	六九	四二〇、六八四	一〇九、六四八
同　三十一年	五六	四三六、七四三	一一三、七〇三
同　三十二年	六七	五七三、六〇六	一四七、四五八
同　三十三年	三六	一九〇、八二九	四八、五五九
同　三十四年	五三	四四五、九一八	一一八、四三〇
同　三十五年	六四	五五九、八〇八	一五二、五八七
同　三十六年	五七	四四四、四六六	一二〇、〇四三
同　三十七年	六〇	三一八、九一六	八五、三九六
同　三十八年	六一	六六六、七四四	一七九、四七六
同　三十九年	五一	四八一、九四四	一三一、七九五

明治四十年	九四	六六七、四五七	一八〇、二一五
同　四十一年	八四	四四五、二四三	一二〇、六三四
同　四十二年	一〇八	六九三、九六一	一八六、五八三
同　四十三年	一〇五	九二八、三二二	二四八、九五四
同　四十四年	九七	七〇九、八八三	一九〇、〇三九
明治四十五年 大正元年	一〇八	九七一、二一四	二六一、六四二
大正　二年	一二〇	一、一八九、七二八	三二四、〇二九
同　三年	一〇五	一、〇九一、一二四	二九六、九八一
同　四年	一一五	一、三二八、四六五	三六三、八九一
同　五年	一四一	一、六八〇、三五八	四六一、七四三
同　六年	一一五	一、三八二、五七四	三八〇、〇七九
同　七年	九一	一、〇九六、二四三	三〇〇、八一一
同　八年	一二〇	一、一四二、九六六	三一一、二五〇
同　九年	一四三	一、三八六、一六三	三八〇、一四四
同　十年	一二一	一、三一九、九六〇	三六七、八一〇

同　十一年	一二二	一、五一四、三〇六	四二五、六二二
計	二、四三三隻	二二、六七四、一五八俵	八、八五七、三八四噸

鐵島遮湖鑛石積取

鐵島及遮湖鑛石積取は明治三十九年頃中村組が朝鮮宮內省より特許を得、積取たるを始めとす。其後積取額漸次増加し、大正十年中には十萬九千噸、十一年中には四萬八千噸を積取りたり。八幡製鐵所需要増加するに連れ社外船々腹消化の一材料たるを失はず。

沿海州、樺太木材積取

沿海州木材積取は歐州戰亂以前社外船にて「インペラトル」方面より濠洲行木材積取に從事したることありと雖も、旺盛を極めたるは大正十年以來にして、特に日本內地の輸入は同年より始る。建築製紙原料・函材に供せらる。大正十一年に至りては大型船積取に從事し、船腹消化の一資料となれり。其輸出額は大正十一年約百八十三萬二千石にして、之に配船せられたる船數百八十一隻と唱へらる。三井船舶部は大正九年十月十六日汽船東星丸をインペラトルスカヤ附近ワニーナ入口に廻航せしめ、天津揚松中丸太三千三百七十九石を運賃三百九十圓にて運送し、十年八月第二福井丸を廻航せしめ、横濱揚丸太四千九百五石を運賃百七十五圓にて輸送せり。樺太木材は蝦夷松・トド松（パルプ原料のみにて

も毎年三十萬石に達す)にして、大正十一年約二百四十一萬四千石の輸出あり。之に配船せられたる船數は三百六十八隻なり。樺太森林は大正九・十年に亙り蟲害を蒙り枯損するもの多きにより、樺太廳は十一年度より官行伐採を行ひ一千萬石の丸太材を出材し、此他被害森林の一部を立木の儘拂下ぐべし。

三社以外の定期航路

我國社外船にして定期航路に配船せらるゝもの尠し。今日本郵船・大阪商船・東洋汽船の三社船を除きたる船主にして、國庫若しくは地方廳の補助を受け又は補助無くして定期航路に從事せる主要のものを擧ぐれば大略左の如し。

社外船定期航路

南洋航路(瓜哇線)	南洋郵船株式會社
上海・漢口線、漢口・宜昌線、漢口・湘潭線	日清汽船株式會社
朝鮮西海岸線	朝鮮郵船株式會社
大連・安東・天津線、大連・秦皇島線、天津・大連・青島・上海線、大連・龍口線、大連・柳樹屯線、大連・貔子窩線、青島・上海線、青島・海州線、大連・香港線	大連汽船株式會社
北米航路	三井物產株式會社船舶部

臺灣・海防線、臺灣線、青島線、天津航船、日米航路、日米・濠洲航路、小樽航路	山下汽船鑛業株式會社
朝鮮航路、漢口線	三菱商事株式會社船舶部
函館・ペトロパブロフスク線、室蘭・內地線、釧路・內地線、小樽・內地線、横濱・天津線、北海道・上海線、	栗林商船株式會社
青島・上海線、上海・天津線、青島・內地線	株式會社日華協信公司
函館・散江線、函館・安別線、小樽・泊居線、函館・尼港線、伏木・久春內線、大阪・樺太線、青森・室蘭線	北日本汽船株式會社
青島航路(横濱・青島線、阪・神・青島線)	原田汽船株式會社
朝鮮線、鹿兒島線、若津線、中國線、伊豫廻下關線、岡山線、宇品・今治線、藝豫線、岡山・高松線	合名會社尼崎汽船部
北韓航路	株式會社互光商會
阪・神・九州線	深川汽船株式會社
小樽・伏木線、小樽・敦賀線、根室・函館・伏木線、小樽・七尾線、仁川・長崎・三角・鹿兒島線、大連・長崎・三角・	島谷汽船株式會社

鹿兒島線

阿波國共同汽船株式會社

小松島・兵庫・大阪線、北支那・朝鮮沿岸航路、大連・芝罘・仁川線、大連・芝罘・青島線

宇和島運輸株式會社

宇和島・大阪線、大阪・四國線、別府・宇和島線

東京灣汽船株式會社

伊豆諸島線、三宅島線、神津島線、御藏島線、大島線、東京灣內房州線

南洋貿易株式會社

横須賀・横濱・門司・小笠原・マリアナ群島線、カロリン群島・マーシャル群島・英領ニユウアイランド・英領ギルバートアイランド線、西カロリン群島・蘭領セレベス島線

九州汽船株式會社

長崎・玉ノ浦線、長崎・五島・佐世保線、長崎・佐世保・平戶線、長崎・野母線、長崎・牛深・甑島線、長崎・島原線、長崎・宇久線、早岐・平戶・小値賀線、福江・鯛ノ浦線、大島・楠久線、板ノ浦・早岐線、佐世保・富江線、佐世保・松島線、島原・茂木線、島原・三角線、小濱・茂木

線、ロノ津・四ッ山線、三角・牛深線、三角・茂木・小濱線、三角・米津線、大川・米津線、崎津・阿久根線、大川水俣線、鹿兒島灣內線、鹿兒島・種子島線	
小樽・佐度・新潟・伏木線、勘察加航路	澤口汽船合資會社
元山・雄基、境・關門、境・大連線、境・元山、境・釜山、若松・舞鶴、若松・伏木線	岡田汽船株式會社
阪・神・青島線	小栗共濟汽船株式會社
小樽・新潟線	松田汽船株式會社
鹿兒島・大島各島間	大島汽船株式會社
大島各島航路、各離島線、五箇島線、十島線	大洋商船株式會社
越佐航路線	佐渡商船株式會社
函館・根室線、小樽・斜里線	北洋商船株式會社
小樽・稚內線、函館・瀨棚線、函館・小樽線	藤山要吉
石狩川線	藤原由松
函館・日高線、函館・釧路線	金森商船株式會社

根室近海線	根室海運合資會社
小笠原各離島間(母島・姪島線)	前田衛
父島・弟島線	淺沼丈之助
父島・母島線、父島・聟島線	佐藤福吉
隱岐國線	隱岐汽船株式會社
沖繩各離島線	國頭運送株式會社
九州・壹岐・對島線	對島商船株式會社
長崎・五島間	五島汽船株式會社
內地・浦潮斯德・朝鮮東岸線	北陸汽船株式會社
北海道航路(函館・網走・千島線)小樽・斜里線	北海郵船株式會社
佐渡國線、佐渡甲線	新潟汽船株式會社
淡路國線	播淡聯絡汽船株式會社
阪・神・淡路線	攝陽商船株式會社

朝鮮郵船會社の活動

朝鮮郵船株式會社は明治四十五年三月創立以來朝鮮沿岸十餘線を經營したるが、更に朝鮮西岸（仁川横濱間）線、清津・敦賀線、釜山・浦潮・關門線、雄基・關門線、新義州・阪・

神・線、朝鮮・北支那線、仁川・青島・大連線を開始し、盛に航運に從事す、所有船七隻總噸六千五百九十三噸を有し、役員は取締役原田金之祐・松崎時勉・川田治一・石垣孝治にして、本店を朝鮮京城府南大門通一丁目に置く。

日清汽船會社の活動

日清汽船株式會社は明治四十年三月創立以來上海・漢口線、漢口・宜昌線、漢口・湘潭線、漢口・常德線、鄱陽湖線、上海・蘇州線、上海・杭州線、蘇州・杭州線、鎭江・淸江浦線航路を經營したるが、大正四年四月に至り、上海・蘇州線、上海・杭州線、蘇州・杭州線、鎭江・淸江浦線の小蒸汽船航路を廢止し、七年八月大阪・漢口線を開始、九年十月南支那沿岸線を開始、十一年四月宜昌・重慶線を開始し盛に活動せり。現時二十隻總噸四萬四千百五十二噸、外に小蒸汽船十三隻四百十四噸を所有し、役員は取締役社長竹內直哉・專務取締役森辨治郎・取締役堀啓次郎・深尾隆太郎・荻野元太郎・角田隆郎にして本店は東京市麴町區有樂町一丁目一番地にあり。

川崎汽船と國際汽船の創立

川崎汽船株式會社は川崎造船所系の創立に係り、同造船所に於て建造及建造中の重量噸九千一百噸型汽船十一隻を出資の目的とし、大正十一年初めより同社及國際汽船株式會社・川崎造船所三社提携の上、共通の下に一箇年九隻を以て當分復航に限り、極東運賃同盟に加入し、北米に於ても巴奈馬運賃同盟に加入す。

便宜上前記三社をKラインと總稱す。川崎汽船は大正八年四月十日の設置に係り資本金二千萬圓にして、現今役員は專務取締役社長松方幸次郎・取締役野元驍・廣瀨滿正・藤井總太郎・山本盛正・永留小三郎・有森新吉・三浦風興・奥山義一・理事安部正也なり、所有船八隻此總噸四萬六千九百三十五噸にして此外川崎造船所所有船重量噸九千一百噸型十一隻、九千七百噸型八隻二千六百噸型一隻の運用を掌る。

國際汽船株式會社は川崎造船所を中心とし全國大船主所有船の一部を出資の目的として創立し、North Atlantic Far East Conference and Straits, China and Japan outward freight Conference に加入す。我國ツラムパアーとしては恐らく社外船の代表的大會社と云ふ事を得べく、創立は大正八年七月一日にして戰亂後の特筆すべき一大企業なり。其資本金一億圓にして、現今役員は取締役社長松方幸次郎・取締役會長金子直吉・常務取締役安部正也・四本萬二・取締役橋本喜造・高畑誠一・中山說太郎・内田信也・野元驍・山下龜三郎・松方正雄・淺野良三・廣瀨滿正なり。汽船五十八隻此總噸三十一萬二千四十一噸を所有し、主として外國諸港間に配船、盛んに活動す。

青島航路殷賑

青島航路は原田汽船の開拓以來大正三年十二月大阪商船は汽船大信丸(總噸一、二三八)を以て、日本郵船は大正四年一月汽船山東丸(總噸一、九五八)を以て、各〻第一船とし大阪を出帆せしめ、同航路を開始す。　大正五年一月前記三社同航路の協定を形成し、該航路を獨占するに及び、青島在留邦人荷主間に其横暴を憤る者現はれ、就中三等乘客に對する前記各社の取扱に對し非難の聲漸く喧しく、大正十年六月在留邦人間に山東同盟汽船株式會社なるもの起り、三社に對抗して氣勢を揚げ不積同盟を作り、別に同航路の經營に當る。　小栗松三郎之を後援し、同月緒明圭造を說き、其所有汽船嘉代丸(總噸二、〇二六)を同社に傭船せしめ、同時に同社は露國義勇艦隊所屬汽船シンビリスク號(總噸二、六四六)を傭船し、同年十月末更に志賀浦丸(總噸二、一一九)及び露國義勇艦隊所屬インジギルカ號(總噸二、三三六)の二隻を配船し、都合四隻を廻航せしめたるが、大正十一年一月露國義勇艦隊所屬船を取扱ひ居たる日本海上倉庫會社の破綻と共にインジギルカ號を廢航し、同年三月シンビリスク號をも解傭したり。　同月嘉代丸が他に賣却せられたるを以て小栗は代船として汽船神宮丸(總噸二、七七六)を購入し、志賀浦丸と二隻を以て同航路の經營に當る。　各船寄港地は大阪・神戶・宇品・門司にして、復航宇

品は荷物の都合に依り臨時寄港とす。同年十一月志賀浦丸に代ふるに村尾汽船所有船明石丸(總噸三、八三一)を以てしたり。是より先き山下汽船は汽船泰陽丸(總噸二、六二八)神海丸(總噸四、一二六)及東郷丸(總噸三、一〇七)を以て随時横濱・青島航路に配船したるが、同年十一月前記嘉代丸を傭船し、大阪・青島航路に配船し、同年十月浦潮斯德駐屯軍隊撤退の結果、十一月御用船十餘隻解傭のため貨客船の船操上著眼する所となり、大正十二年一月栗林商船は所有船神戸丸(總噸二、九二三)及傭船御影丸(總噸二、七六一)を以て青島航路に割込み原田汽船は寧靜丸修繕中代ふるに膠州丸(總噸一、九二二)を以てするなど、大正十一年末より十二年初に於ける青島航路の殷賑亦察すべきなり。

浦潮及青島駐屯兵引揚御用船

浦潮斯德及西比利亞內地駐屯兵引揚輸送は大正十一年十月より十一月に亙り行はれ、之に提供されたる御用船は樺太丸・萬世丸・熊本丸・福岡丸・色丹丸・東郷丸・京都丸・梅丸・光文丸・明石丸・臺北丸・御影丸等にして、青島駐屯兵引揚輸送は大正十一年十二月より十二年三月に亙り、熊本丸・明石丸・福岡丸・色丹丸・弘濟丸・梅丸等御用船として使用せられたり。

日本船主同盟會

明治四十三年頃より日本船主同盟會準會員中脫會を主張するもの生じ、爾來

年々其氣分濃厚となり、同會に對し分離の建議を爲すに至り、遂に大正二年十月二十五日定時聯合總會に於て準會員の無條件分離を議決し、船主のみの團體と化し、新に所屬扱店規定を設け、大正三年一月より之を實施する事となり、有志扱店をして信認金一千圓を納めしめ是を專屬扱店と稱す。其後東部船主中の重鎭緒明圭造の如きは所有船舶の大半を賣却したるに依り、東部は概して振はざるに反し西部は年々噸數增加し、就中神戶は俄に頭角を現はし氣勢潑剌たるものあり。大正五年八月十四日西部々會は東西兩部聯合の上東部を神戶市に移すことに決議し、東部は同月二十八日部會開會、西部の決議を承認し、東西兩部合併を見る。同年十月五日同會は神戶市浪花町十四番地に移轉す。過去數年の推移は同會內外の空氣を一掃し、先年來同會反對の位置にありし上西龜之助等も船主として入會する事となり、和氣靄々たる一大團體となれり。大正六年五月十五日臨時總會は所屬扱店規定を撤廢す。

近海航路區域定限範圍擴張運動は明治四十年請願したるを始めとし、大正二年及四年更に請願し、八年に入り最も熱烈に運動したる結果、政府は同年六月遞信省令を以て之を改正し、同年七月一日より實施するに至る。其區域左の如く

擴大せられたるの事は我國海運發展上注目するに足る。

近海第一區　東經百十三度より百七十度 北緯二十一度より六十三度に至る線内

近海第二區　東經九十五度より百七十五度 南緯十一度より北緯二十七度に至る線内

日本船主協會

大正九年三月十二日第三回國際勞働會議に參列すべき船主側代表者及顧問を選出し竝に同會議々案に付き協議する爲め同會理事主催の下に會員外の大船主及關西汽船同盟會々員等を神戸市下山手通五丁目海運倶樂部樓上に招集し、船主大會を開催し、其後數次の會合を重ね、多數の意見として時代の趨勢は今や社船・社外船の墻壁を許さず、速に統一的船主團體を設立する必要ありとし、茲に舊社船方面を勸誘し、終に同年四月日本郵船株式會社・大阪商船株式會社・三井船舶部・三菱商事株式會社船舶部の加入あり、五月東洋汽船株式會社も加入するに至れり。次で同月二十一日總會の決議に依り、日本船主協會と改稱し五月二十一日總會に於て左の理事竝に監事を選擧す。

理事　八馬兼介

同　橋本汽船株式會社　川瀨俊繼

同　日本郵船株式會社　黑川新次郎

同　東和汽船株式會社菊地吉藏
同　東洋汽船株式會社島田義治
同　大阪商船株式會社島村幡彦
同　岡崎汽船株式會社岡崎忠雄
同　勝田汽船株式會社勝田銀次郎
同　辰馬汽船株式會社四井喜一郎
同　上西汽船株式會社上西龜之助
同　內田汽船株式會社內田信也
同　山下汽船株式會社鑄谷正輔
同　株式會社互光商會河內研太郎
同　岸本汽船株式會社岸本兼太郎
同　三井物産株式會社川村貞次郎
監事　乾合名會社乾新兵衞
同　日下部株式會社宮田榮次郎
同　三菱商事株式會社粟屋七郎

監事　島谷汽船株式會社島谷武次

大正九年七月近藤廉平を會長に選定し、九月組織を變更して社團法人の認可を得たり。大正十年二月近藤廉平の死歿に依り大阪商船株式會社々長堀啓次郎を會長とし、同年四月總會の決議に依り、個人として堀啓次郎を改めて會長とす。

大正九年六月十五日左記名譽會員を選定す。

名譽會員　泰　豐助　近藤廉平　堀啓次郎　若宮貞夫
内田嘉吉　野田卯太郎　淺野總一郎

大正十年四月二十二日總會に於て役員を改選し、前記以外理事に堀啓次郎・國際汽船株式會社阿部正也・帝國汽船株式會社勝屋利秋・三菱商事株式會社早川茂三、監事に神戸棧橋株式會社中山晋・明治海運株式會社谷口茂雄就任し、大正十一年五月二十五日總會に於て役員改選を行ひ、前記山下汽船鑛業株式會社鑄谷正輔に代り畑茂理事に就任し、同年九月二十七日上谷續を專務理事に、十月十一日宮崎正則及前田利定を名譽會員とす。

神戸海運業組合

明治三十四年十月日本船主同盟會設立以來船舶代理店竝に海運ブローカーは一般に準會員として同會に屬せしが、爾來斯業の發達と世運の發展に鑑み、準

會員は數年に亙り獨立せん事を交渉す。氣運漸く熟し大正三年五月十六日佐藤勇太郎・三上豐夷・勝田銀次郎・谷道淸之助・小栗松三郞・山下龜三郞・福原芳次・上西龜之助の八名發起人となり、神戸市北長狹通五丁目神戸海運俱樂部に於て神戸海運業組合の創立總會を開催す、出席者左の如し。

三上合資會社　勝田商會　谷道商店　佐藤商店　山下汽船合名會社　小栗回漕店　上西商會　日神海運商會　戸田商店　山本商店　福井商會　大原商店　岩城商會　井上回漕店　阿部商店　松本商店　水島商會　柏木回漕店　合計十八名

組合規約案を決議し同時に左の役員を選擧す。

組合長　佐藤勇太郎

副組合長　上西龜之助

評議員　三上合資會社、日神海運商會、勝田商會、谷道商店、小栗回漕店、山下汽船合名會社、中園回漕店

會計監督　三上合資會社

其目的は斯業の發達を圖り、營業上の弊害を矯正し、相互の利益を增進し、信用

を保持するにあり、事務所を神戸市北長狹通五丁目海運俱樂部内に設置す。大正三年歐洲戰亂東洋に波及し、獨逸軍艦邦船を抑留拿捕する爲め海上保險契約拒絶せられ、海外爲替作用の閉止となり、對外貿易上多大の脅威を蒙るに依り、同年八月八日外務大臣に陳情す。同年九月十一日陸海軍御用船の徵用が民間傭船に對し支障を與へざる樣參考資料として民間傭船表を作り陸海軍大臣に提出す。四年五月五日前例に依り更に傭船表を提出し、東京に組合代表者の必要を認め、之を太刀川又八郎に囑託し、五年二月アフリカ沿岸に武裝せる獨逸商船出沒するに依り其行動を迅速に報知せられん事と三月支那海に在る英艦が屢〻邦船を臨檢し迷惑少からざる旨竝に八月印度政廳の乾舷檢査勵行に關し應急救濟法を講せられん事を其筋に陳情す。

六年七月六日役員改選を爲し、組合長に上西龜之助、副組合長に西川莊三當選す。當時組合員三十三名なりしが、同年七月以後新に加入する者續出し、九月五日に至り百名に達す。同年八月米國政府が鐵の輸出を禁じたるに依り、時節柄事態容易ならずとし、組合は日本船主同盟會と共に主催者となり、同月二十四日神戸市諏訪山武德殿に於て米鐵輸出解禁期成海運業者大會を開催し、川村貞次

郎を會長に推擧し、神戸市民に檄すると共に左の決議を爲せり。

決　議　文

今回米國か實施したる鐵材輸出禁止は我國諸般の商工業に及ほす影響の尠少ならさることは言を要せす、就中造船業の如き米鐵供給を基礎として經營するものなれは其杜絶は忽ち造船能力の停止となり、我海運界は爲めに甚大の打撃を蒙るに至るへし、加之其餘波として或は日米航路若くは聯合諸國の輸送力を減退せさるや憂ふる所なり、蓋し此法令の發布は米國の戰局上已むを得さるに出てたることは諒とするも我海運業者は交戰以來多數の船舶と海員を撃沈の爲め犧牲とし、今猶國情の許す限り諸國の爲め御用船として提供し且現下に於ても聯合軍政府の爲め幾多の新船を建造しつゝあるに顧みす、忽然而かも締盟友邦たる我國に之を適用したるは遺憾の極にして其眞意を疑はさるを得さるなり

爰に我海運業者は大會を開催し米國民に對し我誠意と實情のある處を披瀝し其反省を促すと、同時に我當局を督勵し速に此禁令適用除外の目的を遂行し益〻日米國交親善の實を擧けん事を期す。

次で左記實行委員十五名を選擧す。

鑄谷正輔　(山下汽船株式會社)
橋本喜造　(橋本汽船株式會社)
西川莊三　(三上合資會社)
岡崎忠雄　(岡崎汽船株式會社)
川村貞次郎　(三井物產株式會社船舶部)
金子直吉　(合名會社鈴木商店船舶部)
勝田銀次郎　(勝田汽船株式會社)
河內研太郎　(株式會社互光商會)
內田信也　(內田汽船株式會社)
上西龜之助　(株式會社上西商會)
福原芳次　(株式會社日神海運商會)
阪本正治　(三菱商事株式會社船舶部)
佐藤勇太郎　(合資會社佐藤商店)
菊地吉藏　(東和汽船株式會社)

四井喜一郎　（辰馬汽船株式會社）

六年九月十七日船舶管理令に關し神戸に於て全國海運業者大會を開催す、準備委員として組合より上西龜之助・西川莊三・勝田銀次郎・福井捨一、船主同盟會より岡崎忠雄・內田信也・鑄谷正輔・四井喜一郎を選定す。當日北海道・東京・橫濱・四日市・北越・大阪・神戸・下ノ關・門司・長崎より來り會する者約二百名、上西龜之助議長となり決議案の起草を諮り、起草委員を指名し、滿場一致を以て左記決議文を議決す。

決議文

今や將に發布を見んとする船舶管理令は我海運業に甚大なる打擊を與へ其餘波延いて經濟界を攪亂するの虞あるを以て全國海運業者大會は當局をして其運用に萬遺漏なからしめん事を期す。

實行委員　岡崎汽船株式會社
山下汽船株式會社
內田汽船株式會社
辰馬汽船株式會社
岸本汽船株式會社

東和汽船株式會社
勝田銀次郎
福原芳次
西川莊三
田中省三
橋本喜造
上西龜之助

同月十九日實行委員會を開き、上西・勝田・福原・菊地・四井等上京し、二十一日及二十二日に渉り當局者に會見陳情する所あり、猶其後四井・西川を上京せしめ、便宜上臨時に管理局支局を神戸に設置せられん事を要望したりしが功を奏せず。大正六年十月十日戰時船舶管理令に關する事務取扱規定を設け、西川莊三を主任とし、便宜上東京海運業組合內に出張所を置く。同年十月十五日港灣調査會規定を設け港灣に關する調査を爲すことゝなし、各船主に屬する監督船長及其筋の技術家都合十二名を囑託委員とし、先づ川西淸兵衞より兵庫縣に出願せる兵庫中島水面埋立、合資會社川西商店の出願に係る兵庫東川崎町沿岸水面埋立、川

崎造船所の出願に係る神戸市葺合脇濱町地先公有水面埋立工事設計變更追願及東川崎町二丁目同社工場內介入水面一部埋立等調査を囑託す。七年十一月休戰條約成立以後既に講和期に入り戰時船舶管理令存置の必要を認めず、同年十二月二十一日當局に對し速に管理令の撤廢せられんことを請願す。九年四月役員を左の如く改選す。

組合長　勝田銀次郎

副組合長　西川莊三

大正九年八月十四日海岸通京橋よりメリケン波止場に至る地先利用に關し勝田銀次郎及上西龜之助を上京せしめ當局に陳情する所あり、同年九月二十九日船舶取扱代理店手數料規約を制定し、十一月一日より實施す、同年十二月神戸市の依賴に依り神戸市史別錄海運史編纂に著手し左の委員を囑託す。

鑄谷正輔・石田貞二・井上國三郎・畑茂・日本郵船株式會社神戸支店・西川莊三・二宮純一・岡崎藤吉・勝田銀次郎・川村貞次郎・川野宗太郎・河內研太郎・川瀨俊繼・賀屋祐幸・甲斐綠・吉田與之助・吉田幸次郎・谷道清之助・太刀川又八郎・武本平三郎・竹本喜三・田中卯三郎・津田靖平・都竹要次郎・楢崎猪太郎・中井昌雄・內田信也・上西龜之助・大原幾

藏・小栗松三郎・大阪商船株式會社神戸支店・山地土佐太郎・松井久男・松尾小三郎・松本博邑・福原芳次・福井捨一・高野進・佐藤勇太郎・佐藤國一・佐伯俊太郎・木下勢三・菊地吉藏・三上豐夷・三上清一郎・三谷雄次郎・三菱商事株式會社船舶部・三原美男・四井喜一郎。

上西龜之助を委員長に、福原芳次・檜崎猪太郎を副委員長に、其後川瀬俊繼・田中卯三郎・上西龜之助・三上清一郎を特別委員に囑託す。

十年四月組合役員左の通り改選す。

組合長　勝田銀次郎

副組合長　福原芳次

十年四月二十九日株式會社神戸海運集會所に對する交渉委員に勝田・福原・上西・鑄谷を推し其特別調査委員として田中卯三郎・石田貞二・三上清一郎・川瀬俊繼・西川莊三を推擧す、同年五月十日臨時組合總會を開き株式會社神戸海運集會所事件を評議員會に一任することに決し、同年八月二十九日定款を改正し組合員は株式會社神戸海運集會所の正會員たることゝし、同年十二月十九日更に定款を改正し組合員は神戸海運倶樂部の正會員たることを要することゝなれり。

十一年二月十日營業稅廢止運動に關し神戶實業組合聯合會に參加す、同年三月二十二日組合臨時總會に於て上西龜之助・田中卯三郞・三原美男・佐藤國一・川瀨俊繼等委員となり調査を完了したる神戶海運業組合の制定に係る定期傭船契約證書式を議定す。同年四月十五日日本船主協會と各團體所屬會員の擁護及制裁共助の協約同日東京海運業組合と各組合員擁護及制裁共助の協約を締結す。十一年四月二十七日組合役員改選、左の如く就任す。

組合長	勝田銀次郞
副組合長	福原芳次
同	石田貞二
會計監理者	上西龜之助
評議員	畑茂
	二宮純一
	西川莊三
	川瀨俊繼
	田中卯三郞

竹本喜三
中井昌雄
佐藤國一
佐藤勇太郎
三原美男
三上清一郎
仲裁委員長　佐藤勇太郎
仲裁委員　石田貞二
畑茂
西川莊三
勝田銀次郎
上西龜之助
高野進
三上清一郎

十二年四月六日運送契約書を議決制定す。

神港海運組合

神港海運組合は大正十一年八月の創設にして、兵庫縣下に營業所を有する海運業者を以て組織し、其目的は神戸海運業組合と大同小異なれども其基礎未だ鞏固ならず。

神戸海運俱樂部

神戸海運俱樂部は明治四十二年神戸海運業有志の社交機關として會員組織を以て北長狹通五丁目に創立せられ、日船俱樂部と稱し、後神戸海運俱樂部と改む。大正五年に入り會員を株主として株式會社を創立するの議成り、大正五年四月二十六日創立總會を開き役員を選擧す。最初資本金七萬圓の豫定なりしが、一萬五千圓宛二回增資し、資本金總額を十萬圓とし、大正六年九月一日下山手通五丁目十七番地に於ける新築竣工と共に同所に移れり。會社は建物を利用せしめ、神戸海運俱樂部の經營は幹事に一任す。創立當時會社の役員は取締役勝田銀次郎・上西龜之助・山下龜三郎・井田亦吉・三上豐夷・岡崎忠雄・岩城卯吉、監査役谷道淸之助・佐藤勇太郎・福原芳次にして、現今役員取締役勝屋利秋・早川茂三・大石七郎・畑茂・岡崎忠雄・河内研太郎・勝田銀次郎・上西龜之助・菊地吉藏、監査役西川莊三・佐藤勇太郎・三上淸一郎なり、神戸海運俱樂部現今の役員は常務幹事竹本喜三・野田啓太郎・幹事畑茂・二宮純一・近森晴海・岡田信吉・勝田銀次郎・松本博邑・高野進・佐藤

國一なり。

帝國海事協會

海軍省・遞信省・日本郵船株式會社及大阪商船株式會社等の首唱に依り、明治三十二年十一月十五日創立發起人總會を華族會館に開き會則を議定し、有栖川宮威仁親王殿下を總裁に推戴し、同時に評議員を選定し、明治三十三年一月十二日事務所を東京市麴町區内幸町一丁目五番地に設置し、三十四年二月二十一日之を社團法人と爲す。同會は明治三十七年二月日露戰役に際し定式總會に於て假裝巡洋艦建造の計畫に努めんことを決議し、同年九月帝國義勇艦隊建設要綱を發表し、全國に涉り委員を設け、義金募集に著手し、官憲の力を藉り寒村僻邑に至る迄極力義金の勸誘に盡し、多額の資金を得、三十九年第一艦として「さくら丸」を、翌四十年梅香丸を、大正二年二月榊丸を建造し、梅香丸・さくら丸共に快速船なるも、石炭消費量莫大なるより殆んど平時の運用に窮す。大正元年九月二十三日梅香丸は門司に於て沈沒し、乘組海員の失態なりとして世論囂々たりしが、審判の結果造船の不備と決定し、引揚の後長く繫船し後遂に解撤す。さくら丸は日下部久太郎と賣買商談ありたるに拘らず協會側にては他に賣却したりとて日下部より理事有地品之丞・舟木錬太郎を相手取り訴訟沙汰となりしも日下部

の敗訴に歸し、株式會社太洋商會に賣却され、五洋丸と改名し、後靭商船株式會社に轉賣せらる。榊丸は今尙ほ南滿洲鐵道株式會社に傭船中にして、大連・靑島・上海の三角航路に從事す。義勇艦隊は大正十一年一月艦隊部を廢止し、專ら船級事業に盡力することゝなれり。大正八年七月英・米・伊三國の船級協會と聯盟規約を締結し、四國船級協會聯盟成立するに及び、邦人の手に經營せらるゝ、全く世界的船級協會を實現するに至る。是より先、大正三年七月遞信省造船材料の試驗證明に關する事業經營を認可せられたるが、九年六月遞信大臣より船級協會として船舶檢査法規に依る貨物船の檢査竝に旅客船一部分の檢査に從事することを許され、更に十一年二月船舶滿船吃水線指定に從事することを許可せられたり。同年三月同じく關東長官より關東州在籍船檢査に關し遞信大臣の許可あると同樣檢査に從事することを許され、橫濱・大阪・神戶・長崎の各樞要地に出張所を置き、廣島縣因島に駐在員を派遣し、北海道にも技師を置き、業務に從事しつゝあり。現今役員は理事長工學博士男爵斯波忠三郎・理事伊東米治郎・工學博士今岡純一郎・加藤正義・各務謙吉・依田光二・梅村貞明・工學博士男爵古市公威・工學博士藤島範平・湯河元臣・監事緒明圭造・茂木綱之、神戶出張所長は宮廻惣太郎なり。

日本海員掖濟會

日本海員掖濟會は明治十二年十二月の創立に係り、其目的とする所は下級海員の養成保護にあり。由來海員の風紀往々不良に流る傾向あるを以て之が矯正に任じ、一定の寄宿所を設け、低廉の料金を以て海員を宿泊せしめ、貯金を奬勵し、良風を鼓吹せんとす。十八年三月神戸市東川崎町に同會横濱海員寄宿所神戸支所を設け、二十年七月神戸海員寄宿所と改稱す、二十九年十二月高等海員養成所を設置し、一般海員中思想堅實にして海上實地の經歷を有し將來高等海員に適する者を選擇し高等の學術を授く、三十一年四月海員寄宿所を事務所と改稱す、同三十三年仁全病院と特約し、同所に其附屬病院を置く、三十八年六月神戸事務所を神戸出張所と改稱し、三十九年十二月出張所を榮町六丁目に移轉し高等海員養成所をも之に移し、大正三年十一月東川崎町一丁目に新築移轉し附屬病院を設置す。同會は總裁に伏見宮博恭王殿下を仰ぎ、役員は理事長塚原周造・理事石橋甫・加藤正義・內田嘉吉・梅村貞明・近藤常松・伊東米次郎・堀啓次郎・茂木綱之・山根武亮・淺野總一郎・監事須田利信・藤田經孝、神戸出張所長小西信道なり。

帝國水難救濟會

帝國水難救濟會は明治二十二年十一月三日創立せられ、三十一年之を社團法人となせるが、海上に於ける生命財產の遭難を救助するを以て目的とし、其實行

のため帝國沿岸の難所に救難所又は其支所を設立し、之が救助員救難器具を設備す。二十二年多度津及興居島に救難所を設けたるを始とし、全國に亙り救難所及支所合せて七十餘箇所、救難組合三十餘箇所に達せり。

神戸海運集會所

株式會社神戸海運集會所は歐洲戰亂中本邦海運業が異常の發展を爲し、神戸市は恰も其中心となり、ロンドン海運市場と相俟ちて世界の大勢力を形成するに至り、從來の如き取引方法と習慣にては到底進歩せる斯界に順應する事能はざるを以て、倫敦ボルチック・エキスチエンジの組織に倣ひ、東洋に於ける海運取引方法を刷新し、以て國際的競爭に備へん爲め、三井船舶部長川村貞次郎其他熱心に調査研究を重ね、遂に大正十年十月六日同所の創立を見るに至り、同年十一月十一日を以て開場す。

同所は各船主・荷主・保險業者及神戸海運業組合員を以て會員とし、世界各地の海運情況を迅速に報道し、會員日々の商取引に便する爲め宏大なる取引場を設け、諸般の設備を施す。是れ實に世界有數の海運取引場たると共に、我神戸が世界海運界に於ける重要なる地歩と使命とを有する事を裏書せるものなり。

當時の役員左の如し。

取締役會長	三井物産株式會社船舶部	川村貞次郎
取締役	日本郵船株式會社	黑川新次郎
	辰馬汽船株式會社	四井喜一郎
	大阪商船株式會社	島村幡彦
	帝國汽船株式會社	勝屋利秋
	南洋郵船株式會社	佐伯俊太郎
	山下汽船株式會社	鑄谷正輔
	勝田汽船株式會社	勝田銀次郎
	上西汽船株式會社	上西龜之助
監査役	岡崎汽船株式會社	岡崎忠雄
	株式會社日神海運商會	福原芳次
	古河商事株式會社船舶部	茂野吉之助
相談役	三菱商事株式會社船舶部	早川茂三
	東京海上火災保險株式會社	平生釟三郎
	大阪海上火災保險株式會社	淺井義暘

東洋汽船株式會社　島田義治
內田汽船株式會社　內田信也

一般勞働運動の進展と共に海運社會問題は漸く擡頭せるが、大正十年九月末に於ける我國海員現在數は船員手帳受有者內外人を通じ三十五萬八千八百八十三人に達し、海技免狀受有者內外人の合計四萬五千三百六十八人に及ぶ、勞働問題の發生亦止むを得ざるべし。今後果して如何に推移するやは未だ容易に逆睹するを許さずと雖も、歐洲戰亂を一區劃とし海運界の消長は遂に從來我國の卓越せる溫情主義若しくは主從關係のみを以て到底率ゆること能はず、加之海員協會・海員組合・統一協會、其他の團體が船舶職員竝に普通海員の利益を擁護するため活動を始め、海員掖濟會が國際勞働會議の結果海員の媒介事業を擴張したる等、團體行動として當然の使命と見るべし。勞働時間・從業者年齡の制限・給食料・保險・恩給等、恰も陸上勞働者の生活と等しく船主對海員間幾多解決すべき事件前途に橫はりつゝあり、更に進んで此等海員が衆議院議員選擧に對し國民として參與する權利を欲求せる等、紆餘曲折を經べき事件簇出せんとす。船主側も結局今日迄の如く海員に對し個々の協定を遂ぐべきにあらず、資本家側

の意見は其團體—船主協會—を通じ實際に於ける海運社會問題の解決に努力することゝなるべし。

日本海員組合

日本海員組合は大正十年五月七日神戸に於て設立せらる、普通海員二十三團體の合同にして、其目的とする所は海員の節制的訓練を經、團體精神を涵養し、海員共同の利益を擁護増進し、以て地位の向上及生活の安定を期せんとするにあり。主たる事業は最近遞信省の許可を得て船員職業の無料紹介を開始し、目下神戸本部・横濱支部及門司事務取扱所に於て從事しつゝあり。老船長組合長檜崎猪太郎は曾て在船當時に於ける海員の勤勞を深く德とし、謝恩の意味に於て本事業に關係するに至れり。副組合長は龜井司、横濱支部長は濱田國太郎なり。

海友婦人會

海友婦人會は大正十一年十一月十一日神戸に設立せられたる海員主婦の團體にして、其目的とする所は平素主人不在勝の家庭に於ける主婦の責任を自覺せしめ、會員の修養、家庭經濟の安定竝に相互救濟にあり、會長檜崎タケ子・副會長野口イワ子・幹事長木村フジ子なり。

海洋統一協會

海洋統一協會は松尾小三郎等の主唱により船員使命の貫徹、資本家對船員の協調、品性の向上竝に技術練磨、船員の生活安定、勞働率增進、國際共通法規の制定

を期するを綱領とし、之に關する業務を經營するの目的を以て大正九年十一月神戸市神港倶樂部に於て創立總會を開き、海洋勞資協調會と稱し、本部を神戸市に、支部を横濱・大阪・門司・若松其他全國樞要の港灣十八箇所に置く。　十年四月神戸市に於て發會式を擧げ、海洋統一協會と改稱す。　現時役員は會長松尾小三郎・總務高橋熊吉・顧問草鹿甲子太郎にして理事三十五名を置けり。

ボーレン

海員の紹介周旋は海員協會主として高等海員を、日本海員掖濟會主として下級海員を寄宿せしめ兼ねて其紹介を業とす。　此種の業務を營むもの簇出し之を「ボーレン」と稱す、恐らく「ボーディングハウス」の轉訛せしものなるべし。　神戸の外、横濱・大阪・門司等の各港に於て相當勢力を占むるに至り、弊害亦之に伴ひ、取締上閑却するを許さゞることゝなり、兵庫縣にありては大正十一年四月以降此等を職業紹介業者取締規則に準據し取締るに至れり。　國際勞働會議の結果遞信省竝に船主事業として無料紹介を爲すべき規約に基き、目下日本海員掖濟會之れが衝に當り、日本海員組合、海洋統一協會等も此事業に著手し、隨て「ボーレン」の勢力漸く衰微しつゝあり。

神戸海員ホーム

神戸海員ホームは覺前政藏の唱道により、基督敎主義に基き海員の感化、慰勞

及救濟を目的とし寄宿舍を設け、海員及海員志望者を宿泊せしめ、就職の紹介、共濟資金の積立、海員慰問、海員相互の親睦を圖るため大正五年九月創立せられ、更に海運業者の援助を得て事業を擴張し、七年五月救濟所の認可を得、九年九月新築の落成と共に神戶市平野湊山町に移れり。現今役員は會頭監督ヒユ・ゼー・フオス、專務理事覺前政藏・理事岡崎忠雄・エッ・ケウテルウエル、主事鈴木謙三なり。

日本海事組合

由來神戶に於て船舶又は貨物に對し第三者の技術的檢査鑑定等を要する場合正當の機關なく、僅かに外國保險者の選定せる外人檢査員あるのみ。此缺陷を補はん爲め、松尾小三郎等主唱の下に相當の經歷を有する船長、機關長及海事に關する相當の學識を有する技術者を一團として、大正二年二月十一日を以て神戶に日本海事組合創立せられ、三年三月社團法人の認可を得、左記項目の業務に從事す。

船舶入港時の艙口、貨物の積付及現狀檢査、
危險物・重量品其他貨物の積付檢査及監督、
船體・汽機・汽罐の現狀損傷檢査、
海難・救助・共同海損に關する調査、

艀船の現狀、遭難檢査鑑定、
船舶受渡の際に於ける殘炭殘水檢査、
貨物損傷の現狀竝原因程度鑑定、
貨物の荷造、荷姿檢査、
貨物の見本採取、其他一般海事に關する檢査、
鑑定・監督・仲裁・調査・設計・精算・助言・貨物の檢才・檢量、

五年一月貨物檢才即ち「スウォーン・メージュアー」の業務を開始し、七年十二月共同貨物檢量所の業務を繼承し、神戸・大阪・名古屋・横濱・東京・下關に出張所を、門司・勝浦・四日市に派出所を置き、貨物檢才に從事し、七年十二月より横濱に、十一年九月より下關に於て檢査の外鑑定業務を開始す。 創立以來松本安藏組合長として就任せしが、七年十月定款を變更し組合長を廢し田上郷吉專務理事に任ず。

大連海務協會

大連海務協會は明治四十二年四月十日時の關東都督府海務局長松尾小三郎主唱の下に大連港に來往する船舶の船員竝に在住船員を慰藉救濟するの目的を以て組織せられたる大連海友會に始り、同年十月一日關東都督府海務局長、滿鐵埠頭事務所長檜崎猪太郎松尾の後を承け會長となり、大連港の進運に隨ひ鋭

意業務の刷新改善を圖り、大正二年二月其組織を革め公益社團法人となし大連海務協會と改稱し、大連港に於ける海事補助機關として活動し、檢査部は船舶檢査及貨物檢査を行ひ、又海損精算事務部、海事仲裁鑑定部、海員慰藉部、海員救濟部、海員講習部、雜誌部等を置く。　神戸に假事務所を設け、大連籍船舶の檢査を行ふ。會長村井啓次郎副會長來村琢磨、神戸假事務所主任、檢査員富山久米吉なり。

スオーンメジユアラー

神戸に於ける「スオーンメジユアラー」の事業開始は明治三十九年十月にして、主として歐洲行貨物に對し檢才を爲す、船長エー・シー・スマート(Capt. A. C. Smart)其衝に當る。　近頃米國其他諸外國行貨物に對し外國人の檢才人以外日本海事組合に於ても此事業に著手し、特に船主、荷主間内外貨物の才量に關し紛議を生じたる場合、檢才人の檢査報告は次第に重要視せらるゝに至れり

海事委員會

海事委員會は大正九年五月勅令第百三十號を以て官制を定められ、遞信大臣の監督に屬し、海事に關する事項に付其諮問に應じ意見を開申するにあり。　會長遞信大臣前田利定・副會長遞信次官若宮貞夫・委員埴原正直・田中都吉・兒島惣次郎・井出謙治・石橋甫・坂本一・内田嘉吉・寺野精一・斯波忠三郎・武田秀雄・吉井幸藏・湯河元臣・松方幸次郎・今岡純一郎・山下龜三郎・内田信也・塚原周造・堀啓次郎・楢崎猪太郎・

淺野總一郎・山脇武夫・渡邊嘉一・川村貞次郎・金子直吉・岸本兼太郎・原田金之祐・末永一三・勝田銀次郎・四井喜一郎・山岡順太郎・原田六郎・伊東米治郎等なり。

港灣協會は內地・朝鮮・臺灣・樺太・青島・關東州各地多數官民有志の發起により大正十二年一月二十九日の創立にして、港灣政策を攻究し、港灣の修築及海陸連絡設備の完成を促進し、港灣利用の方法を改善すると共に港灣關係者間の聯絡懇親を圖るを以て目的とす、港灣に關する事項の調査研究、資料蒐集、講演會、講習會、展覽會開催、圖書及會報の刊行、關係當局の諮問に應じ當局に建議を爲すべし。

役員は會長水野錬太郎、副會長古市公威・堀田貢、理事松本重威・宮崎清則・中川正左・和田豊治・犬塚助次郎・鶴見左吉雄・永井松三・長谷川久一・永井金次郎・原靜雄・池田宏・關一・渡邊勝三郎・石橋爲之助・藤山雷太・稻畑勝太郎・井阪孝・瀧川儀作・上谷續・藤村重道・山下市助・勝田銀次郎・中野金次郎・島安次郎・石井徹・深尾隆太郎・松方幸次郎・淺野良三・川村貞次郎・鑄谷正輔・四井喜一郎・岸本兼太郎・石田貞二・末永一三・菊地吉藏・內田信也・松本良太郎・岡崎忠雄・橋本喜造・水梨岩太郎・田中卯三郎・谷本伊太郎・山本五郎・奥村久郎・內海靜太郎・岡田脩・左右田信二郎・川西龍三・澁澤篤二・松下奈良三郎・安川雄之助・三宅川百太郎・芳川筍之助・濱田彪・磯村豐太郎・麻生太吉・原田貞介・中山秀

三郎・松波仁一郎・河津暹・廣井勇・堤正義・梅野實・楢崎猪太郎・太田丙子郎・武田良太郎・比田孝一・犬上慶五郎・丹羽鋤彦・直木倫太郎・大和田莊七・北山一郎・坂口平兵衞なり。

海事工業會社

船舶の増加に伴ひ海難も亦其率を増加せるより、海事工業會社の新設を見るに至れり。今其主なるものは、

東京サルヴェージ株式會社

本　　店　東京市丸ノ内東京海上ビルディング内

創　　立　大正六年三月

資　本　金　六十萬圓、大正七年五月九十萬圓に増資、九年四月百八十萬圓に増資

創立當時の役員　取締役會長茂木鋼之・取締役各務謙吉・平生釟三郎

現時の役員　取締役會長茂木鋼之・專務取締役森貞範・取締役各務謙吉・平生釟三郎

所有救助船　吾妻丸(總噸四二〇)一隻

日本海事工業株式會社

本　　店　大阪市西區江戸堀上通一丁目十九番地

創　　立　大正六年三月三日
資本金　五百萬圓、大正十一年二月百萬圓に減資
創立當時の役員　取締役社長千浦友七郎・取締役竹內直哉・永井好信・山科禮藏・松田助八・田中省三・愛甲兼達
現時の役員　取締役社長井上虎治・專務取締役德重三郎・田中省吾
沿　　革　山科海事工業・松田海事工業・三菱造船所海難救助部を合一して組織し、東京・門司・函館・小樽に出張所を有す、
所有救助船　魁丸(總噸一八七)第二魁丸(總噸二三一)大浦丸(總噸六七二)比叡丸(總噸一二六)四隻

帝國海事株式會社

本　　店　神戸市北長狹通五丁目七十七番屋敷
創　　立　大正八年四月
資本金　五十萬圓
現時の役員　取締役長谷川源太郎・長谷川爲藏・淺堀安太郎・平出定吉・松下幾太郎・岡田音吉・上領純一

所　有　船　救助船來島丸(總噸六六八)諏訪丸(總噸二九二)の二隻及汽船津輕丸(總噸一、二八〇)

東洋海事工業株式會社

本　店　大阪市西區江戸堀北通四丁目六番

創　立　大正八年八月一日

資　本　金　五十萬圓

現時の役員　取締役社長奧田穰・常務取締役廬澤德榮・取締役阪井諭吉

所有救助船　大島丸(總噸一九八)一隻

等にして此外三井造船部にありても救助船海元丸(總噸三二一)を所有し遭難船救助工事に從事す。

傭船者同盟會

歐洲大戰は我國海運業を刺戟し未曾有の隆盛を招來せり。當時船腹の需要は傭船界の習慣を惡化し、契約當事者にして悖德背信の行爲を敢てし恬として恥ぢざるものあるに至り、主要の傭船者中川村貞次郎等主唱者となり「傭船に關する正當なる權利を擁護し海運業の發達に資する」の目的を以て大正六年二月七日發起人相會し傭船者同盟會を設立す、會員左の如し。

三井物産株式會社船舶部　　三菱合資會社營業部
日本郵船株式會社　　北海道炭礦汽船株式會社
東洋汽船株式會社　　大阪商船株式會社
鈴木商店船舶部　　增田貿易株式會社
古河商事株式會社神戸船舶部　　南滿洲鐵道株式會社

本會創立後二三の悖德者に對し警告、取引拒絶等の制裁を加へ、爲めに傭船界は從來の惡習慣を一掃し互に緊張し、眞摯なる取引を見るに至れり。

天華洋行の活動

天華洋行は本店を東京市京橋區南鍋町に、支店を上海・漢口・宜昌・重慶・奉天・大連・京都・大阪・神戸等に置き、大正十年五月頃より海運業に手を染めたるが、初め對支貿易と製造工業を目的とし姫路市外竹森工場に於て盛に靴を製造す、所謂天華靴なり。而して雜貨を支那四川方面に販賣する便宜上上海江南船渠に聽天・行地・護法・宣慈等四隻の淺吃水汽船を注文し、竣工後重慶に航行せしめ、猶多數の傭船をなし、阪・神・上海航路及楊子江遡江を始む、一時航路の關係より日本郵船株式會社及日清汽船株式會社を脅威するに至れり。同洋行の幹部は渡邊薰美・岡田文次・眞柄金次・川島精三・松田義樹・松尾忠次郎・松田万太郎・橋口半次郎・江口莊次郎

等なり。

北米大陸鐵道連絡

米國大陸鐵道諸會社と本邦船舶の貨客連絡の輸送契約は明治二十九年三月東洋汽船株式會社が南太平洋鐵道株式會社と契約締結を爲したるを始めとし同年七月日本郵船株式會社は大北鐵道會社と契約す。其後四十一年四月大阪商船株式會社はシカゴミルウォキー・アンド・セントポール鐵道會社と契約す。日本郵船は四十一年北太平洋鐵道會社と、四十三年シカゴ・ミルウォキー・アンド・セントポール鐵道會社と契約す。東洋汽船會社は其後南太平洋鐵道の契約を廢し、西太平洋鐵道會社と契約し、大正三年西太平洋鐵道の契約一部を解除し、更に南太平洋鐵道及アチソン・トポカ・サンタフヱー鐵道と契約す。日本郵船は大正十年加奈陀太平洋鐵道及加奈陀ナショナル鐵道と貨物連絡輸送契約を締結す。

太平洋上の優秀船

太平洋航路は歐洲戰亂前より日本海運の獨占場と見るべきものなりしが、戰亂に入りて一層船腹缺乏の機に乘じ、其地歩を固うし、根柢漸く成り優越の地位を獲得せしと雖も、戰亂收りて後米國船舶院の配船區域を太平洋上に選定するに及び、一面英國系のＣＰＲ、亦船腹餘裕を得、「ヴァンクーバー」東洋航路を回復する

に當り、我日本郵船株式會社・東洋汽船株式會社・大阪商船株式會社の同航路各定期船は船型、速力に於て殆んど劣敗者の破目に陷り收拾すべからざるに至れり。今米國船舶院の航運に當れる「アドミラル・ライン」「パシフヰックメール」と「カナデアン・パシフヰッククレールウエー」の配船明細を示せば左の如し。

船名	總噸數	建造年	速力
アドミラル・ライン(シアトル・馬尼剌線)			
プレシデント・マヂソン號	一四、一八七	一九二一	一八
プレシデント・ジヤクソン號	一四、一二三	一九二一	一六
プレシデント・グラント號	一四、一一九	一九二一	一六
プレシデント・マツキンレー號	一四、一二七	一九二一	一六半
プレシデント・ゼフワーソン號	一四、一七四	一九二一	一八
パシフヰック・メール・スチームシップ・コンパニー(桑港、馬尼剌線)			
プレシデント・クリーブランド號	一四、一二三	一九二一	一七半
プレシデント・ウヰルソン號	一四、一二七	一九二一	一七半
プレシデント・ピアース號	一四、一二三	一九二一	一七半

プレシデント リンカーン號	一四、一二七	一九二一	一七半
プレシデント タフト號	一四、一二三	一九二一	一七半
カナデアン・パシフヰック・レールウエー・コンパニー（シアトル・香港線）			
エンプレス・オブ・エーシア號	一六、九〇九	一九一三	一八
エンプレス・オブ・カナダ號	一五、八五七	一九〇六	一八
エンプレス・オブ・ルシア號	一六、八一〇	一九一三	二一
エンプレス・オブ・オーストラリア號	二一、四九八	一九一四	二一

獨り客船に於て我邦は優秀船を有せざるのみならず貨客船・貨物船に於ても米國側「ストラザース・アンド・バリー」「コロンビア・パシフヰック・シッピング・コンパニー」「ダラー・ライン」「アメリカン・アンド・マンチュリアン・ライン」「バーバー・スチームシップ・ライン」「タンパ・インターオーシアン・スチームシップ・コンパニー」「イスミアン・ライン」其他英國系の「ブリユーフワンネル・ライン」等何れも快速にして比較的經濟船を廻船し我邦貨客船竝に貨物船亦自然此等に壓倒せられんとしつゝあり。

汽船動力の据替

航運の發達に伴ひ汽罐の改良盛に行はるゝに至り、東洋汽船株式會社は其所

屬船大部を重油內燃裝置とし、國際汽船株式會社・川崎汽船株式會社・川崎造船所等のKらいんは已に那威丸・豐橋丸・べるぎー丸・おれごん丸・ぱしふいく丸・たいん丸・びくとりあ丸・あとらんちつく丸・富士丸・べにす丸・のーふおーく丸・ばるちもあ丸・うえーるす丸・べるふあすと丸・もんとりーる丸・さんふらんしすこ丸・ねーぷる丸の十七隻は重油裝置に改善し、けーぷたうん丸・ふらんす丸・あでん丸・興福丸の四隻は改良中に屬し、三井船舶部所有船にありては伊吹山丸、辰馬汽船會社にありては織殿丸已に重油裝置に改めらる。 這は社外船發展の一新傾向なりとす。今後神戶港附近に重油タンクの設備成り自由に原料を供給し得るに至らば、汽罐裝置の改善は益〻行はるゝに至るべし。

客船・貨客船・貨物船の外特種船の建造も亦近年に至り漸く盛となり、冷藏庫船には日本冷藏株式會社所有大白山丸(總噸四六六)・日本冷藏海運株式會社所有第二海王丸(總噸四四八)・葛原猪平所有海幸丸(總噸一、五一五)・幸光丸(總噸一、五一〇)・江浦丸(總噸六五五)・帝國汽船株式會社所有大東丸(總噸二、〇〇〇)、此外波蘭土人チンメルマン(Zimmermann)名義となれるものにして其實大倉組の配船に依る「ハナメット號」(總噸三、三六七)あり、本船は我邦冷藏庫船の最大型なるべし。

タンク船には旭石油株式會社所有橋丸(總噸八、八〇〇)・滿珠丸(總噸八、一〇〇)・干珠丸(總噸八八〇〇)・寶鈴丸(總噸八、〇〇〇)、此外海軍所屬に劍埼(排水噸一九七〇〇)・野間(排水噸一一、四〇〇)・知床(排水噸一五、四〇〇)・襟裳(排水噸一五、四〇〇)・佐多(排水噸一五、四〇〇)・尻矢(排水噸一五、四〇〇)・石廊(排水噸一五、四〇〇)・鶴見(排水噸一五、四〇〇)・神威(排水噸一九、五〇〇)・能登呂(排水噸一五、四〇〇)・洲埼(排水噸九、八〇〇)・隱戸(排水噸一五、四〇〇)等あり。「ゲーブル」船には遞信省所有小笠原丸(總噸一、三九二)・沖繩丸(總噸二、一七八)・大阪鐵工所建造に係る南洋丸(噸數未詳)あり、燈臺巡邏船には羅州丸(總噸二、三四二)あり。

神戸高等商船學校

神戸高等商船學校は男爵川崎芳太郎が先代川崎正藏の遺志に依り高等海員養成の目的を以て金百二十萬圓を投じ、大正五年評議員數名を擧げ其創立經營を委囑し、後之を財團法人と爲す。大正六年九月甲種商船學校設立の認可を得、私立川崎商船學校と稱す。大正七年二月校舍建築一部竣工を告ぐるや、伊東治三郎に校長を囑託し、三月生徒募集、四月授業を開始す。大正八年六月伊藤校長を辭し、藤井治三郎就任す。資本金百二十萬圓は最初金九十萬圓を維持費とし、三十萬圓を創立費としたるも、校舍の建築附屬建物、教具其他設備を整ふるに當

りて資本不足を生じ、更に六十萬圓を創立費に追加す。川崎は之を專門學校令に依る高等商船學校と爲し、其目的達成を企圖し、同年十一月政府に禀請せしが、當時政府に於ても高等商船學校設立の議ありたるを以て、維持費九十萬圓の外更に百五十萬圓を基本金として之れに加へ、設備一切を擧げ、政府に寄附せんことを出願したり。川崎は不幸病に罹り、志半にして逝去し、嗣子武之助に及び九年八月十二日文部省直轄神戶高等商船學校と改稱し、海軍豫備中將永田泰次郎校長に任ず。

大阪府立高等海員養成所

大阪府立高等海員養成所は大正六年一月頃大阪原田汽船株式會社々長原田六郞の立案に係り亡父原田十次郞の遺志を繼承し、資金を寄附し、大阪府の手に於て經營せられん事を懇請したるに依り、大阪府は大正六年六月臨時府會に於て大正六年度事業として建設する事に議決し、大阪市所有土地を無償借入る、事となり、地を大阪市西區築港四條通一丁目に相し、直に工事に著手し、大正八年四月竣成す。原田は建設費金五萬圓、基本金二十萬圓、都合二十五萬圓を寄附したるが、建設費追加竝に八・九・十・十一年度經常費不足額塡補として更に金四萬千四百二十九圓を寄附す。同校は大正八年四月より授業を開始し、主として地方

商船學校出身者にして上級の學術を修得せんとする者及特に一科又は數科目の專修を志す者を養成す。是全く近年の狀勢に鑑み斯界の要求に應ずる所以なり。

海洋氣象臺

海洋氣象臺は海運業者の寄附に依り歐洲戰亂中の海運旺盛を永久に記念する爲め神戸市宇治野山に建設せらる、寄附金額二十三萬三千五百圓にして建設費二十二萬五千八百八十圓十一錢なり。大正八年四月起工、九年四月竣工し、同年八月事業を開始せり。更に附屬として無線電信所も十四萬三千三百圓の寄附に依り建設せらる、建設費十三萬四千二百五十二圓一錢なり。大正十年十月起工し、十一年八月竣工を告げ十二月無線電信開通す。海洋氣象臺の事業として氣象部は氣象の通報・調査・觀測を行ひ、天文部は檢定及太陽觀測を行ひ、海洋部は潮汐・潮流・海水の調査及海中物理的研究をなし、地球磁力部は觀測及偏角圖を每年刊行しつゝあり。臺長は理學博士岡田武松なり。

英國ロイド

英國ロイドは明治十二年神戸に始めて開業し英人ゼームス・エラートン(James Ellerton)檢査員に囑託せられ、四十年春迄引續き船級檢査に從事す。囑託檢査員は本社より給料を受けず、規定檢査料の幾割を自己に收得し、餘は英國本社に

納入す。エラートンの後を襲ひしは本社より派遣されたるエー・エル・ジョーンス(A. L. Jones)なり。ジョーンスの如き本社所屬の檢査員は本社より給料を受け、檢査料は全部本社に收得す。現今神戸に於ける檢査員はジョーンスの外、Dr. George, Webster, S. I. Preston. Alex., Watt. H. D. Buchanan. Y. Jo. 都合六名なり。

佛國ヴェリタス

佛國ヴェリタスは明治十四年神戸に始めて開業し、獨商エー・マャー商會を代理者に任ず。代理者は隨意に檢査員を囑託する權能を附與せられ、規定檢査料の二割五分は代理者、五割は檢査員、二割五分は巴里に於ける本社の所得とす。檢査員としてキャプテン・バーデス(Capt. Burdis)及エー・カービー(A. Kirby)常に從事せり。歐洲戰亂に至る迄マャー商會引續き代理者たりしが、戰亂に際し轉じてエー・カービー代理者となり檢査員を兼ぬ。

ブリチツシユ・コーポレーシヨン

「ブリチッシユ・コーポレーション」は英國「グラスゴー」に於て設立せられたるものにして、商船法に基き Board of Trade より乾舷標記を附し、且證明する權能を附與せらる。神戸に於ては兩三年前帝國海事協會神戸出張所其業務に當る。

汽船關係の外國人並に代理業者

開港以來神戸に於ける在留外國人中最も早く船舶輸入を爲したるはイー・エーチ・ハンター(E. H. Hunter)及エーチ・リーネル(H. Reynell)等にして其後日清戰役頃

に至り船舶賣買を爲せるは彼阿會社・ドッドウェル商會(當時支配人 G. J. Melhuish)コーンス商會(當時支配人 F. S. Goodison)なり。其他日露戰役頃より傭船界に活動せるはサンマース商會のイー・エー・チ・サンマース(E. H. Summers)竝にセール・フレザー商會のイー・ゼー・リボー(E. J. Libeaud)にして、海上保險業者として活動せるはコーンス商會支配人ピー・エル・スペンス(P. L. Spence)なり。

大正十一年九月彼阿汽船會社及B.I.代理店「ブラオン」商會閉鎖の報傳はるや、海運、貿易業方面に一種寂寞の感を與へたり。彼阿及B.I.はロード・インチケープ(Lord, Inchcape) 主宰の下に兩三年前既に合併せられたりしが、日本に於ては今回始めて實行せられ、マッキンノン・マッケンチー商會(Mackinnon, Mackenzie Co.)の手に移る。ロード・インチケープは元來マッキンノン・マッケンチー商會の老社員にして、同商會は多年英領印度汽船會社の代理店を營み來れり。是迄神戸に於ける彼阿會社支店支配人たりしアール・イー・コッヘバー(R. E. Kozhevar)は今回マッキンノン・マッケンチー商會神戸支店支配人となる。而して會社は彼阿B.I.の外アプカー・ライン及東濠汽船をも代理す。

彼阿汽船會社は最も早く本邦に手を染め明治元年外輪車汽船ガンヂス(Gan-

ges 總噸一、一九〇、其他總噸七〇〇乃至一、六八二噸九隻を配船して一時相當の活動を爲したり。明治元年一月神戸開港せられ、同年十二月同社汽船アゾフ號(Azof 總噸七〇〇)始めて神戸に入港す。當時神戸の代理店はアスピナル・コーンス商會なりしが、後モリヤン・ハイマンとなる。明治九年三月香港横濱線は神戸に寄港する事となり、明治二十一年支店を神戸に設立し、三十六年神戸支店は日本に於ける本店となり、横濱支店長たりしアルフレッド・ウーレー(Alf. Woolley)神戸に轉任す。ウーレーは英人間公私共重要なる位置を占め、英國人協會・外國商業會議所並に神戸倶樂部の各會頭に歷任し、大に盡す所ありしが、大正九年末神戸に於て遂に死歿す。

ブラォン(H. St. Jhon. Browne.)は愛蘭土の產、明治元年神戸開港當年神戸に來る外商先驅者の一人なり。神戸にブラォン商會を設立し、墺太利ロイド汽船及アプカー・ラインの代理店を兼ね、輸出入を業とす。ブラォンは資性溫順、雄略あり、商人として常に範を垂る、店員其配下に在るを德とす。舊居留地の爲め盡す所尠少ならず、明治五年治外法權時代資本金三十萬弗を以て小野濱に兵庫瓦斯會社を創立し、居留民の便利を計り、之を神戸市街に延長し市民の便に供せんとし、

幾年に亙り官憲と折衝し効を奏せずと雖も勇往屈せず、遂に成功するに至る。神戸倶樂部の如きも其經營に關し大に努力し、存立の基礎を築き上げたり。　舊居留地サイドウォク改築など其他公共の爲め盡す所頗る多し、在留外人皆之を德とす。　明治三十年病に罹り、遂に同年九月五日神戸に於て死歿す。　彼の三十年間名譽ある歴史は實に特筆するに餘りあり。　其後同商會は組織を變更し、ギル(E. H. Gill.)主宰の下に依然業務を持續し、明治四十二年ギル歿後ブラォンの甥バーニー(C. M. Birnie)其後を襲ふ。　其頃英領印度汽船會社の代理店を引受け、爾來大に力を海運に注ぎ、兼ねて石炭、保險業に從事せしが、大正十一年彼阿B.I.兩社合併に際しブラォン商會遂に解散せり。

歐洲戰亂後外國船の航路回復及新規經營

歐洲戰亂平定後外國汽船會社の我邦に對し航路回復若くは新規經營に著手するもの少からず。　其内著名なるものを擧ぐれば左の如し。

Canadian Pacific Steamship Company. Ltd.

Branch office.

Peninsular Oriental Steam Navigation Company. Ltd.

British India Steam Navigation Company. Ltd.

Apcar Line.

Eastern and Australian Steamship Company. Ltd.

Mackinnon. Mackenzie & Co. Agents.

The Blue Funnel Line. Ltd.

China Mutual Steam Navigation Company. Ltd.

Butterfield and Swire. Agents.

Dodwell-Castle Line.

Lancashire Shipping Company.

East Asiatic Company of Copenhagen

Norwegian Africa & Australia Line.

Bank Line, Ltd,

American & Oriental Line.

Dodwell & Co. Agents.

Indo China Steam Navigation Company. Ltd.

Glen and Shire Lines, Joint Servise of Steamers.

Jardine Matheson & Co. Agents.

Ellerman and Bucknall Steamship Company. Ltd.

Isthmian Steamship Lines.

Sale and Frazar Ltd., Agents.

The Swedish East Asiatic Co., Ltd., of Gothenburg.

Loyd Triestino. S. N. Co., of Trieste.
The Navigazione Generale Italiana, of Genoa.
Compania Transatlantic de Barcelona,

Samuel Samuel & Co. Ltd., Agents.

Ben Line.

Cornes & Co., Agents.

Prince Line, Far East Service

Shewan Tomes & Co., Agents.

Messageries Maritimes de France.

Branch office.

Pacific Mail Steamship Company.
Struthers and Barry.
Admiral Oriental Line.
Columbia Pacific Shipping Company.
Pacific Steamship Company.
(All operating U. S. Government Ships)

Branch offices.

Barber Steamship Lines.

Admiral Oriental Line. Agents.

Dollar Line.

Java, China, Japan Line. Branch office.

United Netherlands Navigation Co. Branch office.

(Holland East Asia Line) *J. C. J. Line, Agents.*

Hamburg Amerika Line. *C. Illes & Co., Agents.*

Norddeutscher Lloyd, Bremen. *H. Ahrens & Co., Agents.*

Hugo Stinnes Linien. *F. Hoffmann & Co., Agents.*

海運界倍々沈衰に陥りたるより斯業者は其不況に處する對策を考究せざるを得ざるに至り、日本船主協會の如き大正十一年七月二十日より委員を設け各種案に就き研究を始む。(一)强制的共同繫船案にして、其要旨は繫船期間を先づ六箇月と定め、狀況に應じ更に之を繼續することゝし、繫船委員を設け貨物船の三割旅客船の七分五厘を繫船せしめ、船舶の大小より生ずる割當噸數以上若く

は以下の繫船噸數に對し交附金又は賦課金を定め、收支決算は日本船主協會の負擔とし、其期間內に於ける船舶の輸入を防止せんとするにあり。(二)近海第一區內に第二區航行資格船を運航せしめざる主旨にして、總噸數三千五百噸以上の船舶の外國より輸入せらるゝもの、本邦に於て新造せらるゝもの及遠洋航路若くは近海第二區航路の資格を有するものをして近海第一區內の營業に從事せしめざることゝし、現在近海第一區就航中の上記船舶を繫船したる時は之に補償金を交附することゝし、資金は三千五百噸未滿の船舶に對し賦課するものなり。(三)世界的共同繫船にして、現に航運に從事せる世界の船舶中總噸數一千噸以上のもの、中其四分の一以上を現今(大正十一年八月)運賃の倍額に達する迄各國に於て船齡の古きものより順次繫船せしめんとするもの、此繫船に對し總噸數一噸に付一個月二志の交附金を與へ、現に繫船中の船舶は其儘之を續行せしめ、一噸に付一個月一志を交附することゝし、交附金負擔は總噸數一千噸以上の運航船舶より醵出せしめんとす、以上の交附金は十個年賦にて所屬政府より借入れ漸次船主より徵收返還するものなり。(四)第一案の修正案とも云ふべきものにして、其要旨は適用の範圍を總噸三千五百噸の船舶所有者に限定する

こと、除外船中に總噸數一千噸未滿の船舶を加ふること、繫船率を所有船舶合計噸數の大小に應じ大なるものに重く、小なるものに輕く、最高五割最低一割とすること、繫船すべき船舶は近海第二區以上の航路に限ること、其他船齡による區別を撤廢し賦課金の算定法を修正せざるにあり。然れども此等諸案は船主協會未加盟船及外國船に對する制裁の困難、實行に伴うて生ずる障碍、交附金及賦課金に對する責任等種々支障頻發し、人爲的調節は面白からずとし遂に實現せず、更に可能性あるものとして船員定員の制限、給食料の整理、焚料石炭共同買入、消耗品節約、保險額幷にプレミアム引下げ、船舶修繕の簡易、押石押噸の矯正、中古邦船の海外賣却幷に解撤、船舶大合同等諸案を研究し、此消極的方針の內消耗品節約調査、保險プレミアム引下交渉、修繕檢査の簡易措置等實行を可決し、乘組定員の減少、給食料の低下等は決定せるが如く亦決定せざるが如く、曖昧模糊の內に船主各箇人の問題に殘し、兎に角此航運經費の經濟を實行する事となれり。

世界海運界に於ける神戸の地步

神戸を中心とせる國內海運は依然として其勢力を失墜せずと雖も、外國航路は歐洲戰亂平定後外國定期船、貨客船、貨物船等續々航路の囘復に努め、殆んど寧日なく、從つて我神戸海運界は應接に遑なし。歐洲戰亂中神戸が折角海運市場と

して贏ち得し世界的勢力は若し今日の儘推移せば遠からず其面目を失ふに至らんも計り知るべからず。特に太平洋上の客船に至つては外國優秀船の往復益〻頻繁となり、日本郵船・東洋汽船・大阪商船は競爭場裡より將に驅逐せられんとす。刻下の情勢は世界的波動に因るものにして、元より國内的畫策の能く支持する所にあらず　今や斯界は大々的海運國策を要望すと雖も、政府民間共に拱手傍觀何等爲す所を知らざるが如く、海運業者は遙に歐米の天地を望み前途の成行を模索し空しく暗雲裡に彷徨するのみ。

我神戸港は東洋海運界に於ける中心地にして今や世界斯業の連鎖を形造れるものと云ふ事を得べし。既に然らば神戸が日本諸港の海運業に對し主要の地歩を占むるは更めて論ずる迄もなし　神戸海運史を述ぶるに當り自然我國海運史を說く事となるべきは其處なり更に進んで東洋海運史を語るも亦何の不可あらん哉　嚢に我組合に於て神戸市役所の囑託に依り神戸海運五十年史編纂事業を引受く　神戸海運史は日本海運史の全部にあらずとするも其大部分なり　是實際上の推移にして必ずしも壯語にあらず

本文は三上淸一郎・川瀨俊繼・田中卯三郎諸氏と予と特別委員となり直接編纂の任に當る此外組合より依賴したる委員四十五名、鐮谷正輔・石田貞二・井上國三郎・畑茂・日本郵船株式會社神戸支店・西川莊三・二宮純一・岡崎藤吉・勝田銀次郎・川村貞次郎・川野宗太郎・河内研太郎・賀屋祐幸・

甲斐緣・吉田與之助・吉田幸次郎・谷道清之助・太刀川又八郎・武本平三郎・竹本喜三・津田靖平・都竹要次郎・檜崎猪太郎・中井昌雄・内田信也・大原幾造・小栗松三郎・大阪商船株式會社神戸支店・山地土佐太郎・松井久男・松尾小三郎・松本博邑・福原芳次・福井捨一・高野進・佐藤勇太郎・佐藤國一・佐伯俊太郎・木下勢三・菊地吉藏・三上豐夷・三谷雄次郎・三菱商事株式會社船舶部・三原美男・四井喜一郎の諸氏ありて直接間接に援助を與へられたるは深く感謝する所なり　就中前記予等四名の委員は何れも我組合の評議員にして且所屬會社に於ける事業經營者なり　日々の業務多忙名狀すべからざる間に或は記述に沒頭し或は材料蒐集に奔走し、若くは訂正に努力す。予自ら其任にあらずと雖も猥りに委員長の名を汚して大綱を記憶に辿る。期日切迫、今一段の精練を要する箇所なきにあらずと雖も之を全うする事能はず。編輯の體裁年代に依るを原則とせし爲め一の事項は成るべく一箇所に整頓せん事を欲したるも止むを得ず數箇所に分割せられたるものあるは深く遺憾とせざる事を得ず。幾多先輩諸氏の著書等、其々許諾を得て參考資料に供したる點亦其好意を謝せざるべからず　今上梓に際し茲に一言を述ぶ。

神戸海運業組合事務所樓上に於て

神戸海運五十年史編纂委員長　上西龜之助

神戸港外國貿易の變遷

第一章　外國貿易額の消長

(一)　貿易價額

明治元年より大正七年に至る外國貿易價額

神戸の開港は慶應三年十二月七日(西暦一八六八年一月一日)なるも、當時維新騒亂の際なれば、實際神戸に於て貿易の開始されしは、翌慶應四年(明治元年)二月(西暦一八六八年三月)頃よりなりしなり。是より大正七年に至る五十一年間、神戸港の外國貿易價額は左表の如し。

神戸港外國貿易額累年表

年次	輸出	輸入	輸出入計
明治元年	四四九、三八八円	六八七、七五二円	一、一三七、一四〇円

明治二年	六七四、二五九	一、九七八、六六六	二、六五二、九二五
同三年	二、一四〇、五二七	五、三一四、〇八二	七、四五四、六〇九
同四年	二、二〇八、六四四	三、五七一、五六九	五、七八〇、二一三
同五年	一、九一一、四五五	五、一五三、九四五	七、〇六五、四〇〇
同六年	二、五一六、八九六	五、九二四、九七四	八、四四一、八七〇
同七年	三、四〇五、五三四	四、七六九、一九五	八、一七四、七二九
同八年	二、八五二、三八〇	五、三五四、九一九	八、二〇七、二九九
同九年	三、四五〇、二九八	三、七八九、六六八	七、二三九、九六六
同十年	四、六五七、一八〇	四、二五七、六八九	八、九一四、八六九
同十一年	六、五〇五、三七六	六、〇二六、一六〇	一二、五三一、五三六
同十二年	五、七五〇、二〇四	七、〇六七、一五五	一二、八一七、三五九
同十三年	五、六五三、八五三	七、八四八、五三八	一三、五〇二、三九一

同　十四年	五、五八八、八〇四	七、三八〇、五二九	一二、九六九、三三三
同　十五年	六、五一四、九七二	六、三七八、八二〇	一二、八九三、七九二
同　十六年	五、九七二、六五三	六、九八九、一八九	一二、九六一、八四二
同　十七年	六、六一〇、七三三	七、七九〇、五三一	一四、四〇一、二六四
同　十八年	七、二五五、八四四	七、五八四、一四八	一四、八三九、九九二
同　十九年	九、九三三、六六一	九、四九九、一七二	一九、四三二、八三三
同　二十年	一二、七七〇、六〇六	一三、八五四、一六一	二六、六二四、七六七
同　二十一年	一八、三〇四、〇七〇	二四、六六七、九〇六	四二、九七一、九七六
同　二十二年	二〇、三三一、五五三	二六、〇三五、三三一	四六、三六六、八八四
同　二十三年	一六、九五五、四一三	三二、〇四一、〇〇四	四八、九九六、四一七
同　二十四年	二一、七三三、七一八	二五、七〇〇、五〇一	四七、四三四、二一九
同　二十五年	二一、二九五、七四〇	三〇、六九八、一七一	五一、九九三、九一一

明治二十六年	二四、九六八、九七四	四一、二九四、二七六	六六、二六三、二五〇
同　二十七年	二九、四三八、一一三	五六、九一〇、五〇三	八六、三四八、六一六
同　二十八年	三八、三〇七、九五四	六三、〇九八、四二七	一〇一、四〇六、三八一
同　二十九年	四〇、三一七、八一七	八二、五四六、五九三	一二二、八六四、四一〇
同　三十年	五一、四〇八、〇八〇	一一〇、七四一、八三一	一六二、一四九、九一一
同　三十一年	六〇、一一九、六四五	一三八、一三三、七九八	一九八、二五三、四四三
同　三十二年	七五、三二〇、八八四	一二〇、二八九、五二五	一九五、六一〇、四〇九
同　三十三年	六九、七〇六、五四九	一三七、四八四、二八一	二〇七、一九〇、八三〇
同　三十四年	七七、二〇六、二二六	一二五、九七九、〇二二	二〇三、一八五、二四八
同　三十五年	七四、七四八、一四三	一四四、五一六、一一一	二一九、二六四、二五四
同　三十六年	九〇、五一八、二一六	一五四、五三四、〇一三	二四五、〇五二、二二九
同　三十七年	八七、九七六、一七八	一七四、八五五、二〇一	二六二、八三一、三七九

同三十八年	八四、四五八、六七九	二二八、六一四、〇〇五	三〇三、〇七二、六八四
同三十九年	一一〇、六〇五、二九三	一九二、一九〇、一六六	三〇二、七九五、四五九
同四十年	一〇六、六六八、二六五	二二三、四三七、五六六	三三〇、一〇五、八三一
同四十一年	八四、一一四、七七三	一九一、〇八〇、八六六	二七五、一九五、六三九
同四十二年	一〇〇、六一六、五五五	一八四、二二四、七七九	二八四、八四一、三三四
同四十三年	一二二、一一四、七六九	二三〇、五六七、五七八	三五二、六八二、三四七
同四十四年	一二〇、五八一、八七二	二五六、七一六、六六五	三七七、二九八、五三七
大正元年	一五〇、四七五、八七一	三〇二、一九九、八〇三	四五二、六七五、六七四
同二年	一七〇、四七〇、〇三九	三四六、六〇八、九七七	五一七、〇七九、〇一六
同三年	一六七、五二二、六三六	二八一、九五九、九一一	四四九、四八二、五四七
同四年	一九七、五九七、八三〇	二六九、二一六、三九八	四六六、八一四、二二八
同五年	三三一、一〇四、六四〇	三七四、〇九九、〇七〇	七〇五、二〇三、七一〇

大正六年	四七九、七七〇、八八九	五三〇、九二九、〇四一	一、〇一〇、六九九、九三〇
同七年	五三九、三五〇、三九二	七八四、三一〇、三二四	一、三二三、六六〇、六一六

備考　明治六年以後大正二年迄の計數は大藏省編纂「大日本外國貿易四十六年對照表(自明治元年至大正二年)」に據り、大正三年以後同七年迄は各年の「大日本外國貿易年表」に據る　明治元年乃至同五年の計數は前記四十六年對照表に無く、「神戸稅關沿革史」には明治五年の統計を揭ぐるも四年以前を缺き、「神戸開港三十年史」には五年以前の貿易額不明なりとして載せざりしが、偶〻神戸稅關記錄中に「自明治元年至同五年神戸港稅關統計表」と題せる古寫本を發見し、專ら之れを基礎として、外に版本關稅彙纂・第十一」及び各開港場輸出入物品表(明治四辛未及び明治五壬申年)」を參按して上記の表を作成せり。　但し明治六年以後の計數に於ては上記四十六年對照表」の外、明治六年以後十四年迄は「大日本各港輸出入物品表」若くは「大日本各港輸出入半年表」等あり、此等各年表の計數と「四十六年對照表」とは夫々小異あり、又明治十五年以後は各年の「大日本外國貿易年表」あるも同十八年迄の輸出計數は「四十六年對照表」と亦必らずしも同じからず。　然れども「四十六年對照表」の計數は大藏省に於て後年相當の理由によりて更正せられしものと考ふるを以て、暫らく之に從ふこととせり

累年表に基く考察

以上の統計表を基礎として考ふれば、神戸港の外國貿易は明治十年頃迄は輸出入共五百萬圓に上らず、總額九百萬圓以下なりしに、明治十一年以後同十九年

迄は輸出入共五百萬圓以上壹千萬圓に近く總額貳千萬圓に垂んとし、二十年よりは輸出入額共に壹千萬圓を超え、總額貳千萬圓以上となり、累進して二十八年には總額壹億圓を超過したるも、此期間より輸出入額の差額顯著となり、輸出は約壹千貳百萬圓乃至參千八百萬圓なりしに、輸入は貳千萬圓より六千萬圓以上に及びたり。此輸入超過の趨勢は神戸港外國貿易の特色となり、最近迄殆んど全く例外を見ず。而して三十三年には總額貳億圓以上となり、三十八年には參億圓を拔き、大正元年以後同七年の間に於て四億圓乃至十三億圓となるの大增進を來したり。

外國貿易價額增加率

今過去五十一年間に於ける貿易增進の跡を、明治元年を基準として每五年間を比較するに其增加率左表の如し。

神戸港外國貿易價額增加率表

年次	輸出	輸入	輸出入計
明治元年	一・〇	一・〇	一・〇
同六年	五・六	八・六	七・四

明治十年	一〇・四	六・二	七・八
同十五年	一四・五	九・三	一一・三
同二十年	二八・四	二〇・一	二三・四
同二十五年	四七・四	四四・六	四五・七
同三十年	一一四・四	一六一・〇	一四二・六
同三十五年	一六六・三	二一〇・一	一九二・八
同四十年	二三七・四	三二四・九	二九〇・三
大正元年	三三四・八	四三九・四	三九八・一
同五年	七三六・八	五四三・九	六二〇・一
同七年	一、二〇〇・二	一、一四〇・四	一、一六四・〇

官府統計の不正確

以上は上記の累年表を基礎として、神戸貿易價額の計數上の變動を示すものなれども、仔細に之を考ふるに、上記の累年表なるものは、必らずしも正確に神戸

貿易增進の跡を示すものに非ざるを感せざるを得ず。蓋し上記の累年表なるものは、勿論累年貿易額の變遷を徵するに足る官府の統計なれども、之が統計作成の跡を討ぬるに、或は時期により統計編製の不備なりし時あり、或は統計表の基礎に變化を來せしことあり、或は貨幣制度・銀價の變動及び之等に伴ふ一般物價の騰落等により、決して貿易額變遷の實相を正確に比較し得るものに非ず。今試みに明治初年以來神戶外國貿易表作成上の變遷に關する重なる事項を列擧すれば次の如し。

(一)明治元年より同五年迄神戶の外國貿易は專ら兵庫縣の所管にして、從て統計事務は兵庫縣運上所によりて作成せられしも、當時稅關創設の際にして吏員統計事務に慣れず、內外商の申告亦信じ難かりしかば、其計數は甚だ不正確なりしなり。從て當時兵庫駐在の英國領事の如きは各年本國への商業報告には運上所の統計よりは、寧ろ當時兵庫及大阪在住の外人商業會議所作成の統計か、或は當時の外字新聞たる Hiogo News. 及び Hiogo and Osaka Herald. 所載の推定額を實數に近きものとして報告したり。今試みに之等の報告を揭ぐれば左の如し。

年次	輸出	輸入
明治元年	三八八、〇九六弗	八二二、四〇四弗
同二年	五三六、一七四	一、四〇一、四四〇
同三年	二、〇四六、〇三三	四、八七五、〇二〇
同四年	一、七五四、七二三	一、七一八、五七二

備考　Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan, 1868. 同報告・1869—70. 同報告・1870—71. The Japan Chronicle, Jubilee Number 1868—1918. に據る。明治初年に於ける弗價は洋銀價なれども當時の圓價と大差なし。此他明治二年度英國領事の報告には、同年條約國以外たる支那人との取引(沿岸貿易も含みたるもの)が約三百萬圓を擧ぐ。

而して此貿易統計の不確實なることは、明治五年統計事務が兵庫縣廳より大藏省の神戸税關に移りし後と雖も尚ほ存績せしが如く、明治十年(西暦一八七八年)の英國領事報告に於ては、税關の統計を信ずべからずと記載したり。ラートゲンは其著「日本の經濟及財政」(K. Rathgen, Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt,1891.)に於て、日本の外國貿易統計は「概言せば一八八八年明治二十年)以

前に於て輸出額は稍〻信賴すべきも輸入額は信ずべからず」と云へることは、亦神戶の貿易額にも當つることを得べし。

要するに諸種の硏究によりて判ずれば、明治元年以後同二十年頃に至る官府の統計表の計數は、其作成の根據より見て、必らずしも正確なりと云ひ難し。唯其差誤の幾何なるやを推想するに、上記の支那人の取引を除けば、條約國に對する外國貿易の實數は官府の統計表と敢て大なる差なかりしが如し。

(二)輸出入貨物の價額を計上するに當り、明治初年に於ては輸出品の申告は輸出港に於ける實際の市價により、輸入品は仕出港に於ける原價による定めなりしに、明治三十二年以後輸入價額は商品原價に運賃保險料荷造費其他輸入港に至るまでの諸雜費を含む所謂c・i・f・の價額を以てするに至りしかば、若し輸入價額を累年同一の標準により比較せんとせば、明治三十一年以前の輸入額には此等の諸雜費(一割二分乃至一割八分)を加ふるか、或は三十二年以後の輸入價額より之を減じたるものを以てせざるべからず。

(三)明治初年以來の我外國貿易の諸表を見るに、明治元年より同十一年迄價額は凡て金圓にて示され、同十二年以後同二十年迄は金・銀圓混計にして、同二十一

年より同三十年迄は銀圓、同三十一年以後は再び金圓にて計算せられたり。然るに此間に於て明治初年の金圓の法價は明治三十年以後金圓の法價の倍額に當り、又銀價は明治十年以前より既に著しき高低あり、同十八・九年の頃より下落甚しく明治三十年頃は明治初年の約二分の一となれり。かく時期により標準を異にせる金・銀貨に基き計上せられし諸統計表なるものは、眞に正確なることを得ず、從て貿易額の眞正なる累年表を作らんとせば、亦金・銀貨の何れか同一標準に更正して比較せざるべからず。

（四）上記の貿易價額累年表は勿論、假令之を金・銀貨の一の價額に更正したるものと雖も、共に貿易價額の呼價上の變遷を示すものなり。此間に於ける商品の物價は著しく騰貴したるを以て、若し商品の實數を示す貿易の變遷を知らんとせば、各年に於ける物價指數により、其呼價を還元して初めて得らるべし。

外國貿易更正額

以上の事由により神戸港外國貿易の眞の變遷を知らんとせば、前に掲げたる貿易額累年表を上記の諸項に照らして更正し、之を以て比較するの至當なるを覺ゆるなり。よりて左に試みに、毎五年に更正したる結果を掲げて、累年表とは如何に異なるやを見んと欲す。尤も前諸項の第一は今に及んで其正確なる計

數を知る事は殆んど不可能なるを以て、之が更正をなさず、暫らく大藏省の調査に從ふこと〻せり。

神戸港外國貿易更正額比較表

輸出

年次	大藏省統計	上記價額ヲ現今ノ金圓ニ更正セル額	現今金貨一圓ニ對スル換算率	上記大藏省統計ヲ物價指數ニヨリ再更正セル額	全國物價指數
明治元年	四四九、三八八円	八九八、七七六円	二・〇〇〇〇	四六〇、五三三円	九七・五八
同六年	二、五一六、八九六	五、〇三三、七九二	二・〇〇〇〇	二、五一六、八九六	一〇〇・〇〇
同十年	四、六五七、一八〇	九、三一四、三六〇	二・〇〇〇〇	四、四四九、三八六	一〇一・〇〇
同十五年	六、五一四、九七二	一二、一〇四、九六七	一・八五八七	六、四五〇、四六七	一〇一・〇〇
同二十年	一二、七七〇、六〇六	一九、七〇七、七二五	一・五四三二	一一、七一六、一五二	一〇九・〇〇
同二十五年	二一、二九五、七四〇	三〇、二二八、一六二	一・四一九四	一七、一七三、九八四	一二四・〇〇
同三十年	五一、四〇八、〇八〇	五一、六九〇、八二八	一・〇〇五五	三一、四〇三、八三六	一六三・七〇
同三十五年	七四、七四八、一四三	七四、七四八、一四三	一・〇〇〇〇	四〇、六一九、五九七	一八四・〇二

明治四十年	一〇六、六六八、二六五	一〇六、六六八、二六五	一・〇〇〇〇	四三、〇二五、二七六	二四七・九二
大正元年	一五〇、四七五、八七一	一五〇、四七五、八七一	一・〇〇〇〇	五八、〇二九、三三六	二五九・三一
同五年	三三一、一〇四、六四〇	三三一、一〇四、六四〇	一・〇〇〇〇	一一六、八四五、三四〇	二八三・三七
同七年	五三九、三五〇、三九二	五三九、三五〇、三九二	一・〇〇〇〇	一〇五、五三一、五〇〇	五一一・〇八

輸入

年次	大藏省統計	cifニ更正セル額	上記更正セル額ヲ現今ノ金圓ニ更正セル額	現今金貨一円ニ對スル換算率	cif更正額ヲ物價指數ニヨリ再更正セル額	全國物價指數
明治元年	六八七、七五二円	七九〇、九一五円	一、五八一、八三〇円	二・〇〇〇〇	八一〇、五三〇円	九七・五八
同六年	五、九二四、九七四	六、八一三、七二〇	一三、六二七、四四〇	二・〇〇〇〇	六、八一三、七二〇	一〇〇・〇〇
同十年	四、二五七、六八九	四、八九六、三四二	九、七九二、六八四	二・〇〇〇〇	四、八四七、八六三	一〇一・〇〇
同十五年	六、三七八、八二〇	七、三三五、六四三	一四、四二三、二七八	一・八五八七	七、二六三、〇一三	一〇一・〇〇
同二十年	一三、八五四、一六一	一五、九八二、二八五	二八、八六四、五四三	一・五四三三	四、六六二、六四六	一〇九・〇〇
同二十五年	三〇、六九八、一七一	三五、三〇二、八九七	五〇、一一〇、五七一	一・四一九四	二八、四七〇、〇七八	一二四・〇〇

同三十年	一二〇、七四一、八三一	一三七、三五三、一〇六	一三八、〇五三、五五九	一・〇〇五五	七七、七九六、六四四	一六三・七〇
同三十五年	一四四、五一六、二一一	一四四、五一六、二一一	一四四、五一六、二一一	一・〇〇〇〇	七八、五三二、八二九	一八四・〇二
同四十年	二三三、四三七、五六六	二三三、四三七、五六六	二三三、四三七、五六六	一・〇〇〇〇	九〇、一二四、八六五	二四七・九二
大正元年	三〇二、一九九、八〇三	三〇二、一九九、八〇三	三〇二、一九九、八〇三	一・〇〇〇〇	一二六、五三九、九七一	二五九・三二
同五年	三七四、〇九九、〇七〇	三七四、〇九九、〇七〇	三七四、〇九九、〇七〇	一・〇〇〇〇	一三二、〇一七、八八一	二八三・三七
同七年	七八四、三一〇、三三四	七八四、三一〇、三三四	七八四、三一〇、三三四	一・〇〇〇〇	一五三、四六一、三六一	五一一・〇八

輸出入計

年次	大藏省統計	cifニ更正セル額	上記更正額ヲ現今ノ金圓ニ更正セル額	現今金貨一円ニ對スル換算率	cif更正額ヲ物價指數ニヨリ再更正セル額	全國物價指數
明治元年	一、一三七、一四〇円	一、一四〇、三〇三円	二、四八〇、六〇六円	二・〇〇〇〇	一、一七一、〇六三円	九七・五八
同六年	八、四四一、八七〇	九、三三〇、六一六	一八、六六一、二三二	二・〇〇〇〇	九、三三〇、六一六	一〇〇・〇〇
同十年	八、九一四、八六九	九、五五三、五二二	一九、一〇七、〇四四	二・〇〇〇〇	九、二九七、二四九	一〇一・〇〇
同十五年	一三、八九三、七九二	一三、八五〇、六一五	二六、五二八、二四五	一・八五八七	一三、七一三、四八〇	一〇一・〇〇

明治二十年	二六、六二四、七六七	二八、七五二、八九一	四八、五七二、二六七	一・五四三三	二六、三七八、七九八	一〇九・〇〇
同二十五年	五一、九九三、九二一	五六、五九八、六三七	八〇、三三八、七三三	一・四一九四	四五、六四四、〇六二	一三四・〇〇
同三十年	一六二、一四八、九二一	一七八、七六一、一八六	一七九、七四四、三八七	一・〇〇五五	一〇九、二〇〇、四八〇	一六三・七〇
同三十五年	二一九、二六四、二五四	二一九、二六四、二五四	二一九、二六四、二五四	一・〇〇〇〇	二一九、一五二、四二六	一八四・〇二
同四十年	三三〇、一〇五、八三一	三三〇、一〇五、八三一	三三〇、一〇五、八三一	一・〇〇〇〇	一三三、一五〇、一四一	二四七 九二
大正元年	四五二、六七五、六七四	四五二、六七五、六七四	四五二、六七五、六七四	一・〇〇〇〇	一七四、五六九、三〇七	二五九・三二
同五年	七〇五、二〇三、七一〇	七〇五、二〇三、七一〇	七〇五、二〇三、七一〇	一・〇〇〇〇	二四八、八六三、二三一	二八三・三七
同七年	一、三三三、六六〇、六一六	一、三三三、六六〇、六一六	一、三三三、六六〇、六一六	一・〇〇〇〇	二五八、九九三、八六一	五一一・〇八

備考

一、上記輸入表中第三欄明治三十年以前の計數をc.i.f.に更正するに當り、運賃・保險料諸掛を輸入品價額の約一割五分として計算したり　第四欄金圓に更正せる額は、明治十五年と二十年は金銀混計なるを以て、銀貨國よりの輸入額を金貨に更正し、二十五年・三十年は輸出入額共金貨に更正したり。　此際金貨價値は明治三十一年以後の金貨壹圓を標準とし、之に對する各年の銀圓價格を換算率となせり、輸出表更正も亦之に據る。

二、各表共物價指數による更正額は第二欄の計數を取り之に貨幣制度調査會物價指數(貨幣制度調査會報告)日本銀行物價指數(金融事項參考書)による全國の合成指數を以て更正したり。但し本指數は明治六年を一〇〇とせるが故に明治元年の更正に當りては其指數を缺くを以て、明治六年の重要輸出入品三十一種の平均相場を一〇〇とし元年の同種の平均相場との比によりて其率を算出したり。

尙ほ物價指數は輸出品・輸入品を區別して表示すべき筈なれども、其數を得難きを以て、姑く全國物價指數に據ることゝせり。

三、輸出品價額更正に就きては輸入品價額のc.i.f更正に對する如きものなきにしも非ず。即ち明治三十三年迄は輸出品中に船用品を加へ、同三十四年以後は之を省き、又三十七年以後は輸出品價額は輸出港に於ける包裝費を含むことゝなれるが故に、正確なる更正は此等を加減せざるべからざれども此兩者は彼此略ぼ相殺するものゝ如くなるが故に、玆には更正せず。其他の更正に就きては明治十五年・同二十年は凡て銀貨なるを以て、全額を金貨に更正したる外、概ね輸入品の更正法に準じたり。

輸出入合計表中第三欄は輸出額を大藏省統計により輸入額をc.i.f.に更正せるものとして其合計を揭げたり。第六欄物價指數による更正額は此合計數を元とせるなり。

更正の結果に據る增加率

以上更正の結果を以て、毎五ヶ年に於ける增加率を見るに大略左の如し。

輸出

年次	累年表増加率	金圓更正表増加率	物價指數更正表増加率
明治元年	一・〇	一・〇	一・〇
同　六年	五・六	五・六	五・五
同　十年	一〇・四	一〇・四	九・七
同十五年	一四・四	一三・五	一四・〇
同二十年	二八・四	二一・九	二五・四
同二十五年	四七・四	三三・六	三七・五
同三十年	一一四・四	五七・五	六八・二
同三十五年	一六六・三	八三・二	八八・二
同四十年	二三七・四	一一八・七	九三・四
大正元年	三三四・八	一六七・四	一二六・〇
同　五年	七三六・八	三六八・四	二五三・七

同七年	一、二〇〇・二	六〇〇・一	二二九・二

輸入

年次	累年表增加率	金圓更正表增加率	物價指數更正表增加率
明治元年	一・〇	一・〇	一・〇
同六年	八・六	八・六	八・四
同十年	六・二	六・二	六・〇
同十五年	九・三	九・三	九・〇
同二十年	二〇・一	一八・二	一八・一
同二十五年	四四・六	三一・七	三五・一
同三十年	一六一・〇	八〇・九	九六・〇
同三十五年	二一〇・〇	九一・三	九六・九
同四十年	三二四・九	一四一・三	一一一・二

大正元年	四三九・四	一九一・〇	一四三・八
同五年	五四三・九	二三六・五	一六二・九
同七年	一、一四〇・四	四九六・〇	一八九・四

輸出入計

年次	累年表増加率	金圓更正表増加率	物價指數更正表増加率
明治元年	一・〇	一・〇	一・〇
同六年	七・四	七・五	七・三
同十年	七・八	七・七	七・三
同十五年	一一・三	一〇・七	一〇・八
同二十年	二三・四	一九・六	二〇・八
同二十五年	四五・七	三二・四	三五・九
同三十年	一四二・六	七二・五	八五・九

同三十五年	一九二・八	八八・四	九三・七
同四十年	二九〇・三	一三三・一	一〇四・八
大正元年	三九八・一	一八二・五	一三七・四
同五年	六二〇・一	二八四・三	一九五・八
同七年	一、一二四・〇	五三三・六	二〇三・八

官府統計と更正額との著しき差異

由是觀之、大藏省作成の貿易價額累年表による貿易額增進の割合と、更正額表による增進の割合とは、著しく異なるを知る。其何れを是とすべきか。吾人は茲に試みたる更正が素より完全なる更正とは言ひ難きも、單に價格の呼價而かも計數の單位を異にする價格の呼價による統計よりは稍〻正しく貿易額推移の實數を示すものと信ずるなり。然れども以上の更正は要するに一の試なるを以て、以下神戶港貿易の變遷を敍述するに當りては便宜上一般に憑據する官府の統計に據らんとす。

(二) 輸出入貨物噸量

明治二十二年以後の輸出入貨物噸量

神戸港に於ける輸出入貨物の噸量に就きては、明治初年以來久しく調査を缺き、明治二十二年に至り初めて神戸税關に於て調査すること〻なりしを以て、同年以後大正七年に至る間の計數を擧ぐれば左の如し。

神戸港輸出入貨物噸量累年比較表

年次	輸出	輸入	輸出入
明治二十二年	五七七、三八六噸	三五〇、七六七噸	九二八、一五三噸
同　二十三年	三九八、〇三一	四八一、九四八	八七九、九七九
同　二十四年	四三四、五二〇	三七二、七二八	八〇七、二四八
同　二十五年	三九二、二三〇	三九三、一〇四	七八五、三三四
同　二十六年	四四〇、一九七	五三八、二一二	九七八、四〇九
同　二十七年	四九二、七三七	七五四、一六六	一、二四六、九〇三

同二十八年	五八二、七九九	六六七、八〇二	一、二五〇、六〇一
同二十九年	五八五、八一九	七七六、一九七	一、三六二、〇一六
同三十年	五三六、八五二	一、一〇二、七一六	一、六三九、五六八
同三十一年	五八一、五九一	一、四〇六、七二三	一、九八八、三一四
同三十二年	六〇四、九七六	一、〇〇二、七二九	一、六〇七、七〇五
同三十三年	五五七、二九六	一、一一八、四八一	一、六七五、七七七
同三十四年	五九七、二九二	一、〇一七、六三三	一、六一四、九二五
同三十五年	六二〇、二八四	一、〇七六、三七一	一、六九六、六五五
同三十六年	六八一、五〇七	一、二二二、八二九	一、九〇四、三三六
同三十七年	七九三、二〇五	一、四六五、八九五	二、二五九、一〇〇
同三十八年	七四六、四三二	一、六六五、四五四	二、四一一、八八六
同三十九年	八〇五、六五二	一、五三五、八四七	二、三四一、四九九

明治四十年	七三九、一九一	一、六七〇、三八四	二、四〇九、五七五
同　四十一年	六六一、〇五二	一、四五一、二二一	二、一一二、二七三
同　四十二年	七八二、〇五〇	一、四四七、五八一	二、二二九、六三一
同　四十三年	八九九、八二三	一、八〇七、八四〇	二、七〇七、六六三
同　四十四年	八九六、三九三	二、〇〇七、三三九	二、九〇三、七三二
大正元年	一、〇〇五、一七九	二、二八〇、八〇一	三、二八五、九八〇
同　二年	一、一一〇、二八六	二、二八二、八三〇	三、三九三、一一六
同　三年	一、〇九〇、九八八	一、七五九、四三八	二、八五〇、四二六
同　四年	一、三八〇、八六六	一、五六八、七二二	二、九四九、五八八
同　五年	一、七一〇、一三八	一、九四一、九九二	三、六五二、一三〇
同　六年	一、七七七、三六五	二、一八四、五〇五	三、九六一、八七〇
同　七年	一、五八七、四四二	二、七四一、一八四	四、三二八、六二六

右の外大阪稅關に於て輸出入手續を行ひし貨物にして、當港碇泊の船舶に積卸をなせしもの、噸量を示せば左の如し。

年次	輸出	輸入	輸出入
明治三十三年	一四、二六七噸	八五、四六九噸	九九、七三六噸
同三十四年	二四、六三一	七九、四二一	一〇四、〇五二
同三十五年	三四、一五五	八八、〇三三	一二二、一八八
同三十六年	四〇、六八二	一七〇、九三〇	二一一、六一二
同三十七年	一〇二、二四七	一四五、二一四	二四七、四六一
同三十八年	一一五、八〇九	一〇一、九〇六	二一七、七一五
同三十九年	一〇八、七四四	一四四、〇三四	二五二、七七八
同四十年	一四二、八二〇	一四二、八一六	二八五、六三六
同四十一年	一一六、五四二	一三九、四三四	二五五、九七六

明治四十二年	一三一、五九四	一二二、七八〇	二五四、三七四
同　四十三年	一七〇、一七八	九七、二五四	二六七、四三二
同　四十四年	一七七、五九四	一一六、四五〇	二九四、〇四四
大正元年	一八六、七三七	一五九、六四七	三四六、三八四
同　二年	二一二、五五八	二二五、〇四一	四三七、五九九
同　三年	一五七、二九三	一八五、四一二	三四二、七〇五
同　四年	二〇五、三四六	一六五、三五二	三七〇、六九八
同　五年	二八〇、七〇一	二八六、六五〇	五六七、三五一
同　六年	二三〇、二一六	一八九、〇七一	四一九、二八七
同　七年	二八九、六六四	二三一、五〇三	五二一、一六七

備考　明治二十二年乃至同三十四年は神戸税關調査控、明治二十二年一月以降輸出入品噸量内外船別表に據り、三十五年以降は各年の「神戸港外國貿易概況」に據る。而して明治四十三年以降は朝鮮移出入品の噸量をも含む。

明治二十一年以前の推定

明治二十一年以前に於て輸出入貨物の噸量が如何なる額なりしか、又其變遷は如何なりしか、官府の統計を缺くを以て、正確に知ること困難なりと雖も、輸出入品の噸量なるものは、或る程度まで其港に出入する貿易船舶の噸數、輸出入品の價額及び其性質によりて類推するを得べし。今試みに上記の貨物噸量累年表を取り、之を神戶港出入船舶の噸數と對比するに、明治二十二年には輸出入貨物の噸量九十二萬八千噸に對し、入港船舶の噸數約百十萬噸なり。即ち前者は後者の約八割四分に當る。而して以後數年間輸出入貨物噸量と船舶噸數との比は略ぼ類似の率なり。明治三十年に至り輸出入貨物百六十四萬噸に對し、船舶噸數二百四十萬噸にして、前者は後者の約六割に當る。降りて大正元年の頃は輸出入貨物は三百二十八萬噸(大阪にて手續せるものを加ふれば三百七十二萬噸)に對し貿易船舶六百二十一萬噸、即ち前者は後者の約五割三分乃至六割に當る。即ち輸出入貨物の船舶噸數に對する比率は、近時に至り漸次小となる傾あり。此現象は如何なる因由に基くものなるや、其一理由は近時定期客船の增加に伴ひしことに在りと雖も、恐らくは輸出入貨物相互間の比量的關係が其主たる原因たるべし。蓋し前述の期間に於ける輸出入貨物の比量を見るに、明治

二十二年頃に於ては、輸出入貨物相互間の噸量に甚しき懸隔なく、年を降るに從て輸入量は輸出量に比し著しく增大す。然るに神戸に於ける輸入貨物は一般に嵩高なる原料品にして、輸出品は容量小なる製造品多きを占むるを以て、貨物輸出額に比し輸入額が大なる程船舶は片荷となり、從て船舶噸數に比し貨物噸量の率小となる。近時兩者比率の減少は蓋し之に基くものなるべし。

今此事實を基とし、試みに明治二十一年以前の貨物噸量を考ふるに、明治初年以來神戸の貿易は常に輸入に偏重するとは云へ、二十年頃迄は其偏重の度合必らずしも大ならず、從て輸出入貨物と出入港船舶噸數との關係を推度するに略ぼ二十二年頃の比率を以てしても、敢て失當には非ざるべし。假に輸出入貨物の噸量が入港船舶噸數の約八割として計算するに、明治十年頃迄は入港船舶の噸數は約三十萬噸以下なれば、輸出入貨物噸量は約二十四萬噸以下なるべく、二十年頃迄は前者は約七十萬噸以下なれば、後者約五十六萬噸以下なるべし

以上の推定額を更に輸出入貨物價額上より判ずるに、後段記す如く輸出入貨物の噸量增加率は、略ぼ物價指數によりて更正したる貿易價額增加率に比例し、兩者の間には密接の關係あるを認むるを以て、試みに明治二十二年の更正貿易

價額と、同年に於ける貨物噸量との比例を基礎として、二十一年以前の更正價額によりて貨物噸量を推算せるに、略ぼ類似の結果を得たり。而して此期間に於ける神戸の輸出入貨物に於ては非常なる變化なきを見れば、上記の推定は略ぼ大誤なきを信ずるなり。

更に明治初年以來同二十年頃迄の輸出入貨物增進の狀勢を、神戸港に於ける貨物收容上の設備より檢するに、開港の當初幕府は東運上所に於て倉庫四棟を建築せるが、明治初年に至り此等の倉庫は漸次改築せられ、同五年頃に於ては此等四棟の總坪數(階上階下共)四百八十坪、外に上屋三棟二百五十二坪ありき。之より後倉庫は明治六年に二棟四十八坪、同十一年に一棟四十坪の增築あり、同十七年神戸棧橋會社に於て私設倉庫二棟上屋一棟の建築ありしのみにて著しき擴張なく、明治二十年に至り大に上屋の狹隘を來し外人商業會議所長の請求により新に上屋二百八十坪の增築をなせりと云へば、二十年頃迄輸出入貨物噸量は急激の增加を見ず、其噸量上の推移は略ぼ上記の推定と一致するものゝ如し。

噸量の增加率

飜て明治二十二年以後に於ける噸量の變遷を考ふるに、大勢は逐年增加の傾あれども、殊に明治末期及び大正年代に至り、其增加率の大なるを見る。今明治

二十二年の噸量を一として其增進の割合を示せば左表の如し。

輸出入貨物噸量增加率

年次	輸出	輸入	輸出入計
明治二十二年	一・〇	一・〇	一・〇
同　二十五年	〇・七	一・一	〇・八
同　三十年	〇・九	一・五	一・八
同　三十五年	一・一	三・一	一・八
同　四十年	一・三	四・八	二・六
大正元年	一・七	六・五	三・五
同　五年	三・〇	五・五	三・九
同　七年	二・七	七・八	四・七

即ち大正七年の輸出入總噸量を以て明治二十二年の夫れに比すれば、四倍七

分、二十五年の夫れに比すれば五倍八分なり。是れ此期間に於ける輸出入貨物數量上の實數なるが、之を貿易價額增加狀態と對比するに、普通の統計による貿易價額は上記の表により、大正七年の增額は明治二十五年の約二十四倍餘に當り、噸量增加率と著しき逕庭あるを認むるも、物價指數により更正したる價額によれば五倍六分にして宛も貨物噸量增加率と殆んど相等し。此結果より觀ても貿易變遷の實相を窺はんとせば、呼價による價額表に據るよりも、物價により更正せる表によるの優れるを思はずんばあらず。

輸入噸量の輸出噸量に比し增加率大なること

更に輸出入噸量間の關係を觀るに上述の如く明治二十二年以來輸出噸量の增加に比し、輸入噸量の增加率甚だ大なり。之れ素より神戶の貿易が輸入に偏重する爲めなりと雖も、貿易價額に於ける偏重の割合よりも噸量に於ける偏重の割合甚だ大なるは、神戶の輸入貨物が近時原料品に於て增加せし結果なること明らかなり。而して輸入噸量が明治末期より殊に增進せるは其頃より神戶港の背域(貨物集散區域)に於て、工業殊に纖維工業及び造船業の勃興に伴ひ、其原料たる棉花・羊毛及び鐵類の輸入增大せるに職由せずんばあらず。若し夫れ輸出貨物噸量の大正四・五年頃より急に增加せし原因に至りては一に歐洲戰爭に

基く輸出の旺盛に因るものなり。

(三)　全國貿易額と神戸貿易額

全國貿易額と神戸貿易額との比較

現今我國の通商港中、貿易額に於て横濱と其主位を爭ひつゝある神戸港は、過去五十一年間に如何なる地位を全國の貿易額に對し有せしか、又其變遷は如何なりしか、先づ左の比較表を一瞥せん。

全國貿易額と神戸貿易額との比較表

年次	輸出			輸入			輸出入計		
	全國	神戸港	全國總額ニ對スル神戸ノ割合	全國	神戸港	全國總額ニ對スル神戸ノ割合	全國	神戸港	全國總額ニ對スル神戸ノ割合
明治元年	千円 一五、五五三	千円 四四九	割 〇・三	千円 一〇、六九三	千円 六八七	割 〇・六	千円 二六、二四六	千円 一、一三七	割 〇・四
同　二年	一二、九〇八	六七四	〇・五	二〇、七八三	一、九七八	一・〇	三三、六九二	二、六五二	〇・八
同　三年	一四、五四三	二、一四〇	一・五	三三、七四一	五、三一四	一・六	四八、二八四	七、四五四	一・五
同　四年	一七、九六八	二、二〇八	一・二	二一、九一六	三、五七一	一・六	三九、八八五	五、七八〇	一・四
同　五年	一七、〇二六	一、九一二	一・一	二六、一七四	五、一五三	二・〇	四三、二〇一	七、〇六五	一・六

六年	二一、六三五	二、五一六	一・二	二八、一〇七	五、九二四	二・一	四九、七四二	八、四四一	一・七
同七年	一九、三一七	三、四〇五	一・八	二三、四六一	四、七六九	二・〇	四二、七七九	八、一七四	一・九
同八年	一八、六二一	二、八五二	一・五	二九、九七五	五、三五四	一・八	四八、五八六	八、二〇七	一・七
同九年	二七、七一二	三、四五〇	一・二	二三、九六四	三、七八九	一・六	五一、六七六	七、二三九	一・四
同十年	二三、三四八	四、六五七	二・〇	二七、四二〇	四、二五七	一・六	五〇、七六九	八、九一四	一・八
同十一年	二五、九八八	六、五〇五	二・五	三二、八七四	六、〇二六	一・八	五八、八六二	一二、五三一	二・一
同十二年	二八、一七五	五、七五〇	二・〇	三三、九五三	七、〇六七	二・一	六一、一二八	一二、八一七	二・一
同十三年	二八、三九五	五、六五三	二・〇	三六、六二六	七、八四八	二・一	六五、〇二一	一三、五〇二	二・一
同十四年	三一、〇五八	五、五八八	一・八	三一、一九一	七、三八〇	二・四	六二、二五〇	一二、九六九	二・一
同十五年	三七、七二二	六、五一四	一・七	二九、四四八	六、三七八	二・二	六七、一六八	一二、八九三	一・九
同十六年	三六、二六八	五、九七二	一・六	二八、四四四	六、九八九	二・五	六四、七一三	一二、九六一	二・〇
同十七年	三三、八七一	六、六一〇	二・〇	二九、六七二	七、七九〇	二・六	六三、五四四	一四、四〇一	二・三

明治十八年	三七、一四六	七、二五五	二・〇	二九、二五六	七、五八四	二・六	六六、五〇三	一四、八三九	二・二
同 十九年	四八、八七六	九、九三三	二・〇	三二、一六八	九、四九九	三・〇	八一、〇四四	一九、四三三	二・四
同 二十年	五二、四〇七	一二、七七〇	二・四	四四、三〇四	一三、八五四	三・一	九六、七一一	二六、六二四	二・八
同 二十一年	六五、七〇五	一八、三〇四	二・八	六五、四五五	二四、六六七	三・八	一三一、一六〇	四二、九七一	三・三
同 二十二年	七〇、〇六〇	二〇、三三二	二・九	六六、一〇三	二六、〇三五	三・九	一三六、一六四	四八、三六六	三・四
同 二十三年	五六、六〇三	一六、九五五	三・〇	八一、七二八	三三、〇四一	三・九	一三八、三三三	四八、九九六	三・四
同 二十四年	七九、五三七	二一、七三三	三・〇	六二、九二七	二五、七〇〇	三・九	一四二、四五四	四七、四三四	三・五
同 二十五年	九一、二〇[illegible]	二一、二九五	三・三	七一、三二六	三〇、六九八	四・一	一六二、四二八	五一、九九三	三・三
同 二十六年	八九、七一二	二四、九六八	三・八	八八、二五七	四一、二九四	四・七	一七七、九七〇	六六、二六二	二・七
同 二十七年	一二三、二四六	二九、四三八	二・六	一一七、四八一	五六、九一〇	四・八	二三〇、七二八	八六、三四八	三・七
同 二十八年	一三六、一一三	三八、三〇七	二・九	一三九、二六〇	六三、〇九八	四・八	二六五・三七二	一〇一、四〇六	三・八
同 二十九年	一二七、八四二	四〇、三一七	三・四	一七二、六七四	八二、五四六	四・八	二八九、五一七	一二三、八六四	四・二

同三十年	一六三、一三五	五一、四〇八	三・二	二一九、三〇〇	一一〇、七四一	五・五	三八二、四三五	一六二、一四九	四・四
同三十一年	一六五、七五三	六〇、一一九	三・六	二七七、五〇二	一三八、一三三	五・〇	四四三、二五五	一九八、二五三	四・五
同三十二年	二一四、九二九	七五、三三〇	三・五	二三〇、四〇一	一二〇、二八九	五・五	四三五、三三一	一九五、六一〇	四・五
同三十三年	二〇四、四二九	六九、七〇六	三・四	二八七、二六一	一三七、四八四	四・八	四九一、六九一	二〇七、一九〇	四・二
同三十四年	二五二、三四九	七七、二〇六	三・一	二五五、八一六	一二五、九七九	四・九	五〇八、一六六	二〇三、一八五	四・〇
同三十五年	二五八、三〇三	七四、七四八	二・九	二七一、七三一	一四四、五一六	五・三	五三〇、〇三四	二一九、二六四	四・一
同三十六年	二八九、五〇二	九〇、五一八	三・一	三一七、一三五	一五四、五三四	四・九	六〇六、六三七	二四五、〇五二	四・〇
同三十七年	三一九、二六〇	八七、九七六	二・七	三七一、三六〇	一七四、八五五	四・七	六九〇、六二〇	二六二、八三一	三・八
同三十八年	三二一、五三三	八四、四五八	二・六	四八八、五三八	二三八、六一四	四・七	八一〇、〇七一	三〇三、〇七二	三・七
同三十九年	四二三、七五四	一一〇、六〇五	二・六	四一八、七八四	一九二、一九〇	四・六	八四二、五三九	三〇二、七九五	三・六
同四十年	四三二、四一二	一〇六、六六八	二・五	四九四、四六七	二三三、四三七	四・五	九二六、八八〇	三三〇、一〇五	三・六
同四十一年	三七八、二四五	八四、一一四	二・二	四三六、二五七	一九一、〇八〇	四・四	八一四、五〇三	二七五、一九五	三・四

同四十二年	四一三、一一三	一〇〇、六一六	二・四	三九四、一九八	一八四、二二四	四・七	八〇七、三一一	二八四、八四一	三・五
同四十三年	四五八、四二八	一二三、一一四	二・七	四六四、二二三	二三〇、五六七	五・〇	九二三、六六二	三五三、六八二	三・八
同四十四年	四四七、四三三	一二〇、五八一	二・七	五一三、八〇五	二五六、七一六	五・二	九六一、二三九	三七七、二九八	三・九
大正元年	五二六、九八一	一五〇、四七五	二・九	六一八、九九二	三〇二、一九九	四・九	一、一四五、九七四	四五二、六七五	四・〇
同二年	六三二、四六〇	一七〇、四七〇	二・七	七二九、四三一	三四六、六〇八	四・八	一、三六一、八九一	五一七、〇七九	三・八
同三年	五九一、一〇一	一六七、五二三	二・八	五九五、七三五	二八一、九五九	四・七	一、二五六、一〇三	四四九、四八二	三・六
同四年	七〇八、三〇六	一九七、五九七	二・八	五三二、四四九	二六九、二二六	五・一	一、二三七、五三六	四六六、八一四	三・五
同五年	一、一二七、四六八	三三一、一〇四	二・九	七五六、四二七	二七四、〇九九	四・九	一、九八二、三五一	七〇五、二〇三	三・六
同六年	一、六〇三、〇〇五	四七九、七七〇	三・〇	一、〇三五、八一一	五三〇、九二九	五・一	二、六三八、八一六	一、〇一〇、六九九	三・八
同七年	一、九六二、一〇一	五三九、三五〇	二・七	一、六六八、一四三	七八四、三一〇	四・七	三、六三〇、二四四	一、三二三、六六〇	三・六

備考　本表明治元年乃至同五年神戸貿易額は前記「神戸税關寫」に據る。明治六年以降神戸貿易額及び明治元年以降全國貿易額とも大正二年迄は大藏省編纂「大日本外國貿易四十六年對照表」に據り、大正三年以降兩貿易額とも各年の神戸港外國貿易概況」所載の統計を採る。割

合は此等の計數より算出す。

上表により神戸港貿易額の全國貿易額に對する割合を見るに、年により多少の例外ありと雖も、輸出に就いては明治十年迄は二割に充たざりしが、十年乃至二十二年頃は概して二割以上三割以下となり、二十三年よりは三割を超過し、三十六年迄略ぼ類似の地位を占む。三十七年以後地位稍〻低下し二割臺となりしが、大正に入りてより再び擡頭して三割に迫り、大正六年には正に三割となれり。而して輸入にありては輸出とは其趣を異にし、明治初年以來既に全國輸入額に對し二割以上を占め、十九年より三割を超え、累進して二十五年より四割、三十年頃五割以上となり、最近に至るまで五割内外の地位を占めつゝあり。

貿易價額上の地位

輸出額及び輸入額の全國總額に對する割合かくの如しとすれば、其總額も略ぼ之と雁行し、輸出入合計の全國の夫れに對する割合は明治十年迄は二割に充たず、二十一年に至り三割以上となり、二十九年より四割を越え、三十七年以來は再び減じて三割臺となりしが、最近迄略ぼ四割弱の比例を維持しつゝあり。

由是觀之、貿易價額上神戸港の全國貿易額に對する地位を考ふるに、輸入に於ては逐年其割合を增進し、殆んど弛緩の跡を見ず、輸出及び輸出入總額に於ては

明治三十七年以來稍〻其割合を減じたるも、是れ主として同三十六年大阪築港開放に伴ひ之に影響せられしものに歸すべきも、其減少率たる甚だ僅少にして、而かも近來再び其割合を恢復しつゝあるは、神戸港の我國外國貿易上優秀なるを語るものなり。況んや神戸の外國貿易は大阪港によりてのみ稍〻影響せられたるも、過去五十一年間に於て他の諸港の開港せらるゝもの三十餘港に及びしにも拘はらず、其優越なる地位を保持して渝らざりし所以のものは、畢竟神戸港貿易發達の根柢甚だ鞏固にして、此等諸港の勃興によりて毫も撼搖せられざるを證するものに非ずや。若し夫れ神戸港と常に其覇を競ひつゝある横濱港貿易の全國の夫れに對する地位の變遷に想到せば、更に其感を深からしむるものあり、卽ち横濱輸出入貿易額の全國に對する比率は、明治元年乃至十年迄は八割乃至七割三分なりしが、二十年には六割、三十年には四割六分、四十年には四割一分に低下し、大正六年に三割五分となり其衰頹の跡歷然たるを見ば、全國貿易に對する彼此兩港の地位の大に異なるものあるを看取すべし。

貨物噸量上の地位

然りと雖も眼を轉じて全國輸出入貨物噸量上に於ける神戸港の地位を考ふるに、必らずしも價額の夫れの如く隆替なきものにあらず。今明治二十二年以

來約每十年に貨物噸量の全國の夫れに對する割合を示せば下の如し。

輸出入貨物噸量比較表

年次	輸出 全國	輸出 神戸	輸出 全國ニ對スル神戸ノ割合	輸入 全國	輸入 神戸	輸入 全國ニ對スル神戸ノ割合	輸出入計 全國	輸出入計 神戸	輸出入計 全國ニ對スル神戸ノ割合
明治二十二年	一、三六〇、四九八噸	五七七、三八六噸	四・二四割	七七〇、一九八噸	三五〇、七六七噸	四・五五割	二、一三〇、六九六噸	九二八、一五三噸	四・三五割
同二十九年	二、四八三、四七九	五八五、八一九	二・三六	一、五八七、七一一	七七六、一九七	四・八九	四、〇七一、一九〇	一、三六二、〇一六	三・三五
同四十年	五、六九一、三八八	七三九、一九二	一・三〇	四、二一七、九二七	一、六七〇、三八四	三・九六	九、九〇九、三一五	二、四〇九、五七五	二・四三
大正五年	八、一二三、四七五	一、七一〇、一三八	二・一〇	六、二四三、四八五	一、九四二、九九二	三・一一	一四、三六六、九六〇	三、六五三、一三〇	二・五四
同七年	七、四九〇、七四八	一、五八七、四四二	二・一二	九、二五〇、二四九	二、七四一、一八四	二・九六	一六、七四〇、九九七	四、三二八、六二六	二・五九

備考　明治二十二・二十九年の全國噸量は內閣統計局編「日本帝國第十二第十七統計年鑑」に據り、神戸は神戸稅關調査控「明治二十二年一月以降輸出入品噸量內外船別表」に據る。明治四十年・大正五・七年は全國・神戸とも其年の、神戸港外國貿易概況」に據る。割合は此等の計數より算出す　明治三十年全國貨物噸量調は大藏省の統計を缺くが故に同二十九年を以て比較す。

此比較表に據れば貨物噸量上に於ける神戸の地位は、明治中期以來稍〻低下し

つゝあることを知る。其中輸出率の低下は、恐らく明治二十二年以來開かれたる門司・若松・三池等が、嘗て神戸より輸出せられたる石炭の原産地に近き港なれば、其開港と共に神戸の輸出噸量に影響せるものなるべし。輸入率の減少に於ては、近時我國各地に各種の工業起り、此等の原料・器械等は、又明治二十二年以來、其附近に於て開港せられたる諸港に直輸入するもの、漸次増加せし結果に歸せせずんばあらず。

去りながら全國輸出入貨物噸量上より神戸の占むる地位は、今尙ほ依然として他の諸港を壓し、横濱港の一割八分、門司の一割四分、大阪の一割に比して、神戸は尙ほ約二割六分を占めつゝあり。貿易價額上の地位の優越と相俟ちて、亦神戸港外國貿易の盛況を語るものと云ふべし。

(四)　金銀輸出入

明治初年の金銀輸出入

明治初年に於ける神戸港輸出入金銀貨及び地金の價額に就いては、大藏省の統計を缺くを以て、素より正確に知り難きも、英國領事報告(靑書、一八六九・一八七〇・一八七一年度)に據れば、明治二年乃至同四年に至るもの左の如し。

年次	輸出	輸入
明治二年	三五〇、一〇六弗	九二、〇〇〇弗
同三年	一九八、七〇〇	七一、〇〇〇
同四年	一、二七〇、五六〇	一四六、〇〇〇

即ち一般に輸出の輸入に超過せるは、當時商品貿易が凡て入超なれば、其決濟上當然の結果と見るべく、而して此等金銀の內容は明かならざれども、輸出せるものは我古金銀貨にして輸入は洋銀弗貨なるべし。

明治七年以後

明治七年以後は大藏省の統計あるを以て、全國の統計と對比して之を左に揭げん。

神戸港及全國輸出入金銀比較表

年次	輸出 神戸	輸出 全國	輸入 神戸	輸入 全國
明治七年	千円 一、三〇二	千円 一三、九九五	千円 一四	千円 一、〇七二
明治八年	千円 三、一二五	千円 一四、六六三	千円 三四	千円 二九八

明治九年	一、七七一	一〇、六七五	一、八五五	八、六六七
同　十年	一、二二二	九、四四一	三七九	二、一一三
同十一年	一、五一七	八、三二八	三四五	二、一八九
同十二年	一、六〇一	一三、七七八	六九〇	三、一二四
同十三年	一、七八五	一三、三三三	二、〇一六	三、六六八
同十四年	二、五五〇	七、四九〇	一、二四六	一、八五六
同十五年	一、九七九	四、四三〇	三、九八七	六、一六〇
同十六年	一、一三一	一一、一五八	二、四六六	五、四五一
同十七年	一、八五六	五、〇〇五	三、〇一三	五、六一一
同十八年	一、二一八	四、一五六	五、八四五	七、五四六
同十九年	三、三〇一	九、六六六	七、八一六	九、一七一
同二十年	三、九九二	二一、〇三五	八、一四五	八、八七一
明治二十一年	一、五八三	七、八三三	七、六〇九	八、七三三
同二十二年	一、九六八	五、一八八	一三、四六一	一四、一七三
同二十三年	六、七一七	一三、七七八	六四四	一、二〇〇
同二十四年	三九二	一、四五二	二一、一九五	一三、八八八
同二十五年	一、六七〇	九、七三九	一八、九三四	二三、八八三
同二十六年	五、六九六	二三、三八九	九、九一三	二一、一八六
同二十七年	二〇、七七七	三四、三七九	二四、六七四	二六、七八三
同二十八年	一三、九七〇	二七、三〇一	三、一六六	五、八七四
同二十九年	六、九五四	二一、五九八	三七、三三二	三九、一四二
同　三十年	一三、四一八	一九、二二九	七三、二四六	八一、四六六
同三十一年	五八、一五三	八六、九八七	三八、五九四	四二、五六三
同三十二年	八、七八九	二一、一七八	一八、一七三	二〇、一六三

明治三十三年	二四、一七二	五六、七〇七	八、七五〇	一一、五一七
同三十四年	九、三三六	一四、〇四九	七、三三一	一〇、九六〇
同三十五年	一、〇四一	二、〇二八	二六、六六四	三、一六二
同三十六年	一四、一四五	一九、〇〇一	二〇、七六九	二七、八〇七
同三十七年	五〇、五八八	一〇七、七九五	二四、五〇三	三三、九四六
同三十八年	一二、五六〇	一六、三五四	二四、九三四	三一、五〇六
同三十九年	一七、〇九七	二五、七八四	四〇、七〇一	四七、二一二
同四十年	一三、九四二	一八、七五九	一、一〇六	八、二五六
同四十一年	二、六六九	三、七七二	一二、二六八	一七、五四四
同四十二年	五、五三三	六、五八四	七二、四〇二	七九、五八七
明治四十三年	一三、九九一	二五、一七五	六、七二〇	一七、六七一
同四十四年	一四、〇八七	二四、三九八	五、五五六	六、一六八
大正元年	一八、三二二	二八、三三五	一〇、四五九	一一、五四四
同二年	一四、五八一	二七、〇九三	八六五	一、〇二二
同三年	一六、四二一	二九、六四九	七、一七二	九、一〇七
同四年	四、五八一	四四、五六六	二二、〇三七	二四、二九六
同五年	一四、八八二	二八、〇七九	二四、三一九	一〇一、〇二九
同六年	一〇六、〇〇五	一五三、七六六	一三九、八五三	三九二、一二五
同七年	二〇七	九三七	一、一八八	五、〇一六

備考　全國價額明治七年より大正二年迄は、大藏省編纂「大日本外國貿易四十六年對照表」(自明治元年至大正二年)に據り、大正三年以後同七年迄は各年の「大日本外國貿易概覽」に據る。神戸價額の明治七年は「明治十一年度商況年報」、明治八年より同三十四年迄は「神戸稅關沿革史」に

據り、同三十五年以後大正七年迄に、各年の神戸港外國貿易概況の計數を採る

輸出入金銀の消長と其全國に對する關係

上表に據りて、神戸港輸出入金銀の消長及び之が全國の夫れに對する關係を觀察するに其主要なる點は左の如し、

一、明治初年に在りては一般に輸出超過なりしも、明治十三年頃より輸入超過に傾き、明治後期より大正初年に亙りて往々輸出超過となりしこと。

二、全國に對する割合は亦明治十二・三年頃迄は、比較的劣勢なりしが、其頃より割合を增し、殊に輸入に於て最も重要なる地位を占め、同二十年以降に在りては、時に全國輸入金銀の九割以上が神戸に屬すること。之に對し輸出は明治二十五・六年頃迄は、全國輸出金銀貨の三・四割に過ぎざりしが、爾後漸々其割合を增し、明治末期・大正初年に於ては、常に全國輸出金銀の過半を神戸より輸出し、神戸は今や輸出入共に全國に對し優越なる地位を占むること。

其理由

此現象は其理由を何れに求むべきか。惟ふに神戸港は商品の貿易關係に於て概して常に輸入超過なるが故に、其決濟の上より觀れば、金銀貨は寧ろ出超の筈なるに却て入超多きは、神戸港輸出入金銀貨は、貿易の均衡以外の原因によりて輸出入を左右せらるゝものと云ふべし。而して其原因の重なるものとして

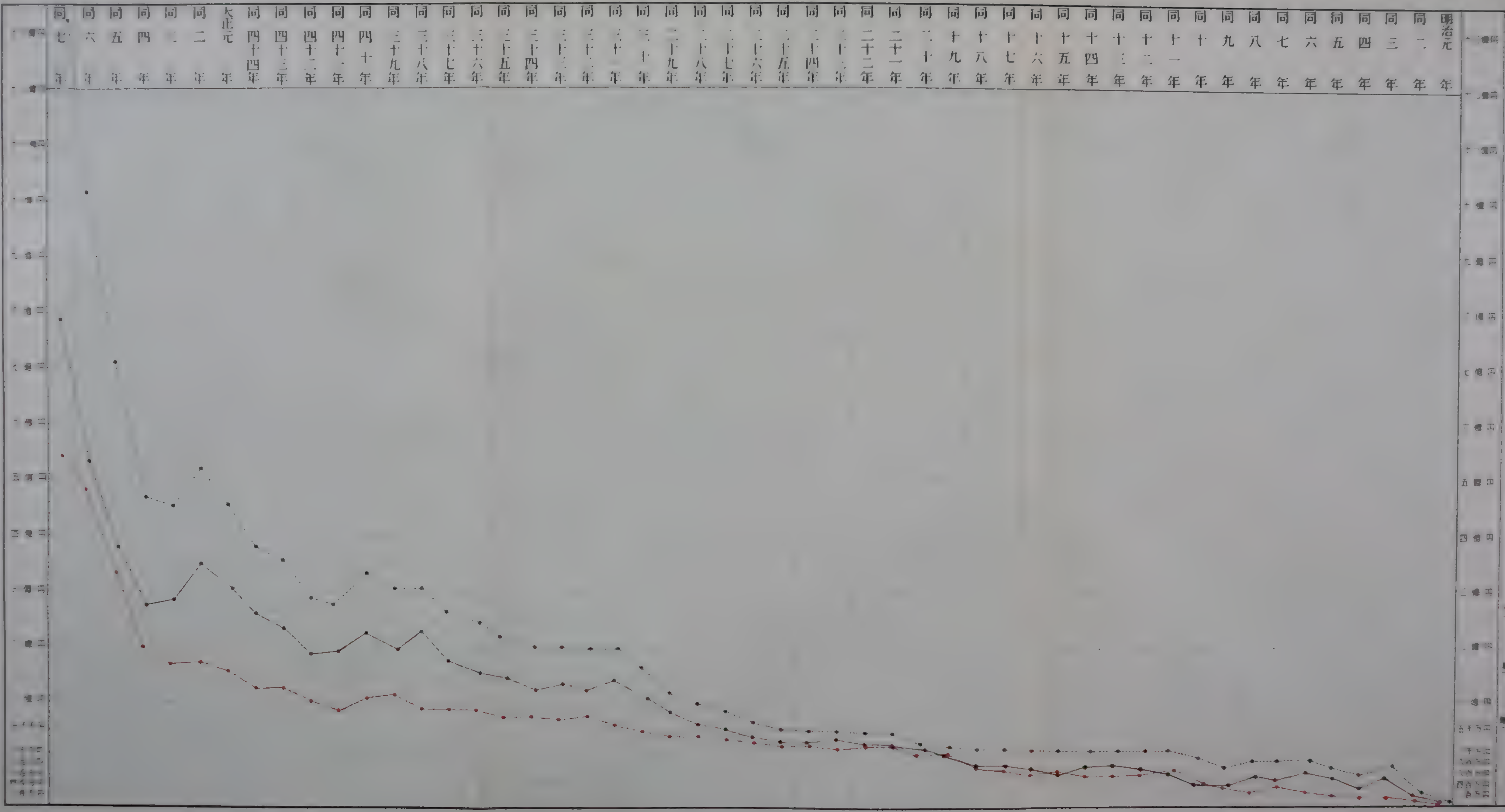
擧ぐべきは神戸が附近に大阪造幣局を有することにして、之が爲め金銀貨及び地金の輸入を多からしめ、神戸をして常に金銀の輸入を超過せしむるに至るなり。此事は上記輸入額の增加せし明治十三・四年頃より造幣局に於ける鑄貨の增加せし事實(明治三十年幣制改革始末概要、貨幣制度調査會報告參照)と相對照して其然るを覺ゆるなり。而して其後明治三十一・二年迄輸出も亦增進に傾ける事は、重に此等鑄造の一圓銀貨が、東洋市場に輸出せられしものにして、亦神戸の地理的關係の然らしむる爲めなり。

此間に於て時に此等の大勢を破る現象あるは他の理由に基くものにして、例へば明治二十七・八年に於て輸出の特に大なりしは日清戰役により正貨の戰地輸送の爲めにして、其後の同二十九年乃至三十一年の輸入が常に增加せしは、清國よりの償金收受の結果なりしが如し。而して明治三十三年以後は更に他の特殊の原因により、時々輸出入の常態を亂したり。即ち明治三十三・四年は北清事變の影響によりて、銀行業者が支那・香港への爲替を停止し、現金の輸送を餘儀なくせし爲め、同三十七・八年には日露戰役によりて共に正貨の輸出を多からしめしが、同四十二年頃は外國資本の我國に投下せられしこと多き爲め、輸入を大

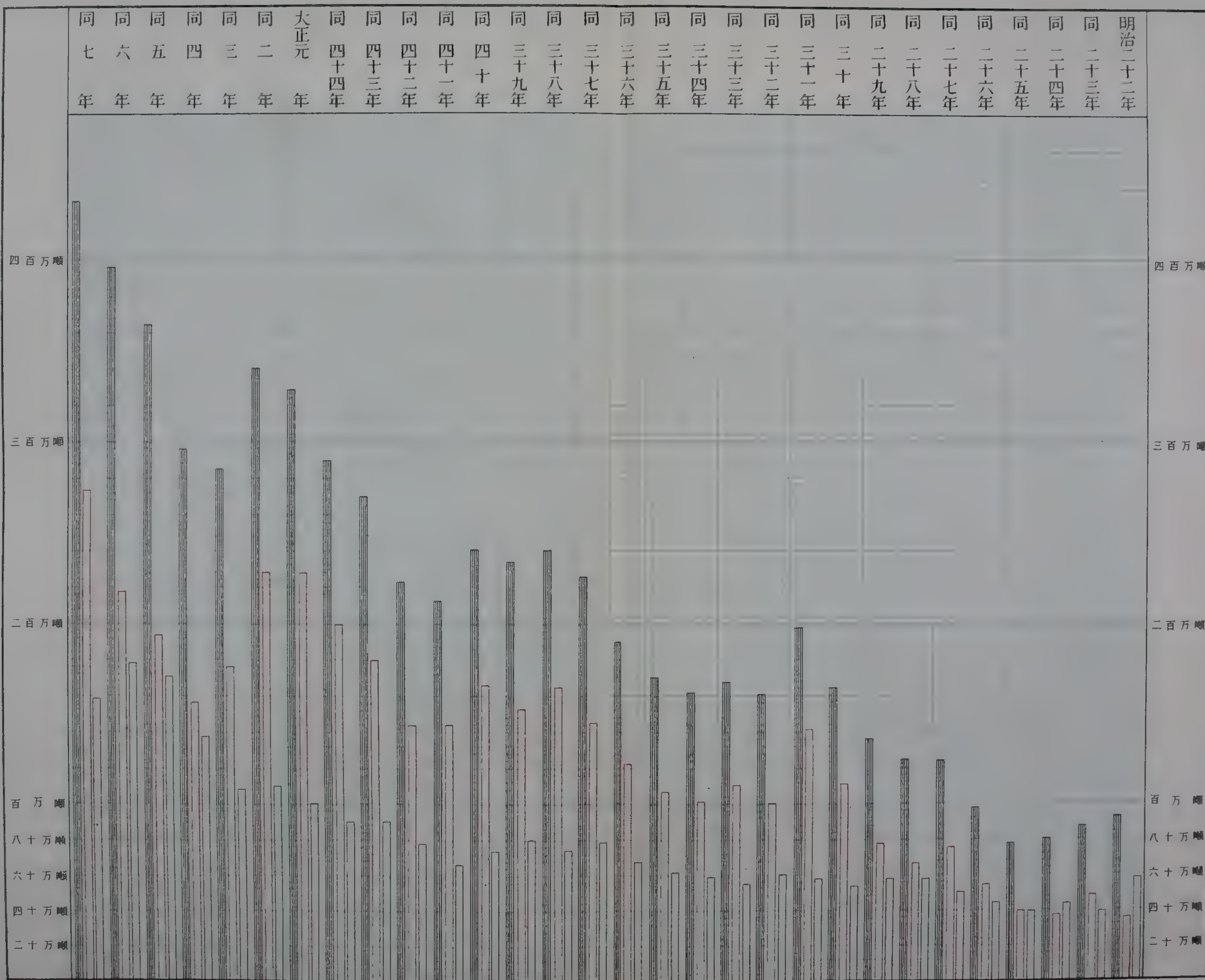
ならしめたり。若し夫れ大正六年に輸出入共其額頗る大なりし所以は、世界大戰に基く貿易の決濟の多額なりしによる外、輸出の多かりしは專ら印度證券の不圓滑による正金の輸送に基かずんばあらず。

之を要するに神戸港が金銀輸出入に於て我國に於ける優越なる地位を占むるに至りしは、之を內にしては附近の大阪に造幣局あること、之を外にしては輸出入金銀の仕向地仕出地が、重に東洋諸國に在るを以て、地理上の利便ありし結果に歸せずんばあらず。

神戸港外國貿易價額累年表



神戸港輸出入貨物噸量累年比較表



第二章　外國貿易發達の趨勢

本邦外國貿易發達の趨勢

明治維新以來大正七年世界大戰の末期に至る我國外國貿易の發達の跡を繹ぬるに、分ちて五期となすを得べし。第一期は明治初年より同十七・八年の頃に至るものにして、德川幕府の殘したる貿易政策の失敗は、明治政府の採りたる貨幣制度の混亂と相俟ちて、貿易は當然大に發達すべくして一進一退し、其進運を牽制せられし時代なり。第二期は爾後より明治二十六年日清戰爭前に至る八年間にして、兌換制度の確立によりて物價の安定を得、産業の振興を來し、貿易も亦之に順應して輸出超過となり、我貿易史上の一異彩を放ちたる時代にして、輸入も亦自然に增加し、輸出入共順調の發展をなしたり。第三期は卽ち明治二十七年より同三十六年に至るものにして、日清戰爭及び其後に起りし金融上財政上の變動により、我産業界は波瀾重疊し、此間明治三十年に金貨本位の制定あり、同三十二年に國定關稅率實施せられ、此等を背景として貿易も亦曲折をなしたり。第四期は明治三十七年より大正二年に至る十年間にして、日露戰爭は一般

經濟界の發展を促し、我外國貿易は輸出入共に、世界各國に對し確實なる地步を占むるに至りし時代なり。而して大正三年に起りたる歐洲の戰亂は、我外國貿易に一大衝動を與へ、正しく我貿易史上に一時期を劃するものにして、之より以後を明治・大正貿易史の第五期となす。

神戸港の貿易

本邦外國貿易發達の趨勢夫れ此の如し。之に對し神戸港の貿易は、一は其地方的特色により、一は其貿易が主として輸入に偏する爲め、多少其揆を一にせざるものありと雖も、大勢は勿論全國の趨勢に準ずべきを以て、今便宜上上記の區劃によりて、本港貿易の趨勢を說述せん。

第一期

明治初期の我國貿易狀態

第一期(自明治元年至同十八年)

明治元年兵庫卽ち神戸の開港以來十餘年間に於て、神戸港の外國貿易は勿論逐年多少の進步を認め得ると雖も、全國の貿易と同じく、一般に其發達遲々たりしを疑はず。其何故に然りしか、先づ擧ぐべきは當時の國狀及び維新前後に於ける爲政者の貿易政策なり。蓋し兵庫の開港されし慶應三年は、卽ち德川幕府の倒壞せし年にして、政治上に於ては維新の大業成りしと雖も、國民經濟生活は未だ振興せず、貿易の發達は遽に望むべくもあらず。加ふるに曩に德川幕府が

横濱・函館・長崎の三港を開くや、其貿易政策は極めて消極的にして、殊に輸出に於ては種々の桎梏を設けて之が抑壓を計りたれば、幕末に於ける我外國貿易は大に其進運を阻止せられしなり。明治政府起るや、開國の國是を定め、貿易抑壓の迷夢より覺めたりと雖も、積年の情勢は直ちに改むべくもあらず、政府亦内政に急にして、十分に貿易促進の手段を講ずること能はず、偶〻之を試みたりと雖も失敗に終りたれば、明治初年の我國の貿易は甚だ不健全なる狀態にして、神戸の夫れも亦之に同じかりき。

神戸貿易不振の地方的原因

然れども以上全國を通じたる一般的原因の外、明治初年殊に神戸の貿易を不振ならしめし他の地方的原因あり。其一は當時の兵庫或は神戸人士等が、貿易に對する思想の幼稚なりしことなり。横濱開港當時に於ては、江戸其他の商人等爭うて横濱に來り貿易を營みたるに、兵庫開港當時、兵庫の商賈等多くは唯舊習を墨守して外人を嫌忌し、之と取引するものなく、大阪には大商人多しと雖も、幕府が制定せし商社に出資せし外、進んで貿易を試むる者甚だ稀なりき。是を以て外商等が兵庫開港以後此地に來住せし者、明治二年には既に百八十五人の多きに及びたるも、之と取引する者は横濱・長崎より流れ來りし薄資無産の小賈

のみにして其取引の大を望むべくもあらず(青書、兵庫駐在英國領事報告一八六九年度)。之を横濱開港當時の狀態と比較するに大に其趣を異にせるを認む。其二は兵庫開港當初に於て當港は著しき輸出品を有せず、輸入も亦多くを必要とせられざりしことなり。横濱の開港せらるゝや、輸出には生絲・蠶卵紙・茶の三大物產あり、輸入も亦專ら江戸に輸入せられし綿毛織物等ありしが、兵庫開港當時の輸出品としては、茶・生絲・銅・樟腦等ありしも、兵庫附近に於ける產額大ならず、從つて輸出も少かりき。輸入に就いては其大市場たる大阪に於て、幕末より既に外品を横濱より購入する商習慣成生し居たる爲め、又神戸よりの輸入を多く必要とせざりしなり。加ふるに外商等の目指せる大阪に在る諸侯の藏屋敷の廢絶と共に、益〻神戸港貿易の發達を不利ならしめたり。

神戸貿易の初期

かくの如くにして、神戸貿易の初期は姑らく其進運を阻止せられ、殊に神戸貿易の特色たる輸入は久しく横濱を經由して行はれしもの多く、英國領事の報告に據れば、明治十年に於ても横濱へ輸入する織物の三分の一は當港地方へ轉輸せられしと云ひ、又明治七・八年の頃迄當港と日本商港との間接輸入貿易は直接外國貿易の約三分の二に當る額なりしと云ふ(青書、神戸駐在英國領事報告一八

七七年度及び一八六九年度乃至一八七五年度）。明治初年來神戸港の輸入額の增進極めて遲々たりし原因主として之に因るならんか。此狀態は漸く明治十四・五年に至り改められ、外航船舶は直接神戸に於て其貿易品の揚卸をなし、橫濱經由の間接貿易は漸く其形を潛むるに至れり（神戸稅關沿革史）。尤も此間に於て輸出貿易の稍進步の傾向あるは、主として茶輸出の增加せし外、米の解禁により支那地方へ仕向けられたると、銅・樟腦等の產額增加に伴ふ輸出の增進に歸せずんばあらず。

明治十四・五年以後

かくて明治十四・五年以後に於て、神戸の貿易は眞の外國貿易たるに至りしが、西南戰爭の結果たる不換紙幣の增發は物價の騰貴を致し、假令政府は明治十四年に海外輸出爲替の途を開きて、輸出を奬勵したりしと雖も其效なく、加ふるに銀紙價格の差は外國貿易を投機的ならしめ、洋銀相場の弊と相俟ちて、神戸の貿易を萎靡せしむ。紙幣價格は明治十六年頃より漸く回復に向ひたるも、貿易は容易に振はず、同十七年には朝鮮事件及び淸佛戰爭あり、殊に其進運を阻まれて以て此期を終りたり。

第二期

第二期（自明治十九年至同二十六年）

前期に於ける一般産業勃興の機運

明治元年乃至同十八年に於て神戸の外國貿易が其進歩遲々たりし理由は、初期に於ける地方的事情の外、一般的原因としては貨幣制度の紊亂による我國經濟界の逆調によると言はざるを得ず。故に若し此逆調にして整へらるれば、我國從つて神戸の外國貿易は亦方に發展すべき運命を有せしなり。而かも此間に在りては一般産業勃興の機運は既に動きつゝありて、後年神戸の貿易を培ふべき諸工業は明治十二年の頃より起り、當港附近に於ては燐寸・造船・石鹼・屏風等の工場設けられ、近畿・山陽地方には紡績工業發達の基礎を置かれたり。又交通上に於ては、鐵道は既に神戸より琵琶湖畔及び敦賀に開通し、海運界には大阪商船・日本郵船の二大會社設立せられ、神戸より内外諸港への航運大に擴張せられたりき。

明治十九年以後に於ける工業の發達

玆に於て明治十九年兌換制度實施せられ、財界の基礎安定するや忽ち諸工業の勃興を促し、同二十三年頃迄に當港附近に製茶・燐寸・紡績・造船・石鹼・樟腦・木蠟・セメント等の工場の新設せらるゝもの多く、其後尚ほ陸續相踵ぎ、同二十八年現在の神戸市内工場數九十七中、其六十二が十九年乃至二十六年に設けられたるものなりと云ふ(神戸開港三十年史坤)。神戸市以外の附近地方に在りては、紡績事

業大に進歩し、明治三十四年三重・京都・大阪・兵庫・岡山・福岡の諸府縣に於ける工場數十九・錘數二十七萬の多きに及びしと云ふ。其他同二十年頃には大阪附近に硫酸・製紙・硝子・釀造・造船等の大工場五十を算し、又同年頃岡山の麥稈眞田は大に發達し、花筵製造も亦幾もなく岡山の外、廣島・福岡・大分等に起りたり。

其神戸貿易に及ぼしゝ影響

故に之を神戸の貿易上より見れば、本期に於ては此等工業の原料及び器械類の輸入急激に增加せし筈にして、繰綿は明治十九年乃至同二十六年に其輸入數量は四十三倍し、器械類は四倍に增加し、苛性曹達・格魯兒酸剝篤亞斯・アニリン染料等も亦此間に於て神戸の重要輸入品となれり。尙ほ內國經濟界の殷賑は此等の外鐵・石油・砂糖・織物類の輸入を促進し、輸入港としての神戸の地位は此時代に築かれしなり。而して輸出に於ては、工業の發達と共に製造品急に增加し、燐寸は此八年間に、其數量は十二倍し、樟腦は四倍、陶磁器は二倍五分となり、地蓆は初めて此期に現はれ、忽ち二十六年には百七十萬圓の輸出をなすに至れり。此等の工業品は從來の輸出品たる銅・米・茶の增進と相俟ちて全體の輸出量をも大ならしめたり。

明治二十三年以後

尤も本期の末郎ち明治二十三年以後に於ては、我經濟界に反動來り、金融上の

恐慌あり、稍〻商況を不振ならしめしと雖も、幾もなく銀貨の大下落あり、卽ち同二十三年には對英爲替相場四十七片餘なりしに同二十六年には米國シャーマン購銀條例の廢止により忽ち三十五片餘に激落せしかば、輸出貿易を順調に導きたり。而して輸入も亦內地綿工業の發達に伴ひ、繰綿・綿織絲の增加を來せしを以て、輸出入共本港は殆んど弛緩せずして進歩を續け得たり。

要するに第二期に於ては、明治初年以來培ひ來りし我國民の經濟的潛勢力が、此時に至り漸く顯はれ來り、歐米諸國の如く保護關稅政策によらずして、工業の進展を促し、從て神戸港の輸出入を增進せしめたり。殊に工業を背域に有する神戸港が此期に於て著しき進歩を遂げたるは固より怪むに足らざるなり。

第三期（自明治二十七年至同三十六年）

第三期
日清戰後我國の事業界

我國民經濟生活は既に長き潛勢時代を脫して顯勢時代に入れり。他の社會的生活に於て焉んぞ其英氣の現はれざらんや。日清戰爭は卽ち同一源泉より迸り出でたる活力の軍事方面に發揚せられたるに過ぎず。而して其結果は更に大なる活力を我國の經濟界に與へたり。我國は日清戰爭によりて得たる償金三億七千萬圓を以て、假令其大部分を軍備擴張に費消したりとは云へ、之が爲

め企業資金の潤澤を來し、且つ幾もなく外債二億圓の募集せらるゝあり、從來其勢餘ありて資力足らざりし我國の事業界は忽然として膨脹し、明治二十七年全國會社拂込資金は約三億圓なりしに、同三十一年には六億二千萬圓となり、同三十四年には八億三千萬圓を數ふるに至りぬ。

明治三十二年迄の神戸の貿易

事業界の大勢此の如し。而して其神戸の貿易上に現はれたる影響も亦顯著にして輸出入共此の期間に約三倍の增進をなしたりしが、本期に於ける經濟界の特色は償金及び巨額の內外債と、之に伴ふ政府の財政上の政策によりて支配せられたるものなるを以て、此等金融・財政上の變動によりて貿易も亦變遷を免れざりき。今其狀況を一瞥せんに、明治二十七・八年戰爭より同三十二年迄は主として通貨の膨脹により內地企業界の旺盛を極め、一般財界は異常の好況なりしかば、繰綿・鐵・羊毛・砂糖織物・石油等の輸入を促進し、輸出貿易は假令其間に米國市況の沈滯、銀價暴落、ペスト病流行等の障害ありと雖も亦增大せり。殊に敵國たりし支那は敗戰以後却つて我貨物を需用すること多く、之が爲め綿絲の如きは明治二十六年には輸出額僅かに一萬六千圓なりしに、同二十九年には一千萬圓、同三十二年には二千三百萬圓に躍進するに至れり。尤も此等輸出入の活況

を呈せしは、一は此時神戸を中心とする外航海運が、又異常の發展をなせしことも其原因にして、同二十九年我日本郵船は初めて歐洲航路を開き、又同年外國定期航海船の神戸に來るもの、加奈陀太平洋鐵道會社船の外、北太平洋・太平洋・西東洋・墺地利ロイド・「エム・エム」・北獨逸・彼阿・チャイナミューチュアル・支那・英・濠等十一汽船會社あり、神戸に入港せし汽船の三分の一は外航船なりしと云へば、以て當時に於ける神戸港海運の繁榮を想見すると共に、貿易伸張に寄與せし力の大なりしを認めずんばあらず。

明治三十三年以後

然れども企業膨脹の半面には金融信用上の危險胚胎し、其極まる時に恐慌を生ず。明治三十三・四年に至り金融市場に大恐慌を來し、政府の財政は頻年の歳出増加による窮苦の境に陷りて之を救ふ能はず、我國の商工界は昏迷し、當時の政友會内閣亦之が爲倒るゝに至りぬ。此金融界の恐慌は幾もなく止みたれども、其慘禍は數年の後に及び、是より内地の景氣は不況に陷り、神戸港の外國貿易も一般に萎縮に傾きたり。殊に輸入貿易に在りては、明治三十四年は最も不良の年にして、同三十二年の國定稅率の實施を見越し、前年來過剩の輸入をなしたるに、内地の需要急に減退せしかば、輸入貿易は極度の不振に陷り、爲替金融は梗

塞し、横濱正金銀行は信用狀の發行を停止し、外國銀行等は新規輸入爲替に對し、本國に於て荷爲替の取組を拒むに至れり。此輸入の不況は尙ほ數年間續きぬ。唯輸出に在りては本期の後期に於て輸入程の打擊は蒙らず明治三十三年には北清の亂により對清輸出を減じたるも、同三十六年には對清爲替の順調により再び其勢を振興せる外、同三十年に於ける金貨本位の實施は金貨國に對する爲替相場を安定せしめ、三十四年には濠洲關稅改正見越により同方面に對する輸出增加あり、三十六年には英米に於ける我商品需要增加により、全體の輸出は好況に向ひ、本期を通ずれば一般に輸出の方順調に發展したり。

第四期

明治三十七八兩年の神戶貿易

第四期(自明治三十七年至大正二年)

明治三十七年二月に起りたる日露戰爭は戰ふこと約十六ヶ月、同三十八年五月バルチック艦隊の全滅を以て其幕を閉ぢたり。其間に於ける神戶の貿易は輸出に於て我國一般の貿易が稍々增進したるにも拘らず、三十七・八年を通じ前年より價額を減じたるは、時局の影響により、物價・勞銀の騰貴を促し輸出を不利ならしめしと、軍用品製造の爲め輸出品の產額を減せしとの外、船腹の不足及びバルチック艦隊の來航は航運の不便を來し、神戶の輸出貿易の相手國たりし對歐・

對支貿易等を減せしこと、其主たる原因たり。反之輸入に於ては軍需品の輸入頗る多く、加ふるに紡績業の發展に伴ふ繰綿の增加は、全體の輸入量を大ならしめたり。

明治三十九年

明治三十九年は日清戰爭後と同じく企業熱の旺盛なりし年なりしが、神戸の貿易上より見れば、輸入は前年非常特別稅實施に對する見越の大なりし反動として、寧ろ其額を減じ、輸出は戰後船舶の增加運賃の低落、及び我國威の發揚に伴ふ販路の擴張によりて、大に其額を激增せしめたり。

明治四十年より四十二年迄

然れども明治三十九年に於ける我國企業界の繁榮なるものは、實は日清戰後の夫れに比すれば、其根柢甚だ薄弱なるを免れず。蓋し日清戰爭に在りては戰勝の結果直ちに三億七千萬圓の償金と、二億圓の外債流入あり、企業界は之により煽揚せられたるものなりしに、日露戰爭に在りては戰時中及び戰後三十九年迄に、政府及び民間の募集せる外債十一億圓の巨額に上りたりと雖も、日露戰爭の爲め費消せし額十五億圓の多きに及び、決して金融上の餘裕大なるものに非す。茲に於て企業熱の勃興せしより僅かに一年を過ぎたる明治四十年に入りて、既に資本の缺乏を來し、翌四十一年の上半期は殆んど恐慌狀態を呈したり。

而して神戸の貿易に於ても明治四十二年頃迄其影響を蒙り、輸入は一般に不振にして、輸出に在りては如上内地經濟界反動の外、同四十年には米國市場に恐慌あり、支那には銀價低落と日貨排斥起り、同四十一年には支那の凶作ありて、亦不況ならしめたり。

明治四十三年以後

然れども一張一弛は自然の攝理なり。數年來內地財界の不況により我製品の價格を低廉に導きしことは戰勝の餘威に因る外國市場伸展と相呼應して、明治四十三年以後輸出を再び好勢に轉ぜしめたり。而して輸入に於ても、同四十四年の關稅定率の改正により原料品たる鐵羊毛等の增加を促し又機械類の輸入も增進したり。是より大正二年迄支那に於て、或は動亂あり或は日貨排斥等の不祥事ありたれども、其影響する處大ならず、歐米諸國に於ては市場一般に良好にして神戸の外國貿易は順調に進展しつゝありき。

第五期

第五期(自大正三年至同七年)

之を要するに本期の貿易は先づ進潮を以て始まり、一旦高潮に達し、急轉して落潮となり、再び進潮に向きたること恰も前期と略〻其揆を等しうせるも、唯本期に於て稍〻其昇降の急激なりしを認むるのみ。

世界大戰の神戸貿易に及ぼしゝ影響

明治十七年朝鮮事件以來、約十年の周期を以て對外戰役を經驗し來りし我國は、日露戰役後十年にして大正三年又世界大戰に參加することゝなりぬ。是より大正七年休戰の時に至る五年間、我國は交戰狀態にありたりと雖も、之を日淸・日露の兩戰爭に比すれば大に其趣を異にせるものあり。前二者に在りては我國は交戰の主體にして、其戰場は我隣接地にありしが、世界大戰にありては我國は交戰國とは云へ、靑島陷落・獨逸艦隊擊滅後は唯遠隔の歐洲方面に海軍の出動を見たるのみにして、國内は甚だ平穩なり、否寧ろ歐洲の戰塵を眺めて髀肉の嘆に堪へざらしむるものありき。玆に於て戰爭の發展に伴ひ世界の市場が我に開かるゝや我國民は猛然として商戰場裡に活躍せり。而して其結果を神戸の貿易上より見れば、此間に於て貿易增進の割合最も顯著にして、戰爭の前年たる大正二年と同七年との貿易額を比較するに、五ヶ年間に輸出價額は三倍一分、輸入價額は二倍三分、總計に於て二倍六分の增進を示したり。此期間に橫濱は總額に於て二倍四分の增進をなしたるを見れば、戰爭によりて受けたる好影響は、神戸は橫濱を凌ぎたりと云ふべし。大正六年に於て神戸の貿易が橫濱を凌駕し、我貿易史上の一異彩となりしは、蓋し之に基く。

輸出の狀況

世界大戰に對する神戶外國貿易の關係此の如く盛なりと雖も、其間亦多少の消長なくんばあらず。大正三年八月歐洲大戰の勃發するや、海上の交通は杜絕し爲替は梗塞し、世界の市場は擧げて混亂に陷りしかば、神戶の貿易も一般に悲境に陷りたり。殊に大正四年には支那に於て日支交涉事件により擡頭せる排貨運動あり、又帝政問題あり、加ふるに洪水・銀貨の低落等は對支貿易を不良ならしむるものゝみにて、一般に戰役の初頭は神戶の輸出を悲況ならしめたり。然れども戰亂の繼續に連れ、亞細亞及び南洋の地方には歐洲品出廻り杜絕の爲め我商品の需要を喚起し、交戰國よりの注文も多かりしかば、同四年より六年に亙り漸次輸出の增進をなしたり。殊に大正六年の如きは汽船の輸出六千三百萬圓の多きに及び、神戶輸出史上に一新記錄を作りたり。大正七年も尙ほ價格上には輸出增加したれども是れ物價騰貴の影響にして、其數量は寧ろ減じ將に來らんとする反動を暗示しつゝあるものゝ如し。

輸入の狀況

顧みて輸入貿易の狀況を檢するに、歐洲戰爭は世界の船舶を大西洋方面に吸收し東洋方面の船腹頗る缺乏し、又潛航艇の出沒による航路の不安あり、一般に原料品の輸入困難なりき。加ふるに交戰國に於ける輸出禁止若くは制限は一

層輸入を制抑したり。大正七年の輸入噸量を以て大正二年の夫れに比較するに、普通貨物二百三十萬噸より二百七十萬噸に增加せしに過ぎざれば、價額上には大增進をなしたるも、數量上より見る時は、決して著大なる進步と目すべからず。若し世界大戰中船舶の供給豐かなりせば、輸入を主たる使命とする神戸の輸入は刮目に價せしなるべく、從て其輸出量をも增加せしめ貿易は一層の光彩を放ちたりしならん。

五十一年間の概觀

以上五期に分ちたる神戸外國貿易の推移夫れ此の如し。全五十一年を通じて之を達觀するに、神戸の外國貿易は開港の初期に於て輸出すべき多くの物資を有せず、輸入は他港を經由するもの多く貿易の進步遲々たりしが、神戸港の内外に對する地理的關係は、其港の背域に於て工業の發達を促し、其原料器械類の輸入を旺盛ならしめ、從て輸出の發達をも促したり。其間前後三回を數ふる我國の對外戰役に因りて海外市場を擴張し、之等が多く神戸に近邇せる爲め、神戸の外國貿易を逐年盛況に導き、遂に今日あるに至らしめたり。

第三章　輸出入品の變遷

(一)　輸出品の變遷

日清戰役以前の輸出品

兵庫開港の當初に於ては、附近に輸出に適する物產少なく、又幕府時代以來其輸出を禁せられしものありし爲め、明治元年本港の輸出品としては茶・蠶絲・蠶卵紙・煎海鼠・木蠟・椎茸・昆布・寒天・鯣を稍〻重要なるものとなしたるも、其量たる未だ甚だ多からざりき。而かも此中蠶絲は本地方に其產出少なく、蠶卵紙は當時歐洲蠶病流行ありしによる一時的の輸出品たりしかば、此の二者は幾もなく輸出僅少となりぬ。然れども從來禁制品たりし銅は明治二年解禁となり、米は同四年以後內國有餘の時輸出を許され、又樟腦・煙草は對歐商品として現はれ來り、扇・團扇は對米商品として漸次擡頭し來りしかば、同十年に於ては輸出品は其種類と量とを加へ、輸出十萬圓以上のものは茶・米・銅・麥・樟腦・寒天・椎茸にして、此他煙草・木蠟・扇子及團扇・鯣・煎海鼠・人參・陶器・漆器等を加へ、一萬圓以上輸出品は十五種なり

き。此以後に於て、明治十年乃至同十二年に燐寸・絹綿織物・陶磁器・漆器・綿メリヤス・銅器・扇子及團扇等は輸出稅を免除せられしかば、一般商況不振の中にも漸く我工業品の輸出を促進し、殊に燐寸は此間に於て長足の進歩を致せり。されば明治二十年の重要輸出品目としては、明治十年頃のものゝ外、燐寸・屏風・石炭・竹器・安知母尼・青銅器等あり、五萬圓以上のもの二十五種に及びたり。是より日清戰爭に至る間に於て國內に諸工業發達し、地蓆(花筵)は明治二十一年來急に輸出品として現はれ、洋傘は輸入せる原料によりて內地にて製造せられ、亦輸出品となれり。而して之と相前後して、政府は明治二十二年に藥材・石鹼・酒・油其他の工作品を無稅となし輸出の便を與へしかば、同二十六年に於ける重要輸出品は十萬圓以上のもの二十七種に及び、工產品として新たに重要輸出品となりしものに、花筵・洋傘の外綿氈・玻璃器等あり、紙器・綿メリヤス肌著・麥稈眞田・茱子油等も亦約五萬圓以上の輸出をなす。然れども明治初年以來斷續的に其命脈を維持せし生絲は、此年に至りて神戸の貿易表より其跡を止めざるに至り、石炭は新たに門司の開港せられし爲め、神戸よりの輸出を減じたり。

日清戰役以後

かくて日清戰役以後に於ては各地に綿工業發達し、明治三十二年國定關稅率

の實施は我國一般工業の發達を促し、同時に我支那市場の擴張により對支貿易品の輸出盛となれり。 中にも綿絲は同二十七年來其輸出税廢止と共に、急に其輸出を增加し、又綿フランネル・綿メリヤス肌著其他諸綿布類も此頃より其輸出を增し、明治三十六年に於ては此等の外、紙卷煙草・刷子・珊瑚・浴巾・生金巾及シーチング・清酒・麥酒・薄荷腦・紙類・綿ブランケット・鑛水・熟皮・鈕釦・玩具・木材・茶箱用板・燐寸軸木・時計等の新進輸出品を加へ、十萬圓以上の輸出品は七十種の多きに及びぬ。然れ共此の頃に至り、明治初年に於ける神戶の重要輸出品たりし海產物は、鰑を除き寧ろ減退に傾きたり。

日露戰役以後

日露戰後は戰勝國の名聲によりて、歐米諸國に對する市場擴張せられ、一般に之に對する輸出增進せる外、殊に歐洲に對しては明治四十一年のバルカン紛爭、同四十四年の伊土戰爭等の爲め銅の輸出增加し、セルロイド業發達の爲め、我が樟腦の需要多く、又米國に於ては同四十年に經濟界の恐慌ありたるも、大正二年關稅の減率あり、陶器類の增加を促し、大正二年迄に對歐米向の重要輸出品として新たに現出せしは、豆類・魚油・鯨油・大豆油等なり。 更に東洋諸國に對する輸出としては、此間に支那の不作・騷亂相踵ぎて起り、市況を惡化したれども、內地に於

て明治四十四年の關稅改訂を背景として、工業は自由の進歩をなすに至りしかば、新たに帽子・精糖・船舶・靴足袋・羽二重等を輸出せり。而して大正二年に於ける輸出品目は十萬圓以上のもの百十種、百萬圓以上のものゝみにて二十九種に及びぬ。

世界戰爭開始以後

大正三年世界戰爭の開かるゝや、東洋市場に於ける歐米品缺乏の聲に刺戟せられて、內地に歐米模造品の工業及び造船業の頓に勃興せるあり、又軍需品の急を告ぐるものあり、神戶の輸出品も顯著なる新生面を開けり。即ち戰役以來新たに重要輸出品となりしものに、澱粉・椰子油・亞鉛・小麥粉・ゴムタイヤ・鐵條竿・手袋・ペーント・絹屑物・醋酸・炭化石灰・鹽酸加里・セルロイド・琺瑯鐵器・重石鑛・眞鍮板・除蟲菊・麻囊・毛絲・魔法瓶・電氣機・鉛筆等を數へ、何れも大正七年に於て五十萬圓以上の輸出をなせり。而して同年に於ける全輸出品の種類は二百種以上にして、百萬圓以上を數ふるも約九十種に及ぶ。

概觀

過去五十一年間に於ける輸出品目增加の大要此の如し。惟ふに一國一地方が經濟上の發展をなし、貿易の進步を來す時は、其輸出品種の增加するは常態なりと雖も、神戶の輸出品の如く急激なる進步を遂げしことは、蓋し稀なるべし。

而して此の輸出品種の增加は、漸次總輸出額に對する各品目の割合を少なくし、貿易は或少數の商品に偏重せず、從つて商業の基礎安定となりたり。今重なる輸出品に就いて、總輸出額に對する割合を觀るに、別表に示す如く、明治五年頃茶は總額の六割二分を占め、銅は一割五分を數へ、二品にて總額の七割七分に及びしも、明治十五年に於ては前者は三割八分、後者は八分六厘に減じ、更に米の一割三分、樟腦の九分を加へ、輸出品の平準的傾向漸く現はれたり。明治二十五年に至れば米一割七分、茶一割四分、銅一割、燐寸九分三厘、樟腦五分七厘、花筵五分三厘となり、愈〻平準性を多からしむ。而して明治三十五年に於ては紡績業發達の結果稍〻逆行し、綿織絲約二割となりたれども、燐寸一割、花筵八分八厘、米七分七厘、銅五分九厘となり、五分以下の種類多く、大勢は良好たるを失はず。降りて大正元年に至りては綿絲の二割一分の外、一割以上を占むるものなく、銅九分五厘、燐寸六分一厘、麥稈眞田四分二厘に過ぎず。而して世界大戰の高潮時たりし大正七年には、綿絲一割三分、汽船五分一厘、豆類五分のみを稍〻著大なるものとし、他は皆五分以下に當れり。即ち知る、神戶港輸出品は年を降るに從ひ、其輸出品目の增加せしと反比例に、少數品に對する貿易額の偏重を少なからしめつゝあること

を。是れ神戸輸出貿易の健全なる發達を語るものに非ずして何ぞや。

左に上記の諸重要輸出品の價額及び神戸港貿易額に對する割合を表示すべし。

神戸港輸出重要品價額表

品別	明治五年 價額	明治五年 輸出總額ニ對スル割合	明治十五年 價額	明治十五年 輸出總額ニ對スル割合	明治二十五年 價額	明治二十五年 輸出總額ニ對スル割合	明治三十五年 價額	明治三十五年 輸出總額ニ對スル割合	大正元年 價額	大正元年 輸出總額ニ對スル割合	大正七年 價額	大正七年 輸出總額ニ對スル割合
	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割
茶	一、一八〇	六・八	二、四六七	三・七九	二、九四八	一・六八	三、七三五	・四九	一、九二七	・一三	一、七一八	・〇二
蠶絲	二八	・二五	—	｜	｜	｜	少	〇	｜	｜	一、三五四	・〇三
煎海鼠	一三	・〇七	一四	・一二	｜	｜		｜		｜	｜	｜
木蠟	六二	・一二	一三六	・三六	二六〇	・一三	七五一	・一〇	一、〇九九	・〇七	二、一〇三	・〇四
椎茸	一五	・〇八	九七	・一五	二九一	・一四	四一三	・〇六	五一三	・〇三	一、二〇五	・〇二
昆布	八	・〇四	五一	・〇八	一二四	・〇五	一八七	・〇三	七三五	・〇五	一、〇四四	・〇二
寒天	三	・〇七	一七二	・二六	五〇三	・二四	七八三	・一〇	一、一八三	・〇八	二、四四四	・〇五

錫	一七	・〇九	九〇	・一四	三〇四	・一四	五五六	・〇七	一、一一七	・〇七	八二三	・〇二
米	—	—	八五八	一・三一	三、六五八	一・七一	五、七四八	・七七	三、八三七	・二五	六、六一二	・一二
銅塊及錠	二八五	一・四九	五六一	・八六	二、二二二	一・〇三	四、四〇四	・五九	一四、二三六	・九五	一七、五五八	・三三
樟腦	四一	・二一	五八九	・九〇	一、二一〇	・五七	三、三三三	・四二	二、八二四	・一九	三、五五一	・〇七
煙草	三〇	・一五	六	・〇一	三二	・〇二	一、九二五	・二七	八三	・〇一	三八	〇
扇子及團扇	一〇	・〇五	六七	・一〇	二八八	・一四	七七〇	・一〇	七〇七	・〇五	三八三	・〇一
人參	少	〇	二四	・〇四	一一九	・〇五	一一五	・〇二	一〇四	・〇一	—	—
陶磁器	五	・〇三	一六九	・二六	八〇五	・三八	一、六四一	・二二	二、四二一	・一六	八、二〇七	・一五
漆器	一四	・〇七	八六	・一三	一三三	・〇六	一七五	・〇二	二七〇	・〇二	二七六	・〇一
安知母尼	—	—	九七	・一五	一六三	・〇八	二三八	・〇三	五四	〇	一、一五四	・〇三
屏風	少	〇	五六	・〇九	三三	・一五	三四四	・〇五	一七〇	・〇二	八四	〇
竹製品	二	・〇一	五四	・〇八	一八四	・〇九	一三〇	・〇三	一、一八七	・〇八	五一五	・〇一

青銅器	一	・〇一	二六	・〇四	七五	・〇四	一八六	・〇三	一八八	・〇一	七四	〇
石炭	八	・〇四	二六	・〇四	二五五	・一三	一三	〇	少	〇	二七	〇
燐寸	—	—	二	・〇二	一、九九〇	・九三	七、四七一	一・〇〇	九、一九七	・六一	二三、二七七	・四三
麥稈眞田	—	—	—	—	四八	・〇二	二、八六二	・三八	六、〇五七	・四二	三、四四九	・〇六
花筵	—	—	少	〇	一、一六四	・五三	六、五五一	・八八	三、七〇二	・二五	二、八四四	・〇五
洋傘	—	—	少	〇	三〇八	・一四	六九三	・〇九	六八四	・〇五	一、七八二	・〇三
綿氈	—	—	一	〇	一七二	・〇八	六四四	・〇九	五〇三	・〇三	三、〇六六	・〇六
玻璃器	—	—	—	—	一三三	・〇六	四九九	・〇七	二、〇〇〇	・一三	五、二五二	・一〇
紙製品	少	〇	—	—	八九	・〇四	一四九	・〇二	四三八	・〇三	六、三一〇	・一三
茶子油	—	—	—	—	四八	・〇二	八六	・〇一	六二三	・〇四	六、七四五	・一三
綿織糸	—	—	—	—	三	〇	一四、八九七	一・九九	三二、五一三	二・一六	七二、二七二	一・三五
綿フランネル	—	—	少	〇	—	—	四三七	・〇六	七八三	・〇五	二、七四五	・〇五

綿メリヤス肌著	—	—	五	・〇一	五三	・〇三	二三六	・〇三	六、〇一〇	・四〇	一〇、二五六	一・九一
刷子	—	—	—	—	—	—	五八一	・〇八	一、六八六	・一一	六、三六七	・一三
珊瑚	—	—	四	・〇一	三七	・〇二	三二六	・〇四	五三七	・〇四	二六	〇
綿製浴巾	—	—	—	—	—	—	五四〇	・〇七	一、六三五	・一一	一、九六七	・〇四
生金巾及シーチング	—	—	—	—	—	—	四六二	・〇六	三、六九四	・二五	二、四〇二	・二
清酒	—	—	少	〇	一〇	〇	五五七	・〇八	一、三四九	・〇八	一、三九一	・〇三
麥酒	—	—	少	〇	二	〇	二六六	・〇四	四六	〇	一、一一四	・〇二
薄荷腦	—	—	—	—	一	〇	六	〇	八一〇	・〇五	八〇三	・〇一
紙類	三	・〇二	六	・〇一	二九	・〇一	三七五	・〇五	五〇六	・〇三	六、一四八	・一三
綿ブランケット	—	—	—	—	—	—	一八四	・〇二	三三	〇	二、五三一	・〇五
鑛水	—	—	—	—	—	—	二八六	・〇四	一九五	・〇一	三二二	〇
熟皮	—	—	—	—	二	・〇一	一三一	・〇二	一六五	・〇一	四八二	・〇一

鈕釦	—	—	—	—	—	—	二四九	·〇三	一、九六一	·一三	八、五三七	·一六
翫具	五	·〇三	—	—	—	—	二五二	·〇三	一、〇六一	·〇七	三、三二〇	·〇六
木材及板	七	·〇四	四〇	·〇六	一三	·〇六	一九四	·〇三	二五六	·〇二	七九二	·〇二
茶箱用板及樽板	—	—	—	—	—	—	一六五	·〇二	五六九	·〇四	四、一〇四	·〇八
燐寸軸木	—	—	—	—	—	—	一六七	·〇二	二三五	·〇一	一、八九二	·〇四
豆類	—	—	少	〇	一	〇	三七	·〇一	一、二三三	·〇八	二六、九八三	·五〇
魚鯨油	—	—	一七	·〇三	三	·〇一	二三四	·〇三	一、二八六	·〇九	一、九二七	·〇七
大豆油	—	—	—	—	—	—	—	—	八六六	·〇六	一、一五六	·〇二
帽子	—	—	—	—	九	〇	五八	·〇一	三、三九五	·一三	四、二九〇	·〇八
精糖	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一九八	·〇八	七、〇七三	·一三
船舶	—	—	—	—	—	—	二四六	·〇三	六八六	·〇五	二七、七九五	·五一
靴足袋	—	—	—	—	—	—	八〇	·〇一	七五六	·〇五	二、四七〇	·〇五

羽二重	—	—	—	—	二	〇	三二	・〇三	八八八	・〇六	三、四九五	・〇六
澱粉	少	〇	—	—	—	—	—	—	四四	少	一三、六三一	・二五
椰子油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、七五六	・一八
亞鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、七二八	・一一
絹屑物	—	—	—	—	三七六	・一八	五〇三	・〇七	五一四	・〇三	二、一七五	・〇四
小麥粉	—	—	—	—	—	—	—	—	二	・〇一	四、七〇八	・〇九
ゴムタイヤー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、〇三七	・〇七
鐵條竿及板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、七七四	・〇九
ペーント	—	—	—	—	—	—	—	—	少	〇	二、二〇二	・〇四
手袋	—	—	二	〇	五	〇	—	—	一〇〇	・〇六	二、四一四	・〇五
酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一一三	・〇四
炭化石灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九八二	・〇四

鹽酸加里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八八九	・〇四
セルロイド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六〇三	・〇三
重石鑛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二四八	・〇三
眞鍮板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二七一	・〇三
除虫菊	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	・〇九	九四二	・〇一
麻類	—	—	—	—	—	—	—	—	八七	・〇一	八二三	・〇三
毛糸	—	—	—	—	—	—	—	—	二七	・〇一	七〇五	・〇一
魔法瓶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五七五	・〇一
鉛筆	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六四五	・〇一
琺瑯鐵器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六九六	・〇三

備考　表中少とあるは價格千圓以下なることを示す。

(二)　輸入品の變遷

輸出品目より見たる神戸の貿易が、順調の發達をなしゝこと夫れ此の如し。飜つて輸入品の狀況を檢するに、其發展の勢は亦相似たりと雖も、品種變遷の傾向に至りては稍〻異なるものあり。

明治初年の輸入品

抑も歐米諸國が兵庫・大阪の開港を幕府に迫るや、之を輸出入の上より見れば、寧ろ輸入を目的とせしが如し。當時大阪は全國商業の府にして百貨輻輳するとは云へ、歐米諸國へ、直ちに輸出すべき物資は、茶を除きては甚だ少なし。之に反して輸入上より見れば、本地方は古來富の中心をなし、加ふるに諸侯久しく其所要の物資を此に求めたれば、外品の消費に於ては江戶に劣らず、外人等が商品の輸入上本地方に著眼せしは當然なり。殊に當時我國に於て最も多く需要せられし外品は、綿糸布及び毛織物なるに、之等は從來大阪市場に於て取引甚だ盛なりき。故に慧眼なる英國人は先づ之等を輸入し、以て我國產たる綿布類を壓倒すべしと考へたり（英領事報告、青書一八六七年度英公使館ロコツク報告）。果せる哉、兵庫・大阪の開港せらるるや、先づ兵庫に輸入せられしものゝ約四割は、金巾・唐棧・寒冷紗・木綿糸・ブランケツト・吳呂・羅紗等の綿毛織物にして、繰綿を加ふれば全額の過半に當る。他は銅・酒類・紅花・藥種及び砂糖等なり。唯此外當時の輸入品として大に注目に値する

ものを兵器となす。兵器は横濱開港以來輸入禁制品なりしと雖も、幕府及び諸侯は自由に之を輸入し、殊に幕末明治初年に於て連年巨額の輸入を見たり。從つて明治元年兵庫開港に際しても、兵器は亦大なる輸入品にして、英領事報告によれば、小銃・大砲・雷管・彈藥及び他の附屬品を加へ約十五萬弗に上り、全額の二割餘を占む。同年兵庫・大阪の外、横濱・長崎に於て輸入せられし兵器(主に小銃)を總計すれば、其數十五萬六千個に及ぶ(靑書英領事報告一八六八年度)。幕末に於ては更に多量の兵器を輸入したるを以て、此等を合する時は當時輸入せし兵器の總量は莫大に上るべく、維新前後の諸兵亂はかくして輸入せられし武器に負ふ所甚だ大なると共に、之が爲め我國の失ひし正貨巨額にして、明治初年の我經濟界に與へし打擊の甚大なるを覺ゆるなり。

斯くて明治五年の交に及びては、流石に兵器の輸入は止みたれども、當時尚ほ最も大なる輸入品は綿毛織物にして、其品種は明治元年頃の各種綿毛織物の外、天鵞絨・更紗あり、毛織物として羅紗は衰へ、呉呂・メリノス・モスリン等多く、此他の重要なるもの左の如し。

砂糖・紅花・靴・革・鐵・諸器械・鐵塊及錠・綿傘・染粉・石炭油・生牛皮・犀角・玻璃器・五倍子・天

卽ち知る、當時神戸に輸入せし外品は、製造品の外既に原料品及び器械ありて、幾もなく國内工業の進歩を暗示せることを。又其輸入せし製造品なるものも、後には多く神戸の重要輸出品となりしものにして、初めは其地方の必要より輸入せし商品が、乃ち其地方に同一工業の發達を促し、之が輸出品と變ずること、なれるは工業發達の傾向を示す好個の事例なるべし。而して以上は何れも一萬圓以上の輸入品にして之に綿毛織物の各種を加ふる時は當時重要輸入品目は既に四十種以上に及びたり。

明治十年以後

明治十年に至るや輸入品目は益ゝ増加し十萬圓を起ゆるものモスリン・生金巾・石炭油・砂糖・綿天鵞絨・紅花・熟鐵・緋金巾の八種なりしも、逐年其量と種類とを増加したり。當時一方には西南戰爭ありて國力を疲弊したるも、他方同年地租を輕減したりしかば、之により民力漸く休養し、就中近畿・北陸・九州地方の農民の財力漸々餘裕を生じ、此等諸地方に於ける砂糖・綿繻子・モスリン・石炭油等の需要大に増進したり（大阪商法會議所關税改正下問復申書、明治十二年十月五日附）。而も近畿地方は茶の輸出盛にして、農家の子女も多くは又其收入を増せしにより、爭ひてモスリン・染緋金巾・更紗・吳呂等

を購入せしと云ふ(同復申書)。而して又明治十年來米穀の對淸輸出多く、一般農家の經濟豐となり購買力を增したれば、石油・木綿糸の如きは此頃最も輸入を增加したり。石油は其後明治十五年神戶に石油會社設立せられてより、漸次盛大となり、遂に神戶は我國石油の中央市場として、久しく其地位を保持したりき。又綿糸は從來多少の輸入ありしが、明治十二年より三菱汽船會社香港へ直通航路を開きしより、印度及び英國の綿糸は滔々として我國へ輸入せられ、明治二十年に至るや、其輸入額は神戶港全輸入額の約三分の一を占め、之が爲め從來盛なりし和歌山縣の綿糸製造業を衰微せしめたれども、却つてフランネル工業の發達を促し、外來フランネルの販路を奪ひぬ。又播磨・大和・河內等には舶來綿糸を原料とする綿工業起り、之により明治十五・六年以來生金巾の輸入を抑壓したり。

綿糸輸入と共に見遁すべからざるは外國繰綿の輸入なり。神戶に於ける繰綿の輸入が稍〻多額となりしは、明治十四年以來にして、多くは支那綿なり。其品質良好にして價廉なるにより、內地產の棉花を壓し、紡績業の進步に連れ逐年其輸入額を增加したり。綿糸と其原料たる棉花が、同時に其輸入額を增加したるは一見奇なるが如しと雖も、當時の我紡績業は技術未熟にして、其製造せる綿糸

は專ら緯糸にのみ使用せられ、外國綿糸は經糸に使用せられしに因る。

かくて明治二十年に於ける十萬圓以上の輸入品は左の二十一種となれり。

綿糸・白砂糖・石油・生金巾・モスリン・繰綿・毛繻子・熟鐵類・羅紗・鐵釘・道鐵(レール)・豆類・生皮・熟皮・油糟・赤砂糖・綿金巾・晒金巾・絹綿繻子・ブランケット・亞鉛

然れども明治初年に於て輸入品の首腦を占めたりし羅紗・ブランケット・金巾類は既に其比例的地位を下りたり。是れ内地に於ける斯業發達の結果たるや勿論なり。而して若し同二十年に於ける一萬圓以上の輸入品を數ふれば約百餘の多きに及ぶ。

明治二十年以後

是より明治二十六年日清戰役の前年に至る間は、内地諸種工業の興起時代にして、一般經濟界は殷賑なりしかば、新に重要輸入品となりしものにアニリン染料・苛性曹達・紡績機・格魯兒酸剝篤亞斯・窓硝子・羊毛・セメント等あり。繰綿は明治二十四年頃より印度綿・米國綿の輸入を見、綿糸は從來優勢なりし印度綿糸衰へ英國綿糸增加し、又一時衰へたるモスリンは、内地友禪染色業の發達に伴ひて再び增加したり。食料品としては豆類は明治二十一年以來朝鮮及支那より、米は明治二十三年來印度支那より、連年何れも多額に輸入し來り、豆糟亦支那より輸

入せられたりき。而して明治二十六年に於ける十萬圓以上の重要輸入品は凡て四十五種を數へぬ。

日清戰役以後

日清戰役以後に於ては諸企業の勃興と、明治二十九年及び同三十二年輸入稅の改廢とにより、繰綿・機械類の增進せし外、羊毛・麻の原料品輸入大となり、又洋紙・時計・乾藍・毛織糸・コンデンスミルク等亦重要輸入品となる。然れども精糖及鐵類の或者は減退に傾く。而して從來微々たりし麥粉は明治三十年以來、小麥は同三十六年後急に巨額の輸入をなせり。一般の輸入品も逐年其品目を增し、明治三十六年に於ける十萬圓以上の輸入品は約百種に及び、百萬圓以上のものを漸次に擧ぐれば左の如し。

繰綿・米・石油・麥粉・モスリン・小麥・器械類・大豆・乾藍豆糟・砂糖・鐵條竿・精糖・更紗・生金巾・羊毛・生綿・鐵板

日露戰役以後

明治三十七年日露戰爭の開始せらるゝや、或は消費稅を課し、或は關稅を增徵せしにより、之が爲め輸入品に與へたる影響尠からず。砂糖・石油・モスリン等が戰後一時其輸入を減じたるは蓋し之に基く。次に明治四十四年國定關稅率の結果保護政策自由に行はるゝに至りしかば、此後輸入額減少に傾けるものに、麥

粉・小麥・豆・乾藍・羅紗・セルヂス・更紗・生金巾及シーチング・熟皮・レール・自轉車及附屬品・綿織絲等あり。是等は課稅關係の外兼ねて內地斯業興起の結果によるものたるや言を俟たず。然れども他の多くの輸入品にありては、概ね其價額を增大し、中にも生ゴム・パルプ・薬鐵・鐵類・機械・麻類・羊毛・繰綿・紙等は其增進最も顯著なるものなり。

而して此間に於て新に重要輸入品となりしものに、貝殼・硝酸曹達・硫酸アンモニア・燐礦石・鐵筒及管・パラフキン蠟・人造藍・銑鐵・錫・ニッケル等あり、何れも本期間に年額五十萬圓以上の輸入をなす。而して此等を加へ、大正二年に於ては百萬圓以上のもの四十四種ありき。

世界戰爭開始以後

世界戰爭勃發以後大正七年に至る間に於て、輸入品の受けたる影響は主として歐米諸國の禁輸、及び船腹の不足に基くものにして、槪して歐米諸國よりせるものに減じ、東洋諸國よりせるものに增加せるは自然の結果なり。今大戰期中に增減せし輸入品を分類すれば左の如し。

一、大戰前の大正二年に比し同七年の輸入數量の減少せる重なるもの、

鹽酸加里、格魯兒酸剝篤亞斯)・毛織絲・燐礦石・アニリン染料・石油・薬鐵・ニッケル・銑

鐵・パルプ等

二、輸入數量の增加せる重なるもの、

コプラ・生ゴム・食鹽・羊毛・麻類・ソーダ灰・鐵板・レール・硝酸ソーダ・砂糖・米等

三、戰役中より新に重要輸入品となれる重なるもの、

シェラック・松脂・植物性揮發油・牛脂・阿仙藥・野蠶絲・發電機・ガンニー袋等

此等を總括し、大正七年神戸へ輸入せる品種中、百萬圓以上のものは七十二種にして、若し十萬圓以上のものを數ふれば、實に二百種を越ゆるに至れり。

明治初年以來輸入品は此の如く變遷せり。而して顧みて其間に於ける品種目變遷の傾向を考ふるに、蓋し我が輸入品は輸出品と異り、初めは其種類多く從つて各品種の總額に對する割合は甚だ多からず、一二の商品に偏重せることとなかりき。即ち明治五年の交、輸入額の最も大なりし各種毛織物を總計しても、全額の三割五分にして、次は生金巾及シーチングの二割、他の綿織物は七分七厘、綿織絲六分四厘、砂糖四分六厘、他は悉く三分以下なり。明治十五年に於ては、綿織絲一割九分、石油一割六分、モスリン八分二厘、他の雜毛織物五分九厘、生金巾及シーチング五分四厘にして、平準的傾向尚ほ著しかりき。然るに明治二十五年に

至るや、内地紡績業の勃興急激にして、神戸は殊に其中心に近き爲め、繰綿の輸入急增し、輸入總額の二割四分に及び、他は綿織絲の一割一分、砂糖の一割、諸毛織の八分三厘、豆類の五分二厘を重なるものとし、稍〻平準性を失ひたり。降りて明治三十五年及び大正元年に於て、繰綿は四割六・七分を占めて群を拔き、米は五分八厘、他は悉く四分以下にして、繰綿偏重は神戸輸入貿易の特色となれり。而して大正七年に於て繰綿の割合は四割に減じ、鐵板五分七厘、鐵條竿ティーアングル形類五分三厘を占め、以下羊毛・油糟・米・鐵塊及錠・機械類は四分三厘乃至三分を占む。

由是觀之、神戸の輸入品は初めは平準性大なりしが、漸次偏重性を增加せる傾向ありて、輸出品とは反對の方向を取るもの〻如し。是れ輸入品にありては、初めは主として諸種製造品なりし爲め、其品種を多からしめしが、漸次國內工業の發達に伴ひ、原料品若しくは食料品其大部分を占むるに至り、遂に偏重性を帶びしものと云ふべし。從つて其品種數に於ても、輸出品の品種增加の割合に比して輸入品增加の割合少く、前者にありては明治二十六年十萬圓以上のもの二十七種より、大正二年百萬圓以上のもの二十九種、大正七年に於ては同上のもの九十種なりしに、輸入品種は同期間に四十五種・四十四種及び七十二種となり、增進

り度輸出品の夫に比して劣れるを見る。

神戸港輸入重要品價額表

品別	明治五年 價額	明治五年 輸入總額ニ對スル割合	明治十五年 價額	明治十五年 輸入總額ニ對スル割合	明治二十五年 價額	明治二十五年 輸入總額ニ對スル割合	明治三十五年 價額	明治三十五年 輸入總額ニ對スル割合	大正元年 價額	大正元年 輸入總額ニ對スル割合	大正七年 價額	大正七年 輸入總額ニ對スル割合
	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割	千円	割
生金巾及シーチング	一、〇七三	二・〇八	三四五	・五四	八二〇	・二六	一、七二三	・一二	七九七	・〇三	—	—
染緋金巾	一四三	・二六	二九三	・四六	一九二	・〇六	一五九	・〇一	一三	〇	二	〇
晒金巾	一	〇	三九	・〇六	一二九	・〇四	五〇六	・〇四	五六四	・〇二	三三八	〇
唐棧	二三	・一三	六	・〇一	—	—	—	—	—	—	—	—
寒冷紗	三	・〇一	六五	・一〇	四六	・〇一	一五〇	・〇一	一七七	・〇一	二〇	〇
綿天鵞絨	一〇四	・二〇	一二二	・一八	二四〇	・〇八	五四九	・四	五六九	・〇二	一六一	〇
更紗	六二	・一二	三六	・〇六	一五三	・〇五	一、六八三	・一二	四〇三	・〇一	七	〇
其他の雜綿布	一八	・〇四	一四四	・二三	五二一	・一七	三、三二四	・二二	二、九二六	・一〇	二、三三一	・〇三
綿織絲	三二	・六四	一、二二五	一・九一	三、五四〇	一・一五	三八二	・〇三	三三一	・〇一	六六四	・〇一

ブランケツト	三三	・〇六	六五	・一〇	二四二	・〇八	六四	〇	六七	〇	七一	〇
羅紗及セルヂス	一八五	・三六	一五	・〇三	一八八	・〇六	一、七四九	・一三	三、五〇四	・一三	四、〇四八	・〇五
モスリン	二〇〇	・三九	五二四	・八二	一、一五七	・三八	三、〇二三	・二二	九三	〇	―	―
其他の毛織物	一、四四四	二・八〇	三一二	・五九	一、一八七	・三九	一、〇二五	・〇七	九九六	・〇三	九五七	・〇一
繰綿	一〇	・〇二	一〇二	・一六	七、五八五	二・四七	六六、八七三	四・七七	一三八、四六五	四・五八	三一三、九二七	四・〇二
酒類	四八	・〇九	六二	・一〇	九四	・〇三	一五一	・〇二	一二三	〇	四五九	〇
紅花	二六	・一三	五一	・〇八	七	〇	一四	〇	一六五	・〇一	一〇七	〇
菜子及芥子	八	・〇二	―	―	―	―	―	―	一、八〇六	・〇六	五、二五四	・〇七
粗糖	二四九	・四六	一〇七	・一七	三、一七七	一・〇三	八九六	・〇六	一、〇〇五	・〇三	六、四〇八	・〇八
兵器	少	〇	―	―	五	〇	五	〇	一四	〇	一四	〇
靴	五四	・一〇	一	〇	一	〇	一八	〇	九	〇	一五	〇
革	四七	・〇九	五一	・〇八	一八五	・〇六	四六八	・〇三	一、二八六	・〇四	一、四〇四	・〇二

鐵塊及錠	四二	・〇八	六五	・一〇	一八四	・〇六	一、〇五二	・〇七	五、二七九	・一七
紡績機	—	—	—	—	二〇二	・〇九	二五五	・〇二	一、四六一	・〇五
雜機械類	五二	・一〇	一〇四	・一六	三三二	・一一	二、七〇二	・一九	二、四二五	・二八
鉛塊及錠	—	—	二〇	・〇三	一三	・〇四	一七二	・〇二	一、五一八	・〇五
綿糸	一七	・〇五	少	〇	少	〇	—	—	—	—
石油	二五	・〇五	一、〇五四	一・六五	一、三四三	・四四	五、四七七	・三八	一、八九四	・〇六
牛皮	一九	・〇四	少	〇	二四	・〇一	一七一	・〇二	七六三	・〇三
犀角	一四	・〇三	七	・〇一	七	〇	一四	〇	—	—
玻璃器	一三	・〇三	八	・〇一	四〇	・〇一	一二	〇	七三	〇
五倍子	一三	・〇三	—	—	—	—	—	—	—	—
天蠶絲	一三	・〇二	一六	・〇三	二四	・〇一	六一	〇	六四	〇
鐵釘	—	—	—	—	三七八	・一三	一、〇一三	・〇七	一、二八〇	・〇四

鐵塊及錠	二四、三四三	・三一
紡績機	四、二一九	・〇五
雜機械類	一九、八二六	・二五
鉛塊及錠	八、〇二三	・一三
綿糸	—	—
石油	一、三九九	・〇二
牛皮	一、三三七	・〇二
犀角	—	—
玻璃器	五九	〇
五倍子	—	—
天蠶絲	一四二	〇
鐵釘	一、五〇五	・〇三

豆類	—	—	九四	•一四	一、五九七	•五二	二、四八六	•一七	三、〇六二	•一〇	七、二七三	•〇九
油糟	—	—	三	•〇一	五六七	•一八	三、五九九	•二四	八、五五六	•二八	三一、二五九	•四〇
亞鉛板	少	〇	二五	•〇四	二〇〇	•〇七	九五三	•〇七	一、三六六	•〇四	一、二四四	•〇二
アニリン染料	—	—	—	—	一七二	•〇六	八九一	•〇六	二、六二二	•〇八	五、六一三	•〇七
苛性ソーダ	—	—	少	〇	一〇四	•〇三	三四八	•〇二	三八九	•〇一	一、一四〇	•〇一
鹽酸加里	—	—	—	—	二六四	•〇九	七一七	•〇五	一、二〇九	•〇三	一一九	〇
板硝子	八	•〇二	二六	•〇五	一一	•〇三	九一五	•〇六	一、一七五	•〇三	八五三	•〇一
羊毛	—	—	—	—	五六	•〇二	七三九	•〇五	四、九九四	•一七	三三、四四〇	•四三
セメント	—	—	二	〇	一四	〇	二五	〇	—	—	—	—
米	—	—	少	〇	二〇二	•〇七	七、〇一三	•五八	二、〇〇七	•三六	三〇、三五二	•三九
麻類	—	—	—	—	五九	•〇二	九一一	•〇六	二、六六六	•〇八	一〇、九九六	•一四
紙類	一〇	•〇三	二〇	•〇三	一七七	•〇六	二、一四五	•一四	三、三七二	•一一	三、二四七	•〇四

時計	七	・〇一	五九	・〇九	一〇五	・〇三	一一八	・〇一	二〇三	・〇一	三九八	・〇一
乾藍	—	—	少	〇	四	〇	一、五六一	・一二	一一	〇	一、九七三	・〇三
コンデンスミルク	—	—	一〇	・〇三	二	〇	三四八	・〇二	一、〇四五	・〇四	五七六	・〇一
精糖	—	—	二	〇	二	〇	一、二四四	・〇九	—	—	—	—
麥粉	—	—	六	・〇一	二九	・〇一	九八二	・〇七	四九〇	・〇二	七八六	・〇一
小麥	—	—	—	—	少	〇	七八	〇	一、六二三	・〇五	六、九一七	・〇九
鐵條竿及テイアングル形類	—	—	二七三	・四三	三九三	・一三	一、五七四	・一一	七、〇二四	・一三	四一、六六八	・五三
生綿	—	—	—	—	三七二	・一二	九三七	・〇七	八三七	・〇二	一、八〇九	・〇二
鐵板	—	—	—	—	一一五	・〇四	一、八四四	・一三	七、六八五	・二五	四四、九七二	・五七
レール	—	—	二	〇	五二	・〇二	五五六	・〇三	八九六	・〇三	五、五九四	・〇七
自轉車及附屬品	—	—	—	—	—	—	一八九	・〇一	一、二七五	・〇四	三四八	〇
生ゴム	—	—	—	—	—	—	一七	〇	一、三五三	・〇四	八、二二九	・一一

パルプ	—	—	—	—	—	—	二三九	・〇一	二、三四五	・〇八	四、一七八	・〇五
葉鐵	少	〇	—	—	二	〇	二四九	・〇二	一、六四五	・〇五	二、七五〇	・〇三
貝殼	—	—	—	—	—	—	二〇	〇	七二〇	・〇二	二、六三五	・〇三
硝酸ソーダ	—	—	—	—	—	—	六〇	〇	九〇八	・〇三	六、二二六	・〇八
硫酸アンモニア	—	—	—	—	—	—	三〇八	・〇二	六、三三二	・二	二七六	〇
燐礦石	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八〇七	・〇六	八七	〇
鐵筒及管	—	—	—	—	一六	・〇一	三〇七	・〇二	一、六〇二	・〇五	六、二四〇	・〇八
パラフキン蠟	—	—	—	—	一九〇	・〇六	三五〇	・〇二	一、一八六	・〇四	二、三四〇	・〇三
人造藍	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一五四	・〇四	少	〇
錫塊及錠	少	〇	九	・〇一	一三	〇	一九三	・〇一	一、三三一	・〇五	五、〇九三	・〇六
ニッケル	—	—	三	〇	三五	・〇一	一一六	・〇一	一、一〇四	・〇四	七五八	・〇二
毛織絲	—	—	少	〇	一一八	・〇四	五一八	・〇四	四、一四八	・一四	六八	〇

食鹽	－	－	－	－	少	〇	四	〇	八〇	〇	四五七	・〇一
ソーダ灰	－	－	－	－	－	－	二〇九	・〇一	七五五	・〇三	五、七七五	・〇七
野蠶絲	－	－	－	－	－	－	－	－	四〇二	・〇一	一、四三〇	・〇三
松脂	－	－	－	－	－	－	六四	〇	[illegible]	〇	一、[illegible]一四	・〇[illegible]
植物性揮發油	－	－	－	－	－	－	九	〇	四〇五	〇	一、四九一	・〇三
牛脂	－	－	－	－	－	－	－	－	一八六	〇	二、二四三	・〇[illegible]
阿仙藥及ヌンニンゴキス	－	－	少	〇	二	〇	三	〇	二四三	〇	一、一三四	・〇一
シェラック	－	－	－	－	－	－	－	－	九[illegible]	〇	一、三四〇	・〇一
コプラ	－	－	－	－	－	－	少	〇	一〇八	〇	九、九[illegible]三	・[illegible]三
ガンニー袋	－	－	四三	・〇七	五一	・〇二	七三	・〇一	三〇	〇	一、五八〇	・〇三

備考　表中少とあるは價額千圓以下なることを示す

(三) 類別的觀察

神戸開港以後我産業發展の階段

抑も國民經濟生活發展の過程たるや、碩學リストに從へば、狩獵及漁業・牧畜・農業・農工業・農工商業の五階級とせらるゝと雖も、既に一の文化國家として發達せるものは、概ね第三階以下のものたるべし。況んや我國の如き古き文化を有する國に於ては、國民生活は夙に第五階に達し居たるや論なし。故に明治維新以後、卽ち神戸開港以後に於ける我國民經濟生活殊に産業興隆の跡を稽ふるに當りては、第五階中に於て、別に發展の階段を設くるを可とすべし。茲に於て吾人は試みに左の階段を命名し、以て明治・大正に至る間の産業發展の順序となし、兼ねて時代を劃する標準たらしめんとす。

一、固有産業時代　二、模倣産業時代　三、移植産業時代　四、自由産業時代

固有産業時代とは卽ち從來我國に存せる器具により、我國産を造出せし時代にして、主として農産及び水産物の食料及び原料を産出し若くは陶磁器・漆器等の手工品を作製せり。模倣時代とは外國より器械及び智識を輸入し、或は我國の原料により泰西諸國の物産を模倣製出し、或は國産の開發を圖りし時代にして、器械生絲の發達、銅・石炭産出の增大は此時代に屬す。然るに我産業殊に工業の大規模となるや、器械・原料共に之を外國に仰ぎ、我國は唯勞力と智識を寄與する

のみにて物產を產出し得るに至れり。之れ卽ち移植產業時代にして、綿毛紡績業興起の如きは之を代表す。而して國民智識の進步は器械・原料共に之を自國に產し得るに至りたるも、時ありて之を外國に求め、任意に工業を營む時代來れり。之を自由產業時代と稱し、卽ち現在の我國にして洋紙・精糖業等の發達は此時代を象徵す。

明治・大正の五十餘年間、產業發展の經路は概ね此の如しとせば、我國從つて神戸の貿易も亦此の大勢によりて支配せられ、其輸出品も亦此の傾向を表現すべき筈なり。殊に神戸の如く其背域が工業地たる港に於ては、其特色の現はるゝは當然なり。

各類別輸出入品の價額及び其增進率竝に全輸出入額に對する割合

輸出入品を其用途と加工の程度とによりて類別せば、食料品・原料品・原料用製品及び全製品の四種となすを得べし。今此類別を基とし、明治初期以來神戸港に於ける貿易價額及び貿易額增進率竝に全輸出入額に對する割合を表示せば左の如し。

(一)神戸港外國貿易品價額類別表

類別		明治六年	同十五年	同廿五年	同卅五年	同四十年	大正元年	同五年	同七年
食料品	輸出	一、五七二千円	三、八八七千円	八、三〇六千円	一五、九九七千円	一四、〇〇四千円	一七、九四四千円	三七、九一五千円	七六、六五三千円
	輸入	四三五	三五八	五、三〇一	一六、七〇八	二〇、七二三	二一、二九三	八、〇四〇	五七、四〇七
原料品	輸出	五〇	一五三	一、〇三八	二、二三五	三、三九二	四、六四五	一一、六二四	二五、九二八
	輸入	一二七	一五四	八、二五四	七一、一四八	一〇六、六二四	一七五、一〇六	二五二、八五三	四五五、八四三
原料用製品	輸出	六二六	一、五九三	四、四七三	二七、八三一	四五、四九五	六八、四九〇	一三三、一一五	一七六、四七七
	輸入	七三四	一、九九三	七、五〇九	二三、三五七	四四、一一八	五八、四八一	八一、二九二	二〇七、四五六
全製品	輸出	二〇五	六三八	六、四三五	二七、二八九	四三、一八三	五七、八四六	一四八、七六五	二四九、四六六
	輸入	四、六四五	三、七九一	九、四八一	三一、七一三	五一、五〇五	四六、二九六	二八、四七〇	六〇、七六七
雜品	輸出	五	一〇〇	一、〇四一	一、三九三	五九二	一、五四八	九、六八四	一〇、八二三
	輸入	八七	八一	一五一	五八八	四七五	一、〇二〇	三、四四二	二、八三五
總計	輸出	二、四五九	六、三七四	二一、二九五	七四、七四八	一〇六、六六八	一五〇、四七五	三三一、一〇四	五三九、三五〇
	輸入	六、〇三〇	六、三七八	三〇、六九八	一四四、五一六	二二三、四三七	三〇二、一九九	三七四、〇九九	七八四、三一〇

(二)同上增進率及全輸出入額に對する割合表

類別		食料品 輸出	食料品 輸入	原料品 輸出	原料品 輸入	原料用製品 輸出	原料用製品 輸入	全製品 輸出	全製品 輸入	雜品 輸出	雜品 輸入	總計 輸出	總計 輸入
增進率	明治六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	同十五	二・五	・八	三・一	一・二	二・五	二・七	三・一	・八	二〇・〇	・九	二・六	一・一
	同廿五	五・三	一七・〇	二〇・七	六五・〇	七・一	一〇・二	三一・四	二・〇	二〇八・二	一・七	八・七	五・一
	同卅五	一〇・二	三八・四	四四・七	五六〇・二	四四・五	三一・八	一三三・一	七・〇	二七八・六	六・八	三〇・四	二四・〇
	同四十	八・九	四七・六	六七・八	八三九・五	七二・七	六〇・一	一二〇・六	一二・一	一二八・四	五・五	四三・三	三七・一
	大正元	一二・四	四八・九	九二・九	一、二七八・八	一〇九・四	七九・七	二八三・三	一〇・〇	三〇九・六	一一・七	六一・二	五〇・一
	同五	二四・一	一八・五	二三三・五	二、〇〇〇・〇	一九六・七	一一〇・七	七二五・七	六・一	一、九三六・八	三九・六	一三四・七	六三・〇
	同七	四八・八	一三三・〇	五二八・六	一、五八九・三	二八一・九	二六三・六	一、二二六・九	一三・一	二、一六四・六	三三・六	二二九・三	一三〇・一
全輸出入額ニ對スル割合	明治六	六・四割	〇・七	〇・二	〇・二	二・六	一・二	〇・八	七・七	〇	〇・二	一〇・〇	一〇・〇
	同十五	六・一割	〇・六	〇・二	〇・二	二・五	三・一	一・〇	六・〇	〇・二	〇・一	一〇・〇	一〇・〇
	同廿五	二・九割	一・七	〇・五	二・七	三・一	二・四	三・〇	三・一	〇・五	〇・一	一〇・〇	一〇・〇
	同卅五	二・一割	一・二	〇・三	四・九	三・七	一・六	三・七	二・三	〇・二	〇	一〇・〇	一〇・〇
	同四十	一・三割	〇・九	〇・三	四・八	四・三	二・〇	四・〇	二・三	〇・一	〇	一〇・〇	一〇・〇
	大正元	一・二割	〇・七	〇・三	五・八	四・六	一・九	三・八	一・五	〇・一	〇・一	一〇・〇	一〇・〇
	同五	一・一割	〇・二	〇・四	六・七	三・七	二・二	四・五	〇・八	〇・三	〇・一	一〇・〇	一〇・〇
	同七	一・四割	〇・七	〇・五	五・八	三・三	二・七	四・六	〇・八	〇・二	〇	一〇・〇	一〇・〇

備考　輸出入品價額の類別に關して、政府發行の諸統計は年次により其類別法一樣ならず。明治初年の統計は輸出入品を定額品・從價品・無稅品の三種とし、別に船用品・官用品を區別せり。明治六年以後に於ては元物・加工物・製產の三種とし、前二者には各〻陸・坑・水の區別あり、製產品を別ちて化工の二種とせるも、全國の統計を掲げて各港別のものなし（商務局、明治十一年度商況年報）。其後出版せられし大藏省の年表は、明治十四年迄は、各港別有稅品・無稅品・船用品・官用品・戻稅品を別ちたるも、主として稅の有無による區別にして、貿易品の性質上より類別せしにあらず、同十五年以後に於て稍〻此種の類別をなしたれども、尙ほ課稅率を標準とせる細別にして、用途加工の程度によれる大類別をなさゞりき。明治三十六年以後の神戶港外國貿易概況は、明治三十四年以來の輸出入品に就きて、或は原料品・粗製品・精製品・雜品を別ち、或は又農・礦・水・工の諸產品を類別し、其分別法一定せず。同四十年以後の同概況に至り、初めて現今準據する食料品・原料品・原料用製品・全製品・雜品の區別をなし、同三十八年來の計數を掲上せり。因りて本表は、明治四十年來は「神戶港外國貿易概況」の計數を採り、其以前は、其以後の品目を標準とし、各年の「大日本外國貿易年表」の計數を一々類別計算したり。但し明治六年は「大日本各港輸出入物品年表」の計數を採る。増進率及全輸出入額に對する割合表は第一表に基き算出したり。類別中の各種品目及び其消長に就きては後表を參照せよ。

輸出關係

以上の類別表により先づ輸出を觀察するに、食料品にありては其進步他種輸出品に比すれば一般に遲緩にして、增加率は明治六年を標準とせば、同三十五年は一〇・二倍、大正元年には一一・四倍にして、全輸出額に對する比例は同年代に六

割四分より二割一分及び一割二分に減じ、全輸出額に對する割合は、明治六年以來殆んど規則正しく其率を減ず。大正七年には增加率も全額に對する比例も增したれども、世界大戰による特別の現象なり。又原料品は其增進率食料品に比すれば稍ゝ大なるも、近年に於ける增額は再輸出品たる棉花を含むを以て、實額の增加著しからず。而して全額に對する比例は、常に二分乃至五分の間にありて殆んど進步の跡を見ず。由是觀之、神戸港の輸出品中、主として固有産業によれる食料品・原料品の如き天産物は、漸々輸出上の地位を低下するか、或は假令其額增加するも、輸出品としての地位常に微弱なるを知る。

反之、加工品たる原料用製品及び全製品を見るに、共に其輸出額の增加率順調に增大せる外、全輸出額に對する割合も、亦漸次優勢となりつゝあり。殊に全製品にありては、增加率は明治六年に比すれば、大正七年は千二百十六倍餘の多きに及び、全額に對する割合は實に八分より四割六分に進みたり。是れ神戸の背域に於て漸次模倣・移植・自由産業の盛となりし結果たるや勿論なり。唯注意すべきは原料用製品の全輸出額に對する割合が、大正元年迄常に增進したるも、其以後に減少せることにして、是れ專ら綿絲輸出割合の減少に基くものなり。若

し此傾向を前の食料品・原料品輸出率低下の傾向に加算して考ふれば、神戸の輸出貿易は、漸次天産物・半製品を離れて、精製品に集中せんとする傾向を有するものゝ如し。

輸入關係

翻つて輸入關係を見るに、如上の輸出關係は卽ち之を反映するものにして、食料品の全輸入額に對する比例は盛衰常なきも、之れ內地米作の豊凶、臺灣・朝鮮の併合によるものにして、其增加の率は一般に大に增進に傾けり。 原料品に至りては、其增加率明治六年に比すれば大正元年は千三百七十八倍、大正七年は三千五百八十九倍となり、全額比例は明治六年及び同十五年は僅かに二分なりしに、同三十五年には四割九分となり、大正元年及び同七年には五割八分を占め、其增進の度眞に驚歎すべし。 又原料用製品は其增加率一般に大にして、全額比例の稍々減じたるは、內國に於ける自由產業勃興の結果、鐵材の如きものゝ產出增加せしこと與りて力あるも、尙ほ大正七年には二割七分を占めたり。

各類別輸出入品變遷の大觀

要之、曩の輸出品が近年天然物・半製品に其の率減少せるに反して、輸入品に於ては之に偏重し、而かも輸入港たる神戸に於ては近時其偏重の度合極めて顯著にして、大正七年此等にて實に全輸入額の九割二分を占む。 故に全製品輸入は

非常なる勢を以て其率を減じ、明治六年には全額比例七割七分を占めたるに、明治末期には二割三分となり、大正七年には僅かに八分となりたり。從つて其輸入額の增加率も極めて微弱にして、明治六年と大正七年とを比較せば、僅かに十三倍に過ぎず、之を同品の輸出が同期間に一千二百十六倍の增進を遂げたるに比較せば、其對照の如何に大なるを覺らん。

以上の大勢によりて推論するに、神戸は今や全く全製品の輸出港、原料品の輸入港となれるなり。之れ近時我國が既に自由產業の域に達し、任意の工業を營み得るに至りしかば、泰西諸國の如く所謂輸出工業國（エキスポート・インダストリー）となり、其機能が最もよく神戸の背域に於て行はるゝが故に、貿易額の類別上より見れば、如上の傾向と特色とを現はすものと云ふべし。

我國貿易の總量上より觀たる神戸貿易品の地位

去りながら更に一歩を退きて、近時に於ける我國貿易の總量上より神戸貿易品の地位を觀察するに、別表に示すが如く、明治三十五年・大正元年・同七年の三期の變遷を考ふれば、輸出に於て全國に對する割合の增加せるは、原料品と雜品なるも、原料品は繰綿の再輸出を含むを以て眞の增進と見るを得ず、雜品の多きは主として小包郵便物の增加によるも、其額僅少なり。而して割合の減少せるも

のは食料品・全製品にして、原料用製品も寧ろ減少に傾き、殊に全製品輸出が明治三十五年には全國輸出の三割七分を占め居たるに、大正七年神戸輸出の最も旺盛なりし時にも拘らず、二割九分に減じたるは、神戸港の輸出貿易に取りて一大警鐘たらずんばあらず。　更に輸入品を見るに、食料品を除きては殆んど凡ての種類が、全國に對する割合を減じ、殊に原料品の輸入が、明治三十五年に全國の八割を有せしに、大正七年には五割三分に激減せし事實は、日本各地に工業の分散せし爲めにして、工業が集中的（セントラライジング・テンデンシー）傾向より、分散的（デセントラライジング・テンデンシー）傾向に移る一般の原則に支配せらるゝとは云へ、神戸港としては決して晏如たるを得ざるべし。　唯貿易額激増の幻影に迷ひて、長く桃源の夢より覺めずんば、延ては我國重要港としての地位を失墜するの期臻るやも知るべからざるなり。

全國外國貿易品類別價額に對する神戸の割合表

類別		明治三十五年 全國價額	明治三十五年 神戸價額	明治三十五年 全國に對する割合	大正元年 全國價額	大正元年 神戸價額	大正元年 全國に對する割合	大正七年 全國價額	大正七年 神戸價額	大正七年 全國に對する割合
食料品	輸出	千円 三一、〇九四	千円 一五、九九七	割 五・一	千円 五五、〇一二	千円 一七、九四四	割 三・三	千円 二一〇、一五九	千円 七六、六五三	割 三・六
	輸入	五一、四四五	一六、七〇八	三・二	七二、〇五四	二一、二九三	三・〇	一七五、五〇七	五七、四〇七	三・三
	合計	八二、五四〇	三二、七〇六	四・〇	一二七、〇六六	三九、二三八	三・一	三八五、六六七	一三四、〇六一	三・五

原料品	輸出	二四、八〇五	二、二三五	〇・九	四四、四六一	四、六四五	一・〇	一〇二、八二二	二五、九二八	二・五
	輸入	九一、三二三	七一、一四八	八・〇	二九九、三五四	一七五、一〇六	五・八	八五五、一三七	四五五、八四三	五・三
	合計	一一六、〇二八	七三、三八四	六・三	三四三、八一五	一七九、七五二	六・七	九五六、九五九	四八一、七七一	五・〇
原料用製品	輸出	一一四、七一八	二七、八三一	二・四	二六五、〇四二	六八、四九〇	二・六	七五七、二六三	一七六、四七七	二・三
	輸入	四九、一七九	二三、三五七	四・七	一二二、八〇五	五八、四八一	四・八	四五七、六四二	二〇七、四五六	四・五
	合計	一六三、八九七	五一、一八八	三・一	三八七、八四八	一二六、九七二	三・三	一、二一四、九〇五	三八三、九三四	三・二
全製品	輸出	七四、〇六一	二七、二八九	三・七	一五五、七三〇	五七、八四六	三・七	八五三、八二五	二四九、四六六	二・九
	輸入	七四、九六二	三三、七一三	四・四	一二一、一七〇	四六、二九六	三・八	一六九、三七三	六〇、七六七	三・六
	合計	一四九、〇二三	六一、〇〇二	四・〇	二七六、九〇一	一〇四、一四二	三・八	一、〇二三、一九八	三一〇、二三三	三・〇
雜品	輸出	一三、六二三	一、三九三	一・〇	六、七三四	一、五四八	二・三	三九、〇三〇	一〇、八二三	二・八
	輸入	四、九二〇	五八八	一・二	三、六〇七	一、〇二〇	二・八	一〇、四八三	二、八三五	二・七
	合計	一八、五四三	一、九八一	一・一	一〇、三四一	二、五六八	二・五	四九、五一三	一三、六五九	二・八
總計	輸出	二五八、二〇三	七四、七四八	二・九	五二六、九八一	一五〇、四七五	二・九	一、九六三、一〇〇	五三九、三五〇	二・七
	輸入	二七一、七三一	一四四、五一六	五・三	六一八、九九二	三〇二、一九九	四・九	一、六六八、一四三	七八四、三一〇	四・七
	合計	五三〇、〇三四	二一九、二六四	四・一	一、一四五、九七四	四五二、六七五	四・〇	三、六三一、二四三	一、三二三、六六〇	三・六

以上は輸出入品に就き、類別相互間の比較觀察なり。更に進んで各類別内に

各類別内に於ける輸出品の變遷

於て如何なる商品が如何なる變遷をなしたるやの觀察も亦併せて缺くべからずと雖も、凡百の商品を悉く叙述すること能はざれば、唯重なるものを取り、主として近時の變遷に就いて一瞥せん。而して各輸出入品に就き、其神戸の總貿易に對する關係は既に第一項に概要を說きたるを以て、玆には重に各品增進の割合及び最近に於て全國同種の貿易に對し、如何なる地位を占むるやを見んと欲す。先づ輸出品に就いて其變遷を表示すれば左の如し。

神戸港輸出重要品類別價額の增加率及全國に對する神戸の割合表

類別	神戸港增加率								全國に對する神戸の割合			
	明治廿五年		同三十五年		大正元年		同七年		明治三十五年		大正七年	
	價額	基準	價額	增加率	價額	增加率	價額	增加率	全國價額	割合	全國價額	割合
食料品												
豆類	千円 一	一	千円 三七	三七•〇	千円 一、二二三	一、二二三	千円 二六、九八四	二六、九八四	千円 九二	割 四•〇	千円 五五、五三九	割 四•九
澱粉	—		—		四		一三、六三一		—		二九、六一〇	四•六

精糖	—		—		一、一九八		七、〇七三		—		二三、二五三	三・〇
米	三、六五八	一	五、七四八	一・六	三、八三七	一・〇	六、六二二	一・八	六、六七九	八・六	八、三三二	七・九
酒類	一四	一	八三二	五九・四	一、四一三	一〇〇・九	二、五四三	一八一・六	一、三七九	六・〇	一〇、六五〇	二・四
寒天	五〇二	一	七八三	一・六	一、一八三	二・四	二、四四四	四・九	一、一〇八	七・一	二、九六九	八・二
茶	二、九四八	一	三、七二五	一・三	一、九一七	〇・七	一、七二八	〇・六	一〇、四八四	三・六	二三、〇五六	〇・八
椎茸	二九一	一	四一二	一・四	五一三	一・八	一、一〇五	三・八	八六六	四・八	二、三三九	四・七
昆布	一一四	一	一八七	一・六	七三五	六・四	一、〇四四	九・一	八〇九	二・三	四、四五四	二・三
鯣	三〇四	一	五五六	一・八	一、一一七	三・七	八二三	二・七	一、八〇二	三・一	三、一四七	二・六
原料品												
繰綿（再輸出）	少		一二五		三一八		八、二六五		一三五	一〇・〇	九、二二七	九・〇
木材及板類	一二三	一	三七一	二・八	八三九	六・三	四、八九九	三六・八	一、四六八	二・五	一五、二五五	三・二
絹屑物	三七六	一	五〇三	一・三	五一四	一・四	二、一七五	五・八	三、八七九	一・三	八、八九三	二・四

竹材	一〇八	一	二八九	二・六	四一五	三・八	一一二	一・〇	三〇四	九・五	一八二	六・二
原料用製品												
綿織絲	三	一	一四、八九七	四、九六五	三二、五一三	一〇、八三七	七二、二七二	二四、〇九〇	一九、九〇一	七・五	一五八、二〇〇	四・六
銅塊及錠	二、二二二	一	四、四〇四	二・〇	一四、二三六	六・四	一七、五五八	八・〇	一〇、二五一	四・三	三七、七四八	四・七
椰子油			—		—		九、七五六		—		一三、七三四	七・一
菜子油	四八	一	八六	一・八	六二三	一・三	六、七四五	一四〇・五	一一二	七・七	七、一六一	九・四
亞鉛塊及錠	—		三		—		五、七二八		一八	一・七	九、〇六六	六・三
鐵條竿板	—		—		—		四、七七四		—		一四、八八〇	三・二
ゴムタイヤー	—		—		—		四、〇三七		—		四、五〇五	九・〇
魚鯨油	三二	一	二三四	一〇・六	一、二八六	五・九	三、九二七	一七八・五	一、五〇二	一・六	四、八九六	八・〇
樟腦	一、二一〇	一	三、三三三	二・七	二、八二四	二・三	三、五五一	三・〇	三、四〇四	九・八	三、六八六	九・六
木蠟	二六〇	一	七五一	二・九	一、〇八九	四・二	二、一〇三	八〇・一	七八九	九・五	三、一〇八	六・八

安知母	一六三	一	二三八	一・五	五四	〇・三	一、一五四	七・一	二七一	八・八	一、五五一	七・四
全製品										
綿布類	一七二	一	一、六八七	九・九	六、六八三	三九・一	三五、一五八	二〇五・五	六、三〇五	二・七	三三七、九一三	一・五
船舶	―		二四六		六八六		二七、六九六		三六七	六・七	八〇、一二五	三・五
燐寸	一、九九〇	一	七、四七一	三・八	九、一九七	四・六	二三、二七七	一一・七	八、一六九	九・二	二七、七四二	八・四
鐵製品	七	一	五八	八・三	五三	七・四	一二、一〇六	一、八七二	四三七	一・三	二八、五四八	四・二
綿メリヤス肌着	五三	一	二三六	四・五	六、〇一〇	一一三・四	一〇、二五六	一九三・五	三二四	七・三	一八、六八七	五・五
紙類	二九	一	三七五	一三・〇	五〇六	一七・五	一〇、一一五	三四八・八	一、四三八	二・六	二九、四八七	三・四
釦鈕	―		二四九		一、九六一		八、五三七		三七一	六・七	一一、九一七	七・二
陶磁器	八〇五	一	一、六四一	二・〇	二、四二二	三・〇	八、二〇七	一〇・二	二、四六一	六・七	一九、九五七	四・一
絹布類	二〇	一	一六八	八・四	一、一五五	五七・八	六、四五七	三二三・九	二七、三九八	〇・一	一七、五三三	〇・六
刷子	―		五八一		一、六八六		六、三六七		六三六	九・三	一〇、六〇〇	六・〇

硝子及同製品	一三	一	四九九	三・八	二、〇〇一	一五・〇	六、二〇四	四六・六	八三九	六・〇	一六、〇七九	三・九
眞田類	四八	一	二、八六三	五九・六	一一、五七五	二四一・一	五、七五一	一一九・八	二、九三八	九・七	一一、九九五	四・八
帽子	九	一	五八	六・四	三、三九五	三七七・二	四、二九〇	四七六・七	一四八	四・〇	六、七一五	六・四
機械類	—		二		一、五七九		四、二〇〇		三五六	〇・六	一五、七九五	二・七
氈具	—		二五二		一、〇六一		三、三一〇		三八五	六・六	一〇、一九〇	三・三
地氈類	一七三	一	六四四	三・七	五〇三	二・九	三、〇六六	一七・八	六五三	九・九	三、一五八	九・七
花筵	一、一六四	一	六、五五一	五・六	三、七〇二	三・二	二、八四四	二・四	六、七七二	九・七	二、九〇六	九・八
ランプ及部分品	—		三〇五		五九〇		二、五六〇		四八八	六・三	七、一六五	三・六
浴巾	—		五四〇		一、六三五		一、九六七		六八六	七・九	三、三五九	五・九

食料品

今此の表によりて觀察するに、前述せし如く、食料品は總額に於て輸出增進の跡顯著ならざれば、此表の各品目に就ても其大勢に從へるは勿論にして、明治二十五年より大正七年の間に於て、多くの種類は僅かに數倍の進歩をなし、茶の如

きは却つて減少せり。之れ輸出茶の市況一般に不振なる外、近年清水及び四日市よりの輸出盛となりし爲めなり。豆類・澱粉の增加は、神戸海運の進歩に伴ひ、便宜上北海道產の出廻りしものにして、純粹の神戸港背域の物產に非ず、唯酒類の增加は、神戸の背域に灘を有すること、我邦人海外發展の爲めにして、精糖輸出の激增は內地斯業勃興の結果たり。然しながら、此等の諸品を通じ全國との對比を見るに、寒天と米とのみ全國の過半を占むるも、他は概して重要なる地位を占めず。

原料品

食料品と事情相似たる原料品も、亦增加率及び全國との對比各品共著しからず、繰綿の比率稍大なれども、是れ再輸出に過ぎず。竹材は其額增進せりと雖も、全國に對する地位は近年大に低下せり。木材及板類の增加せるは、又歐洲戰役中に於ける海運の關係上、北海道產の一時出廻りたるものなり。

原料用製品

原料用製品に至りては、從來の輸出品は綿織絲の外各品共概して異常の增進をなせるものなし。唯歐洲戰役中新に輸出品となれるものあり、之等を加へ其主要なるものは、何れも全國との對比に於て、殆んど其過半を占め、樟腦・菜子油・ゴムタイヤの如きは、其輸出を神戸に於て獨占せりと云ふべし。

全製品

全製品に於ては其增進の跡より見れば、大飛躍をなせるもの少からず。明治二十五年乃至大正七年の二十七年間に、鐵製品・帽子・紙類・絹布類・綿布類・綿メリヤス肌著・眞田類は、千八百七十三倍乃至百十九倍となり、別に近時船舶・鈕釦・刷子・機械類・玩具・ランプ及附屬品竝に浴巾の現出するあり、何れも急激なる進歩をなせり。而して全國との對比に於ても、大正七年は花筵・地氈・燐寸・鈕釦・帽子・刷子・浴巾・綿メリヤス肌著は全國の過半を占め、眞田類・鐵製品・陶磁器は四割以上を出す。眞田類・刷子は明治三十五年頃に於て、殆んど神戸の獨占なりしに、近時全國に對する割合の減少せるは、前者は關東に麻眞田業發達し、從つて横濱の輸出增加したる爲め、後者は其生產地大阪港に移れるもの多きが爲めなり。

輸出品槪觀

要之、輸出品各類別を通じ各品種に就いて觀察するに、神戸に於て近年輸出額增進著しきものは、又全國に對する割合大にして、殊に原料用製品及び全製品に於て其然るを見る。此現象は卽ち近時工業は一般に地方化(ローカリゼーション)の傾向を示し、其地方に有利なる工業の發達を來し、所謂工業の特化(スペシアリゼーション)となりし結果にして、神戸は或は交通の便、或は原料集得上の利を以て、其背域に特殊工業の發達を促し、其製品は輸出品として其額を增加し、又全國に對し優越なる地位を占むるに至りたる

なり

各類別内に於ける輸入品の變遷

更に輸入品に就いて觀察するに、輸出品と同じき表示をなせば左の如し。

神戸港輸入重要品類別價額の增加率及全國に對する神戸の割合表

類別	神戸港增加率								全國に對する神戸の割合			
	明治廿五年		同三十五年		大正元年		同七年		明治三十五年		大正七年	
	價額	基準	價額	增加率	價額	增加率	價額	增加率	全國價額	割合	全國價額	割合
食料品												
米	千円 二〇二	一	千円 七、〇一三	三四・七	千円 一一、〇〇七	五四・五	千円 三〇、三五二	一五〇・三	千円 一七、七五〇	割 四・〇	千円 八九、七五五	割 三・四
豆類	一、五九七	一	二、四八六	一・六	三、〇六二	一・九	七、二七三	四・六	五、七八六	四・三	二〇、三九五	三・六
小麥	少		七八		一、六二三		六、九一七		二四〇	三・三	九、九四〇	七・〇
砂糖	三、一七七	一	八九六	〇・三	一、〇〇五	〇・三	六、四〇八	二・〇	八、八七八	一・〇	三三、五二五	一・九
麥粉	二九	一	九八二	三三・九	四九〇	一六・九	七八六	二七・一	三、三二八	二・九	一、二八六	六・一
コンデンスミルク	二	一	三四八	一七四・〇	一、〇四五	五二二・五	五七六	二八八・〇	八六三	四・〇	一、四三六	四・〇

原料品												
繰綿	七、五八五	一	六六、八七三	八・八	一三八、四六五	一八・三	三一三、九二七	四一・四	七八、七七九	八・五	五一三、七三八	六・一
羊毛	五六	一	七三九	一三・二	四、九九四	八九・二	三三、四四〇	五九七・一	三、三九七	二・二	六〇、一四五	五・六
麻類	五九	一	九二一	一五・四	二、六六六	四五・二	一〇、九九六	一八六・四	一、六〇二	五・七	二三、七二九	四・八
コプラ	—		少		一〇八		九、九二三		五三	少	一五、六三三	六・四
生ゴム	—		一七		一、三五三		八、二一九		一九五	〇・九	一三、九四八	六・四
硝酸ソーダ	—		六〇		九〇八		六、二二六		二一六	二・八	一一、二九四	五・五
菜子及芥子	—		—		一、八〇六		五、二五四		—		九、一四七	五・七
生牛皮	三四	一	一七一	五・〇	七六三	二二・四	一、三三七	三九・〇	八一三	二・一	一〇、一三五	一・三
硫酸アンモニア	—		三〇八		六、三三三		二七六		三三四	九・二	三〇六	九・〇
燐礦石	—		—		一、八〇七		八七		—	—	五、〇七〇	〇・二
原料用製品												

鐵板	一二五	一	一、八四四	一六・〇	七、六八五	六六・八	四四、九七二	三九一・一	四、三九九	四・二	七九、五五一	五・七
鐵條竿テーアングル形類	三九三	一	一、五七四	四・〇	七、〇二四	一七・九	四一、六六八	一〇六・〇	三、五九〇	四・四	八四、二二一	五・〇
油槽	五六七	一	三、五九九	六・三	八、五五六	一五・一	三一、二五九	五五・一	一〇、一二二	三・六	九二、二五四	三・四
鐵塊及錠	一八四	一	一、〇五二	五・七	五、二七九	二八・七	二四、三四[illegible]	一三[illegible]	一、八四[illegible]	五・七	六四、一〇八	三・八
鉛塊及錠	一三一	一	一七二	一・三	一、五一八	一一・六	八、〇二三	六一・二	五一〇	三・四	一四、七四六	五・四
鐵筒及管	一六	一	三〇七	一九・二	一、六〇二	一〇〇・一	六、二四〇	三九〇・〇	一、〇七三	二・九	一三、七七五	四・五
曹達灰	—		二〇九		七五五		五、七七五		五一九	四・〇	一二、四〇五	五・一
アニリン染料	一七二	一	八九一	五・二	二、六二二	一五・二	五、六一三	三二・六	一、六五[illegible]	五・四	一一、〇九〇	五・一
錫塊及錠	一三	一	一九[illegible]	一四・八	一、三二一	一〇一・六	五、〇九三	三九一・八	五〇一	三・九	八、二七一	六・二
製紙用パルプ	—		二二九		二、三四五		四、一七八		三六五	六・三	六、八三五	六・一
葉鋼鐵	一一	一	二四九	二二・六	一、六四五	一四九・五	二、七五〇	二五〇・〇	七九七	三・一	一〇、八五一	一・三
パラフキン蠟	一九〇	一	三五〇	一・八	一、一八六	六・二	二、三四〇	一二・三	四五二	七・七	六、七八二	三・五

乾藍	四	一	一、五六一	三九〇・三	二	二・八	一、九七三	四九三・三	三、〇九七	五・〇	三、九二六	五・〇
革類	一八五	一	四六八	二・五	一、二八六	六・九	一、四〇四	七・六	一、三四五	三・五	二、二七九	六・二
亞鉛板	二〇〇	一	九五三	四・八	一、三六六	六・八	一、二四四	六・二	一、〇七八	八・八	一、五二三	八・二
ニッケル	三五	一	一一六	三・三	一、一〇四	三一・五	七五八	二一・七	二六六	四・四	一、二一三	六・二
毛絲	一一八	一	五一八	四・四	四、一四八	三五・二	六八	〇・六	九二三	五・六	二四一	二・八
鹽酸加里	二六四	一	七一七	二・七	一、二〇九	四・六	六四	〇・二	七八五	九・一	六四	一〇・〇
全製品												
機械類	六三四	一	二、九五七	四・七	一二、八八六	二〇・三	二四、〇三五	三七・九	一〇、五七八	二・八	五八、四九七	四・一
レール	五二	一	五五六	一〇・七	八九六	一七・二	五、五九四	一〇七・六	一、六六二	三・三	一四、九四一	三・七
毛織物	二、五三二	一	五、七八六	二・三	四、五九三	一・八	五、〇〇五	二・〇	九、九六五	五・八	一一、四八五	四・四
紙類	一七七	一	二、一四五	一二・一	三、三七二	一九・一	三、二四七	一八・三	三、七一六	五・八	九、三九五	三・五
綿織物	二、〇九一	一	八、〇七三	三・九	五、四四九	二・六	二、八六二	一・四	一五、〇五七	五・四	五、七〇一	五・〇

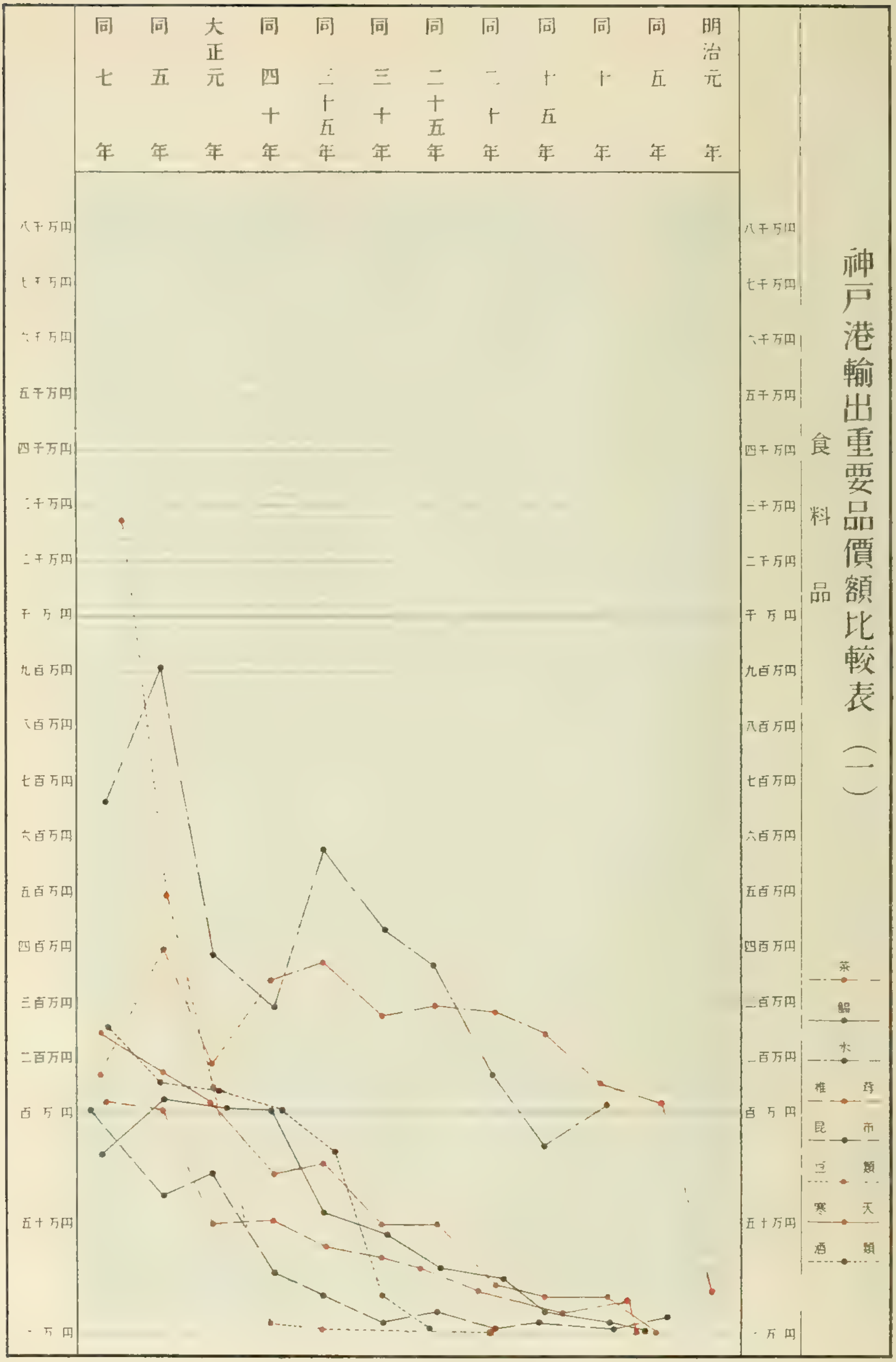
石油	一、三四三	一	五、四七七	四・一	一、八九四	一・四	一、三九一	一・〇	一四、九三七	三・七	八、五三七	一・六
板硝子	二二	一	九一五	八・二	一、一七五	一〇・六	八〇五	七・二	一、五八〇	五・八	一、四三二	五・六
自轉車及付屬品	—		一八九		一、三七五		二四八		八五六	二・三	一、五〇一	二・三

輸入港たる神戸港が、輸入品の各類別に亙り、各種商品の額を近年增進せるは怪むに足らざれども、食料品に於て最も增加率大なるものをコンデンスミルクとなす。明治二十五年に比し大正七年には二百八十八倍の多きに及べり。但し全國に對する割合は近時變化せず。次は米にして百五十倍、全國に對する割合は近時其率を減少せり。小麥も亦增加率大にして殊に全國に對する割合の增進は、神戸の背域に於ける製粉業と麵類製造の發展に基くものなり。原料品に於ては羊毛・麻類・繰綿等は五百九十七倍乃至四十一倍の增進をなし、コプラ・生ゴム・硝酸曹達・菜子及芥子の如きも新輸入品として急激なる發達をなしたり。原料用製品に至りては、乾藍・錫塊及錠・鐵板・鐵筒及管・葉鋼鐵共に二百倍以上の增進をなし、鐵塊及錠・鐵條竿は百倍以上、他の鉛塊及錠・油糟・アニリン染料等も亦增

進率大なり。而して之を全國との對比に檢するに、原料品及び原料用製品に於ては、各重要輸入品は概ね全國の過半を輸入し、唯其率が近時或商品に就いて稍〻減少せるのみなり。要するに各種原料及び原料用製品の輸入發展の狀況は、輸出品の條下に述べたる如く、亦神戶港の背域に於て、特化による特殊工業の發達の結果にして、其量と割合とは又之に比例す。若し夫れ全製品に至りては一般に其增進率僅少なる中にも、軌條・機械類のみ稍〻其率大なるは交通及び工業發達に因るものたるや勿論なり。而して全國的に見れば何れの全製品も皆其割合微弱なり。之は工業地を背域に有する神戶に取りて寧ろ慶すべき事なるべし。

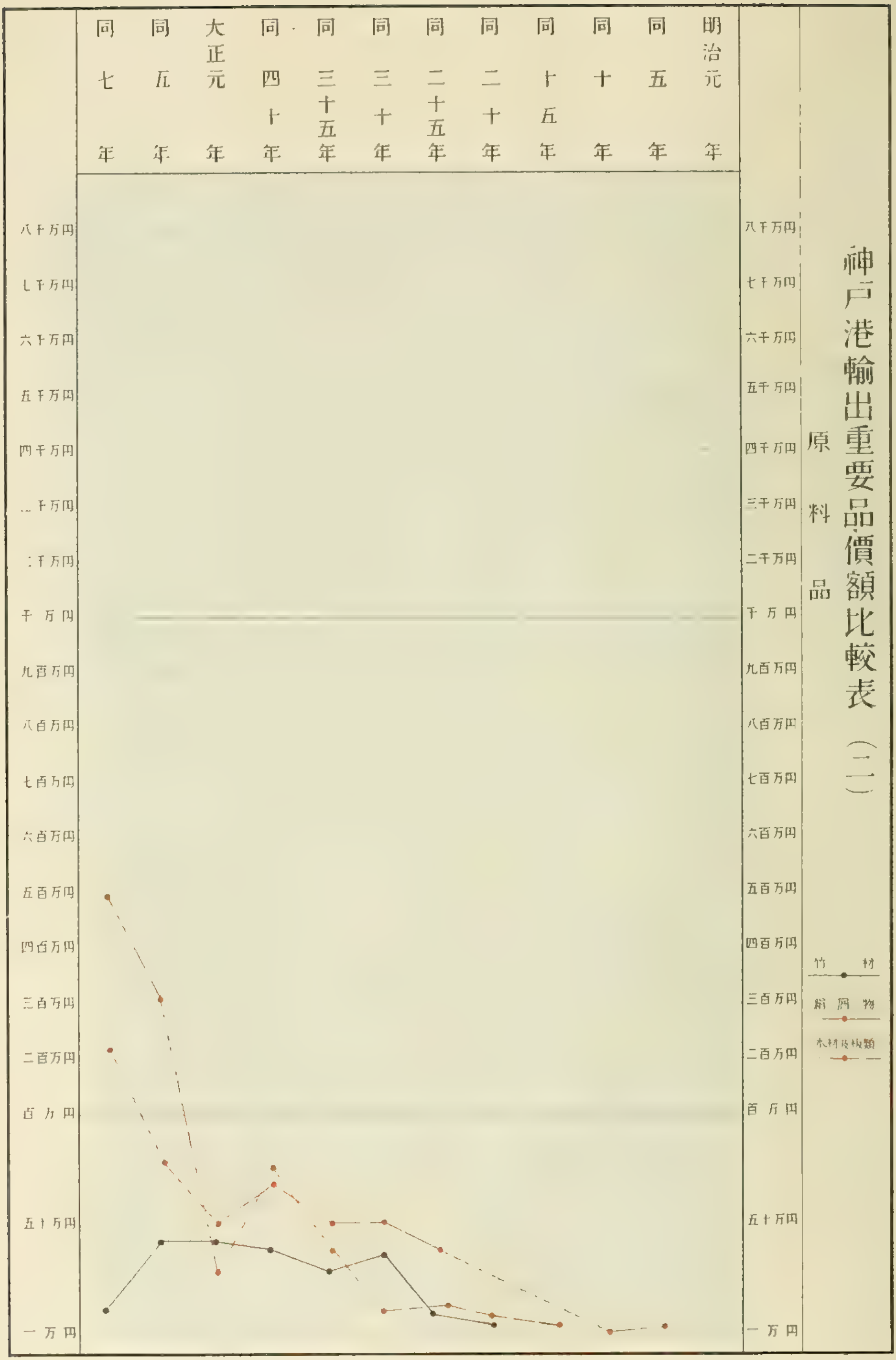
神戸港輸出重要品價額比較表（一）

食料品



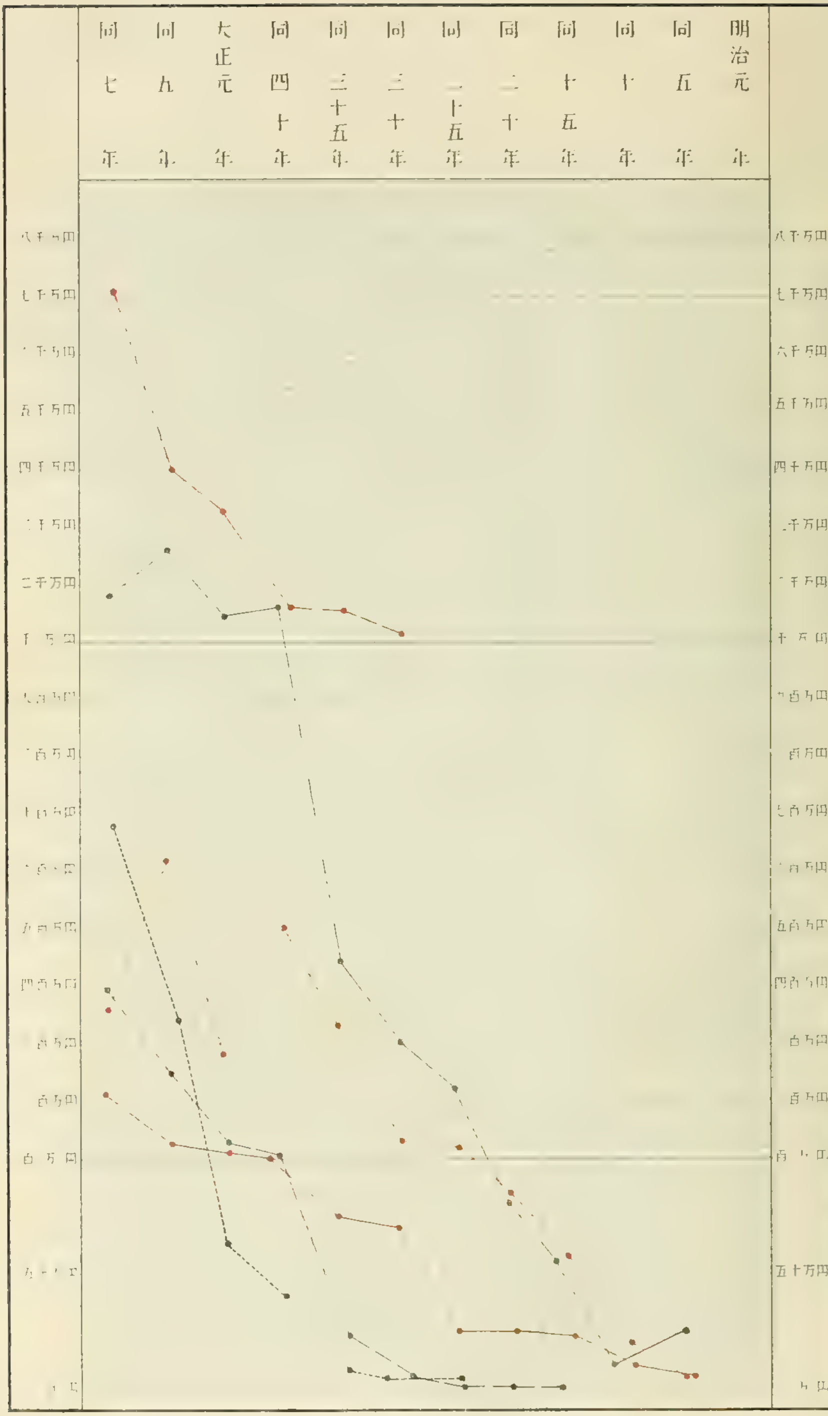
神戸港輸出重要品價額比較表（二一）

原料品



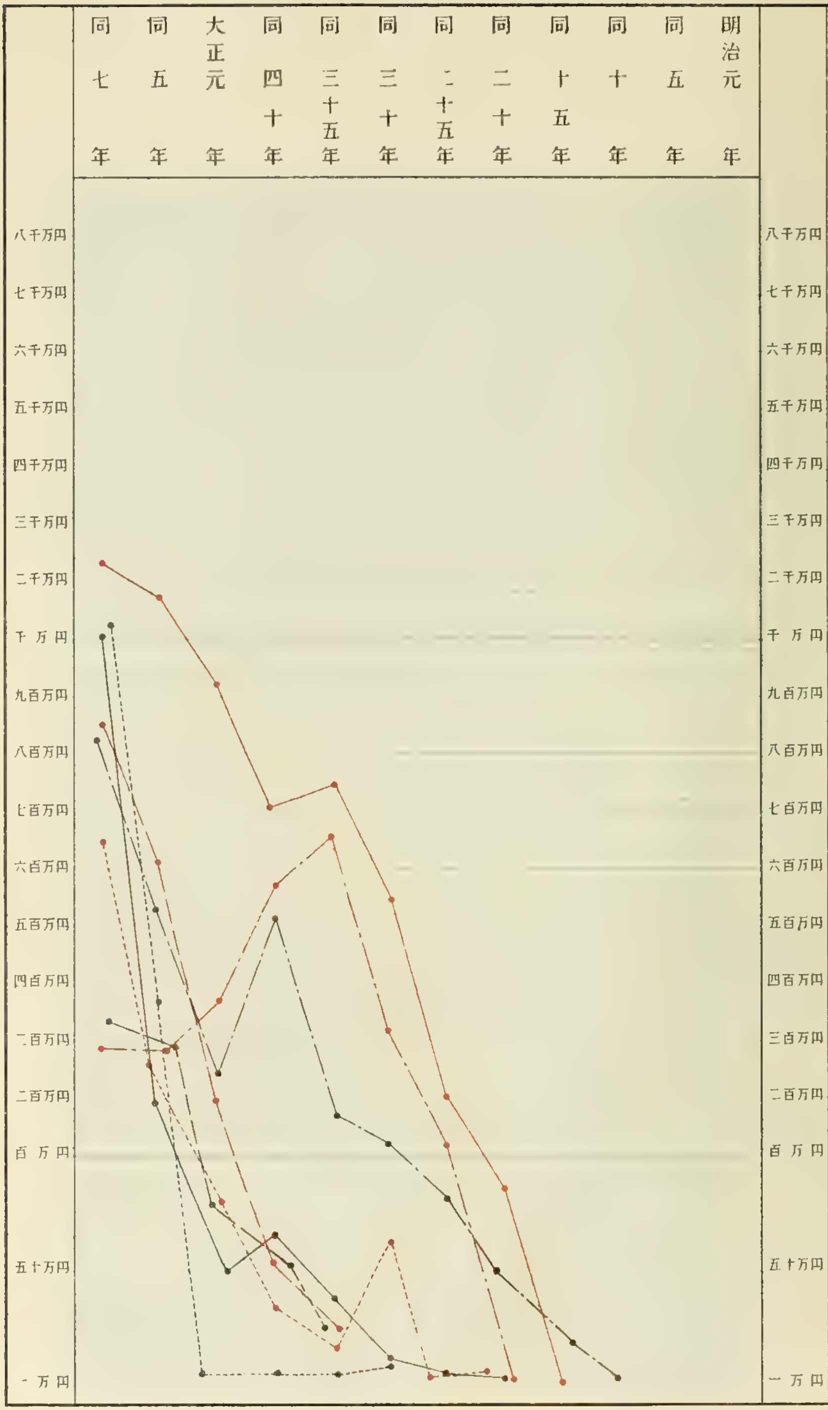
神戸港輸出重要品價額比較表（二）

原料用製品



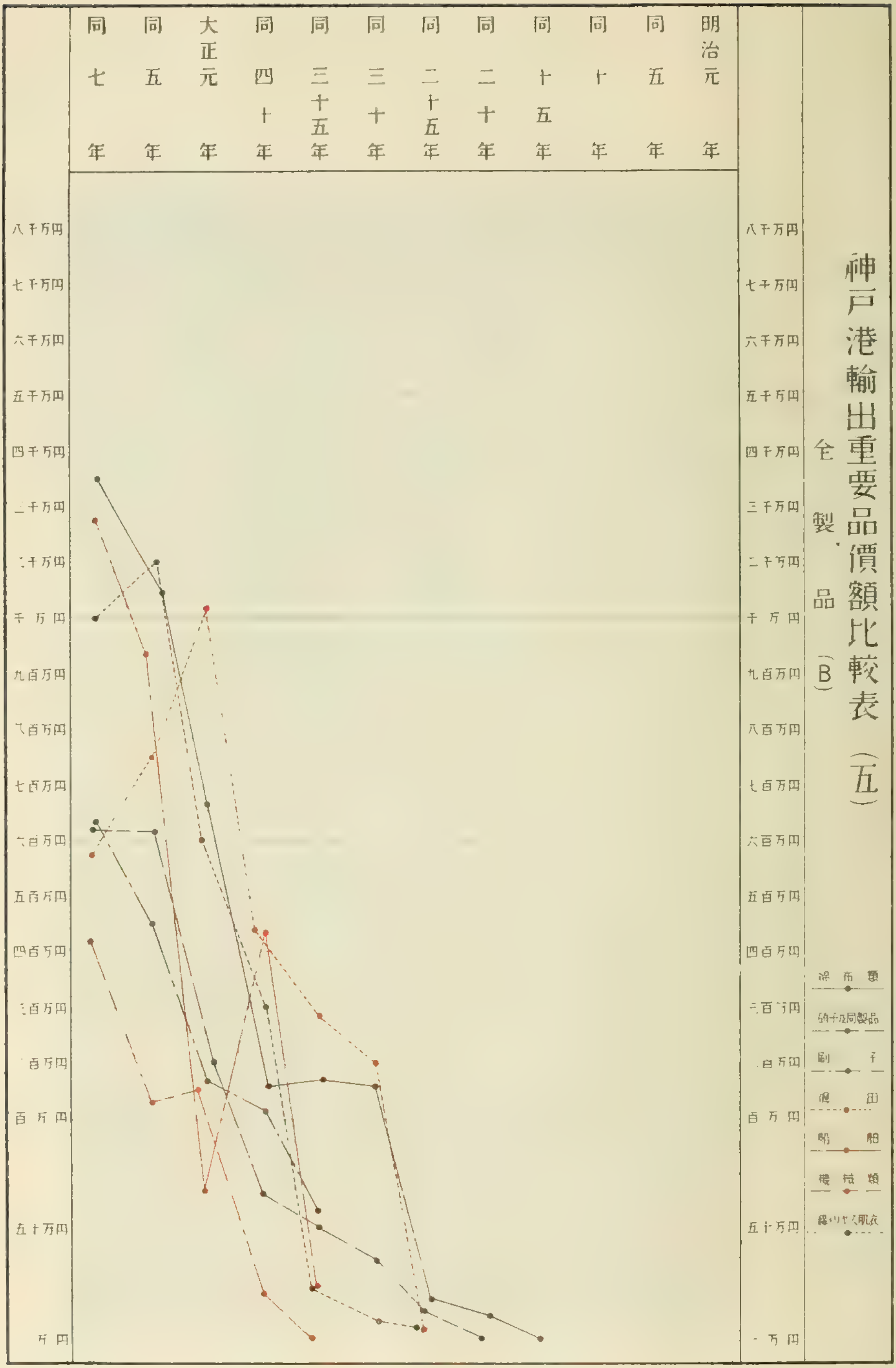
神戸港輸出重要品價額比較表（四）

全製品（A）



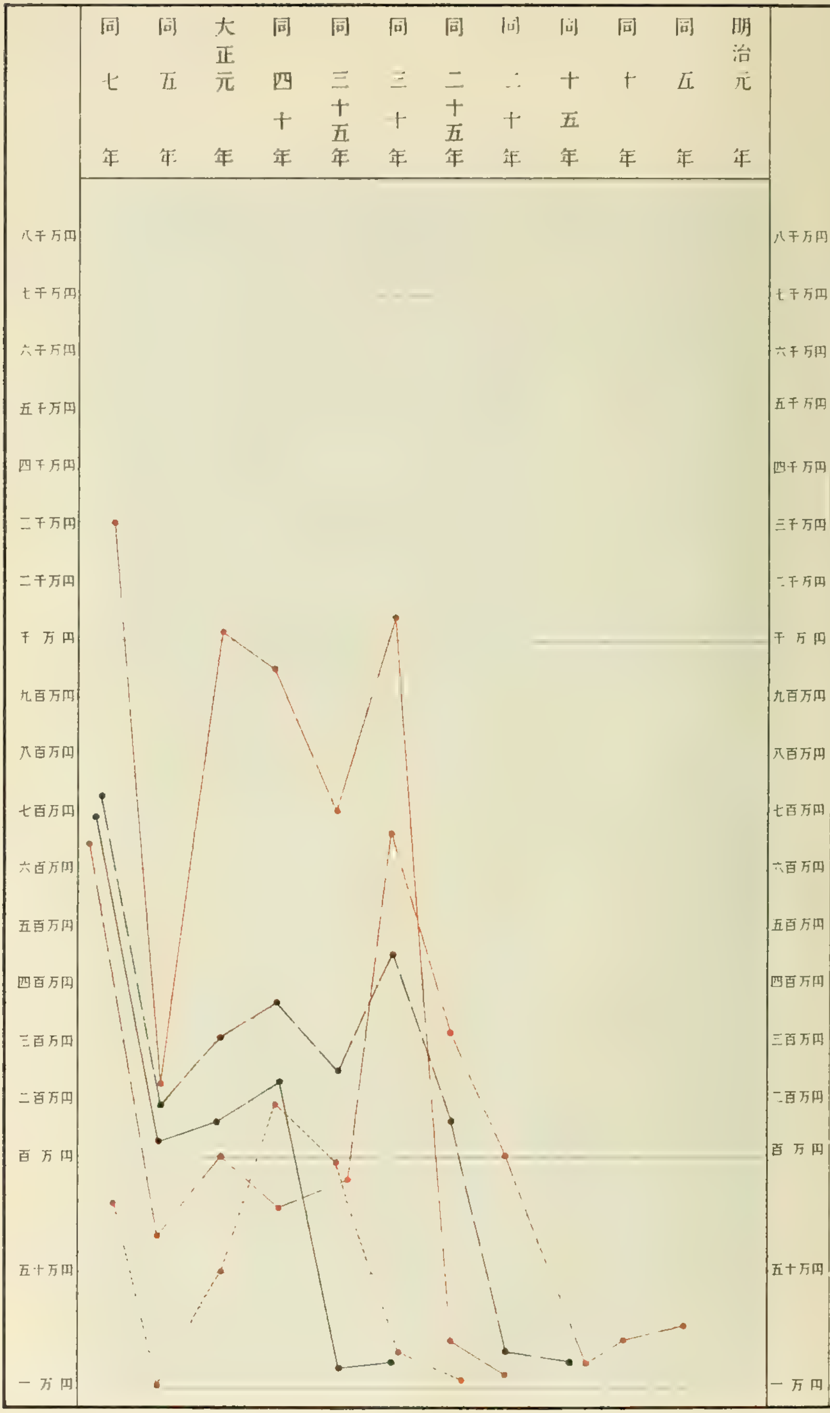
神戸港輸出重要品價額比較表（五）

全製品（B）



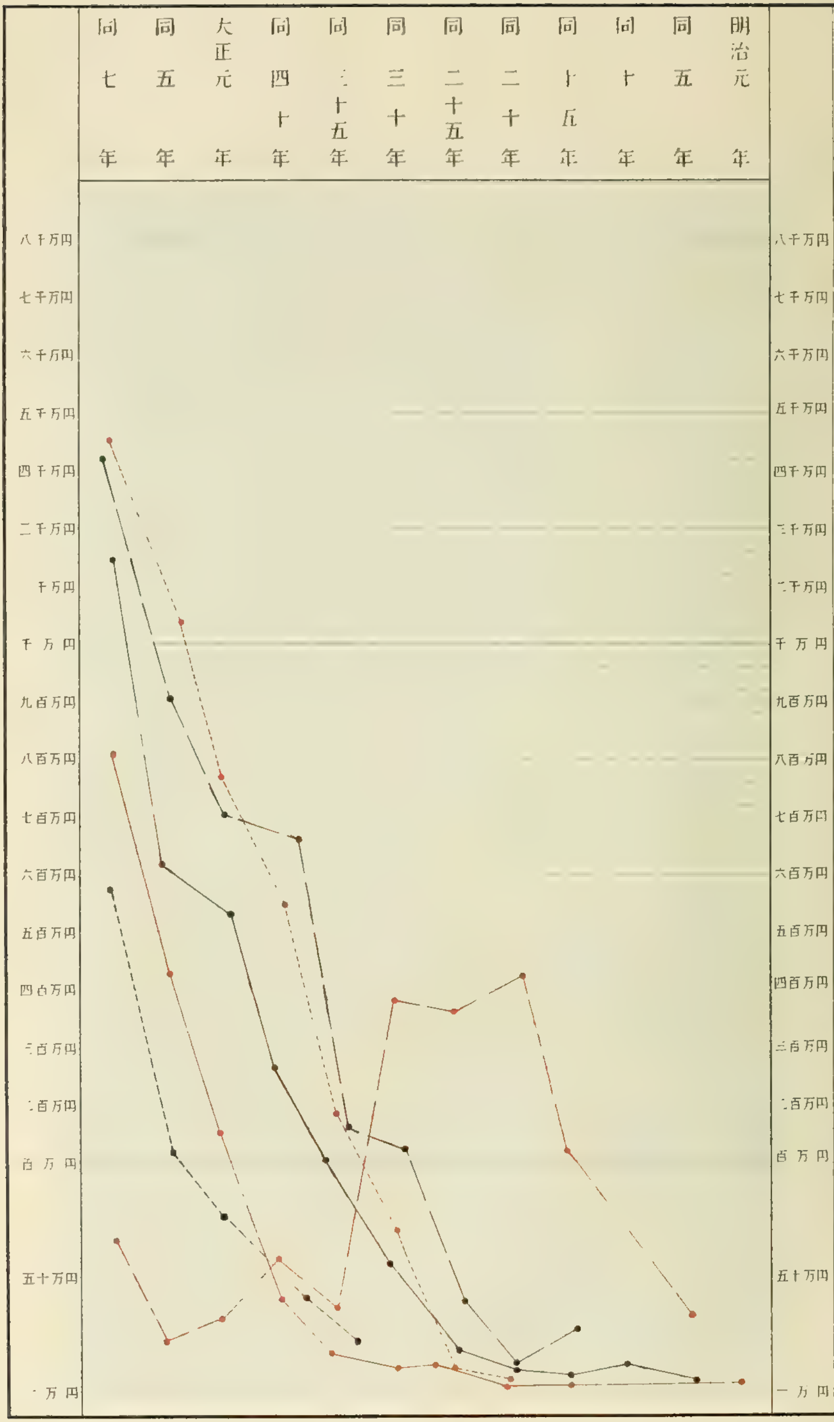
神戸港輸入重要品價額比較表（一）

食料品



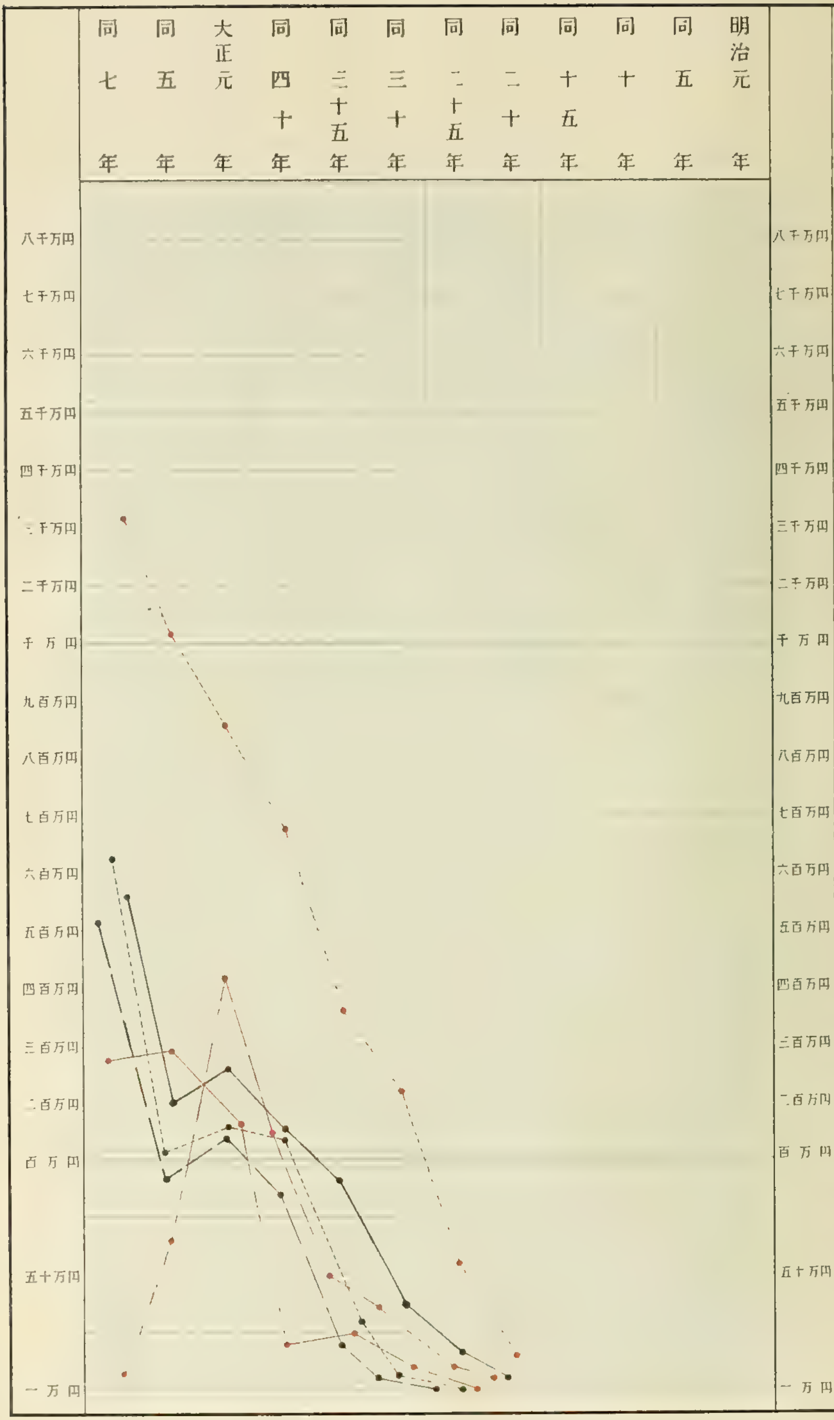
神戸港輸入重要品價額比較表（二）

原料用製品（A）



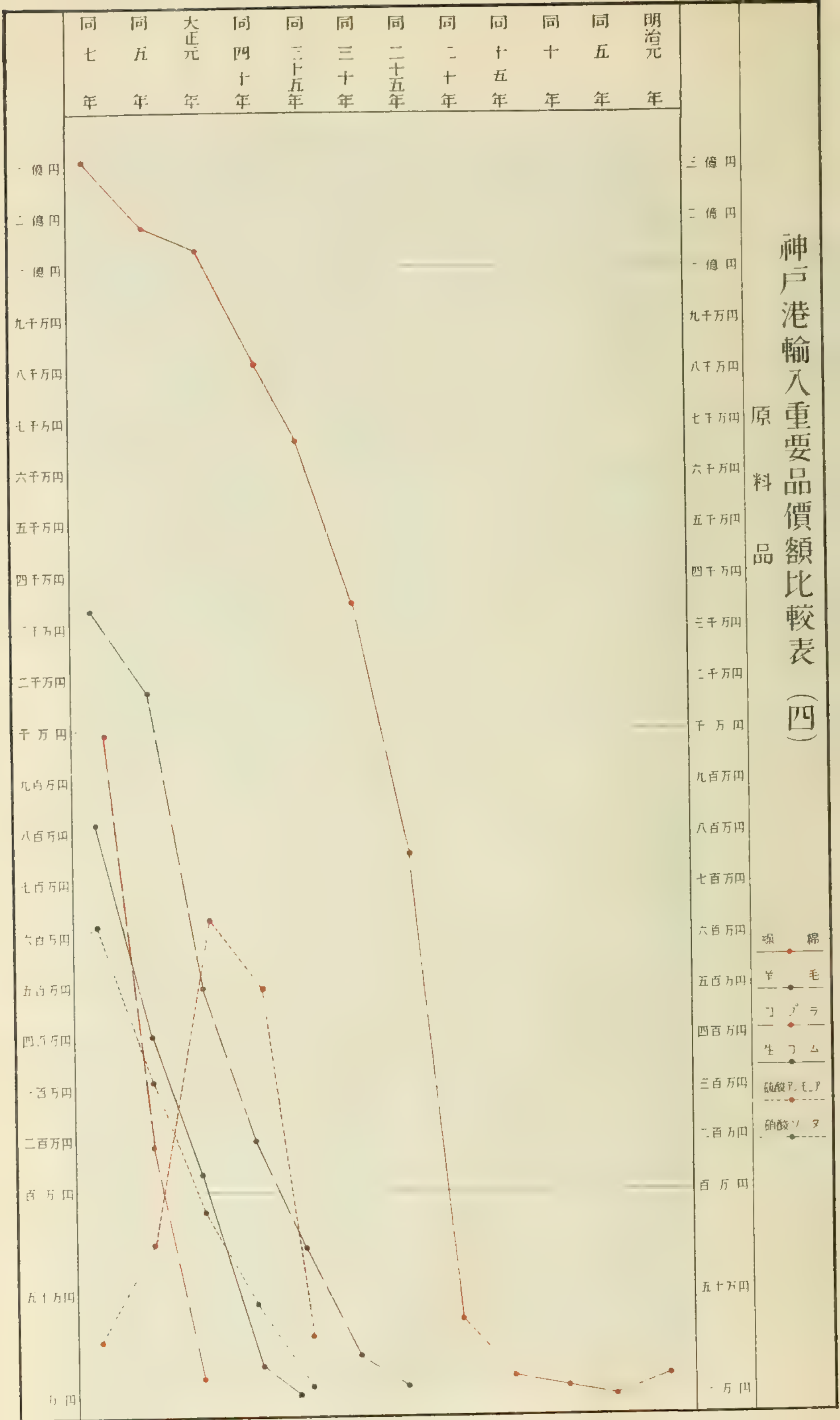
神戸港輸入重要品價額比較表（三一）

原料用製品（B）



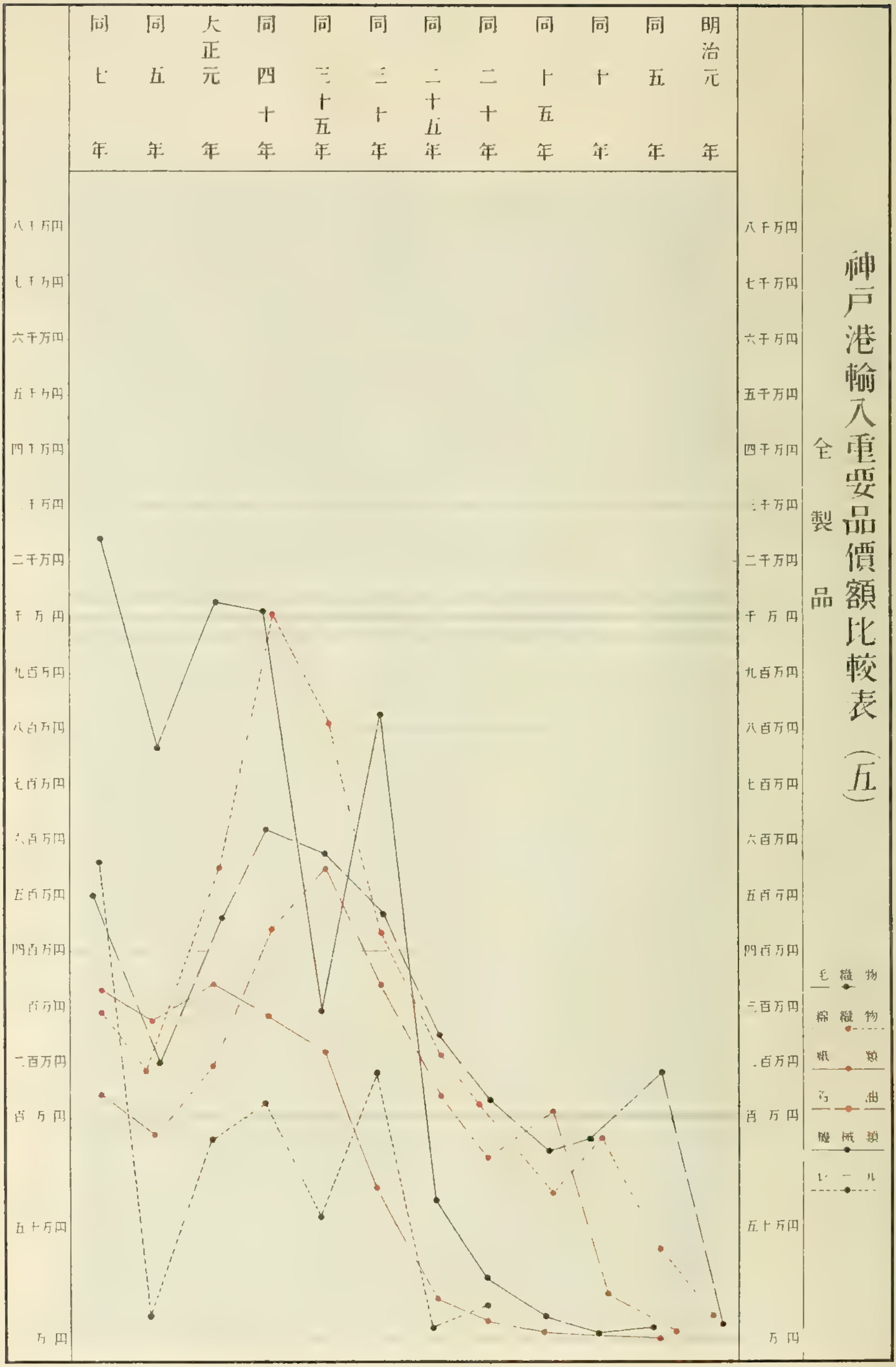
神戸港輸入重要品價額比較表（四）

原料品



神戸港輸入重要品價額比較表（五）

全製品



第四章　通商國の推移

(一)　國別的變遷

神戸港外國貿易と通商國との關係の變遷を叙するに當り、便宜上第二章に掲げたる各期に分ち其大要を說述せん。

第一期　自明治元年至同十八年

嘉永六年より明治十年に至る間世界に起りし重なる事變

米艦の浦賀に來航せし嘉永六年(西暦一八五三年)より西南戰爭の戰はれたる明治十年(西暦一八七七年)に至る二十餘年間は、我國史に於て前古未曾有の大變動時期たると共に、東・西洋諸國の政史に於ても、或は其內政上或は國際關係上亦頗る波瀾に富みし時代なり。今其重なる事變に就いて見るに、安政元年(西暦一八五四年)には所謂クリミヤ戰爭あり、英・佛・土は露と戰ひて之を敗り、同四年には英・佛聯合軍淸國を討ち、廣東を占領す。安政六年には伊太利獨立戰爭を起し、伊太利・佛蘭西は墺地利と戰ひたり。翌萬延元年英・佛は再び淸國と戰ひ、北京を陷

れ、遂に天津條約を結ぶ。同年は又米國に南北戰爭起り、之より戰ふこと五年文久・元治を經て慶應元年(西曆一八六五年)に至りて終熄す。而して慶應二年には普・墺戰爭、明治三年に普・佛戰爭あり、同十一年には露・土間に再び戰端開かれたり。

其我國貿易に及ぼしゝ影響

斯く世界の列國に於て頻年大戰爭の勃發するあり、是等諸國を對手とせる我國の貿易にありても、亦之が爲めに影響を受けしこと勿論にして、幕末明治初年の我國外國貿易の大勢は、先づ此列國政治上の變動に左右せられしと云ふを得べく、之と相竝んで、此期間に於ける列國の產業狀態、經濟的施設及び其政策は、各國に對する我貿易關係の隆替を致せし副因をなせり。

本邦開國當初の對米貿易

抑も幕末に於て、先づ我國の門戶を開き、通商を强要せし國は米國なり。當時米國は、政治上に於ては既に英國と約して太平洋沿岸の領地を占有し、國土統一の實を擧げ、商業上に於ては盛に其商船隊を東洋に出動せしめ、嘉永五年(西曆一八五二年)頃上海に入港せし外國船舶の噸數の半は米國船にして、殆んど英國船を壓せんとしつゝありき。米國が敢然として我國に通商を强要せしこと當時にありては實に自然の情勢なりしなり。然るに安政六年(西曆一八五九年)横濱の開港せられし翌年より米國は南北戰爭に苦しみ、力を外に伸す能はず、又勢盛

なりし商船は其頃より保護制度の撤廢等の理由により、漸次衰微に傾きしかば、貿易上に於ても其進運を阻止せられたり。西暦一八六〇年乃至七〇年間は、米國外國貿易の頗る振はざりし時代たりき。されば横濱は開港せられしと雖も、米國との貿易は寧ろ微々たるものにして、現今對米貿易品の太宗たる生絲は、未だ米國に販路を有せず、唯茶のみ稍〻見るべき輸出をなしたれども、其額は多からず、又輸入に於ては當時我國に於て最も多く需要せられし綿毛織物類は、米國に於て其業盛ならず、從つて我國への輸入も亦言ふに足らざりき。

同對英貿易

米國既に然り。當時東洋の商權を握り居たるもの米國を除きては英國なれば、我開國以後の外國貿易が、英國及び其商人等の手に歸したるは自然の結果にして、英國以外の商業國として露・佛・獨ありたりと雖も、露國はクリミヤ戰爭に傷つきて遽に起つ能はず、佛蘭西は我國との交涉よりは寧ろ重きを支那・安南に置き、獨逸は未だ國內の統一成らず、航海業尚ほ幼稚にして商業振はず、三國共決して雄を英國と競ふに足らざりしなり。唯和蘭のみ積年の餘勢により我國の外國貿易に稍〻優越なる地位を占めたるも、元是强弩の末なり、敢て大を望むべからず、到底英國の夫れに及ばざりき。

横濱開港の初期に於て我國の對英貿易が幾何なりしか、正確に之を知ること能はざれども、横濱駐在英國領事の報告に據れば、元治元年(一八六四年)に於て横濱港外國貿易額千三百七十四萬弗中、英國商人の取扱高千百十萬弗の多きに及びしと云ふ(靑書一八六四年度英國領事報告)是れ固より英國商人の取扱高にして、直ちに英國に對する貿易額とはならざれども、其大勢を窺ふ資料とはなりぬべし。即ち此等英國商人の取扱ひし輸出品中、比較的少額の海產物は支那に仕向けられたるものなるも、他の輸出は主として倫敦に輸出せられ、更に歐米諸國へ再輸出せられしものなるべし。輸入に至りては、縮緬呉呂の佛國より輸入せられし外、他の綿毛織物類は概ね英國品に屬すると考ふるを以て、商品の輸出入より見ても、英國が特に優越なる地位を占め居たるは推想に難からず。英國商人の取扱高に次ぎては米・蘭二國の商民なるも、各〻其取扱高九十餘萬弗に過ぎざれば、英國商民の夫に比し非常なる逕庭と云ふべし。獨(普)・佛等商民の取扱高に至りては更に夫よりも小なりき。

神戸開港當初の對外貿易關係

元治元年に於ける我國と通商國との關係斯の如しとすれば、夫れより四年後の明治元年、神戸の開港せられし頃に於ける我對外貿易關係も、亦略ぼ類似の情

勢を維持せしと見るを得べし。唯米國に在りては、南北戰爭既に弭み、米大陸橫斷鐵道も完成に近づき、米國は太平洋(パシフィツクメール)郵船を太平洋に浮べて橫濱・神戶共入港船舶の噸數に於て米國は英國を凌ぎしかば(靑書一八六八年度)、從つて明治元年の神戶貿易額に於ても、米國は英國に對し元治元年の橫濱貿易の夫れよりは稍〻優越なる地位を占めたるなるべし。然しながら現存する資料中には一も當時に於ける神戶港外國貿易の國別的關係を徵するに足るものなきを遺憾とす。

開港より明治六年に至る間

是より明治六年に至るの間に於て、尙ほ神戶港の通商國的關係を知る統計を缺くを以て、眞の變遷を知ること能はざれども、輸出上に於ては米國の地位が、漸漸向上せしを疑はず。是れ明治二年米大陸橫斷鐵道貫通し、我國と米國東岸との交通容易になりしと、同五年米國に於て茶の輸入稅の全廢せられし事實より推想するを得べし。尤も此間に、明治二年蘇士運河も開通せしかば、我國と歐洲諸國との貿易上の利便も一層加はり、英國は勿論、普・佛戰爭の創痍を負ひし獨・佛と雖も通商關係は漸次發展せしものゝ如し。而して明治初年以來神戶港貿易に取りて此等歐米諸國と共に注目すべきものを支那となす。開港當時にありては支那卽ち淸國は、我國と無條約國にして、我國在留淸民が本國と取引せる額

も不明なりしが、上記英領事の明治二年度報告には神戸在留の清民扱の貿易額三百萬弗に及びしと云へば、假令其一部分が沿岸貿易に屬したりとは云へ、本國との貿易多きにあるを疑はず。殊に明治四年には我國も清國と通商條約を結びしを以て、其以後は彼我の貿易を振興せし筈なり。

以上の情勢は明治六年大藏省が初めて發表せし國別的貿易統計によりて略ぼ推知するを得べく、今主要國の貿易關係を表示すれば左の如し。

明治六年神戸港通商國別貿易價額竝に重要貿易品目表

國別	輸出額	輸出重要品	輸入額	輸入重要品
清國	千円 五一〇	銅塊及錠・昆布・乾魚・生絲	千円 二、五九五	生金巾・毛綿交織・砂糖・木綿絲・其他織物
英吉利	八六六	米・木蠟・銅塊及錠・漬鑞・葉莨・陶磁器	一、九二五	毛綿交織・木綿絲・ブランケット・其他諸織物・鐵類
北米合衆國	七八四	茶	一三四	砂糖・硝子器・時計
獨逸	二四	銅塊及錠・茶	七九六	毛綿交織・木綿絲・其他諸織物
佛蘭西	三三	木蠟・漬鑞	三六五	毛綿交織・其他諸織物

備考　本表の計數は大日本各港輸出入物品年表明治六年に據りて算出せるものにして、輸出は最初の仕向國、輸入は最後の仕出國を掲げたるもの、如し。各品目は價額の多寡に從つて順次に列擧したり。以下の諸表も亦然り。

即ち明治六年に於て、輸出にありては英國を首とし、米國・清國・佛蘭西・獨逸の順位にして、輸入にありては清國第一位にあり、英國は第二位なれども、清國より輸入せるものは、多く歐米諸國よりの再輸入品と考へらるゝを以て、眞に輸入國として第一に位せるものは英國なるべし。之に次ぎては獨・佛・米の諸國なりとす。而して輸出入の合計に於ては清國・英國・米國・獨逸・佛蘭西の順位なり。

明治六年以後

然るに明治六年以後に於ては內外情勢の變化に伴ひ、通商國の關係も漸次推移し、輸出にありては往年第二位たりし米國が漸次擡頭し、明治十年の頃輸出額百六十萬圓に及び、既に英國を凌ぎて第一位に進みたり。是れ此頃より米國に於ける本邦品需要の增進に基くものにして、明治九年のフィラデルフィア博覽會の開催に對し、我國產の出陳は大に效果ありしものゝ如し。即ち神戸港の對米輸出品としては從來茶のみなりしが、漸次樟腦・絹屑物等の輸出を見るに至りしかば、其價額も亦增大したり。米國と同じく清國への輸出も大に增進し、殊に明治十年前後は彼國に於て連年凶歉あり、我米の輸出を盛ならしめし爲め同年の對清輸出は殆んど米國と伯仲せり。茲に於て往年輸出向第一位を占めし英國は第三位に下るの止むを得ざるに至り、此順位は明治十七・八年即ち本期の終

迄遂に變らざりき。

輸入にありては開港以來常に首位を占め居たる英國は其後依然として其地位を失はざりしも、本期の末に至り支那・印度より食料品・原料品・半製品の輸入漸次增大せしにより此二國は漸く英國の壘を摩せんとするの觀ありき。而して他の諸國に於ては米國は其特産たる石油を以て、獨逸・佛蘭西はモスリン・鐵類を以て、亦其地位を高め來りたれども、上記三國に比すれば未だ遠く及ばざりき。

明治六年以後同十九年迄の間に於て、神戸港外國貿易の通商國別統計に就いては、資料多くは斷片的にして且つ甚だ乏し。神戸稅關の報告たる「神戸大阪外國貿易年報」は明治十二年來存するも、貿易額の統計は凡て神戸・大阪二港の通計にして、神戸港のみの數を知ること能はず、輸出入品にありても亦然り。從つて本期の終たる明治十八年に於ける各國との輸出入額、竝に其品目は、神戸のみのものを擧ぐること能はざるを以て、參考として阪・神兩港の分を左に揭ぐることゝせり。

明治十八年神戸港(大阪港を含む)通商國別貿易價額竝重要貿易品目表

國別	輸出額	輸出重要品	輸入額	輸入重要品
清國	千円 三、〇一四	銅・鯣・寒天・椎茸・樟腦・木蠟	千円 一、七六一	砂糖・生綿・繰綿
英吉利	八六〇	安知毋尼・葉莨・木蠟・陶磁器・銅・屏風・生皮	二、七六四	生金巾・綿織絲・鐵及釘・毛繻子・緋金巾

北米合衆國	三、〇七七	茶・屑布・樟腦	七九八	石油・革
獨逸	三〇五	米・木蠟・生皮・陶磁器	五〇五	モスリン・鐵及釘
佛蘭西	二三七	陶磁器・木蠟・生皮・樟腦	三六七	モスリン・毛繻子
英領印度	一九	銅	二、二〇四	綿織絲・米
濠太剌利	二一八	米	少	

備考　以上の統計は阪・神兩港の合計なれども、同年に於ける大阪港の輸出額は百二萬圓、輸入額は百五十萬圓にして、輸出入共神戸港の一割五分に過ぎざれば、之を控除しても略ぼ國別的關係には大差なきが如し。　然れども此頃に於ける神戸の正確なる國別貿易額を知らんと欲せば、次段に示す明治二十年のものを取らざるべからず。統計の計數及び品目は明治六年頃と異り輸出入國共實際の仕向地仕出地によりて計上す。

第二期　自明治十九年至同二十六年

通商國關係變化の原因

明治十九年より同二十六年日清戰爭の前年に至る間は、我工業の興起時代にして、殊に神戸附近に於ては、燐寸・紡績業の工業勃興せしこと前述せるが如し。從つて其製品の輸出、原料・食料の輸入に於て、通商國との關係に變化を來せしは當然にして、之に加ふるに、銀價の低落及び變動が、對金貨國との間に貿易の消長を招き、又國別的關係を左右したり。　今此現存せる統計により、此期の初に近き

明治二十年と同二十六年との通商國輸出入關係を表記すれば左の如し

明治二十年及同二十六年神戸港通商國別貿易價額竝重要貿易品目表

輸出

國別	明治二十年 輸出額	明治二十年 重要品	明治二十六年 輸出額	明治二十六年 重要品
清（香港を含む）國	四、三六五千円	燐寸・銅・米・鯣・寒天・椎茸・陶磁器	一二、六七六千円	燐寸・銅・米・樟腦・寒天・洋傘・鯣・椎茸・木蠟
英吉利	一、三六六	米・樟腦・屏風・安知母尼・陶磁器	一、九一三	米・屏風・陶磁器・樟腦・漆器・安知母尼
北米合衆國	三、九七〇	茶・樟腦・屑布	五、九六四	茶・地蓆・綿氈・陶磁器・樟腦・屑布・扇子團扇
獨逸	六三二	米・樟腦・木蠟	三二四	米・陶磁器
佛蘭西	五三四	米・陶磁器・扇子團扇・青銅器	七四一	屑絲熨斗絲・米・扇子團扇・銅
英領印度	一八八	米・銅	九三五	燐寸・銅
濠太剌利	四八〇	米	七八九	米
英領亞米利加	一五九	茶	五三二	茶

輸入

國別	明治二十年 輸入額	明治二十年 重要品	明治二十六年 輸入額	明治二十六年 重要品
清（香港を含む）國	一、九九七千円	砂糖・繰綿・油糟・革	一一、四五〇千円	繰綿・砂糖・豆類・油糟・生綿

英吉利	五、三三八	綿織絲・生金巾・毛繻子・熟鐵・レール	一三、二三一	綿織絲・紡績機・生金巾・鹽酸加里・毛綿繻子・鐵・ブランケット
北米合衆國	一、〇五〇	石油・革	三、二五六	石油・繰綿
獨逸	八九五	鐵釘・絹綿繻子・羅紗・アニリン染料・亞鉛	三、二四九	フランネル・熟鐵・鐵釘・亞鉛・アニリン染料・羅紗
佛蘭西	六四八	モスリン・絹綿繻子	一、三五一	モスリン・絹綿繻子
英領印度	三、三二八	綿織絲・麻袋	六、二五九	繰綿・綿織絲
濠太剌利	少		一〇三	鉛
露西亞	少		七一六	石油

輸出の狀況

此期間に於て先づ輸出に就いて見るに、各國中最も著大の進歩をなしたるは清國にして、清國は前期の終に於て米國に次ぎ第二位にありしが、此期に入りては常に第一位を占め、且つ明治二十六年の貿易は同二十年に比し三倍したり。

清國

尤も玆に言ふ清國なるものは香港を加へたるものにして、若し之を清國より離せば、本期に於ける清國自身は寧ろ其額未だ僅少にして香港の方遙かに優勢なり。　明治二十二年以後香港は統計上清國と區別せらるゝに至りしが、之に據れば本期中清國は香港の約三分の一に過ぎざりき。　斯く香港が清國に比して優勢なりし所以は、香港は自由港にして仲繼の便ありたると、當時我貿易品の輸送は概ね外國汽船によりてなされたるに、彼等の多くは香港を發著點とせるもの

多く、從つて輸出上の便もありし故ならん。但し其貨物の大部分は清國へ轉送せられしもの丶如し。

米英獨佛及び印度

清國に次げる米國は本期に於て其增進率約五割にして、亦著しき進步たるを失はず。此等は米國に對する輸出品が、從來の茶・樟腦・屑布の外、花筵・綿氈・陶磁器・扇子・團扇等の新輸出品加はりしこと有力なる原因なり。第三位の英國は本期間に約四割の增額をなしたるも、唯其地位を維持するのみにて、僅かに米の輸出の大なる外他に著しき進況を認めず。獨・佛二國も亦略ぼ同一の徑路を辿りつつあるも、獨逸の如きは本期に於て寧ろ退步に傾きたり。而して此間に於て最も目覺しき進步をなせるは印度にして本期の初めに於ては其額微々たりしが、終に於ては約五倍の進步をなしたり。是れ此頃より我燐寸が彼地に販路を見出せしによるものなり。

英領亞米利加及び濠太剌利等

此他輸出の增加せる國に英領亞米利加及び濠太剌利あり、前者は本期に至り初めて輸出國として現はれしが、之れ綠茶の販路開けたるによるものにして、後者は前期より引續き米の輸出絕えざるが爲めなり。他の諸國に至りては言ふに足らざれども、本期に於て神戶外國貿易の範圍廣まり來りしが故に、本期の終

に輸出國として前記諸國の外韓國·露西亞·伊太利·白耳義·布哇·墺地利·匈牙利·和蘭等を數ふるに至りぬ。但し韓國と露西亞を除き皆十萬圓以上に達せず。

輸入の狀況

英清印度

翻つて本期間に於ける輸入通商國の狀況を案ずるに、前期の終に於ける英國·印度·清國の順位は本期の終頃には英·清·印度の順序となりたるも、清國より香港を分てば英國·印度·清國·香港の順序なり。英國よりの輸入が依然として旺盛なるは、主として內地綿工業の發達に伴ふ紡績機及び綿織絲、燐寸工業の隆昌に伴ふ格魯兒酸剝篤亞斯の增加に因るものなり。清國竝に香港よりの輸入の此期間に五倍餘の進歩をなしたるは、專ら繰綿·砂糖·豆類·油糟の夫によるものなり。輸出に於て香港に劣れる清國が輸入に於て之に優れるは、繰綿が直接清國より輸入せられしが故なり。而して印度に至りては、本期の初めに於て其輸入尙ほ微々たりし繰綿が、其終に於て忽ち著大の進歩を遂げしにより、全額に於て本期間に約二倍の增進をなしたり。

米獨佛

本期中第四位にある米國は前期に於て唯石油をのみ我に供せしが、本期に於ては更に繰綿を加へ、後年大飛躍をなす端を發きたり。之に次げる獨·佛二國は前者はフランネル·鐵類·染料、後者はモスリン等、各〻其國産を以て輸入の增進を計

りたり。中にも獨逸よりの輸入增大の特に著しきは、此頃獨逸製品が恰も我國に於て歡迎せられしによるものなるも、亦獨逸商人活躍の功に歸せずんばあらず。

露國及び白耳義等

他の諸國中露西亞は明治二十四年來頓に其額を加へたるが、是れ全く露油の輸入せられし爲めにして、又幾もなく衰へたり。露國に次ぎ白耳義あり、專ら玻璃の供給をなし、逐年其額を增しつゝあり。此以外に於て韓國・暹羅・瑞西・比律賓・伊太利・布哇・墺地利・匈牙利・和蘭等あれども其額は言ふに足らず。

第三期　自明治二十七年至同三十六年

日清戰役の影響

日清戰役は政治上に於て我國威を中外に發揚したると共に、經濟上に於ても之により我國の商權を世界各地に擴張したりしかば、內地產業の興隆と相俟つて、神戸と通商國との關係も亦多大の變化と發展とを齎したり。

今本期に於ける各通商國の關係を表示せば左の如し。

神戸港通商國別貿易價額竝重要貿易品目表（明治二十七年乃至同三十六年）

輸　出

國別	明治二十七年	同三十一年	同三十六年	同三十六年輸出重要品
清國	四、七三九千円	一九、八四四千円	三五、七六四千円	綿織絲・燐寸・熟銅・紙卷煙草・天竺布・酒類・生金巾
北米合衆國	七、〇六一	九、七四六	一五、六四〇	茶・花莚・樟腦・陶磁器・麥稈眞田・刷子
香港	九、一一八	一八、七五八	一四、九二二	熟銅・燐寸・綿織絲・鯣・麥稈眞田・綿フランネル
英吉利	二、三三六	三、五〇八	五、六四七	麥稈眞田・熟銅・米・樟腦・地氈
英領印度	一、三六四	一、九九五	三、一〇二	燐寸・樟腦・綿メリヤス肌著・熟銅
獨逸	三六八	五五一	二、九六七	樟腦・熟銅・麥稈眞田・米・木蠟
濠太剌利	九七六	一、四二六	二、一九五	米・肥料
海峽殖民地	—	—	二、〇一一	燐寸・紙卷煙草・樟腦・陶磁器・浴巾・綿メリヤス肌著
佛蘭西	五七四	五六一	一、七〇五	麥稈眞田・樟腦・生皮苧・米・扇子團扇
布哇	一〇一	二五一	一、五三五	米・清酒
英領亞米利加	七六一	四九九	一、〇八六	茶・米・花莚・陶磁器
韓國	九七七	一、一九三	七二六	米・粟・繩索叺及莚・小麥
比律賓諸島	一〇	二三	六六三	綿織絲・鑛水・木蠟・玉葱・燐寸
伊太利	五八	三七	六五五	珊瑚・扇子及團扇
墺地利匈牙利	一二一	五二	五三五	米・熟銅
露領亞細亞	二二二	六八六	一六八	蜜柑・苧麻繩索

輸入

國別	明治二十七年	同三十一年	同三十六年	同三十六年輸入重要品
英領印度	七、八二二 千円	三〇、八二七 千円	四六、五六四 千円	繰綿・米・小麥・乾藍・苧麻
清國	八、九二〇	一五、五九四	二五、二三四	繰綿・豆類・油糟・小麥・棉子・米・生絹・苧麻・生卵・菓子
北米合衆國	五、六二二	二二、八五〇	二二、九八四	繰綿・麥粉・石油・機械類・葉煙草・板紙・パラフヰン蠟・小麥
英吉利	一八、〇四二	二二、四〇二	一八、七五九	更紗・手巾・羅紗・諸機械・鐵塊・綿繻子・鐵板・電鍍板・汽船・紡績機
獨逸	三、二一四	一〇、三〇四	一一、一八九	人造乾藍・アニリン染料・羊毛・鐵條竿・精糖・モスリン・毛絲・亞鉛板・パルプ・鐵釘
佛領印度	四、〇九六	一六、〇三三	九、九〇一	米・繰綿・生綿
佛蘭西	二、〇八〇	三、三九四	三、一三八	モスリン・鹽酸加里
白耳義	三九三	一、七四三	二、七一一	鐵條竿・玻璃・鐵板・亞鉛板
暹羅	五七九	三、五二七	二、四五二	米
蘭領印度	—	八九六	二、三六二	砂糖・乾藍
埃及	—	三一六	一、四〇〇	繰綿
墺地利匈牙利	一	二八三	一、一八四	精糖・紙類
韓國	三〇八	一、〇六四	一、一四七	米・豆類
瑞西	九八	一、〇四五	一、一一〇	モスリン・時計
露領亞細亞	三七八	二八〇	一、〇一七	石油
海峽殖民地	—	—	七四四	錫塊及錠・革類
比律賓諸島	六三九	七二四	四一五	砂糖・苧麻
香港	四、二三一	五、六〇〇	四一一	精糖・粗糖・苧麻繩索

濠太剌利	一七四	四〇七	二五〇	羊毛・苧麻・鉛塊

輸出國

先づ輸出國に就いて見るに、前期にありては香港を含める清國第一位にありしが、香港と分離せば香港は清國を壓し居たりき。然るに本期に入り二地方共逐年增加の趨勢を維持したりと雖も、清國は漸次香港に迫り、遂に明治三十一年之を凌ぎ同三十五年に及びては香港に倍加するに至りぬ。斯く清國が輸出先として異常の進況を呈せしは、主として戰勝による清國開港場の新設と、邦人の市場開發に努力せる結果なり。殊に我日本郵船會社は既に前期以來經營せる上海航路・北清航路の外、日清戰後支那各地に航路を擴張し、同二十九年に歐洲濠洲に至る線を開けるあり、之と前後して大阪商船會社も長江線を開始し、此等は直接間接に我對清輸出に貢獻せしこと少からざりき。茲を以て明治三十三年北清事件起るや、一時對清輸出を妨げたるも忽ち恢復し、我商權の根柢既に牢乎として拔くべからざるに至りぬ。然れども清國貿易が旺盛となりしことは卽ち香港經由の對清輸出を牽制せしことにして、之が爲め香港の地位が比較的劣勢となりしは又止むを得ざるなり。

清國

米英

清國に次ぎ增進の大なりしは米國及び英國なり。卽ち前者にありては此期

間に二倍餘の增進にて、本期を通じ第二位を保ち、後者は第三位にあるも增進率は米國より大なり。英國は前期に於て進勢稍〻停頓の姿なりしに、本期に於て再び其勢を挽回したるは、日清戰爭の勝利と當時締結せられたる日英同盟とを背景として、英國に於て邦品需要の旺盛なりしに因るなるべし。米國に至りては明治三十年ディングレー關稅法により關稅の重課あり、同三十一年米西戰爭による國內經濟界の沈靜等ありたれども、神戸港として從來の輸出品の外新に麥稈眞田・刷子等加はり、一般の總額を多からしめたるなり。

印度

前期に於て異常の發達をなしゝ印度は、本期に於ても其進勢を持續し、愈〻輸出額を多からしめたり。是れ此頃より我黃燐燐寸の販路を見出せしと、樟腦・綿メリヤス肌著等の新輸出の加はりしが故なり。若し本期に於て印度に黑死病の流行なかりせば、更に一段の進步を遂げしならん。

海峽殖民地、布哇其他

以上の諸國以外に於て本期增進率の大なるものを海峽殖民地及び布哇となす。共に本期の末に百萬圓以上の輸出をなし、神戸港の重要輸出國となれり。前者は我海運及び工業の進步に伴ひ、我製品の販路を得たる爲め、後者は此地に於ける邦人發展の結果なり。此他獨逸・濠洲・佛蘭西・英領亞米利加も亦百萬圓以

上に達し、比律賓は此等に及ばざれども亦新たに輸出國として加はりぬ。

輸入國
英國

更に輸入國を觀察するに、明治初年來久しく其首位を占め居たる英國は、明治三十一年印度・米國の爲めに凌駕せられ、同三十五年に至り又清國の先んずる所となり、其優越なる地位を失ひたり。是れ一は印度及び清國よりの輸入が急激に變化せしことによると雖も、英國よりの輸入が既に其頂點に達したりし故に非ざるや。尤も本期の初めに於ては、清國償金の英京に於て支拂はれしこと、日清戰後の軍備擴張による兵器戰艦の購入等にて、輸入額を増加したるも、明治三十一年以後我內地に戰後財界の反動あり、彼地には南阿戰爭・ファショダ事件あり彼此相合して我輸入を減殺したり。而して末期に及んで英國は再び好勢に轉じたるも、到底印度・清國の夫れに及ぶべくもあらざりき。

印度

印度の輸入が異常の増進をなしたるは、一に印度綿輸入の激増に歸すべく、恰も此期の初めより、日本郵船會社が我紡績業者と約して開きたる孟買航路は、之を致したる最大原因なり。之に加ふるに比年蘭貢米の輸入も増し、かくして對印度輸入は、本期中實に約六倍の進歩をなしたるなり。

米國及び清國

印度に次ぎ米國の増進率大なりしは、前期既に其鋒鋩を現はしたる米國綿が、

漸次其額を加へたると、麥粉及び小麥竝に軌條・機械類が初めて本期に於て著しき額に達せしに因る。若し夫れ清國よりの輸入激增したるは、主として我國の原料品及び食料品需要の增加に基くと雖も、一は明治三十年我國が金貨本位國となりしに其後銀價の低落止まず、銀貨國たる清國よりの輸入を促進せしめたること其因をなし〻なるべし。然れども其增加率が印度の夫れの如く大ならざるは、主として支那綿の印度綿に劣るが爲め、其需要の制限せられしに因るものなり。

獨逸及び佛領印度等

此等四國以外に於て獨逸よりの輸入が三倍餘に達せしは、諸種染料及び原料用製品の增加に因せるものにして、佛領印度が年により盛衰常なきは、其主たる輸入品たる米が、內地の豐凶によりて支配せらる〻が爲めなり。他の佛蘭西以下の諸國に至りては、皆何れも或は內地に發達したる工業の原料を輸入するか或は食料を供給するものにして、輸入貿易の盛衰は重に其品種の上に繫かると言ふべし。而して諸地方中、前期迄神戶輸入國中樞要の地位に在りし香港は、本期に於て漸次退步し、明治三十六年には僅かに四十一萬圓に過ぎずして、殆んど其存在を認められざるに至りぬ。是れ全く仲繼港の性質の然らしめしものに

して、海運の發達及び直接貿易の進歩より當然陷るべき運命なりと言ふべし。

第四期　自明治三十七年至大正二年

前期との比較　日露戰役より世界大戰の前年に至る十年間は、戰勝の餘威により貿易も亦發展したりとは云へ、之を我國貿易の全體より見るも、之を神戸港の上より見るも、之に先だつ十年間卽ち日淸・日露兩役間の夫れに比すれば、一般に其進運遲緩なりき。此を以て神戸港と通商國との關係に至りても、亦前期の如く大なる變動をなしゝもの稀にして、大勢より云へば前期の趨勢に從へるものと云ふべし。今本期に於ける各通商國の關係を表示すれば左の如し。

明治三十七年乃至大正二年神戸港通商國別貿易價額竝重要貿易品目表

輸出

國別	明治三十七年	同四十二年	大正二年	同二年輸出重要品
支那	三二、四三八千円	二三、八三五千円	五五、五五八千円	綿織絲・生金巾及シーチング・燐寸・銅・精糖・石鹼・洋傘・昆布
北米合衆國	一六、二九三	一六、三二六	二一、七一二	帽子・眞田・花筵・茶・米・陶磁器・銅塊及錠
香港	一四、三八一	一二、四八八	一九、九五二	綿織絲・燐寸・銅・錫・綿メリヤス肌著・綿フランネル
英領印度	三、七〇八	七、二八四	一三、九四九	綿メリヤス肌著・燐寸・銅塊及錠・樟腦・紡績絹織絲

英吉利	五、〇四一	一一、二七八	一三、三九九	銅塊及錠・眞田・貝釦・魚鯨油・菜子油
獨逸	一、九一三	四、六三一	八、一〇四	魚鯨油・銅塊及錠・眞田・薄荷腦・鈕釦・樟腦
關東州	―	二、〇三七	五、四五六	綿織絲・生金巾及シーチング・白木綿
佛蘭西	二、四七五	三、一一五	四、三四四	眞田・銅塊及錠・鈕釦・木蠟・陶磁器
海峽殖民地	一、九一三	二、八六六	三、九四七	燐寸・鯣・綿製浴巾・陶磁器・貝柱・綿メリヤス肌著・硝子瓶
濠太剌利	二、六二一	二、三九四	三、七九七	羽二重・綿製浴巾・魚鯨油・綿縮
布哇	一、五〇六	二、六六七	三、七九二	玄米・清酒・煎鰮
比律賓諸島	七五六	二、〇一六	三、一九八	綿織絲・綿メリヤス肌著・綿縮・蕃藷・玉葱・綿縮肌著
蘭領印度	四七三	一、八五二	三、一二五	燐寸・綿メリヤス肌著・寒天・洋傘・綿製浴巾・綿フランネル
白耳義	一五九	一、〇九七	二、一五〇	亞鉛鑛・魚鯨油・眞田・屑棉及屑綿絲
英領亞米利加	一、一五一	一、三四八	一、九九二	玄米・清酒・豆類・茶
伊太利	五〇六	八九八	一、三八二	珊瑚・眞田・扇子及團扇・銅塊及錠
墺地利匈牙利	四〇七	六六二	七二〇	銅塊及錠・菜子油・木蠟
暹羅	二六	一四三	七〇〇	汽船・綿製浴巾・綿メリヤス肌著

輸入

國別	明治三十七年	同四十二年	大正二年	同二年輸入重要品
英領印度	四〇、〇〇七千円	四五、五八〇千円	一〇八、四四七千円	繰綿・米・銑鐵・麻類・菓子糖・豆類
北米合衆國	二六、八八一	二四、五八三	六二、八五三	繰綿・小麥・鐵筒及管・發電機及電動機・小麥粉・鑛油

英吉利	二七、三二七	四〇、一六一	五八、〇五六	硫酸アンモニア・羅紗・紡績機・汽船・銑鐵・綿繻子・鐵條竿類・鐵板・葉鐵
獨逸	一二、二五〇	二〇、五〇五	三〇、八五六	鐵條竿類・毛織絲・アニリン染料・人造藍・パルプ・鐵板・鐵電鍍線・羅紗
支那	三四、〇一四	一八、八〇九	二四、三〇二	繰綿・油糟・豆類・栗子・鳥卵
佛領印度	一〇、五二一	二、五九九	一二、一〇五	米・繰綿・實綿
濠太剌利	八四五	一、〇六二	七、〇四八	羊毛・鉛塊・小麥
關東州	—	四、四四八	六、八二九	豆糟・豆類・栗
暹羅	四、九八五	二、〇二三	四、九八五	米・チーク
蘭領印度	二、四六四	四、〇五九	四、八三一	砂糖・石油・實綿・貝殼
白耳義	二、四一九	二、七八三	四、二〇七	硝子製品・鐵條竿類
海峽殖民地	一、八四一	二、〇九六	三、三五九	錫塊・生ゴム・繰綿・貝殼
佛蘭西	一、三九四	三、三六一	二、九一二	毛絲・鹽酸加里・赤燐
瑞典諾威	四〇四	一、三三五	二、八六三	製紙用パルプ・銑鐵・鐵インゴット及ブルーム・紙類
埃及	一、八九二	二、四二二	二、四四五	繰綿
智利	—	四四九	一、四一一	硝酸ソーダ
比律賓諸島	三一八	一八六	一、三五四	麻
墺地利匈牙利	五〇一	一、二九五	一、一八一	毛織絲・紙類
瑞西	八三四	一、二八三	八一一	人造藍・アニリン染料

輸出國 支那

本期に於ける輸出國中、支那は依然として其覇者たるを失はず。唯其增進の

程度に至りては、前期の夫れの如く大ならずして、全期中一倍七分の進歩をなししに過ぎず。是れ經濟上には彼地に於て綿業燐寸業等の發展あり、之が爲め我輸出を不利ならしめし外、明治三十七年來支那には風水害凶作頻りに臻り、銀價低落し其購買力を減じたるにより、又政治上には明治四十年來日貨排斥事件起り、同四十四年には支那革命戰爭勃發し、內外の事情は我對支輸出を不振ならしめしに因る。夫れにも拘はらず尙ほ進運を持續し得たる所以は、全く我商權確立の結果に外ならず。

米國

支那に次げる米國は其進步又甚だ少なく、本期中僅かに三割餘を增しゝに過ぎざるは、第一の輸出品たる茶が漸次淸水港に移りしと、第二の輸出品たる花筵が彼地に於ける課稅率の變更の爲め、輸出を減じたるに因るものにして、僅かに帽子・麥稈眞田等の增額によりて辛うじて第二位を失はざりしのみ。而して第

香港

三位たりし香港も、其增加率固より大ならず。去りながら尙ほ其地位を保ち得たるものは、香港への我輸出は多く雜貨にして、東・南洋各地への仲繼上香港經由を便とせる點尠からざるに因れり。

印度、英國

此の三地方に次ぎて英領印度及び英國あり、其中印度は本期中約四倍弱の增

進をなし、他の諸國に比して其率大なり。其然る所以は、印度に於て漸次我商品に對する嗜好の開拓せられし爲めにして、其輸出品目も漸次精製品に移りつゝあり。英國も一進一退ありとは云へ、亦增進率大なるは前期の情勢の然らしむる所なると共に、銅の輸出多かりしと、貝釦・魚鯨油の如き新進貿易品の加はりしこと直接の原因なり。而して日露戰役及び明治四十三年に開かれたる日英博覽會も、亦我商品の紹介に與つて力ありき。

其他の諸國

以上五地方は本期に於ける主要輸出國なるが、獨逸以下の他の諸國にありても、多くは我工業製品の輸出增加により皆若干の進歩を見たり。而して本期に於て新たに重要輸出地方として加はりしものに、關東州・海峽殖民地・蘭領印度あり。關東州は戰勝により滿洲が我勢力下に歸せし當然の結果にして、海峽殖民地・蘭領印度は、我雜貨が恰も此等地方住民の民度に適し、南洋各地に販路を獲得せるを意味す。

輸入國
印度

更に輸入國を考ふるに、前期に於て第一位を占めたる英領印度は、本期に入り暫らく雌伏の狀態なりしが、是れ主要商品たる繰綿が、內地財界の反動より其需要を減じたると印度に於ける凶作との爲めなり。茲に於て明治四十二年頃よ

り此等兩事情の除かるゝや、忽ち其勢を恢復したり。殊に前期迄は印度よりの輸入品と云へば、指を繰綿と米とに屈するのみなりしが、本期の終りに至りては銑鐵・麻類の新貿易品を加へ、其總額を高からしめ、本期を通じ約二倍半の増進をなしぬ。

支那

印度に次ぎ前期に第二位にありし支那は、初めは日露戰役によりて北清を戰塵の巷たらしめ、後には革命騷亂相踵ぎ國産の増殖意の如くならず、加ふるに最も多く我へ供給せし繰綿は、漸次印度棉花の壓する所となり、他に著しき物資少く、本期は却つて衰頽に傾き、前期の第二位を米國に讓り第五位に下りぬ。

米英獨

米國よりの輸入は、又主として棉花關係によりて其盛衰を支配せらるゝものにして、恰も日露戰役後我綿業が細物薄物の製作に轉せしかば、米綿の需要を喚起し、其輸入は年一年に加はり、大正二年には略ぼ印度綿の半を占めたり。而かも前期以來培ひ來りたる鐵及び機械類も亦漸く増加し、本期內に約二倍餘の増進をなしたり。而して米國に次げる英國も其増進率略ぼ米國と等しく、其原因は我國に於ける諸種工業發達の爲め、機械・鐵類等の増加に負ふ所大なり。若し夫れ獨逸に至りては、本期間の進勢殆んど米・英二國を凌ぎ、殊に英國に對しては

鐵・毛織物等同一商品を以て競爭し、總額に於て漸々英國に迫り來れり。若し世界大戰なかりせば、次期に於て或は英國を凌駕したりしやも知るべからざりしなり。是れ獨逸の工業が大戰前に於て、漸次英國の地位を奪はんとしつゝありし一縮圖と見るを得べきか。

其他の諸國

爾餘の諸國中本期末年の輸入額一千萬圓以上のものは佛領印度のみなるも、是れ前年に於ける我國米價騰貴によれる思惑輸入多きが爲めにして、特殊の事情に基く。暹羅も亦同一の原因により本期末稍〻其額を加へたり。此等地方以外に於て、繼續的の增進をなせるものは濠洲にして本期間の增進率實に八倍餘に上れり。此現象は一に濠洲羊毛輸入の急增に歸すべく、濠洲の原毛は本期に於て初めて我國毛織業の主要原料となりしなり。濠洲に次ぎ蘭領印度の輸入增加は我精糖業の原料糖として瓜哇糖が有利たりしによる。

第五期　自大正三年至大正七年

世界大戰の影響

大正三年に勃發せし歐洲大戰亂は、歐洲にありては奈翁戰爭以來の大事變なりしと共に、其餘勢米・亞二大洲の諸國にも及び、之等を亦交戰國たらしめしかば、世界の貿易市場に一大變動を惹起せしは當然なり。されば我神戶港の貿易上、

殊に通商國的關係に於ても、開港以來經來りたる趨勢とは大に異なる現象を呈したり。今大正三年乃至同七年の通商國的關係を表示せば左の如し。但し本期にありては其間に內外物價の暴騰せるあり、各國の計數上の差異が直ちに其貿易の實數の差とならざるは勿論なり。

大正三年乃至大正七年神戸港通商國別貿易價額表竝重要貿易品目表

輸出

國別	大正三年	同五年	同七年	同七年輸出重要品
北米合衆國	千円 二一、九七八	千円 四八、五五〇	千円 九〇、二四九	豆類・汽船・椰子油・菜子油・眞田・刷子・花筵・魚鯨油・由多加織・茶・穀粉澱粉・貝釦・燐寸
支那	五五、二四八	六一、二五一	八九、四六〇	綿織絲・精糖・生金巾及シーチング・燐寸・綿囊・石鹼・洋傘・燐寸軸木・鐵製品・ゴムタイヤー
英領印度	一五、〇三二	三六、六五〇	七二、九九〇	綿織絲・燐寸・生金巾・銅塊及錠・鐵製品・肌著類・ペーント・木材及板類
英吉利	一二、二〇五	四六、四八四	四三、六〇五	澱粉・銅塊及錠・豆類・綿メリヤス肌著・貝釦・刷子・寒天・手袋・魚鯨油
蘭領印度	三、〇五九	一〇、八五九	三九、六二九	綾木綿・燐寸・鐵製品・陶磁器・ゴムタイヤー・箱用板・縞木綿
佛蘭西	三、二二五	一一、五八七	三四、四七九	銅塊・汽船・澱粉・豆類・亞鉛塊・セルロイド
香港	一九、〇七四	一七、七五一	三〇、七五九	綿織絲・燐寸・鐵製品
濠太剌利	五、一〇二	一六、六六三	二五、五九三	燐寸・陶器・羽二重・縮緬・屑綿及屑絲
關東州	五、二八六	七、七五二	一五、三八八	綿織絲・精糖・機械類・清酒・生金巾及シーチング・鐵製品・鐵條竿

比律賓諸島	三、七二六	七、六九三	一四、三六六	綿織絲・綿メリヤス肌著・鐵製品・陶磁器・綿縫絲・硝子器
埃及	一、〇〇七	一、一〇七	一四、一八六	小麥粉・銅塊・肌著・生金巾・燐寸
海峽殖民地	三、四〇七	八、九二九	一四、〇〇〇	燐寸・箱用板・ゴムタイヤー・醋酸・鐵製品
喜望峰殖民地及ナタール	三四六	三、一三九	九、九四六	ブランケット・肌著・鐵製品
佛領印度	二三一	一、〇四七	七、四〇六	天竺布・生金巾・晒金巾・其他諸綿織物
亞爾然丁	七二	一一一	六、八七九	綿織絲・靴足袋・綿ネル・鹽酸加里
英領亞米利加	一、八七八	三、九三九	六、二三七	豆類・米・椰子油・毛皮・貝釦
布哇	三、七一九	四、六八三	五、六六九	米・食料品・織物
露領亞細亞	二、〇三五	二五、六六〇	二、一七〇	椰子油・精糖・鹽酸加里

輸入

國別	大正三年	同五年	同七年	同七年輸入重要品
北米合衆國	五〇、九一九千円	九八、九二一千円	三一〇、六三〇千円	繰綿・鐵板・鐵條竿類・鐵筒及管・レール・ソーダ灰・鐵電鍍線・鐵塊・鉛塊・アニリン染料・鐵ワイヤーロッド・機械類
英領印度	九八、〇五七	二九、一八九	一四七、七八一	繰綿・米・栗子・麻・乾藍・ガンニー嚢・シェラック・銑鐵
支那	一九、五八二	四〇、三七七	一〇四、六六四	繰綿・銑鐵・油糟・豆類・屑及故鐵・栗子・軸木用木材・小麥・豚毛
關東州	六、六〇三	九、九五六	四〇、五七一	油糟・豆類・小麥・屑及故鐵
英吉利	四二、七七四	三九、五一三	三三、二八二	羅紗・銑鐵・紡績機・モルヒネ・ソーダ灰・綿帆布・鐵條竿類
濠太剌利	六、二五九	二四、一六一	二五、〇二五	羊毛・鉛塊・小麥・亞鉛鑛・牛脂・貝殼

海峽殖民地	二、八四五	七、三一〇	二一、八七三	生ゴム・コプラ・錫塊・貝殼
喜望峰殖民地及ナタール	—	少	二〇、一一六	羊毛・山羊毛
佛領印度	六、一一四	一、三五三	一九、七二二	米
蘭領印度	三、二六一	三、四七二	一六、九四二	砂糖・コプラ・錫塊・實綿
比律賓諸島	一、七九三	二、四四三	八、八九五	麻
亞爾然丁	一七	少	六、五七一	羊毛
智利	一、〇二八	三、一八二	六、二三二	硝酸ソーダ
獨逸	二二、二九五	二、二〇〇	一、五五三	アニリン染料

輸出國

本期に於ける輸出國は、或は從來歐洲品の販路たりし地方か、或は戰爭による軍需品及び食料品需要の急なりし方面に大なる發展をなし、前期に於て輸出盛なりし支那の如きは、其價額の增加はありたれども、其實數上の增額は微小なり。

米國

前期末に於て輸出國の第二位を占め居たる米國は、歐洲戰爭への參戰以來、急に神戸よりの輸出を增し、本期に於て第一位となりぬ。之に伴ひ輸出品も變化し、從來神戸の對米輸出品と云へば、重に工作品にして天産物は少量なりしに、本期に於ては豆類・椰子油・菜子油が輸出品目の首班に列したり。又汽船の輸出もありき。此等は疑もなく戰爭による一時的の輸出品なりと雖も、假令此等を除

きても、尙ほ其進況著しく、殊に前期迄殆んど其輸出を見ざりし燐寸が、米國に其市場を見出せしは、我工業の爲めに特筆するに足るものなり。

支那

米國に次げる支那は、上述の如く其價額は約七割の增進をなしたるも、物價の騰貴に對比して其進況微々たるは、前期以來釀成したる國內の政爭日を追うて甚しく、內亂相踵ぎ經濟界を脅しゝこと大なると、銀塊相場の騰落大にして支那市場を不安定ならしめしとに因ると雖も、特に我輸出貿易に取りて打擊たりしは、大正四年の日支交涉事件後に起りたる排貨運動なりき。然りと雖も支那市場に於ける我商權は既に其基礎鞏固にして、尙ほ歐洲品輸入の杜絕するあり、我商品は幾多の妨害を排して其販路を廣め、精糖・燐寸軸木・ゴムタイヤーの如き新商品を加ふるに至りぬ。殊に關東州に於ては我企業の旺盛なるあり、又其背域たる滿洲は支那政爭の渦中に在らず、從つて戰時中の輸出增進の勢顯著なりき。

香港

而して同じく支那を背景とせる香港は、前期に於て支那・米國に次ぎしが、本期に於て其の增進率大ならず、遂に本期の末には第七位に下りたり。是れ香港は元來仲繼港なれば戰時中船腹不足の爲め其特色を發揮し得ざりしと、且つは其背域たる南支那が最も日貨排斥の盛なる地方なりしに因らずんばあらず。

英領印度

香港に代りて本期中第三位に進みたるを英領印度となす。本地方へは輸出は既に前期より穩健なる發達を遂げ來りたるに、歐洲戰亂の勃發は忽ち英本國よりの供給を奪ひたれば、其最大の需要品たる綿絲・綿布・綿メリヤス類は、恰も我商品の代る所となり、嘗ては彼地より我國へ輸入したりし綿絲は、今や我國より輸出せらるゝに至りたり。茲を以て本期五年間に、對印輸出は假令價格の騰貴ありたりとは云へ、五倍餘の增進をなし、戰後と雖も猝に其地位を失はざりき。

蘭領印度、濠洲、海峽殖民地、比律賓、埃及、佛領印度

英領印度と略ぼ同一事情の下にあるものを、蘭領印度・濠洲・海峽殖民地・比律賓・埃及・佛領印度となす。何れも戰前に於て順調の發達をなし來りしも、殊に戰亂以後此等諸國は歐洲の各本國及び獨逸品の供給を絕たれ、止むを得ず盛に我商品を購買せるものにして、其增加率五年間に四倍乃至四十倍の多きに及ぶ。然れども其膨脹の急激なりしだけ又其基礎も薄弱なりしかば、戰後其地位を失墜せるもの多きは遺憾なりとす。

英獨佛

飜つて歐洲諸國の狀況を見るに、英國は戰前輸出國として第五位に在り、進步の中にも稍〻萎縮の傾ありしに、本期に入るに及び銅・亞鉛の如き軍需品と澱粉・豆の如き食料品及び汽船・綿メリヤス肌著の如き工作品の輸出增加せるあり、大正

六年には一億圓以上の輸出をなし、同年輸出國の第一位を占めたるも、大正七年には汽船・銅等の激減により忽ち四千三百萬圓となり第四位に下りぬ。而して前期の終に英國に次ぎし獨逸は、開戰後忽ち通商關係を絶ちたれば、本期を通じて輸出貿易表中より除かれ、之に代りて佛蘭西への輸出は俄然として增大し、五年間に十倍以上の增進をなせり。其輸出品目に至りては殆んど英國と等し。

露領亞細亞、喜望峰及ナタール、亞爾然丁

此他露領亞細亞は戰役前迄一般に取引微小にして、而かも盛衰常なかりしに、開戰後は一時軍需品の輸出巨額に上りたり。然れども大正六年革命勃發後忽ちにして再び衰へぬ。尙ほ戰時中新たに輸出國となりし地方に、喜望峰及ナタール竝に亞爾然丁地方あり、歐亞間の航路が潛航艇の危險を避けて地中海より南阿迂廻となり、又我南米航路の開始に伴ひて發達したるものにして、綿絲布・綿製品及雜貨を輸出す。

輸入國

更に眼を轉じて輸入國を觀察せんか、又前期來の趨勢を破りしもの少からず。

米國

英領印度は第三期の末以來概ね首位を占め居たるに、戰亂の進展と共に北米合衆國よりの輸入漸次增大し、本期の末年に於て、米國は三億一千萬圓の輸入をなし第一位に上りぬ。斯く米國の地位向上は、一は大戰前歐洲諸國より仰ぎたる

製造品が、或は是等諸國に於ける禁輸により、或は船腹の不足により、我國へ輸入杜絶せしかば、止むを得ず之を米國に仰ぎたるに因ると雖も、其主たる原因は戰役の初年に恰も巴奈馬運河の開通あり、米國東部の鐵材南部の棉花が自由に輸入するを得たるに基かずんばあらず。　是れ此期間に著大の進歩を遂げし此二者が、全輸入額の約八割を占むるを以て知らるべし。　而して此米綿輸入の激増は、勢ひ印度綿の夫れを抑制し、

印度

印度は假令物價騰貴によりて其輸入額を増し第二位を保てるも、其實勢は寧ろ退歩に傾くと見るを得べし。

支那

反之支那は本期の初めこそ前期と同じく、依然として我に供給する多くのものを有せざりしに、大正七年に於ては支那綿の豐作なりしと、運賃が印度綿に比して低廉なりし等の理由により、急に其輸入を増し、同年支那は輸入國として第三位を贏ち得たり殊に關東州にありては、豆糟の供給巨額に上り之を加ふれば、全支那は印度と其額伯仲の間にありと云ふべし。

歐洲諸國

前期の終に第三位を占めし英國は、大戰中國內生產力の缺乏と、自國需要の急とに逐はれて、輸出する餘力なく、僅かに羅紗・鐵・紡績機によりて、其商權を繋ぐに過ぎざりき。　されば其總額に於ても本期中二割二分を減じ、從つて輸入國とし

ての地位も第五位に下りぬ。他の歐洲諸國例へば佛蘭西・瑞典・諾威・伊太利等も、亦同一の徑路を辿りつゝありき。唯敵國たる獨逸が、此間に尙ほ輸入を續き得たる所以は、主としてアニリン染料によるものにして、恐らくは中立國より轉輸せられしものならん。

其他

以上の諸國以外に於て、本期に至り著しく輸入額を增せし重なる地方は濠洲・海峽殖民地・喜望峰殖民地・佛領印度・蘭領印度・比律賓諸島・智利等にして濠洲と喜望峰殖民地とは主として羊毛により、海峽殖民地は護謨・コプラ・錫、佛領印度は米、蘭領印度は砂糖・コプラを以て、各〻輸入を增加したり。而して比律賓・智利の增加せるは、前者は麻、後者は硝石の特產物によるものたるや勿論なり。尙ほ亞爾然丁が本期俄に重要輸入國となりしは、當時我國に於て最も需要の急なりし羊毛の輸入に基く。

* * * * *

五十餘年間の概觀

神戸開港以來五十餘年間の通商國的關係を、五期に分ちて說述すれば以上の如し。今此等各期に亙り、輸出入を倂せ、各通商國を通覽するに、神戸港に取り最も重要なる通商國と目すべきものを、英吉利・獨逸・佛蘭西・米國・支那・香港・英領印度・

海峽殖民地・蘭領印度・佛領印度・比律賓及び濠太剌利の十二地方となす。此等諸地方の貿易額は、全期中皆何れも進歩の趨勢を示すと雖も、神戸港貿易の總額に對する割合は、時により固より變化あるを免れず。仍つて左に明治六年以來每十年に就き、各地方の貿易額並びに神戸港輸出入額に對する割合を示し、其推移の跡を比較せんと欲す。

神戸港重要通商國貿易價額及輸出入總額に對する割合表

國別		明治六年 價額	明治六年 割合	同十五年 價額	同十五年 割合	同二十五年 價額	同二十五年 割合	同三十五年 價額	同三十五年 割合	大正元年 價額	大正元年 割合	同七年 價額	同七年 割合
英吉利	輸出	千円 八六六	割 三・五	千円 一、一三三	割 一・七	千円 一、六四四	割 ・八	千円 五、七九八	割 ・八	千円 一四、六三六	割 一・〇	千円 四三、六〇五	割 ・八
	輸入	一、九三五	三・六	二、七〇六	四・二	八、五一六	二・八	二一、九五三	一・五	三二、四二二	一・七	三三、二八二	・四
獨逸	輸出	二四	・一	三一八	・五	五三二	・三	二、一九四	・三	七、九四一	・五	—	—
	輸入	七九六	一・二	三四九	・五	二、八四三	・九	一三、三一三	・九	一九、三九八	一・〇	一、五五三	・〇
佛蘭西	輸出	三三	・一	一〇四	・二	五八二	・三	一、二七五	・二	四、四七〇	・三	三四、四七九	・六
	輸入	二六五	・六	四六七	・七	一、二五九	・四	二、七六九	・二	二、九二〇	・一	一、六六六	・〇

	北米合衆國		支那（關東州を含む）		香港		英領印度		海峽殖民地		蘭領印度		佛領印度	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
	七八四	一六四	五一〇	二、五九五	—	—	—	四	—	—	—	—	—	—
	三・三	・二	二・一	四・三	—	—	—	・〇	—	—	—	—	—	—
	二、八三三	一、二三四	七八四	四八七	八四七	二四三	二〇三	七九三	—	—	—	—	—	—
	四・三	二・〇	一・二	・八	一・三	・四	・三	一・二	—	—	—	—	—	—
	五、八八五	二、七八一	二、六九二	五、二五七	七、七二九	三、一四一	四七五	五、六六一	—	—	—	—	—	—
	二・八	・九	一・三	一・七	三・六	一・〇	・二	一・八	—	—	—	—	—	—
	一五、二〇六	二七、〇〇七	二五、一九二	二四、四九九	一三、六九五	三九五	一、九二三	三八、六一八	一、七六一	七三四	一三四	一、一九一	一九	四、〇八一
	二・〇	一・九	三・四	一・七	一・八	・〇	・三	二・六	・三	・一	・〇	・一	・〇	・三
	二〇、〇一四	六一、六四六	四九、四九七	三二、七三二	一七、三八五	二五二	一〇、七〇四	八九、五七五	三、三二五	三、二〇九	二、七三一	二、八五七	一一四	四、三〇七
	一・三	二・〇	三・三	一・一	一・二	・〇	・七	三・〇	・二	・一	・二	・一	・〇	・一
	九〇、二四九	三一〇、六三〇	一〇四、八四八	一四五、二三五	一〇、七五九	六三	七二、九九〇	一四七、七八一	一四、〇〇〇	二一、八七三	三九、六二九	一六、九四二	七、四〇六	一九、七二三
	一・七	四・〇	一・九	一・九	・六	・〇	一・四	一・九	・三	・三	・七	・二	・一	・三

比律賓諸島 輸出	比律賓諸島 輸入	濠太剌利 輸出	濠太剌利 輸入
—	—	—	—
—	—	一九・六	少・〇
一七 —	六六 —	六四九・七	一三四・〇
五七七・二	二七四・〇	六,〇九五・三	三二一・〇
三,〇〇五・三	一,四五三・〇	三,七九〇・七	六,一七八・三
一四,三六六・三	八,八九七・一	三五,五九七・五	二七,〇一五・三

備考　本表中明治六年分は前記各港輸出入物品表の計數を採り、同十五年分は神戸稅關所藏文書に據る　同二十五年以下は神戸港外國貿易概況中より抄錄す。

通商國數の増加

以上の表に據りて先づ觀取せらるゝは、神戸港の通商國が明治初期に於て其地方數少なく、從つて各地方の總額に對する割合大なりしに、漸次地方の數を増すと共に其割合小となりたることなり。尤も時に支那・印度・亞米利加等に於て例外を認むるものあるは、是れ或重要商品に輸出入の偏重せる結果にして、再び平衡に進むものゝ如し。

通商國的關係變化の原因

更に各國別に就いて考ふるに、明治初期に在りては、輸出に於ても輸入に於ても、英國・米國の如き歐米諸國への割合大なりしに、近時に至りては輸出は專ら支那・香港・英領印度及び南洋諸地方にして、輸入は英領印度・米國・英國・獨逸を主とす。此通商國的關係の變化は何を以て説明すべきか、既に前段の所説に盡したりと

雖も、其原因を大別せば一に對手國自身の狀況と、一は我國殊に神戸港附近の事情によるものなり。對手國自身の狀況とは、卽ち此等諸國に於て、或は政治上の事由により或は經濟的關係よりして、對神戸港貿易を隆替あらしめしものにして、例へば英國よりの輸入が全期の前半は他の諸國に對し優越なる割合を有し居たるに、後半に於て退歩せしは第十九世紀末より英國の工業が漸時退歩の傾向を生じ、動もすれば獨逸・米國の爲めに凌駕せられんとするの有樣なりしかば、其片鱗が又神戸貿易市場に顯はれたるが如き是なり。又我國殊に神戸附近の狀況に基く變化とは支那・印度諸地方への輸出增進したること、及び米國への輸出は寧ろ其割合を減じ、輸入は其增進率大なるが如きことにして、是前者は恰も我國殊に神戸の背域に於て此等諸地方に適する工作品の產出ありたると、後者卽ち米國の場合は神戸附近に生絲の產出少なく從つて輸出率の減じたるに、恰も神戸港背域に於て需要する棉花・鐵類が米國よりの輸入を便とせし故なり。

最近の重要通商國

以上の諸原因により其結果として現はれたる重要通商國の最近の地位を考査するに、輸出入を平均し、大正元年に於て其率最も大なりしは、關東州を加へたる支那にして、神戸港貿易の二割二分を占む。次は英領印度にして一割八分五

厘、次は米國にして一割一分五厘なり。然るに大正七年に至りて支那は一割九分、英領印度も一割六分五厘に減じ、米國は二割八分五厘に增加し第一位に進みたり。是れ固より戰時の變調なりと雖も、之を其輸出入商品の性質より見て、今後と雖も甚しき變化はあらざるべし。兎に角此の米國・支那・英領印度の三地方は神戸港通商國の重鎭にして、大正七年頃此三地方にて、神戸輸出入貿易平均の六割四分を占むるなり。

(二) 大陸別的觀察

我國外國貿易の大陸別的推移　輸出

明治初年以來我國外國貿易の通商國に就いて之を大陸別より觀察するに、先づ輸出上より見れば、明治十六年迄は歐羅巴洲に對する貿易最も盛にして、對亞米利加洲貿易之に次ぎ、對亞細亞洲貿易は常に對歐・米洲貿易に及ばざりき。但し此間に於て年により、歐・米兩洲其位置を換へしことなきにしもあらざりしも、こは寧ろ例外に屬す。然るに明治十七年以後同二十八年迄は常に亞米利加洲其首位を占め、同二十一年のみは歐羅巴洲第一位に來れり。而して第二位は歐羅巴洲なりしも、稀に亞細亞洲の之に代はるものありき。從ひて亞細亞洲は依

然として第三位にありたり。然るに明治二十九年以後に至るや、亞細亞洲は一躍して第一位を占め、亞米利加洲第二位に居り、歐羅巴洲第三位に下りたり。此順位は大正七年に至る迄常に一定して殆んど例外を見ざりき。

輸入

次に輸入に就いて見れば、明治初年以來同四十年迄歐羅巴洲は常に第一位を占め、此間時に亞細亞洲が首位を占めしことあれども、僅に五ヶ年に過ぎず。而して第二位を占めしものは亞細亞洲にして、亞米利加洲は常に第三位にありき。然るに明治四十一年以來亞細亞洲は第一位に上り、大正七年迄毫も變化なく、第二位にありしものは歐洲戰役前歐羅巴洲なりしが、戰役後は亞米利加洲となれり。從つて第三位を占めしは歐洲戰役前亞米利加洲、以後は歐羅巴洲なり。

由是觀之、我國の外國貿易は、其初めに於て輸出入共對歐洲貿易を主とせしが中頃輸出は對米洲貿易に轉じ、輸入は依然として對歐洲貿易行はれ、近時に於て輸出入共亞細亞洲を主たる通商地方となすに至れるものなり。

推移の原因

此我國外國貿易が經來りたる通商國の大陸別的推移は、抑も何を語るものなるや。蓋し一國一地方が尚ほ產業幼稚なる時代に於て文明諸國と接觸し、之と通商關係を結ぶに當りては、先づ自國に產する天產物或は手工による特產物を

彼に提供し、彼より機械工業による全製品を受くることを以て、貿易の常態となす。産業漸く進み機械工業稍〻起るに至りては、半製品の製造盛となり、專ら之を必要とする文明國に輸出し、彼よりは依然として全製品を仰ぐ。更に文明殊に交通運輸の發達し、自由に他國の原料を輸入し、諸工業を營み得る所謂自由產業の時代に達する時は、我よりも文化遲れたる地方より原料・食料を輸入し、又此等を作製して全製品となし、其地方に輸出し得るに至る。此時代に及べば產業幼稚時代とは通商國關係全く顚倒し、輸出入共文化未だ進まざる地方との關係密接たるべし。要するに一國貿易の進步するに從ひて、對文明國との關係よりも文化稍〻遲れたる地方との關係が重要となるは自然の歸趨なり。

如上の傾向は一國貿易の進步に伴ふ一般の過程なりと雖も、其然る所以は、此傾向に進むことが卽ち貿易を有利ならしむが故にして、又實に貿易の常道たり。何を以て之を言ふや、惟ふに貿易の事たる專ら利の存する所に趨き、難きを避けて易きに就くを以て自然の理となす。一國にして文化進みたる地方と貿易するに及んでは、一般に利潤少なき天產物を輸出し、我に獲る所少なく、我に全製品を輸入し失ふ所大なり。適〻工作品を文明國に輸すことあるも、生產の規模小な

る爲めに彼の需めに適せず、取引上の困難多くして又利潤の見るべきものなし。然るに文化稍々劣りたる地方と通商するや、彼地より低廉なる原料を輸入し之に加工し、製品として再び彼地へ輸出するを得ば、其利益を二重に收め得、而かも其取引容易にして貿易上最も有利なり。　加之文化劣りたる地方へ輸出すべき工作品は所謂主價工業品（プライスベスチンムテ）たるべく、從つて之が製造上より見れば、工業の規模を大にし多くの原料を使用し、所謂大量生産の組織によらざるべからず。　玆に於て原料製品の輸出入共に交通運輸を盛大ならしむるの利あり、之が爲め更に貿易の發達をも促すものなり。　殊に同一地方より原料を輸入し其製品を輸出する場合には、爲替關係を圓滑ならしめ貿易上の利便亦大となるべし。　玆に於て一國貿易の理想は蓋し文化の進みたる地方よりは、寧ろ遲れたる地方に向ふ所を以て常道となすべく、明治初年以來我國外國貿易に現はれ來りたる變遷は、卽ち此過程を示せるものと云ふべし。

神戸外國貿易の大陸別的推移

我國外國貿易の大陸別輸出入の推移斯くの如しとすれば、我神戸港の夫れも亦大勢に於て勿論此趨勢に從ふべきものなり。　然りと雖も神戸には又特殊の通商關係を有するを以て、必らずしも常に我國の大勢と一致せず、殊に大陸推移

の年次に至りては大に我國の大勢に異なるもあり　先づ下の表を一瞥せん。

神戸港大陸別貿易價額及輸出入全額に對する割合表

大陸別		亞細亞 輸出	亞細亞 輸入	歐羅巴 輸出	歐羅巴 輸入	亞米利加 輸出	亞米利加 輸入	濠太剌利 輸出	濠太剌利 輸入	其他 輸出	其他 輸入
明治六年	價額（千円）	六二〇	一、六九九	九三六	二、一五四	七八四	一三四	—	—	二三九	一四三
	全額ニ對スル割合（割）	二・〇七	四・二一	三・八一	五・三三	三・一九	・三三	—	—	・九二	・三四
同十年	價額（千円）	一、八六四	一、〇三九	九八三	二、八六六	一、六二四	二九二	少	—	一八四	五八
	全額ニ對スル割合（割）	四・〇〇	二・四四	二・一一	六・七三	三・四九	・六九	・〇〇	—	・四〇	・一四
同十五年	價額（千円）	一、八六六	一、五二五	一、六〇二	三、六二八	二、八二二	一、二三四	一一九	少	一三三	少
	全額ニ對スル割合（割）	二・八二	二・三九	二・四六	五・六九	四・二五	一・九二	・一八	・〇〇	・一九	・〇〇
同二十年	價額（千円）	四、八八一	五、七〇七	二、六二三	七、〇六五	四、一三〇	一、〇五〇	四八〇	少	六五六	三〇
	全額ニ對スル割合（割）	二・八一	四・二二	二・〇五	五・〇九	三・二三	・七六	・三七	・〇〇	・五四	・〇二
同二十五年	價額（千円）	二、〇〇一	一四、六九六	二、九七四	一三、一九三	六、五五三	二、七八三	六八〇	一三四	三八七	一八九
	全額ニ對スル割合（割）	五・一六	四・六五	一・三九	四・一九	二・九三	・九六	・三二	・〇四	・二〇	・〇六
同三十年	價額（千円）	三三、四〇七	五七、四三六	四、九二一	三八、七八八	九、四〇三	一三、五九一	一、四四四	二五八	二、二一〇	六六七
	全額ニ對スル割合（割）	六・五〇	五・一八	・九六	三・五二	一・八三	一・二三	・二七	・〇二	・四四	・〇五

大陸別		亞細亞 輸出	亞細亞 輸入	歐羅巴 輸出	歐羅巴 輸入	亞米利加 輸出	亞米利加 輸入	濠太剌利 輸出	濠太剌利 輸入	其他 輸出	其他 輸入
明治三十五年	價額	四三、八二一 千円	七三、三三九	一一、三九六	四二、八五〇	一五、九六三	二七、〇二六	二、〇九五	三二一	一、四八〇	一、九九八
	全額ニ對スル割合	五・八六 割	五・〇〇	一・五三	二・九六	二・一三	一・九〇	・二八	・〇三	・二二	・二三
同四十年	價額	五七、一八六 千円	九一、〇八四	二三、五三三	八七、一二六	二二、二九三	三九、四七七	一、八三三	一、四〇七	二、八二〇	四、一九九
	全額ニ對スル割合	五・三六 割	四・〇七	二・一一	三・九〇	二・〇九	一・七六	・一七	・〇七	・二七	・二〇
大正元年	價額	八七、七五五 千円	一三七、五三四	三一、七〇八	九二、四九三	二二、一六九	六二、五四九	三、七九〇	六、一七六	五、〇五一	三、四四五
	全額ニ對スル割合	五・八三 割	四・五四	二・一〇	三・〇六	一・四七	二・〇七	・二五	・二〇	・三五	・一三
同五年	價額	一七八、八七三 千円	一八六、七六九	七二、七三三	五〇、九七九	五二、五二四	一〇三、〇一三	一六、六六三	二四、一六一	九、三二一	九、一七四
	全額ニ對スル割合	五・四〇 割	四・九九	二・二〇	一・三六	一・六二	二・七五	・五〇	・六五	・二八	・二五
同七年	價額	二八九、六七三 千円	二六五、四三九	八二、五三七	三九、九一三	一〇八、六六六	三三五、八七七	二五、五九三	二五、〇二五	三三、八七九	二八、〇五四
	全額ニ對スル割合	五・三七 割	四・六六	一・五三	・五一	二・〇三	四・一五	・四九	・三三	・五八	・三六

亞歐米三大陸の輸出關係

上表及び他の神戶稅關調査の統計表によりて按ずるに、全國の輸出に於ては明治十六年迄第一位を占めし大陸は歐羅巴洲に非ずんば亞米利加洲なりしに、神戶に於ては明治十年既に亞細亞洲は全額の四割を占め第一位に在り、後年雄

飛すべき方面を夙に暗示したり。其後一時亞米利加洲に其地位を讓りたりしも、明治二十年に至り亞細亞洲は再び第一位に進み、全額の三割八分を有す。之より後最近に至るまで僅かに一・二年の例外はありたれども、亞細亞洲は常に神戸輸出貿易の覇者たりき。此現象は明治二十年來對支那・香港貿易の隆盛となりし結果にして、專ら燐寸及び銅の輸出增加に基く。何れにしても神戸の輸出貿易が明治二十年來既に對亞細亞洲を第一位とするに至りしは、特筆するに足るものにして、全國の輸出貿易が最も多く亞細亞洲に向ひしは同二十九年以後なりしに、神戸は之に先つ約十年既に此傾向を現はしたるなり。

更に第二位にあるものを見るに、上述の如く全國の輸出順位より云へば歐・米二大洲は明治二十八年迄其順位一定せず、明治二十九年以後に於て亞米利加洲は常に亞細亞洲に對し第二位に來り、其地位一定せり。然るに神戸の貿易に於ては亞米利加洲は明治初年以來殆んど常に歐・亞二洲の何れかに次ぎ第二位にあり同二十三年來は概ね亞細亞洲に次ぎ同四十年に至る迄毫も其順位を換へざりき。由是觀之全國近時の趨勢たる亞米利加洲の第二位たることは神戸に於て又早く其兆を示したるものと云ふべし。

亞細亞洲及び亞米利加洲の順位此くの如しとすれば、歐羅巴洲の地位は之によりて了解せらるべく、全國に於ては明治初年來同十六年迄第一位を占め、同十七年以後概して第二位となり、同三十年以後は常に第三位に下りたりしが、神戸にありては同十年頃より歐洲既に第三位として扱はれ、時に亞米利加洲の之に換りしことありしも、同二十三年以後は全く第三位に固定したり。即ち之に於ても亦全國近時の傾向に先んずるものと云ふべし。

同輸入關係

飜つて輸入關係を見るに、神戸港に於ては又全國の夫れと稍異り、全國が明治四十年迄概して第一位を占めしものは歐洲なりしが、神戸にありては歐洲の第一位を占めしは同二十四年迄にして同二十五年以後に於て亞細亞洲は第一位に進み其後殆んど其地位を失はざりき。然も其全額に對する割合甚だ大にして、明治二十五年以來殆んど神戸輸入の半額は亞細亞洲よりなさるゝに至りたり。即ち歐・亞二洲は全く其地位を顚倒したるなり。是れ此頃以後印度諸地方より棉花・米・砂糖等原料品・食料品の輸入增加に因るものたるや言を俟たず。而して明治二十五年以來、對亞細亞洲輸入が神戸に於て第一位を占めしことは、又全國貿易の趨勢に對して十數年を先んせるものと云ふべし、次に第二位に來

れるものを見るに、神戸に於ては上述の關係よりして、明治二十五年以前は亞細亞洲第二なりしに、以後は歐羅巴洲第二位に下れり。但し大正四年以後は歐羅巴洲は第三位となる。是れ勿論歐洲大戰の結果たり。斯くの如く歐・亞二洲は全期に亙り輸入上第一・二位を轉換せしのみにて第三位に下らざりしを以て、第三位は久しく常に亞米利加洲なりき。但し歐洲戰役後亞米利加洲は歐洲を凌ぎて第二位に進みたり。

之を要するに輸入に於ても、亞細亞洲が、漸次歐・米二洲に優りたるは、貿易發達の道程上理の正に然るべき所にして、殊に歐洲輸入貿易の衰微が、早く既に神戸の貿易上に現はれたることは注目に値すべし。但し米洲は神戸の背域に於て要する鐵材・棉花を供するを以て近時歐洲よりは稍〻有利なる地位にありとす。

濠洲

以上は專ら亞・歐・米の三大陸に就いて觀察したるものなるが、神戸港に取りて濠洲も亦見遁すべからず。濠洲より神戸への輸入は近年の發達に係るも、輸出は既に全國に先んじて明治十五年頃より相當に行はれ漸次隆盛となりたり。唯日濠貿易の使命は寧ろ輸入にあるを以て、近時の輸入發達は其目的に進みつつあるものと云ふべく、此點に於ても亦神戸は全國の魁をなしつゝあり。

通商國の大陸別的關係に於て神戸港に於ける推移が、全國の夫れと異なること斯くの如し。此推移の狀態は即ち又各大陸に對する神戸港輸出入貿易と全國との割合の變化を反映するものにして、今明治六年以來每五年の神戸港貿易が各大陸關係に於て全國に對する割合を示せば左の如し。

全國大陸別貿易價額に對する神戸の割合表

大陸別		明治六年 全國價額	明治六年 全國ニ對スル神戸ノ割合	同十年 全國價額	同十年 全國ニ對スル神戸ノ割合	同十五年 全國價額	同十五年 全國ニ對スル神戸ノ割合	同二十年 全國價額	同二十年 全國ニ對スル神戸ノ割合	同二十五年 全國價額	同二十五年 全國ニ對スル神戸ノ割合	同三十年 全國價額	同三十年 全國ニ對スル神戸ノ割合
亞細亞	輸出	千円 四、七八六	割 一・一	千円 五、三七〇	割 三・五	千円 六、一八三	割 三・〇	千円 一二、一八三	割 四・〇	千円 二三、一六六	割 四・七	千円 五九、五八一	割 五・六
	輸入	九、八八二	二・六	五、八六五	一・八	八、八七七	一・七	一四、四三七	四・〇	三一、五一八	四・五	九五、一八四	六・〇
	計	一四、六六七	二・一	一一、二三六	二・六	一五、〇六〇	二・二	二六、六二一	四・〇	五四、六八四	四・六	一五四、七六六	五・九
歐羅巴	輸出	一一、二三〇	八	一二、〇三三	八	一六、三二五	一・〇	一五、〇六八	一・七	二四、八三二	一・二	四一、六六四	一・二
	輸入	一六、四三六	一・九	一九、五七九	一・五	一七、二五八	二・一	二六、四七九	二・七	三二、六四一	四・〇	九五、〇四九	四・一
	計	二七、六六六	一・五	三一、六一三	一・三	三三、五八三	一・六	四一、五四七	二・三	五七、四七三	一・八	一三六、七一四	三・二
亞米利加	輸出	四、二二六	一・九	五、二三三	三・一	一四、二八〇	二・〇	二二、二四三	一・九	三九、七六四	一・六	五四、四九八	一・七
	輸入	一、〇一七	一・三	一、七三六	一・七	三、一五四	三・九	三、三一〇	三・二	六、〇二四	四・六	二七、一五九	五・〇
	計	五、二四三	一・七	六、九六九	二・七	一七、四三四	二・三	二五、五五三	二・〇	四五、七八九	二・〇	八一、六五八	二・八

	濠太剌利 輸出	濠太剌利 輸入	濠太剌利 計	其他 輸出	其他 輸入	其他 計
	—	—	—	九八二	七七一	一,七五四
	—	—	—	一・三	一・九	二・一
	二六	—	二六	六八五	二三九	九二四
	・四	—	・四	二・七	二・四	二・六
	一六〇	七四	二三四	二,二一七	八二	二,二九九
	七・四	・〇	五・一	・六	・〇	・五
	五三五	三二	五六七	二,三七七	四三	二,四二〇
	九・〇	・〇	八・五	二・八	七・〇	二・八
	七三一	二七三	一,〇〇四	二,六〇八	八六八	三,四七六
	九・三	四・九	八・一	一・五	三・三	一・九
	一,八七五	八九七	二,七七二	五,五一五	一,〇〇九	六,五二四
	七・七	二・九	六・一	四・〇	六・六	四・四

大陸別		亞細亞 輸出	亞細亞 輸入	亞細亞 計	歐羅巴 輸出	歐羅巴 輸入	歐羅巴 計	輸出
明治三十五年	全國價額	千円 一〇一,二六九	一三三,三七六	二三四,六四五	六七,〇一九	九三,九一六	一六〇,九三六	八三,八三三
	全國ニ對スル神戸ノ割合	割 四・三	五・八	五・二	一・七	四・六	三・四	一・九
同四十年	全國價額	千円 一九一,七六六	二〇〇,〇九五	三九一,八六一	九四,三六七	一九五,二一三	二八九,五八〇	一三六,〇二三
	全國ニ對スル神戸ノ割合	割 三・〇	四・六	三・八	二・四	四・五	三・八	一・六
大正元年	全國價額	千円 二一八,七二七	二六〇,〇四七	四七八,七七五	一一四,三一三	二〇三,三〇八	三一七,六二一	一七五,八一〇
	全國ニ對スル神戸ノ割合	割 四・〇	五・三	四・七	二・八	四・五	三・九	一・三
同五年	全國價額	千円 五〇五,四八六	三六八,二八九	八七三,七七五	二二六,四四八	一〇八,四四二	三三四,八九〇	三五五,九四五
	全國ニ對スル神戸ノ割合	割 三・五	五・一	四・二	三・四	四・七	三・八	一・五
同七年	全國價額	千円 九三五,五七三	八一三,八一三	一,七四八,三八七	二九八,二五六	八二,七八六	三八一,〇四二	五九六,八七七
	全國ニ對スル神戸ノ割合	割 三・一	四・五	三・七	二・八	四・八	三・二	一・八

亞米利加	輸入	四九、一七一	五・五	八二、七五七	四・八	一二九、五四三	四・八	一一三、五〇一	四・九	六六五、〇二一	五・〇
	計	一三三、九九三	三・二	二八、七八一	二・八	三〇五、三五四	二・八	五六八、四四六	二・八	一、二五一、八八八	三・五
濠太剌利	輸出	三、一七三	六・七	四、七九三	三・八	八、六二八	四・四	二七、七七六	六・〇	六四、八二七	三・九
	輸入	一、六七二	一・九	七、八一八	一・八	一三、七九一	四・八	四三、三三二	五・六	四八、八七四	五・一
	計	四、八四四	三・〇	一二、六一三	二・六	二一、四二〇	四・七	七一、一〇八	五・七	一一三、七〇一	四・六
其他	輸出	三、〇一九	四・九	五、四六一	五・二	八、〇五六	六・三	二二、八一二	四・三	六六、五六五	四・九
	輸入	三、五九四	五・五	八、五八二	四・九	一三、二九九	二・六	二三、八六三	三・八	六八、六五七	四・一
	計	六、六一三	五・三	一四、〇四三	五・〇	二一、三五六	四・〇	四五、六七四	四・〇	一三五、二二二	四・五

各大陸に對し神戶の貿易額が全國の夫れに比して占むる割合の變化は、上述の各大陸の順位の變遷、竝びに全額に對する割合と略ぼ竝行するものにして、例へば亞細亞洲が神戶の輸出に於て明治二十年より二十五年より第一位に進みたる時、全國に對する割合が同二十年の輸出入共四割より同二十五年四割七分及び四割五分となり、更に同三十年に於ては五割六分及び六割に增進せしが如し。其後亞細亞洲の全輸出入に對する割合が稍〻減少せしと同じく、全國に對する割合も稍〻減じ、而かも尙各大陸中最も多くの割合を占めつゝ

近時の狀況

あることは、又前二項と竝行すると云ふべし。他の大陸竝に他の時期に於ても亦略ぼ類似の傾向を有す。

而して近時に於ける神戸港の各大陸の輸出入が、全國の夫れに對して占むる割合を考ふるに、大正元年の頃亞細亞洲は輸出に於て全國の四割輸入に於て五割三分總額に於て四割七分を占め、輸出入共全國の他の諸港に比し神戸は最も多く亞細亞洲に密接なる關係を有せることを示す。歐洲戰後に於て此關係は稍變じ亞米利加洲に加重するの傾向を示したれども、尚大正五年竝びに同七年に於ては、亞細亞洲は輸出入全額比例に於て四割二分及び三割七分を有し、又全國各港の首位に在り。歐羅巴洲は歐洲戰前に於ては其輸入率の稍大なる爲め輸出入計に於て三割九分なりしも、明治三十年來殆んど進步の傾向を認めざるなり。亞米利加洲に至りては輸出入關係近時大に改善せられ、從ひて其總額割合に於ても歐洲を凌がんとするの勢あり、神戸は歐洲よりも米洲に多く向はんとするの傾向を示しつゝあり。然れども此等三大陸は總額比例に於て大正元年以後は全國の二割八分乃至四割七分を有し、全國各港の貿易に對し必ずしも神戸は非常に優越なる地位に非ざれども、唯濠洲に至りては神戸との關係最も

密接にして、大正元年乃至同七年の間に於て、輸出入合計は全國の夫れに對して四割六分乃至五割七分を有し、殊に輸入に於ては殆んど全國の濠洲貿易の過半は神戸に於て營まるゝものと云ふを得べし。是れ全く神戸の濠洲に對する地理的關係の然らしむると、神戸港背域に於ける工業の特質に職由するものなり。而かも濠洲の開發進むと共に、神戸の對濠洲貿易は益〻振興すべきものなるべし。

神戸貿易は我國貿易の指南車

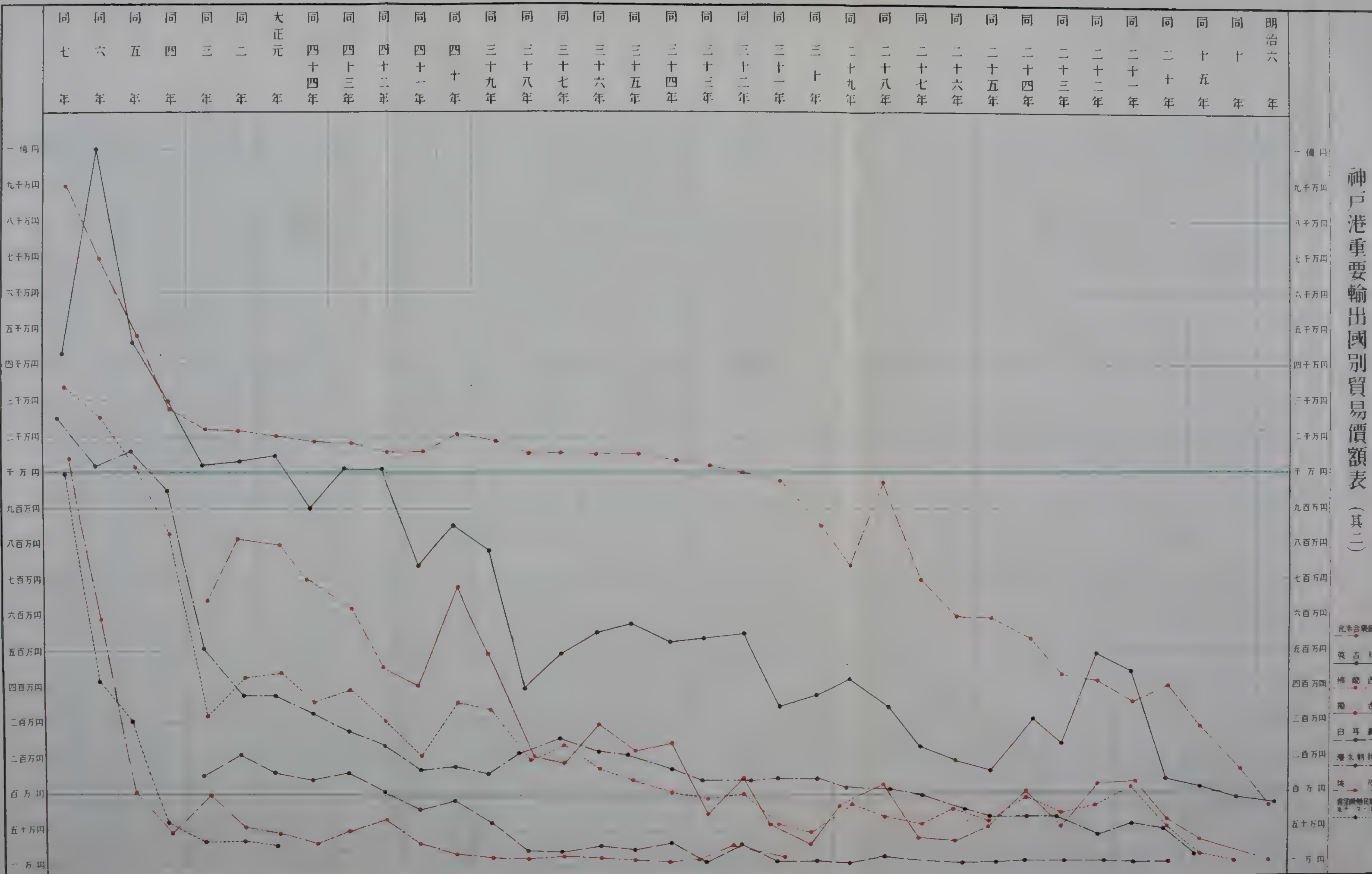
以上記せる所を總括するに、神戸港通商國の大陸別的關係の變遷に就いては、其大勢は對文明國の諸洲より漸次文化稍〻遲れたる地方へ移ること全國の傾向と等しきも、而かも此傾向は常に全國の夫れに先んずること數年若くは十數年の早きに及べり。其何故に此現象を呈するや、惟ふに神戸港の背域とする關西地方に於ては其住民一般に企業心に富み、又資本豐富なるを以て、新進の企業は先づ關西に起り、漸次全國に波及するものと云ふべく、而して此企業の進展に伴ふ貿易は、先づ神戸に於て其新現象を發現し、之が數年若くは十數年の後初めて全國一般貿易の傾向となるものと信ぜらる。神戸港通商國的關係の變化は實に我國外國貿易の方向を示す指南車と稱するも、敢て過當に非ざるべし。又近時に於ける神戸港貿易と全國貿易との割合に就いて見るに、神戸の貿易が全國

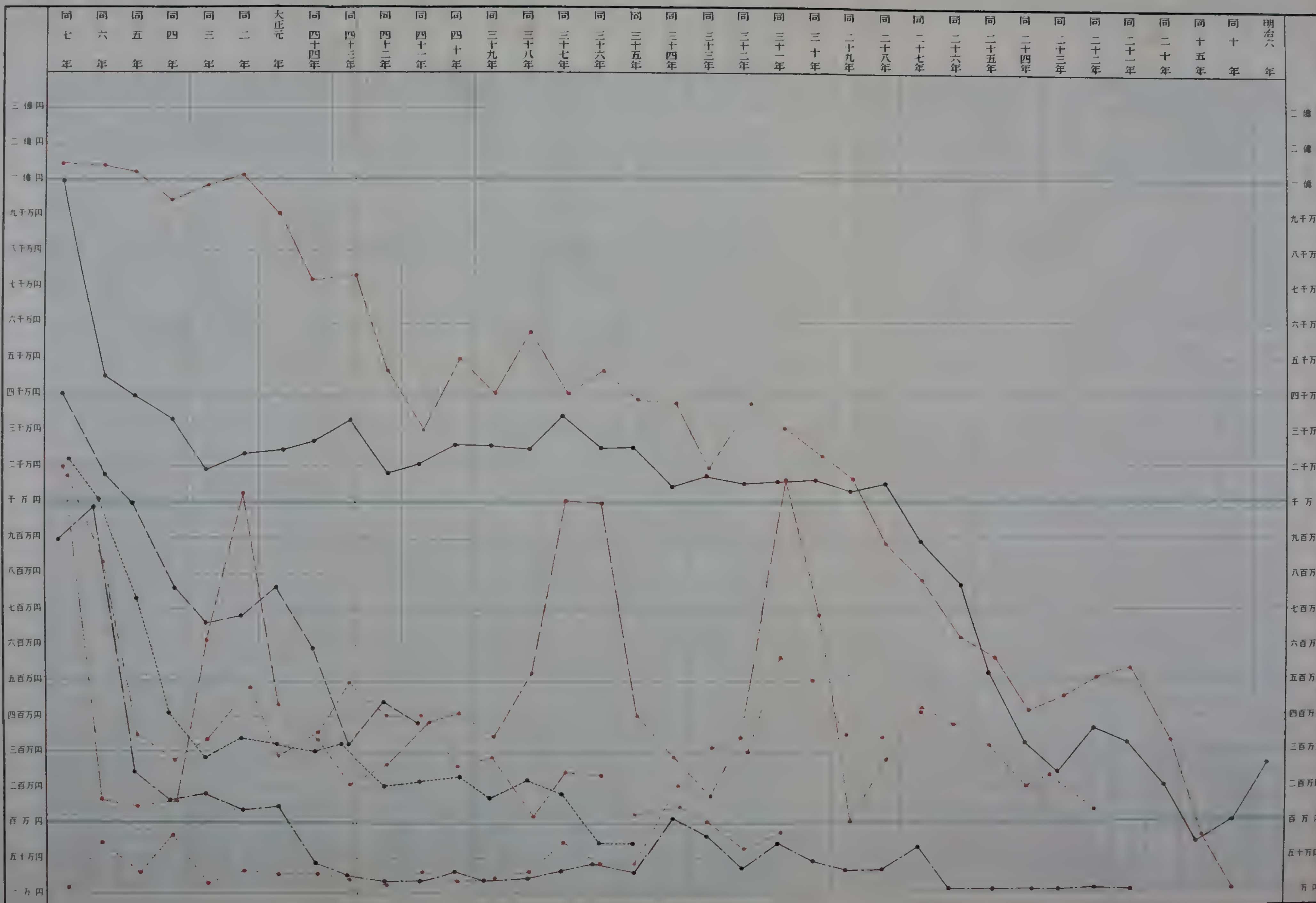
各港の夫れに對して優越なる割合を有するものは、亞細亞・濠洲の如き近時我國貿易關係が發展したる地方にして、劣勢なるものは歐羅巴洲の如く我國一般貿易が寧ろ退歩に傾ける地方なり。茲を以て吾人は神戸港外國貿易の全國に對する割合も亦我國貿易の趨勢を卜するに足るとも信ずるなり。



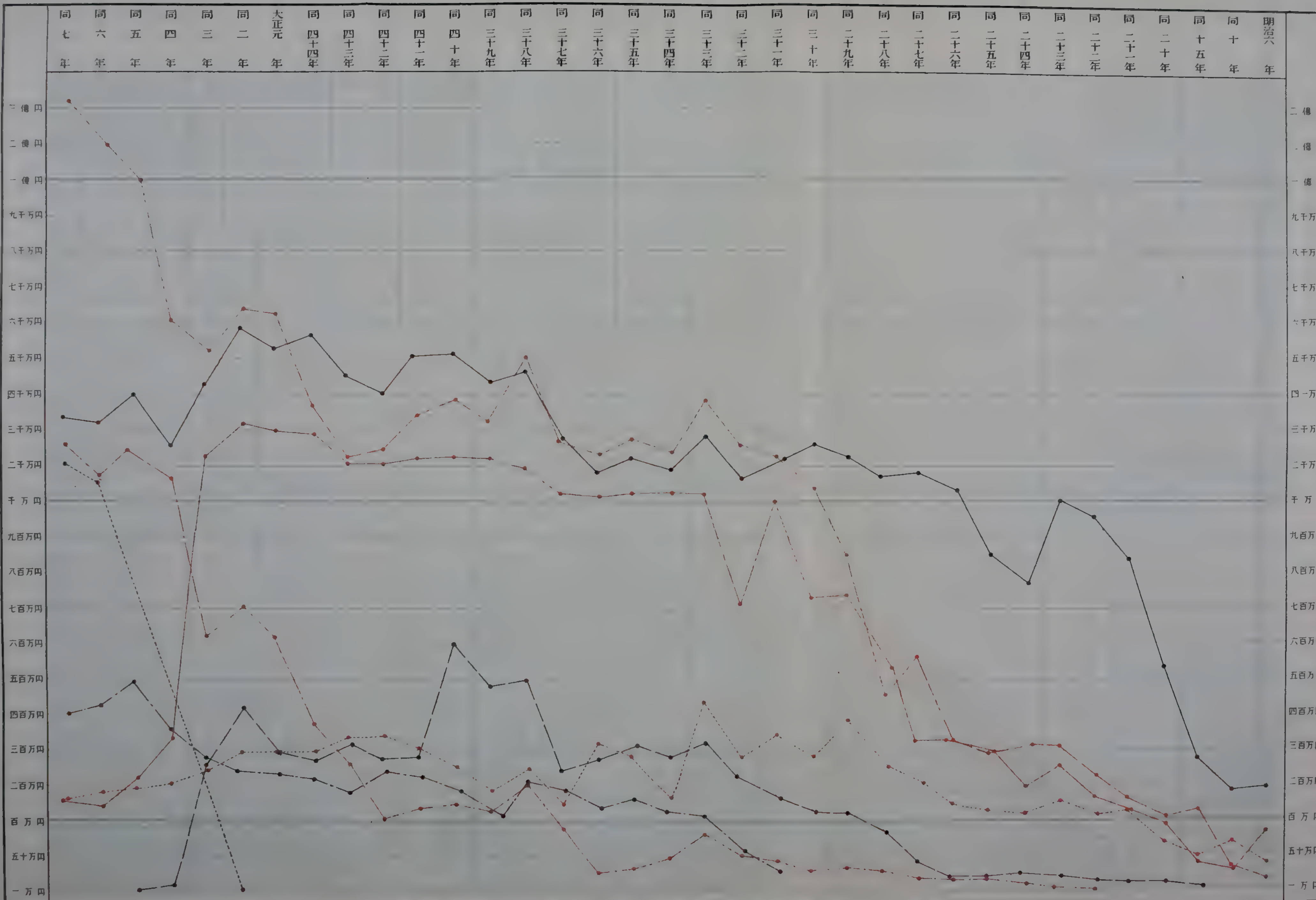
神戸港重要輸出國別貿易價額表（其二）

神戸港重要輸出國別貿易價額表（其二）





神戸港重要輸入國別貿易價額表（其二）



神戸港重要輸入國別貿易價額表（其二）

第五章　仲繼貿易の發達

仲繼貿易

本編第一章より第四章に至る間に於て叙し來りたる神戸港の外國貿易は、凡て稅關に對する輸出入手續を經由したる普通の輸出入貿易なり。然るに此貿易以外に別に特殊の貿易の存するものあり、之を仲繼或は通過貿易となす。本貿易は外國より輸送し來りたる商品を、一時神戸に陸揚せしのみにて、再び之を外國へ送出したるものなれば、一般の外國貿易統計より除外せらると雖も、其數量神戸港にありては決して侮るべからず、殊に近時の發達刮目に値するを以て左に其大要を説述せん。

明治三十四年以前

神戸港の仲繼貿易に關し組織的の調査行はれ、從つて統計の存するものは明治三十五年以後に屬す。然れども神戸港の仲繼貿易の實は明治初期より存し、積戻・積返の名によりて久しく行はれ居たりき。殊に明治三十年保稅倉庫法制定せられ神戸に官・私設の保稅倉庫設けられ、同三十三年稅關假置場法發布せられしかば、神戸の仲繼貿易は大に促進せられし筈なり。然れども此等の仲繼貿

易が幾何の額なりしや正確なる計數に至りては今徵するに由なし。

明治三十五年以後仲繼貨物噸量竝に其輸移出入貨物噸量との割合

明治三十五年以後は神戸稅關によりて年々仲繼貿易による出入貨物の統計作製せられしを以て、同年以後大正七年の間に於て、其噸量發達の狀態竝に一般貿易の輸移出入貨物噸量との割合を表示せば左の如し。

神戸港仲繼貿易貨物噸量と輸移出入貨物噸量との比較表

年次	仲繼貨物噸量	輸移出入貨物噸量	輸移出入噸量ニ對スル仲繼噸量ノ割合
明治三十五年	二〇、八三二噸	一、六九六、六五五噸	・一割
同三十六年	三六、五五八	一、九〇四、三三六	・二
同三十七年	二三、三六七	二、二五九、一〇〇	・一
同三十八年	二三、九五四	二、四一一、八八六	・一
同三十九年	四九、一五五	二、三四一、四九九	・二
同四十年	四二、八七二	二、四〇九、五七五	・二
同四十一年	四一、一七七	二、一一二、二七三	・二
同四十二年	七三、六六八	二、二二九、六三一	・三
同四十三年	一〇一、一〇二	二、七〇七、六六三	・四
同四十四年	一二七、九四九	二、九〇三、七三二	・四
大正元年	一二九、四一三	三、二八五、九八〇	・四

同　二　年	一六七、一一一	三、三九三、一一六	・五
同　三　年	二〇一、八一七	二、八五〇、四二六	・七
同　四　年	三九九、〇〇九	二、九四九、五八八	一・四
同　五　年	四三五、四一三	三、六五二、一三〇	一・二
同　六　年	四七九、九二五	三、九六一、八七〇	一・二
同　七　年	五四二、八六七	四、三二八、六二六	一・三

備考　本表の噸量は各年の「神戸港外國貿易概況」に據り、割合は之より算出せり。大正七年の仲繼貨物噸量を大正八年の「概況」には六九四五〇六噸と記し、大正七年の「概況」の計數と合致せず。玆には「大正七年外國貿易概況」の計數に從ひたり。

本表に據れば明治三十五年頃神戸港仲繼貿易の貨物は約二萬噸にして、一般貿易の貨物に對して未だ約一分に過ぎざりしが、同三十九年に至り二分以上となり、同四十三年には四分、大正二年には五分以上となり、歐洲戰役後は一躍して一割以上一割四分を數ふるに至りぬ。而して此に掲げたる仲繼貨物なるものは同一貨物の搬入・搬出なるを以て、唯其一方のみの計數を掲げたれども、搬入・搬出其時を異にするが故に、一般貿易貨物と同じく出入共別種のものと考ふれば、自然其割合前記の割合に倍加し、歐洲戰役中仲繼貿易貨物は一般貿易貨物に對

して、大正四年最高二割八分を占めたりと云ふべし。

仲繼貨物の價額

以上の仲繼貨物の價額は幾何なるや、此等貨物の出入は價額の申告をなさゞるを以て、精確なる價額を定め難きも、試みに神戸港輸移入貨物一噸當平均單價を基として明治三十五年來毎五年の價額の推定概算を擧ぐれば左の如し。

年次	仲繼貨物噸量	輸移入貨物一噸ノ平均價	仲繼貨物價額推定概算
明治三十五年	二〇、八三二噸	一三五円	二、八一二千円
同四十年	四二、八七二	一三四	五、七四五
大正元年	一二九、四一三	一三四	一七、三四一
同五年	四三五、四一三	一九六	八五、三四一
同七年	五四二、八六七	三四九	一八九、四六一

卽ち價額上より見るも近時の仲繼貿易は、神戸港に取り決して少額に非ざるを知るべし。

大陸別による仲繼貨物の仕出地仕向地

神戸港に於ける仲繼貿易の數量的發達此の如しとせば、此等の貨物が如何なる地方よりの仕出にして如何なる地方へ仕向けられしや、又其變遷は如何。先づ大陸別によりて約五年毎の變遷を示せば左の如し。

神戸港仲繼貿易貨物大陸別噸量及全額に對する割合表

大陸別		亞細亞		亞米利加		歐羅巴		濠太剌利		其他		通計	
		仕出	仕向	仕出	仕向	仕出	仕向	仕出	仕向	仕出	仕向	仕出	仕向
明治三十六年	噸量	六、四七九噸	三二、七五二	二〇、〇七七	三、〇一〇	六、五二一	三二二	九一	四六八	三、三九〇	七	三六、五五八	三六、五五八
	全額ニ對スル割合	一・八割	九・〇	五・五	・八	一・八	・一	・〇	・一	・九	・〇	一〇・〇	一〇・〇
同四十年	噸量	一三、〇三二噸	三七、八三五	二〇、二九四	二、〇一八	八、九九八	二、一四七	四七五	七八六	七四	八六	四二、八七三	四二、八七二
	全額ニ對スル割合	三・一割	八・八	四・七	・五	二・一	・五	・一	・二	・〇	・〇	一〇・〇	一〇・〇
大正元年	噸量	五〇、四三七噸	九六、五四一	五八、六二三	二五、四二六	一九、八二三	六、〇五三	三七四	一、二四五	一五七	一四八	一二九、四一三	一二九、四一三
	全額ニ對スル割合	三・九割	七・四	四・五	二・〇	一・六	・五	・〇	・一	・〇	・〇	一〇・〇	一〇・〇
同五年	噸量	二八四、六三一噸	二三九、三三九	九一、九〇一	一六八、五四四	二〇、一三六	三、四七二	一三、九九九	二、七七一	二四、七九六	二、二九七	四三五、四一三	四三五、四一三
	全額ニ對スル割合	六・五割	五・五	二・一	三・九	・五	・五	・三	・一	・六	・〇	一〇・〇	一〇・〇
同七年	噸量	四〇四、五三六噸	一三八、四六八	九七、四八五	三七一、五九〇	三、二二三	二四、八一一	三、四七〇	三、三六二	三四、一六三	四、六三六	五四二、八六七	五四二、八六七
	全額ニ對スル割合	七・四割	二・五	一・八	六・八	・一	・五	・一	・一	・六	・一	一〇・〇	一〇・〇

備考　本表の噸量中、明治四十年以後は各年の神戸港外國貿易概況より轉載し、同三十六年は同年の概況中より綜合計算したり、明治三十五年は概況に仕出國別を掲げざるを以て暫らく之を措く

上表によりて觀察するに、大正五年以後の歐洲戰役期間と其以前とは多少其趣を異にするも、神戸の仲繼貿易なるものは主として亞細亞洲と亞米利加洲とに對して行はるゝものにして、此兩大陸にて既往十七年間に全額の七割三分乃至九割二分を占むるなり。然れども仔細に此兩大陸仕出・仕向の推移の狀を見るに、亞細亞洲は仕出に於て漸次其率を増し、仕向に於ては其率減ず。亞米利加洲は仕出に於ては減じ、仕向に於ては増加し、全く亞細亞洲と正反對なり。此二大陸以外に於て歐羅巴洲も亦仲繼の對手として稍〻注目すべきも、唯仕出に於て時に全額の二割一分を有せし外概して其率少なく、仕向に至りては其額極めて寡少なり。他の大陸に就いては言ふに足らざれども戰時中濠洲・阿弗利加洲等の仕出の大なりしことは、戰時の變調なりと雖も、亦一考の價値なくんばあらず。

對手國別による仕出地仕向地

以上大陸別變遷により略ぼ仕出・仕向地方の推移を知り得たりと雖も、更に重なる對手國に分ちて其推移を示せば左の如し。

神戸港仲繼貿易貨物重要國別噸量表

國別		明治三十六年	同四十年	大正元年	同五年	同七年
支那（關東州ヲ含ム）	仕出	三、六五四噸	二、二一一噸	一二、〇八一噸	一四二、六六九噸	一九一、九八九噸
	仕向	一四、三二五	二二、五五二	四六、八六六	四〇、七一二	六二、七九〇
朝鮮	仕出	一、二二八	三、七一八	一六、七七九	一〇、五八九	一、七一〇
	仕向	一一、三三二	一〇、四一一	三四、六〇三	一八、四九二	七、五二七
香港	仕出	四八〇	二八六	五、三六九	三三、八一九	七五、四〇一
	仕向	一、七三五	二、〇二二	三、九五二	六、五七一	二、一六五
英領印度	仕出	三六〇	一、〇九二	四、〇二四	七〇、二三七	二六、三二九
	仕向	三一二	三〇	一三六	一、一八八	五、九〇一
海峽殖民地	仕出	二九〇	二八七	七、〇九九	八、〇六八	一八、二三二
	仕向	二五	四一	五四三	二、三一二	三〇七
蘭領印度	仕出	〇	一五一	七二	二、五六八	一三、七〇八
	仕向	六	二	〇	七七五	一四、五四七

佛領印度	仕出	一五〇	四、二六七	二、三三九	七二七	六二、三四四
	仕向	二九	二一	〇	二一	一五二
露領亞細亞	仕出	三一七	九七六	二、五八〇	八、二七四	七、七八四
	仕向	四、九七〇	二、七四四	八、八三〇	一六八、三四二	四四、三八六
比律賓諸島	仕出	〇	四三	六	七、六七九	三、五四八
	仕向	一八	一二	一、六一〇	七八六	四八九
北米合衆國	仕出	二〇、〇六三	一八、五七四	五六、四四〇	八五、六七六	九三、九四九
	仕向	二、七一四	一、三七三	一〇、五六四	一五八、八八四	三五二、四二三
加奈陀	仕出	一四	一、七二〇	二、一八三	六、〇八二	二、八七三
	仕向	二九六	六四五	一四、八六一	九、一七九	一九、一一三
英吉利	仕出	三、一九六	四、八三〇	九、五七〇	一六、六二三	二、七二〇
	仕向	一二六	六二七	三、一四八	一五、七四〇	一三、八八二
佛蘭西	仕出	三九	一九一	一、五一八	一、九七八	二二
	仕向	一四四	一四〇	三九九	六、三七一	一〇、八九〇

獨逸	仕出	一、一一二	九五六	二、三六四	四六	○
	仕向	三七	一、三三六	九六三	○	○
白耳義	仕出	二、一六二	二、六四三	四、九八一	○	○
	仕向	三	四一	一、四二二	○	○
濠太剌利	仕出	九一	四七五	三七四	一三、九五九	三、四七〇
	仕向	四六八	七八六	一、二四五	二、七七一	三、三六二

備考　本表は各年の「神戸港外國貿易概況」より作成す。

此等諸國に對する仲繼貿易の推移は上記の大陸別的推移に順應すること勿論にして、最近に於ける各國よりの位置より言へば、神戸仲繼貿易に最も密接なる關係を有するものは、支那及び米國なるを知らん。

仲繼貨物の品種

次に此等諸地方間に行はるゝ神戸の仲繼貿易仕出・仕向の品種は如何。左に仲繼貨物を類別し其數量の變化を示し、且つ各品種別による其重要對手國を掲げん。

仲繼貨物種類別及重要仕出・仕向國別噸量表

類別	明治三十七年 噸量	明治三十七年 仕出國	明治三十七年 仕向國	大正元年 噸量	大正元年 仕出國	大正元年 仕向國	大正七年 噸量	大正七年 仕出國	大正七年 仕向國
米	二九四	香港・米國・清國	米國・清國・韓國	一八、九〇九	朝鮮・佛領印度・香港・英領印度	加奈陀・比律賓・香港・朝鮮・米國・露領亞細亞・濠太剌利	一五六、一〇七	佛領印度・香港・英領印度・支那・暹羅	米國・露領亞細亞・朝鮮・加奈陀
他ノ穀物及種子				「他ノ飲食物」中ニ含マル			八四、五四五	支那・關東州・香港・米國・印度	米國・加奈陀・英國
小麥粉	二、四一八	米國・清國・香港・英領印度・英國	清國・香港・米國・韓國・露領亞細亞・白耳義	三七、六八四	米國・加奈陀	關東州・支那・露領亞細亞・朝鮮・香港	二、九五一	濠太剌利・支那・關東州	蘭領印度・露領亞細亞・朝鮮
他ノ飲食物				二五、五〇五	米國・支那・香港・佛蘭西・加奈陀・英國・海峽殖民地	朝鮮・米國・香港・支那・加奈陀・露領亞細亞・關東州	六三、五〇六	支那・米國・蘭領印度・支那・加奈陀・海峽殖民地	露領亞細亞・支那・關東州・米國・加奈陀・朝鮮
油及蠟	四三六	米國・英國	清國・韓國	一〇、三三四	海峽殖民地・關東州・支那・米國・英領印度・白耳義	朝鮮・米國・白耳義・露領亞細亞・關東州・英國	一〇五、二二〇	支那・海峽殖民地・蘭領印度・關東州・米國・香港	米國・關東州・朝鮮・露領亞細亞・加奈陀・佛蘭西

(明治三十七年ノ數字ハ米及他ノ穀物及種子、小麥粉及他ノ飲食物ヲ夫々合算シテ括弧デ示ス)

金屬及同製品	三、二七七	米國・白耳義・英國・清國	韓國・清國	一〇、三〇〇	白耳義・米國・英國・獨逸・海峽殖民地・和蘭	朝鮮・關東州・支那・露領亞細亞・米國	四七、一八九	米國・海峽殖民地・支那	英國・佛蘭西・蘭領印度・支那・印度・關東州・香港
織物・衣服及附屬品	一、五三三	清國・英國・米國・獨逸	韓國・清國	二、八〇〇	英國	朝鮮・支那	一三、八三三	支那・香港	米國・關東州・支那
兵器・時計・學術器具及機械類	九四二	米國・英國	韓國・清國	一、二四八	米國・英國	朝鮮・露領亞細亞・關東州・支那	一〇、八六六	米國	關東州・露領亞細亞・支那
其他諸雜品	五、四七七噸			二二、九四三噸			五八、五四〇噸		
通計	二三、三六七			一二九、四一三			五四二、八六七		

備考　本表は專ら各年の「神戸港外國貿易概況」に據りたれども、同書の仲繼貿易に關する諸表は、年により其編制法を異にせるを以て、別に新法を設け作製したり。

此表に據れば、神戸港に於ける仲繼貿易品は勿論各種とも增進の勢を示しつつありと雖も、時期により其重なる品種の異なるものあるを免れず。而して一般より言へば、近時增進の最も著しきものは米・雜穀・油類の如き天產物にして、主

として亞細亞諸國に産し歐米諸國に仕向けらるゝものなり。但し油類中に石油あり、此は概ね米國より支那・朝鮮・露領亞細亞へ仕向けらるゝものとす。工業品に在りては半製品たる金屬類に於て稍增加せるも、一般に其進況の見るべきものなく、是等は歐米諸國よりの仕出にかゝり、亞細亞諸國へ仕向けらるゝものなり。小麥粉は歐洲戰前主たる仲繼貿易品たりしが、戰後大に減じたり。要之此各種貨物品種間の變遷は、又前記各大陸別割合の變化と相呼應して、神戸港仲繼貿易の一傾向を示すものなり。

以上は神戸港仲繼貿易の發達に就きて各種の事實を掲げたるものなるが、以下此等を綜合し其發達の事由、並に其趨勢に就いて聊か論ずる所あらんとす。

仲繼貿易發達の要件と神戸の状況

抑も一通商港に於ける仲繼貿易の發達には、種々の要件の伴ふものあり、第一は該商港が比隣通商國に對して地理的位置の良好なること。第二は其港灣を中心とする航路多く運輸至便なること。第三は其港灣が常に貨物の出入のみならず市場組織も亦相當の完備をなすべきこと等是なり。

地理的位置

今是等の諸要件を神戸港仲繼貿易の發達に適用して考ふるに、蓋し我國は亞細亞・亞米利加二大陸の間に介在し、國其自身が仲繼貿易をなすに便なるに、殊に

海運航路

神戸港は我國土の中樞にあり、海陸形勝の位置を占むるを以て、最も之を行ふに適す。 横濱港は米大陸との交通の利稍〻神戸に比し大なりと雖も、亞細亞大陸に遠く、長崎港は支那・南洋諸島に隣接すと雖も、對米交通は甚だ振はず、到底神戸の地位に及ばざるなり。 茲に於て主として歐米兩大陸を對手として行はるゝ仲繼貿易は、神戸に於て爲すこと最も自然にして且つ有利なり。 加之此內外に對する地理的關係の優秀なることが、又神戸港の航運をして全國の諸港に卓絕せしめ、近年我國の諸港灣に入港せる船舶總噸數の三割以上は、實に神戸の占むる所なり。 更に之を航路上より見るに、神戸は既に世界航路の重要なる寄航地なるが上に、仲繼貿易と最も密接の關係を有する東洋各地へは、近時殆んど何れの方面にも航路を有すと言ふも誣言に非ず、殊に從來外國航路の船舶多くは香港を以て航路の起點たらしめしも、近時其起點は事實上神戸に移りたりと言ふを得べし。 於是乎此等諸航路は神戸港に於て相接續し、貨物の交換をなし、以て神戸港が仲繼港として優越なる地位を占むるに至りしなり。 此海運航路の盛大なることが神戸港仲繼貿易の發達に大關係あることは、明治三十五年來仲繼貨物の噸量の增加が、同年以後神戸に入港せし船舶噸數の增加と、殆んど比例する

ことによりても亦證據立てらるべし

市場組織

然りと雖も如何に神戸が天下形勝の地位を占め、海運進步したればとて、神戸に市場組織の整備なくんば決して仲繼貿易の隆盛を望むべからざりしなり。然るに神戸に於ては近時諸種の商業市場發達し、仲繼貿易に必要なる諸機關例へば外國爲替取組銀行・宣誓檢量人・運送取次人等の完備せるあり、此等を通じて仲繼商業は圓滑に行はるゝに至りしかば、彼是相俟つて以て今日の隆昌を來したるなり。

關稅制度並にこれに連關せる諸施設

斯くの如くにして神戸港仲繼貿易發達の主因は、如上の三要件の具備せるにありと信ずるも、仲繼貿易の發達には他の要因の之に附隨するものなくんばあらず、卽ち國の內外に於ける關稅制度並に之に連關せる諸施設是なり。　仲繼貿易は之を關稅上より見れば、課稅の圈外にあるべきことを主なる要素となすを以て、一港仲繼貿易の發達には一面には其國家若くは四隣の諸國に於て過重なる關稅制度の行はるゝこと、他面には其港灣に之を免るゝ自由港若くは之に代る施設の具はるべきこと亦必須の條件たり。　之に對して我國は明治三十三年來國定關稅法の實施せらるゝあり、關稅は漸次過重となり、對岸の米國は固よ

り極端なる保護貿易國なり、是等は神戸の仲繼貿易を促進するに與りて力ありき。又關稅免除に關する施設としては神戸には自由港の制度こそなけれ、前述の如く明治三十年保稅倉庫法の實施、同三十三年稅關假置場法の制定により、其設備を怠らず、越えて明治四十五年假置場法の公布により、私設假置場の設置をも見たれば、是等の諸點よりも亦神戸の仲繼貿易は發達すべき筈なりしなり。若し一歩を進め自由港の制度行はれたりしならば、更に一段の進運を遂げたりしなるべし。

仲繼貿易の大勢

神戸港仲繼貿易發達の因由概ね此の如し。最後に一言すべきは此發達の裡に流るゝ大勢なり。上表大陸別噸量表の條下に述べしが如く、神戸港の仲繼貿易は、嘗ては米大陸より亞細亞大陸に向ひしもの多かりしが、近時は亞細亞洲より亞米利加洲に向ふもの多し。此現象は一部分歐洲戰役の結果なりと雖も、其傾向は既に戰役以前に於ても現はれたり。若し此趨勢にして尙ほ繼續せらるとせば、今後に於ける神戸港仲繼貿易の盛衰は亞細亞洲より亞米利加洲へ向ふべき物資の多寡の上に懸ると云ふを得べし。卽ち亞細亞洲に於ける生產狀態と亞米利加洲に於ける消費狀態とが、神戸港仲繼貿易を左右する力なり。假

令將來自由港の設けをなし貨物積卸上の利便を進むと雖も、其原動力は依然として兩大陸物資の需給關係に在りと信ずるなり

參考書目

本編を草するに當り參考せし重なる書目左の如し。

編著者	書名	出版年月
大藏省統計寮	自丙寅年至癸酉年各港輸出物品表	明治七年
神戸税關	自明治元年至同五年神戸港税關統計表（寫本）	
同	明治元年以降神戸港外國貿易統計一班	
外務省	明治二己巳年同三庚午年各開港場輸出入物品高	
大藏省租税寮	從辛未至壬申各開港場輸出入物品表	
正院第五科	自明治五年至同十一年各年政表外國貿易之部	
大藏省租税寮	大日本各港輸出入物品年表明治六年分	
神戸税關	明治七年分神戸港税關統計表（寫本）	
大藏省租税寮	大日本各港輸出入年表明治七年一月ヨリ十二月迄	
同	大日本各港輸出入年度表明治八年七月ヨリ同九年十二月迄	
大藏省關税局	大日本各港輸出入月表明治十年第一月中ヨリ第十二月中迄	

大藏省關稅局	大日本輸出入比較表 自明治元年至同十年
同	大日本各港輸出入年度表 明治十一年七月ヨリ同十二年十二月迄
同	大日本各港輸出入半年表 明治十二年一月ヨリ六月迄
同	同　表 明治十二年七月ヨリ十二月迄
同	同　表 明治十三年一月ヨリ六月迄
同	同　表 明治十三年七月ヨリ十二月迄
大藏省	大日本外國貿易年表 自明治十五年至大正七年
神戸稅關	明治二十二年一月以降輸出入品噸量内外船別表（寫本）
大藏省	自明治元年至大正二年大日本外國貿易四十六年對照表
内閣	日本帝國統計年鑑
大藏省商務局	明治十一年度商況年報 從一至七款
神戸稅關	自第五回（明治十二年）至第十一回（同十八年）神阪兩關商況年報
同	明治十九年神戸大阪港外國貿易年報
同	明治二十年神戸大阪港外國貿易年報
同	自明治二十年至同三十一年各年神戸港外國貿易年報

同　明治三十四年統計調査報告

同　自明治三十五年至大正七年各年神戸港外國貿易概況

大藏省主税局　自明治二十二年至大正七年各年外國貿易概覽

大藏省記錄局　官令沿革表　明治十二年四月

同　貿易備考　同十八年九月

大藏省　大日本貨幣史參考外國貿易部　同十一年

同　貨政考要法令編　同十八年十二月

同　理財稽蹟第二

同　第一課蹟類纂第四十三冊

同　本局横神沿革略史神戸港税關沿革略史第二

兵庫縣　兵庫縣史開港場之部

大藏省文書　各港税關慣行法

同　省所藏　大阪商法會議所關税改正下問復申書　同十二年十月

神戸市役所々藏　貿易史料稿

神戸高等商業學校所藏　外國貿易記錄

神戸商業會議所	神戸商業會議所月報、同雜誌、同報告(明治二十一年以降)	
貨幣制度調査會	貨幣制度調査會報告	明治二十八年九月
開港三十年紀念會	神戸開港三十年史、乾・坤	同三十一年五月
	明治三十年幣制改革始末概要	同三十二年五月
神戸商業會議所藏	神戸築港調査、同計畫要領竝工費豫算	
	設計案ニ係ル所用金竝公債調査書	同三十二年
大藏省理財局	金融事項參考書(明治三十三年以降)	
神戸稅關	關稅彙纂	同三十四年十二月
橫濱稅關	神戸稅關沿革史	同三十七年十月
同	大阪稅關沿革史	同三十八年九月
大阪府	大阪府誌、第一編（商業金融貨幣）	
明治財政史編纂會	明治財政史、第七卷（租稅(關稅)葉煙草專賣）	同三十七年十一月
同	同書、第十一卷（通貨）	同三十八年一月
同	同書、第十二卷（通貨銀行）	同三十八年二月
橫濱商業會議所	橫濱開港五十年史、上・下卷	同四十二年五月

東洋經濟新報社	明治金融史	同四十二年四月
文教會	大政紀要	大正元年九月
加藤弘藏	交易問答	明治二年四月
指原安三	明治政史	同十二年二月
阿部輿人	大日本帝國二十五期間財政始末	同二十四年九月
勝安芳	開國起原	同二十六年一月
横井時冬	日本商業史	同三十一年十二月
同	同書維新後の商業史	同三十三年十一月
阪谷芳郎	青淵先生六十年史、第一卷	同三十三年二月
重野安繹・久米邦武・星野恒共著	國史眼	同三十四年十一月
大隈重信	開國五十年史	同四十一年二月
津村秀松	商業政策	大正四年六月
飯島幡司	金融經濟講義	同十一年六月
	神戸又新日報	
	神戸新聞	

Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan, 1863—64, 1868—71. (British Blue Book)

Reports by Her Majesty's Secretaries of Embassy and Legation on the Manufactures, Commerce etc., 1867—72. (British Blue Book)

Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China, Japan, and Siam, 1865-68. (British Blue Book)

Diplomatic and Consular Reports, Foreign Trade and Shipping of Japan, Foreign Office, 1872—1900. (British Blue Book)

Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance in Japan (Trade of Hiogo and Osaka), 1885—1895. (British Blue Book)

英領事報告、大藏省飜譯、一八七二年各港貿易報告

同　一八七三年各港貿易報告

英公使報告、大藏省飜譯一八七三年通商概略

英領事報告、大藏省飜譯、一八七四年各港貿易報告、卷一・二

同　一八七五年貿易景況概説

同　一八七五年兵庫大阪貿易報告

英公使報告、大藏省飜譯、明治八年各港貿易表

英領事報告、大藏省飜譯、一八七六年日本外國貿易摘要

同　一八七六年兵庫大阪貿易報告

同　一八七七年同報告

同　一八七八年同報告

在神戸米國領事館所藏、Diplomatic Correspondence, 1865 Part 3, 1867 Part 2, 1868 Part 1.

同　Commercial Relations, 1867.

Prof. T. Hashagen, Die Vereinigten Staaten und Ostasien vor der Erschliessung Japans. (Weltwirtschaftliches Archiv 17 Bd. Hef. 3)

The Japan Chronicle, Jubilee Number, 1868—1918.

Gubbins, The Progress of Japan, 1853—71.

F. Brinkley, Japan, its History, Arts and Literature, 1902.

J. W. Foster, American Diplomacy in the Orient, 1904.

K. Rathgen. Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt, 1891.

トリート原著、村川堅固譯、一八五三―一九二一年日米外交史、大正十一年四月

大正十二年三月廿五日印刷
大正十二年三月廿八日發行

編纂兼發行者　神戸市役所

東京府荏原郡世田谷町字下町五十番地
印刷者　大久保秀次郎

東京市京橋區築地二丁目十七番地
印刷所　株式會社東京築地活版製造所